### 日本取引所金融商品取引法 研究

### 第5号

2015 年 7 月 24 日 開催 平成 26 年金融商品取引法改正(1) - 大量保有報告制度の改正等 同志社大学法学部教授 川口 恭弘	1
2015 年 9 月 25 日 開催	
平成 26 年金融商品取引法改正(2)	
- 投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度	
京都大学大学院法学研究科教授 洲崎 博史	53
2015年10月23日開催	
平成 26 年金融商品取引法改正(3)	
- 上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策に伴う開示ガイドライン等の改正、	
内部統制報告書監査義務の免除、民事責任規定の見直しについて	
神戸大学大学院法学研究科教授 行澤 一人	167

2016年10月

株式会社日本取引所グループ

#### 日本取引所グループ金融商品取引法研究会メンバー(五十音順)

2016年4月1日現在

	2010 平 4 月 1 口 塊 1
氏 名	所 属
飯田 秀総	神戸大学大学院法学研究科准教授
石田 真得	関 西 学 院 大 学 法 学 部 教 授
伊藤 靖史	同志社大学法学部教授
片木 晴彦	広島大学大学院法務研究科教授
加藤貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
川口 恭弘	同志社大学法学部教授
岸田 雅雄	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
北村 雅史	京都大学大学院法学研究科教授
黒 沼 悦 郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
久 保 大 作	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
小 出 篤	学 習 院 大 学 法 学 部 教 授
近藤光男	関 西 学 院 大 学 法 学 部 教 授
志 谷 匡 史	神戸大学大学院法学研究科教授
洲崎博史	京都大学大学院法学研究科教授
舩 津 浩 司	同志社大学法学部教授
前 田 雅 弘	京都大学大学院法学研究科教授
松井秀征	立教大学法学部教授
松尾健一	大阪大学大学院法学研究科准教授
森 田 章	同志社大学大学院司法研究科教授
山下 友信	同志社大学大学院司法研究科教授
行澤 一人	神戸大学大学院法学研究科教授

### 特別会員

氏 名	所 属
河本 一郎	神 戸 大 学 名 誉 教 授・弁 護 士
龍 田 節	京都大学名誉教授

#### 日本取引所グループ金融商品取引法研究会

#### 平成26年金融商品取引法改正(1)-大量保有報告制度の改正等

2015 年 7 月 24 日 (金) 15:00~16:47 大阪取引所 5 階取締役会議室及び東京証券取引所 4 階 402 会議室

#### 出席者 (五十音順)

伊藤 靖史 同志社大学法学部教授

片木 晴彦 広島大学大学院法務研究科教授

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

川口 恭弘 同志社大学法学部教授

岸田 雅雄 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授

久保 大作 大阪大学大学院高等司法研究科准教授

黒沼 悦郎 早稲田大学大学院法務研究科教授

洲崎 博史 京都大学大学院法学研究科教授

龍田 節 京都大学名誉教授 (特別会員)

舩津 浩司 同志社大学法学部准教授

前田 雅弘 京都大学大学院法学研究科教授

#### 【報告】

#### 平成26年金融商品取引法改正(1)-大量保有報告制度の改正等

同志社大学法学部教授 川 口 恭 弘

#### 目 次

- はじめに
- I. 大量保有報告制度の改正
  - 1. 制度の概要と改正の趣旨
  - 2. 自己株式の取扱い
  - 3. 変更報告書に関する同時提出義務の廃止.
  - 4. 短期大量譲渡報告に関する改正
  - 5. その他の改正
- ○黒沼 それでは、時間になりましたので、金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

本日から3回にわたって、平成26年金融商品取引法改正を取り上げます。本日はその第1回として、同志社大学の川口先生に、大量保有報告制度の改正等についてお話しいただくことになっています。

それでは、川口先生、よろしくお願いします。

#### 

・はじめに

金融商品取引法は、平成20年以降、毎年改正が行われています。平成26年にも、引き続き、金融・資本市場をめぐる環境の変化等に対応するための改正が行われました。すなわち、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が平成26年3月14日に第186回通常国会に提出され、5月23日に成立、同月30日に公布されました(平成26年5月30日法律44号)。改正法は公布後1年以内

- Ⅱ. ファンド販売業者に対する規制の見直
  - 1. 改正の背景
  - 2. 改正法
- Ⅲ. 金融商品取引業者の事業年度規制の見直し
  - 1. 規制の沿革
  - 2. 改正法

討論

に施行されることとされ、現時点で全ての規定が施行されています。改正法の概要は、資料 [1] ——金融庁がつくったものですけれども——をごらんください。

改正法の内容は多岐にわたります。まずは、「日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策」を整備することで、安倍政権がアベノミクスとして掲げる成長政略を金融面から加速・強化するための改正が行われました。金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」(以下、「WG」という)が設置され、平成25年12月25日に報告書が取りまとめられています(以下、「WG 報告」という)。資料では、[2][3]と条文がありまして、[4]に報告書をつけています。報告書の章立てとこれに関する本研究会の報告分担の概要はレジュメ記載のとおりです。今回は、このうち大量保有報告制度の改正を中心に検討を行います。

さらに、WG で検討課題とされなかった改正項目

もあります。例えば、ファンド販売業者の規制の 見直しなど、実際の問題事例の発生を受けまして、 これを契機に行われた改正もあります。また、金 融指標に係る規制の導入といいますのは、国際的 な規制の枠組みに対応するために行われたもので す。また、金融商品取引業者の事業年度規制の見 直しにつきましては、資本市場活性化有識者会合 における提言をもとに行われたものです。本日は、 時間の許す範囲でこれらの幾つかについてもご紹 介をさせていただきたいと思います。メインは大 量保有報告制度の改正とさせていただきます。

#### I. 大量保有報告制度の改正

#### 1. 制度の概要と改正の趣旨

大量保有報告制度は、特定の者による株券等の 保有状況が、経営に対する影響力や市場における 需給関係の観点から投資者にとって重要情報であ ることを踏まえ、その情報を投資者に提供するこ とを目的としたもので、平成2年の証券取引法改 正で導入されました。

この制度のもと、株券等の保有者は、株券等保有割合が5%を超えた場合、その日から5営業日以内に大量保有報告書を提出しなければなりません(金商法27条の23第1項)。さらに、大量保有者となった者は、その後、株券等保有割合が1%以上変動するなどの重要な事項の変更があった場合に、その変更があった日から5営業日以内に変更報告書を提出しなければなりません(金商法27条の25第1項)。平成18年の改正で、大量保有報告書及び変更報告書の開示はEDINETを通じて行われることになりました。

WG 報告では、第4章「近年の金融資本市場の状況を踏まえたその他の制度整備」の中で(WG 報告17頁以下)、企業の成熟ステージにおける課題としまして、上場会社や投資者が負う金融商品取引法上の義務が過大となっていないかについて検討がなされ、その一つとして大量保有報告制度が取り上げられたわけです。そこでは、制度趣旨に配慮しつつ、大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る措置が提言されています。

#### 2. 自己株式の取扱い

#### (1) WG 報告

まず、第一のテーマは自己株式の取扱いです。

大量保有報告制度は、株券等の保有者に開示義務を負わせるものでして、これには株券等の発行者も含まれていました。そのため、株券等の発行会社は、自己株式を5%を超えて取得した場合に大量保有報告を行い、その後の変動について変更報告が義務付けられることになっていました。WG報告では、この点が資本政策の円滑な実施に支障を来しているとの指摘が紹介されています。

金融庁の資料によりますと、大量保有報告書の 提出件数のうち、自己株式の保有に係るものの占 める割合はレジュメ記載のとおりです。これによ れば、自己株式の保有に係る提出の件数と全体に 占める割合は年々低下しています。もっとも、大 量保有報告書の提出というのは、保有割合が5% を超えた時点でのみ要求されるということに留意 が必要です。これらの積み重ねで、現時点におい て会社自身が大量保有者となっている数自体はか なりのものになっていると考えられます。

また、同じ資料によれば、変更報告書の提出件数のうち自己株式の保有に係るものの占める割合は、レジュメ記載のとおりです。これによれば、大量保有者となった当該会社が自己株式の取得や処分で変更報告書を提出しなければならない件数とその割合は、ほぼ一定で推移していると言えるかと思います。

WG 報告では、「自己株式については、当該企業は議決権を有さず、経営に対する影響力を行使し得ないこと、また、市場における需給に影響を与えるような自己株式の取得や処分が行われる場合には、自己株券買付状況報告書等、他の制度により別途主要な情報が開示されること等に鑑みれば、大量保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外することが適当であると考えられる」とされました。この問題につきましては、本研究会の前身の研究会でも若干の議論がなされていまして、自己株式を除外することについて賛否両論に

分かれていました。今回、WG 報告の提言を受けまして、改正法では、27 条の 23 第 4 項において、株券等保有割合の算出の分子である「保有株券等の数」から「自己株式」を除外することにしました。この規定については、また後ほど述べさせていただきます。

#### (2) 大量保有報告制度の適用の適否

#### a. 資本政策の円滑な実施への弊害

実は、従来の規制が、自己株式の取得や処分に伴う資本政策の円滑な実施にどれほど支障を生じさせていたかということは、必ずしも明らかではありません。WG報告でも「支障を来している」との指摘はあるものの、WG自体で具体的な議論はなされていないようです。

資本政策の円滑な実施に支障が生じるという意 味については、まず、報告書提出の頻度が多く、 手間がかかるということが考えられます。もっと も、会社は自己株式の保有の割合が5%を超えた 時点で大量保有報告書を出せばよいわけです。通 常は、これは1回限りだと思います。この点で、 円滑な資本政策の実施に支障が生じているとまで は考えにくいところです。大量保有者となった後 の変更報告書の提出も、先の統計では、自己株式 に関するものは全体の6~7%程度で推移してお り、個々の会社が毎年頻繁に変更報告書を提出す るような事態にはなっていないようです。もっと も、近年の ROE 重視の会社経営の要請から、自己 株式を取得することが盛んに行われていると報道 されていまして、それに伴う変更報告書の提出件 数が増加するということは考えられるところです。

次に、自己株式の取得・保有の把握にコストがかかるということも考えられます。しかし、会社が会社の行為として自己株式の取得や処分を決めた場合、それを把握することが困難といった事情は伺われないところです。ただし、会社が主体とならないような場合、例えば株主から株式の買取請求権が行使され、それに基づいて取得したような場合に、自己株式の保有割合が変動するということも考えられます。しかし、このような請求が

なされる場合も通常は多くはなく、しかも会社は その事態を容易に把握できるはずです。なお、共 同保有者の保有割合を計算しなければならないの で、これに手間がかかるということも考えられま すが、これは他の大量保有者と共通の問題でして、 自己株式の保有・処分特有のものではないと思わ れます。

また、自己株式の取得・処分については、WG 報告にもあるように、他の制度において開示が必要でありまして、大量保有報告制度の適用を除外したとしても、開示コストが不要になるというものではないわけです。

### b. 規制の必要性(大量保有報告制度の趣旨との整合性)

もっとも、仮に自己株式の取得や処分について 大量保有報告制度を適用することが実務に多大な 悪影響を与えていないとしましても、自己株式の 取得や処分についての大量保有報告制度の適用問 題の検討を不要とするものではないと思います。 無駄な規制であれば、実務への影響度にかかわら ず見直すべきだと思われます。そこでは、自己株 式の取得や処分の開示が大量保有報告制度の趣旨 に適合したものであるかどうかという観点からの 検討が必要となります。

#### ・大量保有報告制度の趣旨

ここでまず、平成2年の立法におきまして大量保有報告制度が創設された趣旨を確認しておきたいと思います。同年の改正の基礎となりました証券取引審議会報告「株式等の大量の保有状況に関する情報の開示制度の在り方について」(平成元年5月31日)は、レジュメ記載の趣旨が書かれています。3ページの下の①、そして4ページの②というところです。時間の関係で読み上げませんが、要するに、4ページに図で書きましたけれども、株券等の大量保有及び大量処分に関する情報というのは、会社の支配権変動や経営への影響の可能性を示すものとして重要な投資情報である、これが1つです。2つ目に、それは株券等の需給

関係に係るものとして重要な投資情報である。こうしたことから、市場の公正性と透明性を高め、 投資者の保護を一層図るため、迅速な開示が要求 されたということになろうかと思います。

#### ・自己株式の取得・処分への当てはめ

大量保有報告制度が創設された平成2年の時点では、商法において自己株式の取得が原則として禁止されていました。したがって、この制度が創設された際には、発行会社が5%を超えて自社株を保有するといった事態は想定されていなかったと思われます。しかし、自己株式取得が原則禁止から原則容認されるに至って、事情は大きく変化しています。そこで、先の立法趣旨を前提としまして、発行会社による自己株式の取得や処分とこれらの立法趣旨との関係を再検討することが必要になろうかと思います。

会社が保有する自己株式については議決権がありません(会社法308条2項)。したがって、経営への影響力を行使する機会がなく、この点で大量保有報告を求める必要性はないというのがWG報告の立場です。

確かに、自己株式には議決権がありませんので、 会社自身が支配権を有する事態などは想定する必 要はないと思います。他方で、自己株式の取得が その会社の支配構造に全く影響がないとも言い切 れないところです。この点については以前から議 論がありまして、本研究会でも議論があったので すけれども、例えば「自己株式については、発行 会社は議決権を行使できないが、大量の自己株式 の取得によって当該会社の総議決権数が減少する 結果、経営者側の議決権比率が高まり、会社支配 に影響を及ぼす」という見解などが主張されてき たわけです。これは、主として河本先生がずっと おっしゃってこられたことかと思います(河本一 郎、大武泰南・金融商品取引法読本〔第2版〕174 頁。同様の趣旨は、証券取引法研究会編・金融商 品取引法の検討〔2〕 (別冊商事法務 2310 号) 126 頁(河本発言))。

そこでは具体的な例は示されていませんが、例

えば次のようなことが想定されているのかと思います。発行済株式総数 100 で、1 株1 議決権とします。このA会社で、安定株主Bが 30 の株式を保有していたとします。保有割合は 100 分の 30 で30%ということになります。敵対的買収などに遭遇した場合に、Aが自己株式を市場等で15 取得すれば、Bの持株比率は100分の30から85分の30、すなわち約35.3%に引き上げることが可能になります。この場合、Bの保有株式数に変化はありませんので、Bが変更報告書を提出する義務はありませんので、Bが変更報告書を提出する義務はありません(金商法27条の25第1項)。こういう状況において、A会社による自己株式の取得がA会社支配に全く無関係で、投資者の投資判断に影響がないということにはならないと思われます。

もっとも、このような場合に、発行会社Aに15 の自己株式取得について開示を求めたとしまして も、それによってBの持株比率が3分の1を超え たという情報まで明らかにされるわけではありま せん。そうすれば、会社支配の状況にどのような 具体的な影響が発生したかを市場に伝える効果は、 直接には期待できないというふうにも思われるわ けです。

次に、株式の需給関係の論点につきましては、自己株式の取得や処分状況は、その会社の株式の 需給関係に変動をもたらすことは間違いないとこ ろかと思います。この点については、WG 報告では、 自己株券買付状況報告書等、他の制度により別途 主要な情報が開示されるとしています。他の制度 には何があるかということですが、取引所の自主 規制としての適時開示が考えられるところです。

大量保有報告制度と自己株券買付状況報告制度では、前者は取得・処分のあった日から5営業日以内に開示が必要であるのに対して、後者では月に1回の報告で足りるといった違いがあります。そのため、開示の迅速性という点で、自己株券買付状況報告制度は大量保有報告制度の代替としては十分ではないと言えるかもしれません。もっとも、大量保有報告制度は上場会社に求められるものでして、上場会社には適時開示によって自己株式の取得・処分についての情報開示が求められま

す。適時開示は、まさに適時に開示が求められる ものですので、時間的な問題に関しては、大量保 有報告制度に代わり得るものだと言えます。

次に、開示内容の点で、これらの制度が大量保 有報告制度の代替となるかが問題です。大量保有 報告書には、株券等保有割合に関する事項、取得 資金に関する事項、保有の目的その他の内閣府令 で定める事項を記載しなければなりません(金商 法27条の23第1項、大量報告府令2条) (大量 保有開示府令に定める第1号様式による)。大量 保有報告書は、名簿上の株主だけでなく、実質的 保有者も提出義務があります。取得資金について の記載は、大量保有者の財政状況のみならず、そ の背後で実質的に株券等を保有する者を明らかに する点で意義を有するものと言われています。自 己株券買付状況報告書では、取得状況、処理状況 及び保有状況が開示されますが、取得資金につい ての開示は要請されません。さらに、適時開示で も開示の中心は取得状況でありまして、取得資金 の開示は求められていないわけです。これらの点 で、開示内容が異なるということになります。財 政状況は、金融商品取引法上の重要な開示項目と して大量保有報告以外でも開示が行われています。 会社による自己株式の取得が危うくなるような財 政悪化があったというような場合、何か事件があ ったという場合は、適時開示の対象にもなると考 えられます。さらに、取得資金の開示に、その背 後にいる実質的な保有者を特定する目的があると いう点に関しましては、会社が保有する自己株式 については、もともとそのような者を特定する必 要性が乏しいように思われます。

以上のことから、今回の改正で自己株式の取得 や処分について大量保有報告制度の適用を除外し たことは妥当であったと考えて良いのではないか と思います。

なお、参考としまして、アメリカでも従来から、 発行会社による自己株式の取得は5%ルールの適 用除外というふうに明記されています(1934 年証 券取引所法 13 条 4 項 6 号 c が規定)。また EU で は、2004 年の透明性指令で、発行者が自己株式を 取得し、議決権の付された証券の保有割合が5% または10%超となった場合、あるいはその数値を 下回った場合に、その事実を4営業日以内に公表 しなければならないものとしています。そこでは、 自己株式の取得・処分について開示の対象とされ ているのですけれども、開示頻度が他の場合に比 べて大幅に緩和されているところです。

#### (3) 議決権を有さない他の株式との比較

さて、金融商品取引法上の大量保有報告制度では、対象となる株式は議決権のある株式に限られます。すなわち、対象有価証券の範囲として株券が規定されまして、そこでは、「議決権のない株式」として内閣府令で定めるものに係る株券を除くとされています(金商令14条の5の2第1号)。議決権のない株式として内閣府令で定めるものとしましては、「当該株式を発行する会社が当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式」と規定されています(大量保有府令3条の2第2号)。したがって、現在議決権がない株式であるものの、取得条項や取得請求権の行使により議決権がある株式が交付される予定があるものについては、当初から「議決権のある株式」として取り扱うことになります。

また、対象有価証券の中には新株予約権証券が含まれます。そこでも、新株予約権として議決権のない株式のみを取得する権利のみを付与されているものを除くと――少しややこしい書き方になっているのですが――こういうことになっています(金商令14条の5の2第2号)。すなわち、潜在的に株式が発行される予定のあるものについては数に含むことになっています。こういう議決権のある株式が発行される前の段階から大量保有報告制度に組み込むという立法がなされているわけです。

以上の観点からは、明文の規定はないのですが、 相互保有によって議決権が一時的に排除されてい る株式も同様の扱いを受けると考えられます。そ のため、A会社がB会社の株式の25%を超えて保 有しており、他方でB会社がA会社の株式の5% を超えて保有しているときに、B会社はA会社の株式について議決権はないわけですが、大量保有報告書・変更報告書の提出が必要になるわけです。さらに、議決権制限株式で一定の要件を満たせば議決権が復活する種類株式(例えば優先配当ができない場合に議決権が復活するといった株式)も大量保有報告の対象になると解されます。

会社が保有する自己株式も、本来は議決権が付いていまして、会社が保有しているという段階でその議決権が排除されるにすぎません。社外に処分された時点で議決権が復活する株式です。そこで、一時的に議決権がない株式であるにもかかわらず、自己株式の取扱いとその他の議決権のない株式等との間で規制に違いを設けることになったことについての妥当性が問題になります。

この点につきましては、「金商法は、大量保有報告の対象として、潜在的な議決権を広く捕捉するという立場をとっていると解されます。したがって、自己株式も相互保有株式も、現在の状況の下ではたまたま議決権を行使できないというだけであり、当該株式が無議決権株式であるわけではありませんので、こういったものについて当然に大量保有報告の対象としてカウントされるというのが、制度の趣旨及び金商法の体系に適合的な解釈ではないかと思われます」という見解も述べられていたところです(日本証券経済研究所・金融商品取引法研究会「大量保有報告制度」金融商品取引法研究会研究記録 22 号 15 頁 (神作報告))。

もっとも、潜在的に議決権があるといっても、 自己株式と相互保有株式の間では違いが存在する ようにも思います。すなわち、議決権制限株式や 相互保有株式などは、その保有者の手元にある段 階で議決権付きの株式となる可能性があるもので す。議決権制限株式について、取得条項や取得請 求権が付いている場合、これらの行使でその株主 が議決権を有する株式の株主になります。相互保 有株式については、先の例で言いますと、A会社 がB株式についての持株比率を25%以下にすれば、 その段階でBのA株式についての議決権が復活す るわけです。これに対して自己株式については、 保有者である発行会社の手元にある間は議決権が 復活することはありません。議決権が復活するの は、発行会社がそれを他人に処分した段階です。 そのため、保有者の手元にある段階で議決権のあ る株式として広く捕捉する必要性は乏しいのでは ないでしょうか。このようなことから、両者に異 なる規律を適用することはあながち不合理なもの ではないように思われます。

#### (4) 改正法の規定

次に、改正法の規定を見ていきたいと思います。 以下では、共同保有者が存在しないシンプルな例 を取り上げたいと思います。

まず、大量保有報告は、株券等保有割合が5% を超えた場合に必要となります。そこで株券等保 有割合を計算しなければならないのですが、レジ ュメに記載のとおり、分子が「保有株券等の総数」、 分母が「発行済株式総数」+「保有者の保有する 当該株券等の数」で、割り算で計算されます。分 子の「保有株券等の総数」については、議決権が 復活する株式や新株予約権などの潜在的株式を含 まなければならないことになっています。また、 分母では、「発行済株式総数」に「保有者の保有 する当該株券等」の数が加算されます。この点が 非常にわかりにくい規定なのですけれども、内閣 府令を見ますと、「保有者の保有する当該株券等」 から株券、外国株券、投資証券等、外国預託証券 及び有価証券信託受益証券が除かれることになっ ていまして(大量保有府令5条の2)、結局どう いうことが言いたいかというと、株券等のうち、 新株予約権証券など行使により株式が交付される もの(将来的に株券の数が増えると想定されるも の)、すなわち潜在的株式というものが加算され ることになっています。

今回の改正では、分子の①保有者の「保有株券等」の数から自己株式の数を除外するものとなっています(金商法 27 条の 23 第 4 項)。正確に言いますと、従来から、「保有者の保有する当該株券等」では「その保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く」とされていま

して、これに「自己株式」を追加する形で規定されたわけです。すなわち、自己株式については「議決権のない株式」ではないという従来の解釈を維持しつつ、したがって株券等には含まれるわけですが、株券等保有割合の計算において分子に算入しないものとされました。これにより、発行会社は自己株式をいくら取得しても、株券等保有割合の計算における分子が増えないため、それが5%を超えることはなく、大量保有報告書の提出も要求されないということになります。

なお、今回の改正では、分母において自己株式を除外する規定は定められていません。そのため、引き続き分母では自己株式の数は計算に含まれることになります。これは、もともと株券等保有割合の計算において、発行済株式総数という株式の数を基準とするものとされているため、自己株式の数は発行済株式総数に既に含まれていることから、特にそれを除外する必要性がないと判断されたのではないかと考えられます。

分子の計算で議決権のないことを理由に自己株式の数を除外して、他方で分母の計算でそれを考慮に入れないということは、統一感を欠く印象はぬぐえません。しかし、大量保有報告制度では、もともとそのような計算式を採用していまして、これは自己株式に限ったことではありません。要するに、大量保有報告制度は、議決権比率を必ずしも正確に反映したものとはなっておらず、支配権の変動の可能性を正確に開示するものとはなっていないということかと思います。

#### 3. 変更報告書に関する同時提出義務の廃止

#### (1) 同時提出義務の内容

大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となった日の後に、株券等保有割合が1%以上増加または減少した場合に、その日から5営業日以内に変更報告書を提出しなければなりません(金商法27条の25第1項)。これに加えまして、大量保有報告書または変更報告書を提出する日の前日までに新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、

提出されていないこれらの書類の提出と同時に提出しなければならないとされてきました。これが改正前の27条の25第3項です。これを一般に「同時提出義務」と呼んでいました。

例えば、既に7%の大量保有者である者が、7月24日(金曜日)に株式を2%買い増した場合は、7月31日(金曜日)までに変更報告書を提出する義務があります(これを変更報告書Aという)。それまでの7月28日(火曜日)にさらに1%を買い増したことに伴う変更報告書(これを変更報告書Bという)は、本来ならそれから5営業日の8月4日(火曜日)でよいということでしょうが、先の規定から、変更報告書Aと同時に7月31日(金曜日)までに提出しなければならないというものです。

#### (2) 同時提出義務の趣旨

同時提出義務が規定されましたのは、新たな変 更報告書の提出事由が生じたにもかかわらず、そ の提出を原則どおり5営業日以内で足りるとすれ ば、先の例で言いますと、8月3日(月曜日)に 実際の持株比率は10%になっていたわけですが、 その時点では、変更報告書Aによって9%である という情報が一時的に開示され、開示事実と実態 との聞に齟齬が生じるということが理由でした。

この点、WG 報告では、「株券等の大量保有者は、 提出日の前日に、共同保有者の分も含め株券等の 保有状況を確認した上で変更報告書を提出する必 要があるが、子会社等を多く抱え保有状況の確認 に時間を要する投資者においては、実務上の対応 が事実上不可能なケースが生じている。その結果、 提出された変更報告書の内容が、同時提出義務を 踏まえた直近の情報に基づくものなのか、5営業 日前の情報に基づくものなのか明確でなく、かえ って投資者に誤解を生じさせかねない状況になっ ていることに鑑みると、変更報告書の同時提出義 務については、廃止することが適当であると考え られる」としていました。改正法では、この提言 を受け入れまして、同時提出義務を規定する27条 の25第3項を削除しています。 今回の改正趣旨は、共同保有者の分を含めた保有状況を迅速に確認することが困難な会社があることに配慮したものと言えます。確かに、変更報告書の提出は5営業日以内でよいと元々されているのは、このような確認をする期間を考慮したものと考えられまして、それよりも短い期間での開示を求めるということは、この点とも矛盾しているように思われるところです。

他方で、変更報告書Bの提出を5営業日以内で よいとすれば、変更報告書Aの提出時点で実態と 異なる情報であるということ、すなわち、10%の 保有であるのに9%であるという情報ですけれど も、これを保有者が十分に知りながら、一定期間 とはいえ、開示することを認めることになります。 大量保有報告制度では、株券等の取得の事実があ った日から変更報告書等の提出の時期まで5営業 日の猶予があるところですが、この間、やはり実 態が正確に開示されない期間が存在しているとい うふうにも言えるわけです。これに対しては、変 更報告書Bの提出を通常のように5営業日以内と しても問題が少ないという見解もあるかもしれま せん。しかし、変更報告書Aによって実態が正確 に反映されていない「開示」がなされている可能 性があるという点が、大きな違いであるように思 われます。すなわち、直近でその情報が開示され ているという点が大きな違いであるように思いま す。

このような開示事項と実態との乖離を重視するならば、変更報告書の提出があるまでは当該株券等の買増し等を禁止するという方法も考えられるところです。すなわち、先の例では、2%の買増しに関する変更報告書Aが提出されるまで、さらなる買増しを禁止することになります。現行法のもとでは、5営業日「以内」に変更報告書を提出すればよいので、保有者がその時期を早めることで、買増しが解禁される時期も早まることになります。今回の立法は、変更報告書について、もしかするとすぐに変更があるかもしれないという状況下に投資家を置くことになって、開示制度の在り方としてはやや違和感があるところです。この

点で、買増し自体を規制する方法にも一理あるように思いますけれども、この点は、株式投資の自由を過度に制約するという批判を受けるかもしれません。ご意見を頂戴できればと思います。

#### 4. 短期大量譲渡報告に関する改正

#### (1) 短期大量譲渡の場合の変更報告書

通常の変更報告書では、株券等の保有状態の変 更の事実は明らかにされるものの、譲渡の相手方 や対価は開示されません。しかし、大量の株式の 肩代わりのように短期に多くの株券等が譲渡され る場合、支配変動が生じ、また株券等の価格に大 きな変動が生じる可能性があり、投資者保護のた めに特別の規制が定められていると言われていま す。そこでは、変更報告書に記載すべき変更後の 株券等の保有割合が、①最近60日間における最高 の株券等保有割合の2分の1未満となり、かつ② 当該最高の株券等保有割合から5%を超えて減少 した場合、変更報告書での特別の開示が要請され るわけです。この場合、内閣府令の定めるところ により、譲渡の相手方及び対価についても変更報 告書に記載しなければなりません(金商法27条の 25 第 2 項)。

#### (2) WG 報告

#### (イ) 現実に譲渡を行っていない場合

WG 報告では、「短期大量譲渡に該当するか否かの判断基準が、保有割合の変動のみに着目したものとされているため、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず、形式的に当該基準に該当することにより提出義務が生じてしまうケースが発生している、との指摘がなされている」とした上で、

「短期大量譲渡報告の趣旨が、いわゆる『肩代わり』が行われたか否かを投資者が判断できるようにすることにあることに鑑みれば、短期大量譲渡の基準となる保有割合の減少は、『譲渡により減少した場合』に限定することが適当であると考えられる」としていたわけです。

ここにいう「保有者が譲渡を行っていないにも かかわらず、短期大量譲渡となる場合」というの は一体どういう場合を指すのかが問題になります。 WG に提出された事務局説明資料(平成25年11月 20日)によれば、その例として、「例えば、大規 模な第三者割当増資により、自己の保有株式数に 変動がないにもかかわらず、結果的に自己の保有 割合が減少するような場合」が挙げられていまし た。この例を具体的に見てみますと、次のように なるかと思います。発行済株式総数が 100 のA会 社で、Bが22%を保有していました。A会社がC に 120 という大規模な第三者割当増資を行ったよ うな場合(発行可能株式数の点で可能とした上で)、 Bの持株比率は 220 分の 22 となって 10%に減少 します。そこでは、保有割合は2分の1未満に減 少し、しかもその割合は5%を超えていることに なるので、短期大量譲渡報告の要件に該当してし まうということです。

しかし、短期大量譲渡報告は変更報告書を提出する者に変更報告書の中で求められているところ、「保有株券等の総数の増加または減少を伴わない場合」は変更報告書自体の提出が不要とされていますので(金商法27条の25第2項・1項括弧書)、従来の規制でも、Bは、短期大量譲渡報告の義務は免除されていると思われます。

結局、このWG報告で示されたものだけでは、「譲渡以外に大幅に持株が減少した場合」の具体例がよくわからなかったのですが、いずれにせよ、改正法では、譲渡の場合にのみ短期大量譲渡報告を要求できるという趣旨の規定の改正がなされました。

規定内容を見ていきたいと思いますが、まず短期大量譲渡報告が求められるのは、政令で定める基準に該当する場合と規定されています(金商法27条の25第2項)。これを受けて政令ができていまして、「変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合が、大量保有報告書・他の変更報告書に記載すべきであった株券等保有割合(60日前の日以降の日を計算の基礎とする……)のうち最も高いものの2分1未満となり、かつ最も高いものよりも100分の5を超えて減少したこととする」と定められています(金商令14条の8第1項本

文)。

改正法では、この政令の規定に以下の但書が追 加されました。「ただし、株券等保有割合が減少 したことにより変更報告書を提出する者またはそ の共同保有者が当該変更後の株券等保有割合の計 算の基礎となった日前60日(短期大量譲渡報告対 象期間) に株券等を譲渡したことにより減少した 株券等保有割合の合計が、当該最も高いものの2 分の1以下である場合または100分の5以下であ る場合は、この限りではない」というものです。 立案担当者は、この規定が、短期大量保有報告対 象期間に株券等を譲渡したことにより減少した株 券等保有割合が最も高いものの2分の1を超え、 かつ5%を超える場合に限定するものだというふ うに述べています(田中智之他「金融商品取引法 施行令等改正についての解説」(商事法務 2071 号 12 頁))。この規定をそのように読めるのか、後 ほどの議論で検討できればと思っております。

#### (ロ) 僅少な譲渡の場合

次に、短期大量譲渡報告の内容につきましては、 レジュメ記載のとおりでありまして、WGでは次の ような指摘が行われています。要するに、これは 一定期間に複数または多数の譲渡先に譲渡をした 結果、その譲渡の合計によっては、短期大量譲渡 報告の対象となる場合があるわけですが、そのう ちに僅少な譲渡先がいるといった場合に、従来は、 譲渡の相手方についてはその譲渡の相手方ごとに 氏名または名称を記載することが求められていま すので、その僅少な相手方についてもそのような 細かい開示が必要になってしまうわけです。WG報 告では、このような開示は要らないのではないか と提言されているわけです。

これを受けて改正が行われました。すなわち、 「譲渡の相手方及び対価に関する事項」の記載を 変更報告書に記載することを求めている規定につ きまして、「譲渡を受けた株券等が僅少である者 として政令で定める者については、対価に関する 事項に限る」という旨が追加されたわけです(金 商法 27 条の 25 第 2 項)。その上で、政令では、

1%未満の株券等の譲渡を受けた者と規定してい るわけです(金商令14条の8第2項)。

「僅少の譲渡」の基準をどこに設定するかとい うのは、ある意味では決めの問題かもしれません。 譲渡先が大量保有報告書を提出しなければならな くなる5%というのも一つの考え方と思います。 他方で、大量保有者であっても、1%未満の増減 については変更報告書の提出が不要ですので、保 有割合の変動が軽微なものとして1%とすること にも十分に合理性があるように思われます。「僅 少」の基準といいますのは、譲渡先を分散して肩 代わり規制を脱法的に行うことができない範囲で 定める必要があるかと思います。この点で、1% 未満であれば、そのような懸念もないのではない かと思われます。以上のことから、1%基準は選 択肢としては妥当なものではないかと思います。

#### 5. その他の改正

時間の関係で、その他の改正については、概略 だけお話しさせていただければと思います。

まず、大量保有報告書・変更報告書に係る訂正 報告書の公衆縦覧の末日についての変更です。改 正前は、訂正報告書について、それを受理した日 から5年間(改正前金商法27条の28)と規定さ れていました。しかし、これでは、先行して出さ れた大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧期間 が終了した後にも、それらの訂正報告書が公衆縦 覧され続けることになります。訂正報告書は、そ のもとになった大量保有報告書・変更報告書があ ってこそ意味があることから、今回の改正では、 その公衆縦覧時期は、そのもととなった大量保有 報告書・変更報告書の公衆縦覧期間の末日に統一 されました。

次に、細かい改正ですが、大量保有報告書・変 更報告書の提出者が個人である場合の記載事項の 簡素化が図られています。改正前は、氏名・住所 (番地まで)・生年月日の記載が必要でしたが、 プライバシーの問題などから、詳細な事項を省略 することが可能とされました。もっとも、監督当 局にとりましては、正確に誰が保有者であるかと

いうことを把握する必要がありますので、省略事 項については添付書類で提出することを条件にし ているわけです。提出させるけれども、それは公 衆縦覧書類にはしないよというふうな改正をして います。

最後に、大量保有報告書・変更報告書の発行会 社への通知方法に変更がありました。改正前まで は、大量保有者は遅滞なくその写しを発行者に送 付しなければなりませんでした(改正前金商法27 条の 27)。しかし、現在では、発行者は EDINET で情報を容易に入手できる環境となっています。 そこで、法改正では、大量保有報告書等が EDINET を通じて開示されている場合に限り、発行体への 送付は不要ということにしました(金商法27条の 27 第3項新設)。大量保有報告書などは EDINET での開示が義務付けられています。しかし、例外 的に、EDINET の故障などのような場合には、紙媒 体での提出が可能になっています(金商法27条の 30の5、金商令14条の11の2)。そして、この ような例外的な場面では、やはり発行体への書面 の送付は免除されないことになろうかと思います。 以上が、大量保有報告制度に関する改正につい

てのお話です。

#### Ⅱ. ファンド販売業者に対する規制の見直し

次に、2つのテーマについて簡単に報告させて いただこうかと思います。一つは、ファンド販売 業者に対する規制の見直しです。

#### 1. 改正の背景

この改正は、MRI 事件ということで新聞紙上で も報道された巨額詐欺事件の発生を契機になされ たものです。事案を簡単に紹介させていただきま すと、MRI International, Inc. (以下、「MRI」 という)というのは米国法人(ネバダ州ラスベガ ス本社)で、日本では第二種金融商品取引業者と して登録されていまして、日本における支店登記 もなされていました。

この MRI は、いわゆるファンド持分の販売業者 でありました。このファンドは、アメリカにおけ る診療報酬請求債権(Medical Account Receivables (MARS))の購入・回収事業から生じる利益を配当することを内容とするもので、MRIは、その権利(ファンド持分)を日本国内で勧誘・販売していたわけです。この投資物件は円建てで、元本も確保されており、高利回りをうたっていたこともあって、多くの国内の個人投資家から出資を集めました。この出資金は信託口座等で分別管理され、さらに、前述の事業の実施のみに充てられると説明されていたわけです。

しかし、実際には、出資金はファンドにおいて 分別保管されておらず、その資金は、他の顧客へ の配当や償還金の支払い等に充てられていたわけ です。その結果、1,800 億円規模の詐欺事件とな ってしまいました。事件の概要は資料 [5] の図 表をごらんいただければと思います。

MRI に証券取引等監視委員会の調査が入りまして、レジュメ記載の調査報告が出されています。特に重要なものは、顧客からの出資金を他の顧客への配当金・償還金の支払いに流用する行為についてですが、これは金融商品取引法 52 条 1 項 9 号、すなわち、金融商品取引業に関し、不正または著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いときに該当するとしている点です。本件では、証券取引等監視委員会は、レジュメ記載の違反事実を認定して行政処分の勧告を行い、平成25 年 4 月 26 日、関東財務局が登録取消しを含む重い行政処分を下しているところです(詳細は資料 [6]参照)。

#### 2. 改正法

この事件を契機としまして、ファンド販売業者 の規制についての改正が行われました。

#### (1) ファンド販売に関する規定の整備

幾つかあるのですけれども、重要な点は、分別 保管が十分でないファンド持分の販売についての 規制が置かれたということです。従来の規制のも とでも、ファンド規約等において分別管理が確保 されていないファンド持分の販売等は禁止すると いう規定がありました(金商法 40 条の 3)。しか

し、この規制のもとでは、販売業者は、ファンド における分別保管自体を確認する義務は定められ ていませんでした。そのため、分別保管されてい ない、いわゆるファンド契約等違反のファンド持 分を販売しても法令違反に問えないという事態に なっていたわけです。そこで、MRI 事件では、「不 正または著しく不当な行為をした場合において、 その情状が特に重いとき」(金商法52条1項9号) という包括的、抽象的な規定の適用で対処せざる を得なかったということです。この規定は、具体 的な法令違反に問えない場合でも監督当局が行政 処分を行うことを可能にするものでありまして、 幅広い適用には批判が強いものです。すなわち、 この規定については慎重な運用が必要で、業務改 善命令では足りないような場合、あるいは投資家 に重大な損害を与えた場合に限り適用すべきとい う見解も出されていたわけです(岸田雅雄監修・ 注釈金融商品取引法(第2巻)629頁(吉川))。

MRI 事件は、まさしく業務改善命令では足りずに、しかも投資家に重大な損害が発生しているというものでして、この包括的規定の適用は十分に可能であったと考えられます。しかし、この事件を契機としまして、MRI 事件のような悪質なもの以外にも、分別保管が不十分で出資金等が流用される可能性のあるファンド持分の販売を規制する必要があると認識されるようになってきました(監督当局において)。そこで、平成26年に法改正がなされて、出資・拠出された金銭等が出資対象となる事業に充てられていない、すなわち流用が行われている場合の自己募集・募集の取扱いが禁止されることになりました(金商法40条の3の2)。

条文では、金融商品取引業者等が、ファンド持分等について出資・拠出された金銭が、「当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら」、自己募集等をしてはならないと規定されています。そこで、「知りながら」ということを規制当局は立証しなければなりません。この点について、ファンドの自己募集であれば、流用事実の存在自体の立証で十分足りると考えら

れます。これに対して募集の取扱いであれば、販売業者が運用業者による流用の事実を知っていた という立証が必要で、この点を状況証拠などで固めていくことが必要になろうかと思います。

#### (2) 国内拠点設置等の義務付け

次に、国内拠点設置等の義務付けに関する改正 がなされました。外国法人に関して、第一種金融 商品取引業者・投資運用業者については国内に営 業所・事業所が必要です(金商法29条の4第1項 5号)。さらに、第一種金融商品取引業者につい ては、国内における代表者の選定が必要となって います(金商法29条の2)。しかし、第二種金融 商品取引業者についてはこのような規制がなかっ たということです。実は、MRI 自体については日 本に支店が置かれていたようですが、この事件を 契機としまして、外国法人について、国内拠点が ないと被害の把握等に大きな支障があるという認 識が高まり、これを実現するための法改正が行わ れたわけです。これは、金融商品取引業の登録拒 否要件に、国内に営業所・事業所を置かない者、 代表者を定めていない者はだめだということが規 定されたということです(金商法29条の4第1項 4号ロ、ハ)。

#### (3) 金融商品取引業協会への加入促進

時間の関係で、これは説明を省略させていただ きたいと思います。

#### Ⅲ. 金融商品取引業者の事業年度規制の見直し

最後に、金融商品取引業者の事業年度規制の見 直しについて簡単に報告させていただきたいと思 います。

#### 1. 規制の沿革

この規制の沿革といいますのは、レジュメ記載のとおりです。改正前の規定では、第一種金融商品取引業者の事業年度は4月1日から翌年3月31日までと法定されていました。

#### 2. 改正法

この点、平成26年の改正では、「各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から当該日から起算して1年を経過する日まで」となりました(金商法46条)。すなわち、第一種金融商品取引業者は、任意の月を選択して、その初日を始期とする1年間を事業年度とすることが可能になったわけです。

改正の背景には、レジュメ記載の提言があったということです。すなわち、例えば12月期決算の海外の証券会社が日本で現地法人を持っているような場合、その現地法人は3月期決算であるわけですが、本国基準の12月期決算もしなければならなくて、2種類の計算書類の作成が必要になるということでした。こういうコストを削減するための改正ということのようです。

もっとも改正法では、海外証券会社の日本法人 のみならず、全ての金融商品取引業者(第一種金 融商品取引業者)について事業年度規制の見直し が行われることになりました。

もともと事業年度を法定していた趣旨は何かということに関して、これは銀行についての話ですが、規制当局による財産状態についての年度比較を容易にするためというふうに言われてきました。「4月1日から3月31日まで」とされた趣旨はよくわかりません。国の会計年度に合わせたという見解もありますが、そうすることの合理性は疑わしいところです。

ご存じのように、会社法では、株式会社は1年 以内であれば事業年度を自由に決めることができます。他方で、規制産業と言われるものには、事業年度が法定されているものも少なくありません。例えば銀行、保険会社、信託会社の事業年度は、改正前金商法と同様のものが法定されており、今回の改正によっても、私が見落としていなければ、それは維持されていると思います。もっとも、金融商品取引法のもとでは、第一種金融商品取引業者のみについて事業年度規制がありまして、第二種金融商品取引業者、投資運用業者については規制は存在していませんでした。金融商品取引業者 と銀行や保険会社の間で事業年度規制に違いが生じることになったわけですが、それは銀行などについて規制を見直す積極的な意見がなかったということなのかもしれません。もっとも、金融商品取引法の世界では、第一種金融商品取引業者のみに非常に厳しい規制を存置する理由がどこにあるかということはなかなか見当たりにくいところかと思います。

なお、改正後も、各月の初日以外の日を事業年度の始期とすることは許されないことになります。例えばですが、会社創業への思い入れが強い社長がいまして、「会社の創立記念日」を事業年度の始期としたいと言ったところで、それが月の初日でない限りはできないということになります。もっとも、このような例を出したところではありますが(笑)、実際に、そのような事業年度をあえて選択する会社は通常は考えにくいところです。そういう意味では、改正法の内容は、規制緩和の内容としては十分ではないかと考えられます。

以上、大量保有報告制度についての改正を中心 に、いろいろな報告をしましたけれども、ご教授 いただければ幸いです。

#### 【討論】

○黒沼 川口先生、どうもありがとうございま した。豊富な内容を要領よくご説明いただいたと 思います。

それでは、討論に入りますけれども、本日の報告内容は大きく2つに分けられると思いますので、最初に、大量保有報告制度の改正について討論をしたいと思います。

#### 【自己株式の取得の開示と支配権移動の可能性】

○前田 レジュメの5ページのところで、自己 株式取得についての開示を求めても、支配状況へ の具体的な影響まではわからないことから、従前 の規制にさほど大きな意味はなかったというお話 がありました。しかし、既にされていた大量保有

報告とか有価証券報告書等で大株主の持株数がわかっていれば、確かにその後の変動がありますから正確な比率まではわからないにしても、おおよその影響はわかるはずです。そうすると、改正前に河本一郎先生がおっしゃっていたような、経営に対する影響力の変動という点で、改正前の規制に合理性があったようにも思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○川口 おっしゃるとおりと思います。そのため、私も、自己株式の取得状況の開示は支配権の変動の可能性について、直接には影響しないのではないかという言い方をしました。間接的にはあり得るというのはそのとおりだと思います。

○龍田 私もそこは同じように感じますね。資金が会社から出ていることは間違いない。それによって有利な影響を受ける者が誰かということも推測はつきます。その会社の株主構成がどうなっているかによって、議決権を行使できる株式の総数がこれだけ減れば、与党派株主の持っている議決権の割合がどれだけ高まるかということも推測できますよね。

〇川口 はい。

確かに川口先生のおっしゃいましたよ ○前田 うに、経営に対する影響力の変動といっても、自 己株式取得の場合は、会社以外の大株主の議決権 比率がいわば間接的に変動するだけですよね。で すから、自己株式取得の場合に5%という基準を 使っていたことは、ほとんど意味はなかったので はないか。川口先生の挙げられました5ページの 例で言いますと、たとえ会社が15%もの自己株式 取得をしても、たとえばその会社に1%の大株主 しかいないのであれば、その者の議決権は 100 の 1から85分の1になるだけで、1%から1点何% かに増えるだけで微々たるものですね。ですから、 自己株式取得の場合に5%の基準を使っていたこ とに、過剰規制の面があったことは否定できない ようには思います。

#### 【EU の透明性指令について】

○黒沼 今の点に関連して、レジュメの5ペー

ジに参考として EU の透明性指令を掲げておられますが、ここで「発行者が自己株式を取得し、議決権の付された証券の保有割合が5%または10%超となった場合または下回った場合、その事実を4営業日以内に公表しなければならない」というのは、発行者が自己株式を取得した結果、他の株主の保有割合が増えた場合のことを指しているのでしょうか。もしそうだとすると、それをどうやって知ることができるのかというのがちょっと疑問だったのですが。

○川口 EUの規制は、発行者の保有割合が5%または10%を超えた場合、あるいはその数値を下回った場合にのみ、報告しなければならないというもののようです。したがって、他の株主の保有割合の変動ではなく、自己株式の取得や処分があったときに、発行会社に開示が要求されることになります。もっとも、自己株式の取得や処分について発行会社に開示義務を負わせているものの、先の基準を満たす場合に限られます。この点で、自己株式の取得について、大量保有報告をした後、1%以上変動した場合に、その都度、変更報告が必要な日本に比べて、規制は緩和されていると思います。

○黒沼 そうですか。議決権の付された証券というのは、議決権付株式ということで、自己株式の取得によって、その議決は行使できなくなるけれどもという……。

○川口 そういう意味と私は理解していたので すが。

○黒沼 わかりました。

○北村 今の点ですが、自己株式についての取得保有あるいは処分についての報告制度と大量保有報告制度は、EUでは別の趣旨に基づく制度という位置付けになっているということでしょうか。 ○川口 趣旨は同じなのでしょうけれども、自己株式の場合は規制が緩和されているということなのではないでしょうか。すなわち、一般の保有者であれば、10%を超えて、その後15%、20%と増えていくと、この割合になったときに開示義務があります。しかし、自己株式についてはその部 分はないという理解なのですが。

○北村 先ほど前田先生がおっしゃったことですけれども、自己株式についての大量保有が支配権に与える影響は小さいということであれば、5%よりもっと大きい割合で規制するのであれば合理性があるように思われます。一方、紹介されたEUの規制では、自己株式取得の方が大量保有の割合よりも小さい割合で報告せよとなっております。その趣旨はどのように理解すればよいのでしょうか。

○川口 自己株式の取得・処分について、なぜ、 5%や10%という少ない基準での開示のみが強制 されているかということですね。

○北村 アメリカは完全に自己株式を除外という形になっているのですが、EU は報告義務が課される取得割合で違いを生じさせるということで、どうも趣旨がわかりにくいと思いましたので、質問させていただきました。

#### 【会社法の規律と金融商品取引法の規律】

基本的に、金融商品取引法の規定と会 ○岸田 社法の規定の規制の仕方が違うので、何か無理が あるような気がするのです。自己株式は会社法上、 155 条で原則禁止なのですね。155 条では、1項の 1号から 13 号以外はだめだということで原則は 禁止だけれども、実際には例外が非常に広く事実 上は自己株式取得は広く認められている。今おっ しゃったように自己株式を持った場合、直ちに議 決権がなくなるのではなくて、株主名簿を登録し てからですよね。そうすると、その間に時間の差 異があると思います。会社法上はそういう差異が あるので、ご報告のような計算の仕方からすると、 分子と分母で少し計算が違うと思います。自己株 式については議決権がないのは会社法の規定です し、逆に、金融商品取引法は形式的にやっている ので、規制してもちょっと無理があるような気が するのですけれども、そうじゃないでしょうか。 ちょっと教えていただきたいと思います。

○川口 ご質問のご趣旨をよく理解できていないのですが、本日は、金融商品取引法の話として、

議決権のない株式の取扱いを検討しましたが、会 社法の規制の趣旨を考えなければならないという ことでしょうか。

○岸田 株式名簿の名義を変えた場合に議決権がなくなるわけですね。持っているだけでは直ちにそうならないのに、5日以内、4日以内にしなくてはいけないというところに、会社法の規制の仕方と金融商品取引法の規制の仕方に整合性がないのではないかという気がするのですが。そもそも目的というか、規制の趣旨が違うとか、そういうことはないのですか。

〇川口 大量保有報告制度では、株主名簿に載っていようと載っていまいと、実質的保有者であれば開示義務があります。この点は、株主名簿上の株主を株主として扱えば良いという会社法とは異なるところです。しかし、そのような違いが、金融商品取引法上の規定の在り方にどのような影響があり得るのか……。

○岸田 7ページの分子と分母の計算の仕方が 少し違うような……。

この分子と分母の計算の違いは、会社 O $\square$  $\square$ 法の規定が理由ではないように思います。もとも と、金融商品取引法の制度として、大量保有報告 制度は合理的な説明は難しいと言われてきました。 分子のほうで議決権を考慮しておきながら、分母 のほうでは考慮しません。分母のほうを議決権べ ースにすると、大量保有者は全体の議決権の数は わからないという問題があるわけです。例えば相 互保有株式があり、一部の議決権が停止されてい る場合に、他人の間の相互保有株式の状況を別の 大量保有者が把握することはできません。したが って、分母については、発行済株式数でいかざる を得ないという事情があります。分子は、自分の ことですので把握は可能です。このようなことか ら、現在の大量保有報告制度は、正確に支配権の 変動状況を反映していないと申し上げました。そ れと会社法との関係は、私にはよく分かりません。 相互保有もやっぱり会社法の規制の仕 方で、ちょっと金融商品取引法の目的と違うと思 うのですが。結構です、ありがとうございました。

【議決権の停止されている株式についての開示義 務の在り方】

○加藤 改正法とは関係がないのかもしれませんが、レジュメの6ページから7ページにかけて、相互保有株式や議決権制限株式について株主が議決権を行使できない場合でも、その保有の段階で大量保有報告制度の対象とすべきという見解が述べられていたかと思います。これに対して、相互保有株式について相互保有の制限が解除された場合や、議決権制限株式で議決権が復活した場合のような、実際に株主が議決権を行使することができるようになった場合、大量保有報告制度において、変更報告書などの提出義務が発生するのでしょうか。

○川口 このような株式については、議決権はないのですが、議決権のある株式として、もともと開示義務があるのですね。すなわち、相互保有をしている場合、報告の例ではB社ですけれども、A社の株式について5%を超えて持っている部分について大量保有報告とか変更報告の義務があると解されてきたのではないでしょうか。したがって、議決権が復活した場合には特に開示は要求されていないということかと思います。

○加藤 そのような取扱いが、本当に大量保有報告制度の制度趣旨にかなうのでしょうか。相互保有の制限が解除される場合や議決権制限株式の議決権が復活する場合こそ開示が必要なのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。 ○川口 議決権が復活してこそ、投資者に影響があるということですね……。

○加藤 例えば新株予約権や新株予約権付社債については、新株予約権の行使は大量保有報告書における保有株式などの内訳の変更に該当すると思いますので、議決権を潜在的に行使できる段階から実際に議決権を行使できる段階に至った際に、変更報告書の提出義務が発生する場合があると思います。しかし、優先株式の議決権が復活した場合とか、相互保有の制限が解除された場合というのは、大量保有報告書の記載内容の変更とはいえ

ないので、変更報告書の提出義務は発生しないの ではないでしょうか。

しかし、支配権の構造を明らかにするという大量保有報告制度の趣旨からは、相互保有株式や議決権制限株式の議決権を行使できるようになったときも、大量保有報告制度の対象にしたほうが望ましいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

ОШП なるほど、ご趣旨はよくわかりました。 たとえば、A社とB社の株式の相互保有の場合に、 加藤さんのご意見ですと、B会社は、常にA会社 の処分状況を把握していなければならないという ことになりますね。つまり、A社のB社株式の保 有割合が25%以下になったときに、B社の保有す るA社株式の議決権が復活して、すぐに変更報告 書を出す必要があるということになりそうです。 常に相手方の株式の保有状況を把握するコストの ことを考えると、本来、議決権のある株式(そし て、議決権が停止されている株式)を5%持って いれば開示義務を負うという方法のほうがBにと ってはやりやすいと思うのです。ただ、市場に対 する影響力は議決権が復活したときにあるという のは、おっしゃるとおりであると思います。

○龍田 相手方の当方に対する持株が減ったために開示が必要になった。その場合、即座に報告書を出さなかったことは、違反といえば違反かもしれませんが、そういう場合も直ちに違法として扱うのでしょうか。他の事情から開示の必要性がわかっていながら、ほおかむりをしたというのであればいけないでしょうけれどもね。

○川口 確かに、そのような場面では違反があったと見なさないという方法もあり得るかもしれません。他方で、他人の保有状況を把握することが難しく、議決権が復活したときの開示が一般的に無理なのであれば、議決権の復活の可能性のあるものとして保有株式に開示義務を負わせるというのも政策判断としてあり得るような気もします。 ○龍田 資本政策の観点から、あまり厳しい規制は望ましくないというのがWGの大義名分のようですね。これは自己株式取得の禁止を次第に緩 和してきた当時から強く言われていたことです。 けれども、その資本政策というのは一体どういう ことで、それが妨げられるとどのような弊害が生 じるのでしょうか。その資本政策を自由に貫くこ とによって、どのようなメリットが確保され、そ れがこの規制によってどのように妨げられるのか を、はっきりさせてもらいたいと思いますね。資 本政策を貫徹することが重要で、その妨げになる ようなことは排除すべきだと一律に議論するのは、 乱暴過ぎる議論のような気がしますけれどもね。 私も、自己株式の取得の開示について、  $\bigcirc$   $\square$   $\square$ 資本政策の点で、どれほど会社の重荷になってい るのかという点は、いま一つわからないところも あります。もっとも、本日もご報告させていただ いたように、大量保有報告制度導入の趣旨から考 えても、これは外してもよいのではないかと思っ た次第です。

#### 【短期大量譲渡の規制】

○洲崎 10 ページから 11 ページにかけての短期大量譲渡報告に関する改正のところで、新しい条文と改正の趣旨を問題とされていましたが、具体的にどの点が問題なのでしょうか。

〇川口 資料 [3] が条文ですけれども、これは短期大量譲渡になる基準を定めているもので、持株割合が最高値の2分の1未満になり、かつその減少幅が5%を超える場合に該当するとしています。そこでは、確かに、譲渡の有無にかかわらず、基準に該当すれば、報告義務が発生することになります。改正法では、但書を追加し、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者等が、株券等を譲渡したことにより減少した保有割合が最も高いものの2分の1以下である場合または5%以下である場合はこの限りではないと定めています。

最高値の2分の1以下または5%以下の減少の場合、譲渡によるものであろうとなかろうと、短期大量譲渡には該当しないようにも思えるのですが……、この点で、改正法の規定が、短期大量譲渡報告が必要な場合は譲渡によるものに限ると読

めるかという点ですね。このような複雑な規定に したのは、単に、但書を、本文の規制は譲渡によ り減少した場合に限る、とするのではだめであっ たということでしょうね。

○洲崎 ここで問題となるのは、持株比率を低下させる事由が両方起こる場合ですよね。つまり、譲渡したことによる持株比率の低下と、第三者割当で大量の新株発行をしたことによる持株比率の低下の両方が起こった場合をどうするかということですね。

○川口 そもそも第三者割当で持株比率は下がりますが、保有株数は変わっていないのですね。 この場合、そもそも変更報告書を出さなくてよいはずで、そうなると、短期大量譲渡報告も出さなくてよいはずですね。

○洲崎 しかし、この期間内に1株でも売れば、 保有株数は減少しますから、規制がかかってくる のではないですか。10 ページの例でいうと、120 の第三者割当があり、かつこのときにBが自分で も売ったという場合ですね……。

〇川口 確かに、60 日間に 1 株でも売れば、規制の適用がありますね。

○洲崎 その場合に、Bが例えば22あったうちの10しか売らなかった場合、変更報告書は提出しなければいけないけれども、短期大量譲渡報告は本来は必要ないはずですよね。22持っていたのを10売っただけなら、2分の1未満にはなっていないから。

○川口 はい。

○洲崎 ところが、第三者割当が同時にあると、 全体が220になっているので、220分の12になり、 何も手当てがないと短期大量譲渡報告の要件を満 たしてしまう。そこで規制をはずすためには、こ ういう条文の書き方にしなければいけなかったの かなあという気もするのです。自信があるわけで はないのですが……。

○黒沼 私も恐らく洲崎先生の読み方でよいと 思います。正確な解釈はできないのですけれども、 但書の部分で、譲渡したことにより減少した保有 割合の合計という言い方をしていて、さらに2分 の1以下である場合または100分の5以下である場合とありますね。その但書よりも前のところでは、2分の1未満となり、かつ100分の5を超えて減少したときと書いてあるので、表現はひっくり返っているけれど、譲渡した分だけが残るように読まれることになるのではないでしょうか。

○洲崎 川口先生の代案は、本文と但書の構成にせずに、単に本文だけにして、譲渡によって2分の1未満かつ5%超の減少の要件を満たす場合に短期大量譲渡報告を出させるという書き方にすればよかったということでしたか。ただ、問題の60日の間に第三者割当があると分母が増えてしまいますから、それを除外するのに、本文だけで足りたのかどうかがよくわからないところです。

前にある条文をそのまま生かし、但書をつける ことで適用を除外すべき場合を明確に除外できる ということであれば、こういう規定振りでもよか ったのかなという気がします。

#### 【自己株式の取得に関する開示方法】

自己株式についての大量保有報告の話 ○小出 についてちょっと考えてみたのですが、川口先生 のご指摘のとおり、大量保有報告制度の趣旨が2 つあって、1つ目が支配権に対する影響という話 で、2つ目が需給に対する影響だということを前 提としますと、まず1つ目の支配権に対する影響 は、冒頭の議論にもありましたとおり、確かに間 接的な影響はあるのだとは思いますけれども、例 えば会社が新株発行した場合なども、既存の株主 の持株比率は下がることがあるわけですね。本来、 大量保有報告書というのは、持株割合が下がった 場合も出す必要があるのでしょうけれども、しか し新株発行の場合には、既存株主の持っている株 式の数は変わっていないから、出す必要はないこ とになっているのですね。そうすると、自己株式 の場合も同じことで、確かに既存の株主の支配権 に間接的に影響はあるのかもしれませんが、大量 保有報告制度というのは、そもそもそういうもの は対象にしていなかったということではないかと 思います。もう一つは、適時開示がありますので、

間接的な持分比率の変化に関する情報提供という のは、適時開示で実現できるのかなというふうに 思いました。

2つ目の需給に対する影響についてですが、私 の理解によると、もともと自己株券買付状況報告 制度というものがあって、これは、そういう需給 への影響があるからそれを開示するために求めら れているという理解をしていたのですけれども、 ご説明を伺っていて、これまで自己株券買付状況 報告制度は何のためにあったのかというのがわか らなくなってきました。というのも、需給に対す る影響の開示がもし適時開示によって実現される とするならば、自己株券買付状況報告書はもとも と要らなかったような気もするのですが、川口先 生は、自己株券買付状況報告制度はいかなる趣旨 のものだというふうに理解されているか、ちょっ と教えていだければと思います。

○川口 確かに、自己株式の取得・処分について適時開示をさせるのであれば、その状況について自己株券買付状況報告で開示をさせる意義は少ないように思いますね。自己株券買付状況報告書で1カ月ごとに開示されるよりは、適時開示の頻度は高く、正確に情報を市場に伝えることができます。もっとも、適時開示では、現時点での自己株式の保有状況は開示されません。この点で、開示項目は異なるのですが、市場の需給関係を投資家に開示させるという点では、適時開示で足りるような気もしております。

#### 【変更報告書の同時提出義務の廃止】

○片木 確認したいのですけれども、今までですと、最初に大量保有したときから5日間のうちに大量保有報告書を出しますから、その5日間で買い占めた全ての株の合計を、5日目の最初の大量保有報告書というか……。

○川口 変更報告書ですかね。

○片木 変更報告書だって、最初の報告で5日間のうちに買い占めた株全部の合計額を大量保有報告で開示する必要があったわけですね。

○川口 はい。

○片木 今回は、その最初の日の買付額だけを 出すということになりますから、例えば、最初に 買って3日目、4日目ぐらいに新たに大量に買っ た部分については、最初の大量保有報告書ではわ からないという話になると。

○川口 はい、そうです。それでよいのかとい う話になりますが。

○片木 そういうことでよいということですね。○川口 だと思います。

○片木 昔であればそういう買い占めというのは割となされていたけれども、現在は大体公開買付でやるから、あまりそういうことは気にしなくていいというふうな考えなのでしょうか。それとも、それはもう仕方がないという考えなのでしょうか。

○川口 割り切ったのだと思います。特に共同 保有者がいる場合には、共同保有者の分も合算し て変更報告の有無を検討しなければなりません。 買い増し分も、一緒に出さなければならないとい うことになると、事務的な手続きが追い付かない と言われていました。その反面、ご指摘のように、 先の開示情報のみが開示されて、実際はもう少し 買っているのにその情報が出ていないという問題 があります。この点について、いずれ5日以内に 変更報告書によって最新の情報が出る、と割り切ったということではないでしょうか。

○片木 すぐに変更報告書が出るから、それで いいだろうという。

○川口 それで割り切ったのではないかと思います。それでいいかというと、ちょっと何か気持ちが悪いところはありますが……。

○北村 今の点について、改正前はどうで、改正によりどうなったのかを確認させてください。 改正前の同時提出義務があったときに、川口先生のレジュメ8ページの図であれば、7月24日にまず2%買い増したという提出事由が発生していますね。そして、7月28日に同時提出の事由が発生していますね。改正前は、7月31日に両方の変更についての報告書を出さなければなりませんでしたが、その際、提出事由の発生日も開示すること になっていたのでしょうか。あるいは、3%を買い増したとだけ書くことになっていたのでしょうか。

○川口 変更報告書を同時に出していたと思います。変更報告書Aに加えて変更報告書Bも同時に出さなければならないということでした。

○北村 その場合、提出事由発生日は関係なしに、3月31日現在3%増えましたということを報告していたわけですか。

○川口 何日に取得した、ということは出ると 思います。

〇北村 そうすると、今回の改正で変わったところは、結局、提出事由発生から提出まで5日間の猶予があるので、24日の分は31日までに出ます、28日の分は8月4日までに出ますというように、つまり提出事由発生の日に対応して提出日が特定されたということでしょうか。

○川口 取得日という意味ですか。

○北村 取得日は、提出事由の発生日ですね。 最初の取得日から5営業日以内に第2の取得がされても、提出日はそれぞれに考えるということすね。

○川口 それはそうなのではないでしょうか。 ○北村 にもかかわらず、5営業日内の複数の 取得を一緒に開示しなければならないとすれば、 努力しても物理的に同時に両方を開示できない大 量保有者がある場合に、かえって誤解を与えるの で、むしろ原則どおり、報告したのは5日以内前 の取得ですよ、ということにしたのではないかと 思いました。

○川口 後日明らかになればいいと。

○北村 そういう割り切り方ですね。

○黒沼 それから、大量保有報告書では、今後の買付予定が開示事由になっているのではないですか。ですから、5営業日を利用して突然たくさん買うといったときには、そのことを大量保有報告書に書かなければ虚偽記載に問われることになり、5営業日でたくさん買うことによる問題はないのかなという気もしますね。

〇川口 現実にこの短期間で変更方向書Bを出

すは難しいという実務からの要請があったようなのです。特に、共同保有分を合算して判断しなければならず、複雑なケースもあり得るかもしれません。これを重視したということではないでしょうか。

#### 【MRI 事件】

○黒沼 MRI 事件について、証券取引等監視委 員会は、主として金融商品取引法の52条1項9号、 それから38条1号、これは虚偽告知ですね、これ を使ったようですけれども、改正法で金銭の流用 ――当該金銭を充てて行われる事業に出資・拠出 された金銭が充てられていないことを知りながら 募集を行うということは、13条5項の虚偽または 誤解を生じる表示の使用の禁止に当たる気もする のです。もちろん虚偽告知でもいいのですけれど も、13条5項では無理な理由というのは何かあっ たのでしょうか。当該金銭を充てて行われる事業 に充てられていないというのは、過去に拠出され た財産がそれに充てられていないということだか ら、これから出資をする財産について充てないと いうことを意味しているわけではないので、虚偽 にはならないと、そういうことなのですかね。

過去に充てられていないことを知っていれば、 将来も充てられないということは十分予想できま すよね。金融商品取引法 40 条の3の2のような手 当てをするほどの必要があったのかなという感じ が……。

○川口 なるほど (報告者注: MRI の行政処分にあたって、虚偽告知も理由の一つとされている (報告の段階では、すぐに気が付かなかった)。 そこでは、「出資金は MARS 購入及び回収事業にのみ充てられる」という告知をしており、実際は、他の顧客への配当金や償還金の支払いに充てる取扱いをしていたことが問題とされている)。

○龍田 典型的には、新しく募集に応じてきた 人が出資した資金を前の投資者への利払いや償還 などに充てるという、マルチ商法まがいの、アメ リカで最近 Ponzi と呼ばれている手口ではないで しょうか。SEC のホームページなどにはその事例 がたくさん見られますね。

○川口 アメリカのファンドについて、日本人 向けに詐欺をやったということですね。考えが甘 く、多額の人がそれに応じてしまったようです。

○龍田 SEC は国内でかなり厳しく、主にあれ は規則 10b-5 を使っているのですかね。

○川口 運用の途中で難しくなったというものではなく、高利回りをうたい、しかも、元本も確約するという、まさに、規則 10b-5 が対象とする詐欺の匂いが強かったもののようです。

#### 【国内の代表者の選定義務の拡大】

〇小出 ファンド販売事業者のほうの、14ページの外国事業者に対する国内拠点設置等の義務付けのところですが、これは、今でも投資運用業者に関しては、国内において営業所・事業所は必要だけれども、代表者の選定は不要であると。しかし、今回、第二種金融商品取引業者については、第一種金融商品取引業者と同様に、営業所・事業所も必要だし、代表者の選定も必要になったということでよろしいのでしょうか。

○川口 投資運用業者にまで規制が広がったか どうかという話でよろしいですか。

○小出 ええ、そうです。もしくは、投資運用 業者よりも第一種金融商品取引業者は厳しくする という趣旨なのかということです。投資運用業者 も、これまでよりも規制が強化されたということ なのでしょうか。つまり、これまでの投資運用業 者は代表者選定は不要だったけれども、今回の改 正で必要になったと。

〇川口 改正前の29条の4第1項5号は、第一種金融商品取引業者および投資運用業者について、 国内に営業所・事務所を有することを求めており、 また、29条の2で、第一種金融商品取引業者について、国内における代表者を定めることを求めて きました。他方で、第二種金融商品取引業者に関しては、国内の営業所・事務所の設置や国内における代表者については要求されてきませんでした。 この点を第一種金融商品取引業者に合わせる改正が行われたわけです。その際、ご指摘のように、 投資運用業者にも規制が強化され、国内における 代表者まで要求されています。改正法は29条の4 第1項4号ですが、これは、第一種金融商品取引 業、第二種金融商品取引業または投資運用業を行 う場合についての規制なので、そこは規制が統一 されるということではないかと思います。

○小出 わかりました。ありがとうございます。○黒沼 ほかにいかがでしょうか。

もしなければ、本日の金融商品取引法研究会はこれで終わりとさせていただきたいと思います。

「平成 26 年金融商品取引法の改正(1)一大量保有報告制度の改正等―」 JPX 金融商品取引法研究会報告(2015 年7月 24 日) 同志社大学 川口恭弘

はじめに

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」

Finday Olive for Finday How Pinday How Property How Property How Property How Property House

平成 26 年 3 月 14 日第 186 回通常国会に提出 5 月 23 日成立・同月 30 日に公布(平成 26 年 5 月 30 日法律 44 号)

→公布後1年以内に施行

\*改正法の概要(資料 [1]) \*改正法の新旧対照表(資料 [2] [3]) ・「日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策」の整備

金融審議会

「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」

(以下、「WG」という) の設置

→ 報告書(平成 25 年 12 月 25 日)(以下、「WG 報告」という)(資料 [4])

第1章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給推進策(事業化段階におけるリス

クマネーの供給推進策)

・クラウドファンディングに関する制度整備等 (洲崎報告)

第2章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給推進策(新規上場の推進策)

・新規上場企業の負担軽減等(行澤報告)

第3章 上場企業の資金調達の円滑化

・待機期間の撤廃(行澤報告) で午でな事がナギ組を追ざた戦するな

第4章 近年の金融資本市場の状況を踏まえたその他の制度整備

・大量保有報告制度の改正 (川口報告)

・流通市場における虚偽記載等に係る民事責任の見直し (行澤報告)

・ファンド販売業者の規制の見直し

MRI (米国法人 (第二種金融商品取引業者)) 事案 (行政処分 (登録取消し等)) の発生

・金融指標に係る規制の導入

IOSCO「金融指標に関する原則の最終報告書」(平成25年7月)

「金融指標の規制のあり方に関する検討会」報告書(平成25年12月25日)

金融商品取引業者の事業年度規制の見直し

資本市場活性化有識者会合「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日)

I 大量保有報告制度の改正

1 制度の概要と改正の趣旨

平成2年の証券取引法の改正で導入

・株券等保有割合が5%を超えた株券等保有者(大量保有者)

→5 営業日以内に大量保有報告書を提出しなければならない(金商法 27条の 23 第 1 項) ・株券等所有割合が1%以上変動するなどの重要な事項の変更があった大量保有者

→5 営業日以内に変更報告書を提出しなければならない(金商法 27条の 25 第1項)

MG 報告

・成熟ステージにおける課題(上場企業や投資者が負う金融商品取引法上の義務が過大?)→大量保有報告書の提出者の負担軽減を図るための措置の検討

2 自己株式の取扱い

(1) WG 報告

株券等の発行会社は、自己株式について大量保有報告・変更報告の義務を負う

→資本政策の円滑な実施に支障

・自己株式の保有に係る大量保有報告書の提出件数

(2.9%)	(6.1%)	(10.1%)	(10.3%)	(12.8%)	にかかるもの
80	120	152	147	226	自己株式の保有
1,363	1,308	1,501	1,428	1,766	提出件数
(1月-10月)					
平成 25 年	平成 24 年	平成23年	平成 22 年	平成 21 年	

(金融庁・資料による)

・大量保有報告書の提出件数(割合)は減少傾向

→but 会社自身が大量保有者となっている数自体は相当数にのぼる(と考えられる)

自己株式の保有に係る変更報告書の提出件数

	平成 21 年	平成 21 年   平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年   平成 24 年   平成 25 年	平成 25 年
					(1月-10月)
提出件数	8,912	7,032	6,929	7,289	7,310
自己株式の保有	561	541	546	556	456
にかねるもの	(8.3%)	(4.7%)	(2.9%)	(4.6%)	(6.2%)
				(金融	(金融庁・資料による)

割合) は権ばい傾向

変更報告書の提出件数(割合)は横ばい傾向

WG 報告

「自己株式については、当該企業は議決権を有さず、経営に対する影響力を行使し得ないこと、 また、市場における無給に影響を与えるような自己株式の取得や処分が行われる場合には、自己

株券買付状況報告書等、他の制度により、別途主要な情報が開示されること等に鑑みれば、大量 保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外することが適当であると考えられる。」

研究会での若干の議論

証券取引法研究会編・平成17年・18年の証券取引法等の改正

(別冊商事法務 299 号) 166 頁以下

証券取引法研究会編・金融商品取引法の検討[2]

(別冊商事法務 320 号) 126 頁以下

\*改正法→「保有株券等」(株券等保有割合の算出式の分子) から「自己株式」を除外 (金商法 27 条の 23 第 4 項)

(2) 大量保有報告制度の適用の適否

a. 資本政策の円滑な実施への弊害 (とは何か?)

WG では具体的な議論なし?

(報告書提出の頻度)

・大量保有報告書の提出

→大量保有者になった段階で提出義務(多くの場合は1回?)

変更報告書の提出

→毎年、頻繁に提出するような事態ではない?

but ROE 重視の傾向から、自己株式取得件数は増加する・・・?

(自己株式の取得・保有状況の把握)

・ 会社が主体となる場合

他人が主体となる場合(株主からの株式買取請求権の行使等があった場合

→件数は多くない? (把握も容易?)

・共同保有者の保有割合の把握の必要性

→自己株式特有の問題ではない?

・大量保有報告制度の適用を除外した場合でも、他の開示が必要 (開示コスト)

→開示コストは不要にならない?

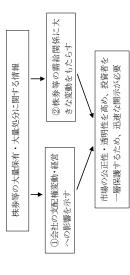
b. 規制の必要性 (大量保有報告制度の趣旨との整合性)

・大量保有報告制度の趣旨

証券取引審議会報告「株式等の大量の保有状況に関する情報の開示制度の在り方について」 (平成元年5月31日)

①「株式等に対する投資者の投資活動は、基本的に会社を評価して行われるものであるので、そ の会社に関する情報は、投資者に出来る限り開示される必要がある。この場合、経営に対する 影響力も重要な投資情報であるので、株式等の大量保有状況に関する情報は、迅速に開示され ることが適切である。」

その価格が急激に下落することになれば、こうした事情を知らない一般投資家は不当に不利益 を被る恐れがある。この点から、株価変動の要因となる株式等の大量の取得・共有・放出に関 ②「安定株主が多く浮動株が少ないと言われている我が国証券市場において、特定者による株式 等の買集めは、株式等の需給関係に大きな変動をもたらし、価格の急激な高騰の要因になる。 さらに、買集めにより価格が高騰している場合において、肩代わり等により買集めが終了し、 する情報については、迅速に投資者に開示されることが必要である。」



自己株式の取得・処分への当てはめ

→発行会社が5%を超えて自己株式を取得する事態は想定されていなかった? ・大量保有報告制度が創設された当時は、自己株式の取得は原則禁止

・制度趣旨との整合性

回にして

自己株式に議決権なし(会社法 308条2項)

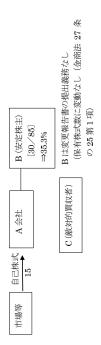
→支配権変動・経営への影響を考慮する必要性はない→規制は不要 (WG 報告)

\*会社の支配構造にまったく影響がないのか?

「自己株式については、発行会社は議決権を行使できないが、大量の自己株式の取得 によって当該会社の総議決権数が減少する結果、経営者側の議決権比率が高まり、 会社支配に影響を及ぼす」(河本一郎=大武泰南・金融商品取引法読本〔第 2 版〕 174 頁、証券取引法研究会編・金融商品取引法の検討 [2] 126 頁 (河本発言))。



က



\*A 会社に自己株式の取得について開示を求めた場合でも

→Bの持株比率が3分の1を超えたという情報まで明らかにならない

→A 会社の支配状況にどのような具体的な影響が発生したかと市場に伝える効果 は期待できない?

②について

流通株式数が変動(需給関係が変動)

→規制は必要?

but 自己株券買付状況報告書制度、その他の制度で、別途開示される (WG 報告)

\*自己株券買付状況報告制度・適時開示は代替手段となるか?

・迅速性 大量保有報告・変更報告→5 営業日以内

自己株券買付状況報告=1月に1度→代替手段として不十分?

適示開示=適時→代替手段となり得る?

・内容面(取得資金の開示)

大量保有報告・変更報告→○

自己株券買付状況報告・適時開示→×

\*取得資金を開示させる目的

→金商法上の他の開示項目(有価証券報告書等)+適時開示? 保有者の財政状況の開示

→発行会社が保有する自己株式について、特定の必要性は低い? 実質的な保有者を特定

(参考)・アメリカ 1934 年証券取引所法 13 条 d 項 6 号 c

発行会社による自己株式の取得について 5%ルールの適用除外 · EU 透明性指令 発行者が自己株式を取得し、議決権の付された証券の保有割合が 5%また は 10%超となった場合または下回った場合、その事実を 4 営業日以内に 公表しなければならない (14条1項)。

50%、75%を基準に通知義務発生・議決権停止の株式もカウント(9条)) (大量保有報告制度 (発行者への通知義務) 10%、15%、20%、25%、30%、

(3) 議決権を有さない他の株式との比較

大量保有報告制度の対象(対象有価証券)

「株券、新株予約権付社債券その他の有価証券のうち政令で定めるもの」

(金商法 27条の 23 第 2項)

・株券 (議決権のない株式として内閣府令で定めるものに係る株券を除く)

金商令 14 条の 5 の 2

・新株予約権証券および新株予約権付社債券(新株予約権として護決権のない株式のみを取 得する権利のみを付与されているものを除く)

**議決権のない株式** 

|株主総会おいて決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使するこ とができない株式」(金商令6条・14条の5の2第1号)

・議決権のない株式として内閣府令で定めるもの (大量保有府令3条の2)

・「議決権のない株式」

・「当該株式を発行する会社が当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交 付する旨の定数の定めのない株式」 →取得条項・取得請求権の行使によって「議決権のある株式」が発行される 可能性のある株式は規制の対象? (金融庁・大量保有報告制度 Q&A7参照)

規制の対象

・議決権のある株式

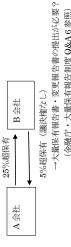
・潜在的に議決権のある株式(議決権のある株式の発行が予定されている株式)

・株式ではないものの、潜在的に議決権のある株式が発行される予定の有価証券

(新株子約権証券・新株子約権付社債)

議決権のある株式が発行される前の段階から、大量保有報告制度の対象とする立法が採用

\*相互保有によって議決権が一時的に排除されている株式



(金融庁・大量保有報告制度 Q&A 6 参照)

\*優先株式+議決権制限株式(優先配当ができない場合等、議決権が復活する) →大量保有報告書・変更報告書の提出が必要?

\*自己株式 (一時的に議決権がなく、社外に処分された段階で議決権が復活) →大量保有報告書・変更報告書の提出は不要! 9

上記株式等の扱いとの整合性?

況の下ではたまたま議決権を行使できないというだけであり、当該株式が無議決権 場をとっていると解されます。したがって、自己株式も相互保有株式も、現在の状 株式であるわけではありませんので、こういったものについて当然に大量保有報告 の対象としてカウントされるというのが、制度の趣旨および金商法の体系に適合的 な解釈ではないかと思われます。」(金融商品取引法研究会「大量保有報告制度」金 「金商法は、大量保有報告の対象として、潜在的な議決権を広く捕捉するという立 融商品取引法研究会研究記錄 22 号 15 頁 (神作報告))

・自己株式の取得を別異に扱う(大量保有報告制度を適用除外する)ことの合理性?

・議決権制限株式・相互保有株式

→保有者(大量保有報告書等の提出者)の手元にある段階で、議決権のあ →保有者の段階で、議決権のある株式として広く捕捉する必要性は →保有者(発行会社)の手元にある段階では、議決権は復活しない る株式となる可能性あり 自己株式

(4) 改正法の規定

株券等保有割合の計算

株券等保有割合=

的株式などが含まれる ①保有株券等の総数

議決権が復活する株式・潜在

②発行済株式総数+③保有者の保有する当該株券等の数

新株予約権証券など、行使により株券(株式) 保有府令5条の2) 算される

び有価証券信託受益権証券が除かれる(大量

株券、外国株券、投資証券、外国預託証券およ

が交付されるもの (株数が増加するもの) が加

・改正法の規定

改正前「その保有する態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く」 ①「保有する株券等」の数から自己株式の数を除外する(金商法 27 条の 23 第 4 項)

改正後「自己株式(会社法 113 条 4 項に規定する自己株式をいう)その他当該株券等の保 有の対応その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く」

・自己株式は「騰決権のない株式」ではないという従来の解釈を維持

→「株券等」に含める

→自己株式をいくら取得しても、分子は増えない=5%を超えることはない ・株券等保有割合の計算で、分子から控除する

・分母については修正なし(自己株式の数を控除しない)

→自己株式の数は、発呼済株式総数においてすでにカウント済み?

3 変更報告書に関する同時提出義務の廃止

(1) 同時提出義務の内容

大量保有報告書・変更報告書(これらを変更報告書 A という)の提出日の前日までに、新たに 変更報告書(変更報告書 B という)を提出しなければならない事由が生じた場合

変更報告書Bは、変更報告書Aと同時に提出しなければならない (改正前金商法27条の25第3項)

さらに1%を買い増し(変更報告書Bの提出義務) 本来の変更報告書 B の提出期限 (5 営業日以内) 変更報告書 A の提出期限+変更報告書 B の提出期限 大量保有者 (7%) が2%を買い増し (変更報告書 V の提出義務) (5 営業日以内) 7月24日(金曜日) 7月28日 (火曜日) 7月31日 (金曜日) 8月4日 (火曜日)

(2) 同時提出義務の趣旨

変更報告書 B の提出を 5 営業日後とした場合 (通常のもの)

(たとえば、8月3日 (月曜日) には、実際の特株比率は10%であるものの、9%であるとい 5情報(変更報告書Aによる)が一時的に開示される=開示事実と実態との間に齟齬が生じる) 変更報告書 B による開示がなされる間、変更報告書 A による情報が一時的に開示される

投資者保護に欠ける

### (3) MG報告と改正法

|株券等の大量保有者は、提出日の前日に、共同保有者の分も含め株券等の保有状況を確認 ンた上で、変更報告書を提出する必要があるが、子会社等を**多く抱え保有状況の確認に時間** 5 営業日前の情報に基づくものなのか明確でなく、かえって投資者に誤解を生じさせない状 況になっていることに鑑みると、変更報告書の同時提出義務については、廃止することが適 提出された変更報告書の内容が、同時提出義務を踏まえた直近の情報に基づくものなのか、 を要する投資者においては、実務上の対応が事実上不可能なケースが生じている。その結果、 当であると考えられる。」

改正法⇒同時提出義務の廃止(金商法 27 条の 25 第 3 項を削除)

### 改正趣旨

共同保有分を含めた保有状況を確認することが困難な会社の存在 →変更報告書の提出には本来5営業日の猶予がある点と矛盾? 同時提出義務 (変更報告書Bの提出期限を早めるということ) (同時提出義務違反に制裁はない・・・)

であることを、保有者が十分に認識していながら、一定期間、開示することを認めること →変更報告書Vの提出時点で、実態と異なる情報(10%であるのに9%であるという情報) but 変更報告書 B の提出を 5 営業日内で良いとすれば

大量保有報告制度=取得日から変更報告書の提出まで5営業日の猶予

→実態が正確に開示されない期間の存在

変更報告書 B の提出を通常のように 5 営業日内とすることも問題ない (しただった)

→but 変更報告書 B の前に変更報告書 A で異なる情報が開示されている点が異なる (という見解もあり得る?)

改正法は、提出された変更報告書に、5 営業日以内に「変更があり得る」(開示内容と実態 とが異なる)と、割り切った!?

### (他の解決方法?)

・2%の取得後、変更報告書Aの提出があるまで、さらなる買い増し等を禁止する →株式投資の自由を過度に制約するとの批判?

4 短期大量譲渡報告に関する改正

# (1) 短期大量譲渡報告

①最近 60 日間の大量保有報告書・変更報告書に記載された保有割合の最高値の2分の1 株券等の譲渡により、株券等保有割合が 未満となる場合

②当該最高値のからの減少割合が 5%を超える場合

変更報告書において、譲渡の相手方および対価を記載(金商法27条の25第2項)

# (2) MG 報告と改正法の規定

# (イ) 現実に譲渡を行っていない場合

# (問題提起) MG報告

ているため、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず、形式に当該基準に該当すること 「短期大量譲渡に該当するか否かの判断基準が、保有割合の変動のみに着目したものとされ により、提出義務が生じてしまうケースが発生している、との指摘がなされている。」

るようにすることにあることに鑑みれば、短期大量譲渡の基準となる保有割合の減少は、『譲 「短期大量譲渡報告の趣旨が、いわゆる『肩代わり』が行われたか否かを投資者が判断でき 渡により減少した場合』に限定することが適当であると考えられる。」

K保有者が譲渡を行っていないにもかかわらず、短期大量譲渡となる場合とは? WG に提出された事務局説明資料 (平成 25年 11 月 20 日)

「例えば、大規模な第三者割当増資により、自己の保有株式数に変動が無いても関わらず、 結果的に自己の保有割合が減少するような場合。」

①保有割合が2分の1未満 (10/22) ②減少割合が 5%を超える (12%) 10% (22/220) 22% (22/100) В A会社 C 120 **♦** 第三者割当

短期大量譲渡報告は、変更報告書を提出する者について求められる (金商法 27条の 25 第 2項) 【保有株券等の総数の増加または減少を伴わない場合」は短期報告書自体の提出は不要 (同条1項括弧書き) ?? 10

(改正法) 譲渡以外の減少について短期大量譲渡報告を免除

短期大量譲渡報告= $\underline{\mathbf{y}}$  合で定める基準に該当する場合(金商法 27 条の 25 第 2 項)

変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合が、大量保有報告書・他の変更報告書に記載すべきであった株券等保有割合(60 日前の日以降の日を計算の基礎とする・・)のうち、最も高いものの2分1未満となり、かつ、当該最も高いものより100分の5を超えて減少したこと(金商令14条の8第1項本文)

だし書きを追加

「ただし、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者またはその共同保有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となった日前 60 日 (短期大量譲渡報告対象期間)に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該最も高いものの2分の1以下である場合または100分の5以下である場合は、この限りではない。」

\*上記の条文 (ただし書き) は、短期大量譲渡報告対象期間に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合が、当該最も高いものの2分の1超であり、かつ、5%超である場合に限定するもの (田中智之他「金融商品取引法施行令等改正についての解説」商事法務 2071 号 12 頁)と読めるか?

# (ロ) 僅少な譲渡の場合

### (問題提起) MG報告

「僅少な株券等を譲渡したに過ぎない場合であっても、すべての譲渡について、その『相手方及び対価に関する事項』に至るまで詳細な情報を開示することは負担が過大である、

その指摘もなされている。」

『「権少な株券等の譲渡先の開示』については、日付ごとかつ譲渡の相手方ごとの記載を改め、通常の変更報告書と同様、日付ごとに『対価に関する事項』をまとめて記載すれば足りることとすることが適当であると考えられる。』

\*短期大量譲渡報告の内容 (第2号様式)

住友商事の変更報告書(セブン工業株式会社株式について)

	株式会社					(厘	2月23日
170	西垣林業	安爾	<b>小</b> 器中	13.28	2,068,220   13.28   市場外	操) 柴쏶	平成 27 年 株券(普
	株式会社					(剰	2月23日
170	都築木材 170	安爾	4	15.17	2,363,680	操) 柴辮	平成 27 年   株券(普 2,363,680 15.17   市場外
	手方	取引の別 処分の別	取引の別			の種類	
単価	市場内外 取得又は 譲渡の相 単価	取得又は	朴相制	割合	教量	株券等数量	年月日

(記載上の注意)

f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。・・・

(改正法) 僅少な譲渡の場合の特例を定める

譲渡の相手方および対価に関する事項」の記載を変更報告書に記載することを求める規定

譲渡を受けた株券等が僅少である者として政令で定める者については、対価に関する事項に限す。 ロジュロー くみおよって をっった ぬった

る」旨が追加(金商法 27 条の 25 第 2 項)。

政令改正=1%未満の株券等の譲渡を受けた者(金商令 14条の8第2項)

「僅少」の基準

・5%=譲渡先が大量保有報告書の提出義務発生

・1%=変更報告書の提出義務発生

譲渡先を分散して、肩代わりを脱法的に行うことを防止する基準として妥当?

その他の改正

・大量保有報告書・変更報告書に係る訂正報告書の公衆縦覧の末日

(改正前) 受理した日から5年間(改正前金商法27条の28)

(改正後) 当該訂正の対象となった大量保有報告書・変更報告書を受理した日 (金商法 28 条の 28)

(改正理由) 訂正報告書は、大量保有報告書・変更報告書の内容を訂正するもの

→それ自体、単独での情報としては意味が乏しい、 →大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧期間の末日に統一

(改正前) 氏名・住所 (番地まで)・生年月日の記載が必要(改正前)大量保有所令第1号様式 (表紙・第二1(10①②))

(改正後)・住所について、市町村より後の部分の記載を省略可能 (住所を記載した書面の添けれる条件)

・生年月日について、省略可能(生年月日を記載した書面の添付が条件)

(改正理由)個人のプライバシー保護の必要性

→添付書類として当局に情報は伝える(非公衆縦覧書類)

・大量保有報告書・変更報告書の発行企業への通知方法

(改正前) 遅滞なく、写しを発行者に送付しなければならない (改正前金商法 27 条の 27) (改正後) 発行体への送付は不要に (金商法 27 条の 27 第 3 項新設) 大量保有報告書等が EDINET を通じて開示されている場合に限る

(改正理由) 発行者は EDINETを通じて、大量保有報告書等を容易に入手することが可能

Ξ

ファンド販売業者に対する規制の見直し н

改正の背景

MRI International, Inc. (以下、「MRI」という)事件(巨額詐欺事件)

事件の概要(資料[5]参照)

MRI=米国法人(ネバダ州ラスベガス本社)・第二種金融商品取引業者(日本で支店登記)

米国における診療報酬請求債権(Medical Account Receivables)の購入・回収事業から生じる利 →円建て・元本確保・高利回りの出資証券 益を配当することを内容とする権利(ファンド特分)を日本国内で勧誘・販売

\*出資金=信託口座等で<u>分別管理、MARs</u>の購入・回収事業にのみ充てられる(と説明)

→8700 人の日本人が投資

but 出資金を分別保管せず、他の顧客への配当、償還金の支払い等に充てられていた →1800 億円規模の詐欺被害

·行政処分(資料[6]参照)

証券取引等監視委員会の調査

→金商法 52 条 1 項 9 号(金融商品取引業に関し、不正または著しく不当な行為を) ・顧客からの出資金を他の顧客への配当金・償還金の支払いに流用する行為等 た場合において、その情状が特に重いとき)に該当

・金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為

→金商法 38 条 1 号に該当

・虚偽の内容の事業報告書の作成・提出

→金商法 47 条の 2 に違反

→金商法 52 条 1 項 6 号(金融商品取引業に関し法令または法令に基づいてする行 政官庁の処分に違反したとき)に該当 報告徴取命令に対する虚偽の報告

・証券取引等監視委員会の勧告→関東財務局による行政処分(平成 25 年 4 月 26 日)

登録取消し

業務改善命令

2 改正法(資料[5]参照)

(1) ファンド販売に関する規定の整備

(問題点)

ファンド規約等において分別管理が確保されていないファンド特分の販売等の禁止 (金商法 40条の3) 13

分別保管されていない(ファンド契約等違反の)ファンド特分を販売しても法令違反に **金融商品取引業者等はファンドにおける分別保管を確認する義務はない** 

\*MRI 事件では、「不正または著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと

き」(金商法 52 条 1 項 9 号) という抽象的規定の適用で対処

but 慎重な運用が必要 (業務改善命令で足りない場合、投資家に重大な損害を与えた場 合)(岸田雅雄監修・注釈金融商品取引法(第2巻)629 頁(吉川)) 法令違反に問えない場合でも、行政処分が可能

MRI 事件での適用は妥当(業務改善命令では足りず、投資家に重大な損害が発生)

MRI事件のような悪質なもの以外にも、分別保管が不十分で、出資金等が流用される ⇒金商法52条1項9号の適用が困難なものについても規制を及ぼすべき 可能性のあるファンド特分の販売を規制する必要性

法改正

(改正法) 出資・拠出された金銭等が、出資対象となる事業に充てられていない場合(流用が行 われている場合)の自己募集・募集の取扱いを禁止(金商法 40条の3の2) 金融商品取引業者等が、ファンド特分等について、出資・拠出された金銭が、「当該金銭を 

募集の取扱い=販売業者が運用業者よる流用の事実を知っていたことの立証が必要 自己募集=流用事実の存在の立証で足りる

(2) 国内拠点設置等の義務付け

→国内に営業所・事業所が必要(金商法 29 条の 4 第 1 項 5 号) 第一種金融商品取引業者·投資運用業者

→国内における代表者の選定が必要(金商法29条の2) 第一種金融商品取引業者

→外国法人について、国内拠点がないと、被害の把握等に大きな支障 \*第二種金融商品取引業者については、上記の規制が存在しない

\*MIR 自体は日本国内に支店があった・・・

改正法)登録拒否事由に、国内に営業所・事業所を有しない者、外国法人にあって国内におけ る代表者を定めていない者を追加 (金商法 29 条の 4 第 1 項 4 号ロハ)

# (3) 金融商品取引業協会への加入促進

(問題点)

第一種金融商品取引業者・投資運用業者

- ・監督官庁は、金融商品取引業協会に未加入の業者等について、協会等の自主規制規則を考慮した適切な監督を行う(金商法 26条の4第1項)
  - ・監督官庁は、社内規則の改変命令権限あり(同2項)

第二種金融商品取引業者

一種金融的四級シー来台→上記の規制の適用がない

改正の方向 ・第二種金融商品取引業者についても、上記の規制を適用する

・登録柜否要件の追加で対応する

法改正

(改正法) 登録柜否要件として、金融商品取引業協会に加入していない者で、協会の定款その他の規則に準ずる内容のものと認められる社内規則を作成・遵守するための体制を整備していない者を追加(金商法 29条の 4第 1項 4号=)

第二種金融商品取引業に限らず、第一種金融商品取引業、投資運用業を行おうとする 者(個人を除く)にも適用(登録金融機関についても同様の改正(金商法 33 条の 5 第 1 ㎡ 1 年)

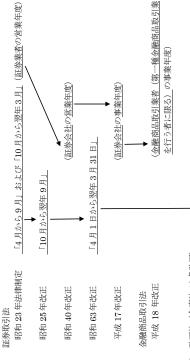
・金商法 56条の4を削除

金融商品取引業の参入段階で、協会への加入方針が判断され、未加入の者だついては、 協会の自主規制規則に準ずる社内規則の作政・遵守体制の整備が判断される

⇒参入段階でのチャックが投資家保護の観点からも好ましい(という判断)

Ⅲ 金融商品取引業者の事業年度規制の見直し

規制の沿革



改正法(金商法 46 条改正) ▼ 平成 26 年改正 「各月の初日のう

「各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して1年を経過する日まで<u>」</u> | | 第一種金融商品取引業者は、任意の月を選択して、その初日を始期とする1年間を事年度とすることが可能に

り背景

・資本市場活性化有離者会合「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日) 「金融商品取引法上規定されている金融商品取引業者の事業年度の始期及び終期が、海外の機関投資家や証券会社の会計年度の始期及び終期とは異なることがあることを踏まえ、これらの業者の対応負担の軽減を図るよう、金融商品取引業者の事業年度規制を見直すべきである。

↓ 海外の証券会社(たとえば、12 月期決算)の日本の現地法人(3 月期決算)の負担軽減 ⇒本国基準(12 月期決算)と国内基準(3 月期決算)の 2 種類の計算書類の作成が必要

決算期の多様化 (3 月期決算からの分散の傾向)

改正法では、海外証券会社の日本法人のみならず、すべての金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者)について、事業年度規制の見直しを実施

\*事業年度を法定した趣旨

・規制当局による財産状況についての年度間比較を容易にするため

・「4月1日から3月31日まで」としたのは、国の会計年度に合わせた?

16

事業年度 会社法上自由に決定できる(1年以内)(計算規則59条2項)

事業年度の法定=規制産業に見られる

銀行(銀行法 17条)、保険会社(保険業法 109条)、信託会社(信託業法 32条)

→法定事業年度を維持(改正は行われず)

託委託業者について事業年度規制があったが、平成 18 年に削除された)には事業 第二種金融商品取引業者、投資運用業者(平成 18 年改正前の投信法では、投資信 金融商品取引法のもとでは、第一種金融商品取引業者のみ事業年度規制あり 年度規制は存在しない

→第一種金融商品取引業者のみに規制を存置する合理的な理由はない?

改正後も、各月の初日以外の日を事業年度の始期とすることはできない

「会社の創業記念日」(たとえば、7月24日)を事業年度の始期とすることは不可

(立案担当者)・事業年度の属する時期により損益の振れ幅が生じる

・業者間の比較が著しく困難になること

⇒最低限の監督上の必要性を考慮した

資料 [1] 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要」 資料 [2] 平成26 年金融商品取引法改正・新旧対照表

資料[3] 金融商品取引法施行令改正・新旧対照表 資料[4] 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」 資料[5] MRI 事案の概要等(逐条解説・2014 年金融商品取引法改正)39 頁 資料[6] MRI に対する行政処分について(関東財務局)

## 汉正话 (校林子

#### 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

平成26年 5月23日成立 5月30日公布

資料[1]

家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする 『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策』を整備

成長戦略を金融面 から加速・強化

#### 市場の活性化

(新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等)

#### 投資型クラウドファンディング(注)の利用促進

- ◆ 少額(募集総額1億円未満、一人当たり投資額50万円 以下)の投資型クラウドファンディングを取り扱 う金商業者の参入要件を緩和
- ◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的 行為等が行われることを排除するための行為規制 を導入等
- (注) 新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、 多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

#### 新たな非上場株式の取引制度

◆ 非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度(注)とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

(注)現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

#### 金商業者の事業年度規制の見直し

◆ 「4月1日から3月31日まで」に限定されている 現行の事業年度について、金商業者ごとに異なる 設定をすることを許容

(注) この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が 軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

#### 市場の活性化

(新規上場の促進や資金調達の円滑化等)

#### 新規上場に伴う負担の軽減

- ◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制 報告書」に対する公認会計士監査の免除を 選択可能
- (注) 特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の 大きな新規上場企業は対象外。

#### 上場企業の資金調達の円滑化等

- ◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、 「大量保有報告書」の提出を不要(大量保有報告書」の提出を不要(大量保有報告書」の規当を不要(大量保有報告書」の対象となる株式から自社株を除外)
- ◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家 に負う損害賠償責任を見直し(「無過失責任」 から「過失責任」への変更等) 等
- (注)上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

#### 市場の信頼性確保

#### ファンド販売業者に対する規制の見直し

- ◆ 第二種金商業者が、ファンドに出資され た金銭が目的外に流用されていることを 知りながら、その募集の取扱いを行うこ と等を禁止
- ◆ 第二種金商業者について、国内拠点の 設置等を義務付け 等

#### 金融指標に係る規制の導入

◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を 導入 等

#### 電子化された株券等の没収手続の整備

◆ 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備

項」と読み替えるものとする。「前項」と読み替えるものとする。「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第一項表で各名有価証券をのは「自己株券買付状稅報告書の提出者が発行自己を合うは「自己株券買付状稅報告書の提出者が発行者である有価証券を募集者しくは定出しによらないでした発行者のその提出の時における役員」と、「有価証券届出書のの提出」と、第二十二条第一項中「第二十一条第一項第一号及び第三項までの規定による届出の時へは、第二十一条第一項第一号及び第三項までの規定による届出の場合に、次要があると認めるときは、第四条第一項から第書の提出を合う、必要があると認めたをは、可用においます。

හ (空)

(大量保有報告書の提出)

第二十九条の二十三 (器)

こ・m (器)

の数(妹券については株式の数を、その他のものについては内閣閣案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。自己株式をいう。)その他当該株券等の保有の態様その他の事情をに係る当該株券等(自己株式(会社法第百十三条第四項に規定する任限定する権限を有する場合を含む。以下この章において同じ。)の保有(前項各号4 第一項の「株券等保有割合」とは、株券等の保有者(同項に規定

と能な様えるものとする。 前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において維用する前項」をあるのは「第二十四条の「第二十一条第三項第一号」と、「ある有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第二項目出者が発行者である有価証券を解集又は売出しによらないで取得日出者が発行者である有価証券を発文は売出しによらないで取得三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出言の提出」と、第二十一条第一項中「第二十一条第一項第一日を及び第三項までの規定による届出物の「第二十一条第一項第一十一条第一項第一日本書を提出を

හ (鉴)

(大量保有報告書の提出)

総11十九条611十四 (泰)

ひ・8 (磊)

をいう。以下この際において同じ。)の合計から当該妹条等の発行ついては妹式の数を、その他のものについては内閣府令で定める数合で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の数(株券にに保る当該妹券等(その保有の態様その他の事情を勘察して内閣府に規定する権限を有する場合を含む。以下この際において同じ。)の保有(前項各号4、第一項の「抹茶等保有割合」とは、株券等の保有者(同項に規定

Ξ

該株券等の発行者が発行する株券等のうち、第百六十一条の二第一 用取引その他内閣府令で定める取引の方法により譲渡したことによ 項に規定する信用取引その他内閣府令で定める取引の方法により譲 | り、引渡義務(共同保有者に対して負うものを除く。)を有するも 渡したことにより、引渡義務(共同保有者に対して負うものを除く 。) を有するものの数を陸续した数 (以下この能において「保有株 **参等の数」という。)に当該発行者が発行する未参等に係る共司果** 有者の保有株券等(保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他 の政令で定める権利が存在するものを除く。)の数を加算した数( 以下この章において「保有株券等の総数」という。)を、当該発行 者の発行斉洙式の窓数又はこれこ準ずるものとして内閣存合で定め る数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等(株券その 他の内閣府令で定める有価証券を徐く。)の数を加算した数で徐し て得た割合をいう。

で・の (泰)

(大量保有報告書に係る変更報告書の提出)

部二十七条の二十片 (器)

2 床券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は 、短期間に大量の株券等を譲渡したものとして政令で定める基準に 該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の 相手方及び対価に関する事項(譲渡を受けた株券等が僅少である者 として政令で定める者については、対価に関する事項に限る。) に ついても当該変更報告書に記載しなければならない。

存名で定める数をいう。以下この違こおいて同じ。) の合計から当一 者が発行する朱米等のうら、第五六十一条の二第一項に現在する言 のの数を控除した数(以下この章において「保有株券等の数」とい う。)に当該発行者が発行する殊券等に係る共司果有者の果有朱券 等(采有者及び共司保有者の間で引使請求徭その也の敗令で定める 権利が存在するものを除く。)の数を加算した数(以下この章にお いて「保有株券等の総数」という。)を、当該発行者の発行済株式 の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数に当該保有 **者及び共司呆自者の呆有する当該朱参章(朱参その也の内閣符合で** 定める有価証券を除く。)の数を加算した数で除して得た割合をい

で・の (器)

(大量保有報告書に係る変更報告書の提出)

総二十九条の二十円 (零)

2 株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は 、短期間に大量の株券等を譲渡したものとして政令で定める基準に 該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の 相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しな ければならない。

(学ん)

で (登)

(特例対象床券等の大量保有者による報告の特例)

部二十九条の二十代 (器)

2 特例対象株券等に係る変更報告書(当該株券等が特例対象株券等 以外の株券等になる場合の変更に係るものを除く。)は、前条第一 寅本文の現主にかかわらず、吹の各号に掲げる場合の支分に志じ当 該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総 理大臣に提出しなければならない。

| 〜国 ( ( )

80~10 (空)

ら <u>前条第三項</u>の規定は、第一項若しくは第四項の大量保有報告書文 は第二項若しくは前頃の変更報告書について準用する。

(大量保有報告書等の公衆縦覧)

第二十七条の二十八 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところによ |第二十七条の二十八 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところによ り、大量保有報告書及び変更報告書业びにこれらの訂正報告書を、 これらの書類を受理した日(訂正報告書にあっては、当該訂正の対

3 大電保有報告書文は変更報告書を提出する日の前日までに、新た に変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当 该変更報告書は、第一頃本文の規定にかかわらず、提出されていな いこれらの書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければなら 450

4 (泰)

(特例対象床券等の大量保有者による報告の特例)

総ニナカ≪のニナベ (器)

2 特例対象株券等に係る変更報告書(当該株券等が特例対象株券等 以外の株券等になる場合の変更に係るものを除く。)は、第二十七 <u>条の二十五第一頃本文</u>の関定にかかわらず、吹の各号に掲げる場合 の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところ により、内閣総理大臣に提出しなければならない。

| ~目 (鉴)

ი∽ი (齊)

ら 前条第四項の規定は、第一項若しくは第四項の大量保有報告書义 は第二項若しくは前頃の変更報告書について準用する。

(大量保有報告書等の公衆縦覧)

、大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書を、 これらの書類を受理した日から五年間、公衆の縦覧に供しなければ

14 -

資料[2]

17 -

間、公衆の破綻ご共しなけれずならない。 象となった大量保有報告書又は変更報告書を受理した日)から五年

の縦覧に供しなければならない。 類告書又は変更複告書の写しの送付を受けた日)から五年間、公衆 (訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の対象となった大量保有り、その事務所に備え置き、当該縦覧書類の写しの送付を受けた日で「縦覧書類」という。)の写しを、内閣府令で定めるところによ条の規定により送付された前項に規定する書類(以下この条においる金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、前

の~の (盤)

(開示用電子情報処理組織の定義)

維用する場合を含む。)、第九条第一項(同項後段を除き、第二十場合を含む。)、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において維用する第一項、第二中四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五場合を含む。)、第二十四条の四の五場合を含む。)、第二十四条の四の五場合を含む。)、第二十四条の四の五場合を含む。)、第二十四条の四の五場合を含む。)、第七条第一項(第二十四条の二十二と称いて準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十四条において準用する場合を含む。)及び第二十四条において準用する場合を含む。)及び第二十四条において一個人所は表現に呼ばないを含む。以下に

ならない。

から五年間、公衆の継覧に供しなければならない。 り、その事務所に備え置き、当該線覧書類の写しの送付を受けた日で「縦覧書類」という。)の写しを、内閣府令で定めるところによ条の規定により送付された前項に規定する書類(以下この条においる 金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、前

8~9 (盤)

(開示用電子情報処理組織の定義)

準用する場合を含む。)、第九条第一項(同項後段を除き、第二十場合なる合む。)、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において二十四条の上第三項(これらの規定を第二十七条において準用する第二項(第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第二項(第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第二項(第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の四の五第二項(第二十四条の四の五部二項及び第二十四条の四の五部1項及び第二十四条の四の五部1項及び第二十四条の四の五部1項及び第二十四条の四の上部1項及び第二十四条の四の上部1項及び第二十四条の五部一項、第二十四条の三部(第二十七条において準用する場合を含む。)と、第五条第一項(同条第五項(第二十七条と三十四、三の章において「開示用電子情報処理組織」第二十七条の三十の二、この章において「開示用電子情報処理組織」

**おいて準用する場合を含む。)、第二十七条の十三第二項(第二十一** 七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十 七条の二十三第:頃、第二十七条の二十五第一頃若しくは第三頃、 第二十七条の二十六各頃若しくは第二十七条の二十九第一頃におい て準用する第九条第一項(同項後段を除く。)若しくは第十条第一 項(同項後段を除く。)の規定による手続(これらの干続により書 類を提出する場合に添けしなければならないものの提出を含む。ス 下この章において「電子開示手続」という。)又は第四条第六項( 第二十三条の八第四項(第二十七条において準用する場合を含む。 ) において準用する場合を含む。) 若しくは第二十七条の五路二号 の規定による手続その他政令で定める手続(これらの干続により書 類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以 下この草において「任意電子開示手続」という。)を行う者の使用 に係る人出力装置並びに金強奇品取引折及び攻令で定める認可金融 商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続し た電子情報処理組織をいう。

(金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる)連知等)

第二十七条の三十の六 (略)

た時に当該通知の相手方に割達したものと維定する。とみなし、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過し電子開示手続又は任意電子開示手続を行った着から発せられたものと 前項の規定による通知は、ファイルへの記録がされた時に同項の

おいて準用する場合を含む。)、第二十七条の十三第二項(第二十 七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十 七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは 第四項、第二十七条の二十六を頂告しくは第二十七条の二十七等! 項において準用する第九条第一項(同項後段を除く。)若しくは第 十条第一項(同項後段を除く。)の規定による手続(これらの手続 により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を 含む。以下この章において「電子開示手続」という。) 又は第四条 第六頃(第二十三条の八第四頃(第二十七条において準用する場合 を含む。) において準用する場合を含む。) 若しくは第二十七条の **玉第二号の規定による手続その他政令で定める手続(これらの手続** により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を 含む。以下この草において「生意電子開示手號」という。) を行う 者の使用に係る入出力装置並びに金融商品取引所及び政令で定める 認可金融商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信可線 で接続した電子情報処理組織をいう。

(金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知)

第二十七条の三十の六 (略)

た時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。 とみなし、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過し電子開示手続又は任意電子開示手続を行った者から発せられたものと 前項の規定による通知は、ファイルへの記録がされた時に前項の

18

| 3 第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用す | る場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する株券等の保 有者は、第二十七条の二十七に規定する書類(以下この項において 「大量保有報告書等」という。)の提出の手続を開示用電子情報処 理組織を使用して行つた場合(磁気ディスクの提出により当該手続 を行った場合を含む。)には、その大量保有報告書等については、 司条の規定による発行者に対するその写しの送付をすることを要し

(虚偽の特定情報に係る賠償責任)

第二十七条の三十四 第二十一条の二から第二十二条までの規定は、 特定情報(特定証券等情報又は発行者等情報(発行者情報又は訂正 発行者情報をいう。以下同じ。) をいう。第二十七条の三十五第一 項において同じ。)について準用する。この場合において、第二十 一条の二第一項中「第二十五条第一項各号(第五号及び第九号を除 く。) に掲げる書類(以下この条において「書類」という。) 」と あるのは「特定情報(第二十七条の三十四に規定する特定情報をい う。以下同じ。) であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若し くは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの( 以下「公表情報」という。)」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚 偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表 すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、 「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「

(虚偽の特定情報に係る賠償責任)

第二十七条の三十四(第二十一条の二から第二十二条までの規定は、 特定情報(特定証券等情報又は発行者等情報(発行者情報又は訂正 発行者情報をいう。以下同じ。) をいう。第二十七条の三十五第一 項において同じ。)について準用する。この場合において、第二十 一条の二第一項中「第二十五条第一項各号(第五号及び第九号を除 く。)に掲げる書類(以下この条において「書類」という。)」と あるのは「特定情報(第二十七条の三十四に規定する特定情報をい う。以下同じ。)であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若し くは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの( 以下「公表情報」という。)」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚 偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表 すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、 「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「

(登録の旧否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか | 第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか に該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若 しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を 拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

ケ (2)

ロ 次のいずれかに該当する者

3 第五十二条第・寅、第五十三条第三項又は第五十七条のた 第三項の規定による第二十九条の登録の取消しの処分に係る 行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処 分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に 第五十条の二第:項第二号、第六号又は第七号に該当する旨 の同項の規定による届出をした者(当該通知があった日以前 に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係 る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の 全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人である ときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をし ていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しない 200

② 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の

(登録の旧否)

に該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若 しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を 拒否しなければならない。

| 次のいずれかに該当する者

**~ (泰)** 

(遊談)

- つては、次のいずれかに該当する者 株式会社(取締役会及び監査役又は委員会(会社法第二条第 十二号に規定する委員会をいう。) を置くものに限る。) 又は
- 五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあ つては、次のいずれかに該当する者

イ 株式会社(取締役会及び監査役又は委員会(会社法第二条第 十二号に規定する委員会をいう。) を置くものに限る。) 又は

外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の

法人(第一種金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、

当該外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取

- ないもの
- する認定金融商品取引業協会をいい、登録申請者が行おうとす る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以 下この号及び第三十三条の五第一項第四号において同じ。)に 加入しない者であつて、協会の定款その他の規則(有価証券の 売買その他の取引者しくは第三十三条第三項に規定するデリバ ティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関 するものに限る。)に準ずる内容の社内規則(当該者又はその 役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。)を作成してい ないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備してい
- ハ 外国法人であって国内における代表者(当該外国法人が第一 種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行 うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当する ものに限る。)を定めていない首 二 為会 (認可金融衛品取引業為会又は第七十八条第二項に規定
- ロ 国内ご営業所又は事务所を有しない者

ィ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必 要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

執行を決定する機関の決定をいう。) をしていた者を除く。 )の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しない

リ 前号へに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定

(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規

定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違

反し、又は刑法 (明治四十年法律第四十五号) 若しくは暴力行

為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し

、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に

処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける

三 個人である場合においては、前号イからチまで若しくはり(第

一号へに規定する法律の規定に係る部分を除く。) のいずれかに

該当する者又は政令で定める使用人のうち前号イからリまでのい

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業

を行おうとする場合(個人である場合を除く。)にあつては、吹

ことがなくなった日から五年を経過しない者

ずれかに該当する者のある者

のいずれかに该当する者

3 Gr

4 (空)

ト 個人であつて、前号ロに該当する者

- (海敦) フ (姿)
- ト 前号口に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定 (同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規 定を除く。) 若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違 反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行 為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し 、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に 処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける ことがなくなった目から五年を経過しない者
- 三 個人である場合においては、前号イからへまで若しくはト (第 該当する者又は政令で定める使用人のうち前号イから「上までのい ずれかに該当する者のある者
- 四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業 を行おうとする場合(個人である場合を除く。)にあっては、資 本金の領又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ

29

適当なものとして政令で定める金額に満たない者

- 五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあ
  - 外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の 法人(第一種金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、 当該外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取

(金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)

七 自己又は第三者の利益を図る目的をもつて、特定金融指標算出

者(第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者 をいう。以下この号において同じ。) に対し、特定金融指標の算 出に関し、正当な根拠を有しない算出基礎情報(特定金融指標の 算出の基礎として特定金融指標算出者に対して提供される価格、 指標、数値その他の情報をいう。) を提供する行為

| 〜 八 (盤)

三 (鉴)

第五款・第六款 (略)

第六款・第七款 (略)

らない。

る。以下この数において同じ。)の事業年度は、各月の初日のうち 当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年 を経過する日までとする。ただし、事業年度の末日を変更する場合 における変更後の最初の事業年度については、この限りでない。

(自己資本規制比率)

第四十六条の六 (略)

3 金融商品取引業者は、四半期(事業年度の期間を三月ごとに区分 3 金融商品取引業者は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日に

(事業年度)

第四十六条 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限 第四十六条 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限 る。以下この款において同じ。)の事業年度は、四月一日から翌年 三月三十一日までとする。

(自己資本規則比率) 窓四十六条の六 (略)

(22)

れ、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるも のを含む。以下この条において同じ。) が、当該金銭を充てて行わ れる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七 号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。 第五款 電子募集取扱業務に関する特別 第四十三条の五 金融商品取引業者等は、第三条各号に掲げる有価証

第四十条の三の二 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若し

くは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利(同項第五号

又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政 今で定める権利に限る。) については、これらの権利に関し出資さ

**券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の** 

||第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。) について電 子嫁集取扱業務を行うときは、内閣府令で定めるところにより、第 三十七条の三第:項の規定により交付する書面に記載する事項のう ち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとし て内閣府令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定め るものにより、これらの有価証券について電子紫集取扱業務を行う 期間中、当該相手方が閲覧することができる状態に置かなければな

(楚戦)

|~(器)

(膵器)

五 (泰)

(凝談)

(海敦)

改 正 案	<b>殿</b>
第五章の五 指定紛争解決機関(第十九条の七―第十九条の九)第一章(第一章(第五章の四 (略)目次	第五章の五 指定紛争解決機関(第十九条の七—第十九条の九)第一章~第五章の四 (略)目次
第六章~第九章(略))  ・第五章の六 特定金融指標算出者(第十九条の十・第十九条の十一	第六章~第八章 (略)
(短期大量譲渡の基準) 附則	(短期大量譲渡の基準)
第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める	第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める

基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合( 法第二十七条の二十三第四項に現宅する朱券等保有割合をいう。以 下この条において同じ。)が、当談変更報告書に係る大量保有報告 書(法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に 規定する大量保有報告書をいう。) 又は当該大量保有報告書に係る 他の変更報告書(法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二 十六第二項に規定する変更報告書をいう。)に記載された又は記載 すべきであつた株券等保有割合(当該変更後の株券等保有割合の計 算の基礎となった日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするも

基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合( 法第二十七条の二十三第四項に規定する朱券等保有則合をいう。以 下この条において同じ。)が、当該変更報告書に係る大量保有報告 書(法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に 規定する大量保有報告書をいう。)又は当該大量保有報告書に係る 他の変更報告書(法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二 十六第二項に規定する変更報告書をいう。) に記載された又は記載 すべきであつた株券等保有割合(当該変更後の株券等保有割合の計 算の基礎となった日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするも

の及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので一 当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。) のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いも のより百分の玉を超えて減少したこととする。ただし、株券等保有 割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保 有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となった日前六十 **日間(汝項において「短期大量譲渡報告対象期間」という。)に妹 券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該** 最も高いものの二分の一以下である場合又は百分の五以下である場 合には、この限りでない。

2 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める者は、株券 等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその 共同保有者から短期大量譲渡報告対象期間に譲渡を受けた株券等の 数の合計を当該提出する者の保有株券等の総数(法第二十七条の二 <u>十三第四項に規定する保有株券等の総数をいう。)とみなした場合</u> における当該提出する者の株券等保有割合が百分の一に満たない者

(登録申請書における電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない 有油缸券)

第十五条の四の二 法第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で 定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

| 法第二条第・項第一号及び第二号に掲げる有価証券

の及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので 当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。) のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いも のより百分の五を超えて減少したこととする。

(海敦)

(海敦)

東京大学大学院法学政治学研究科教授

格が 党郎 田

黑沼

\*

早稲田大学大学院法務研究科教授 (株) 東京証券取引所常務取締役

弁護士(西村あさひ法律事務所)

三菱商事(株)常務執行役員

**₩** 

敷田

×

其井

静

資料[4]

平成 25 年 12 月 25 日現在

東京大学大学院法学政治学研究科教授 日本ベンチャーキャピタル協会会長

**%** 

世田

×

展 メソバー 逊

(株) ユーグレナ代表取締役社長

敏郎 真和

> 占 超距 ※ 神作

×

贈田 上档

(株) 野村総合研究所主席研究員 弁護士(東京駿河台法律事務所)

(株) 大和総研常務執行役員

新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する

ワーキング・グループ メンバー名簿

資料[4]

(敬称略)

(※印は金融審議会委員)

第二種金融商品取引業協会事務局長 昌征

法務省民事局参事官 三馬

東京ガス(株)取締役常務執行役員 和雄 吉野

日本証券業協会常務執行役 **∀** 田

×

中央大学商学部教授 原田 喜美枝

裕美子 ※ 水河

Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長

<u>漸</u> 福田

東京大学大学院経済学研究科教授

×

野村證券(株)執行役員 雅彦

モルガン・スタンレーMUFG 証券(株)取締役 幹夫 ΕH

日本銀行企画局審議役 奼 野村

(株) 三井住友銀行投資銀行統括部部長(全銀協) 田編

坂本

オブザーバー

平成 25 年 12 月 25 日

金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給の あり方等に関するワーキング・グループ

報告

### まじめに

これまでも長く指摘されてきたとおり、我が国は、世界で通用する技術やアイデアがあると言われているにもかかわらず、起業や新規ビジネスの創出という側面から見ると、世界のトップレベルに伍する成功を遂げているとは言い難い状況にある。例えば、日米における開業率に着目してみると、平成22年において、米国が93%であるのに対して、我が国は4.5%に留まっており、約2倍の差が見られる。

こうした起業や新規ビジネスの創出を巡る日米格差の要因の一つとして、新
現・成長企業に対するリスクマネーの供給不足という問題があるのではないか、 との指摘がある。事実、ペンチャーキャピタルによる年間投資額は、平成 24年において、米国が約 267億ドル (I ドル=100 円換算で約 2.7 兆円) であるのに対して、我が国は約 1,026億円に過ぎず、日米の経済規模の差を勘案しても、新規・成長企業の資金ニーズに対して、金融面から十分に応えているとは言い難い状況にある。 この背景には、日米の文化的差異による要因もあるものと考えられるが、我が国における起業や新規ビジネスの創出を活性化させていく観点からは、国際社会における起薬の軍の経済的地位が相対的に低下し、持続的な経済成長をもたらす戦略的な構造改革が求められる今日の状況の下では、政策面において、アーリーステージの新規・成長企業に対するリスクマネーの供給を促進するための取組みを、これまで以上に幅広く展開していくことが重要である。また、その際には、新規・成長企業の出口戦略を多様化する等の観点から、新規上場時や上場後の資金調達の制度整備等にも引き続き努めていく必要がある。

こうした問題意識の下、本年6月、金融審議会に対して、①「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方」、②「事務負担の軽減など新規上場の推進策」、③「上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見し」、及び④「その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備」について検討を行うよう、諮問がなされた。

この諮問を受けて、金融審議会は「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、本年6月から11回にわたり審議を行い、アーリーステージの企業から上場を目前に控えた企業、更には上場後の企業まで、幅広いフェーズの企業における資金調達を巡る問題等について検討を行った。本報告書は、本ワーキング・グループにおける検討結果を取りまとめたものである。

日本の開業率は厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国の開業率はU.S. Small Business Administration "Small Business Economy"による。

資料[4]

# 第1章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策(事業化段階等におけるリスクマネーの供給促進策)

現在、我が国においては、起業・新規ビジネスの創出が重要な課題とされており、このためには、事業者が技術やアイデアを事業化する段階において、必要とされるリスクマネーの供給を促進していくことが重要である。

こうした観点から、本ワーキング・グループでは、新規・成長企業に対する リスクマネーの供給促進策として、クラウドファンディング、非上場株式の取引・換金のための枠組み、保険子会社ベンテャーキャピタルによるベンチャー 企業への投資促進等について検討を行った。 なお、リスクマネーが円滑に供給されるためには、その前提として、投資者の金融資本市場に対する信頼感が確保されている必要がある。このため、リスクマネーの供給促進策の検討に当たっては、規制緩和の観点のみならず、投資者保護の観点にも十分配慮しつつ、検討を進めていくことが重要である。

### 1. クラウドファンディング

クラウドファンディングとは、必ずしも定まった定義があるものではないが、一般には「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指すものとされている。クラウドファンディングは、資金提供者に対するリターンの形態により、「寄付型」、「購入型」又は「投資型」に大別される。このうち、金融商品取引法の規制対象となる投資型クラウドファンディングとしては、「ファンド形態」のものと「株式形態」のものとが想定される。

「ファンド形態」の投資型クラウドファンディングについては、現行の金融商品取引法の下において、第二種金融商品取引業者による募集又は私募の取扱いが可能であり、実際にもこの形態でのビジネスを担う業者が既に存在するところである。一方で、「株式形態」の投資型クラウドファンディングについては、非上場株式の募集又は私募の取扱いが日本証券等協会の自主規制規則により原則禁止されており、また、現行の金融商品取引法の下では、株式の募集又は私募の取扱いを行うことができる第一種金融商品取引業者の参入要件が第二種金融商品取引業者のそれに比してより厳格であることなどから、現在、基本的に取り扱われていない状況にある。

こうした中、米国においては、昨年 4 月に「Jumpstart Our Business Startups Act (JOBS 法)」が成立し、「登録届出書の効力が発生していない限り、証券の発行者は募集を行ってはならない」とする 1933 年証券法第 5 条の適用除外規定等が設けられ、事実上困難であった投資型クラウドファンディングによる資金調達の道が開かれることとなった。その後、本年 10 月には、JOBS 法を施行するための細則を定める規則案が米国 SECにより公表されたところである。

本ワーキング・グループでは、こうした米国での制度改正の動きも参考にしつつ、ファンド形態・株式形態の双方を含めた投資型クラウドファンディングに係る制度整備に向けた検討を行った。

なお、投資型クラウドファンディングに係る制度整備に当たっては、 リスクマネーの供給促進という観点から、できるだけ仲介者にとって参 入が容易であり、かつ、発行者にとって負担が少ない制度設計とするこ とが重要であると考えられる。一方で、投資型クラウドファンディング が詐欺的な行為に悪用され、ひいては投資型クラウドファンディング全 体に対する信頼感が失墜することのないよう、海外当局による規制の動 向も踏まえつつ、投資者保護のための必要な措置を講じることも重要な 課題である。

### (1) 仲介者の参入要件の緩和

前述のとおり、リスクマネーの供給促進を図るためには、できるだけ仲介者にとって参入が容易な制度とすることが重要であり、このような観点から、現行の第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業といい、登録の特例を設けることが望ましい。

その際、投資者保護の観点から、一人当たり投資額や発行総額の上限を設けるとともに、仲介者が有価証券の売買や引受け等の業務を行わないことを条件とするなど、限定的な範囲で特例を設けることが適当である。具体的には、第一種金融商品取引業のうち、非上場株式の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額。のもののみを行う者を「特例第一種金融商品取引業者」と、また、第二種金融商品取引業のうち、ファンド持分の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額。のもののみを行う者を「特例第二種金融商品取引業者」とそれぞれ位置付け、財産規制等を「特例第二種金融商品取引業者」とそれぞれ位置付け、財産規制等を

2 少額の範囲としては、「発行総額1億円未満かつ一人当たり投資額50万円以下」とすることが考えられる。

က

緩和することが考えられる。

資料[4]

なお、こうした措置を講じる際には、併せて、非上場株式の募集又は私募の取扱いを原則として禁止している日本証券業協会の現行の自主規制規則を緩和し、非上場株式の募集又は私募の取扱いのうち、インターネットを通じて行われる少額?のものについては、既存の第一種金融商品取引業者又は特例第一種金融商品取引業者が行えるように禁止措置を解除することが適当である。

### (2) 投資者保護のための必要な措置

クラウドファンディングがインターネットを通じて手軽に多数の者から資金を調達できる仕組みであることを踏まえると、一方で、詐欺的な行為に悪用されることのないよう、制度的な工夫が必要と考えられる。この点に関しては、現行の金融商品取引法の下では、株式やファンド特分の募集又は私募の取扱いに際し、インターネットを通じて行うことについて、その特質を踏まえた規制は特段設けられていない。

このため、インターネットを通じて非上場株式又はファンド持分の 募集又は私募の取扱いを行う仲介者(既存の金融商品取引業者及び前 記(1)で述べた特例業者)に対して、発行者に対するデューデリジ エンス及びインターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整 備、並びにインターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整 備、並びにインターネットを通じた発行者や中介者自身に関する情報 の提供を義務付けるとともに、当該情報の提供を高った場合等におけ る罰則を整備することが適当である。なお、仲介者に対してインター ネットを通じた発行者情報等の提供を義務付けることとする場合、イ ンターネットを通じて行われるファンド持分の募集又は私募の取扱い については、仲介者から投資者に対して提供される情報の重複を排除 し、仲介者の負担軽減を図る観点から、契約締結前交付書面の簡素化 を図る等の措置を併せて講じることが適当であると考えられる。。

## (3) 自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮

投資型クラウドファンディングが詐欺的な行為に悪用されることや 反社会的勢力に利用されること等を防止し、投資者が安心して投資で 3 契約締結前交付書面のうち、株式の募集等に係るものについては、ファンド特分の募集等に係るものに比して既に相当程度簡素なものとなっており(金融商品取引契約の概要、手数料やリスク等の基本的な事項の記載のみが求められている)、仲介者から投資者に対して提供される情報との重複は基本的に生じないことから、更なる簡素化を図る必要はなく、また適当でもないものと考えられる。

資料[4]

きる環境を整備する上では、当局による規制・監督のみに依拠するのではなく、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要である。

こうした観点から、今後、自主規制機関(日本証券業協会及び第二種金融商品取引業協会)において、当局と連携しつつ、投資型クラウドファンディングの適切な普及に向けて自主規制規則の整備に関する検討が進められることが期待される。

こうした中、本年9月末時点において、第二種金融商品取引業者の自主規制機関への加入率は約2.6%に留まっており、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮のためには、第二種金融商品取引業者の自主規制機関への加入率を向上させることが必須である。

このため、第二種金融商品取引業の登録を受けようとする者が自主規制機関に加入しない場合には、当該者に対して、自主規制機関による自主規制を考慮した社内規則を整備することや、当該社内規則の遵守を確保するための体制を整備することを義務付けるなど、自主規制機関への加入促進を図るための規制の整備を行うことが適当である<sup>4</sup>。また、第二種金融商品取引業協会の体制強化等についても併せて図っていくことが必要である。

### (4) かの街

このほか、仲介者が投資者から金銭や有価証券の預託を受けられることとするかどうか、仮に預託を受けられないこととする場合において投資者保護基金への加入についてどのような取扱いとするかなどについて、検討の上、制度上必要な措置が講じられることが適当であると考えられる。

## 2. 非上場株式の取引・換金のための枠組み

第一種金融商品取引業者を通じて非上場株式の売買を行う制度として、 日本証券業協会が運営するグリーンシート銘柄制度がある。グリーンシート銘柄制度においては、発行者である非上場企業が上場企業に準じた開示 (有価証券報告書に準じた会社内容説明書の作成・公表等)を行うことを前提に、第一種金融商品取引業者による非上場株式の投資勧誘が 4 なお、第三種金融商品取引業者に対してこのような義務を課すこととする場合には、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者に対しても同様の義務を課すことが適当である。

認められている。

このグリーンシート銘柄制度については、近年、利用企業数が減少し、売買も大幅に低迷している状況にある。その要因としては、新興市場における上場基準の引下げにより、上場市場の補完的役割としての存在意義を見出しにくくなってきていることや、それにもかかわらず、発行者に対して上場企業と大差ない負担(インサイダー取引規制及びそれに伴う適時開示義務や、上場企業に準じた開示義務)が課されていることが指摘されている。

一方で、地域に根差した企業などの非上場株式については、一定の取引ニーズ・換金ニーズが存在しているものの、現状、日本証券業協会の自主規制規則において、非上場株式については、グリーンシート銘柄等でない場合には原則として第一種金融商品取引業者による投資勧誘が行えないこととされており、こうしたニーズに的確に応えられていない実情にある。

こうした点を踏まえると、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引ニーズ・換金ニーズに応える場としての、新たな取引制度を構築することが望まれる。その際、新たな非上場株式の取引制度においては、市場のような高度の流通性を持たせない仕組みを設けることにより、高度の流通性を付与することに伴って必要となる開示義務等の発行者に対する負担を、極力軽減することが適当である。

### (1) 新たな非上場株式の取引制度

新たな非上場株式の取引制度については、グリーンシート銘柄制度と同様、自主規制機関である日本証券業協会の自主規制規則に基づく制度として創設し、第一種金融商品取引業者が投資勧誘を行える範囲を、第一種金融商品取引業者が銘柄毎に組成・管理する「投資グループ」のメンバーに限定することで、一定の取引ニーズ・換金ニーズに応えられる程度の流通性に留めることが適当である。

「投資グルーブ」のメンバーとして想定される投資者層としては、 当該非上場企業の役員・従業員若しくはその親族、株主又は継続的な 取引先のほか、当該非上場企業から財・サービスの提供を受けている (又は受けようとする)者などが考えられる。その際、「投資グループ」 に加入できる者を特定の属性により限定することは困難であるため、 一定程度の流通性に留めることを担保する観点からは、この銘柄毎に 組成・管理される「投資グループ」への加入に当たって、当該銘柄に

資料[4

対して投資意向を有する投資者から第一種金融商品取引業者への自己申告を基本とし、また、新たな非上場株式の取引制度の特性やリスクについて、第一種金融商品取引業者が投資者の納得・了承を得るといった仕組みを設けることが適当であると考えられる。

このほか、新たな非上場株式の取引制度の運営を担う第一種金融商品取引業者の役割など、制度設計の詳細については、引き続き、日本証券業協会において、必要な自主規制規則を整備する中で検討されることが期待される。

# 2) 新たな非上場株式の取引制度へのインサイダー取引規制の適用関係

現行の金融商品取引法の下では、非上場株式については、一般の投資者が広く取引に参加するものではなく、また、取引が頻繁に行われるものでもないことから、原則としてインサイダー取引規制の適用対象外とされている。一方で、グリーンシート銘柄制度は、形式的には非上場株式の取引制度ではあるものの、株式の流通性の程度を勘案し、例外的にインサイダー取引規制の適用対象とされている。こうした点を踏まえると、新たな非上場株式の取引制度をインサイダー取引規制の適用対象とすべている。こうした点を踏まえると、新たな非上場株式の取引制度をインサイダー取引規制の適用対象とすべきか否かについては、同制度においてどの程度の流通性を想定するのかに依るものと考えられる。

この点に関しては、前述のとおり、新たな非上場株式の取引制度は、市場としてではなく、あくまでも非上場株式の一定の取引ニーズ・換金ニーズに応える場として設計されるものであって、一般の投資者が広く参加するものではなく、また、取引が頻繁に行われることも想定されない。したがって、新たな非上場株式の取引制度については、非上場株式の原則どおり、インサイダー取引規制の適用対象外とすることが適当であると考えられる。

## 3) 新たな非上場株式の取引制度における発行者の開示義務

現行の金融商品取引法の下では、上場企業に対しては、有価証券報告書(外部監査が必要)の作成・公表など公衆縦覧型の開示義務が課されているが、非上場企業に対しては、原則として°公衆縦覧型の開示

5 なお、当然のことながら、風説の流布や偽計の禁止といった、不公正取引の一般的禁止規定(現行の金融商品取引法第 157 条及び第 158 条)については、新たな非上場株式の取引制度に対しても適用されることとなる。

投資者 (1,000 人以上) に保有されることとなった場合には、非上場企業であっても、公衆

6 ①有価証券届出書の提出を要するような株式等の発行を行った場合や、②株式等が多数の

義務は課されていない。一方で、日本証券業協会が運営するグリーンシート銘柄制度は、形式的には非上場株式の取引制度ではあるものの、株式の流通性の程度を勘案し、発行者である非上場企業に対して、上場企業が作成・公表する有価証券報告書に準じた会社内容説明書(外部監査が必要)の作成・公表を義務付けるなど、上場企業に準じた開示義務を課している。

この点に関しては、前述のとおり、新たな非上場株式の取引制度が、市場としてではなく、あくまでも非上場株式の一定の取引ニーズ・換金ニーズに応える場として、流通性を限定した形で設計されるものであることを勘案すると、発行者に対して、グリーンシート銘柄制度におけるほどの開示義務を課す必要はないと考えられる。今後、こうした点を踏まえつつ、新たな非上場株式の取引制度において発行者にどの程度の開示を求めるのかについて、日本証券業協会において更なる検討が進められることが期待される。

# 保険子会社ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資促進

. ო 保険会社の議決権保有制限(いわゆる 10%ルール)には、ベンチャーキャピタル子会社を通じて行うベンチャー企業への出資に係る特例が設けられているが、ベンチャー企業が成長し、中小企業の基準を超えると当該特例の対象外となり、そうした場合、新たに資金需要が生じても、追加出資に応じられないこととなる。とりわけ、そのベンチャーキャピタル子会社がリードベンチャーキャピタルプである場合には、自らが追加出資できないという点に留まらず、他の出資先からの追加出資にも悪影響が及び得ることとなる。このため、リードベンチャーキャピタルとして出資を行っている場合には、出資先が中小企業であるか否かにかかわらず、上場までの間に限り、追加出資に応じることができるよう、特例

縦覧型の開示が求められる。

7 筆頭出資者 (創業者等を除く) であるペンチャーキャピタルは、リードペンチャーキャピタルと称される。リードペンチャーキャピタルは、通常、ペンチャー企業の成長段階に応じた増資帳離や上揚支援などの資金調達・資本政策に関するものを中心に各種のハンズオン支援を行う。リードペンチャーキャピタルは複数符に関するものを中心に各種のハンズオリード、シス接を行う。リードペンチャーキャピタルではなかった者が、出資光企業の成長等の状況の変化により、中途からリードペンチャーキャピタルではなかったなるにともある等、実態は多様である。

8 リードベンチャーキャピタル以外の他のベンチャーキャピタルは、一般的に、リードベンチャーキャピタルのように追加出資に主導的に関わるのではなく、出資先ベンチャー企業からの要請やリードベンチャーキャピタルの動向に応じて受動的に対応している。

資料[4]

の要件を緩和⁵することが適当である¹º。

## 4. その他ペンチャー企業支援を巡る諸課題

本ワーキング・グループでは、ベンチャー企業支援を巡るその他の課 題として、ベンチャーキャピタルが果たすべき役割、ベンチャー企業支 援の出口の多様化、ベンチャー企業に対する人材面でのサポート等につ いても検討を行った。

## (1) ベンチャーキャピタルが果たすべき役割

マネーの供給の主要な担い手であり続けると考えられるが、小口分散 て、シードの段階、あるいはそれよりも若干進んだ段階に入ってきた ベンチャーキャピタルは、今後とも新規・成長企業に対するリスク 型が中心となっている我が国のベンチャーキャピタルは、米国に比し 企業に対しては、十分なサポートができていない状況にある。 こうした点に加え、ベンチャーキャピタルの評価基準が定まってい ヤーキャピタリストもなかなか育成されないという悪循環に陥ってい 十分な資金がベンチャーキャピタルに集まらず、結果として、ベンチ ないことや、これまで成功事例がそれほど出ていないことなどから、 るのではないか、との指摘もなされている。

ベンチャーキャピタルには、新規・成長企業を育てるという観点か ら、ベンチャー企業の有する技術に対する知識や目利き能力が必要で あり、また、こうした技術が活かせる用途を探して駆けずり回るよう な泥臭い仕事が求められている。

ル、いわゆる「ハンズオン型」のベンチャーキャピタルが米国におい ては主流になっているのに対し、我が国においては、こうした「ハン こうした新規・成長企業を育てる機能を持ったベンチャーキャピタ ズオン型」のベンチャーキャピタルは数が少ないのが実情である。 こうした中、まだ数は少ないものの、新興ベンチャーキャピタルの 既存のベンチャーキャピタルの中にも、例えば製造業との連携等を行 中で「ハンズオン型」を志向するものが徐々に増えつつあり、また、

9 具体的には、保険会社の子会社ベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルやそ れと同様の役割を果たしている場合については、出資先が、中小企業であることを求める 要件は撤廃(その他の要件は維持)することが考えられる。

10 なお、銀行にも同様の規制が存在するため、併せて見直しを行うことが適当である。

活発化し、我が国においても、ベンチャーキャピタルが新規・成長企 うことで技術に対する目利き能力を向上させるなどの工夫に取り組ん でいるものが現れてきているところである。こうした動きがますます 業へのリスクマネー供給の「仲介者」としての役割を果たすため、 の能力を高めていくことが期待される"1。 なお、前述のとおり、ベンチャーキャピタルは、今後とも新規・成 長企業に対するリスクマネーの供給の主要な担い手であり続けると考 えられることから、その役割等に関する議論については、ベンチャー キャピタルの業務の実態等を踏まえつつ、今後とも継続的に行われて いくことが望まれる。

### (2) ペンチャー企業支援の出口の多様化等

だけでなく、大企業によるM&A(企業の合併や買収)なども含む、多 様なものとなっている。一方で、我が国における出口は IPO に偏重し ているといわれており、ベンチャーキャピタルの評価も IPO につなが った案件数でなされている、との指摘がある。また、こうしたベンチ ャーキャピタルに対する評価のあり方が、買戻条項12等の慣行を生んで 米国においては、ベンチャー企業支援の出口は、IPO (新規株式公開) いるのではないか、との指摘もなされている。

が確保されていることが望ましいものと考えられる。特に我が国にお いては、従来よりも M&A が促進されるよう、売り手であるベンチャー 企業のビジネスモデルの設計がしっかりなされることにより買収価格 ることや、買い手である大企業側における「自前主義」、「Not Invented Here」といった M&A に消極的な企業文化の改革を図っていくことが必 要である。また、買戻条項等に関しては、ベンチャーキャピタル協会 ベンチャー企業支援の出口については、M&A も含め、多様な選択肢 に関する売り手と買い手との認識のズレをできるだけ小さいものとす

<sup>11</sup> この点に関し、我が国においては、ベンチャー企業への投資に対する理解やそれを支援 する環境が整っていないことから、新興のベンチャーキャピタルは資金調達の入口の段階 から大きな困難を抱えている実態にあり、ベンチャー企業への投資に対する意識が変わっ ていくことが重要なのではないか、との指摘があった。

<sup>12</sup> 買戻条項とは、ベンチャーキャピタルの投資先が一定の期限内に上場できない等の場合 る権利を規定した契約条項のこと。買戻条項があることで、起業家が多大なリスクを背負 わされており、起業の心理的な阻害要因となっている、との指摘がある一方で、もはやそ うした慣行は基本的に存在していない、また仮に存在しているとしても実質的にリスクマ に、ベンチャーキャピタルが投資先の企業経営者に対し、株式を買い戻すことを請求でき ネーの供給の阻害要因とはなっていない、との指摘もあった。

等の業界団体において、起業の阻害要因になっていないかどうかを精査し、その要否を含めた議論がなされることが望まれる。

## (3) ベンチャー企業に対する人材面でのサポート

我が国においては、技術やアイデアはあるものの、そうしたシーズの事業化をサポートできる人材が少ない、との指摘がある。こうした事業化をサポートする役割は、これまでベンチャーキャピタルの役割とされてきたが、事業化に当たっては、資金のみならず事業化に向けた各種のサポートが不足している、との指摘に鑑みると、必ずしもベンチャーキャピタルのみに期待するのではなく、他の主体も含めて、創業した早い段階から、トップクラスの専門家が支援する方式が採られることが望ましいものと考えられる<sup>13</sup>。

特に、新規・成長企業の中には、技術やアイデアを事業化・収益化する CFO (最高財務責任者) 的な人材が不足していることが多い、との指摘があり、公認会計士、弁護士、弁理士といった専門的能力を有する者からのサポートを受けられる仕組みが構築されるべき、との指摘があった。この点に関しては、大手監査法人において起業家を支援するための仕組みができつつあることは歓迎すべきことであり、こうした取組みの更なる進展が望まれる。

# 第2章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策(新規上場の推進

新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進を図る観点からは、新規上場が視野に入った新規・成長企業の上場に係る障壁をできるだけ低くする施策も重要と考えられる。本ワーキング・グルーブでは、新規上場を促進する観点から、新規上場に伴う負担の軽減、及び新興市場の新規上場時における最低株主数基準の引下げについて検討を行った。

### 1. 新規上場に伴う負担の軽減

企業が金融商品取引所に株式を上場し、当該株式が同取引所において取引されるに当たっては、投資者が不測の損害を被らないようにするため、当該企業に関する十分な情報を投資者に対して開示し、当該企業の

13 なお、この点に関しては、専門家からの支援もさることながら、若い起業家にとっては、 起業して成功した者からのアドバイスが最も役立つのではないが、との指摘があった。

資料[4]

状況を正しく理解してもらうことが重要である。

一方で、新規・成長企業が新規上場を躊躇する要因として、当該情報開示に要する負担が重いことがあげられる、との指摘がある。このため、投資者保護に支障をきたさない範囲内で、新規上場に伴う企業の負担の軽減を図ることが適当であると考えられる。

### (1) 新規上場時の負担の軽減

企業が新規上場を行う場合には、当該企業の募集有価証券に係る有価証券届出書を提出した上で、投資者に対して募集行為を行うことが一般的であり、新規上場時に提出する有価証券届出書には、過去5事業年度分の財務諸表の記載が必要とされている。

しかしながら、当該記載については、①投資者に交付される目論見書には過去2事業年度分の財務諸表のみが記載されていること、②新規上場企業に投資する投資者は、当該企業の将来性を重視する場合も多いと考えられるところ、有価証券届出書において、将来情報の開示の充実が図られてきたこと、③新規上場企業の開示をめぐる国際的な状況にも変化が生じていることなどを踏まえると、過去2事業年度分の財務諸表のみの記載とするよう見直すことが適当であると考えられ

### (2) 新規上場後の負担の軽減

現在、上場企業は、事業年度ごとに内部統制報告書の提出が求められており、当該内部統制報告書には、公認会計士の監査を受けることが必要とされている。当該内部統制報告書の提出義務は、上場企業の全てに課されるものであるため、新規上場企業であっても、上場後、最初の事業年度終了後から、公認会計士による監査証明を受けた内部統制報告書の提出が必要となる。

新規・成長企業が新規上場を躊躇する要因として、この内部統制報告書の提出に係る負担が重いことがあげられる、との指摘もあることから、新規上場後において、内部統制報告書の提出義務に係る負担の軽減が出来ないかどうかの検討を行った。

<sup>14</sup> なお、新規上場企業が自主的に過去5事業年度分の財務諸表を記載することを妨げる必要はないため、こうした場合には、有価証券届出書の添付書類として提出することを認めることが適当である。

など、市場において「特に周知性の高い企業」については、専門的な能 力を有する証券アナリストが企業情報を分析し、投資者向けに情報提供 を行っているほか、メディアの経済ニュース等においても頻繁に取り上 げられている。こうしたことを踏まえれば、企業情報の検討に要する時 間のみに注目した場合、「特に周知性の高い企業」については、現行の金

有価証券報告書の記載の充実、四半期報告書の導入など、より充実した 情報を容易かつ迅速に入手できる環境が整ってきている状況にある。中 でも、時価総額が大きい企業や、市場で頻繁に売買が行われている企業

このうち、「企業情報」に関しては、特に近年、情報通信技術の発達や、 である「証券情報」の二つの情報について検討するものと考えられる。

資料[4]

資料[4]

等が売買されることを踏まえれば、上場企業である以上、経営者が当 上場企業の場合、企業が作成する財務報告に基づき広く一般に株式 の結果を報告することは必要であり、新規上場企業であっても、内部 統制報告書の提出自体を免除することは適当ではないと考えられる。 該財務報告の適正性を担保するために内部統制の有効性を評価し、

引所の状況に応じ、円滑な取引に支障が生じない範囲において、より低

い水準に下げる余地があると考えられる。

我が国経済の持続的な成長を実現していくためには、新規・成長企業に対し てリスクマネーを供給することだけでなく、上場後の企業についても、資本市

第3章 上場企業の資金調達の円滑化

この点に関し、近年、上場企業が公募増資を行う際、当初の想定以上に株価

場から円滑に資金調達ができるようにすることが重要である

が下落したため、予定していた資金が集まらず、一部の事業計画を見直さなく

てはならなくなるという事態が見受けられ、その背景として、我が国において は、上場企業の資金調達に要する期間が長いことや、増資を予定している企業 と投資者との間の相互理解が深まっていないことが、増資公表企業の株価を不

安定にしている要因の一つになっている可能性が考えられる。

1. 上場企業の資金調達に係る期間の短縮(待機期間の撤廃)

に取得させるには、有価証券届出書を提出した後 7 日間の待機期間が必 要とされている。この待機期間は、投資者が、開示されている情報に基 づき、当該有価証券の取得・買付けの是非を判断するための熟慮期間と されており、その際、投資者は、投資判断に当たり、増資企業の経営状 態等に関する「企業情報」と、募集・売出しに係る有価証券自体の情報

現行の金融商品取引法の下では、上場企業が有価証券を発行し投資者

特に、新興市場における最低株主数基準は、上場後の市場における円 滑な取引を確保する観点から設けられているものであり、各金融商品取

> 米国においても、新規上場を促進する観点から、新興成長企業につい 上場企業については、①上場審査において、金融商品取引所から、内 部管理体制も含めた厳格な上場審査を受けており、主幹事証券会社や 公認会計士も当該内部管理体制をチェックしていること、②新規上場 企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合 が多いと考えられること、③最も厳格な内部統制報告制度で知られる 一方で、内部統制報告書の監査義務について検討したところ、新規 て、内部統制に係る監査を免除する措置が講じられたことなどの事情 が存在する。

の企業において、新規上場後 3 年間程度は、売上や従業員などの企業 また、新規上場後の企業内容の変化について確認したところ、多く 規模等に大きな変化は見られなかった。 これらを踏まえると、新規上場企業の内部統制報告書の提出義務に 係る負担を軽減するため、新規上場後、例えば 3 年間について、内部 統制報告書に係る監査義務を免除することが適当であると考えられる 🖟 ただし、新規上場企業であっても、その規模等に照らし、市場への 影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業については、内部 統制が適切に機能していることを特に厳格にチェックする必要性が高 いと考えられることから、こうした企業については、新規上場企業で あっても、内部統制報告書に係る監査義務を免除することは適当では ないと考えられる。

## 2. 新興市場の新規上場時における最低株主数基準の引下げ

所においては、円滑な取引と市場の信頼が確保される範囲において、新 規上場時の審査基準について必要な見直しを行っていくことが期待され 新興市場における新規上場を推進していく観点から、各金融商品取引

15 なお、新規上場企業が自主的に内部統制報告書に係る公認会計士の監査を受けることを 妨げる必要はないと考えられることから、こうした場合には、内部統制報告書に係る監査 報告書を添付することを認めることが適当である。

14

<u></u>融商品取引法の待機期間を撤廃する特例措置を設けても、投資者保護上、

資料[4]

大きな問題は生じないものと考えられる。

一方で、「証券情報」については、投資者は、有価証券届出書が提出された後でなければ、その検討を行うことができないことにも留意が必要である。

こうした点を勘案すれば、「特に周知性の高い企業」が行う募集・売出しのうち、対象有価証券の取得・買付けの判断を比較的容易に行うことしができるといえるような場合に限定して、待機期間を撤廃する特例措置を設けることが適当であると考えられる。具体的には、募集・売出しの対象とされる有価証券が、普通株式や投資証券(REIT等)など、仕組みが単純かつ標準的であり、かつ、例えば増資による希薄化率が 20%以下である場合など、投資判断に与える影響が限定的な場合に限り、待機期間を撤廃することが適当であると考えられる。

## 2. 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

有価証券届出書の提出前に有価証券の勧誘を開始すること(いわゆる「届出前勧誘」」は禁止されているが、法令上、勧誘の範囲が明確でないために、増資を予定している企業が、一般的な企業情報を発信することまでも届出前勧誘に該当するおそれがあるとして躊躇してしまう、との指摘がある。また、上場企業の資金調達を円滑化するために、有価証券国出書の提出後の待機期間を撤廃する場合には、有価証券届出書の提出前に、投資者が増資企業に関する企業情報を受け取る機会をできるだけ確保しておくことの重要性はより高まるものと考えられる。

一般的に届出前勧誘の禁止措置が講じられている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実・不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされており、こうした趣旨に照らすと、次に掲げるような行為については、届出前勧誘の禁止措置の対象とする必要はないものと考えられる。このため、できるだけ速やかに、その旨を明確化することが適当である<sup>16</sup>。

企業及び引受証券会社が、適格機関投資家、特定投資家又は大株主を対象者とし、かつ、有価証券届出書の提出前に当該情報が対象者以外に伝達されないための適切な措置を講じている場合において、有価証券の募集・売出しの是非を判断するために、当該有価証券に対する市場における需要見込みを届出前に調査すること(いわゆる「プレ・ヒ

16「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)を改正。

15

アリング」)。

有価証券届出書の提出の1ヶ月以上前までに、募集・売出しに言及せずに企業情報を発信すること(有価証券届出書の提出日以前1ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられる場合に限る。)

金融商品取引法令又は金融商品取引所規則に基づき開示すること

◆ 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、従前からその通常 の業務の過程において行っている企業情報の定期的な発信を行うこと

企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、新製品・新サービスの発表を行うこと

配者、アナリスト、投資者などによる自発的な問い合わせに対して、 その事業・財務の状況や製品・サービスについての回答を行うこと 引受証券会社内で適切なチャイニーズ・ウォールが設置されている場合において、従来から継続的に行われている上場企業に関するアナリスト・レポートの公表を、従来どおりに行うこと

### 3. 訂正発行登録書の提出に係る見直し

現行の金融商品取引法の下では、発行登録書の効力が生じている間に、当該発行登録書に記載された事項につきその内容を訂正する必要がある事情が生じた場合のほか、有価証券報告書や四半期報告書などの継続開示書類が提出された場合にも、訂正発行登録書を提出する必要があるとされている。これは、発行登録書において参照している企業情報が更新されたことを投資者に知らせることで、投資者が古い企業情報に基づき投資判断をすることを防止するための措置である。

一方で、近年の情報通信技術の発展や、開示書類のEDINETによる提出の義務化、更には投資者にとって有価証券報告書等の提出は予測可能であることなどを踏まえると、有価証券報告書等の継続開示書類が提出される度に、訂正発行登録書を提出する必要性はそれほど高くないものと考えられる。このため、一定の条件「の下で、継続開示書類が提出された

17 投資者を保護する観点から、当該訂正報告書の提出義務を免除するに当たっては、定期的に提出されることが明らかな継続開示書類の提出時期を投資者が具体的に知ることができるよう、新たに、発行登録書に当該継続開示書類の法定提出期限を記載させることとし、万一、当該期限を徒過した場合には、訂正発行登録書を提出させる義務を課すことが適当

資料[4]

ことに係る訂正発行登録書の提出義務を免除するよう制度を改正することが適当であると考えられる。

# 第4章 近年の金融資本市場の状況を踏まえたその他の制度整備

本ワーキング・グループでは、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進の観点から、企業のスタートアップ段階から、成長ステージ、成熟ステージまでの資金調達の円滑化を中心に議論を行ってきた。

その際、成熟ステージにおける課題として、上場企業や投資者が負う金融商品取引法上の義務が過大となっていないかについても検討を行うこととし、具体的には、大量保有報告制度、及び流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任に関し、見直すべき点がないかについて検討を行った。

### 1. 大量保有報告制度の見直し

大量保有報告制度は、株券等の保有状況が、経営に対する影響力や市場における需給の観点から投資者にとって重要な情報であることから、当該情報を投資者に提供することを目的として、平成 2 年に設けられた制度を名る。近年、同制度に関しては、制度導入以降の他の制度における開示の充実や個人のプライバシー保護に関する意識の高まり、EDINETの整備等の環境変化に必ずしも対処しきれていない部分もあるのではないか、との指摘がある。また、現行の大量保有報告制度には、必ずしも違守することが容易でない事項も含まれており、本来の制度の趣旨に照らして、過大な事務負担が生じている、との指摘もなされている。

本ワーキング・グループでは、これらの状況を踏まえ、大量保有報告制度の趣旨には十分配意しつつ、大量保有報告書の提出者の負担軽減を図るための措置について検討を行った。

## (1) 大量保有報告制度における自己株式の取扱い

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告制度の対象となる株券等の中には、自己株式も含まれている。この点について、上場企業からは、5%超の自己株式を保有する都度、大量保有報告書や、その後の変更報告書の提出が必要とされ、自己株式の取得や処分を伴う資本政策の円滑な実施に支障をきたしている、との指摘がなされている。

自己株式については、当該企業は議決権を有さず、経営に対する影

17

響力を行使し得ないこと、また、市場における需給に影響を与えるような自己株式の取得や処分が行われる場合には、自己株券買付状況報告書等、他の制度により、別途主要な情報が開示されること等に鑑みれば、大量保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外することが適当であると考えられる。

## (2) 大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書の提出者や共同保有者(以下「提出者等」が個人である場合には、その氏名・住所(番地まで)・生年月日等を当該報告書に記載しなければならないこととされている。

大量保有報告書は、数多くの主体から様々な銘柄について提出がなされるものであるため、その提出者等については、他の提出者等と混同することなく同一人と判別できることが不可欠ではあるものの、その一方で、個人のブライバシー保護やセキュリティ上の問題を犠牲にしてまで、詳細な個人情報を公衆縦覧に供する必要性は乏しいものと考えられる。こうした点に鑑みると、大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項については、住所における「番地」の記載、生年月日」の記載を、公衆縦覧の対象から除外することが適当であると考えられる<sup>18</sup>。

## (3) 短期大量譲渡報告の適用範囲・記載事項

現行の金融商品取引法の下では、株券等の保有割合が減少したことにより、変更報告書を提出する者は、「短期間に大量の株券等を譲渡したもの」として定められた一定の基準(「短期大量譲渡」)に該当する場合には、最近 60 日間の全ての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」を当該変更報告書に記載しなければならないこととされている(「短期大量譲渡報告」)。

この点について、短期大量譲渡に該当するか否かの判断基準が、保有割合の変動のみに着目したものとされているため、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず、形式的に当該基準に該当することによ

<sup>18</sup> 一方で、当局において、訂正報告書の提出命令等を通じたエンフォースメントを行う場合、当局は当該命令等の対象者を確定し得るだけの情報を把握する必要があることから、公衆縦覧の対象から提出者等の住所における「番地」の記載、「生年月日」の記載を除外するとしても、当局に対しては、これらの情報についても提出を求めることが適当である。

り、提出義務が生じてしまうケースが発生している、との指摘がなされている。また、僅少な株券等を譲渡したに過ぎない場合であっても、全ての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」に至るまで詳細な情報を開示することは負担が過大である、との指摘もなされて、

短期大量譲渡報告の趣旨が、いわゆる「肩代わり」が行われたか否かを投資者が判断できるようにすることにあることに鑑みれば、短期大量譲渡の基準となる保有割合の減少は、「譲渡により減少した場合」に限定することが適当であると考えられる。また、「僅少な株券等の譲渡先の開示」については、日付ごとかつ譲渡の相手方ごとの記載を改め、通常の変更報告書と同様、日付ごとに「対価に関する事項」をまとかて記載すれば足りることとすることが適当であると考えられる」。

### (4)変更報告書の同時提出義務

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書や変更報告書の提出日の前日までに、新たな提出事由が生じた場合(例えば、保有割合が更に1%以上増加した場合等)には、当該「新たな提出事由に係る変更報告書」の提出は、当初の提出事由に係る大量保有報告書や変更報告書」の提出と、同時に行わなければならないこととされている(「同時提出義務」)。

このため、株券等の大量保有者は、提出日の前日に、共同保有者の 分も含め株券等の保有状況を確認した上で、変更報告書を提出する必 要があるが、子会社等を多く抱え保有状況の確認に時間を要する投資 者においては、実務上の対応が事実上不可能なケースが生じている。 その結果、提出された変更報告書の内容が、同時提出義務を踏まえた 直近の情報に基づくものなのか、5 営業目前の情報に基づくものなのか が明確でなく、かえって投資者に誤解を生じさせかねない状況となっ ていることに鑑みると、変更報告書の同時提出義務については廃止す ることが適当であると考えられる。

## (5) 大量保有報告書の発行体企業への通知方法

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書や変更報告書を提

19 その際、僅少な譲渡先を判断するための基準については、大量保有報告制度では、1%未満の水準を変更報告書の提出の必要性が乏しい株券等の保有割合の変動基準として用いていることに鑑み、例えば、1%未満を基準とすることが考えられる。

資料[4]

出した者は、遅滞なく、これらの書類の写しを発行体企業に対して送付しなければならないこととされている。しかしながら、制度導入当時とは異なり、インターネットが普及しEDINETも整備された今日では、発行体企業が大量保有報告書等に容易にアクセスし得る環境が整備されている状況にあることに鑑みると、発行体企業に対する大量保有報告書等の写しの送付義務は不要とし、EDINETへの掲載をもって代替することが適当であると考えられる。

### (6) 訂正報告書の公衆縦覧期間

現行の金融商品取引法の下では、訂正報告書は、大量保有報告書や変更報告書と同様、当局がこれを受理した日から 5 年間の公衆縦覧に供しなければならないこととされている。しかしながら、訂正報告書は、あくまでも大量保有報告書や変更報告書の内容を訂正するものであり、それ自体単独では情報としての意味に乏しいことに鑑みると、訂正報告書の公衆縦覧期間の末日については、訂正の基礎である大量保有報告書や変更報告書の公衆縦覧期間の末日については、訂正の基礎である大量当であると考えられる。

## 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

ر ان 現行の金融商品取引法の下では、有価証券報告書等に虚偽記載等があった場合、当該有価証券報告書等の提出会社は、当該有価証券報告書等が公衆機覧に供されている間に、流通市場において、当該虚偽記載等の事実があることを知らずに有価証券を取得した者に対して、虚偽記載等により生じた損害を賠償する責任を負うこととされている。

本ワーキング・グループでは、この流通市場における虚偽記載等に係る損害賠償責任に関するいくつかの論点について検討を行った。

### (1) 提出会社の損害賠償責任の見直し

現行の金融商品取引法の下では、上記の提出会社の損害賠償責任については、無過失責任とされているが、このことが適切かどうか検討すべきである、との指摘がなされている。

民法上の一般不法行為責任では、加害者の「故意又は過失」が要件の一つとされており、通常、不法行為による損害賠償責任については過失責任が原則とされている。こうした中、無過失責任は、特に政策上の必要性が認められる例外的なケースに限られており、金融商品取

資料[4]

証券市場の公正性・透明性を向上させることを目的としたものである 引法において、提出会社の損害賠償責任を無過失責任としているのは、 民事訴訟による責任追及を容易とすることで、違法行為の抑止を図り、 と考えられている。 この点に関し、近年、課徴金制度の整備や内部統制体制構築の定着 などによって違法行為の抑止効果が強化されていることを踏まえれば、 損害賠償責任の一般原則を超えて提出会社に無過失責任を課すことと している現行制度の意義は、当該制度の導入当時(平成16年改正)と 比べて、相対的に低下してきているものと考えられる。本ワーキング・ 重な意見も出されたが、こうした点に鑑みれば、流通市場における提 出会社の損害賠償責任については、現行制度の趣旨・目的を損なわな い範囲において、一般原則どおり、過失責任とすることが適当である グループでは、当該無過失責任を過失責任に見直すことについては慎 と考えられる。

の故意・過失の有無に係る立証責任については、投資者の訴訟負担が 過大にならないよう、現行の制度における役員等の損害賠償責任に係 る立証責任と同様に、立証責任を転換し、提出会社が自己の無過失の その際、損害賠償責任については過失責任とするものの、提出会社 立証責任を負うこととすることが適当である。

場合とすべきか、従業員を含めた提出会社の構成員全体に過失がない なお、提出会社の無過失とは、当該提出会社の役員等に過失がない 場合とすべきかについても議論がなされた。 この点については、過失の前提となる注意義務を負うべき者は、個々 自身の不法行為責任における故意・過失の判断対象となるべき者を具 体的に例示している規定は見当たらないことに鑑みると、現時点にお に応じた妥当な解釈に委ねることとしておくことが適当であると考え いては、立法政策上、法令において特段の明記は行わず、個別の事情 の事案ごとに相当程度異なり得ることや、他の法令においても、法人

当該有価証券報告書等の「重要な」事項について虚偽の記載があった 場合等に限定されており、そうしたケースは、通常、役員に何らかの 注意義務違反がある場合が多いと考えられることから、両者いずれの 立場に立っても、結果的には実際には大きな違いは生じないものと考 なお、金融商品取引法上の損害賠償責任が発生するのは、そもそも、

21

22

(2) 損害賠償の請求権者の拡大

が発行する有価証券を取得した投資者(「取得者」)のみが、虚偽記載 現行の金融商品取引法の下では、虚偽記載等のある有価証券報告書 等が公衆縦覧に供されている間に、当該有価証券報告書等の提出会社 等により生じた損害を請求することができることとされている。

価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に、当該虚偽記載等を知 ける虚偽記載等が行われた場合の「取得者」と同様に、虚偽記載等に 損害賠償を請求できる者として、「取得者」に加え、「処分者」を追加 成績が悪いように見せかける虚偽記載等が行われた場合には、当該有 らずに売却した投資者(「処分者」)は、経営成績が良いように見せか よる損害を被り得るものと考えられる。また、近時、MBO(マネジメン ト・バイアウト。経営陣による企業買収)が増加しているが、MBOのよ うなケースでは、自社の経営成績が悪化したように見せることによっ て、株価を不当に引き下げるインセンティブが働き得ることも考えら れる。こうした点に鑑みれば、金融商品取引法上、虚偽記載等による しかしながら、例えば、有価証券報告書等の記載に当たって、経営 することが適当であると考えられる。

### (3) 損害額権定規定の拡大

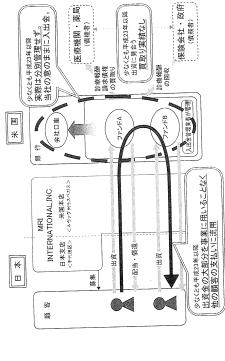
て損害賠償を請求する場合について、損害額の推定規定が設けられて 現行の金融商品取引法の下では、「取得者」が、「提出会社」に対し

求する場合や、「提出会社以外の者」(役員等)に対して損害賠償を請 求する場合にまで拡大することについて検討すべき、との指摘があっ 当該損害額の推定規定を利用できる範囲を、「処分者」が損害賠償を請 このため、今般、損害賠償責任規定の見直しを行うに当たっては、

象を拡大することによるメリットとデメリットとをなお慎重に見極め しかしながら、市場価格の平均額を基に損害額を推定できるとする 当該規定は、極めて強力な効果を有する例外的な規定であり、その対 ること等が必要であると考えられる。したがって、この点については、 将来の課題として、引き続き検討を行うことが適当である。 資料[5]

改正の背景 39

[図表2-V-1] MRI 事案の概要(検査で判明した実態)



図表 2-V-2] ファンド販売業者に対する規制の見直し(第 40 条の 3 の 2 、 29条の4関係)

が構築されつつあるが、II以外の分野においても、「エコシステム」が構築さ れていくことが今後の課題である。本ワーキング・グループで議論を行った各 種施策と関係省庁の取組みとが互いに連携し合い、エコシステムの構築が進展

とも呼べる研究・企業・人材の有機的な連携や集積がある(いわゆる「エコシ ステム」)。我が国においても、IT分野においては、こうした「エコシステム」

諸外国の成功例を見ると、事業化が持続的に生まれる基盤には、「生態系」

目指すような社会となることが望まれる。

以上が、本ワーキング・グループにおける審議の結果である。今回審議を行 った論点は、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的 な成長を実現していく等の観点から、いずれも早急に対応を行うことが必要な ものばかりである。今後、関係者において、本報告書に示された考え方を踏ま

していくことが望まれる。

え、適切な制度整備が早期に進められることを期待する。

(代工業) の 本部にあた、ファンド部等業者が、ファンドに出資されて金貨 が田野外に指揮されていることを担けながら、その募集の取扱 パを行うことを発生は単一に関係。 「実施の2000」を終り、第一部。 [国内拠点] ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から、下記のとおり、 ファンド販売業者について、行為規制の強化等を実施。 メルスト ファンド配売業者について、選挙会社と同様に、 及び「国内における代表者」の設備を義務付け。 (第28条の4 登録の指否) ※投資資用業者についても、原長の影響いとする。 接資家 (会済の動) ファンド販売業者 投資: 会務拠出 (のが使用及数 (改正後) 0 ファンド 経済には分泌 ○ ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理 が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが 禁止されている。 一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、 管理をせず、資金を汎用する事業が発生。 ファンド販売に関する規定の整備 国内拠点設置等の義務付け

○ 海外取引が絡む不正な事業が発生した場合、国内拠点 がないと、被害の把握等に大きな支障。

○ 協会へ加入していないファンド販売業者には、協会規則 (自主規制ルール)が適用されない。 協会(自主規制団体)への加入促進

1444年の一般を加入していないファンド原発素者について、協会期間 に単子が有容が内状的関連の整体としまれているです。 かの水解源体を繋がけ、協会への加入保証を包含。 かした機器が付け、協会を目の。 した情報が付け、協会のは、深めののは、 当は代析別の適用を発する。 深めのの、深めのを 当に対析別の適用を発する。 深めのの、深めのを 等をは、抗疾原素がについて。 現在の際加いとする。

(以上)

23

資料[4]

る新規・成長企業が我が国において少ないという現実があることも、また事実

である。この点について、起業家に対する人々の見方を変革することや、起業 することに対するハードルを下げ、人々の起業しようという意識を削がない社

の供給等について検討を行ってきたが、そもそも、リスクマネーの供給先とな

本ワーキング・グループにおいては、新規・成長企業に対するリスクマネー

こうした中、起業を増やすためには、我が国においては、起業の種となる技

会風土を醸成することが重要であると考えられる。

行われる事業化(いわゆる「カーブアウト」)が重要な役割を果たすのではな いか、との指摘がある。その際、こうした動きを促進するためには、企業文化 的なものを改革する必要があると考えられる。最近では、「カーブアウト」を 促進するための施策が日本再興戦略に盛り込まれるなど、我が国においても新 たな動きが見られつつあるが、こうした動きが本格化し、多くの人が起業家を

術の多くが大企業の中に眠っていると考えられることから、これを切り出して

# MRI INTERNATIONAL, INC. に対する行政処分について:財務省関東財務局

資料[6]

15ページ

# MRI INTERNATIONAL, INC.に対する行政処分について

平成25年4月26日 関東財務局 関東 財務

## MRI INTERNATIONAL,INC.に対する行政処分について

1. MRI INTERNATIONAL,INC. (以下「当社」という。) に対する検査の結果、以下の法令違反の事実が 認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。 (平成25年4月26

当社は、アメリカ合衆国において行う診療報酬請求債権(Medical Account Receivables。以下「MAR S」という。)の購入及び回収事業(以下「本事業」という。)から生じる利益の一部を配当することを内 容とする権利(以下「本件ファンド持分」という。)の販売勧誘を行っている。本件ファンド持分は、配当 金等に関する条件の異なるファンドAとファンドBの2種類が存在する。

当社は、多数の個人顧客に対し、出資金は、第三者機関の名義で開設された信託口座等で分別して管理し ていると説明している。しかしながら、顧客から本件ファンド持分の取得のための出資金としてファンドA 用の信託口座に入金された資金は、そのおおむね全額が、ファンドB用の信託口座に送金されている事実が 窓められた。また、ファンドB用の信託口座からは、当社名義の銀行口座への送金並びにファンドA及び ファンドBの顧客への送金がなされており、少なくとも平成23年以降において、当社の固有財産並びに ファンドAに係る財産及びファンドBに係る財産の分別管理が行われていない状況が認められた。

そのような中、当社の業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。

(1) 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等

上記の信託口座の入出金記録によれば、当社においては、上記のとおり、少なくとも平成23年以降、財 **童の分別管理が行われていない状況において、本件ファンド持分を取得するために出資した顧客の資金は、** 本事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに充てられていた。

このような取扱いを継続する中、当社においては、顧客への配当金及び償還金の支払遅延が発生してい る。当社は、顧客による出資金の入出金を管理する信託口座に係るこのような状況にもかかわらず、本件 ファンド持分の取得勧誘を継続していた。 上記の行為等は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第52条第1項第9号に掲げる「金融商品 取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するもの ム認められる。

(2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

の平成24年における勧誘に関し、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契 当社は、多数の個人投資家に対し、本件ファンド持分の取得を勧誘しているが、今回検査において、当社 約書の内容を検証したところ、以下の問題点等が認められた。

ア 出資金の使途

http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp033000009.html?print

2015/07/18

# MRI INTERNATIONAL, INC.に対する行政処分について: 財務省関東財務局

2/3 ページ

当社は、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧 のとおり、少なくとも平成23年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金及び償還金の支払い 客に対して「出資金はMARS購入及び回収事業にのみ充てられる」旨を告知していたところ、上記 (1) に充てる取扱いをしていた。

得られた利益から支払う」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくとも平成23年以降、当 当社は、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「配当金は出資対象事業によって 社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金の支払いに充てる取扱いをしていた。 出資金の配当金及び償還金の支払いに係る上記ア及びイの状況を踏まえれば、当社ウェブサイト、顧客向 けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載による告知は、虚偽のことを告げる行為であり、金 商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告 げる行為」に該当するものと認められる。

## (3) 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為

当社は、第12期事業報告書(事業年度:平成22年1月1日から同年12月31日まで)及び第13期 事業報告書(事業年度:平成23年1月1日から同年12月31日まで)において、各期末における資産合 計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載するなどしたこれら事業報告書を関東財務局 長に提出した。

上記の行為は、金商法第47条の2に違反するものと認められる。

### (4) 報告徴取命令に対する虚偽の報告

当社は、証券取引等監視委員会が今回検査の過程において当社代表取締役社長等に対して発出した報告徴 取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答している。しかしなが ら、当社と第三者機関が共同して内部査定を行った事実は認められない。 上記の行為は、金商法第52条第1項第6号に掲げる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてす る行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。

こ多数の顧客に対する取得勧誘を行う計画を進めている状況が認められるなど、投資者保護上極めて不適切 さらに、今回検査において、当社は、平成25年版のパンフレット等の勧誘資料を作成済みであり、新た な状況が継続しており、緊急に是正を要するものと認められる。 2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記 (1) については金商法第52条第1項の規定に基づき、下記 (2) については同法第51条の規定に基づき、行政処分を行った。

딦

### (1) 登録取消し

関東財務局長(金商)第1881号の登録を取り消す。

- 1) 本件行政処分の内容について、顧客に対し適切に説明を行うこと。2) 顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理の状況を早急に把握し、顧客に対し、顧客が出資した財 産の運用・管理の状況その他必要な事項の説明を行うこと。
- 3) 顧客の意向も踏まえ、顧客が出資した財産の顧客への返還に関する方針を策定し、速やかに実施するこ

http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp03300009.html?print

MRI INTERNATIONAL, INC.に対する行政処分について: 財務省関東財務局

資料[6] 3/3 ページ

と。 4) 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。 5) 会社財産を不当に費消しないこと。 6) 上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

本ページに関するお問い合わせ先

理財部証券監督第2課 (電話048-600-1293ダイヤルイン)

被害回復を装い、金銭を要求する詐欺的な商法の可能性がありますので、そのような勧誘を受けた場合などには、消費者ホットライン、警察、金融サービス利用者相談室まで、速やかに情報をご提供くだ 近年、投資により損失を被った人に、「被害を回復してあげる」などと電話をかけ、被害回復の条件 として、別の投資商品の購入や手数料の支払い等を求めるケースが多く見受けられます。 ○被害回復型の詐欺にご注意ください。

0570-064-370 #9110 048-613-3952 0570-016-811 金融サービス利用者相談室 消費者ホットライン 警察相談専門電話 関東財務局

電話番号 : 03-5363-5667 (平日の午前10時~午後4時まで) (ご参考) MRI被害弁護団「弁護士ホットライン」

### 日本取引所グループ金融商品取引法研究会

### 平成 26 年金融商品取引法改正 (2) -投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度

2015 年 9 月 25 日 (金) 15:01~16:52 大阪取引所 5 階取締役会議室及び東京証券取引所 4 階 402 会議室

### 出席者(五十音順)

石田 眞得 関西学院大学法学部教授

伊藤 靖史 同志社大学法学部教授

片木 晴彦 広島大学大学院法務研究科教授

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

川口 恭弘 同志社大学法学部教授

岸田 雅雄 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授

久保 大作 大阪大学大学院高等司法研究科准教授

黒沼 悦郎 早稲田大学大学院法務研究科教授

小出 篤 学習院大学法学部教授

志谷 匡史 神戸大学大学院法学研究科教授

洲崎 博史 京都大学大学院法学研究科教授

舩津 浩司 同志社大学法学部准教授

前田 雅弘 京都大学大学院法学研究科教授

松井 秀征 立教大学法学部教授

松尾 健一 大阪大学大学院法学研究科准教授

森本 滋 同志社大学大学院司法研究科教授

山下 友信 同志社大学大学院司法研究科教授

行澤 一人 神戸大学大学院法学研究科教授

### 【報告】

### 平成26年金融商品取引法の改正(2)

### 投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度

京都大学大学院法学研究科教授 洲 崎 博 史

### 目 次

- I. 改正までの経緯
- II. 「投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度」に関する 改正の趣旨
- Ⅲ. 投資型クラウドファンディングに関する本改正の概要
  - 1. 総説
  - 2. 改正前金融商品取引法のもとでのクラウドファンディング
  - 3. 本改正の要点

○黒沼 それでは、時間ですので、金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

本日は、京都大学の洲崎先生に、平成26年金融商品取引法改正の第2回として、表記のテーマでご報告をお願いしています。

それでは、洲崎先生、よろしくお願いします。

○洲崎 京都大学の洲崎です。私に与えられた テーマは、「投資型クラウドファンディング・新 たな非上場株式の取引制度」です。平成 26 年金融 商品取引法改正の中でも、新規・成長企業へのリ スクマネーの供給に関する部分です。

### I. 改正までの経緯

今回の立法の出発点は、平成25年6月5日の麻 生金融担当大臣から金融審議会に対してなされた

- 4. 本改正の内容
- IV. 投資型クラウドファンディングに関する本改正の実務への影響
  - 1. 株式形態の投資型クラウドファンディングは普及するか?
  - 2. 電子募集取扱業務に係る規制の新設によ る実務への影響
- V. 新たな非上場株式の取引制度(株主コミュニティ制度)

討論

諮問です。大きく4つのテーマについて検討するように諮問がありました。すなわち、①新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方、②事務負担の軽減など新規上場の推進策、③上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し、④その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備、についてです。

この諮問を受けて、金融審議会に「新規・成長 企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する ワーキング・グループ」(以下「WG」という)が 設置され、11回にわたる審議(平成25年6月26日~12月20日)を経て、WG設置から約半年後の 12月25日付けでWGの報告書が公表されました。

この報告書が平成26年2月24日に、金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告・承認され、この内容を盛り込んだ金融商品取引法(以

下「金商法」という)改正法案が平成 26 年の第 186 回国会(常会)に提出されて 5月 23 日に法案 が成立しました。そして、平成 27 年 5月 29 日に、改正法のうち 1 年以内に施行することとされていた部分と関連政令・内閣府令等が施行されています。本日の報告対象である投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度に係る部分は、平成 27 年 5月 29 日に施行されています。以下では、改正された金商法、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という)、内閣府令を総称して「本改正」と呼ばせていただきます。

### Ⅱ. 「投資型クラウドファンディング・新たな非 上場株式の取引制度」に関する改正の趣旨

現政権が掲げる成長戦略を推進するためには、 家計の金融資産を新規・成長企業等にリスクマネ ーとして振り向けることが不可欠であるというの が出発点です。そのための施策として、投資型ク ラウドファンディングの利用促進、新たな非上場 株式の取引制度が掲げられたというわけです。な お、WG の開始時には、投資型クラウドファンディ ングと並べて掲げられていたのは「地域等におけ る資本調達の枠組み (新たなグリーンシート制度 のあり方)」というものでした。つまり、株式の 流通よりも株式発行による資本調達についての検 討が念頭に置かれていたようなのですが、その後 「資本の調達」の話はクラウドファンディングの ほうに収斂したようでありまして、グリーンシー ト制度の後継の話は「非上場株式の取引」の問題 として検討されるようになったようです。

### Ⅲ. 投資型クラウドファンディングに関する本改正の概要

### 1. 総説

まず、クラウドファンディングとは何かということですが、一般に、「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」と定義されることが多いようです(WG報告書2頁)。また、この文脈で「新規・成長企業」という場合

には、非上場会社が念頭に置かれるようでありまして、例えばマザーズ市場に上場している新規上場会社は、クラウドファンディングの対象とは考えられていません。

ちなみに、「クラウド」というのは、「群衆」や「群れ」という意味の crowd でありまして、群衆による資金調達がクラウドファンディングということになります。どこからでもインターネット経由でデータにアクセスできるというクラウドサービスの「クラウド」は、雲の cloud ですから、語源的には違うということになります。

クラウドファンディング(以下「CF」という) には、大きく分けて3種類あるといわれています。 「寄附型」「購入型」「投資型」の3つです。

寄附型とは、その名のとおりウェブサイトで寄附を募るというものでありまして、被災地や発展途上国を支援する非営利団体がこれを利用しているようです。購入型もその名のとおりで、集められる資金は、商品やサービスの対価として支払われます。その集めた資金を使って農作物、CD、ゲームなどを製作し、商品ができ上がれば、そのでき上がった商品が資金提供者に引き渡されることになります。実質的には、代金前払いの形で通信販売を行うというのが購入型CFです。

以上に対して投資型は、資金が事業者の事業資金に充てられ、その事業から得られたリターンが資金提供者に支払われるというものです。そして、投資型 CF は、さらに「ファンド形態」のものと「株式形態」のものとに分けることができるとされています。

### 2. 改正前金融商品取引法のもとでのクラウドファンディング

ファンド形態の投資型 CF (以下「ファンド型 CF」という)とは、運営業者等を介して投資家と事業者の間で匿名組合契約を締結すること等を通じて出資を行うものをいいます。匿名組合契約に基づく権利は、集団的投資スキームの持分となって、金商法上のみなし有価証券 (2 II ⑤)となりますから、投資家と事業者を仲介する運営業者がその

募集または私募の取扱いをするには第二種金融商品取引業者としての登録が必要ということになります。逆にいうと、改正前金商法のもとでも、第二種金融商品取引業者がファンド型 CF によって資金を集めて、その集めた資金を事業者に提供することは可能です。これまでインターネットを通じて投資勧誘を行うことについての特別の規制はありませんでしたから、第二種金融商品取引業者として登録し、その第二種金融商品取引業の規制に従うならば、ファンド型 CF の形で投資勧誘を行うこと、すなわち業者のウェブサイト上に募集概要(事業者の事業内容、募集額、リターン等)を掲載して投資勧誘を行うことは可能でしたし、現にそのような投資勧誘も行われてきているようです。

ただし、ファンド型 CF が新規・成長企業への真 摯な、ないしはまともな資金提供として現状どの 程度行われているかはわかりません。そもそも集 団投資スキームの持分、金商法上のみなし有価証 券による投資勧誘は、投資詐欺として悪用される こともしばしばあるようですし、そういった投資 詐欺がインターネットを通じて行われるというこ ともあったのだろうと思われます。

以上に対して、株式形態の投資型CF(以下「株式投資型CF」という)とは、事業者が発行した株式を投資家が取得する場合の投資勧誘がインターネットを通じて行われるというものです。そもそもインターネットを通じた投資勧誘を行うことは、金商法上禁止されていませんし、従来は特段の規制もありませんでした。株式の投資勧誘ですから、第一種金融商品取引業者としての登録は必要になりますけれども、その登録さえすれば、インターネットを通じて株式の投資勧誘をすることは特に禁じられていないし、それについて特別の規制もないというのが改正前金商法の立場であったということができます。

ただし、日本証券業協会の自主規制規則、具体的には「店頭有価証券に関する規則」の3条で、 非上場株式の募集または私募の取扱いは禁止されてきました。したがって、同協会の会員である証 券会社は、非上場株式の投資勧誘をすることができなかったわけです。そして、そもそも株式投資型 CF は非上場株式で資金調達をすることが前提ですから、日本証券業協会の自主規制規則のために、これまで証券会社が株式投資型 CF を行うことはなかったわけです。

ちなみに、仮に証券会社を使った投資勧誘を行うことができないとしても、発行会社が自らインターネット上で新株発行のプランを宣伝して株主を募集することは可能です。この場合は、発行者自らが投資勧誘を行うことになって、いわゆる自己募集ということになります。発行者は、金融商品取引業者としての登録を受けなくても、自ら募集することができます。ただし、インターネットで広く株主を募集することとなりますと、少人数に対する勧誘ではなくなりますから、その行為は私募ではなく、募集に当たると考えられます。そうすると、当該募集行為には開示規制がかかってきて、有価証券届出書による開示が必要ということになりそうです。

ただ、発行総額が1億円未満であれば、有価証券届出書は必要なく、有価証券通知書の提出で足りることになりますから、その場合には開示義務の負担が重いということにはならないと思われます。発行総額1億円という数字は、後で見ますように、CF 専業業者として登録するための要件として改正法で定められた数字でもありますけれども、この発行総額1億円未満という基準を満たせば、発行会社自らがインターネット上で投資勧誘して資金を集める場合にも有価証券届出書の提出は必要なく、有価証券通知書を提出するだけで足りるということになります。

### 3. 本改正の要点

(1)投資型 CF を仲介する業者の参入要件を緩和本改正により、投資型 CF に特化して投資勧誘を行う仲介者の類型 (第一種少額電子募集取扱業者・第二種少額電子募集取扱業者)が新たに創設されました。このタイプの仲介者が参入しやすいように第一種、第二種の金融商品取引業者よりも

登録要件が緩和されており、仲介業者の面から投 資型 CF を促進したいという立法者の意図を見て とることができます。

### (2) インターネットを通じた投資勧誘を行う場合の業務管理体制整備義務・重要情報提供義務

インターネットを通じた投資詐欺が行われるのを予防するために、インターネットによる投資勧誘について一定のルール整備がされました。具体的には、業務管理体制整備義務と重要情報提供義務が新たな義務として課されることになりました。これらの義務は、第一種、第二種の少額電子募集取扱業者だけではなくて、第一種、第二種の金融商品取引業者が非上場株式等の一定の有価証券についてインターネットによる投資勧誘を行う場合にも課されることになります。こういった義務は従来なかったものですから、この点は規制が強化されたという評価をすることができるのだろうと思います。

### 4. 本改正の内容

### 1-1 新規制の基礎概念として「電子募集取扱業務」を定義

本改正では、「電子募集取扱業務」というものが新たに定義され、この概念を軸として規制が組み立てられることになりました。金商法 29 条の 2 第 6 号において、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令に定めるものにより第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる行為を業として行うこと」と定義しています。

情報通信の技術を利用する方法として内閣府令では、「金融商品取引業者等のウェブサイトを閲覧させる方法」と「ウェブサイトを閲覧させる方法と併せ、電子メールやそれに類似するインターネット上でのメッセージ授受サービスを用いる方法」が挙げられています(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という)6の2①②)。

ある仲介業者が電子募集取扱業務を行う場合に、

大まかにどういう効果が生ずるかということを先に見ておきますと、まず、(1) 一定範囲の有価証券、具体的には開示規制適用除外証券または非上場の有価証券(以下「規制対象有価証券」という)について電子募集取扱業務を行うには、その旨の登録申請書の提出または変更登録が必要となります(金商法 29 の 2 I (6)・31 IV)。この登録をすることで、当該業者は電子募集取扱業務を行う者であるということが明らかになります。

次に、(2)規制対象有価証券について少額要件を 満たす形で電子募集取扱業務のみを行うのであれ ば、投資型 CF に特化した業者、具体的には第一種 少額電子募集取扱業者・第二種少額電子募集取扱 業者(以下「特例業者」という)としての登録で 足りることになります。この特例業者の類型が新 たに認められたということで、参入要件が緩和さ れることになります。

最後に、(3) 規制対象有価証券について電子募集 取扱業務を行う場合には、特例業者であるか否か にかかわらず、特別の業務管理体制整備義務や特 別の重要情報提供義務が及ぶことになります。

以下、電子募集取扱業務について少し踏み込んでみていきたいと思います。先ほどみたように、本改正では、ウェブサイトを閲覧させる方法をとることイコール電子募集取扱業務である、という定義というかメルクマールが採用されているわけですが、WGの報告書や昨年の金商法改正の時点では、このようなメルクマールを採用することは明記されていませんでした。金融庁担当者の解説書では、そういう定義をする予定であるということは書かれていましたけれども、今回の内閣府令の改正でこのメルクマールが初めて明記されたことになります。

それから、「電子募集取扱業務」の定義にいうところの金商法2条8項9号に掲げる行為とは、 具体的には、有価証券の募集または私募の取扱い、 有価証券の売出しの取扱いまたは特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱いを指すことになります。これらをインターネットを通じて行う行為が電子募 集取扱業務となります。 金商法 29条の2第1項6号では、規制対象有価証券は、金商法3条各号に掲げる有価証券(開示規制適用除外証券)または非上場の有価証券で政令で定めるものを除いたものをいうとしています。政令除外されているのは、具体的には国債・地方債・政府保証債、非上場の有価証券でも有価証券届出書が提出されている場合等、出資・拠出を受けた金銭その他の財産のうち、100分の50を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの、いわゆる「貸付型 CF」と呼ばれているものです(金商法施行令15の4の2①~⑦)。

貸付型 CF とは、投資家から集めた資金の 50% 超が貸付けの形で事業者に提供されるものであって、集団的投資スキームの持分であることには変わりはありません。適用除外とされていることから、これを扱っても、電子募集取扱業務に係るルールが適用されるわけではありません。しかし、これを扱うためには第二種金融商品取引業者としての登録が必要になります。

金商法施行令と内閣府令が改正される際のパブコメへの金融庁側の回答によりますと、ウェブサイトを閲覧させる方法とは、ウェブサイト等のサーバーに記録された情報を閲覧させる方法が想定されています(パブコメ No. 25)。フェイスブック等の SNS、ツイッター等のマイクロブログによるものであっても、サーバーに記録された情報を閲覧させる方法によるといえる限りは、ここでいうウェブサイトを閲覧させる方法に該当することになります。

投資商品の申込みはウェブサイトでは受け付けず、例えば電話や対面、あるいは文書で投資商品の申込みを受け付けて、ウェブサイトでは商品の概要・手数料・予想リターン等の掲載だけをしているという場合、このようなウェブサイト上での行為が電子募集取扱業務に当たるかというと、これも電子募集取扱業務に当たるというのが金融庁の立場です(パブコメ No. 24)。条文を見る限りは、募集の取扱いをすれば、電子募集取扱業務になりますし、投資商品の宣伝をすれば、募集の取扱いに該当すると思われますので、こういう解釈

になるのだろうと思います。

次に、ウェブサイト上では投資勧誘は行わずに もっぱら電子メール等だけで投資勧誘を行うこと や、音声の通話を伴うインターネットサービスを 利用するもの、例えばスカイプなどのインターネ ット電話を利用するものは、電子募集取扱業務に は該当しないということになります(田中智之ほ か「金融商品取引法施行令等改正についての解説 一平成 26 年金商法等改正(1年以内施行部分) 関連一」(商事法務 2071 号) 5頁)。これも先 ほどの条文を普通に解釈するとそういうことにな るのだろうと思います。ただ、これらの行為、す なわち電子メールで投資勧誘をするとか、インタ ーネット電話で投資勧誘をするという行為は、通 常の募集取扱業務に当たりますから、これを行う には、第一種または第二種の金融商品取引業者と しての登録が必要ということになります。

それから、少し細かい話ですけれども、仲介業者がウェブサイト上の投資勧誘と電話や対面での投資勧誘を併用する場合でも、ウェブサイト上の投資勧誘は、電子募集取扱業務に該当することになります (パブコメ No. 23)。したがって、電子募集取扱業務に関する部分については、取り扱う有価証券次第では、業務管理体制整備義務や重要情報提供義務が及ぶことになります。これに対して、電話や対面での投資勧誘は、通常の募集取扱業務ですから、前者と後者を併用して投資勧誘を行う場合には、第一種または第二種の金融商品取引業者としての登録が必要であることになります。

ただし、特例業者は、電話や対面での投資勧誘をすることはできないけれども、顧客から電話や対面での取得の申込みがあったときに、その申込みを受け付けることは禁じられていません。レジュメではこの点を落としていたのではないかと思いますが、金融庁もパブコメの中でこのことを明言しています(パブコメ No. 30)。そこでも説明されていますが、例えばウェブサイトの投資勧誘を見て顧客が投資したくなったけれども取得申込みまでインターネットですることには抵抗感がある、そこは電話で申込みをしたいという顧客もい

るでしょうし、また、投資をするという意思決定 自体はウェブサイトの閲覧で行われていて、電話 や対面での取得申込みのときには投資決定は既に なされているとみることもできますから、金融庁 のこのような扱いでも問題はないのだろうと思い ます。

さらにまた細かい話で恐縮ですが、例えば業者 が自らのウェブサイト上に業者の問い合わせ先と して電話番号を記載しておいて、顧客からの電話 による質問等に対して電話で受け答えをするとい う場合にどう考えればよいかという問題がありま す。顧客が電話をかけてきて業者がウェブサイト で紹介している投資商品の内容について質問し、 業者が電話でその質問に対して答える場合には、 商品内容を電話で説明することになりますから、 それは電話による投資勧誘ということになってし まって、電子募集取扱業務の範疇からは外れてし まうことになるのだろうと思います。したがって、 特例業者は、顧客から電話で質問されても、電話 で回答することは多分できないということになる のではないかと思います。電話で質問された場合 でも、常に電子メール等で回答することになるの かなと思います。

ただし、質問の内容が、例えばウェブサイトの 画面の操作方法等であるような場合には、電話で 回答しても投資勧誘には当たらないということに なるだろうと思います。

ともかく今回の改正では、ウェブサイトを閲覧 させることが電子募集取扱業務に当たるという立 場がとられているわけですけれども、なぜこうい う基準を採用したのかについては、金融庁側から 特段の説明はありません。恐らくは、ウェブサイ トを閲覧させるという行為がインターネットによ る投資勧誘というものを特徴付ける最も基本的な 行為であり、規制をするに当たってもこれをメル クマールにするのが簡明であるということなので はないかと思われます。

1-2 一定範囲・一定規模以下で行われる電子 募集取扱業務を第一種少額電子募集取扱業務また は第二種少額電子募集取扱業務として位置付け

本改正では、電子募集取扱業務のうち、一定範囲の有価証券について一定規模以下で行われるものを第一種少額電子募集取扱業務または第二種少額電子募集取扱業務と位置づけています。これらを特例業務として参入要件を緩和し、仲介業者が増えることを期待したものです。具体的には、①非上場の株券または新株予約権の募集の取扱いまたは私募の取扱いであって、当該株券または新株予約権証券の発行総額や投資者1人当たりの投資額が少額要件(発行総額1億円未満、投資者1人当たり投資額50万円以下〔金商法施行令15の10の3〕)を満たすもの、または、②この業務に関して顧客から金銭の預託を受けること(金商法29の4の2 X)、これが第一種少額電子募集取扱業務になります。

細かい話で恐縮ですが、金商法 29 条の4の2 第 10 項でいう「電子募集取扱業務」と金商法 29 条の2 第 6 号で定義されている「電子募集取扱業務」は、同じ言葉ですが、中身が違っています。金商法 29 条の2 第 6 号で定義される「電子募集取扱業務」に、規制対象有価証券の要件と少額要件を加えたものが、金商法 29 条の4の2 第 10 項にいう「電子募集取扱業務」だということになっており、このような複雑な立法はやめてほしいなと思ったところです。

一方、第二種少額電子募集取扱業務のほうは、 みなし有価証券について少額要件を満たす電子募 集取扱業務が第二種少額電子募集取扱業務にあた ると定義しています。少額のファンド持分をイン ターネット上だけで投資勧誘する場合がこれに当 たるということになります。

少額要件の適用に関しては、通算規定が置かれていますけれども、詳細は省略させていただきます。なお、投資者1人当たりの投資件数や投資総額については、上限がありません。特定の投資者から30万円の投資を全部で10件とか20件とか受けるといった形で500万円とか1,000万円という投資を受ける場合でも、第一種少額電子募集取扱業務または第二種少額電子募集取扱業務であるこ

とは可能です。

1-3 第一種少額電子募集取扱業者・第二種少額電子募集取扱業者の参入要件を(第一種金融商品取引業者・第二種金融商品取引業者よりも)緩和

第一種少額電子募集取扱業者または第二種少額電子募集取扱業者の登録要件等がそれぞれ第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者よりも緩められています。第一種少額電子募集取扱業者の最低資本金は1,000万円(第一種金融商品取引業者だと5,000万円)で、兼業規制、標識掲示義務、自己資本規制比率の適用、投資者保護基金への加入義務といったものがありません。第二種少額電子募集取扱業者の最低資本金も500万円(第二種金融商品取引業者だと1,000万円)となっていて、標識掲示義務がありません。

### 2-1 投資者保護のためのルール整備(総説)

CF はインターネットを通じて手軽に多数の者から資金を調達できる仕組みであることから、詐欺的な行為に悪用されないような制度的工夫が必要であるということが報告書でも指摘されていたところです(WG 報告書4頁)。こういった観点から、幾つかの新規制が導入されています。

従来、金商法にはインターネットを通じた投資 勧誘について特別の規制はありませんでしたし、 体制整備義務について定めた一般的な規定もあり ませんでした。銀行法や保険業法では、銀行や保 険会社の体制整備義務を定めた一般的な規定が置 かれており、近年は、金融庁が銀行や保険会社に 対して実体的監督をする場合の根拠規定としてし ばしば使われていますが、これまで金商法にはそ ういう規定は置かれていませんでした。今回の改 正では、金融商品取引業全般について業務管理体 制整備義務を定める規定が新設されたということ です。

そして、この一般的な体制整備義務の規定を基礎として電子募集取扱業務が行われる場合に求められる業務管理体制が内閣府令で列挙されるとこ

ろとなりました。これらは既存の第一種金融商品 取引業者・第二種金融商品取引業者が電子募集取 扱業務を行う場合にも適用されます。さらに、電 子募集取扱業務が行われる場合のウェブサイトで の重要情報提供義務も定められるところとなりま した。

### 2-2 業務管理体制整備義務

金商業等府令70条の2第2項では、電子募集取 扱業務を行う場合に義務付けられる業務管理体制 整備を列挙しています。

ところで、ここでいう電子募集取扱業務とは、ウェブサイトによる投資勧誘全てを指すのではなく、規制対象有価証券の投資勧誘に限られます。 金商業等府令8条10号で、内閣府令でいう電子募集取扱業務とは規制対象有価証券に関するものであると定義しているので、こういうことになるわけです。本体の金商法のほうでは、電子募集取扱業務を、非上場株式やみなし有価証券のような規制対象有価証券にかかる業務に限っていません。しかし、内閣府令では規制対象有価証券に関するものだと定義しているので、業務管理体制整備義務も、そのような有価証券について電子募集取扱業務をする場合にかかってくるということになります。

こうして、上場株式をウェブサイトで投資勧誘する場合には、規制対象有価証券ではないことから、ここに挙げられている業務管理体制整備義務はかかってこないことになります。ともかく、電子募集取扱業務に関する特別の業務管理体制整備義務がかかってくるのは、規制対象有価証券について電子募集取扱業務が行われる場合に限られるということです。

業務管理体制として具体的にどのような体制が 求められるかについて、明文では定められていま せんが、一般には、社内規則を整備してそれを遵 守させるような措置がとられていること、例えば 従業員の研修をきちんと行うといったことが業務 管理体制の整備だと理解されていると思われます。

業務管理体制の整備の具体的内容として、次の

ようなことが定められています。

①電子情報処理組織の管理を十分に行うための 措置がとられていること

②標識に掲示されるべき事項に関し、ウェブサイトを通じて公衆の閲覧に供するための措置がとられていること

③「電子申込型電子募集取扱業務等」が行われる場合には以下のような特別の業務管理体制整備を要求

(1)取り扱う有価証券に関し、発行者の財務状況、 事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電 子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断 に資する事項の適切な審査を行うための措置がと られていること

(2)顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合及び超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること

(3)顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される場合 (オールオアナッシング方式の場合)には、当該目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること

(4)電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して8日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること

(5)発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること

(6)第一種少額電子募集取扱業務または第二種少額電子募集取扱業務において、金商法施行令 15条の 10 の3の少額要件を満たさなくなることを防

止するための必要かつ適切な措置がとられている こと

以上のうち③の(1)から(6)は、電子申込型電子 募集取扱業務等が行われる場合に求められる業務 管理体制の整備ですが、電子申込型電子募集取扱 業務等とは、一言でいうと、有価証券の取得申込 みまでがウェブサイトで行われるような投資勧誘 を指します。

電子申込型電子募集取扱業務等が行われる場合には、幾つかの特別のルールが課されるのですが、こういった特別ルールを課すような規制がなされた理由として、勧誘から申込みまでが一貫してインターネットで行われるような場合、投資者にとって意思決定の心理的障壁が低くなり、特に投資者保護のための措置が必要と考えられるということが挙げられています。

ちなみに、ウェブサイトでは取得の申込みは受け付けず、個別商品の概要・予想リターンなどをウェブサイトに掲載するにとどめている場合は、電子申込型電子募集取扱業務等には当たりません。しかし、ウェブサイトで投資勧誘する以上は、電子募集取扱業務には当たることになりますので、③以下は適用されないけれども①と②は適用されるということになります。

電子申込型電子募集取扱業務等が行われる場合 に課される特別の業務管理体制の整備についてみ ていきたいと思います。まず、③の(1)でいわゆる デューデリジェンス義務が定められています。す なわち、「取り扱う有価証券に関し、発行者の財 務状況、事業計画の内容及び資金使途その他電子 申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適 否の判断に資する事項の適切な審査を行うための 措置がとられていること」が求められるのですが、 要するに、その証券を投資勧誘の対象とすべきか どうかの判断をするのに役立つ事項について適切 に審査できるような体制にしておかなければなら ず、そういう体制がとれていないと、業務管理体 制整備義務違反ということになってしまいます。 発行体の財務状況なども見なければなりませんの で、引受審査ほどではないにしろ、かなり厳しい

義務が仲介業者に課されることになるように思われます。

続いて、③の(4)がいわゆるクーリングオフです。 レジュメでは「クーリングオフを法定」と書いて しまいましたが、これは正確ではありません。正 しくは、個々の取得の申込みについてクーリング オフの権利が与えられているような投資契約にな っていることを仲介業者が確認しなければならな いということです。そもそも会社が株式を発行す る場合にその引受けを申し込む行為や、集団的投 資スキーム持分を取得する行為について、法律上 当然にクーリングオフの権利が認められているわ けではありません。それにもかかわらず、投資勧 誘をするにはそういった権利があることを確認し なければならないというわけですから、発行者と 投資家が株式の引受契約や匿名組合契約を締結す る場合に、発行者が投資家に対して任意にクーリ ングオフの権利を与えるような契約内容になって いなければならないということになりそうです。 すなわち、クーリングオフの権利が与えられてい ないような投資契約を仲介業者が投資勧誘するこ とは業務管理体制整備義務違反になる。結果とし て、クーリングオフの権利が与えられていないよ うな投資契約の投資勧誘が行われることが事実上 排除されるということになろうかと思われます。 逆にいうと、仲介業者が投資勧誘を行うような投 資契約では、事実上クーリングオフの権利が与え られることになって、結果的にこのルールを通じ て仲介業者が関与する場合にはクーリングオフの 権利が法定されるのとよく似た形になるのかなと 思います。

ところで、ここで気になりますのは、株式の引受契約について、会社が任意にクーリングオフの権利を与えるようなことが果たしてできるのかという点です。会社法のルールでは、引受人が払込みをすれば新株発行の効力が生じて、引受人が株主になるはずですけれども、一旦新株発行の効力が生じた後で引受人が8日以内にやめたいと言えば、その払込みを御破算にするような特約を会社と引受人が自由に締結することができるのかとい

うと、出資の払戻しを契約で認めることになって しまいますので、それは恐らくできないだろうと 思います。では、会社法のもとでどうすればこの 8日間のクーリングオフの権利を与えることがで きるかというと、取得の申込みやその申込みに対 する割当ての日から、その払込期日や払込期間の 開始まで8日以上あけておくような新株発行のス ケジュールを立てて申し込みをさせる。そのよう なスケジュールであれば、株式の引受契約の中で クーリングオフの権利を与えることも可能になる のかなという気がいたします。ただ、ここはちょ っと自信がないところです。

一方、匿名組合契約のようなファンド型 CF の場合であれば、その匿名組合契約の中でクーリングオフの権利を任意に与えるということは特に問題はないと思われますから、仲介業者が関与する場合には、発行者との交渉の中で、そういう権利を与えてください、そうじゃない限りは投資勧誘をしませんよということになるのだろうと思います。

最後に、③(5)の義務ですが、顧客が投資をした 後、発行者が顧客に対して事業の状況について定 期的に適切な情報を提供することを確保しなけれ ばならないとされています。これも、株式投資型 CF の場合については仲介業者が具体的に何かしな ければならないのかというと、よくわかりません。 というのは、会社は法律上、株主に対して事業報 告等によって定期的に情報を提供することが求め られており、株式投資型 CF であれば仲介業者は何 か特別なことをする必要はないように思われるか らです。一方、匿名組合契約の場合であれば、そ のような情報提供の措置を確保するということが 必要になりますので、業者が適切な情報を提供す る体制になるよう、匿名組合契約の中で情報提供 について定めさせるといったことが考えられるの でしょう。

以上みてきたように、③の「電子申込型電子募集取扱業務等」では、仲介業者がまじめに業務管理体制を整備しようとすると、かなり負担が大きくなるようなことが定められているように思えます。あるいは、ファンド持分の販売に関してこれ

までも投資詐欺まがいのことが行われてきたこと から、金融庁としてもこの機会に厳しいルールを つくろうとしたということかもしれません。

ただ、この③のルールは、ウェブサイトを通じて投資勧誘が行われ、ウェブサイトで取得申込みが行われる場合に限って適用されますので、電話や対面で投資勧誘が行われる場合には適用されません。従来の投資詐欺が果たしてインターネットで行われてきたかというと、高齢者相手の投資詐欺は電話や対面が中心で、インターネットを通じた投資詐欺は多くはなかったのではないかとも思われますので、今回の電子申込型電子募集取扱業務等についての新たな規制がこれまで起こってもような投資詐欺を減らすことにどこまで役立つかというと、よくわからないところがあります。インターネットでメールを送るなどすると証拠が残りますので、詐欺的業者も電話や対面でだますほうがむしろ多いのかなという気がします。

### 2-3 ウェブサイトでの重要情報提供義務

これは、規制対象有価証券について電子募集取 扱業務を行う場合について、業者のウェブサイト において投資の意思決定に影響を与える情報を投 資者が閲覧できる状態に置くことを義務づけるも のです(金商法 43 の 5)。この規定に違反した場 合は罰則があります(金商法 205 ⑭)。

まず、情報提供方法について、顧客の使用にかかる電子計算機の映像面の見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示することが求められています(金商業等府令 146 の 2 I)。また、信用・市場リスク、顧客の注意を喚起すべきリスク等については、当該事項以外の事項の文字・数字のうち最大のものと著しく異ならない大きさで表示することも求められています(同 II)。ウェブサイトでの情報提供についても、虚偽の表示をすることや重要事項について誤導的表示をすることは当然のことながら禁じられます(金商業等府令 117 I②)。

次に、提供が求められる情報ですが、契約締結 前交付書面(金商法 37 の 3 I)に記載する事項 のうち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な 影響を与えるものとして内閣府令で定める事項を 提供しなさいということになっています。電子募 集の場合でも契約締結前交付書面の交付が求めら れることには変わりがありませんから、電子募集 の場合には、契約締結前交付書面による情報提供 と、ウェブサイトによる情報提供の2つが求めら れることになります。もっとも、電子募集が行わ れる場合には、契約締結前交付書面の交付につい ては、顧客の同意を得て電子メールやウェブサイトを閲覧させる方法で行われることが多いのでは ないかと思いますし、そういったケースでは、契 約締結前交付書面の交付とウェブサイトでの重要 情報提供が事実上重なることになるのではないか と思われます。

ウェブサイトで提供しなければならない情報の 具体的内容については、レジュメ8ページの(i) から(vii)までに挙げています。

- (i)「手数料、報酬その他の当該金融商品取引 契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項 であって内閣府令で定めるもの」の概要
- (ii)「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨」及び「当該指標、当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」
- (iii)「顧客が行う金融商品取引行為について当該金融商品取引業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」における「当該者、当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」
- (iv)「当該有価証券の発行者の商号、名称又は 氏名及び住所」
- (v)「当該有価証券の発行者が法人であるときは、代表者の氏名」
- (vi)「当該有価証券の発行者の事業計画の内容 及び資金使途」
- (vii) 電子申込型電子募集取扱業務等の場合に は、次に掲げる事項

### イ. 申込期間

- 口. 目標募集額
- ハ. 応募額が目標募集額を下回る場合及び上回 る場合における当該応募額の取扱いの方法
- ニ. 当該有価証券の取得に係る応募代金の管理 方法
- ホ. 発行者の事業計画等の審査に係る措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要
- へ. 顧客が当該有価証券の取得の申込みの撤回 や契約の解除を行うために必要な事項
- ト. 有価証券の取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

このうち、(iv)から(vii)までは規制対象有価証券に係る電子募集取扱業務に限ってではあるのですけれども、今回新たに契約締結前交付書面の記載事項としても定められました。契約締結前交付書面の記載事項としても(iv)から(vii)までの事項が定められるということの意味ですが、例えば(iv)で発行者を書かなければいけない、(vi)で事業計画や資金使途を書かなければいけないということになっていますから、規制対象有価証券について電子募集が行われる場合、つまり非上場株式やみなし有価証券について電子募集が行われる場合には、結局、発行ごとに契約締結前交付書面も交付しなければならないのだろうと思われます。

以上みてきたように、本改正によって業務管理体制整備義務とウェブサイトでの重要情報提供義務が新たに導入されました。ただ、これらの新規制が適用されるのは、何度もいうように、電子募集取扱業務一般についてではなく、規制対象有価証券について電子募集取扱業務が行われる場合です。定義規定だけをみると、電子募集取扱業務はウェブサイトを閲覧させる方法で投資勧誘することだと定義されたのですが、個々の条文を見ていくと、電子募集取扱業務を行うだけで特別のルールが課されるということにはなっていません。規制対象有価証券について電子募集取扱業務を行う場合に初めていろいろな規制がかかってくるという規制枠組みになっています。

したがって、例えば証券会社がインターネット 上で特定の上場株式、トヨタ株とかソニー株を推 奨して投資勧誘を行う場合には、インターネット 上で投資勧誘をしているけれども、それに今回の 新たな規制が適用されることにはなっていないと いうことです。

### 3 経過措置

レジュメに書いているとおり、6か月の猶予が 設けられています。

### 4 自主規制機関における諸ルールの改正

日本証券業協会では、今般自主規制規則を改正して、少額要件を満たす株式投資型 CF について、証券会社による非上場株式の投資勧誘を解禁しました(「店頭有価証券に関する規則」3条、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」2条2号・4条3項(会員が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合に限定))。

つまり、非上場株式の投資勧誘一般について解禁したわけではなくて、総額1億円、投資者1人当たり50万円という少額要件を満たす投資勧誘のみ許容されることになったということです。

このほか、第二種金融商品取引業協会の自主規制規則として、新たに「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」、「「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則」が定められました。

- IV. 投資型クラウドファンディングに関する本改正の実務への影響
- 1. 株式形態の投資型クラウドファンディングは 普及するか?

改正法が施行されてから4か月近く経過しましたが、第一種少額電子募集取扱業者の登録はありません。第二種少額電子募集取扱業者の登録もありません。また、既存の第一種金融商品取引業者が、日本証券業協会の自主規制規則改正を受けて、株式投資型 CF の取扱いを実際に開始したという話も聞きません。多分行われていないのだろうと

思います。

まず、事業者(発行会社)にとって株式投資型 CF のニーズがあるのかということを考えてみます と、株式投資型 CF は、非上場会社が全国の投資家 に向けて株式を発行して自己資本を調達するとい うものです。会社法上の譲渡制限をつけたまま CF で資金を調達することも可能だと思いますし、む しろそれが CF の原則形態になるのかなと思いま すが、インターネットを通じて全国から株主を募 集する以上は、いってみれば、それまで会社には いなかった部外者が株主として入ってくることに なります。そして、1人当たり50万円以下の資金 しか提供しないような小規模株主に対しても、株 主総会の招集通知を送付する、配当金を支払う、 株券を発行する等の事務作業が新たに加わること になります。もちろん株券発行は義務づけられま せんけれども、株券を発行せずに、意思表示だけ で株式譲渡をさせるというのは、会社側もかなり のリスクを負うことになると思いますので、恐ら くは株券発行が推奨されることになるのではない かと思います。

このように、CFをした途端にそれまでなかったような煩瑣な手続が生ずる。しかも、調達できる資金には限りがある。そんな資金調達手段をわざわざ使ってみたいと思うような閉鎖会社のオーナーはいないのではないかというのが私の根本的な疑問です。また、仮に有望な新規・成長企業があったとしても、そういった有望な企業には既にベンチャーキャピタルが投融資を行っているのではないかとも思われるわけで、そういったベンチャー企業による資金調達に加えて、果たして株式投資型 CF を利用するメリットがあるのだろうかという疑問もあります。

次に、仲介業者にとって株式投資型 CF のニーズ があるのかということを考えてみますと、総額1 億円、投資者1人当たり50万円に限られるような 募集・私募の取扱いでは、手数料報酬も限られます。金商法上は第一種金融商品取引業者、つまり 証券会社が株式投資型 CF を行う場合に少額要件 を満たす必要はありませんが、先ほど言いました

ように、日本証券業協会の自主規制規則では少額 要件を満たす株式投資型 CF しかできないことに なっています。その一方で、デューデリジェンス 義務やクーリングオフのルールが課されることに なりますと、仲介業者にとってもあまりうまみの あるビジネスには映らないのではないかと思われ ます。

最後に、投資家にとって株式投資型 CF のニーズがあるのかということを考えますと、株式投資型 CF に対して投資家が期待しているのは投資リターンです。この点が寄附型や購入型の CF とは異なります。将来上場にまで至れば大きな利益が得られるかもしれませんが、上場されない限り換金可能性が極めて乏しい株式投資型 CF に果たして投資商品としての魅力がどの程度あるのかという点もかなり疑問です。

ちなみに、金融審議会のWGでは、株式投資型CFの普及に向けたアメリカでの立法例が紹介されています(2012年4月に成立した JOBS法[Jumpstart Our Business Startups Act])。WGでの事務局の説明資料の中でその話が出てきます(平成25年6月26日第1回WG事務局説明資料16頁)。ただ、この法律は、アメリカで成立はしましたが、これを実施するためには、CFに関係するSEC規則を策定することが必要になっているところ、どうもそのSEC規則が策定されていないために、JOBS法も施行されていないようです。したがって、JOBS法という器はつくったけれども、全米中から株式資金を集めるようなCFというのは、実際には動いていないのではないかと思われます。

確かに、寄附型や購入型のCFは海外でも盛んに行われているようで、成功例はいろいろ紹介されているのですが、閉鎖会社のための株式投資型CFが海外で実際にどの程度普及しているのかはよくわからないというのが正直なところです。私もいろいろ調べようとしたのですが、信頼できる数字が出てこなくて、どのくらい行われているのかはよくわかりませんでした。

結論として、譲渡制限株式のまま株式投資型 CF で資金を調達する、あるいは投資家からすると資 金を提供してリターンを期待するというのは、発行者にとっても、株主にとってもあまり合理的な行動とはいえないのではないか。株式投資型 CF がこの先利用されるとしても、非常に限られた形になるのではないかというように思われます。

### 2. 電子募集取扱業務に係る規制の新設による実務への影響

電子募集取扱業務にかかる新規制は、ファンド型 CF にも適用されます。これまで第二種金融商品取引業者としての登録さえしておけば、インターネット上でファンド型 CF の投資勧誘をする場合にも特段の規制がなかったわけですが、今後は業務管理体制整備義務とウェブサイトでの重要情報提供義務がかかってくることになります。

さらに、ファンド持分の取得の申込みがウェブサイトや電子メールで行われる場合、つまり電子申込型電子募集取扱業務が行われる場合には、デューデリジェンス義務やクーリングオフの規制までかかってくることになりますので、従来にはなかった新たな規制が導入されたということで、実質的な規制強化になるといってよいと思います。

金融審議会での議論は、もともとは成長戦略の ための規制緩和という側面が強かったようで、当 初の議事録を読んでいても、非常に明るい前向き の話が多かったように思うのですが、実際にでき 上がった規制内容や株式投資型 CF が実際に使わ れる見込みはあまりなさそうだということを考え 合わせると、今回の改正は、実際上はもっぱらファンド持分の投資勧誘の規制強化として働くこと になるのかなという気がしています。しかし、逆 にいうと、これまでファンド持分のインターネット上の投資勧誘に何らの規制がなかったということにも問題があったとも思われますので、金融庁がこの機会をうまく利用して必要と思われる規制 を導入したのだとみることもできるかなと思います。

V. 新たな非上場株式の取引制度(株主コミュニティ制度)

最後に、新たな非上場株式の取引制度(株主コミュニティ制度)について少しだけみておきたい と思います。

従来認められてきた非上場株式の取引制度、す なわち日本証券業協会が例外的に証券会社による 投資勧誘を認めているものとして、グリーンシー ト銘柄制度やフェニックス銘柄制度がありますが、 近年これらの制度の利用企業数が減少して、売買 状況も低迷していたといわれています。グリーン シート銘柄とは、店頭取扱有価証券、優先出資証 券または投資証券のうち、証券会社が日本証券業 協会に対して届出を行った上で、その証券会社が 継続的に売り気配・買い気配を提示している銘柄 のことをいいます。ピーク時(平成16年末)には 96 銘柄あったようですが、平成25年3月末には 37 銘柄に減っており、これを取り扱う取扱証券会 社も、平成25年4月時点では9社にまで減ってい るということが WG での資料で説明されています (平成 25 年 6 月 26 日第 1 回 WG 事務局説明資料 20頁)。証券会社が審査を行った結果、グリーン シート銘柄として適当と判断されたものがグリー ンシート銘柄になるのですが、この制度のもとで は、発行者がかなりの負担を課されます。上場会 社と大差ない負担(インサイダー取引規制とそれ に伴う適時開示義務、上場会社に準じた開示義務) が課されますので、それを敬遠して、利用する会 社が少なくなっていったようです。

一般の非上場株式については、日本証券業協会の自主規制規則によって証券会社による投資勧誘が禁じられています。証券会社による投資勧誘が禁じられ流通性が乏しいことから、一般の非上場株式についてはインサイダー取引規制や開示義務が適用されていないわけですが、グリーンシート銘柄はこれと裏腹に、証券会社が扱えるから流通性があるとされ、インサイダー取引規制や開示義務を課すという形になってきたわけです。

そこで、グリーンシート銘柄制度にかわるものとして新たに考案されたのが、株主コミュニティ制度と呼ばれるものです。どういうものかといいますと、証券会社が株主コミュニティ銘柄として

適当と判断したものについて「投資グループ」を 組成します。グループのメンバーとして想定され ているのは、当該企業の役員・従業員、当該企業 の株主・取引先、当該企業から財・サービスの提 供を受けている者などです。投資家には自己申告 によってグループに参加してもらって、証券会社 の店頭で取引をしてもらう。他方、グループのメ ンバーに限って証券会社が投資勧誘をすることを 認めるというものです。地方の証券会社が非上場 の地場産業の株式を対象としてこの制度を利用す ることが想定されているようです。

グリーンシート銘柄制度の難点を解消するとい うことがこの新たな制度の目的ですから、株主コ ミュニティ制度の対象となる株式は、高い流通性 は持たないものとして位置づけられ、インサイダ 一取引規制等の適用対象から除外されることにな っています。この制度がどの程度機能するかにつ いてもよくわかりません。証券会社が一生懸命投 資勧誘をして、株主コミュニティの中での株式売 買が盛んに行われるようになったとしても、そこ で得られる売買手数料はそれほど大したものでは ないと思われます。したがって、これが地方の証 券会社の新たな有力収入源になるということは考 えにくいかなと思います。ただ、この制度を運用 する中で、証券会社が新たな顧客を開拓するきっ かけになるということはあるだろうと思いますの で、そういったことがこの制度の狙いとして考え られているのかなという気がしています。

報告は以上です。ご指導ご鞭撻をいただければ 幸いでございます。

### 【討論】

○黒沼 洲崎先生、どうもありがとうございま した。

それでは、討論に入りたいと思います。本日の ご報告は、大きく2つに分けることもできますが、 新たな非上場株式の取引制度については、それほ ど長い報告時間は充てられていませんので、全体 を通してどの点からでもご質問やご意見をいただ ければと思います。

### 【本改正の狙い】

○岸田 この特別の規制が設けられた理由として、有価証券の取得の勧誘から申込みまでが一貫してインターネットで行われる場合は、投資者にとって意思決定の心理的障壁が低くなると書いてありますが、逆だと思うのです。最初から最後まで一切紙媒体なしにインターネットでやるということは、ハッカー、なりすまし、書類の偽造、最近のインターネット上の情報漏れなど、色々なことがあると思うので、私はかえって心理的な障壁が高くなるのではないかと思うのですが、これについて先生はどう考えられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○洲崎 これは立法者がそのような説明をしているということです。デューデリジェンス義務、業務管理体制整備義務、クーリングオフ規制などこれまでなかった規制を新たに導入するには、やはり相応の理由が必要だろうということで、このような理由が述べられたということかなと思っております。

しかし、私自身がどう考えるのかと問われると、 取得勧誘から取得申込までずっとインターネット で行われる場合に投資者の意思決定の心理的障壁 が低くなる、だから投資者保護のための特別の措 置が必要になるのだという説明に説得力があるど うか、よくわからないところがあります。むしろ 電話や対面でいろいろなセールストークをされる ほうがだまされやすいのかなという気もします。

ただ、高齢者等とは違って、若い人、インターネットを普段から使っている人にとっては高い家電をインターネット通販で普通に買うという世の中になっていることを考えると、勧誘を受けて申込みをし、払込みもインターネットで銀行の金を払い込むということが、以前よりもはるかにやりやすくなっていて、意思決定が従来よりも簡単にできるような世の中になってきているということはあるように思います。したがって、インターネ

ットで投資勧誘を受けて、投資決定をして、申込 みもその画面を見ながら全部できてしまうという ものについて強い規制をかけるということには、 それなりに理由はあるのかなという気がしており ます。

○岸田 先生のご報告で実務への影響というと ころでは、何か否定的なご意見もお持ちのように 思いましたが、先生のご意見は、あまり実務に使 われないのではないかということでしょうか。

○洲崎 私が否定的な評価を申し上げたのは、 CF は当初新規・成長企業のための資金提供手段を 積極的に導入しましょうということで出発したけれども、発行体も、仲介業者も、投資家もそのようなものを望んでいたかというと望んでいなかったかもしれない、制度として導入はしたけれども、うまくいかないかもしれないと考えたからです。 ただ、導入された規制自体は、それほどおかしなものではない。これまで規制が全くなかったところに必要と思われる規制が入れられたとみることもできますから、今回の金融庁のお仕事については、よいお仕事をされたのではないかと考えているところです。(笑)

WGで当初考えられていたところとはちょっと違った形になるかもしれませんが、新規制の中身がよくなかったと考えているわけではありません。

○岸田 ありがとうございました。

### 【デューデリジェンス義務】

○行澤 レジュメの6ページで、電子募集取扱を行う場合の業務管理体制、特に電子申込型の場合の③の(1)で、事実上、デューデリジェンス義務が課せられたということですけれども、業務管理体制整備はあくまで業法的な義務でしょうか、それとも、それは結果的に投資家に損害が生じる場合に民事責任を追及できるような私法上の義務でもあるのでしょうか。

○洲崎 直接的に民事責任につながることはないと思います。業務管理体制整備義務違反に対しては行政処分ということになると思います。しかし、行政処分を受けるようなことをしていれば、

不法行為責任を問われることはあり得ると思いますので、民事責任の観点からも意味がないことではないと思います。

○舩津 今のところですけれども、電子申込型 についてのみデューデリジェンス義務があるとい うような形で、たしかそれに対するパブコメも何 かよくわからないような説明になっていたのです けれども、それでは、電子申込型でない場合につ いては、デューデリジェンス義務は私法的にはど のように考えたらいいのでしょうか。

規定の上では、業務管理体制整備義務 ○洲崎 はかかっていないということになります。投資勧 誘はウェブサイトでやるけれども、取得の申込み は電話や対面で受けるという場合は、デューデリ ジェンス義務はないということですね。果たして それでいいのかというと、非上場株式やみなし有 価証券は、どのような証券なのか、どのような会 社なのかが投資家にはよくわからないのだから、 電子申込型でない場合にもこういう義務を負わせ るべきだという意見はもちろんあると思います。 実際、パブコメの中でもそういう意見がありまし た。ただ、結論としてはそこまでは踏み込まなか った。従来そこまでの義務は課されていなかった ところで、いきなりこの義務を入れるというのは、 なかなかハードルが高かったのかなという気がし ます。

申込みが電話や対面になればなぜこの義務が必要ないのかを説明するのは確かになかなか難しいかもしれません。

### 【クーリングオフ】

○伊藤 実質的なクーリングオフという話ですけれども、金商業等府令の文言は「契約の解除を行うことができることを確認するための措置」になっていまして、確認するための措置とは何なのかというのがまず気になります。確保ではなくて、確認なのですね。

それから、もしこれに違反して募集の取扱いが 行われて、実際にその募集を受けて取得の申込み が行われたときに、その申込みの私法上の効力は

どうなるのでしょうか。私法上の効力は特に無効 にはならないというふうに考えざるを得ないので しょうか。そういうふうに考えていきますと、投 資顧問契約の場合と同じようなルールにしなかっ た理由は何なのかということが気になるのですね。 あるいは、報告で洲崎先生がおっしゃったように、 特に株式引受契約の場合などに、ルールを書くの が難しくなるから、ということなのでしょうか。 投資顧問契約の場合は、業者と投資家 ○洲崎 の契約なので、ストレートに法律で定めることが できるわけですが、ここのクーリングオフは、仲 介業者と投資家ではなくて、発行者と投資家の契 約の中でクーリングオフの権利を与えるかどうか というものなので、法律で直接定めることは難し い。しかし、そのような権利が与えられてないも のを投資勧誘させるべきではないという立法者の 判断があって、したがって、仲介業者が投資勧誘 をするときには、そのような権利が与えられてい るものしか売ってはいけない、与えられていない のに売ると業務管理体制整備義務違反になります よという構造の法規制をした。かなり頭がいい人 が考えたかなと思うのですが (笑)、要するに直 接的にクーリングオフの権利を与えることなく、 権利がないものについては投資勧誘をさせないと いうルールを入れることで実質的にクーリングオ フの権利を与えるようにしたということなのかな と。

そして、投資家と発行体の契約について業者が 直接口を出すのは難しかろうということで、「確 保」という語ではなく「確認」という語になった。 ただ、仲介業者が投資勧誘をしたいと思えば、発 行体に対してこの権利を入れてください、入れな い限りは我々は投資勧誘できませんよという形の 交渉をすることになろうかと思いますので、実質 は確保になるのかもしれませんけれども、法文上 の表現としてはやはり「確認」になったのかなと 思います。

違反した場合の効力については、伊藤先生が言われたとおり、私法上の効果が直接生ずるというのはちょっと難しいのかなという気がします。

このルールがあることからクーリングオフの権利があると信じて投資家がきちんと契約を読まずに出資してしまったところ、実際にはクーリングオフの権利がなかったという場合、仲介業者に対して損害賠償責任を追及できるということはあり得るかもしれません。業務管理体制整備義務違反という行政処分を受けるような業者の行動が投資家に対する関係では不法行為に該当するならば、それによる民事責任はあるかもしれませんが、出資契約が有効になるかどうかという点については、やっぱり有効とせざるを得ないのかなという気がします。

○行澤 その点に関連した質問ですが、レジュメ8ページの内閣府令の重要情報提供義務の中に、(vii)の「へ」として「顧客が当該有価証券の取得の申込みの撤回や契約の解除を行うために必要な事項」とありますが、もし今伊藤先生がおっしゃったように、よく確認もしないでクーリングオフが確保されていないものを投資勧誘して取得させた場合に、重要情報提供義務違反ということは問題にならないのでしょうか。業者はきちんと説明しなかった、顧客もそこがよくわからずに、支払ってしまったと。

○洲崎 解除ができるというふうに間違って開示してしまったという場合ですか。

○行澤 業者は、クーリングオフについては何も書かず、よく説明もせず、投資家もそこをよく読まないで買ってしまったというケースはどうでしょうか。

○洲崎 (vii)のへについては全く記載がなかったという場合ですね。この場合には、本来あるべき情報がウェブサイトに書いていなかったということですから、重要情報提供義務違反になると思います。罰則の適用もあるし、それが不法行為にあたると評価されれば民事責任も生じるのでしょう。

### 【電子情報処理組織の管理】

○前田 先ほどの舩津先生のご質問とも関連するのですけれども、株式投資型 CF において、今回

の改正では非上場会社が念頭に置かれていますが、 ご報告の中でも何度か言及がございましたように、 上場株式の取得勧誘についてもインターネットの 方法が使われることは十分にあり得るところだと 思うのですね。そして、上場株式について取得勧 誘をするのであれば、普通の第一種金融商品取引 業者でないと業として行えないことになると思い ますけれども、上場株式であれば、先程来お話に 出ています特別な業務管理体制の整備は要求され ないことになります。

しかし、今回、業務管理体制整備がなぜ求められたかというと、冒頭にもお話がありましたように、インターネットという方法を使うことで、心理的障壁が低くなるのかどうかは議論の余地があるにせよ、何らかの投資者保護のための措置が必要だと考えられたからであって、このような特別な体制の整備が求められた趣旨からしますと、上場株式の取得勧誘についても、ある程度の体制整備は要求しておくべきではなかったかと思うのです。

確かに、上場株式については、電子申込型の場合の、発行者の財務状況を審査する体制などはさほど必要ないのかもしれませんけれども、一般にコンピューターの管理を十分に行うための措置をとっておくことなどは、上場株式についても共通して当てはまるように思うのです。今回は相当限られた範囲でしか業務管理体制整備を求めなかったように見えるのですが、この規制枠組みで果たして十分なのか、洲崎先生のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○洲崎 前田先生のご指摘のとおりだと思います。レジュメの6ページに①から③の(6)までありますが、たとえば、①の電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置がとられていることについては、例えばウェブサイトを乗っ取られて書き換えられないようにセキュリティーを講ずる必要については、あらゆるインターネットを使った投資勧誘について妥当することだと思いますから、非上場有価証券に限らず、あらゆるインターネット投資勧誘について適用してもよかったのではな

いか、とも思われます。②についてもウェブサイトで投資勧誘をする場合に一般的に適用していいことだと思います。

当初の改正案では、①や②は電子募集取扱業務に限らず、一般的に適用することが予定されていたようなのですが、なぜ最終的にこの規制を遠慮されたのか、よくわからないところです。①や②については普通の証券会社であればみなさんきちんとされているはずなので、こういう規制が入ったからといって困ることはないように思います。この規制を遠慮されたのは、規制手法としては少し物足りなかったというか、適切ではなかったのかもしれないなという気がします。

(注:金融庁がパブリックコメントに付した金商業等府令の改正案の段階においては、電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置に係る規定は第70条の2第1項第5号で定められており、電子募集取扱業務を行う場合のみならず、金融商品取引業者等に一律義務付けられることとなっていた。しかし、元々予定されていた金商業等府令第123条第1項各号の一部の規定内容の第70条の2への移行が、改正案公表後の当局における検討を経て実施されないこととなったため、これに伴い、電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置に係る規定は第70条の2第2項第1号で定められ、電子募集取扱業務を行う場合のみに義務付けられることとなった。

なお、金商法第40条第2号において、金融商品取引業者等は、「業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況」に該当することのないように、その業務を行わなければならないと規定されているところ、当該条項に規定する内閣府令で定める状況として、現行の金商業等府令第123条第1項第14号に「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」が掲げられている。)

### 【発行者情報の開示】

○黒沼 発行者情報の開示については、WG の報

告書では、インターネットを通じた情報開示を義務付けることが適当であるとされていましたが、でき上がったものを見ると、発行開示に当たるものについては確かにウェブサイトで提供するようになっているわけですけれども、継続開示に相当するものについては、金商業等府令70条の2で定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていることというふうにしか規定されていません。洲崎先生がご報告されたように、これだと、会社法上の情報提供手段が確保されていればよいように読めるのですけれども、これは立法趣旨とやや違うのではないかと私は感じています。

つまり、募集または私募の取扱いを行った後に 発行者情報を継続的に仲介業者がウェブサイト上 で公表していく、あるいは株式の保有者に提供し ていくことが望ましいと思うのですが、金商業等 府令では、そこまで要求していないということな のでしょうか。

○洲崎 そうですね。まず、確認させていただきますと、WGの報告書でいうと4ページ、「投資者保護のための必要な措置」の第2段落に、「インターネットを通じて非上場株式又はファンド持分の募集又は私募の取扱いを行う仲介者に対して、発行者に対するデューデリジェンス及びインターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や仲介者自身に関する情報の提供を義務付けるとともに、当該情報の提供を怠った場合等における罰則を整備することが適当である」とありますので、最終的な報告書を見る限りは、継続開示まで仲介者がしなさいということにはなっていないように思われます。

ひょっとすると WG の途中までは黒沼先生が言われたような方向で議論が進んでいたのかもしれませんが、最終の報告書では、そこまでは要求されていない感じです。

株式の場合は、株主に対して会社法に基づく情報提供はされると思いますし、それ以上に何か詳しい情報提供をさせるような措置を確保するとい

うのはちょっと難しいのかなという気がします。 しかし、ファンド持分については、従来それに関するルールが明確ではないというか、特にそれを 確保するためのルールというのはなかったように 思いますので、③の(5)が入ったというのは意味が あることではないかと思います。

### 【CF と株主コミュニティ】

○黒沼 また別の点ですけれども、日本証券業協会の方が来られているので一つお伺いしたいのですが、新たな非上場株式の取引制度というのは、私は CF で発行された株式の流通の場を提供するものとしても考えられていたと思っていたのですけれども、どうもこの株主コミュニティ制度というのを見ると、そうはなっていないようです。その点は、日本証券業協会では検討されたことはあるのでしょうか。

○山本(日本証券業協会エクイティ市場部次長) ※ 当該回の研究会に傍聴者として出席

日本証券業協会の自主規制規則で、その利用目的として明示的に規定しているわけではありませんけれども、今お話がありましたように、株式投資型 CF については、いわゆるプライマリーでの資金調達手段であり、その後のセカンダリーでの流通取引機能はありませんので、株主コミュニティで利用することも想定しております。

○黒沼 想定しているということですか。

○山本 そのほかに、資料にもありますように、 もともと地域における非上場株式の取引・換金ニ ーズもございますので、そういったものに対応し ていこうという仕組みにしております。株式投資 型 CF で取り扱われたものを株主コミュニティで 取り扱ってはならないとはルール上しておりませ んので、そういったものも想定しております。

○黒沼 わかりました。ありがとうございます。 ○洲崎 CFで募集をした業者がその後株主コミュニティ制度の株主グループを組成する業者として同じ銘柄を扱ってはいけないというようなルールがどこかになかったですかね。見たような気がするのですが……。 ○山本 同一の銘柄について株式投資型 CF を 行っている間に、株主コミュニティで募集等の取 扱い等を行ってはならないというルールになって おります。

株式投資型 CF については、投資勧誘の手法として、インターネット上のウェブサイトを利用した投資勧誘か、又はウェブサイトを用いたうえで電子メールを利用した投資勧誘に限定されています。そして、投資勧誘の対象も、広く不特定多数の者に対して投資勧誘できるという仕組みになっています。

それに対して、株主コミュニティについては、 投資勧誘の手法としては、インターネットや電話 等も含めて、株主コミュニティの参加者であれば 勧誘手法は制限されていません。また、投資勧誘 の対象にあっては、あくまで自発的に株主コミュニティに参加した投資家にのみ勧誘が可能となっ ていますので、勧誘の対象が不特定多数の者では なくて、特定の者に限定されております。

このため、両者を同時に併用することになりますと、投資家の方々が混乱する可能性もありますので、同一の期間内に同一の銘柄について株式投資型 CF と株主コミュニティでの募集等の取扱い等を併用するのは禁止するというルールにしております。

株式投資型 CF が終了した後、例えば一定期間が 経過した後に、株主コミュニティで募集等の取扱 い等を行うことについては、当然禁止はされてお りません。

○洲崎どうもありがとうございました。

### 【株主コミュニティと発行会社】

○片木 洲崎先生が先ほどおっしゃったことで、 株式投資型 CF を通じて株を発行するときに、別に 譲渡制限を外す必要はないわけですね。

○洲崎 はい。

○片木 だから、発行した後に流通市場をつくるか、つくらないかは、むしろ発行会社のほうの選択に委ねられるという理解でよろしいですか。

○洲崎 はい。株主コミュニティというのは、

恐らくは譲渡制限をつけたまま売主や買主を紹介するようなものとして考えられているのではないか。譲渡制限があるということが当然の前提ではありませんけれども、譲渡制限がついたままそのようなコミュニティをつくって、売買の場や機会を提供するものだと理解しています。譲渡制限がついていても、擬似流通市場のようなものがある、それが株主コミュニティだと見てよいのではないかと思います。

○片木 株主コミュニティで譲渡制限がついた ままで流通することについては、会社側は全く関 知できないというか、勝手にいつの間にか行って しまうという形になるのですかね。それとも、会 社が承認して初めて流通するということになるの ですか。

○洲崎 そこは日本証券業協会の方に教えていただいたほうがいいかと思いますが(笑)、株主コミュニティに参加するには、株主は自発的に申告しなければならないけれども、その際会社が関与することになっていましたかね。

○山本 直接的には規定はありませんけれども、 証券会社が銘柄を選定する際に、発行者との間で、 反社会的勢力の排除について契約を結んでいただ くことになっておりますので、何らかの形で証券 会社は会社と関与していただくことになろうかと 思います。そのほか、銘柄の審査義務や、先ほど もちょっとお話がありましたけれども、事後の情 報提供義務もありますので、証券会社は何らかの 形で発行者とコンタクトをとるようになると思い ます。

先ほどの譲渡制限については、日本証券業協会のルール上は、譲渡制限が付されているからその銘柄を選定できないとはしておりませんけれども、譲渡制限が付されていることについては、投資家にとっては必ずしも譲渡による取得について会社の承認を得られないという可能性もありますので、そういった内容については契約締結前交付書面に記載して、投資家に注意喚起やリスク説明をしていただくというルールを設けております。

○洲崎 どうもありがとうございます。

### 【特例業者と投資者保護基金】

○川口 CF に戻るのですけれども、本日のご報告にはなかったのですが、業者が金銭を受け入れた後に分別管理義務はあるのですね。他方で、投資者保護基金に入らなくてよいということになっていますね。

○洲崎 特例業者についてはそうですね。

〇川口 それはそれでいいのでしょうか。業者の参入規制を引き下げる、最低資本金も引き下げる、このような規制緩和の一環なのかなという気はします。しかし、これはあくまで参入をしやすくするための方策です。投資者保護の点では別なのではないでしょうか。クーリングオフまで認めて、投資者保護を厚くしていながら、業者が逃げたときにその保護をしないというやり方でよいのでしょうかね。

○洲崎 投資者保護基金の加入義務がないということについても、それはおかしいのではないかという意見はもちろんあり得ると思います。最大1億円まではあり得るわけですから、集めた金を持って逃げてしまうということだってあり得ますし、分別せずにそれが流用されてしまうということもあり得ます。成長戦略のためにリスクマネーを提供する、それには仲介業者を参入しやすくすべきだという強い要請がやっぱりあったのかなという気がいたしますね。

○川口 もちろん、投資者保護基金自体、極め て政策的なものですから、政策で判断するという のはあり得ることなのかもしれません。

〇石田 投資額の上限をつけるというような規制のやり方は珍しいと思うのですけれども、1人当たり50万円までというようなルールをつくったことの意味は何なのでしょうか。これは要するに、リスクを負担する層をもっと増やしましょうということなのでしょうか。そういう意味では素人投資家が増えていくけれども、投資家の損失が大きくなり過ぎないよう、50万円という額を設定したのか、それとも、まさにクラウドだから、大勢の人から資金調達ができるように、そして企業

が成長していけるようにというスタートアップを バックアップする土壌作りのような趣旨、つまり 1人当たりの投資額に上限を付けることで投資家 の数を増やしましょうと考えているのか、いかが なのでしょうか。

○洲崎 金商法の建付けとしては、特例業者でなければ、つまり、第一種金融商品取引業者であれば、別に少額要件はかかってこない。結果的に日本証券業協会の自主規制規則で少額要件はかかってしまったのですが、金商法としては、証券会社は自由に CF をやってくださっていいですよということです。ですから、少額で大勢の人からリスクマネーを供給してもらうようにするために50万円という制限を設けたかというと、そこは直接的にはつながってはいないように思えます。

ただ、多くの仲介業者が参入すればリスクマネーもどんどん供給できるようになるだろうということからすると、多くの仲介業者に参入してもらいたいし、そのためには参入要件を緩やかにしたい。しかし、参入要件を緩める以上は、あまり大きな資金調達はやってほしくない。それで50万円という制限を設けたという関係なのかなと思います。

〇川口 たしか、アメリカでは、所得によって 出資額が区分されているのではないですか。今回 の改正は、アメリカの制度を参考にしたといえま す。そこでも、やはり被害の額、リスクに耐え得 る額を限定するというのが主な趣旨なのではない でしょうか。

○洲崎 特例業者だと投資者保護基金にも加入 していないし、資本金も低いから被害が出る可能 性もあり、だから50万円ということですかね。

○川口 50万円なら良いのかという話は別にあるかもしれませんが、そのように割り切ったような気がします。

○山下 今までの議論を聞いていると、保険の 分野では少額短期保険業者という制度をつくりま したが、これは、仮に詐欺的な業者がいても、ど うせ少額・短期の被害だから自己責任に相当委ね ていいだろうという発想でつくられたと思います。 これと思想的には似たような面があるのか、やはり何か違うのかという点についてはいかがでしょうか。

○洲崎 さあ、どうなのでしょうね。(笑)先ほど川口先生が言われたように、確かにアメリカに多少似た制度があり、投資金額を制限しているというのがあって、それを参考にしたというのはあるのかもしれません。しかし、インターネットで勧誘を受けて、インターネットで取引をするような人については、50万円まではもう自己責任でやってもらっていいという、ある意味割り切った考え方もあるのかもしれません。今お話を伺って、そういう説明もできるのかなと考えた次第です。○山下 そう考えれば、先ほどからの業務管理体制整備義務も、これは規制が弱いのではないか

体制整備義務も、これは規制が弱いのではないか という発想では考えなくてよいという気もするの ですね。

○黒沼 ほかにいかがでしょうか。

もしなければ、本日の研究会はこれで終了とさせていただきたいと思います。

洲崎先生、どうもありがとうございました。

# JPX会商法研究会 第19回「平成26年会商法改正(2) 投資型クラウドファンディング・都たな非上端株式の取引電販」 2012/09/23 京部大学 迷惑博史

8. 地文献:

「金騰審議会・新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(平成 26 年12 月 25 日)[以下「報告」と引用]

齋藤通雄ほか艦修・齊藤将彦ほか編著『逐条解説 2014 年金麗商品取引法改正』(商事法務、2015 年) [以下「逐条解説」と引用〕

田中智之ほか「金藤商品取引法施行令等改正についての解戮―平成 26 年金商法等改正(1年以内施行8分)関連―」商事法務 2071 8 4 頁(以下「解戮)と引用)

ab.27 rose 1 may text 2.5 rt 公で、Chros.)このの 金融庁「平成 2.6 年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令等に対するパブリックコメントの結果等にこついて)中の「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(金融庁thtp://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20130512-1/01.pdf)(以下「パブコメ」と引用)

### 改正までの経緯

平成 25 年 6 月 5 日、麻生金融担当大臣が金融審議会に対し、①「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方」、②「事務負担の軽減など新規上場の推進策、、③「上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し」、④「その他、近年の金盤資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備」について検討するよう諮問。

「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」 (以下MG) を設置し、11 回にわたり審議 (平成 25 年 6 月 26 日~12 月 20 日)。

12月25日付けでMGの報告を公表。

平成26年2月24日に、金融審総会・金融分科会合同会合において報告・承認。

報告の提言内容を盛り込んだ金商法改正法案が平成 26 年 3 月 14 日に第 186 回国会 (常会) に提出され、5 月 23 日に成立、同 30 日に公布 (平成 26 年法律第 44 号)。

平成27年5月29日、改正法のうち1年以内に施行することとされていた部分と関連政令・内閣所令等が施行された(以下、改正法と関連政令・府令を総称して「本改正」という)。

## I 「投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度」に関する改正の趣 B

現政権が掲げる成長職略を推進するためには、家計の金融資産を新規・成長企業等に対するリスクマネーとしてに振り向けることが不可久。そのための施策として、投資型クラウドファンディングの利用促進、新たな非上場株式の取引制度が掲げられた (なお、WG開始時には、投資型クラウド・ファンディングと並べて掲げられていたのは「地域等における資本調達の枠組み (新たなグリーンシート制度のあり方)」であったが、その後「資本の調達」から「非上場株式の取引」へと議論の軸足が移った)。

- 2 -

## 田 投資型クラウドファンディングに関する本改正の概要

### 影響

クラウドファンディングとは、一般に、「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」と定義される(報告2頁)。なお、ここでの新規・成長企業等とは、非上場会社が念頭に置かれている。

クラウドファンディング (以下「C F.))には、「寄付型」「購入型」「投資型」があるとされるが、本改正が対象とするのは「投資型」。投資型C F はさらに「ファンド形態」のものと「株式形態」のものに分類される。

### 2. 改正前金商法のもとでのCF

ファンド形態の投資型CFとは、運営業者等を介して、投資家と事業者の間で匿名組合契約を締結すること等を通じて出資を行うものをいう。匿名組合契約に基づく権利は、みなし有価証券(2 II ⑤)となり、その募集または私募の取扱いをするには第二種金融商品取引業の対象が必要。…逆にいうと、改正前金商法のもとでも、第二種金融商品取引業者がファンド形態のCFにより資金を集め、事業者に提供することは可能。インターネットを通じて投資勧務を行うことについての特別の規制はなかったため、第二種金融商品取引業者として登録し、第二種金融商品取引業の規制に従うなら、ファンド型CFでの形で投資勧誘を行うこと(ウェブサイト上に、募集概要(事業者の事業内容、募集額、リターン等)を掲載して投資勧誘を行うこと)は可能だったし、現にそのような投資勧誘が行われ、等

ただし、ファンド型CFが新規・成長企業への「真摯な資金提供」として現状どの程度 行われているかは不明(みなし有価証券による投資勧誘が、投資詐欺として行われること は少なからず有り、それがインターネットを通じて行われることもあったと思われる)。 株式形態の投資型CFとは、事業者が発行した株式を投資家が取得する場合の投資勧誘がインターネットを通じて行われるものをいう。インターネットを通じた投資勧誘は金商法上禁止されていないし、特段の規制もない。第1種金融商品取引業者として登録すれば、インターネットを通じた株式の投資勧誘も可能。

ただし、日本証券業協会の自主ルールにより、非上場株式の募集または私募の取り扱いは禁止されてきた → 投資型CFは非上場株式の募集等であることが前根であるため、インターネットを通じた投資勧誘であると否とにかかわらず、自主ルールに抵触 → これまで証券会社が株式投資型CFを行うことはなかった。

### 3. 本改正の要点

(1) 投資型CFを仲介する業者の参入要件を緩和

投資型CFに特化して投資勤務を行う仲介者の類型(第1種少額電子募集取扱業者・第2種少額電子募集取扱業者)を新たに創設(このタイプの仲介者が参入しやすいように第1種金融商品取引業者・第2種金融商品取引業者よりも登録要件を緩和)

<del>-</del>

(2) インターネットを通じた投資勧誘を行う場合の業務管理体制整備義務・重要情報提

インターネットを通じた投資詐欺が行われるのを予防するためのルール整備。第1種少額電子夢集取扱業者・第2種少額電子夢集取扱業者のみならず、第1種金融商品取引業者・第2種金融商品取引業者が非上場株式等の一定の有価証券についてインターネットによる投資勧誘を行う場合について、規制を強化。

### 4. 本改正の内容

## 1-1 新規制の基礎概念として「電子募集取扱業務」を定義

電子募集取扱業務…「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府台に定めるものにより第2条第8項第9号に掲げる行為を業として行うこと」をいう(法29の2億)。情報通信の技術を利用する方法として内閣府令では、「金融商品取引業者等のウェブサイトを閲覧させる方法」と「ウェブサイトを閲覧させる方法」と「ウェブサイトを閲覧させる方法と併せ、電子メールやそれに類似するインターネット上でのメッセージ模受サービスを用いる方法」が挙げられている(金商業等府令6の20億)。

電子募集取扱業務を行うことにより生ずる効果:

(1)一定範囲の有価証券(開示規制適用除外証券または非上場の有価証券。以下「規制対象有価証券」)について電子募集取扱業務を行うにはその旨の登録申請書の提出または変更登録が必要(法20の21億・31 IV)

(2)規制対象有価証券について少額要件を満たす形で電子募集取扱業務のみを行うのであれば、投資型CFに特化した業者(第1種少額電子募集取扱業者・第2種少額電子募集取扱数者・第2種少額電子募集取扱業者)としての登録で足りる(→参入要件の緩和)

(3)規制対象有価証券について電子募集取扱業務を行う場合には、特別の業務管理体制整備義務や特別の重要情報提供義務が及ぶ。

・報告や改正金商法は、ウェブサイトを閲覧させる方法をとること=電子募集取扱業務であることを明記せず。改正金商業等所令で初めて明記された。

・法2条8項9号に掲げる行為…有価証券の募集または私募の取扱い、有価証券の売出しの取扱いまたは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い。これらをインターネットを通じて守う行為が電子募集取扱業務となる。

・規制対象有価証券は、法3条各号に掲げる有価証券(開示規制適用除外証券)又は非上場の有価証券だが、政令で定めるものは除かれる。政令除外されているのは、具体的には、国債・地方債・政府保証債、非上場の有価証券でも有価証券届出書が提出されている場合等、出資・地出を受けた金銭その他の財産のうち、100 分の 50 を超える額を充てて金銭の貸付を行う事業にかかるもの(貸付型CF)(令15の4の2①~⑦)。

\*貸付型CFは、投資家から集めた資金の50%超が貸付の形で事業者に提供されるものであって、集団的投資スキームの特分であることには変わりない。よってこれを行うに

は第2種金融商品取引業者としての登録が必要。

・ウェブサイトを閲覧させる方法とは、ウェブサイト等のサーバーに記録された情報を閲覧させる方法が想定されている (パブコメ No.25)。フェイスブック等の SNS、ツィッター等のマイクロブログによるものでも、サーバーに記録された情報を閲覧させる方法によるといえる限りは、ウェブサイトを閲覧させる方法に該当する。

・商品の申込みはウェブサイトでは受け付けず、ウェブサイトでは商品の概要、手数料、 ・格リターン等の掲載だけをしている場合も電子夢集取扱業務に該当(パブコメ No.34)。 ・ウェブサイト上で投資制誘を行わず電子メール等のみによる投資制誘を行うことや、音声の通話を伴うインターネットサービスを利用するものは電子募集取扱業務には該当しない(解説・5 頁) → 通常の募集取扱業務にあたるため、これを行うには、第1種金融商品取引業者・第2種金融商品取引業者としての登録が必要。

・仲介業者がウェブサイト上の投資勧誘と電話・対面での投資勧誘を併用する場合でも、前者は電子募集取扱業務に該当する (パブコメ No.23)。よって、前者には電子募集取扱業務に業務管理体制整備義務・重要情報提供義務が及ぶ。ただし、後者は通常の募集取扱業務であるから、前者と後者を併用するには、第1種金融商品取引業者・第2種金融商品取引業者としての登録が必要。

ウェブサイト上に業者の電話番号を記載し、電話による質問等を受け付ける場合はどうか? …取り扱う有価証券やその発行者についての質問に対して電話で答えることは、電話による投資勧誘となり、電子募集取扱業務ではないから、第1種少額電子募集取扱業者・第2種少額電子募集取扱業者はないから、のカレ、ウェブサイトの画面の操作等について電話で質問に回答することは投資勧誘にはあたらないから許容されよう。

\*ウェブサイトを閲覧させることを電子夢集取扱業務概念の柱とした理由…解説やパブコメでも触れられていない。規制の適用範囲を画するにあたり、「ウェブサイトの閲覧」というメルクマールは比較的明確であったからか?

# 1-2.一定範囲・一定規模以下で行われる電子夢集取扱業務を第1種少額電子夢集取扱業務または第2種少額電子夢集取扱業務として位置付け

第1種少額電子募集取扱業務…① 非上場の株券又は新株予約権の募集の取扱い又は私募の取扱いであって、当該株券又は新株予約権証券の発行総額や投資者1人あたり投資額が少額要件(発行総額1億円未満、投資者1人あたり投資額50万円以下(施行令15の10の3))を満たすもの、または② ①の業務に関して顧客から金銭の預託を受けること(法29の4の2 X)。

(※ 法29条の4の2第10項では、上記①を「電子夢集取扱業務」と呼んでおり、法29条の2第6号で定義される「電子募集取扱業務」のうち一部のもの(少額要件を満たすもの)が、法29条の4の2

- 4 -

- 3 -

第10項にいう「電子募集取扱業務」にあたるという関係になっている。非常にわかりろらい)第1種少額電子募集取扱業者…第1種金融商品取引業のうち第1種少額電子募集取扱業務のみを行うとして登録を受けた者(法29の4の2IX)

第2種少額電子募集取扱業務… (法29条の2第6号にいう)電子募集取扱業務のうち、有価証券(法2条2項の規定により有価証券とみなされる同項5号又は6号に掲げる権利であって、法3条3号に掲げるもの又は非上場のものに限る)の募集の取扱い又は私募の吸扱いであって、当該有価証券の発行総額や投資者1人あたり投資額が前記少額要件を満たすもの(法29の4の3N)。

第2種少額電子募集取扱業者…第2種金融商品取引業のうち第2種少額電子募集取扱業 務のみを行うとして登録を受けた者(法 29の 4の 3 II)

少額要件の適用に関し、通算規定有り。 投資者1人あたりの投資件数や投資総額については上限無し。

## 1-3 第1種少額電子募集取扱業者・第2種少額電子募集取扱業者の参入要件を(第1 鳘金融商品取引業者・第2種金融商品取引業者よりも)緩和

 第 2 種少額電子募集取扱業者…最低資本金 500 万円(⇔第2種金融商品取引業者だと 000 万円)。標識掲示義務無し。 

## 2-1 投資家保護のためのルール整備(総説)

CFはインターネットを通じて手軽に多数の者から資金を調達できる仕組みであることから、詐欺的な行為に悪用されないような制度的工夫が必要(報告4頁)。

がまた、Frwilsのような日のによっている。 フェロスによって、ボロースパンの様々に、 で来、インターネットを通じた投資勧誘について特別の規制はなかったが、この機会に、 金融商品取引業全般について業務管理体制整備義務を導入するとともに、電子募集取扱業 務が行われる場合に求められる業務管理体制を列挙 (既存の第 1種金融商品取引業者・第 2 種金融商品取引業者が電子募集取扱業務を行う場合にも適用される)。また、ウェブサイトによる重要情報提供義務を法定。

### 2-2 業務管理体制整備義務

「インターネットを通じて非上場株式又はファンド特分の募集又は私募の取扱いを行う仲介者 (…) に対して、発行者に対するデューデリジェンス及びインターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整備…を義務付ける…ことが適当」(報告4頁)

- 5 -

金商法で業務管理体制整備義務を明記: 「金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。」(法35の3)

必要な体制が整備されていない者は登録拒否の対象 (法 29 の 4 I ①∼・33 の 5 I ⑤)

電子募集取扱業務を行う場合に義務づけられる業務管理体制整備を金商業等府令 70 条

- ひ 4 k 2 4 c列争 ① 電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置がとられていること
- ② 標識に掲示されるべき事項に関し、ウェブサイトを通じて公衆の閲覧に供するための指置がとられていること
- ③ 「電子申込型電子募集取扱業務等」が行われる場合には以下のような特別の業務管理 本制整備を要求
- (1)取り扱う有価証券に関し、発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査を行うための措置がとられていること

(2)顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合及び超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること

(4)電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して8日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること

(3)発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、 当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保 するための措置がとられていること (6)第1種少額電子夢集取扱業務又は第2種少額電子夢集取扱業務において、今15条の10の3の少額要件を潰たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること

業務管理体制としては、社内規則等を整備し、当該社内規則等を遵守するための措置をとることが求められる (パブコメ No.53)。社内規則等を遵守するための措置としてはたとえば従業員の研修などが考えられよう。

・ここでの電子募集取扱業務とは、規制対象有価証券について法 29 の 2 1 ⑥の電子募集 取扱業務を行う場合を指す(金商業等符令 8 ⑩)。すなわち、非上場証券についてインタ ーネットで投資勧誘する場合には、金商業等符令 70 条の 2 第 2 項の業務管理体制整備義

- 9 -

**努が適用される (少額要件を満たさなくても適用される)。** 

・「電子申込型電子募集取扱業務等」…金商業等所令70の2mで具体的に定義。電子募集 取扱業務のうちウェブサイトや電子メールで顧客が有価証券の取得の申込みを行うもの、 第 1 種少額電子募集取扱業者・第2種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務な ど、有価証券の取得の勧誘から申込みまでが一貫してインターネットで行われるような場合を「電子申込型電子募集取扱業務等」として規律。 ・電子申込型電子募集取扱業務等につき特別の規制が設けられた理由…有価証券の取得の 勧誘から申込みまでが一貫してインターネットで行われるような場合、投資者にとって意 世決定の心理的障壁が低くなり、特に投資者保護のための措置が必要と考えられるため(解 8・1 日) ・ウェブサイトでは取得の申込みは受け付けず、個別商品の概要・予想リターンなどを掲 酸するにとどめている場合でも電子募集取扱業務にはあたりうる(パプコメ No.24)。 ・上記③(1)の義務…<u>い力必灸元ューブ儿義務。</u>。引受審査ほどではないにしろ、発行者の財務内容等を審査する義務が課されることになる。なお、この義務が電子申込型電子募集の収業務等が行われる場合に限られている(ファンド特分の投資勧誘一般に適用される義務ではない)点につき、インターネットを通じて手軽に多数の者から資金を調達できる仕留みであって投資詐欺に悪用されやすいことが理由とされている(パプコメ No.62)

・上記③(1)の義務…いわゆるクーリングオフを法定。従来金商法上認められてきたのは、安俊顧問契約の解除のみ(法 37の6、令 16の3)。個々の取得の申込の撤回、申込にかかる契約の解除を認めたという点でかなり強力な規制といえる。

・上記③(5)の義務…発行される有価証券が株式であれば会社法上の情報提供手段(事業報告等)によればよいが、ファンド特分の場合には匿名組合契約等において事業者から投資家への情報が適切に提供される旨が定められていることを仲介業者が確認すべきことが想定されている複様(第二種金融商品取引業協会「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」36条参照)。

## 2-3 ウェブサイトでの重要情報提供義務

「インターネットを通じて非上場株式又はファンド特分の募集又は私募の取扱いを行う仲介者 (…)に対して、…インターネットを通じた発行者や仲介者自身に関する情報の提供を義務付ける…ことが適当」(報告4頁)

規制対象有価証券について電子募集取扱業務を行う場合について、業者のウェブサイトにおいて、投資の意思決定に影響を与える情報を投資者が閲覧できる状態におくことを幾路付け(法43の5)。同規定違反には罰則有り(法205個)。

- 7 -

情報提供方法…顧客の使用にかかる電子計算機の映像面の、見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示(金商業等所令 146 の 2 1)。信用・市場リスク、顧客の注意を喚起すべきリスク等については、当該事項以外の事項の文字・数字のうち最大のものと著しく異ならない大きさで表示(同11)。

提供が求められる情報…契約締結前交付書面(法 37 の 3 1)に記載する事項のうち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣所令で定める事項。

(i)「手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの」の概要

(ii)「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨」及び「当該指標、当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」

及び「当欧田弥、コ政田弥に示る支動により和文ルエリのおて4/ルがの3年4月 (iii)「顧客が行う金融商品取引行為について当該金融商品取引業者等その他の者の業務又 は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」における「当該者、当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及

(iv)「当該有価証券の発行者の商号、名称又は氏名及び住所」

(v)「当該有価証券の発行者が法人であるときは、代表者の氏名」(v)「当該有価証券の発行者の事業計画の内容及び資金使途」

(vii) 電子申込型電子募集取扱業務等の場合には、次に掲げる事項

「イ 申込期間」、「ロ 目標募集額」、「ハ 応募額が目標募集額を下回る場合及び上回る場合における当該応募額の取扱いの方法」、「ニ 当該有価証券の取得に係る応募代金の管理方法」、「ホ 発行者の事業計画等の審査に係る措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要」、「ヘ 顧客が当該有価証券の取得の申込みの撤回や契約の解除を行うために必要な事項」、「ト 有価証券の取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項」

・ウェブサイト上での情報提供においても虚偽の表示や重要事項につき誤導的表示をすることが禁じられるのはいうまでもない(金商業等符令 117 1 ②)。

契約締結前交付書面の記載事項とウェブサイトでの情報提供が求められる事項はかなり 重なるが、電子募集取扱業務では投資決定の心理的障壁が低くなりがちであることを考慮して、重複的な情報提供が求められる。

・上記(iv)~(vii)は、規制対象有価証券にかかる電子募集取扱業務に限り、今回新たに、契約締結前交付書面の記載事項として定められた。発行者や資金使途が記載されるため、発行ごとに新たな契約締結前交付書面を交付することになろう。

-8-

### 体過措置

改正法施行前から電子募集取扱業務を行っている者は、改正法の施行の日(平成27年5月29日)から6か月間は電子募集取扱業務の変更登録を受けることなく、同業務を行うことができ、法43条の5に基づく重要情報提供義務も6か月間は猶予される(政合附則24.3糸)

金商業等府令 70 条の 2 第 2 頃に基づく業務管理体制整備義務についても 6 か月間の猶予あり (内閣府令附則 2 条・3 条)。

### 自主規制機関における諸ルールの改正

日本証券業協会が自主規制規則を改正し、少額要件を満た寸株式投資型CFについて、 証券会社による非上場株式の投資勧誘を解禁 (「店頭有価証券に関する規則」3 条、「株式 投資型クラウドファンディング業務に関する規則」2 条 2 号・4 条 3 項 (会員が第 1 種少額電子募集取扱業務を行う場合に限定))。

また、第二種金融商品取引業協会が、「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」、 「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則」を定めた。

# IV. 投資型クラウドファンディングに関する本改正の実務への影響

(1) 株式形態の投資型CFは普及するか?

・改正法が施行されてから4か月近く経過したが、第1種少額電子募集取扱業者の登録はない (第2種少額電子募集取扱業者の登録もない)。また、既存の第1種金融商品取引業者が、日証協の自主規制規則改正を受けて、株式形態の投資型CF(以下「株式投資型CF))の取扱いを開始したという話も聞かない。

・事業者 (発行会社) にとって、株式投資型CFのニーズはあるか? 井井む窓町CFF 非し由な社ぶを国のむ窓会に由はア井井を繋合し

株式投資型CFは、非上場会社が全国の投資家に向けて株式を発行し、自己資本を調達するというもの。 譲渡制限を付けたままCFで資金を調達することも可能だが、部外者が株主として入っ でくること、50万円以下の資金しか提供しない小規模株主に対して、株主総会の招集通 して、あえて株式を発行したいと思う閉鎖会社オーナーはいないのでは? かりに有望な新規・成長企業があったとしても、ベンチャーキャピタルが既に投融資を 守っているのでは?(これに加えて株式投資型CFを利用するメリットがあるのか?)

uを送付する、配当金を支払う、株券を発行する等の事務作業が新たに加わることを覚悟

|仲介業者にとって、株式投資型CFのニーズはあるか?

総額1億円、投資者1人あたり50万円に限られるような募集・私募の取扱いでは手数料報酬が限られる(金商法上は第1種金融商品取引業者が株式投資型CFを行う場合につき少額要件を満たす必要はないが、日証協の自主ルールでは少額要件を満たす株式投資型CFしか行えない)。その一方で、デューデリ業務やクーリングオフ規制が課されるとなると、うまみのあるビジネスには映らないのではないか。

投資家にとって、株式投資型CFのニーズはあるのか?

株式投資型CFへ投資家が期待するのは、投資リターン(ここが寄付型・購入型CFとは異なる)。将来上場にまで至ればともかく、そうでない限りは検金可能性がきわめて乏しい株式投資型CFに投資商品としての魅力がどの程度あるのか、かなり疑問。

### ・海外での株式投資型CF

WGでは、株式投資型CFの普及に向けたアメリカでの立法例(2012 年 4 月に成立した JOBS社 [Jumpstart Our Business Startups Act]) も紹介されているが、クラウドファンディングに関係するSEC規則は策定されておらず、未施行だとされている(平成 25年6月26日第1回WGで配布された事務局説明資料 16頁)。寄付型・購入型CFはともかくとして、閉鎖会社のための株式投資型CFが海外で実際にどの程度普及しているのかは不明。

・結論として、譲渡制限会社のまま株式投資型CFで資金を調達する (or 資金を提供してリターンを期待する) というのは、発行者にとっても株主にとっても今里的な行動とは思えない。株式投資型CFがかりに利用されるとしても、かなり限られた形になるのではないか?

## (2) 電子募集取扱業務にかかる規制の新設による実務への影響

新規制は、ファンド型CFにも適用される。これまで第2種金融商品取引業者としての登録をしさえずれば、インターネット上でファンド型CFの投資制務をする場合にも特段の規制がなかったが、今後は業務管理体制整備義務とウェブサイトでの重要情報提供義務が及ぶことになる。

上述のように、ファンド特分の取得の申込みがウェブサイトや電子メールで行われる場合 (電子申込型電子募集取扱業務が行われる場合)にはデューデリ義務やクーリングオフ規制までかかってくるため、実質的な規制強化になると思われる。

## V. 新たな非上場株式の取引制度(株主コミュニティ制度)

非上場株式の取引制度(日証協が例外的に証券会社による投資勧誘を認めているもの)として、これまでグリーンシート館柄制度やフェニックス館柄制度があったが、近年、これらの制度の利用企業数が減少し、売買状況も低迷。発行者に対して、上場企業と大差ない負担(インサイダー取引規制とそれに伴う適時開示義務、上場企業に準じた開示義務)が課されていることがその理由として指摘されていた(逐条解説 24 頁。一般の非上場株式については、日証協自主規制により証券会社による投資勧誘が禁じられ、流通性が乏しいことから、インサイダー取引規制や開示義務が適用されていないのとちょうど裏腹の関係にあった)。

\*グリーンシート銘柄:、店頭取扱有価語券、優先出資語券又は投資語券のうち、語券会社が日本語券業協会に対して届出を行った上で、その語券会社が機続的に売り気配・買い気配を提示している銘柄のこと。ピーク時 (平成 16 年末) には 26 銘柄 - 25 年 3 月末には 37 銘柄、取扱語券会社も平成 25 年 4 月

91 -

- 6 -

時点で9社(第1回WG事務局説明資料 20 頁))。証券会社が審査を行った結果、グリーンシート銘柄として適当と判断されたものがグリーンシート銘柄になる。

\*\*フェニックス銘柄:取引所上場廃止銘柄で、証券会社が流動性を確保する必要があると判断したも

⇒ グリーンシート銘柄制度に代わるものとして、地域に根ざした企業などの非上場株式についての取引・換金ニーズに応えるための新たな取引制度を日証協が整備…「株主コミュニティ制度]

|株主コミュニティ制度|: 証券会社が株主コミュニティ銘柄として適当と判断したものについて、「投資グループ」を組成 (グループのメンバーとして、当該企業の役員・従業員、当該企業の株主・取引先、当該企業から財・サービスの提供を受けている者などを想定)。投資家は自己申告によってグループに参加し、証券会社の店頭で取引。グループのメンバーに限り、証券会社による投資勧誘を認める。地方の証券会社が非上場の地場産業を対象にこの制度を利用することが想定されている模様。

同制度の対象となる株式は高い流通性を持たないものとして位置付けられ (法 67 の 18 ④の証券として告示指定)、インサイダー取引規制等の適用対象から除外される。

### (登録の申請)

第二十九条の二.前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項[第二十九条の:] 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項 を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

### | ~| (空)

六 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されて いない有価証券(政介で定めるものを除く。)について、電子寮 集取扱業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより第二 条第八項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下こ の草において同じ。)を行う場合にあっては、その旨

### 力~土 (略)

- 2 前頃の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな
  - | 第二十九条の四第一項各号(第一号ニからへまで、第四号ニ及 び第五号へを除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書
- ロ・川 (盤)
- め・4 (売)

### (登録の申請)

を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 この場合において、第一種企融商品取引業を行おうとする外国法人 は、国内における代表者(当該外国法人が第一種金融商品取引業を 行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するも のに限る。) を定めて当該登録申請書を提出しなければならない。 | ~| ( 24)

### (廃款)

パ~ハ (谷)

- 2 前頃の登録申請書には、次に掲げる書類を添けしなければならな
  - | 第二十九条の四第一項各号(第一号へ及び二並びに第五号へを 除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する昔面

1 |・11 (控)

い・4 (器)

### (登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか 第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか に該当するとき、又は登録申請書者しくはこれに添付すべき書類若 しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を 拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

ケ (拳)

ロ 次のいずれかに該当する者

同第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六 第三項の規定による第二十九条の登録の取消しの処分に係る 行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処 分をする日文は処分をしないことの失定をする日までの間に 第五十条の二第、項第二号、第六号又は第七号に該当する旨 の同項の規定による届出をした者(当該通知があった日以前 に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係 る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の 全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人である ときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をし ていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しない 30

3 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の

### (登集の巨否)

に該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若 しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を 拒否しなければならない。

: 次のいずれかに該当する者

├ (魯)

(海級)

23

22

- 24

25

- 52

ないもの をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過し あるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいる。) 業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人で に係る事業の全部を承継させ、又は金體商品仲介業に係る事 と自の同項の規定による届出をした者(当該通知があった日 をする日までの間に第六十六条の十九第一項第一日第二十月条の規定による通知が 動物である。 数当年のとは、 をする日本でのは、 をする日本で、 のた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定 取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知が 関消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知が 関消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知が 関係による。

、当該届出の日から近年を経過しないものを決定する機関の決定をいう。) でを決定する機関の決定をいう。) をしていた者を除く。) での全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行業と保る事業の全部を承継させ、又は信用格付業に保ら事業の事品の関係による届出をした者(当該通知らし、はの決定をする日までの間に第六十六条の四十第一項第一上の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定にしては処分をしない。第二項、

### て~ (2)

れていると認められない者 へ 金騰商品取引案を適離に遂行するための必要な体制が整備す

当する者のある者いて同じ。) 又は政合で定める使用人のうちに次のいずれかに該のご第二項並びに第五十七条の二十第一項第一号及び第三項におめられる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条第三項、第五十二条各又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認る名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執法人である場合においては、役員(相談役、顧問その他いかな

### ケ〜 ( 盤)

三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十二、金融商品取引業者であった法人が第五十二条第一項、第五十二

### ロ~川 (盤)

### (楚版)

当する者のある者ので活める使用人のうちに次のいずれかに該の二第二項並びに第五十七条の二十第一項第一号及び第三項におめられる者を含む。以下この号、第五十二条第二項、第五十二条第一項、第五十二条名及及はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認る各称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執い、法人である場合においては、役員(相談役、顧問その他いかな

### ケ〜 ( と)

三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十二、金融商品取引業者であった法人が第五十二条第一項、第五十二

7 第 種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集収扱業務を行 う場合における第二条第十一項、第二十七条の二第四項(第二十七 条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七 条の二十六第一項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用に ついては、これらの規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは「 第一種金融商品取引業(第二十九条の四の二第十項に規定する第一 種少額電子募集取扱業務を除く。)」と、第二条第十一項及び第二 十七条の二十六第一項中「同条第四項」とあるのは「第二十八条第 四項」とする。

- ⑤ 第四十六条の五及び第四十六条の六の規定は、第一種少額電子募 集取扱業者については、適用しない。
- ことを要しない。 □ 第三十六条の二第一項の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が 第一種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。
- 4 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品取引業並びに第三十五 **朱第:項及び第二項の規定により行う業務以外の業務を行う場合に** は、同条第四項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を受ける

け出ることを要しない。

第二項各号に掲げる業務を行うこととなった旨を内閣総理大臣に届

おける第一種少額電子募集取扱業務については、適用しない。 go 第一種少額電子募集取版業者(投資運用業を行う者を徐く。炊頃 において同じ。)は、第三十五条第三項の規定にかかわらず、同条

2 前条第一項第五号へ及び第六号イの規定(これらの規定を第三十 一条第五項において準用する場合を含む。)は、前項の場合又は第 三十一条第四項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取 引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合に

第二十九条の四の二 第二十九条の登録を受けようとする者が第一種 金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうと する場合における第一種少額電子募集取扱業務についての第二十九 条の二第一項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、 条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨(第一種金融商品 取引業のうち第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子 **募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。)」と、** 同条第二項第一号中「及び第五号へ」とあるのは「、第五号へ及び 第六号イ」とする。

(第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)

20~10 (空)

(2)

( ( )

3 ま人を代表する受員のうちご第二号イから かに該当する者のある者

> (鉴) (22) 21~12 (密) (膵臓)

かに該当する者のある者

3 法人を代表する役員のうちに第二号イから上までのいずれ

32

録申請書に第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業 務のみを行う旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項 の変更登録を受けた者をいう。 2 第:項、第二項、第五項、第七項及び前頃の「第一種少額電子募

第三項から前項までの「第一種少額電子募集取扱業者」とは、登

集取扱業務」とは、電子募集取扱業務(第一条第一項第九号に掲げ る有価証券(金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令 で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の募集の取扱い 又は私募の取扱いであって、当該有価証券の発行価額の総額及び当 該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令 で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。)又 は電子募集取扱業務に関して顧客から金銭の預託を受けることをい

(第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)

- 第二十九条の四の三 第二十九条の登録を受けようとする者が第二種 金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうと する場合における第二種少額電子募集取扱業務についての第二十九 条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」と あるのは、「その旨(第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四 の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合 にあつては、その旨を含む。)」とする。
- 27 第三十六条の二第一項の規定は、第二種少額電子募集取扱業者(

(膵器)

登禄申請書に第二確金魏商品取引業のうち第二種少額電子募集収扱 業務のみを行う旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四 項の変更登録を受けた者をいう。汝頃において同じ。)が第二種少 額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

- る第二種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより 、商号若しくは名称又は氏名、登録番号その他内閣府令で定める事 項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を 利用する方法であって内閣府令で定めるものにより公表しなければ ならない。
- 4 第一項及び第三項の「第:種少額電子募集取扱業務」とは、電子 **琴集取扱業務のうち、有価証券(第二条第二項の規定により有価証 券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であって、第三** 条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないもの に限り、政令で定めるものを除く。以下この頃において同じ。)の 秦集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額 の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるも のとして政令で定める要件を満たすものをいう。

(適格投資家に関する業務についての登録等の特例)

第二十九条の五 第二十九条の登録<u>又は第三十一条第四項の変更登録</u> 第二十九条の五 第二十九条の登録を受けようとする者が投資運用業 を受けようとする者が投資運用業のうち次に掲げる全ての要件を満 たすもの(以下この条において「適格投資家向け投資運用業」とい

(適格投資家に関する業務についての登録等の特例)

のうち次に掲げる全ての要件を満たすもの(以下この条において一 適格投資家向け投資運用業」という。)を行おうとする場合におけ う。) を行わうとする場合における<u>適格投資家向け投資運用業につ</u> る当該適格投資家向け投資運用業についての第二十九条の二第一項

35

いての第二十九条の二第一項第五号及び第二十九条の四第一項第五 号イ(第三十一条第五項において準用する場合を含む。 以下この頃 において同じ。)の規定の適用については、第二十九条の二第一項 第五号中「投資運用業の種別」とあるのは「投資運用業の種別(第 二十九条の五第、項に規定する適格投資家向け投資運用業にあって は、これに該当する旨を合む。)」と、第二十九条の四第一項第五 <u>- 号/中</u>「取締役会及び監査役」とあるのは「監査役」と、「取締役 会設置会社」とあるのは「監査役設置会社者しくは委員会設置会社 1 240

### [ • 1] (空)

2 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録人 は第三十一条第四項の変更登録を受けた金融商品取引業者が第二条 第八項第十二号ロに掲げる契約に基づき火に掲げる存曲証券に表示 される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産 の運用を行う権限の全部の委託を受けた者である場合におけるこの 法律その他の法令の規定の適用については、当該金融商品取引業者 が適格投資家を相手方として行う当該有価証券の私募の取扱い(当 該有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそ れが少ないものとして攻合で定めるものに限る。)を行う業務は、 第二種金融商品取引業とみなす。

一~円 (空)

80・4 (売)

□ 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録又 □ 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録を

第五号及び前条第一項第五号イの規定の適用については、第二十九 条の二第一項第五号中「投資運用業の種別」とあるのは「投資運用 薬の種別(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運 用業にあつては、これに該当する旨を含む。)」と、前条第一項第 五号イ中「取締役会及び監査役」とあるのは「監査役」と、「取締 役会設置会体」とあるのは「藍衝役設置会社者しくは委員会設置会 注「とする。

### | • || (空)

2 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録を 受けた金融商品取引業者が第二条第八項第十二号ロに掲げる契約に 基づき次に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から出資又 は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う確吸の全部の委託を 受けた者である場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用に ついては、当該金融商品取引業者が適格投資家を相手方として行う 当該有価証券の私募の取扱い(当該有価証券がその取得者から適格 投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定め るものに限る。) を行う業務は、第二種金融商品取引業とみなす。

| ~| (盤)

80・4 (容)

は第三十一条第四項の変更登録を受けた金融商品収別業者が適各費一 資家向け投資運用業を行う場合における第二条第十一項及び第六十 大条の二第一項第四号の規定の適用については、第二条第十一項中 「同条第四項に規定する投資運用業」とあるのは「同条第四項に規 定する投資運用業(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向 け投資運用業を徐く。)」と、「河頂」とあるのは「第二十八条第 四項」と、同号中「規定する投資運用業」とあるのは「規定する投 資運用業(第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運 用業を除く。)」とする。

### (変更登録等)

第三十一条 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号(第五 号<mark>及び第六号</mark>を徐く。) こ掲げる事頂こついて変更があつたときは 、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なけれ ばならない。

### ひ・8 (器)

- 4 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号又は第六号に 掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定める ところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならな

受けた金融商品取引業者が当該菌洛投資家向け受資運用業を行う場 合における第二条第十一項、第六十六条の二第一項第四号及び第六 十六条の十四第一号への規定の適用については、第二条第十一項中 「第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業」と あるのは「第一種金融商品取引業」と、「同項」とあるのは「第一 十八条第四項」と、第六十六条の二第.項第四号中「第一種金融商 品取引業又は投資運用業(第二十八条第四項に規定する投資運用業 をいう。第六十六条の十四第一号へにおいて同じ。)」とあるのは 「第「種金體商品取引業」と、第六十六条の十四第:号ハ中「又は 投資運用業」とあるのは「又は投資運用業(同条第四項に規定する 投資運用業をいう。(において同じ。)」とする。

### (変更登録等)

第三十一条 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号(第五 号を徐く。)に掲げる事頃について変更があったときは、その日か ら二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない

### い・い (盤)

- 4 金髄商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項 について変更をしようとするときは、内閣符合で定めるところによ り、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。
- 5 第二十九条の三及び第二十九条の四の規定は、前頃の変更登録に 5 第二十九条の三及び第二十九条の四の規定は、前頃の変更登録に

39

ついて準用する。この場合において、第二十九条の三第一項中「次一 ついて準用する。この場合において、第二十九条の三第二項中「次 に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十九条の四 第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第:号イから二まで 、第二号及び第三号を除く。)」と読み替えるものとするほか、必 要な技術的読替えは、改合で定める。

の (空)

(金融機関の登録中語)

第三十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項 第三十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項 を記載した後録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

| 〜巨 (盤)

五 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されて いない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で 定めるものを除く。)について、電子募集取扱業務を行う場合に あつては、その旨

ひ・の (空)

(金融機関の登録の拒否等)

に該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若 しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十九条の四 第一項中「汝の各号」とあるのは「汝の各号(第一号イから<まで 、第二号及び第三号を除く。)」と読み替えるものとするほか、必 要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (空)

(金融機関の登録申請)

を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

| ∽団 (盤)

(膵認)

<u>用~力</u> (泰)

の・10 (盤)

(金融機関の登録の担否等)

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか 第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか に該当するとき、又は登録中請書若しくはこれに添付すべき書類若 しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その意録を は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その意縁を

**洒をしなければならない。** 

1~111 (姓)

四 協会に加入しない者であって、協会の定款をの他の規則(有価 証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等を公正かっ 円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。) に準ず る内谷の社内規則(当該者文はその役員若しくは使用人が遵守す べき規則をいう。) を作成していないもの又は当該社内規則を遵 守するための体制を整備していないもの

五 登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備さ れていると認められない者

23 (空)

(業務管理体制の整備)

第三十五条の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又 は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるとこ ろにより、業務管理体制を整備しなければならない。

(禁出行為)

に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに 掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、 又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内 閣存令で定めるものを徐く。

拒否しなければならない。

1~11 (盤) (海致)

(廃設)

の (毎)

(海敦)

(禁止行為)

第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次一第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次 に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに 掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、 又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内 関府令で定めるものを徐く。

二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。) について電 子蠓集取扱業務を行うときは、内閣符合で定めるところにより、第 三十七条の三第、項の規定により交付する書面に記載する事項のう ち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとし て内閣府令で定める事頃について、電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定め るものにより、これらの有価証券について電子募集取扱業務を行う 期間中、当該相手方が閲覧することができる状態に置かなければな

### 第六款・第七款 (略)

でなる。

| ~代 (毎)

三 (盤)

七 自己又は第三者の利益を図る目的をもつて、特定金融指標算出

くは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利(同項第五号 又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政 今で定める権利に限る。) については、これらの権利に関し出資さ れ、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるも のを合む。以下この条において同じ。)が、当該企銭を充てて行わ れる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七

(金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)

号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

第五款 電子募集取扱業務に関する特則

券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の

者(第百五十六条の八十五第一頃に規定する特定金融指標算出者 をいう。以下この号において同じ。) に対し、特定金融指標の算 出に関し、正当な限拠を有しない算出基態情報(特定金蝕情景の 算出の基礎として特定金額指標算出者に対して提供される価格、 指標、数値その他の情報をいう。)を提供する行為

第四十六条 金ლ商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限 第四十六条 金融商品取引業者(第一種金麗商品取引業を行う者に限 る。以下この款において同じ。)の事業年度は、各月の初日のうち 当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年 を経過する日までとする。ただし、事業年度の末日を変更する場合 における変更後の最初の事業年度については、この限りでない。

(自己資本規制比率)

第四十六条の六 (略)

3 金融商品取引業者は、四半期(事業年度の期間を三月ごとに区分 3 金融商品取引業者は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日に

### 第五数・第六数 (略)

(爭綝併麼)

る。以下この漱において同じ。)の事業年度は、四月一日から翌年 三月三十一日までとする。

(自己資本民制比率)

### ○ 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

为 引 ※	<b></b>
皿长	田次
第一章~寒五章の四 (略)	第一章~第五章の四 (略)
第五章の五 指定紛争解決機関(第十九条の七―第十九条の九)	第五章の五 指定紛争解決機関(第一九条の七—第十九条の九)
第五章の六 特定金融指標算出者(第十九条の十・第十九条の十一	
<del>)</del>	
第六章~第九章 (略)	第六章~第九章 (略)
<b>玄</b> 圖	<b>室</b> 電
(短期大量譲渡の基準)	(短期大量譲渡の基準)
第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める	第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める

法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以 下この条において同じ。)が、当該変更報告書に係る大量保有報告 書(法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に 規定する大量保有報告書をいう。)又は当該大量保有報告書に係る 他の変更報告書(法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二 十六第二項に規定する変更報告書をいう。)に記載された又は記載 すべきであつた株券等保有割合(当該変更後の株券等保有割合の計 算の基礎となった日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするも 算の基礎となった日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするも

基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合( | 基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合( 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以 下この条において同じ。)が、当該変更報告書に係る大塩保有報告 書(法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に 規定する大量保有報告書をいう。)又は当該大量保有報告書に係る 他の変更報告書(法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二 十六第二頃に規定する変更報告書をいう。)と記載された又は記載 すべきであつた株券等保有割合(当該変更後の株券等保有割合の計

の及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので一の及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので 当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。) のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いも のより百分の玉を超えて減少したこととする。ただし、株券等保有 割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその共同保 有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となった日前六十 **日間(次項において「短期大量譲渡報告対象期間」という。)に株 券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該** 最も高いものの二分の一以下である場合又は百分の五以下である場 合には、この限りでない 2 法第二十七条の二十五第二項に規定する政令で定める者は、株券 等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者又はその

共同保有者から短期大量譲渡報告対象期間に譲渡を受けた株券等の 数の台計を当該提出する者の保有株券等の総数(法第二十七条の二 十三第四頃に規定する保有株券等の総数をいう。)とみなした場合 における当該提出する者の株券等保有割合が百分の一に満たない者 かる。

(登録申請書における電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない

第十五条の四の二、法第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で 定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券

当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。) のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いも のより百分の五を留えて減少したこととする。

(海敦)

(海敦)

01

- 三 第二条の十、に規定する有価証券
- 同 法第四条第 項から第三項までの規定による届出又は発行登録 (法第二十三条の三第三項に規定する発行登録をいう。) が行わ れている有価証券
- 五 有価証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われてい る場合(同項第二号に掲げる場合に限る。)における当該有価証
- 大 法第四条第 項第四号に該当する売出しに係る有価証券
- 七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる回項第五号 又は第六号に掲げる権利のうち、当該権利を有する者が出資又は 拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超え る額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの

(登録の基準となる法律の範囲)

第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。 |~十円 (毎)

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号(法第三十一条第五項)第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号(法第三十一条第五項

(登録の基準となる法律の範囲)

第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号へ及び第三十三条の五 第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第三十三条の五 第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。 |~十円 (空)

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

頃において準用する場合を含む。) に規定する政令で定める金額は において準用する場合を含む。) に規定する政令で定める金額は、

、汝の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とす一 No°

・・・ (盗)

- 三 第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務(法第二 十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を いう。以下同じ。)を除く。)を行おうとする場合(前三号に掲 げる場合を除く。) 五千万円
- 四 投資運用業(適格投資家向け投資運用業(法第二十九条の五第 項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。) を除く。)を行おうとする場合(第一号及び第二号に掲げる場合 を徐く。) 五千万寸
- | | 第二種金融商品取引業(法第二十八条第二項に規定する第二種 金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務(法第二十 九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をい う。以下同じ。) を除く。) を行おうとする場合(前各号に掲げ る場合を除く。) 干万円
- 大 第一種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合(第一号から 第四号までに掲げる場合を除く。) 千万円
- 七 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合(第一号から第 <u>国号までに掲げる場合を徐く。)</u> チ万コ
- 八 第二種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合(前各号に掲 げる場合を除く。) 五百万円
- 2 申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項 2 申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする一

|・|| (鉴)

- 三一第一種金融商品取引業又は投資運用業(適格投資家向け投資運 用業(法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運 用業をいう。以下同じ。)を除く。)を行おうとする場合(前二 号に掲げる場合を除く。) 五千万円
- (海巡)
- **岡 第三種金融商品取引業(法第二十八条第二項に規定する第二種** 金融商品取引業をいう。以下同じ。) を行おうとする場合(前三 引に掲げる場合を除く。) 千万円

(海蚊)

- 五 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合(第一号から第 三号までに掲げる場合を除く。) 千万円
- (海政)

第四号イの資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは 第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、 、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の 時における外国為替相場によるものとする。

### (金融商品取引業者の最低純財産額)

第十五条の九 法第二十九条の四第一項第五号ロ(法第三十一条第五 第十五条の九 法第二十九条の回第一項第五号ロ(法第三十一条第五 、第十五条の七第一項各号(第五号及び第八号を除く。)に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(2)

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務に おいて募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の上の二 法第二十九条の四の二第十項に規定する政令で定 めるものは、第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券 かかる。

2 法第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定めるものは、第 二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる 権利及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利とする。

(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額で ある有価証券の募集の収扱い等)

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四 (新設)

法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時 における外国為菩薩蜴によるものとする。

### (金融商品取引業者の最低純財産額)

頃において準用する場合を含む。) に規定する政令で定める金額は 「 頃において準用する場合を含む。) に規定する政令で定める金額は 、第十五条の七第一項各号(<u>第四号</u>を除く。)に掲げる場合の区分 に応じ、当該各号に定める金額とする。

03 (盤)

(凝報)

の三第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする

発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される 額が一億円未満であること。

| 取得する者が払い込む額として内閣府令で定める方法により算 定される額が五十万円以下であること。

第十五条の十の四~第十五条の十の八 (略)

第十五条の十二 法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額(第十五条の十二)法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額 は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする

第二種金融商品取引業(法第二十八条第二項に規定する第二種 金融商品取引業をいい、第二種少額電子募集取扱業務を除く。) を行う固人 千万円

1! (盤)

三 第二種少額電子募集取扱業務を行う個人(第一号に掲げる者を 徐く。) 五百万円

(営業保証金に代わる契約の要件)

第十五条の十三 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業(法第二 第十五条の十三 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う個

第十五条の十の二~第十五条の十の六 (略)

(営業保証金の額)

は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする

第二種余融商品取引業を行う個人 千万円

11 (空)

(海敦)

(営業保証金に代わる契約の要件)

十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。 人及び投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下この条から第十

行の日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

いでも、引き焼き、当該電子募集取扱業務を行うことができる。

日から起算して六月を経過する日までの間(当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定2 前項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定は、改正法の施行の

金融機関は、改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同項の規定による届出をしなのとみなして、新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定を適用する。この場合において、当該登録をいう。次項において同じ。) は、改正法の施行の日において同号に掲げる事項について変更があったも電子募集取扱業務を行っている登録金融機関(新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関第三条 改正法の施行の際現に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に規定する有価証券について第三条

- 2 前項に規定する金融商品取引業者については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定は、改正法の施業務を行うことができる。
- )は、同号に掲げる事項について、同条第四項の変更登録を受けないでも、引き続き、当該電子募集取扱

同項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間。汝項において同じ。ら起算して六月を経過する日までの間(当該金融商品取引業者が当該期間内に同号に掲げる事項について第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、改正法の施行の日か法の施行の日において同号に掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法政工条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。汝項及び附則第四条において同じ。)は、改正する電子募集取扱業務をいう。汝条第一項において同じ。)を行っている金融商品取引業者(新金融商品抵出、という。)第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について電子募集取扱業務(同号に規定第二条、改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引

成二十七年 月 目)から施行する。

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平

(福仁黙日)

(斑過推圖)

宝宝

日本取引所金融商品取引法研究 第5号(2016.10)

条の四第一項第四号ロ及びへの規定は、適用しない。
) については、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第二十九引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。) 以外のものを行わない者に限る。取引業を行う者であって、国内において取引所取引業務(新金融商品取引法第六十条第一項に規定する取第四条 外国法人である金融商品取引業者(新金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品

ا ش

一二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く	二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く
。) において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める	。) において、炊の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める
<b>かい</b> めに <b>な</b> ゆ。	カログによる。
↑ ∽ + 1   ( 2 )	
十二の二 第一種少額電子募集取扱業者 法第二十九条の四の二第	(
九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。	
十二の三 第一種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の二第	(権ಟ)
<b>十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。</b>	
十二の四 第二種少額電子募集取扱業者 法第二十九条の四の三第	(
二項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。	
十二の五 第二種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の三第	(
四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。	
<u>十川6代・十川6カ</u> (雰)	<u>+1 61 ・+1 61 </u> (盤)
十川~H十 (盌)	十川~H十 (盤)
4 (磊)	4 (磊)
(情報通信の技術を利用する募集の取扱い等の方法)	
第六条の二 法第二十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定	(   (
めるものは、次に掲げるものとする。	
一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ	
イルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の関	
覧に供する方法	
□ 前号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等の	

<b>农 日 ※</b>	<b></b>
回次	皿枚
紙 神 (2)	紙   柳 (2)
第二章 金融商品取引業者等	第二章 金融商品取引業者等
紙   經 ( 盤 )	紙   短 (
無二語 業務	無二語 業務
紙一颗~紙川製 (器)	紙   較~紙川較 (唇)
第四款 電子募集取扱業務に関する特則(第百四十六条の二)	第四款 弊害防止措置等(第百四十七条—第百五十五条)
第五款 弊害防止措置等 (第百四十七条—第百五十五条)	第五款 雑則(第百五十六条)
第六数 雑則(第百五十六条)	
継川經~無七經 (器)	継川經~総力經 (磊)
第二章 第二章	第三章~第五章 (略)
<u>老</u> 副	
(紀織)	(近線)
紙   《 ( )	紙   《 ( )
の (2)	03 (26)
3 この府令(第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十	3 この府令(第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十
三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の	三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、汝章第四節の

一 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続 する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により通信文を の他の情報を送信する方法(音声の送受信による通話を伴う場合 **灼**徐 〈。)

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定める 第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める 事頃は、次に掲げる事頃とする。

|・|| (空)

三 有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

~ (魯)

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合(第一種少額電子募集取扱 業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員とし て加入しないときを除く。)には、加入する投資者保護基金( 法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるも のを除く。) の名称

三の二~< (略)

九 特定有価証券等管理行為(金融商品取引法第二条に規定する定 義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号及び第十四号の二に 掲げる行為をいう。第百八十一条第一項第二号ロにおいて同じ。 )を行う場合には、その旨

十 (霍)

(登録申請書の記載事項)

事項は、次に掲げる事項とする。

|・|| (空)

三 有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

← (売)

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護 基金(法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めが あるものを除く。)の名称

三011~< (略)

九 特定有価証券等管理行為(金融商品取引法第二条に規定する定 義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号に掲げる行為をいう 。 第百八十一条第一項第二号ロにおいて同じ。) を行う場合には

、その言

十 (盤)

### (業務の内容及び方法)

ものは、炊に掲げるものとする。

| ~ 片 ( 盤)

大 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項 (第一 種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまでに掲 げる事頃を徐く。)

イ~卡 (略)

〈 有価証券関連業を行う場合には、
第七十条の四第一項各号に 掲げる措置に関する次に掲げる事項

(**a**) (**b**)

ム (盤)

七~九 (略)

十 電子募集取扱業務(法第二十九条の二第一項第六号に規定する 電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金 融商品取引所に上場されていない有価証券(令第十五条の四の二 各号に掲げるものを除く。) について行うものに限る。以下同じ

。)を行う場合には、炊に掲げる事項

イ 取り扱う有価証券の種類

口第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務の みを行う場合には、その旨(その業務に関して顧客から金銭の 預託を受ける場合にあっては、その旨を含む。)

人 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務の

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める 第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める ものは、次に掲げるものとする。

一~片 (器)

大 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

√~⊹ (略)

〈 有価証券関連業を行う場合には、第七十条の三第一項各号に 掲げる措置に関する次に掲げる事項

①·① (盤)

ム (空)

七~九 (略)

みを行う場合には、その旨

三 第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務 を行う場合には、その旨

(登録申請書の旅付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める|第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める 書類は、次に掲げる書類とする。

1| 法人であるときは、次に掲げる書類

ケ〜く (盤)

こ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へか らリまでのハずれごも該当しない者であることを当該役員及び 重要な使用人が皆約する書面

三 個人であるときは、次に掲げる書類

~~く (盤)

ニ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へからリまで のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が警 約する書面

回~九 (क)

第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める 第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める 書類は、次に掲げる書類とする。

(空)

(登録申請書の旅付書類)

書類は、次に掲げる書類とする。

1一 法人であるときは、次に掲げる書類

~~ ( 徳)

こ 役員及び重要な使用人が失第二十九条の四第一項第二号へか ら「トまでのハずれにも該当しない者であることを当該役員及び 重要な使用人が答約する書面

三 個人であるときは、次に掲げる書類

ケ~く (盤)

二 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へから下まで のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓 約する書面

回~力 (泰)

青類は、次に掲げる青類とする。

( )

| 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業 を行う場合であって、金融商品取引業協会(登録申請者が行う業 務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)に加入 しないときは、当該業務に関する社内規則

三 (盤)

四 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類(第一 種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロ及びへに掲げる 書類を除く。)

~~く (盤)

(2) (2)

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号式(法第三十一条第五項に | 第十三条 法第二十九条の四第一項第一号二(法第三十一条第五項に おいて準用する場合を含む。) に規定する金融商品取引業を適確に 遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をす るときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかど うかを審査するものとする。

| ∽ | (盤)

(第一種少額電子募集取扱業者による商号等の公表)

第十六条の二(第一種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の(新設) 二第八項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、 当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面に

(海設)

三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類

~~く (器)

(2)

(人的構成の審査基準)

おいて準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に 遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をす るときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかど うかを審査するものとする。

一~日 (を)

95

ようにしなければならない。「おいて、当談者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示される」

- 、 炊に掲げる事項とする。 3 法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定める事項は
  - | 第一種少額電子募集取扱業者である旨
- の言う 協会員又は会員とするものに加入していない場合にあっては、そ 業(有価証券関連業に該当するものに限る。)を行う者を主要な 二 加入している金融商品取引業協会の名称(第一種金融商品取引
- 「項ご規定する補質対象背循に該当しない旨を含む。) 電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第 員として加入していない場合にあっては、顧客が当該第一種少額 □ 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別(会
- 問覧に供する方法とする。 たファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の、第一種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられる 、法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定めるものは

<u>方法)</u> (発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の

価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発
る方法は、募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額(当該有第十六条の三 合第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定め

(葄設)

いて同じ。) の有価証券の発行価額の総額を合算する方法とする。同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項におる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる募に係る当該有価証券と同一の種類(法第二条第一項第九号に掲げ期間をいう。) の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募と申込期間(第七十条の二第二項第四号に規定する申込に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当談有価証券の募同じ。) に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内で払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において行位額の総額に当該新株予約権証券に係る新林予約権の行使に際し

別払込額を合算する方法とする。
よる当該有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は私募に係る個が行われた日前一年以内に応募又は払込みを行った同一の発行者に項において同じ。)に、当該有価証券の募集又は私募に係る払込みの行使に際して払い込むべき金額を合算した金額とする。以下この券である場合には、当談額に当該新株予約権証券に係る新株予約権理事業又は私募に係る有価証券でいい、当談有価証券が新株予約権置募又は私募に係る有価証券との個別払过額(有価証券を取得募集、以付金額の合意を与し、当該有価証券が新株予約権証

(第二種少額電子募集取扱業者による商号等の公表)

|||第三項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、第十六条の四 | 第二種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の

(権設)

-1-

\$

当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面に おいて、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示される ようにしなければならない。

- 2 法第二十九条の四の三第三項に規定する内閣府令で定める事項は 、次に掲げる事項とする。
  - | 第二種少額電子募集取扱業者である旨
- || 加入している金融商品取引業協会の名称(第二種金融商品取引 **業(有価証券関連業に該当するものに限る。)を行う者を主要な** 協会員又は会員とするものに加入していない場合にあっては、そ (JIII)
- 協議二十九条の四の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、 、第二種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の 閲覧に供する方法とする。

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧 誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十六条の五 〜 第十五条の十の六に規定する内閣府令で定める事項 | 第十六条の二 〜 第十五条の十の四に規定する内閣府令で定める事項 は、炊に掲げる事頃とする。

|・1| (盤)

第十六条の六・第十六条の力 (器)

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧 誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

は、炊に掲げる事頃とする。

|・|| (空)

第十六条の三・第十六条の回 (略)

(登録申請書記載事項の変更の畐出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引 | 第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引 業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書 に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及 び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければな らない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定め る書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項につい て変更があった場合 次に掲げる書類

ハ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書

三~豆 (盎)

- ④ 法第二十九条の四第一項第二号へから りまでのいずれにも 該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約 する書面
- 四 法第二十九条の二第一項第七号に掲げる事項について変更があ った場合(営業所又は事務所の発止をした場合に限る。) 当該 変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

H~九 (歴)

ひ・8 (盤)

(登碌申請書記載事項の変更の届出)

業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書 に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及 び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければな らない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定め る書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

|・1| (2)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項につい て変更があった場合 次に掲げる書類

ハ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書

三~ⓒ (盤)

- 阅 法第二十九条の四第一項第二号へから下までのいずれにも 該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約 する書面
- 四 法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項について変更があ った場合(営業所又は事務所の発出をした場合に限る。) 当該 変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

**冶~**力 (器)

ひ・8 (盤)

(変更登録の申請)

継1 | 十1 | 徐 ( 辱 )

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面 並びに次に掲げる書類(新たに行おうとする業務(電子募集取扱業 務を含む。) に係るものに限る。) を添付しなければならない。

|~||| (盤)

の (盤)

(営業保証金の追加供託の起算日)

は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合 の文分になび、当該各身に定める日とする。

| ∽回 (盤)

五 金融商品取引業者(投資助言・代理業のみを行う個人<mark>及び第二</mark> 種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う 個人に限る。)が第二種金融商品取引業を行う者として法第三十 一条第四項の変更登録を受けた場合 当該変更登録を受けた日

(登録申請書の記載事項)

める事項は、次に掲げる事項とする。

| 〜十| (盤)

(変更登録の申請)

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面 並びに次に掲げる書類(新たに行おうとする業務に係るものに限る 

| ~|1| (盤)

8 (盤)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第二十八条 法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日 第二十八条 法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日 は、営業呆証金の額が不足した理由につき、欠の各号に掲げる場合 の文分になじ、当該各号に定める日とする。

| ∽包 (盤)

五 金融商品取引業者(投資助言・代理業のみを行う個人に限る。 )が第二種金融商品取引業を行う者として法第三十一条第四項の 変更登録を受けた場合 当該変更登録を受けた日

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定 第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定 める事項は、次に掲げる事項とする。

|~十| (盤)

(業務の内容及び方法)

めるものは、炊に掲げるものとする。

一~九 (略)

十 電子募集取扱業務を行う場合には、第八条第十号イ及び二に掲

十一 第七十条の四第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事

√・□ (盤)

<u>+11・+111</u> (盤)

める書類は、次に掲げる書類とする。

|・1| (盤)

三 金融商品取引業協会(登録申請者が行う業務を行う者を主要な 協会員又は会員とするものに限る。) に加入しないときは、当 該業務に関する社内規則

亙~< (器)

九 金融商品仲介業務を行う場合には、委託金融商品取引業者との 間の金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し

(霊ゆ)

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定 第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定 めるものは、次に掲げるものとする。

一~九 (略)

(整設)

十 第七十条の三第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

√・□ (盤)

<u>十</u>1・<u>十</u>11 (盤)

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定 第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定 める書類は、次に掲げる書類とする。

|・1| (盤)

(泰) 工~[11]

<u>人</u> 金融商品仲介業務を行う場合には、<u>次に掲げる書類</u>

✓ 委託金融商品取引業者との間の金融商品仲介業務の委託契約 に係る契約書の写し

2 前項第七号に掲げる書類を添付する場合において、貸售対照表に 2 前項第六号に掲げる書類を添付する場合において、貸售対照表に 関連する注記又は損益計算書に関連する注記が電磁的記録で作成さ れているときは、書類に代えて電磁的記録(第十一条に定めるもの に限る。)を旅付することができる。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出 書に、引紙壌式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面 及び当該書面の写し並びに欠の各号に掲げる場合の支分に芯じ当該 各号に定める書類を統付して、所管金融庁長官等に提出しなければ ならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定 める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

|・1| (盤)

三 法第三十三条の三第一項第六号に掲げる事項について変更があ った場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該 変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

曰 (空)

五 第四十四条第四号から第十号までに掲げる事項について変更が あった場合(新たにこれらの号に掲げる業務を行うこととなった 場合に限る。) 金融商品取引業協会(当該登録金融機関が新た ロ 金融商品取引業協会に加入していないときは、金融商品仲介 業務に関する社内規則

関連する注記又は損益計算書に関連する注記が電磁的記録で作成さ れているときは、書類に代えて電磁的記録(第十一条に定めるもの に限る。)を添けすることができる。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 法第三十三条の六第一頃の現在により届出を行う数隊金 第五十一条 法第三十三条の六第一頃の現在により届出を行う数隊金 融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出 書に、別領策式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面 及び当該書面の写し並びに欠の各号に掲げる場合の区分に芯じ当該 各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければ ならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定 める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

|・|| (盤)

三、法第三十三条の三第一項第五号に掲げる事項について変更があ った場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該 変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

曰 (空)

(権戦)

に行うこととなった業務を行う者を主要な錦会員又は会員とする ものに限る。) に加入していないときは、当該業務に関する社内

- 大 第四十四条第六号に掲げる事項について変更があった場合(新 たに金融商品仲介業務の委託を受けることとなった場合に限る。
  - ※託金融商品取引業者との間の金融商品件介業務の委託契約
  - に係る契約書の写し

(型や)

(三の)

ひ・8 (盤)

(業務管理本制の整備)

- 第七十条の二 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等が 整備しなければならない業務管理体制は、金融商品取引業等を適確 に遂行するための社内規則等(社内規則その他これに準ずるものを いう。)を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対す る研修その他の措置がとられていることとする。
- 20 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等(電子募集取 扱業務を行う者又は第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第 八項第七号に掲げる行為(法第三条各号に掲げる有価証券又は金融 商品取引所に上場されていない有価証券(令第十五条の四の二各号

**五 第四十四条第六号に掲げる事項について変更があった場合(新** たに金融商品仲介業務の委託を受けることとなった場合に限る。

) 次に掲げる書類

✓ 当該金融商品件介業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 金融商品取引業協会に加入していないときは、金融商品仲介 業務に関する社内規則

べ∠ (愿)

ひ・8 (空)

(海敦)

-16-

- ばならない。務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなけれる者に限る。第二号において同じ。)が整備しなければならない業に掲げるものを除く。)について行う場合に限る。)を業として行に掲げるものを除く。)について行う場合に限る。)を業として行
- ための措置がとられていること。 | 金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理を十分に行う
- 供するための措置がとられていること。

  小に記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファインに加入していない場合にあっては、その旨を含む。) に関し、に限る。) を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。

  を行う集務(当該電子申込型電子募集取扱業務等に係るものを行う場合であって、金融商品取引業協会(当該金融商品取引業協会(当該金融商品取引業協会(当該金融商品取引業
- ○事業計画に照らして適当なものであることを確認することを合一項第六号ロ及びへにおいて「目標募集額」という。)が発行者の目標として設定した金額(次号及び第五号並びに第八十三条第等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の判断に資する事項の適切な審査(電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適合証券に関し、その発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使置。電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適合

- む。)を行うための措置がとられていること。
- 措置がとられていること。
  | 方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないためのった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの「において「申込期間」という。) 内に目標募集額に到達しなか込みを行うことができる期間(次号及び第八十三条第一項第六号集又は私募に係る顧客の応募額が顧客が当該有価証券の取得の申回 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の數
- 付でいること。 金の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとら場合には、当該目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いている集又は私募に関して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募
- ついて定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況に付 発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金

三 金融商品取引契約が電子申込型電子募集取扱業務等 (第七十条 の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以 下同じ。)に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一

1・11 (姓)

事項を枠の中に日本工業規格と人三○五に規定する十二ポイント以 上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、 次項に規定する事項の次に記載するものとする。

第七十九条 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

| | 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得 の申込みをしようとする顧客の使用に係る電子計算機とを接続す る電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により顧客が申し 込もうとする有価証券に関する事項を送信し(音声の送受信によ る通話を伴う場合を除く。)、当該金融商品取引業者等の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関す る事項を記録する方法

を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業 者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の 申込みに関する事項を記録する方法

イルに記録された顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項

── 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ

。 前項第二号から第七号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」 とは、電子申込型電子募集取扱業務(電子募集取扱業務のうち、炊 **に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方(以下この頂に おいて「顧客」という。)に有価証券の取得の申込みをさせるもの** をいう。以下この項において同じ。) 又は第一種少額電子募集取扱 業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務 (電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項 において同じ。)及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募 に係る有価証券についての法第二条第八項第九号に掲げる行為(電 子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しく は第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当する ものを除く。)をいう。

かつ適切な措置(第十六条の三各項に規定する算定方法に基づい て当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者 が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。)がとられて こめいか。

がとられていること。 人 第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務 において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額 及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の 三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる 2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる 事項を枠の中に日本工業規格2八三○五に規定する十二ポイント以 上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、

日本取引所金融商品取引法研究 第5号(2016.10)

第七十九条 (略)

継七十条の二・離七十条の三 (器)

(契約締結前交付書面の記載方法)

-20-

項第六号へ及びトに掲げる事項

回 (盤)

の (盤)

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

める事項は、炊に掲げる事項とする。

| ~十||| (盤)

十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会 の有無及び加入している場合とあっては、その名称(当該金融街 品取引業者等が金融商品取引業為会(当該金融商品取引契約に来 る業務を行う者を主要な統会員又は会員とするものに限る。)に 加入していない場合にあっては、その旨を含む。) 並びに対象事 業者となっている認定投資者保護団体(当該金融商品取引契約が 当該認定投資者保護団体の認定業務(法第七十九条の十第一頃に 規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合におけ る当該認定投資者保護団体に限る。)の有無及び対象事業者とな っている場合にあっては、その名称

十円 (空)

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記 報事団)

三 (盤)

හ (盤)

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定 第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定 める事項は、次に掲げる事項とする。

| ~十川 (盤)

十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会 及び対象事業者となっている認定投資者保護団体(当該金融商品 取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(法第七十九条の **十第一項に関定する認定業務をないう。) の対象となるものである** 場合における当該認定段資者保護団体に限る。) の有無 (加入し 、又は対象事業者となっている場合にあっては、その名称)

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記 (型曲筆

第八十三条 その緒結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売 第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売

買その他の取引に深るものである場合における法第三十七条の三緒一 買その他の取引に深るものである場合における法第三十七条の三第 一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる 事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとす る金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものであ る場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項 を除く。

|・1| (盤)

三 当該有価証券の発行者の商号、名称又は氏名及び住所

四 当該有価証券の発行者が法人であるときは、代表者の氏名

五 当該有価証券の発行者の事業計画の内容及び資金使途

大 電子申込型電子募集取扱業務等の場合にあっては、次に掲げる 事官

- 甲込期間

口 目標素業額

人 当該有価証券の取得に係る応募額が目標募集額を下回る場合 及び上回る場合における当該心彙額の取扱いの方法

| 当該有価証券の取得に係る応募代金の管理方法

ホ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置の概要及び当該有 **油証券に関する当該措置の実施結果の概要** 

へ 電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が当該有価証券の 取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該 申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事 一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる 事項のほか、次に掲げる事項とする。

|・1| (盤)

(整設)

(膵蝦)

(膵殻) (犛蝦)

```
ト 当該有価証券の取得に関し、売買の機会に関する事項その他
  の顧客の注意を喚起すべき事項
 (投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)
                                 第九十五条 (略)
2 次の各号に掲げる規定は、当談各号に定める場合には、適用しな 2 次の各号に掲げる規定は、当談各号に定める場合には、適用しな
 一 前項第七号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である
  最公日
                                   場合
  イ 第一種金融商品取引業を行う者 (第一種少額電子募集取扱業
  着必徐√。)
 ロ 第二種金融商品取引業を行う者 (第二種少額電子募集取扱業
   者を除く。)
  く・川 (盤)
                                    く・川 (盤)
1 |・11| (盤)
                                  11・11 (盤)
の (盤)
                                 の (盤)
 (投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等)
海石六条 (略)
                                 滞 石 ( 条 )
2 次の各号に掲げる規定は、当談各号に定める場合には、適用しな 2 次の各号に掲げる規定は、当談各号に定める場合には、適用しな
S°
                                  S°
Ⅰ 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である   | 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である
```

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)か

定に限る。)及び第十三条の規定並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

ら施行する。ただし、第九条(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第十一条第三号の改正規

第二条 この府令の施行の際現に電子募集取扱業務(金融商品取引法等の一部を改正する法律第一条の規定

による改正後の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。)第

二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、新金融商品取引法第三条各号に掲げる有

価証券(新金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみ

なされる権利をいう。以下この項及び第三項において同じ。) 又は金融商品取引所(新金融商品取引法第

二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三項において同じ。)に上場されていない有価証券(

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令(昭和

宝 宝

(獨定壓口)

(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項) 一 前項第七号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である イ 第一種金融商品取引業を行う者 ロ 第二種金融商品取引業を行う者 (投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等)

-21-

四十年政令第三百二十一号。第三項において「新金融商品取引法施行令」という。)第十五条の四の二各 **号に掲げるものを徐く。) について行うものに限る。) を行っている金融商品取引業者(新金融商品取引** 法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。附則第五条及び第六条第二項において同じ。)につ いては、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日までの間(当該 金融商品取引業者が当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項について新金融商品取引業者が当該期間内に 金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分ま での間)は、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「新金融商品取引業 等に関する内閣府令」という。) 第七十条の二第二項、第七十九条第二項第三号、第八十三条第一項第三 号から第六号まで、第百五十三条第一項第十四号、第百五十七条第一項第十八号及び第百八十一条第一項

2 この府令の施行の際現に前項に規定する電子募集取扱業務を行っている登録金融機関(新金融商品取引 法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)については、施行日から起算して六月を経過する日 までの間(当該登録金融機関が当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の五第一項第五号に掲げる事項

第五号の規定は、適用しない。

について新金融商品取引法第三十三条の大第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出を行った日 までの間)は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第二項、第七十九条第二項第三号、第 八十三条第一項第三号から第六号まで、第百五十四条第八号及び第百八十四条第一項第六号の規定は、適 用しない。

3 この府令の施行の際現に新金融商品取引業等に関する内閣府令第六条の二各号に掲げる方法により新金

融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為(新金融商品取引法第三条各号に掲げる有価証券又は金融 商品取引所に上場されていない有価証券(新金融商品取引法施行令第十五条の四の二各号に掲げるものを 除く。)について行う場合に限る。)を業として行っている金融商品取引業者等(新金融商品取引法第三 **十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。) については、施行日から起算して六月を経過する日まで** 

の間は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第二項の規定は、適用しない。 第三条 新金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条の規定の適用については、施行日から起算して六

月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号1(伽①注意事項2、加注意事項1並びに

33②及び③を除く。)及び別紙様式第十五号の二(33②及び③を除く。)は、施行日から起算して六月を

日本取引所金融商品取引法研究 第5号(2016.10)

- 経過する日以後に開始する事業年度に係る事業報告書及び公衆の縦覧に供する説明書類について適用し、 同日前に開始した事業年度に係る事業報告書及び公衆の縦覧に供する説明書類については、なお従前の例 による。
- 2 新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十六号の(印注意事項2及び間②を除く。)及び別紙 様式第十七号(4(②を除く。)から7までに限る。)は、施行日から起算して六月を経過する日以後に 開始する事業年度に係る事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告書について適用し、同日前に開
- 始した事業年度に係る事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告書については、なお従前の例によ

第五条 外国の法令に準拠して設立された法人である金融商品取引業者(新金融商品取引法第二十八条第二

項に規定する第二種金融商品取引業を行う者であって、国内において取引所取引業務(新金融商品取引法

第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。)以外

のものを行わない者に限る。)については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新金融商

 $\omega^{\circ}$ 

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### 区

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	路路
金融商品取引法	金南法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	二条定義府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業開示府令
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	外国債開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券開示府令
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令	大量保有府令
特定金融指標算出者に関する内閣府令	金融指標府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針
企業内容等の開示に関する留意事項について	企業開示ガイドライン

<mark>%</mark>	コメントの機関	金融庁の考え方
	●金商法施行令	
	▼短期大量譲渡報告	
-	12   12   12   14   16   1   1   1   1   1   1   1   1	貴見のとおりです。
0	改正金商法施行令第14条の8第1項上だし書の「譲渡したこと」とは、売買や贈与により株券等を譲り渡した場合のみを指すと考えてよいか。次に掲げる事由による株券等保有割合の減少は、「譲渡したこと」には含まれないと考えてよいか。 ・新株予約権付社債の償還(いわゆる「転換権」の消滅) ・借株の返済	最終的には個別事情に基づき判断することとなりますが、一般に「譲渡」とは、一定の権利等を他者に移転することを意味するものと考えられますので、新株予約権付社債を発行者に移転させずに消滅させる効果を有する償還や、賃貸借契約に基づく借株の返還は、基本的には改正金商法施符令第14条の8第1項ただし書にいう「譲渡」には該当ないものと考えられます。 これに対して、新株予約権付社債を発行者に移転させずましないものと考えられます。 これに対して、新株予約権付社債を発行者に移動させる効果を有する償還(いわゆる買入消却等)や、消費貸借契約に基づく借株の返還は、同項ただし書にいう「譲渡」に該当するものと考えられます。。
ω 4	短期大量譲渡に該当するかの判断に際し、当該譲渡の60日前の日より後(例えば30日前)に提出された変更報告書に記載された株券等保有割合を基準とした場合、60日前の日から当該変更報告書の提出日(30日前)までに譲渡した株券等、改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書の「60日間・・・「本券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」の計算に含めるとの理解でよいか。 短期大量譲渡に該当するかの判断に際し、当該譲渡の60日前の日より前(例えば30日前)に提出された変更報告書に記載された株券等保有割合を基準とした場合、当該変更報告書の14前(例えば30日前)が60日前の日までに譲渡した株券等は、改正金商法施行令第14条の8第1項ただし書の「60日間・・に株券等を譲渡したとより減少した株券等保有割合の合計」の計算によいよりに加速を表別には、表述を記述したもは、201年は10日間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	貴見のとおりです。
2	古のJAL/CのJ程序でよいが。 短期大量譲渡報告対象期間中に第三者割当増資等 により発行済株式総数の変動があった場合、変動前の	「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保 有割合の合計」の算出に当たっては、短期大量譲

,

本語を立刻を必要といる。  本語を表します。  本語を表します。  本語を表します。  本語を表します。  本書をの保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に  非券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に  非券等の股力を提高と引いて、改正金商法施行令第14  の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減  した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出  によいか。  には、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の  は出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等  の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の  がならずして、株券等保有割合が100分の1に満たな 譲渡して、  は出者及びその共同保有者的で譲渡を受けた株券等  の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の  を対し、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の  なが合う算して、株券等保有割合が100分の1に満たな 該  は出者及びその共同保有者がら譲渡を受けた株券等  の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の  を対しるから検証するがあるを挙証(同一の  を対しまれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して  をか及びその合計数量を検証するがとが、逆に変更報告  は出者及び共同保有者間で短期大量譲渡を受けた株券等が値少である  をうられる。  今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する  を対合まれる。  今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する  を対合を単体で1%表達の検証には相応のシステ  引発が必要になると考えられる。  このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が値少である  を1の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間で合成に対し。  の手が合まがの多には経微な譲渡の相手方を全て開示する  を1の手数自担の軽減をといるを検証するに場合に限定す  でにX目に提出者がA社に対しの7%譲渡し、Y日(X  とY日は短期大量譲渡報告与対象期間とする。)に提出  の共同保有者が0.4%を対しに対策に、場は、対し、X  とY日は短期大量譲渡報告対の44に記簿に、A  本にに知りままが44に話簿に、A  本にに発力が44に認簿に、A  本にに有名が44に認簿に、A  本にに有るが44に認簿に、A  本にに有るが44に認簿に、A  本にに有るが44に認簿に、A  本にに有りるを表が14に認簿に、A  本にに有りるを表が0.4%を対しに対しま  のまにはを表が0.4%を対しに対しま  のまにはであるが16歳を対しま  のまにはを表が0.4%を対しに対す  のまにはを表したが16歳を対したがよりに  を10年の表が14に対して表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		The second secon	
レたことにより減少した株券等保有割合の合計」を算出 存るべきか。		「休力で数に交到及って作力であるとしているほうこのです。 商法施行令第14条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡	派状ログ3×73月17~807~9日級派につりて、この破渡した株券等の数を当該譲渡の日における発行
するべきか。 株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に 株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡し た株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14 条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減 少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出 してよいか。 「譲渡を受けた株券等が値少である者」を判断するに 当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな の数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな は出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな は出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品 和手力か否かの核配を含むづるため、一旦変更報告書 の分1に満たない者に該当するか否かを挙証[同一の 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の1に満たない者に該当事者の名称や住所等の を期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等の を見の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 との事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対しいめ以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ に対しいめ上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ に対しいめ上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ に対しいめ上の譲渡があったか否がを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ に対しいの上の譲渡があったか否がを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相合をのシステ に対しいの上の譲渡があったかるのを検証する。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が値少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体でいる未満の譲渡をした場合に限定する。)に提出 をことはできないか。 仮にX目に提出者がA社に対しの7の8譲渡と、Y目(X 日ど7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者がの4の6A科に譲渡した場合に、A科		したことにより減少した株券等保有割合の合計1を算出	済株式等総数で除して得た割合をそれぞれ算出し
株券等を取得した場合、その取得分を保有者が短期中に 株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡し た株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14 条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減 少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出 してよいか。 [譲渡を受けた株券等が値少である者」を判断するに 当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たな い者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たな は出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 のの数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たな は出者及びその共同保有者が30分がを挙証[同一の 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の11に満たない者に該当するか否かを挙証[同一の 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の11に満たない者に該当事者の名称や住所等の を があいに満たない者に設当事者の名称や住所等の で一夕が含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 ことの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し198以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ との主務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し198以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ との主務負担の軽減を増するが、逆に変更報告書 のため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 るとはできないか。 のにX田に提出者が4社に対しの7%譲渡と、7日(X 日と7日は短期大量譲渡報告が多期間とする。)に提出 者の共同保有者が604%をA社に譲渡けた場がは、A社		するべきか。	たった しといかの値し ケ質 ヨーク 必要 だを ペイポ
株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に 株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡し た株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14 をの8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減 少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出 してよいか。 「譲渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに 当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合質して、株券等保有割合が100 かの1に満たない者に該当するか否かを挙距(同一の 報用の売買データ(売買当事者の名称や住所等の を 表期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等の イータが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して を を があたしたれる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 との主経験は連接がな譲渡の相手方を全て開示する に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ しのため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX目に提出者がA社に対しの7%。譲渡し、7日(X 日ど7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 多4月間に提出者がAA社に譲渡した。 あたりにも類が必要になるを考えられる。			ストン・エン・ロー・アン・アー・ラン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン
株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に 株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡し た株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14 をの8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減 少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで貸出 してよいか。 [譲渡を受けた株券等依有割合が100分の1に満たな 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たな 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品 提出者が全の共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たな は出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品 を が有に基立い者に該当するか否かを挙証(同一の 和手方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の 報子が否かの検証を含む)するため、一旦変更報告 取り業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の1に満たない者に該当するか否かを整証(同一の 報子が否かの検証を含む)するため、一旦変更報告 事の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対 考 券期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等の データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡位で を 方のなのとと考えられる。 会別の敬正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す るとはできないか。 仮に次目に提出者がA社に対しの7の議進と、ソ目(X 日と7日に短井全が644に第源による。)に提出 者の共同保有者がの40条を利に譲渡した。。)に提出			ただし、譲渡の日における発行済株式等総数が
株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に 株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡し た株券等の数やら差し引いて、改正金商法施行争第14 条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減 少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出 してよいか。 [譲渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに 当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな い者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな い者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数で合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな い者に該当するか否かを検証する必要がある。 程出者及びその共同保有者間で短期大量譲渡報告対 多期間の売買データ(売買当書者の名称や住所等の データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して らをかられる。 と考えられる。 と考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否がを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ し対し1%以上の譲渡があったか否がを検証する作業 が新たに加わることと考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することは近等ないか。 のにX目に提出者が4社に対しの7%譲渡し、7日(X 目ど7日に短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が04の4を4村に第渡に上場は44			分からない場合には、その直近の有価証券報告
株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に 株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡し た株券等の数から差し引いて、改正金商法施行争第14 条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減 少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出 してよいか。 [譲渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに 当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな い者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の1に満たない者に該当するか否かを幸証(同一の 和手方か否かの検証を含む)するため、旦変更報告 書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対 象期間の売買データ(売買当者の名称や住所等の データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して いるか及びその合計数量を検証するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報とす の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加かることとなり、この検証には相応のシステ しかし1%以上の譲渡があったか否がを検証する作業 が新たに加かることとなり、この検証には相応のシステ このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX目に提出者が4社に対しの7%譲渡し、7日(X 目ど7日に短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が644を1に議済に表点に、4社			書等に記載された発行済株式等総数を用いること
株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に 株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡し た株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14 条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減 少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出 してよいか。 「譲渡を受けた株券等が値少である者」を判断するに 当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品 り数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな 提出者が全融機関の場合、かつ、複数の金融商品 の数を合質して、株券等保有割合が100分の1に満たな は出者が全部機関の場合、かつ、複数の金融商品 の数を含質して、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを検証するか否かを挙証(同一の 第 1年力が否かの検証を含むするため、一旦変更報告 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の1に満たない者に該当するかるかを挙証(同一の 報用方か否かの検証を含むするため、一旦変更報告 取り業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の1に満たない者に該当するかるかをを証するを と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX目に提出者がA社に対しの7%譲渡と、7日(X 日ど7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が04%を利に譲渡した場合に、Ath			も可能と考えられます。
株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡した株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14 条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出してよいか。 してよいか。 「腸液を受けた株券等が僅少である者」を判断するに当たり、透期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 時間を発力を依証する必要がある。 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の知手方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の知子方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び大の合計数量を検証することが必要になると考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び大の合計数量を検証することが必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその持定を表しました。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が値少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間で合算して一人の相手方に対しいめ、例えば、「譲渡を受けた株券等が値少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間でも算して一人の相手方に対しいの範疇が必要になるとをなり、このため、例えば、「譲渡を受けた様券等が値してる。)に提出者が各々単体で19条末の譲渡をした場合に限定するよりに短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者がも44年で19条本料に第渡にた場とは対け、44年	9	株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に	「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保
た株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14 条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出してよいか。 してよいか。 [揚渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに当たり、透期大量譲渡報告対象期間に変更報告書のの提出者の金融機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に数当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に数当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に数当するか否を敬いに第一の分かの後証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 会別の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び大の合計数量を検証するが、逆に変更報告書の提出者及びその共同保有者間で合算して一人の相手方に対しい。以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステム制発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間で合算して一人の相手方に対しい。したが1に提出者が4社に対しの19%譲渡し、7日(X日と7日に短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者が44年に接加未量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の44村に譲渡にた場件を14年を14年を14年を14年を14年を14年を14年を14年を14年を14年		株券等を取得した場合、その取得分を保有者が譲渡し	有割合の合計」は、ネット・ベースではなく、グロ
条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計」をネット・ペースで算出してよいか。 「環波を受けた株券等が僅少である者」を判断するに当たり、活却大き、財産を受けた株券等が値かである者」を判断するに当たり、活力を登りて、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否か否を挙証(同一の利手方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者が公司に満たさい者に該当するか否か否挙輩に同一の利手方が否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データが含まれる)を共同、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で自動である。と考えられる。 全般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び大の第一次の検証には相応のシステム開発が必要になるととなり、この検証には相応のシステム開発が必要になるととなり、この検証には相応のシステムを引が範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間でも第位に限定することはできないか。 仮にX日に提出者が4社に対しの7%譲渡し、44社 者の共同保有者が64%を4出に譲渡渡を受けにあり。)に提出者が44時に基準を44計に譲渡による44社		た株券等の数から差し引いて、改正金商法施行令第14	ス・ベースで算出する必要があると考えられます。
少した株券等保有割合の合計」をネット・ベースで算出してよいか。  「譲渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の提出者の全額にする必要がある。  提出者が全額に、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを検証する必要がある。  提出者が全額機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを検証「同一の分分の1に満たない者に該当するか否かを検証(同一の分分のに満たない者に該当するか否かを検証(同一の分分のに満たない者に数当するか否がを検証と対し。  書の提出者及び大同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等のデータが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡せたならかるため。  と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び未回保有者間で合算して一人の相手方に該渡しているか及びその合計数量を検証するが、逆に変更報告書の提出者及び表の主となり、この検証には相応のシステに対しい。以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに加かることとなり、この検証には相応のシステム間発が必要になるときえられる。  このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間で合算して一人の相手方に対しいの規度をの表しが範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者がものにした。)に提出者が各人村に譲渡れた場がに、人村村者の共同保有者がの40%をA村に譲渡にた場とは、A村		条の8第1項ただし書の「株券等を譲渡したことにより減	
してよいか。 「譲渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに 当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の 相手方か否かの検証を含む)するか否かを挙証(同一の 相手方か否かの検証を含む)するか否がを挙証(同一の 有ったが必要である。 と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全で開示する との事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX目に提出者が4社に対しの7%譲渡し、7日(X 日ど7日に短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が644に対し、10分額渡近し、4社 をにX日に提出者が44日に第5条人は が12世間を減失を44日に第5条人は を12世間を12世間を13年間を13年間を13年間を15年間を15年間を15年間を15年間を15年間を15年間を15年間を15		少した株券等保有割合の合計」をネット・ベースで算出	
「譲渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の方がのに満たない者に該当するか否かを挙証(同一の方が分に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の方が分に満たない者に該当事者の名称や住所等のデータが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 会別の改正は軽微な譲渡の相手方を全で開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に高しかの近出を減しているかなを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステに対しい。以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステに対しい。以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに対わることとなり、この検証には相応のシステに対しいの規度を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することは規力をないか。		してよいか。	
当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の 提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等 の数を合算して、株券等保有割合が100分の11-満たな い者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の11に満たない者に該当するか否かを華証(同一の 相手方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告 書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対 象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等の データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して いるか及びその合計数量を検証することが必要になる と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方に全て開示する ことの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ しのため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX目に提出者が4社に対しの7%譲渡し、7日(X 日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%を4村に第渡地に、4村	7	「譲渡を受けた株券等が僅少である者」を判断するに	本改正は、改正金商法第27条の25第2項の「譲
提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の11に満たない者に該当今か否かを禁証(同一の相手方がのかの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データが含まれる。一旦変更報告者の起ば性機な譲渡の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方と全て開示するとの提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に譲渡しているが及のと計数量を検証することが必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である自り範囲を、変更報告書の提出者及びその体型には指数があったか否かを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になるとを表えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が値少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間で合算して人場合に限定するが、過に要は出者が各が値かである。1に提出者が各々はに対しの79%譲渡し、7日(X日と7日に短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の共同保有者が04%をA村に譲渡に、A村		当たり、短期大量譲渡報告対象期間に変更報告書の	渡を受けた株券等が僅少である者」を規定するも
の数を合算して、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを整証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを整証(同一の分の1に満たない者に該当するか否かを整証(同一の相手方が否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示すると考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者なるとはあることの事務負担のをごなるとなり、この検証には相応のシステに対しいめ上のりまして多が、このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。 仮にX目に提出者がA社に対しの7%譲渡し、7日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者がA社に対しの30時度はする。)に提出者がA社に第第にた場合に限定す者の共同保有者が04%をA村に譲渡に、A村者の共同保有者が04%をA村に譲渡による。」に提出者の共同保有者が04%をA村に譲渡によるも		提出者及びその共同保有者から譲渡を受けた株券等	のですが、同規定の趣旨は、僅少な株券等の譲
い者に該当するか否かを検証する必要がある。 提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品 取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100 分の11に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の 相手方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告 書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対 象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等の データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して いるか及びその合計数量を検証することが必要になる と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する ことの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX目に提出者が4社に対し0.7%譲渡し、7日(X 日ど7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%を4本に、4社		の数を合算して、株券等保有割合が100分の11に満たな	渡先によりいわゆる「肩代わり」が行われることは
提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の相手力か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等のデータが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示するとの提出者及び共同保有者間で合質して一人の相手方に譲渡しているが改ぜとの提出者をて開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に対しい。以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になるととなり、この検証には相応のシステム開発が必要になるととなり、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。 仮にX目に提出者が4社に対し6.7%の譲渡し、7日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者が4社に対し6.74をは、4社		い者に該当するか否かを検証する必要がある。	想定し難いことから、当該譲渡先に関する事項(氏
取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100分の1に満たない者に該当するか否かを幸証(同一の相手力か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等のデータが含まれる)を共有に、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 会般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示するとの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に対しい。以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間で合算して人の相手方に対しい。したも、例えば、「譲渡を受けた株券等が値かである者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。 仮にX目に提出者が4社に対しの7%譲渡し、7日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者が4社に対しの7%譲渡し、7日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の共和に最近が4点に及れる4村に譲渡点に、4社		提出者が金融機関の場合、かつ、複数の金融商品	名・名称)の記載を行わないこととするものです。
分の11に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の相手力か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等のデータが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 と考えられる。 との事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に譲渡していかることの事務負担の軽減を理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に対しい。 と別発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者間で合算して一人の相手方に対しているととなり、この検証には相応のシステム間条が必要になるととなり、この検証には相応のシステム目をが必要になると考えられる。 のことはできないか。 仮にX日に提出者がA社に対しの7%譲渡し、7日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者がA社に対しの7%譲渡し、7日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の共同保有者が04%をA村に譲渡にた場合に、A村者の共同保有者が04%をA村に譲渡にた場合に、A村者の共同保有者が04%をA村に譲渡に入るた。		取引業者等が存在する場合は、株券等保有割合が100	しかしながら、この場合、真に僅少な株券等の
相手方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等のデータが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になることの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に譲渡が多に一つかることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。  応にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、ソ日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、ソ日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の共和に提出者がA社に対しの7%譲渡し、ソ日(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の44円に譲渡地に、444		分の11に満たない者に該当するか否かを挙証(同一の	譲渡先に該当するか否かは、共同保有者に係る
書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等のデータが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 今般の改正に軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書が新したの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書が新して加わることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が値少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。 仮にX日に提出者がA社に対しの7%譲渡し、YB(X日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の共同保有者が64%を対に譲渡渡し、YB(X日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の共同保有者が64%を対に譲渡渡し、A社		相手方か否かの検証を含む)するため、一旦変更報告	譲渡も含めた実態に基づき判断する必要があると
象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等の データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して いるか及びその合計数量を検証することが必要になる と考えられる。 今般の改正に軽微な譲渡の相手方を全て開示する ことの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否がを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ ム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が値少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX日に提出者が4社に対し0.7%譲渡し、7日(X 日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%を4村に第2歳に、44 者の共同保有者が0.4%を4本村に第2歳に、44		書の提出者及び共同保有者間で短期大量譲渡報告対	考えられるため、提出者及び共同保有者から譲渡
データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡しているか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が値少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が値少であるととは、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。		象期間の売買データ(売買当事者の名称や住所等の	を受けた株券等の数を合算の上、株券等保有割
いるか及びその合計数量を検証することが必要になると考えられる。 と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する ことの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ ム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X 日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%をA村に譲渡した場合は、A社		データが含まれる)を共有し、同一の相手方に譲渡して	合を算定することとしております。
と考えられる。 今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する ことの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対しり場上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ ム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X 日どY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%をA村に譲渡した場合は、A村		いるか及びその合計数量を検証することが必要になる	
今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示することの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者のよい保力者が44に対し3%譲渡し、7日(X日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の44に対し48をA村に譲渡した場合は、A社		と考えられる。	
ことの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書 の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ ム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X 日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%をA村に譲渡した場合は、A社		今般の改正は軽微な譲渡の相手方を全て開示する	
の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方 に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ ム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X 日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%をA村に譲渡した場合は、A社		ことの事務負担の軽減と理解するが、逆に変更報告書	
に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業 が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ ム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X 日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%をA村に譲渡した場合は、A社		の提出者及び共同保有者間で合算して一人の相手方	
が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。 仮にX目に提出者がA社に対しの7%譲渡し、Y目(X目とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者がA社に対しの4%をA社に譲渡し、A社出た期に扱力をA社に譲渡し、A社出た場合は、A社出ためまたのものである。		に対し1%以上の譲渡があったか否かを検証する作業	
ム開発が必要になると考えられる。 このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。 仮に次目に提出者がA社に対しの7%譲渡し、YB(X日と7日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者のよりです方の15%譲渡し、YB(X日に現出者がA社に対しる)に提出者がA社に対しる4%をA村に譲渡し、A社		が新たに加わることとなり、この検証には相応のシステ	
このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少である者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。  応にX日に提出者がA社に対しの7%譲渡し、Y日(X日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の44に対し49%を対に譲渡し、Y日(X日に提出者が44に対し49%を対に34点を対します。)に提出者の共同保有者が0.4%をA村に34端に1.4場合は、A社		ム開発が必要になると考えられる。	
る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保 有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す ることはできないか。 仮にX目に提出者がA社に対しの7%譲渡し、Y目(X 目とY目は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%をA村に譲渡し、44		このため、例えば、「譲渡を受けた株券等が僅少であ	
有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定することはできないか。		る者」の範囲を、変更報告書の提出者及びその共同保	
ることはできないか。 仮にX目に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X 貴見のとおりです 日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出 者の共同保有者が0.4%をA村に譲渡した場合は、A社		有者が各々単体で1%未満の譲渡をした場合に限定す	
仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y日(X 貴見のとおりです日とY日は短期大量譲渡報告対象期間とする。)に提出者の共同保有者が0.4%をA村に譲渡した場合は、A社		ることはできないか。	
	8	仮にX日に提出者がA社に対し0.7%譲渡し、Y目(X	

L		
	に対し合臭して1%以上譲渡しているため、相手万の開示が必要になるという理解でよいか。	
	上記が正しい場合、提出者及び共同保有者の改正	
	大量保有府令第2号様式の開示の割合は、各々1%未	
	満の割合を記載し、提出者及び共同保有者各々に対し	
	て相手方の開示を行うという内容でよいのか。	
6	譲渡の相手方が投資信託等の信託財産の場合、	「譲渡の相手方」が誰であるかについては、個
	個々のファンドの資産は信託に帰属しているが、一般	別事案に応じ実質的に判断する必要があると考え
	的に運用指図者(投資運用会社)が投資決定権限を有	られますが、ファンドへの譲渡については、基本的
	しているため、投資運用会社を相手方と見なして譲渡	に貴見のとおりと考えられます。
	数量の合計数量を算出すればよいのか。	
10	改正大量保有府令第2号様式の記載上の注意a、gの	ご指摘のような場合、改正大量保有府令第2号
	記載内容を勘案すると、同一日に、ToSTNeT1による相	様式の各欄については、以下のように記載する必
	手方指定による売却、OTC(取引所金融商品市場外)	要があると考えられます。
	の売却をそれぞれ行った場合、譲渡単価はToSTNeT1	・市場内外取引の別…「市場外取引」と記載
	とOTCの平均単価を記載し、市場内外取引の別は、市	・譲渡の相手方…譲渡の相手方(改正金商法第
	場外取引と記載し、短期大量譲渡報告対象期間に提	27条の25第2項に規定する「譲渡を受けた株券
	出者及びその共同保有者から合算して1%以上譲渡を	等が僅少である者」を除く)の氏名又は名称を
	受けた者のみを相手方として記載するという方法でよ	記載
	いのか。	・数量及び単価…「譲渡を受けた株券等が僅少
		である者」以外の者に対する譲渡については、
		譲渡の相手方ごとに区分してその数量と売買
		単価を記載し、「譲渡を受けた株券等が僅少で
		ある者」に対する譲渡については、譲渡の相手
		方ごとに区分せずその合計数量と平均単価を
		12章
Ξ	株券等の保有者が短期大量譲渡報告対象期間中に	「当該提出する者の株券等保有割合」は、ネッ
	株券等を譲渡した者から同期間中に株券等を取得した	ト・ベースではなく、グロス・ベースで算出する必要
	場合、その取得分を改正金商法施行令第14条の8第2	があると考えられます。
	頃の「当該提出する者の保有株券等の総数」から差し	
	引いて、僅少な株券等の譲渡先を判断するための基準	
	となる同項の「当該提出する者の株券等保有割合」を	
	ネット・ベースで算出してよいか。	
	▼その他大量保有報告制度関係	
12	改正金商法第27条の23第4項により「保有株券等の	貴見のとおり、改正金商法第27条の23第4項の
	総数」から自己株式が除かれており、本年5月の施行日	施行により、自己株式を保有する者の株券等保有
	において「保有株券等の総数」の減少が生じることとな	割合や単体株券等保有割合が、当該施行の前後
	る。そもそも自己株式を大量保有報告制度において考	で1%以上異なることとなった場合には、これによ
	慮しない制度改正の趣旨に鑑み、当該減少による株券	って変更報告書を提出する必要はありません。
	等保有割合や単体株券等保有割合の変動が1%以上	
	の場合においても、自己株式の発行者である提出者は	
	変更報告書の提出が不要であると考えてよいか。自己	

株直投考	株式を保有しないかのような大量保有報告書が施行日 直後に多数提出されることとなり、提出を求めることで 投資者にとって誤解の生じやすい状況を生む可能性も 考えられる。	
とるで合量る	場でにて、書を	Aにおいて、大量保有報告書に記載すべき重大な義項の変更があった場合に、変更報告書を提出する義務が生じますが、改正金商法第 27 条の 23 第 4 項の施行により、自己株式を保有する者(B) の株券等保有割合や単体株券等保有割合が、当部地行の前後で1%以上異なることなったことをでして、変更報告書を提出する必要はありません。ただし、上記施行後に、AがB株式の売買等を行った場合、施行前の株券等保有割合(直前の大方たし、上記施行後に、AがB株式の売買等を行った場合、施行前の株券等保有割合(直前の大き川町する必要があり、当該増減があった時点で変更報告書を提出する義務が生じるもの生満の有います。
	▼電子募集取扱業務	
「合万募最	改正金商法施行令第15条の7第1項第6号に掲げる 「第一種少額電子募集取扱業務を行おうとする場 合(第1号から第4号までに掲げる場合を除く。) 干 万円」とは、例えば、投資運用業と第一種少額電子 募集取扱業務を行う金融商品取引業者にあっては、 最低資本金額は5千万円となる理解でよいか。	貴見のとおりです。
以 告 は 業 金改 第 の、務 額	改正金商法施行令第15条の7第1項第8号に掲げる 「第二種少額電子募集取扱業務を行おうとする場 合(前各号に掲げる場合を除く。) 五百万円」と は、例えば、投資運用業と第二種少額電子募集取扱 業務を行う金融商品取引業者にあっては、最低資本 金額は5十万円となる理解でよいか。	貴見のとおりです。
は任のの極参低と融	第一種・第二種少額電子募集取扱業者に対しては、自己資本規制比率維持義務及び金融商品取引責任準備金の積立義務が免除され、改正金商法第29条の4の2第6項)、兼業も自由とされた「同法第29条を0402第4項)。このように、既に法改正によって極めて脆弱な経済的基盤しか有しない新規業者の参入が可能であるのに、更に資本金額についてまで低額化することは、さらに投資家保護に欠けることとなるものであるため、それぞれ第一種・第二種金融商品取引業者と同額か、あるいはそれに近似する	金融審議会の「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グルーブ報告」を踏まえ、リスクマネーの供給促進を図るために、仲介者の参及要件の見直しを行っています。同時に、第一種・第二種少額電子募集取扱業者に対して体制整備や情報提供を養務付け、発行価額の総額や個別の投資家の払込額を少額に限定するといった投資者保護のための措置をとっています。

17 改正金商法施行今第15条の4の2各号に 価証券の募集・和募の取扱いを、ウェブサン 正金商業等符合第6条の2を号に掲げる方法 して行うことは、改正金商法第29条の2第7号 に規定する「電子募集取扱業務」には該当 との理解でよいか。 18 改正金商法施行令第15条の4の2第7号 「法第2条第2項の規定により有価証券と る同項第5号又は第6号に掲げる権利のう年 利を有する者が出資文は拠出をした金銭 財産の価額の合計額の100分の50を超える で金銭の貸付けを行う事業に係るもの」と 総額のうち50%超を第三者への金銭の貸 充てる集団投資スキームの持分(ファント 指すということでよいか。 19 「100分の50を超える額を充て全銭の を行う事業に係るもの」について、その主 的が金銭の貸付けを行う事業と明記されて 一時的に貸付けを行う事業と明記されて 一時的に貸付けを行う事業と明記されて 一時的に貸付けを行う事業と明記されて 一時的に貸付けの額が50%を下回った場 ないので、貸付型クラウドファンディング(改正金 的が金銭の貸付けを行う事業と明記されて 一時的に貸付けの額が50%を下回った場 でも、当該事業に該当子名と判断されるか さいので、貸付型クラウドファンディング 合け第三種金商業者の登録が必要という いか。また、既存の第二種金商業者が貸付 ドファンディングを新たに始める場合に、 は不要という理解でよいか。 第一種少額電子募集取扱業者に投資者 への加入義務を課さないことに関しては、 義務がないと説明するだけではなく、今回 義務がないと説明するだけではなく、今回 義務がないと説明するだけではなく、今日 養務がないと説明するだけではなく、今日 養務がないと説明するだけではなく、今日 養務がないと説明するだけではなく、今日 養務がないと説明するがまでの詳細な情 が必要ではないか。		大準に維持するヘップをある。	
	17	改正金商法施行令第15条の4の2各号に掲げる有	ご指摘の有価証券の募集・私募の取扱いの場
		価証券の募集・私募の取扱いを、ウェブサイト等(改	合でも電子募集取扱業務に該当します。
		正金商業等府令第6条の2各号に掲げる方法)を利用	ただし、改正金商法施行令第15条の4の2各号
		して行うことは、改正金商法第29条の2第1項第6号	に規定する有価証券のみを取り扱う場合であ
		に規定する「電子募集取扱業務」には該当しない、	れば、登録申請書における電子募集取扱業務を
		との理解でよいか。	行う旨の記載等は不要です。
	18	改正金商法施行令第15条の4の2第7号に掲げる	貴見のとおりです。
		「法第2条第2項の規定により有価証券とみなされ	
利を有する者が出資又は拠出をした金銭 財産の価額の合計額の100分の50を超え て金銭の貸付けを行う事業に係るもの」 総額のうち50%超を第三者への金銭の7 充てる集団投資スキームの持分(ファン 指すということでよいか。 「100分の50を超える額を充て金銭 を行う事業に係るもの」について、その 的が金銭の貸付けを行う事業と明記され 一時的に貸付けの額が50%を下回った; ても、当該事業に該当すると判断される インサイングを新にはかるを下回った。 ないので、貸付型クラウドファンディング ないので、貸付型クラウドファンディング ないので、貸付型クラウドファンディン 合は第二種金商業者の登録が必要とい いか。また、既存の第二種金商業者が貸 ドファンディングを新たに始める場合に は不要という理解でよいか。 第一種少額電子募集取扱業者に投資・ への加入義務を課さないことに関しては 義務がないと説明するだけではなく、今 義務がないと説明するだけではなく、今 義務がはいた説明するだけではなく、今 養務がはいと説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今 養務がないと説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今 養務がはいた説明するだけではなく、今		る同項第5号又は第6号に掲げる権利のうち、当該権	
財産の価額の合計額の100分の50を超えて金銭の貸付けを行う事業に係るもの」総額のうち50%超を第三者への金銭の7充てる集団投資スキームの持分(ファン指すということでよいか。 「100分の50を超える額を充て全金銭を行う事業に係るもの」について、その的が金銭の貸付けを行う事業と明記されー時的に貸付けの額が50%を下回ったっても、当該事業に該当すると判断されるかったいの。第二種少額電子募集取扱みされている。第二種少額電子募集取扱みされている。第二種少額電子募集取扱型カラウドファンディング(改正会にのので、貸付型クラウドファンディングを新たに始める場合には不要という理解でよいか。第一種少額電子募集取扱業者に投資ドファンディングを新たに始める場合には不要という理解でよいか。第一種少額電子募集取扱業者に投資がいた。方に第一種少額電子募集取扱業者に投資がが、また、既存の第二種金商業者が登といいか。また、既存の第二種金商業者の登録が必要という程解でよいか。		利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の	
て金銭の貸付けを行う事業に係るもの」総額のうち50%超を第三者への金銭の7 充てる集団投資スキームの持分(ファン 指すということでよいか。 「100分の50を超える額を充てて金銭 を行う事業に係るもの」について、その 的が金銭の貸付けを行う事業と明記され 一時的に貸付けの額が50%を下回った3 でも、当該事業に該当すると判断される ないので、貸付型クラウドファンディング(改正 会第15条の402第7号)が電子募集取扱 かされている。第二種少額電子募集取扱 かされている。第二種少額電子募集取扱 型クラウドファンディング業務を行う ないので、貸付型クラウドファンディン 合は第二種金商業者の登録が必要とい いか。また、既存の第二種金商業者が貸 ドファンディングを新たに始める場合に は不要という理解でよいか。 第一種少額電子募集取扱業者に投資。 への加入義務を課さないことに関しては 義務がないと説明するだけではなく、今 義務がないと説明するだけではなく、今 義務がはいと説明するだけではなく、今 義務がはいた説明するだけではなく、今 義務がはいた説明するだけではなく、今 義務がはいた説明するだけではなく、今 義務がはいた説明するだけではなく、今 義務がないと説明するだけではなく、今 義務がはいた記明するだけではなく、今 義務がはいた説明するだけではなく、今 義務がはいた記明するだけではなく、今 義務がはにられなかったのか、それによ 投資者はどう負担するかまでの詳細なしが必要ではないか。		財産の価額の合計額の100分の50を超える額を充て	
		て金銭の貸付けを行う事業に係るもの」とは、出資	
		総額のうち50%超を第三者への金銭の貸付事業に	
		充てる集団投資スキームの持分(ファンド持分)を	
		指すということでよいか。	
	19	「100分の50を超える額を充てて金銭の貸し付け	個別の事案に応じて判断されるものですが、
		を行う事業に係るもの」について、その主な事業目	投資者と発行者の間の契約書等に主な事業目
		的が金銭の貸付けを行う事業と明記されていれば、	的が金銭の貸付けを行う事業である旨が明記
		一時的に貸付けの額が50%を下回った場合であつ	されており、それに従って適切に事業が行われ
		ても、当該事業に該当すると判断されるか。	ているものであれば、貸付金の返却時などに一
			時的に(例えば数日間)貸付額が50%を下回る
			場合があっても、改正金商法施行令第15条の4
			の2第7号に該当しうると考えられます。
	70	改正金商業等府令第8条第10号において、いわゆ	貴見のとおりです。
		る貸付型クラウドファンディング(改正金商法施行	
		令第15条の4の2第7号)が電子募集取扱業務より除	
型な合いドは 〈義義投が		外されている。第二種少額電子募集取扱業者は貸付	
な合いドは		型クラウドファンディング業務を行うことができ	
合いドは へ義義投が		ないので、貸付型クラウドファンディングを行う場	
いドは へ義義投が		合は第二種金商業者の登録が必要という理解でよ	
ドは へ義義投が		いか。また、既存の第二種金商業者が貸付型クラウ	
は、金養投が		ドファンディングを新たに始める場合に、変更登録	
へ義義投が		は不要という理解でよいか。	
への加入義務を課さないことに関しては、 義務がないと説明するだけではなく、今回 義務が課せられなかったのか、それによる 投資者はどう負担するかまでの詳細な情 が必要ではないか。	21	第一種少額電子募集取扱業者に投資者保護基金	第一種少額電子募集取扱業者が投資者保護
義務がないと説明するだけではなく、今回 義務が課せられなかったのか、それによる 投資者はどう負担するかまでの詳細な情 が必要ではないか。		への加入義務を課さないことに関しては、単に加入	基金に加入していない場合、当該業者のウェブ
義務が課せられなかったのか、それによる 投資者はどう負担するかまでの詳細な情 が必要ではないか。		義務がないと説明するだけではなく、今回なぜ加入	サイト上において、投資者保護基金に加入して
投資者はどう負担するかまでの詳細な情が必要ではないか。		義務が課せられなかったのか、それによるリスクを	いない旨に加えて顧客が当該第一種少額電子
が必要ではないか。		投資者はどう負担するかまでの詳細な情報の提供	募集取扱業者に対して有する債権が補償対象
		が必要ではないか。	債権に該当しないことを表示する必要があり
			ます (改正金商業等府令第16条の2第2項第3
			号)。また、第一種少額電子募集取扱業者にお

Þ

		び顧客の注意を喚起すべきリスク等について
		は、契約締結前交付書面及びウェブサイト上での情報提供を行うことを求める内容となって います(改正金商業等府令第83条1項6号、第146 条の2第3項)。
22	金商法施行令改正令附則第2条第2項の経過措置	貴見のとおりです。
	について、改正法の施行の際現に電子募集取扱業務	
	を行っている金融商品取引業者が、同条第1項に基	
	づいて、改正法の施行の日から6ヶ月を経過する日	
	までの間に変更登録の申請を行い、仮に改正法の施してこう。これに、おびに、これには、これには、これには、これには、これには、これには、一つに、これには、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに	
	行の日から起算して6ヶ月を辞過する日以後に変更 発録左部HろFFをった場合です。「の会軸路号1011	
	虫球でくごうにエントではくの、この主語に加えて、業者に対し、この経過措置は「変更登録(を受ける)	
	までの間」は適用されるとの理解でよいか。	
	●金商業等府令	
	▼電子募集取扱業務における投資勧誘の方法	
23	電子募集取扱業務は、特定の有価証券に関して募	改正金商業等府令第6条の2に規定する方法
	集又は私募の取扱いをインターネット上のみで行	により金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を
	う場合を想定しているのか、それともインターネッ	業として行う場合には、その他の手法を併用し
	ト上だけではなく電話や訪問を行う場合であって	て当該行為を行う場合であっても、電子募集取
	も、当該インターネット上での募集又は私募の取扱	扱業務に該当します。
	いは電子募集取扱業務となるのか。	
24	金商業者のホームページ上において、個別商品の	個別の事例に応じて判断すべきですが、基本
	概要や手数料、予想リターン、申込期間などを掲載	的には貴見のとおりです。
	したページを設けている場合、当該ホームページに	
	おいて、商品の申込みを受け付けていなくても募集	
	又は私募の取扱いに該当するのか。	
25	改正金商業等府令第6条の2第1号に掲げる「金融	改正金商業等府令第6条の2第1号において
	商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えら	は、ウェブサイト等のサーバーに記録された情
	れたファイルに記録された情報の内容を電気通信	報を閲覧させる方法を想定しています。ご指摘
	回線を通じて相手方の閲覧に供する方法」とは、具	のSNS等については、その機能に応じて個別に
	体的にウェブサイトを利用する方法のほかに、例え	判断する必要がありますが、サーバーに記録さ
	ば、フェイスブック、ミクシィ、LINE等の SNS (ソ	れた情報の閲覧による方法又はこれに関連す
	ーシャル・ネットワーク・サービス)、ツイッター	るインターネットを介したメッセージの授受
	等のマイクロブログ、YouTube 等の動画・写真共有	に係るサービスの場合には、同条第1号又は第2
	サイト及びブログといった各種のソーシャルメデ	号に該当すると考えます。
	ィアによるものも含まれると理解してよいか。	
26	改正金商業等府令第6条の2第2号における「前号	貴見のとおりです。
	に掲げる方法による場合において」という要件は、	
	ウェブサイト上での取得勧誘(同条第1号に該当す	

	方法のみで勧誘を行う場合は、同条第2号の要件を 満たさないという趣旨か。	
27	改正金商業等府令第6条の2第2号に掲げる方法とは、例えば、電子メールの送信(当該電子メールに 勧誘資料等の電子ファイルを添付して送信する場合を含む。)による方法は、これに含まれるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
28	改正金商業等府令第6条の2第2号において、音声の送受信による通話を伴う場合とは、具体的にはどのような方法か。	改正金商業等府令第6条の2第2号における音声の送受信による通話を伴う場合としては、例えば、インターネットを介して通話できるサービスを想定しております。
59	クラウドファンディング業者が投資家に対して 送信する電子メールの内容についても、記載すべき 内容あるいは記載してはならない内容について、法 令に適切かつ具体的な規定を設けるべきではない か。	電子募集取扱業務における投資勧誘の手段として送信される電子メールにおいて、虚偽の表示や重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示を行うことは禁止されています(金商業等府令第117条第1項第2号)。
000	▼電話・訪問勧誘の禁止 第一種・第二種少額電子募集取扱業者には電話や 対面による勧誘が認められないこと、及び電話や対 面により取得の申込みを受けることが認められないことを金商業等所令第17条第1項の禁止行為と して定めることにより、明確化すべきである。	第一種・第二種少額電子募集取扱業者は、電子募集取扱業務に該当しない金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行うことはできないため、法律上、電話や対面による勧誘を行うことはできません。なお、投資者が申込みを電話や対面で行うことを希望される可能性もあることから、電話や対面による取得の申込みは禁止しておりません。
31	第一種・第二種金融商品取引業者についても、改正金商法第29条の2第1項第6号に該当する電子募集取扱業務については、金商業等府令の規定において電話や対面による勧誘を禁止すべきであるが、少なくとも監督指針において、自主規制や社内規定に電話や対面による勧誘の禁止について適切な定めを置くことを求めるべきである。	金融商品取引業協会の自主規制規則案においては、電子申込型電子募集取扱業務について、電話・訪問勧誘等の禁止に関する規定が設けられることとされています。
32	投資者に見やすい重要事項の表示等を求める改正金商業等所令第146条の2第1項から第4項までの定めに賛成する。ただし、同条第2項において「最も大きなものと者しく異ならない大きさで表示するものとする」との定めを、「最も大きなものと著しく異ならない大きさで、映像面において特に見やすい箇所に表示するものとする」とすべきである。	手数料等(金商法第37条の3第1項第4号)の概要、信用・市場リスク及び顧客の注意を喚起すべきリスク等については、電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにする必要があります(改正金商業等府令第146条の2第1項)。ます
33	電子募集取扱業務を行う者に対してウェブサイ	اراد

.

	ト等により情報提供義務が課されたことは評価す	は、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち
	るが、リスクや手数料に関する情報については、分	大きなものと著しく異ならない大きさ
	かりやすい方法で記載することを義務づけるべき	表示することを求めています(同条第2項)。
	である。具体的には、ウェブサイト上のトップに近	かかる表示については、投資者保護の観点か
	いところに掲載すること(スクロールせずに見える	ら、適切かつ分かりやすい表示がなされている
	位置に配置すること)、文字の大きさや文字量、使	必要があり、投資者の判断に影響を及ぼす重要
	用すべき文言についてもルールを定めるべきであ	な事項を先に表示するなど、投資者が理解をす
	9°	る意欲を失わないよう努める必要があります
34	消費者が理解できる方法での情報提供の方法を	(改正監督指針IV-3-4-2-2(2))。
	具体的にマニュアル化すべき。リスクの高い、分か	なお、表示する箇所等を特定することについ
	りにくい、新しい投資商品を広く一般大衆を対象に	ては、各金融商品取引業者等のウェブサイトの
	導入するのだから、これまでとは全く異なる、ウェ	構成等が様々であり、また、顧客の注意喚起な
	ブサイト上で一見してわかる、心にとどまる情報提	どに創意工夫を促す観点からも、一律の基準を
	供の方法を行政・自主規制機関が提示することが必	規定することは適当ではないと考えますが、各
	要。	金融商品取引業者等において、以上の規定を遵
35	「見やすい個所」について、例えば、①第二種少	守した情報提供を行う必要があります。
	額電子募集取扱業者のHPのトップページであれ	
	ば、画面をスクロールして下部に表示されていたと	
	しても問題ないか、②閲覧したことの承認クリック	
	を押さないと次の画面に進めないような作り込み	
	をしておけば、トップページになくても問題ない	
	か。	
	▼第一種・第二種少額電子募集取扱業務における多	・第二種少額電子募集取扱業務における発行価額の総額及び投資者の払込額の計算方法
36	同一の発行者が発行する集団投資スキーム持分	同一の発行者が発行する金商法第2条第2項
	については、各持分の出資対象事業が異なるもので	第5号及び第6号に掲げる権利については、「同
	あっても、1年以内のものは改正金商業等府令第16	一の種類の有価証券」となります(改正金商業
	条の3第1項第2号の「同一の種類の有価証券」に該	等府令第16条の3第1項及び第2項)。
	当するとの理解でよいか。	
37	「同一の種類」について、例えば、民法上の任意	
	組合と、商法上の匿名組合であっても、同一の種類	
	とみなされるのか。	
38	「同一の種類」とは、例えば、ファンドの分配の	
	内容や運用期間が異なるものであっても、同一の種	
	類とみなされるのか。	
39	募集総額及び個々の投資家の払込額の計算に当	
	たっては、1年以内に同一の発行者により行われた	
	同一の種類の有価証券について合算することにな	
	るが、これは、第二種金商業者が行う電子募集取扱	
	業務についても同様に合算の対象にされると理解	
	してよいか。	
4	改正金商業等府令第16条の3第1項第3号の「並行」 ア行われた場合・アロー 其種期間が完全に一致	「並行して行われた場合」とは、第一種・第 一種小額電子募集取粉業者において即り扱う
- 1	CIA、参末処間が充まに「	

	ていなくても良く、募集期間が重なる時期があれば	あれば	募集又は私募と申込期間が一部でも重なって
	該当するとの理解でよいか。		募集又は私募が行われた場合をいいます。な
4	41   「並行して」とは、募集又は私募の取扱期間	曲) 温	お、貴見を踏まえ、趣旨の明確化のため、改正
	込期間)が重なっている場合と考えればよいか。あ	办。あ	金商業等府令第16条の3第1項の規定を修正し
	るいは、重なっていなくても、一定期間以内に行わ	に行わ	ております。
	れていれば、『並行して』と判定されると考え	えてよ	
	いかい。		
4	42 改正金商業等府令第16条の3第1項の考え方につ	方につ	発行価額の総額に関する「募集又は私募を開
	いて、同一発行者が甲ファンド(払込金額5,000万	.000万	始する日前1年以内」とは、募集又は私募を開
	円) とこファンド (4,000万円) を並行して募集す	募集す	始する日の前日を起算日とし、過去1年以内に
	るにあたり、過去1年以内のファンドにおいて5,000	25, 000	前の募集又は私募の払込期日又は受渡期日が
	万円の出資を集めていた場合、甲ファンドの募集又	募集又	到来したもの及び過去1年以内に前の募集又は
	は私募の取扱いは同項第2号において通算発行価額	行価額	私募を開始したものをいいます。
	が1億円となるため、第二種少額電子募集取扱業務	扱業務	募集又は私募に係る有価証券の発行価額の
	に該当しない一方、乙ファンドは同号における通算	る通算	総額に、当該有価証券の募集又は私募を開始す
	発行価額が9,000万円、同項第3号における通算発行	算発行	る日前一年以内に同一の発行者により行われ
	価額も9,000万円となり、改正金商法施行令第15条	第15条	た募集又は私募及び当該有価証券の募集又は
	の10の3の要件を満たすので、第二種少額電子募集	子募集	私募と申込期間の重複する同一の発行者によ
	取扱業務に該当するとの理解でよいか。		り行われる募集又は私募に係る当該有価証券
4	43 改正金商業等府令第16条の3第2項第4号とし	として	と同一の種類の有価証券の発行価額の総額を
	「同一の種類の有価証券で二組以上の募集又は私	又は私	合算した額が一億円以上となる場合には、第一
	募が同一の発行者により並行して行われ、かつ当該	り当戦	種・第二種少額電子募集取扱業務の要件を満た
	有価証券の募集又は私募を開始する日前1年以内に	以内に	さないものと考えます。貴見を踏まえ、改正金
	同一の発行者により当該有価証券と同一の種類の	種類の	商業等府令第16条の3第1項の規定を修正して
	有価証券の募集又は私募が行われた場合において、	1,4	おります。
	これらの募集又は私募の係る有価証券に対する個	する個	なお、個別払込額については、過去1年以内
	別払込額を合算する方法」を付加すべきである。	°°	の顧客の個別払込額(払込期日の到来していな
4	44 「募集又は私募を開始する日前1年以内」とは	とは、	い場合の応募額を含む。)を通算することとな
	前の募集又は私募の取扱期間(申込期間)が、1年	/、1年	ります。通算の方法を明確化するため、改正金
	以内の日に重なっていると考えればよいか。		业
4	45   個別払込額の合算については、実際の顧客の払込	の払込	おります。
	日で判定すればよいか。		
4	46   発行総額1億円未満及び取得する者の払い込む額	込む額	実際に発行体に支払われる金額とは別に金
	が50万円以下とされているが、例えば、匿名組合契	組合契	融商品取引業者が投資家から手数料等を受領
	約において、払込金額から手数料等を差し引くこと	۸ ۱۲	する場合、発行価額の総額についても、取得者
	が明記されているような場合には、実際にファンド	ソド	の払込額についても、手数料等は含めず、実際
	に支払われる金額で判定すればよいか。		に発行体に支払われる金額で判定することと
			なります。
4	47 顧客の払込があった後、8日以内に改正金商業等	商業等	貴見のとおりです。
	府令第70条の2第2項第6号 (パブコメ案同項第5号)	第5号)	
	に規定される申込の撤回又は申込みに係る角	る発行者	
	との間の契約の解除を行われた場合には、個別	個別払込	

	額の合算の算定からは除外してよいか。	
48	一人の投資者に募集又は私募の取扱いができる	投資者一人当たりの投資件数や投資金額に
	件数や金額に、上限を設けることを検討すべきであ	ついては上限は設けられていませんが、有価証
	8°	券の募集等ごとにその個別払込額が制限され
49	例えば、年収200万円の若年層、非正規雇用者等	ている(改正金商業等府令第16条の3第2項)ほ
	を考えてみると、50万円は収入の25%に上り、過大	か、適合性の原則に照らして投資者一人当たり
	な投資となる。例えば、契約金額の上限は施行令案	の投資件数や投資金額について適切に判断す
	の通り50万円以下とし、低収入の人たちを保護する	ることが求められることとなります。
	ために、さらに、収入の5%かどちらか少ない方の	また、第一種・第二種少額電子募集取扱業者
	金額等の制限を付加する必要があるのではないか。	は契約締結前交付書面及びウェブサイト上で
20	「少額」の要件について、取得者の払込額を50万	の情報提供においてリスク事項を説明するこ
	円以下と定めたことは適切と考えるが、出資者とし	とが求められており、更に金融商品取引業協会
	て富裕層だけでなく普通の個人も想定されている	の自主規制規則案においては、顧客が取得する
	ことに鑑みると、1人当りの年間の払込額について	有価証券の価値が消失する等、その価値が大き
	も50万円以下という制限を加えることが必要と考	く失われるリスクがあることなどのリスク事
	える。	
		での情報提供の対象とすることとされていまし
		9 °
	▼金融商品取引集者等の業務管理体制整備義務	
	▼改正金商業等府令第70条の2全般	
21	登録申請時には、審査項目の一つとして、業務管	改正金商業等府令第70条の21こ規定する要件
	理体制の整備義務(改正金商法第35条の3及び改正	を具備した業務管理体制を整備していないこ
	金商業等府令第70条の2第1項及び第2項各号)が充	とは、登録拒否要件となります(改正金商法第
	足されているかを審査されるとの理解でよいか。	29条の4第1項第1号へ、第33条の5第1項第5号)。
52	登録後、業者の業務運営において、業務管理体制	上記の業務管理体制の内容については、監督指
	の整備義務(改正金商法第35条の3並びに改正金商	
	業等府令第70条の2第1項及び第2項各号)の一部に	体制が整備されていない場合には、その態様に
	不備が認められたとしても、一律に登録拒否要件	応じて、登録取消しも含めた行政処分を通じて
	(同法第29条の4第1項第1号へ) に該当するもので	金融商品取引業者等の業務の適正化が図られ
	はなく、当該不備の軽重等によって同号へに該当す	ることとなります。
	るか否かが判断されるとの理解でよいか。	なお、改正金商業等府令第70条の2第1項及び
		第2項の規定については修正を行っておりま
53	改正金商業等府令第70条の2第1項及び第2項各号	す。
	に規定する業務管理体制の整備に関する事項につ	
	いて、その内容をより具体的に規定するとともに、	
	これらの事項について業務管理体制の整備が実際	
	に行われていることをチェックする仕組みを構築	
	するべきである。	
54	改正金商業等府令第70条の2第1項第6号 (パブコ	ご指摘の規定については、改正しないことと
	メ案)を維持する場合には、具体的な適用場面をパ	いたしました。
	ブリックコメントに対する回答や検査マニュアル	
	等で明らかにしてほしい。	
	-10-	

	業・・・を適確に遂行するため」となっており、か	金融商品取引業者等が金融商品取引業等を適
	かる文言からすれば「金融商品取引業・・・を適確	確に遂行するための手段として、社内規則等を
	2	整備し、当該社内規則等を遵守するための措置
	の目的達成の手段として「社内規則」及び「研修」	をとることを求めています。
	が必要になるものと理解している。一方で、改正金	
	商業等府令第70条の2第1項第1号 (パブコメ案) で	
	は、「金融商品取引業等を適確に遂行するための社	
	内規則等を整備し」とあるが、「遂行するための社	
	内規則」を策定する必要があるように読める。上述	
	の目的の達成のために社内規則や研修が必要であ	
	るなら、「金融商品取引業等を適確に遂行するため	
	に、社内規則等を整備し」とするべきと考える。	
26	ホームページ又は電子メールの方法により、みな	組合型ファンドや信託受益権などのみなし
	し有価証券(例えば競走馬ファンド)の自己募集を	有価証券の自己募集を行う場合は、改正金商業
	行う場合は、改正金商業等府令第70条の2第2項第1	等府令第70条の2第2項第1号及び第2号の規定
	号及び第2号 (パブコメ案同条第1項第5号及び第2項	が適用されますが、同項第3号から第8号までの
	第1号)の規定の適用を受けるものの、同項第3号か	規定は適用されません。
	ら第8号まで(パブコメ案同項第2号から第7号まで)	
	の規定の適用は受けないと考えてよいか。	
21	改正金商法施行令第15条の4の2第7号に掲げる出	貴見のとおりです。
	資総額のうち50%超を第三者への金銭の貸付事業	
	に充てる集団投資スキームの持分(ファンド持分)	
	の自己募集・自己私募をウェブサイト等を利用して	
	業として行う者は、改正金商業等府令第70条の2第2	
	項の適用はないとの理解でよいか。	
	▼改正金商業等府令第70条の2第2項第2号 (パブ	コメ素同項第1号)
28	改正金商業等府令第70条の2第2項第2号 (パブコ	電子募集取扱業務を行う者及び電子的な方
	メ案同項第1号)の対象が第一種・第二種少額電子	法で組合型ファンドや信託受益権などのみな
	募集取扱業者に限定されていないため、第一種・第	し有価証券の自己募集を行う者については、改
	二種少額電子募集取扱業者以外の者についても、同	正金商業等府令第70条の2第2項第2号に基づく
	号に基づきウェブサイトにおいて情報を公衆の関	措置を講じる必要があります。
	覧に供するための措置を講じる体制が必要という	
	理解でよいか。	
	▼改正金商業等府令第70条の2第2項第3号 いぐブ	コメ素同項第2号)
29	電子募集取扱業務を行う者等の体制整備を求め	ご意見ありがとうございました。
	る改正金商業等府令第70条の2第2項の定めに賛成	ご意見も踏まえ、原案を維持することといた
	する。特に、同項第3号 (パブコメ案同項第2号) に	しました。
	おいて、発行者の審査を求める定めは、政府案が維	
	持されるべきである。	

- 11

	▼改正金商業等府令第70条の2第2項第6号 (パブ	コメ素同項第5号)
99	改正金商業等府令第70条の2第2項第6号 (パブコ	金融商品取引業者等は、電子申込型電子募集
	メ案同項第5号)の規定は、発行者と顧客との出資	取扱業務等に係る有価証券の取得の申込みに
	契約や約款等において、契約の解除が出来る旨の条	ついて、投資者が申込みの撤回や契約の解除を
	件が付されていることが想定されており、金商業者	行うことができることとなっていることを確
	は、当該条件が付されていることを確認することが	認する必要があります。
	求められているとの理解でよいか。	
<b>L</b> 9	金商法第37条の6を受けた金商法施行令第16条の	
	3は「金融商品取引契約」について投資顧問契約の	
	みを対象としており、改正金商業等府令第70条の2	
	第2項第6号(パブコメ案同項第5号)の有価証券の	
	取得の申込みは「金融商品取引契約」に該当しない	
	と考えられるが、同号は電子申込型電子募集取扱業	
	務に係る有価証券の取得の申込みについては特別	
	に申込みの撤回又は契約の解除が認められるとい	
	う趣旨と理解してよいか。	
89	改正金商業等府令第70条の2第2項第6号 (パブコ	
	メ案同項第5号)の規定は電子申込型電子募集取扱	
	業務等に係る申込についてのみ適用されるもので、	
	それ以外の業務については適用がないという理解	
	でよいか。	
69	クーリングオフ制度が実質的に導入されたこと	ご意見を踏まえ、原案を維持することといた
	は高く評価します。	します。
70	改正金商業等府令第70条の2第2項第6号 (パブコ	基本的に貴見のとおりとなると考えられま
	メ案同項第5号)に掲げる「有価証券の取得の申込	すが、各金融商品取引業者等の定める一連の契
	みをした日」とは、顧客(投資者)が、電子募集取	約の手続に応じて、個別具体的に判断すること
	扱業務を行う第二種金融商品取引業者が運営する	となります。
	ウェブサイト上の申込み画面にて、集団投資スキー	
	ム持分の取得に係る意思表示を行った日が「有価証	
	券の取得の申込みをした日」に当たるとの理解でよ	
	いか。	
	▼改正金商業等府令第70条の2第2項第7号(パブ	コメ素同項第6号)
71	改正金商業等府令第70条の2第2項7号 (パブコメ	電子申込型電子募集取扱業務等で取り扱う
	案同項第6号)において、電子申込型電子募集取扱	株式について、発行者が顧客に対して行う情報
	業務等で株式を取り扱う場合又は第一種少額電子	提供とは、発行者の事業状況・財務状況を記載
	募集取扱業者の場合、電子申込型電子募集取扱業務	した書面(例えば会社法上の事業報告や計算書
	等を行う者が発行者に対し「発行者が顧客に対して	類)の送付、発行者のホームページでの開示、
	業の状況について定期的に適切な情報を提供	発行者自身が株主に対して説明会を開くなど、
	ること」を確保するとはどのようなことを想定して	発行者が株主である顧客に対して直接的に、又
	いるか。	は金融商品取引業者等を介して間接的に情報
	また。発行者が顧客に対して行う情報提供とは、	世年 オストン 女相 ピーケ ハギ ナ

- 13 -

- 12 -

を送付、発行者のホームページで開示したり、発行 者自身が株主に対して説明会を開くなど、発行者が 自接株主である顧客に対して情報提供するという 理解でよいか。 また、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者は 一度「発行者が顧客に対して事業の状況について定 期的に適切な情報を提供すること」を確保すればよ いか。 応募代金の払込み後の発行者の顧客に対して記 が発力を確保するための措置(改正金商業等府令第 70条の2第2項第7号(パブコメ案同項第6号)とし では、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲 載することを求めるべきである。 を行価額の総額の確認のための措置としては、第 一種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 電子募集取扱業者が事業者が可しては、当該第三 種少額電子募集取扱業者が事業者が開催する説明 を行う行為や、他の金商業者が事業者が開催する説明 会行う行為や、他の金商業者が事業者が開催する説明 会行う行為や、他の金商業者が登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子中込型電子募集取扱業 が等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 の一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 所を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う の下のカッとの募務において表 のよれると解してよいが。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う 高語・に養まれると解してよいが。 高語・「養生が、強りの部分は通常の第二種業の数業 (訪問、電話音集など)として行うことは可能か。 表等7項)の「これらの業務において表 を第7項)の「これらの業務において表 を第7項)の「これらの業務において掲手集取扱業者が行う電子募集取扱業 二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業 二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		例えば発行者の事業状況・財務状況を記載した書面	なお、日本証券業協会の自主規制規則案にお
者自身が株主に対して説明会を開くなど、発行者が 直接株主である顧客に対して情報提供するという 理解でよいか。 また、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者は 一度「発行者が顧客に対して青業の状況について定 期的に適切な情報を提供すること」を確保すればよ いか。 応募代金の払込み後の発行者の顧客に対しては が発行の表別できための措置(改正金商業等府令第 70条の2第2項第1号(パブコメ案同項第6号))とし ては、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲 載することを求めるべきである。 要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。 種子募集取扱業者が事業者に対して、当該 電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 を行う行為や、他の金商業者が事業者が開催する説明 会行う行為や、他の金商業者が事業者が開催する説明 を行う行為や、他の金商業者が事業者が開催する説明 を行う行為や、他の金商業者が事業者が開催する説明 を行う行為や、他の金商業者が事業者が開催する説明 を行う行為は電子申込型電子募集取扱 表等で行い、残りの部分は通常の第二種業の投 が参に合まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 可を力ファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 所を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱 業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 成正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ薬同 証券に係る法第二条第ハ項第九号に掲げる行為」に こかて、第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業 二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		を送付、発行者のホームページで開示したり、発行	いては、発行者との間で契約を締結するととも
直接株主である顧客に対して情報提供するという 理解でよいか。 また、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者は 一度「発行者が顧客に対して事業の状況について定 期的に適切な情報を提供すること」を確保すればよ いか。 応募代金の払込み後の発行者の顧客に対しては が発行を確保するための措置(改正金商業等所令第 70条の2第2項第1号(パブコメ案同項第6号)とし では、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲 載することを求めるべきである。 要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。 種子募集取扱業者が事業者に対して、当該 電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 取得するなどの方法で直接確認をすることが必要 か。 ▼ <b>攻正金商業等所令第70条の2第3項(パブコメ素</b> 電子募集取扱業者が事業者が開催する説明 会行行為の確認のための措置としては、当該第二 種少額電子募集取扱業者が事業者が開催する説明 会行う行為や、他の金商業者が毒業者が開催する説明 を行う行為や、他の金商業者が登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 が等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 の一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 所を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業 務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の数 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 本を行うに多まをのよりに対りる有面 を発り通りの「これらの業務において取り扱う有面 を第7項)の「これらの業務において取り扱う有面 を第7項)の「これらの業務において取り扱う有面 を第7項)の「これらの業務において取り扱う有面 証券に係る法第二条第ハ項第九号に掲げる行為」に ついて、「第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		者自身が株主に対して説明会を開くなど、発行者が	に、当該契約に基づいて当該発行者により情報
理解でよいか。 また、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者は 一度「発行者が顧客に対して事業の状況について定 期的に適切な情報を提供すること」を確保すればよ いか。 応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情 報提供を確保するための措置(改正金商業等府令第 70条の2第2項第7号(パブコメ案同項第6号)とし では、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲 取することを求めるべきである。 一種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。 種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。 種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 を行う行為や、他の金商業者が事業者が開催する説明 会行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子中込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 所を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業 務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府合第70条の2第3項(パブコメ薬同 を第7項)の「これらの業務において表して 本第7項)の「これらの業務において表して 本第7項)の「これらの業務において表して 本第7項)の「これらの業務において表して 本第7項)の「これらの業務において表しまの 本第7項)の「これらの業務において結りに 正券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に こいて、「第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		直接株主である顧客に対して情報提供するという	の提供がなされていることを確認することが
また、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者は 一度「発行者が顧客に対して事業の状況について定 期的に適切な情報を提供すること」を確保すればよ いか。 応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情 報提供を確保するための措置(改正金商業等府舎第 70条の2第2項第1号(パブコメ案同項第6号))とし では、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲 載することを求めるべきである。 一種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 東の音子などの方法で直接確認をすることが必要 か。 マ <b>攻正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ深</b> 電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 を行う行為や、他の金商業者が需維者が開催する説明 会行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において、表 高一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において、表 が等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ薬同 正金商業等所令第70条の2第3項(パブコメ薬同 証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に 20いて、第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業 二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		理解でよいか。	義務づけられることとされています。
一度「発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供すること」を確保すればよいか。 応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情報を提供すること」を確保すればよいか。 応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情報を掲載を指すること」を確保すればよい。 ては、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを表めるできである。 (14、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを推設の体認の体認のための指置としては、第三種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該第三種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該第三種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該第三種少額電子募集取扱業者が事業者が開催する説明会(顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘を行う行為は電子中込型電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同じもある、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子中込型電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同しのファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表面・あらかじめ、契約締結前交付書面等において表面・なこをかじめ、契約締結前交付書面等において表面・ないとの大きがは通常の第三種業の扱業、表別の部分は通常の第三種業の扱業、表別の部分は通常の第二種業の数素の表別。  本語を一様のもかじめ、契約締結前交付書面等において表面・なこかとの表別を必要に表すの表別に通常の第二種業の扱業を表別。  本語を一様のものと、一部は関電子募集取扱業を表別に第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		また、電子申込型電子募集取扱業務等を行う者は	
適切な情報を提供すること」を確保すればよ 代金の払込み後の発行者の顧客に対する情 を確保するための措置(改正金商業等所令第 2第2項3項第7号 (パブコメ案同項第6号))とし 金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲 ことを来めるべきである。 位置の総額の確認のための措置としては、第 備電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 高電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 高電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 高にていることを確認すれば足りるのか。 必額の確認のための措置としては、当該第二 信子募集取扱業者が事業者が事業者のか。 高子募集取扱業者が事業者が事業者のか。 のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 のカーン・一部は電子申込型電子募集取扱業 のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 のカーン・との事業者を登録金融機関に委託 のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 のカーン・との事業者を登録金融機関に委託 のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 のカーン・一部は電子申込型電子募集取扱業 で行い、残りの部分は通常の第二種業の第三種業の扱 金商業等所合第70条の2第3項 (パブコメ素同 第500 「これらの業務において取り扱う有価 係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に 係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に 、「第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業 額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		一度「発行者が顧客に対して事業の状況について定	
いか。     応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情報提供を確保するための措置(改正金商業等所令第70条の2第2項第7号(パブコメ案同項第6号))としては、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを推設すり、2000年、第三種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該第三月本の指置としては、第三種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該第三十五十五十二十五十二十二十五十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			
応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情報には、 報提供を確保するための措置(改正金商業等府令第70条の2第2項第7号 (パプコメ素同項第0号))として ては、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを求めるべきである。 電することを求めるべきである。 一文正金商業等府今第70条の2第2項第8号 (パプコス等同項第6号) としる 発行価額の総額の確認のための措置としては、当該第二種少額電子募集取扱業者が事業者が事業者から成立しては、当該第二種少額電子募集取扱業者が事業者が高率者が自然を 同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子中込型電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明会(額を行う行為は電子中込型電子募集取扱業等のから、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、「新一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業」に確少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		いか。	
報提供を確保するための措置(改正金商業等府令第70条の2第2項第7号 (パブコメ案同項第0号))としては、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを求めるべきである。  「本正金商業等所令第70条の2第2項第8号 (パブコス等同項第0号))としては、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを求めるべきである。  発行価額の総額の確認のための措置としては、当該第二種少額電子募集取扱業者が事業者が事業者から顧客情報を取得するなどの方法で直接確認をすることが必要取り。  「本金額を満たしていることを確認すれば足りるのか。個別払込額の確認のための措置としては、当該第二種少額電子募集取扱業者が事業者が高端者に対して、第二種業者が開催する説明会(顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘を行う行為は電子中込型電子募集取扱業務に合まれると解してよいか。  「本方ったもこかし、契約締結前交付書面等において表してあらかじめ、契約締結前交付書面等にないて、表しののファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表してあらかじめ、契約締結前交付書面等において表してあらかじめ、契約締結前交付書面等において表してあらかじめ、契約締結前交付書面等において表してあらかじめ、契約締結前交付書面等において表してあらかじめ、契約締結前交付書面等において表してあるがでも、表別の部分は通常の第二種業の数率等所分第70条の2第3項(パブコメ薬同証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業業取扱業業取扱業業取扱業業取扱業業取扱額電子募集取扱業業更扱数業を表別で表別で表記を記載電子募集取扱業業	72	応募代金の払込み後の発行者の顧客に対する情	発行者の顧客に対する情報提供の方法とし
70条の2第2項第7号 (パブコメ案同項第6号))としては、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを求めるべきである。  ▼改正金商業等所合第70条の2第2項第8号 (パブニルンの指置としては、第二種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該種性を満たしていることを確認すれば足りるのか。個別払込額の確認のための措置としては、当該第三種少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を目の14位。14位。14位。14位。14位。14位。14位。14位。14位。14位。		報提供を確保するための措置(改正金商業等府令第	ては、金融商品取引業者等のウェブサイト上に
では、金商業者のウェブサイト上に、当該情報を掲載することを求めるべきである。  ▼ <b>マル正金商業等所令第70条の2第2項第8号(パブ</b> 発行価額の総額の確認のための措置としては、当該 写性を満たしていることを確認すれば足りるのか。 個別払込額の確認のための措置としては、当該第二程少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を 取得するなどの方法で直接確認をすることが必要 が。 ( 頭客が当該会場に出向くもの) において、勧誘を行う行為と、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 高一のカッシドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等に対し、表別の部分は通常の第二種業の扱業等を行った。 本らかじめ、契約締結前を付書では、本数の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前を付書では、方にがで表し、として行うことは可能か。 改正金商業等符令第70条の2第3項(パブコメ薬同証券に係る法第二条第ハ頃第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		(パブコメ案同項第6号))	おいて情報を掲載するという方法のほか、電子
職することを求めるべきである。  ▼ <b>マ本正金商業等所令第70条の2第2項第8号(パブ</b> 発行価額の総額の確認のための措置としては、当該   三種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該   要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。   母別払込額の確認のための措置としては、当該第二   種少額電子募集取扱業者が事業者から顧容情報を   取得するなどの方法で直接確認をすることが必要   か。  ▼ <b>文正金商業等所令第70条の2第3項(パブコメ薬</b> 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と   同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明   会 (顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業   ※務等に含まれると解してよいか。   のーのファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表   の正金商業等所令第70条の2第3項(パブコメ素同   示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業   ※務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の   京を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業   本表行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業   正券に係る法第二条第ハ項第九号に掲げる行為」に   ついて、「第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業   二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		金商業者のウェブサイト上に、	メールや郵送などの方法も考えられることか
<ul> <li>▼改正金商業等府令第70条の2第2項第8号 (パプー発行価額の総額の確認のための措置としては、第二種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 国外を満たしていることを確認すれば足りるのか。 個別払込額の確認のための措置としては、当該第三種少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を 国の (</li></ul>		載することを求めるべきである。	ら、このように規定しています。
発行価額の総額の確認のための措置としては、第 二種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。 個別払込額の確認のための措置としては、当該第二 種少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を 取得するなどの方法で直接確認をすることが必要 か。 ▼ <b>改正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ素</b> 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と 同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明 会(願客が当該会場に出向くもの)において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 のこからかじめ、契約締結前交付書面等において表 高一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前をは電子等集取扱業 ※務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の数 表第7項)の「これらの業務において取り扱う有価 証券に係る法第二条第ハ項第カ号に掲げる行為」に ついて、第一種少額電子募集取扱業者古人くは第 二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業			コメ素同項第7号)
二種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、当該 要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。 個別払込額の確認のための措置としては、当該第二種少額電子募集取扱業者が事業者が事業者から顧客情報を 即得するなどの方法で直接確認をすることが必要 か。 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明会 ( 願客が当該会場に出向くもの)において、勧誘を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において、勧誘等行うたうで、一部は電子申込型電子募集取扱業 教等等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表して、あらかじめ、契約締結前交付書「相等の報」を行うによりの「これらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第ハ項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業	က	発行価額の総額の確認のための措置としては、第	発行価額の総額の確認のための措置として
要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。個別払込額の確認のための措置としては、当該第二種少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を記か。 取得するなどの方法で直接確認をすることが必要が。 個名 一個		種少額電子募集取扱業者が事業者に対して、	は、例えば、計算書類等を確認するとともに、
個別払込額の確認のための措置としては、当該第二種少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を 取得するなどの方法で直接確認をすることが必要 か。  ▼ <b>攻正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ素</b> 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と 同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明 会(額客が当該会場に出向くもの)において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業 業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ楽同 配子に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に こいて、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第 二種少額電子募集取扱業者者にくは第		要件を満たしていることを確認すれば足りるのか。	必要に応じヒアリングなどを行うことにより
種少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を 取得するなどの方法で直接確認をすることが必要 か。 <b>▼改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ素</b> 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と 同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明 会(顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業 表待で合まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱 素務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ楽同 証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に こいて、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第 二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		個別払込額の確認のための措置としては、当該第二	確認することが考えられます。個別払込額の確
取得するなどの方法で直接確認をすることが必要 か。  ▼ <b>改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ素</b> 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明会 (顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 所を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務(訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ楽同系)の「これらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二百種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		種少額電子募集取扱業者が事業者から顧客情報を	認のための措置として、発行者から顧客情報の
か。  ▼ <b>マル正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ素</b> 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同じ有価配券について、第二種業者が開催する説明会、顧客が当該会場に出向くもの)において、勤務を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業務等で行い、契約締結前交付書面等において表示を行ったうた。一部は電子申込型電子募集取扱業業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務(訪問、電話営業など)として行うことは可能か。		取得するなどの方法で直接確認をすることが必要	提供を受けることは必ずしも必要ではないと
▼改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ素電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明会、隔客が当該会場に出向くもの)において、勧誘を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業務等に含まれると解してよいか。同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務等で行い、第一部との業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者若しくは第二		か。	考えますが、そのような方法で少額要件を確認
▼改正金商業等府令第70条の2第3項 (パプコメ素 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と 同じ有価証券について、第三種業者が開催する説明 会 (顧客が当該会場に出向くもの) において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 所を行ったうえ、一部は電子申込型電子募集取扱業 素務等で行い、残りの部分は通常の第三種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ薬同 条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価 証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に ついて、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第 二種少額電子募集取扱業者若しくは第			する場合には、あらかじめ匿名組合契約等に規
▼改正金商業等府令第70条の2第3項 (パプコメ素 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と 同じ有価証券について、第三種業者が開催する説明 会 (顧客が当該会場に出向くもの) において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 所を行ったうえ、一部は電子申込型電子募集取扱業 業務等で行い、残りの部分は通常の第三種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ薬同 条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価 証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に ついて、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第 二種少額電子募集取扱業者若しくは第			定するとともに、顧客への説明を行うなど、個
▼改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ素 電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と 同じ有価証券について、第三種業者が開催する説明 会 (顧客が当該会場に出向くもの) において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 いてもおか、と解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 下、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業 所令でつたうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業 表等等で行い、残りの部分は通常の第三種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ薬同 条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価 証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に ついて、「第一種少額電子募集取扱業者古しくは第二種少額電子募集取扱業			人情報の適切な取扱いが必要と考えられます。
電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明会(顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業務等に含まれると解してよいか。同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務(訪問、電話営業など)として行うことは可能か。改正金商業等符合第70条の2第3項(パブコメ薬同条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者方行う電子募集取扱業		ベニプコメ	<b>ミ同条第7項</b> )
同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明 会 (顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱 業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業 及正金商業等符令第70条の2第3項 (パブコメ薬同 設工金商業等符令第70条の2第3項 (パブコメ薬同 証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に ついて、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第 二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業	4	電子募集取扱業務において取り扱う有価証券と	同一のファンドの募集・私募の取扱いにおい
会 (顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘 を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 ・		同じ有価証券について、第二種業者が開催する説明	て、一部を電子申込型電子募集取扱業務で行う
を行う行為や、他の金商業者や登録金融機關に委託 して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業 務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中 で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱 業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業取扱 業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業取扱 業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業取扱 業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業取扱 まなど)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ素同 条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価 証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に ついて、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第 二種少額電子募集取扱業者方行う電子募集取扱業		会(顧客が当該会場に出向くもの)において、勧誘	場合、あわせて行うその他の業務(当該ファン
して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務(訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の22第3項(パブコメ案同証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、第一種上掲げる行為」について、第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		を行う行為や、他の金商業者や登録金融機関に委託	ドについて対面で販売を行う場合など)につい
務等に含まれると解してよいか。 同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 は示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱 第業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ案同 条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価 証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に ついて、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第		して勧誘を行う行為は電子申込型電子募集取扱業	ても、「電子申込型電子募集取扱業務等」に該
同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表 は示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱 第業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務 (訪問、電話営業など)として行うことは可能か。 改正金商業等府令第70条の2第3項 (パブコメ案同条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		務等に含まれると解してよいか。	当します。
で、あらかじめ、契約締結前交付書面等において表示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業務等で行い、残りの部分は通常の第三種業の業務(訪問、電話営業など)として行うことは可能か。改正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ案同条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者方しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業	2	同一のファンドの募集・私募の取扱いを行う中	なお、第一種・第二種少額電子募集取扱業者
示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱業務等で行い、残りの部分は通常の第三種業の業務(訪問、電話営業など)として行うことは可能か。改正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ案同条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」について、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業			は、電子募集取扱業務以外に金商法第2条第8項
		示を行ったうえで、一部は電子申込型電子募集取扱	第9号に掲げる行為を行うことはできません。
		業務等で行い、残りの部分は通常の第二種業の業務	
		電話営業など)として行うこ	
条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価	9	改正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ案同	
証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に ついて、「第一種少額電子募集取扱業者若しくは第 二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業		条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価	
HTT!		証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に	
二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業			
		二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業	

		取扱業務以外に「法第二条第八項第九号に掲げる行	
		為」としてどのような行為を想定しているのか。	
I	77	改正金商業等府令第70条の2第3項第2号 (パブコ	貴見のとおりです。
		メ案同条第7項第2号)に掲げる申込みの方法には、	
		例えば、顧客が申し込もうとする集団投資スキーム	
		持分(ファンド持分)に関する事項(ファンドの申	
		込内容)を記載した電子メールを、電子募集取扱業	
		務を行う第二種金融商品取引業者宛に送信(当該電	
		子メールに申込書類等の電子ファイルを添付して	
		送信する場合を含む。)する方法はこれに含まれる	
		との理解でよいか。	
	78	募集・私募の取扱いに関するファンドの情報は木	貴見のとおりです。
		<b>一ムページ又はEメールを通じて入手し、購入申込</b>	
		は電子情報処理組織ではなく書面又は電話で行う	
		場合には、電子申込型電子募集取扱業務に該当しな	
		いという理解で良いか。また、書面の場合だが、書	
		面を郵送するのではなくPDF化してEメールで	
		行う場合、書面による購入申込にはあたらず電子申	
		込型電子募集取扱業務に該当するという理解でよ	
		ر بن	
_	79	改正金商業等府令第70条の2第3項(パブコメ案同	貴見のとおりです。
		条第7項)の「これらの業務において取り扱う有価	
		証券に係る法第二条第八項第九号に掲げる行為」に	
		ついて、「これらの業務」とは、「電子申込型電子	
		募集取扱業務」と「第一種少額電子募集取扱業者若	
		しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募	
		集取扱業務」の両方を指しているとの理解でよい	
		か。	
		▼契約締結前交付書面の記載事項等	
		▼改正金商業等府令第83条第1項第6号等	
	80	改正金商業等府令第83条第1項第6号ロの「目標募	目標募集額に達しなくとも出資が実行され
		集額」は、特に目標募集額が定められず、募集期間	る場合であっても、電子申込型電子募集取扱業
		中に申し込みのあった金額全額が出資に充てられ	務等を行う場合には、金融商品取引業者等にお
		る場合には、記載しなくても良いのか。	いて事業計画に照らして適当な目標募集額で
			あることを確認する必要があり、目標募集額を
			設定する必要があります。
	81	改正金商業等府令第83条第1項第6号トで定める	有価証券の流動性が乏しく、取得後の売買の
		「当該有価証券の取得に関し、売買の機会に関する	機会が少ない場合にはその内容を記載するこ
		事項」とは、具体的にはどういう記載を想定してい	とを想定しています。
		るのか。例えば、未公開株については流動性が乏し	
		いため、取得後の売買の機会が少ない旨を記載する	

- 15 -

	しいりに対うを認定しているのが。	
T		
82	改正金商業等府令第146条の2において、表示を求	電子募集取扱業務の対象となる有価証券の
	める同令第83条第1項第6号トの「顧客の注意を喚起	内容により、金融商品のリスクが異なることが
	すべき事項」の具体的内容として、非上場株式及び	想定されることから、現時点で「顧客の注意を
	ファンドの投資商品としての特性及びリスクの具	喚起すべき事項」の具体的内容を定めることと
	体的内容を金商業等府令又は監督指針において定	はしませんが、「顧客の注意を喚起すべき事項」
	めるべきである。	に該当するようなリスク事項等については、具
		体的に、契約締結前交付書面の記載事項とし、
		ウェブサイト上において情報提供を行う必要
		があります。
83	金融商品取引業者は、電子募集取扱業務において	監督指針田-2-3-4(1)④は、金融商品取引を
	有価証券の取得の申込みを受ける前に、投資者が金	インターネットを通じて行う場合においては、
	商法第37条の3第1項第5号、金商業等府令第82条第3	顧客がその操作する電子計算機の画面上に表
	号及び第5号並びに第83条第1項第6号トに定める事	示される説明事項を読み、その内容を理解した
	項について理解していることを確認すべき旨の定	上で画面上のボタンをクリックする等の方法
	めを、金商業等府令第146条の2の第5項として置く	で、顧客が理解した旨を確認することにより、
	べきである。	金商業等府令第117条第1項第1号に規定する
		「当該顧客に理解されるために必要な方法及
		び程度による説明」を行ったものと考えられる
		としています。
	▼協会非加入の表示義務	
84	今般提案されている、協会に加入していない旨	今般の改正は、協会への加入を義務づけるも
	(非加入である旨)の表示をすべきとの条項は、(1)	のではありません。なお、広告及び標識におい
	金商法の明文規定に沿って、協会に加入しない自由	て協会に非加入である旨の表示をすることに
	があることを前提とするものであること、(2)加入	ついて改正しないことといたしました。
	していない旨(非加入である旨)の表示を求めるこ	
	とにより協会への加入を事実上義務付けようとの	
	意図に基づくものでないことを確認したい。	
85	第一種金融商品取引業と投資助言・代理業の登録	契約締結前交付書面については、これまでも
	を受けている業者であって、日本証券業協会には加	協会への加入の有無及び加入している協会の
	入しているが、日本投資顧問業協会には加入してい	名称の記載が義務づけられていた(金商業等府
	ない業者の場合、第一種金融商品取引業に係る金融	令第82条第14号)ところ、複数の業種を行って
	商品取引契約についての広告や契約締結前交付書	いる場合に、契約締結前交付書面に係る金融商
	面には日本投資顧問業協会に加入していない旨の	品取引業務についての協会に加入していない
	記載は不要で、投資助言・代理業に係る金融商品取	場合の表示が義務づけられていなかったこと
	引契約についての広告や契約締結前交付書面にの	から、これを義務づけることとしたものです。
	み、日本投資顧問業協会に加入していない旨の記載	なお、金融商品取引業者等が行う業務を所管
	をすればよいとの考えでよいか。	する協会に加入していない場合にのみ当該協
98	第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業	会に非加入の旨を契約締結前交付書面に記載
	を営む金融商品取引業者等が日本証券業協会の会	すればよい旨を明確にするため、改正金商業等
	員である場合であって、一般社団法人第二種金融商	府令第82条第14号を修正しております。例え
	ロ野に乗び今のかれて、「よージャクはお口野に	计 第一辆令指挥口咒的手机令指挥口咒

-		業者等は、未加入協会が対象としている業務(即ち、	引業を行う金融商品取引業者等が、日本証券業
		一般社団法人第二種金融商品取引業協会であれば	協会の会員であるものの第二種金融商品取引
		第二種金融商品取引業)に係る広告等及び契約締結	業協会の会員でない場合、当該金融商品取引業
		前交付書面についてのみ、一般社団法人第二種金融	者等は、第二種金融商品取引業に係る契約締結
		商品取引業協会に未加入である旨記載すれば良い	前交付書面においてのみ、第二種金融商品取引
		との理解でよいか。即ち、例えば、投資信託に係る	業協会に非加入である旨を記載する必要があ
		広告等及び契約締結前交付書面について、一般社団	ります。
		法人第二種金融商品取引業協会に未加入である旨	また、広告及び標識において協会に非加入で
		の記載は求められないとの理解でよいか。	ある旨の表示をすることについて改正しない
	87	改正金商業等府令第76条第3号、第82条第15号及	ことといたしました。
		び別紙様式第10号注意事項3後段(パブコメ案)は	
		削除すべき。	
	88	平成26年の金商法の改正では協会への加入促進	
		として登録拒否要件が追加され、金融商品取引業協	
		会に加入していない場合には、協会規則に準ずる社	
		内規則の作成等が求められることになっているが、	
		この改正は投資助言代理業には適用されていない。	
		改正金商業等府令においては、金商業者等全般を対	
		象として、広告、契約締結前交付書面及び標識に協	
		会非加入である旨の表示を義務付けているが、協会	
		非加入の場合に体制整備が求められていない投資	
		助言代理業者にまで、これらの義務を求める必要は	
		ないのではないか。	
	88	改正金商業等府令第76条及び第82条(パブコメ	
		案)において「当該金融商品取引業者等が金融商品	
		取引業協会に加入してない場合にあっては、その	
		旨」を記載することや別紙様式第11号 (パブコメ案)	
		において標識に金融商品取引業協会「非加入」を表	
		示することが追加されたが、法令を遵守して業務を	
		運営する登録金融機関にも一律に適用する必要は	
		ないのではないか。	
	90	広告等に関して、2以上の金融商品取引業を営ん	
		でいる場合、1の金融商品取引業協会にのみ加入し	
		ている場合は、当該金融商品取引業協会に加入して	
		いることのみを表示することでもよいか。	
	91	国土交通大臣もしくは都道府県知事の免許を有	
		する宅地建物取引業者である第二種金融商品取引	
		業者は、第二種金融商品取引業協会非加入との表示	
		を強制されない等の措置を講じてほしい。	
	95	改正金商業等府令第76条第3項、第82条第15項及	
		び別紙様式第10号(パブコメ案)の規定については、	
		宅地建物取引業免許を有する者は宅地建物取引業	

- 16 -

- 17 -

	・ 一世別を受け業務を行っていることがに、 写出語	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ほしい。	
93	第一種少額電子募集取扱業務と第二種金融商品	第一種少額電子募集取扱業務と第二種金融
	取引業を行う者として登録を受けた者が標識を掲	商品取引業を行う者として登録を受けた者の
	示する場合、標識に記載する金融商品取引業の記載	場合には「第一種少額電子募集取扱業務、第二
	は、「第一種少額電子募集取扱業、第二種金融商品	種金融商品取引業」と表示することとなりま
	取引業」と記載するのか、それとも「第二種金融商	す。この点を明確にするため、改正金商業等府
	品取引業」のみの記載で良いのか。また、第一種少	令別紙様式第10号を修正しております。また、
	額電子募集取扱業のために日本証券業協会に加入	日本証券業協会も加入協会として記載する必
	した場合、標識に記載する加入協会として日本証券	要があります。
	業協会も記載するという理解でよいか。	
	▼協会非加入の場合の社内規則の提出	
94	第二種金融商品取引業協会においては、賛助会員	貴見のとおりです。
	を設けているが、当該会員は金融商品取引法上の認	
	定金融商品取引業協会の会員に該当しないことか	
	ら、賛助会員においては、社内規則において協会規	
	則等に準ずる社内規則の整備を行う必要が生じる	
	のか。	
92	投資運用業として金商法第2条第8項第14号に掲	貴見のとおりです。
	げる行為を行う投資信託委託会社が、自社設立の投	
	資信託の受益証券の自己募集又は自己私募(第二種	
	金融商品取引業として行う金商法第2条第8項第7号	
	に掲げる行為)のほかに第二種金融商品取引業とし	
	て金融商品取引行為を行わない場合、投資信託協会	
	に加入していれば、第二種金融商品取引業協会に加	
	入していなくとも、社内規則を登録申請書の添付書	
	類とする必要はないという理解で良いか。	
96	新たに金融商品取引業の登録を受けようとする	協会に加入しない場合に作成する社内規則
	者が協会に加入しない場合に整備すべき社内規則	は、協会の定款その他の規則に準ずる内容のも
	とは何かを具体的に明らかにすべきである。	のである必要があります。
16	新たに登録申請の際に追加された提出書類につ	既に金融商品取引業者としての登録を受け
	いては、既に登録を受けている金融商品取引業者に	て当該業務を行っている場合には、登録申請時
	ついては適用がないという理解でよいか。	に必要な書類として提出することとなる登録
		申請者が行う業務に関する社内規則の提出は
		改めては求められませんが、社内規則等の整備
		及び遵守するための措置がとられる必要があ
		ります(改正金商業等府令第70条の2第1項)。
		なお、社内規則の整備状況等については、今
		後の検査・監督において検証していくこととい
		たします。
	▼最等中間	

00	<b>斯德里斯人国由方尔西拉尔女士女子子的</b>	「帯田林二太 アルーナ・ボーカ
0		7 7 7 7 7 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
66		書目を踏まえ、改正金商業等府令第157条1項
3	1. 古田 20年377.5573.50日 1177、117、117、117、117、117、117、117、117、11	以为19年87、8年月四米4月1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日
_	関する記録及び電子募集取扱業務において投資者	18号ロ及び第181条第1項第5号ロの規定を修正
_	に表示される事項を記載した書面の作成・保存を求	しております。
_	める改正金商業等府令第157条第1項第18号及び第	
	181条第1項第5号に賛成する。ただし、各「ロ」の	
	定めにおいて「…事項を記載した書面」との定めは、	
	「…事項が記載されたものとして電子募集取扱業	
	務の相手方に表示された映像面の記録」とすべきで	
	<del>ወ</del> る。	
100	金商業等府令第157条第1項第18号及び第181条第	有価証券の発行者に対する審査に係る記録
	1項第5号の書類の保存期間は、10年とすべきであ	については、保存期間を10年とするよう、改正
	8%	金商業等府令第157条第2項、第181条第3項及び
		第184条第2項の規定を修正しております。な
		お、ウェブサイト上での情報提供の記録につい
		ては、契約締結前交付書面の写しの保存期間を
		参考に5年としております。
101	金商業等府令第157条第1項第18号及び第181条第	有価証券の発行者に対する審査に係る記録
	1項第5号の書面については、投資者による閲覧謄写	については、発行者の営業秘密や個人情報等が
	を認める定めを、金商業等府令第157条第4項及び第	含まれることが想定されるため、投資者による
	181条第5項として設けるべきである。	閲覧謄写権限を認めることについては、慎重に
		検討する必要があると考えます。また、ウェブ
		サイト上での情報提供の記録についても、契約
		締結前交付書面により投資者に交付される情
		報であるため、改めて投資者による閲覧謄写権
		限を認めることについては、慎重に検討する必
		要があると考えます。
102	金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第1	帳簿書類として保存すべきものは、実際にウ
	項第18号ロに関して、契約締結前交付書面のひな形	ェブサイト上で情報提供したものです。なお、
	において同第146条の2第3項に規定する事項が全て	帳簿書類としてウェブサイト上での情報提供
	網羅されていたならば、当該ひな形を同第157条第1	に係る電子計算機の映像面に表示されたもの
	項第18号ロに掲げる書面として保存することで足	の記録を保存することとするよう規定を修正
	りるか。	しております。
103	改正金商業等府令第157条第3項ただし書におい	帳簿書類は金融商品取引業者自らが作成す
	て、法定帳簿が外国に設けた営業所又は事務所にお	ることを求められているもの(金商法第46条の
	いて作成された場合でも、一定の要件を満たせば国	2)であり、改正金商業等府令第157条第3項に
	内保存の義務が免除されているが、ここでいう「外	規定する「外国に設けた営業所又は事務所」に
	国に設けた営業所又は事務所」は、当該金融商品取	は、当該金融商品取引業者の親法人又は子法人
	引業者の外国の営業所又は事務所に限られず、当該	が外国に設けた営業所又は事務所は含まれな
	金融取引業者の外国にある親法人又は子法人も含	いものと考えられます。
	まれると理解してよいか。また、「当該帳簿書類が	後段については貴見のとおりです。

- 19 -

電域的記録をよって作時 - ノ 本名のは - 監督指針 III
「千書きにより作成された帳簿書類 (年書きにより作成された帳簿書類 でよいか。 大よいか。 力募集取扱業務(法第3条各号に掲 (は金融商品取引所に上場されてい 対ことでよいか。また、同今第70 (は金融商品取引所に上場されてい が、改正金商業等所令第15条の4の2に規 く。)について行うものに限る。以 規定されていることから、上記の商 募集取扱業務を行う場合のみに変 にするが、これに加えて、改正金商業 がで、かな正金商業等所令第15条の4の2に規 く。)について行うものに限る。以 規定されていることから、上記の商 募集取扱業務を行う場合のみに変 かずったとでよいか。また、同今第70 にまったが、これに加えて、改正金商業 がプコケギンが、また、同今第70 がプコケギンが業者に関する業務管理 いるが、これに加え、改正金商業 がの数があるという理解で良いか。 かずがあるという理解で良いか。 かずイング業者に関する業務管理 いるが、この経過措置は改正所令の 算して6ヶ月を経過する日までの間 商業等所令第82条(契約締結前交付 事項)の規定の適用に関する経過措 に6かが、この経過措置は改正所令の 算して6ヶ月を経過する日までの間 第第一て6ヶ月を経過する日までの間 本のとすべきである。 第200
責見のとおりで   責見を踏まえ、   11号及び第200条算   ないことといたし   金融商品取引業
青見のとおりです。 青見を踏まえ、改正金商業等 11号及び第2200条第2号 (パブコないことといたしました。 金融商品取引業者において、
貴見のとおりで 貴見を踏まえ、 11号及び第200条算 ないことといたし
責見のとおりで   責見を踏まえ、   11号及び第200条第
青見のとおりで 青見を踏まえ、
貴見のとおりで
貴見のとおりです
I I
*&でもつて1P/kJ とめらかいの、面目1B1911 m ①の「手書きにより作成された帳簿書類 よ、画像データとして保存する」ことも含 理解してよいか。
*&でもつて1トルタ」ののシンパの、面目1HHII III III III III III III III III II
*なもりに11%」とのかかが3、 血目1841.1141 ①の「手書きにより作成された帳簿書類 よ、画像データとして保存する」ことも含 2解してよいか。
*&でもつてトトンタン」ののシャパネ、面目コヨョョュョーのの「手書きにより作成された帳簿書類 表、画像データとして保存する」ことも含
*&でもってトトンタュ」にのショッシンマス、皿目カヨルリ゙皿 ①の「手書きにより作成された帳簿書類 钛、画像データとして保存する」ことも含
*6 ひってになってのからない。 東国中部には一つの「手書をにより体験なれた・最適事類・「一つの「手書をにより体がなれた・「一なっ」 しょうしょ しょうしょ
※で りって トが、こののでいる、 亜目カロル゚!
※でついてまる。 日間はまま 日間には しょうこう しょうしょう
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1111111111111111111111111111111111111

	ントロ」「顧各口」のよっに業有の固有口座との区	
	~	
	た、預託を受けるにあたり、個々のファンド毎に信	
	託口座を設ける必要があるのか、「ファンドロ」「顧	
	<u>ل</u>	
	受けることも可能なのか教えてほしい。	
109	金商業等府令第7条第9号に規定する「特定有価証	
	券等管理行為」として、新たに改正二条定義府令第	について、3ヶ月の経過措置を設けることとし
	16条第1項第14号の2に掲げる行為が追加されてい	ております。
	るが、当該行為については、信託銀行の選定、業務	
	内容・契約条件等の交渉、契約の締結等に要する相	
	当の期間を考慮して、経過措置を設けてほしい。	
110	改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の新設	電子申込型電子募集取扱業務がインターネ
	は、電子申込型電子募集取扱業務の場合に限り、有	ットを通じて手軽に多数の者から資金を集め
	価証券の私募の取扱いに関して顧客から金銭の預	ることのできる仕組みであることに鑑み、第二
	託を受ける行為が金融商品取引業から除外される	種金融商品取引業者が電子申込型電子募集取
	ための条件に限定を加えたものと思うが、このよう	扱業務を行う場合は、顧客から金銭の預託を受
	な限定を加えた理由はなにか。また、改正二条定義	ける場合においてはより確実に顧客が預託し
	府令第16条第1項第14号の2が定める信託は投資家	た資産を管理することが求められるとの観点
	を受益者にすることが求められておらず、法的には	から、顧客が預託した金銭について倒産隔離等
	倒産隔離がなされていない専用預金口座と同様で	の顧客保護を図るため、預託を受ける場合の方
	あり、分別管理の方法を信託に限定する必要はない	法としては信託を利用する方法としています。
	ように思われる。	ご指摘を踏まえ、改正二条定義府令第16条第1
Ξ	第二種少額電子募集取扱業者が出資金の預り行	融配
	為を行うには、資本金が5,000万円以上の法人に限	者からの倒産隔離が求められることを明確化
	られている。しかし、第一種少額電子募集取扱業者	しました。
	が1,000万円の資本金で預り行為が出来ることとア	加えて、顧客からの金銭受領後の信託口座へ
	ンバランスであると考えられること、預り行為をす	の入金の取扱いを明確化するため、第一種金融
	るために5,000万円以上の資本金を要請すると、規	商品取引業における顧客分別金信託と同様に、
	制緩和の観点から第二種少額電子募集取扱業者の	少なくとも週に一日定める基準日から3営業日
	登録要件として資本金(ないし営業保証金)を1,000	以内に当該払込金を改正二条定義府令第16条
	万円から500万円に引き下げた意義が薄れてしまう	第1項第14号の2ロに定める信託口座に移すこ
	懸念があること、改正二条定義府令第16条第1項第	ととするよう、改正二条定義府令第16条第1項
	14号の2では信託の利用が義務付けられていること	第14号の2の規定を修正しております。
	などからすると、同号の対象となる金融商品取引業	なお、投資家保護の観点から、顧客の金銭の
	者の資本金の要件について同項第14号よりも緩和	預託を受けるにあたっての資本金要件(5,000
	しても良いのではないか。	万円)は緩和しておりません。
112	投資型クラウドファンディングにおいて勧誘を	
	行う金融商品取引業者が投資家の払込金を受領す	
	る場合、当該払込金を一旦自らの銀行口座(専用預	
	金口座に限られない)において保管したうえで、改	
	正二条定義府令第16条第1項第14号の2に定める元	

- 21 -

- 20 -

度素に直接電話口座への入金を求める必要がない  ことを確認したい。  本産権を任じた。  本産権を行く作されるすでの間に専用項金の定め  る信託で保金がなされるするの間に専用項金の定め  の選出がなされていないということになるのか。  113 金面法がな今第16条第1項第14号の2が定め  の適用を受けるものであるため、金融高級額1項第14号及び第  全面法がなそれていないということになるのか。  114 金面法のに関連を保存した場合、同号に定める分  3 個種型がなされていないということになるのか。  3 個別を関連が行っている場合では一定である。  3 の3 円を設定を保存した場合、同号に定めるが  3 個別を表現を表して、多問を発して、一定を表を表して、多数を受け  3 事人の取扱、表表を行う者として登録を受けた者が、電 電子募集の股業券を行う者として登録を受け  3 事人の取扱いを行う場合には、第一種や領電子募集の股票券を対してよい。  4 本品の取扱いを行う場合には、第一種や領電・ 第一種が領電子募集の股票券を受け  3 事人の取扱いを行う場合には、第一種や領電・ 第一種や領電・ 第一種が領電子募集の股票券を行う者として登録の預託を受けた。  4 本品の取扱いを行う場合には、第一種や領電・ 第一種や領電子募集の股票券を対して、の問題は解決して、全種の投資スキーム特分の募 た者が、第 電子募集の股票を発として、全種の預託を受ける。  4 本の取扱いを行う場合には、第一種や領電・ 第一種や領電子募集の股票を発して、全種の預託を受ける。  4 本のの取れを充たすめ要がある。  4 を表を組みを観してはい込むへきを観りを消耗を要け、る を表して、 4 所に対象の発音を
改正三条定義府令第16条第1項第14号の2が定める信託で保全がなされるまでの間に専用預金口座で一時的に出資金を保存した場合、同号に定める分別管理を行っている場合につき同法48条の2014の2014年ということになるのか。 金角法42条の4に規定する方法に準じた方法によう 除回 改正二条定義府令第16条第1項第14号の2を新設 のするにあたり、この問題は解決していないように思する方法にを成の複電子募集取扱業務と第二種少額電子 募集取扱業務として登録を受けた者が、電子募集取扱業務として登録を受けることが可 条集取扱業務として全銭の預託を受けることが可 条集取扱業務として金銭の預託を受けることが可 等集取扱業務として金銭の預託を受けることが可 等年もよう理解でよいか。それとも第二種少額電子 募集取扱業務として金銭の預託を受けることが可 等年という理解でよいか。それとも第二種少額電子 持集取扱業務として金銭の預託を受けることが可 等をにあっては、別途、改正二条定義府令第16条第16条第16条の2の要件を充たす必要があるか。 今年表別を第12年の2の要件を充たす必要があるか。 今年表別を第14条の2第1項第3号で規定すいか。 発行を移びを発展に対して表別を発見とは、対対を発力というでを発力という。投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払いる金額の終額ではなく、相手方が募集又は売出価格を数量という理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は、3金額の通知は、受注を行うまでの複数回にかたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にかたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数のにかたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数の正とが定
る信託で保全がなされるまでの間に専用預金口座で一時的に出資金を保存した場合、同号に定める分別管理がなされていないということになるのか。金商法42条の41-規定する方法に準じた方法による分別管理を行っている場合につき同法43条の2の14週間を終かする明確な規定は存在しておらず、今際回、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2を新設の対えるにあたり、この問題は解決していないように思うれる。とが電子の政策を行う者として登録を受けた者が、電電手乗取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電電手乗取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電電手乗取扱業務を行う者として登録を受けることが可条、私を種の取扱いを行う者として登録を受けることが可条、私募の取扱いを行う者として登録を受けることが可条等をして、利益、20年の一位、30条の20分の要件を充たす必要があるか。場合にあっては、30条、改正二条定義府今第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。金銭の預託を受けることが可条等によいう理解でよいか。表れとも第二種少額電子等を行者の20の要件を充たす必要があるか。場合にあっては、30条、改正二条定義府今第14条の2第1項第3号で規定する投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新報でよいか。表行者及びその有価証券を募集又は売出価格、数量)という理解でよいか。という理解でよいか。という理解でよいか。投資家への登明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払は、は、30金額の通知は、受注を行うまでの複数回にかたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にかたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数の正とが記
で一時的に出資金を保存した場合、同号に定める分別管理がなされていないということになるのか。 金商法42条の4に規定する方法に準じた方法による分別管理を行っている場合につき同法43条の2の 14 適用を除かする明確な規定は存在しておらず、今 除 回、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2を新設 のするにあたり、この問題は解決していないように思われる。 投資家として集団投資スキーム持分の募 た 等集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 電子募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 電子
別管理がなされていないということになるのか。 金商法42条の4に規定する方法に準じた方法による分別管理を行っている場合につき同法48条の20 14 適用を除かする明確な規定は存在しておらず、今 除 回、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2を新設 のするにあたり、この問題は解決していないように思 事業取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 電子募集取扱業務として集団投資スキーム持分の募 存 等手種取扱業務として集団投資スキーム持分の募 存 集・私募の取扱いを行う場合には、第一種少額電子募 集・私募の取扱いを行う場合には、第一種少額電子募 禁・取数業務として金銭の預託を受けることが可 条 無という理解でよいか。それとも第二種少額電子募 様という理解でよいか。それとも第二種少額電子募 を記しまする。の要件を充たす必要があるか。 ●企業開示府令第14条の2の手を適けることが可 条 を打正目論見書の交付要件 砂正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定する投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新 移行者及びその有価証券を募集又は売出価格、数量)という理解でよいか。 という理解でよいか。 という理解でよいか。 という理解でよいか。 投資家が配券会社に対し もいる全額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 してのてて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて してるといる。投資家への登得に値格、利率又は売出価格及び払 いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
金商法42条の4に規定する方法に準じた方法による分別管理を行っている場合につき同法43条の20 14 適用を除外する明確な規定は存在しておらず、今 際 回、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2を新設 のするにあたり、この問題は解決していないように思う
る分別管理を行っている場合につき同法48条の2の 14 適用を除かする明確な規定は存在しておらず、今 同
適用を除外する明確な規定は存在しておらず、今 除回、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2を新設 りするにあたり、この問題は解決していないように思われる。 第一種少額電子募集取扱業務と第二種少額電子 請事集取扱業務として登録を受けた者が、電 電子募集取扱業務として登録を受けた者が、電 電子募集取扱業務として登録を受けることが可 条 能という理解でよいか。それとも第二種少額電子 募集取扱業務について顧客から金銭の預託を受けることが可 条 集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける 場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。場合にあっては、別途、改正二条定義府今第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。場合にあっては、別途、改正二条定義府今第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。場合にあっては、別途、改正二条定義府今第16条第1項第1年を対策を行び上が立を競りとは「新 額 表 下記 (
回、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2を新設 りするにあたり、この問題は解決していないように思われる。 第一種少額電子募集取扱業務と第二種少額電子 募集取扱業務と第二種少額電子 募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 電子募集取扱業務として集団投資スキーム持分の募 た業・私募の取扱いを行う場合には、第一種少額電子 募集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける ことが可 条集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける る投資等に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新額の企業開示所・、外国使開示所・、特定者面距券開示所 本事約権の行使に際して払い込むべき金額」とは「新額をひきの要件を充たす必要があるか。
するにあたり、この問題は解決していないように思われる。 第一種少額電子募集取扱業務と第二種少額電子 募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 電子募集取扱業務として登録を受けた者が、電 電子募集取扱業務として金銭の預託を受けることが可 条能という理解でよいか。それとも第二種少額電子募集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける 会域の預託を受ける 会域の預託を受ける を設定に通いて表域の預託を受ける 会域の預託を受ける 会域の正条 無限を第二位 別途、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。場合に登りでは、別金額の主要をでは、別金額には、日本の2000年を発展の2第1項第3号で規定する投資をに通知する項目のうち、「払込金額」とは「新額を分析の行便に際して払い込むべき金額」とは「新額を対し、2000年を対して、日本の2000年を対して、日本の2000年を対して、日本の2000年を対して、日本の金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出価格、数量という理解でよいか。 「払い金額」とは、日受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出価格、数量という理解でよいか。 「なる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払は、は、3金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説。 沈金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説。
カれる。 第一種少額電子募集取扱業務と第二種少額電子 募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電電子募集取扱業務とりに登録を受けた者が、電電子募集取扱業務として登録の預託を受けることが可募集の取扱いを行う場合には、第一種少額電子募集取扱業務として金銭の預託を受けることが可募集の取扱いを行う場合には、第一種少額電子募集取扱業務について顧客から金銭の預託を受けることが可報合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。 ●企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定する投資を通過を第16条第14条の2の要件を充たす必要があるか。 場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。 場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第10年という。 を行動する項目のうち、「払込金額」とは「新額本の20年で禁止が、その相手方に対いるという理解でよいか。 発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得をせ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対し、いるという理解でよいか。 上いう理解でよいか。 上いう理解でよいか。 上いう理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への説明は複数回に及ぶこともあるそえている。 という理解でよいか。 たいる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払は、は、3金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説明を必要回にかたり説明を必要回にかたり説。
第一種少額電子募集取扱業務と第二種少額電子 募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 子募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 子募集取扱業務として集団投資スキーム持分の募 集・私募の取扱いを行う場合には、第一種少額電子募 能という理解でよいか。それとも第二種少額電子募 集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける 場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第 1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。 ●企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正の単解でよいか。 発行者及びその有価証券を募集又は売出により取 発行者及びその有価証券を募集又は売出により取 得させ、又は売り付はようとする者が、その相手方に対 し、るという理解でよいか。 上、込む金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 ないる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 ないる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は、3金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受きを行うまでの複数回にわたり説
募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 子募集取扱業務を行う者として登録を受けた者が、電 子募集取扱業務として集団投資スキーム持分の募 様・私募の取扱いを行う場合には、第一種少額電子募 能という理解でよいか。それとも第二種少額電子募 場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第 1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。 ●企業題示府令、外国優別示府令、特定有価距券調示所 改正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定す み正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す はるという理解でよいか。 担い込む金額(発行価格×数量又は売出価格×数量) という理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払(は 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
子募集取扱業務として集団投資スキーム持分の募 た
集・私募の取扱いを行う場合には、第一種少額電子 蕁集取扱業務として金銭の預託を受けることが可 能という理解でよいか。それとも第二種少額電子募 集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける 場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第 1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。 ●企業關示府令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示府今第14条の2第1項第3号で規定す な正企業開示府今第14条の2第1項第3号で規定す な正企業間示所合第14条の2第1項第3号で規定す な正企業間示所合第14条の2第1項第3号で規定す な正企業間示所合第14条の2第1項第3号で規定す を行きなびその有価証券を募集又は売出口により取 発行者及びその有価証券を募集又は売出口により取 得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対 し適知する「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支 払い込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支 払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 という理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
募集取扱業務として金銭の預託を受けることが可 能という理解でよいか。それとも第二種少額電子募 集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける 場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第 1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。 ●企業題示府令、外国優別示府令、特定有価距券調示所 改正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す み正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す 各投資家に通知する項目のうち、「払込金額」と打「新 様子約権の行使に際して払い込むべき金額」と行「新 様子約権の行使に際して払い込むべき金額」と「新 経子者及びその有価証券を募集又は売出しにより取 得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対 し、私い込む金額「発行価格、数量又は売出価格、数量) という理解でよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支 払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は、3金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説
能という理解でよいか。それとも第二種少額電子募 た 集取投業務について顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第 1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。  「項第14号の2の要件を充たす必要があるか。  「政正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定する投資家に通知する項目のうち、「払込金額」と記事 特別権の7億に際して払い込むべき金額」と記事 発行者及びその有価証券募集又は売出しにより取発でよいか。  発行者及びその有価証券募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対し、通知する「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払い込金額「終行価格、数量又は売出価格、数量)という理解でよいか。  上いう理解でよいか。  上いる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 出れいる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 はが当れて対し、立い立を額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 に応じて支払うべき金額との理解でよいか。  投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説
集取扱業務について顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。  ●企業服示府令、外国優別示府令、特定有価距券關示所  ▼訂正目協具書の文付要件  改正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定する投資家に通知する項目のうち、「払込金額」と打手が 株子約権の行使に際して払い込むべき金額」と行新 発行者及びその有価証券を募集又は売出口により取 発行者及びその有価証券を募集又は売出口により取 発行者及びその有価証券を募集又は売出口により取 発行者及びその有価証券を募集又は売出口により取 得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対 し通知する「払込金額」とは、投資家が証券会社に対し 払い込む金額(発行価格、数量又は売出価格、数量) という理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払(は 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説
場合にあっては、別途、改正二条定義府令第16条第 1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。  ・企業陽示府令、外国優別示府令、特定有価距券調示係  ・ が正日齢見書の文付要件  ・ な正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定する投資家に通知する項目のうち、「払込金額」と行「新籍を行ってないが、「私込金額」と「「新籍を行ってないが、」と、「私公金額」とは、対し、一部の12年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の一部の20年の10年の20年の20年の20年の20年の20年の20年の20年の20年の20年の2
1項第14号の2の要件を充たす必要があるか。  ●企業闘赤府令、外国優闘赤府令、特定有価距券調示席  ▼訂正目論見書の文付要件  改正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定す  弘正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定す  私予約権の行使に際して払い込むべき金額」と「「新 額 株予約権の行使に際して払い込むべき金額」と「「新 報子的権の行使に際して払い込むべき金額」と「「新 銀行をし、」は一般であるのでは、「
●企業開示府令、外国使開示府令、特定有価証券開示席 ▼訂正目論見書の交付要件   改正企業開示所令第14条の2第1項第3号で規定す  る投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新  株子約権の行使に際して払い込むべき金額」をは「新  発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取  発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取  得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対  はい込む金額(発行価格×数量又は売出価格×数量)  という理解でよいか。  「払込金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出  しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。  投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて  いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払  は、3金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説  込金額の通知は、受注を行うすでの複数回にわたり説  売
▼訂正目贈見書の交付要件 改正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定する投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新 る投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新 株子約権の行使に際して払い込むべき金額」を示して いるという理解でよいか。 発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取 得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対 払い込む金額(発行価格×数量又は売出価格×数量) という理解でよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支 払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説
改正企業開示府令第14条の2第1項第3号で規定する投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新籍株子約権の行使に際して払い込むべき金額」を正して格子的権の行使に際して払い込む金額」とは「新発子者を発展」を記してより取得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対し通知する「払込金額」とは、対資家が証券会社に対し払い込金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払は、3金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説。
る投資家に通知する項目のうち、「払込金額」とは「新 額、すなわち、株 予約権の行使に際して払い込むべき金額」を示して 格に当該相手にいるという理解でよいか。 発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対し、通知する「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払い。という理解でよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 という理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて といる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は、有価証券にいる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は、有価証券にいる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は、有価証券にいる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は、有価証券に必金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売付けまでの局
株予約権の行使に際して払い込むべき金額」を示しているという理解でよいか。 発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対信させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対払い込む金額(発行価格、数量又は売出価格、数量)という理解でよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなべ、相手方が募集又は売出価格、数量 しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説
1、るという理解でよいか。 発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対し通知する「払込金額」とは、投資家が証券会社に対し払い込金額のそれでよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出価格×数量)という理解でよいか。 「私込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払は、込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説
発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対し通知する「払込金額」とは、投資家が証券会社に対し払い込む金額(発行価格×数量又は売出価格×数量)という理解でよいか。「払込金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払は、込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説売
得させ、又は売り付けようとする者が、その相手方に対し通知する「払込金額」とは、投資家が証券会社に対し払い込む金額(発行価格×数量又は売出価格×数量)という理解でよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出口に応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払は、
し通知する「払込金額」とは、投資家が証券会社に対し 払い込む金額(発行価格×数量又は売出価格×数量) という理解でよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支 払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
払い込む金額(発行価格×数量又は売出価格×数量) という理解でよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支 払われる金額の総額ではな、相手方が募集又は売出 しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
という理解でよいか。 「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払ば、込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
「払込金額」とは、引受証券会社を通じて発行者に支払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払は、込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
払われる金額の総額ではなく、相手方が募集又は売出 しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えて いる。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は 込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
しに応じて支払うべき金額との理解でよいか。 投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
投資家への説明は複数回に及ぶこともあると考えている。投資家への発行価格、利率又は売出価格及び払 は込金額の通知は、受注を行うまでの複数回にわたり説 売
明が実施されていればよいか。
ę

120	インターネット取引において抽選による配分を行う場	相手方が最終的な注文の意思表示をする前に
	合、投資家への通知は、以下のとおり行うこととしてよ	ご意見のような表示がなされるのであれば、その
	いか。	ような方法による通知も許容されると考えられま
	①当選者に対しては、注文画面上に「発行価格、利率	ф.
	又は売出価格及び払込金額」を表示する。	
	②当選者の購入辞退に伴う再抽選申込者に対しては、	
	注文画面上に「発行価格、利率又は売出価格及び払	
	込金額の最大額(発行価格×再抽選申込み数量又	
	は売出価格×再抽選申込み数量)」を表示する。	
121	「その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格	家族への通知では要件を満たさないことについ
	及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知」	ては、ご理解のとおりです。ただし、家族の了解を
	とは、相手方が個人であり通知の方法が電話である場	得ている場合については、民事上の代理の要件を
	合、相手方の家族への通知は要件を満たさないとの理	満たす場合、すなわち、通知を受領することにつ
	解でよいか。相手方の家族に通知することについて相	き、相手方から家族への授権がなされ、かつ、当
	手方の了解を得ている場合はどうか。	該家族が相手方のために通知を受領する旨を表
		示した場合には、当該家族への通知をもって改正
		企業開示府令第14条の2第1項第3号等の要件を
		満たすものと考えられます。
122	「電話その他の方法」とは、電話による通知以外に、	貴見のとおりです。
	例えば、電子メールによる送信、ファクシミリ装置による	
	送信、対面での口頭による通知、及び書面の交付等を	
	指すとの理解でよいか。	
123	何らかの事情で相手方に対し直接に通知できなかっ	貴見のとおりです。
	た場合、当該相手方に対する目論見書の訂正事項分	
	の交付を行っていないこととなるため、有価証券を取得	
	させる又は売り付けることができないとの理解でよい	
	か。	
124	金商法第15条第2項により、適格機関投資家に対し	貴見のとおりです。
	ては、当該適格機関投資家から交付請求があった場合	
	を除き、目論見書の交付は不要であるので、改正企業	
	開示府令第14条の2第1項第3号に基づく通知も不要と	
	いう理解でよいか。	
125	「(その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、	発行価格等の情報の提供方法は、投資者がこ
	又は売り付けようとする際に、その相手方に対し、発行	れらの情報を確実に取得することが可能な方法で
	価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他	ある必要がありますが、ホームページにこれらの
	の方法により直接に通知する場合に限る。) 」を削除し	情報を掲載するのみでは投資者の確実な情報取
	てはどうか。改正企業開示府令第14条の2第1項第1	得が担保されているとはいい得ないため、発行価
	号及び第2号に掲げる内容に鑑みると、該当部分を削	格、利率又は売出価格及び払込金額については、
	除しても、投資者が必要な情報を取得する機会や利便	相手方に対して直接通知することを要求したもの
	性に劣ることとなるとは考えにくい。	です。
126	「~発行者及びその有価証券を募集又は売出しによ	発行価格等の情報は、基本的には、主幹事証
	り取得させ、又は売り付けようとする者~」とあるが、	券会社のホームページに掲載することで足りると

- 23 -

	「その有値背券を参乗人は売出しにより収待させ、人は」	<b>ポックアーク だん 抗色を大山影情報をBV体の</b>
	売り付けようとする者」の考え方としては、シ団及び委	3/15/2/12を2/13/2/2/12/12 1/13/14を5/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2
	託販売団のメンバーすべての者ではなく、例えば、主幹	の販売証券会社等のホームページに掲載すること
	事証券会社のウェブサイトに掲載されることで足りると	
	考えることでよいか。	
	▼発行登録書の様式	
127	改正企業開示府令第11号様式について、【参照書	提出期限が休日・祝日と重なる場合には、行政
	類】に「平成 年 月 日までに 財務(支)局長に提出	機関の休日に関する法律に基づき、行政機関の
	予定」という様式が用意されているが、例えば、3月決	休日の翌日が提出期限となります。ご質問のケー
	算の第1四半期報告書の提出期限が8月14日(土曜日)	スでは、8月16日を提出期限として記載する必要
	であった場合、提出期限は、8月13日(金曜日)、8月14	があります。
	日(土曜日)、8月16日(月曜日)の何れを記載するのが	
	適当か。休日・祝日と重なる際の記載の取扱いを明確ニーアニビネセ	
128	ひ正企業開示府令第11号様式記載上の注意(9) eに	発行登録書に提出期限を記載する場合、法定
	関し、発行登録書に提出期限を記載する場合、いわゆ	の提出期限を記載する必要があり、法定の提出期
	る法定提出期限(行政機関の休日の場合その翌日)ま	限よりも前の日を任意に記載することはできませ
	でであれば、その範囲で発行登録者が任意に決めて記	ん。なお、発行登録書に法定の提出期限を記載し
	載してよいか。	た場合であっても、当該提出期限よりも前の日に
		有価証券報告書等を提出することは妨げられませ
		٨,
129	発行登録書の発行予定期間を2年とした場合、改正	貴見のとおりです。
	企業開示府令第11号様式等の発行登録書の参照書類	
	欄に提出期限を記載する開示書類として、最大、有価	
	証券報告書・半期報告書は2件(2年分)、四半期報告	
	書は6件(3期分×2年分)になるとの理解でよいか。	
130	改正企業開示府令第11号様式等の発行登録書に有	発行登録書に有価証券報告書等の提出期限を
	価証券報告書等(有価証券報告書、四半期報告書若し	記載するか否かは任意であるため、提出期限を記
	くは半期報告書又は外国会社報告書、外国会社四半	載しないことでも問題はありません。また、提出予
	期報告書若しくは外国会社半期報告書をいう。以下同	定の有価証券報告書等のうち、一部のみの提出
	じ。)の提出期限を記載しないことは問題ないという理	期限を記載することも可能です。ただし、その場
	解でよいか。また、有価証券報告書等の一部のみに提	合、発行登録書に提出期限を記載していない開示
	出期限を記載することも可能という整理でよいか。	書類が新たに提出された場合には、訂正発行登録車の提出が必要とないます。
131	改正企業開示府令第11号様式等の発行登録書の参	※言いたにからないのう。 【臨時報告書】欄の「1の有価証券報告書提出
		後、・・・」については、ご記載のとおり、提出済み
	書提出後、・・・」は、1【有価証券報告書及びその添付	の有価証券報告書を指すことは明らかであるた
	書類]欄に記載の提出済み又は提出予定の有価証券	め、様式どおりの記載で構いません。【訂正報告
	報告書のうち提出済み分が該当することが自明なこと	書】欄についても同様です。
	から、提出済み分であることを示す文言(例えば提出	
	日)は加えず、様式通りの記載とすることでよいか。ま	
	4. 水红花花花生水杨(雪花花 40个 11 花花 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	

	告書)を・・・」についても同様の考え方でよいか。	
132	改正企業開示府令第11号様式記載上の注意(9)elこ	①及び②の場合は、訂正発行登録書を提出す
	#K	る必要があります。
	(・はげるものではない)との理解をよいか。	③については、打正発行登録書の提出事由が
	(派) 多30 (1) 20 (1) 1 (1) 20 (1	第111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	(光) 日葵門には日葵及ら門敷ですに、白眉門が投げ事件・出作・出りにく、十戸に出た、井鉾の「・・	同に仕口りの返回に引用光17年祭司と応回りのニージュニジュラー・ション・コージュージュー・コーンコー・コージュー・コージュー・コージュー・コージュー・コージュー・コージュー・コーロー・コージュー・コージュー・コージュー・コージュー・コージュー・コージュー・コーシー・コーロー・コージュー・コーシー・コージュー・コー・コージー・コージー・コージュー・コージー・コージー・コージ
		しとか効けられるものではありません。
	の一部を記載しない場合を留む)	
	②発行登録書に記載した提出期限以降に有価証券報	
	告書等を提出する場合	
	③発行登録書に記載した提出期限内に提出する場合	
	であっても、訂正発行登録書を提出することが望まし	
	いと判断した場合	
133	改正金商法の施行後は、発行登録書に記載した提	貴見のとおりです。
	出期限内に有価証券報告書等を提出した場合、改正	
	金商法第23条の4の訂正発行登録書の提出を要しない	
	ため、金商法第23条の5第2項に基づき、発行登録の効	
	力は停止しない(従って、有価証券報告書等の提出日	
	当日(及び企業開示ガイドライン23の5-3イ①・②に掲	
	げる期間)であっても、法的には発行登録追補書類を	
	提出できる)との理解でよいか。	
134	改正企業開示府令第11号様式等の発行登録書の参	本改正は、参照書類欄に有価証券報告書等の
	盟	# 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	(海+類) / 特王   予証   予証   予証   分割   分割   分割   分割   分割   分割   分割   分	近日が近にに扱った。近につる。、、、、、、のの、一部期限内に有価罪券報告書等が提出された場合に
	「記事」といる場合、別語に発わた有価に来始の事件	11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
	19季(19.19~19~19~19~19~19~19~19~19~19~19~19~19~1	ロゴンコ 単彩目 シズゴローメーシの名をシジュサイナ イン・ファット サービュー・マン・コージ アン・コージ アン・コージ アン・コージ アン・コージ アン・コード アン・ファン・コード アン・コード アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・ファン・コール アン・ファン・コール アン・コール アン・エール アン・エール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・エール アン・コール アン・エール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コール アン・コ
	(光1十)別)を依旧した際による。1 年光17 句談書の依日 (光1年) 1 年光17 句談書の依日 (光1年) 1 年代 (元1年) 1 年代 (元1	持しものである、それ及がひ刻来を持しものです
	しなくても、参照書類欄は、提出済み分(第t+1期)と提	ありません。
	出予定分(第t+2期)の計2件が記載されているように	このため、当初提出した発行登録書について訂
	訂正されるとみなしてよいか。	正発行登録書を提出する場合には、当初提出した
	その後、参照書類欄に新たに訂正を行う場合、前述	発行登録書の記載内容を元に訂正を行っていた
	の訂正後の内容すなわち、参照書類欄に提出済み分	だく必要があります。
	(第t+1期)と提出予定分(第t+2期)が記載されている	
	ことを前提として訂正発行登録書を提出するとの理解	
	でよいか。	
135	改正金商法の施行後に、改正企業開示府令第11号	貴見のとおりです。
	様式等の発行登録書に記載した提出期限までに有価	
	証券報告書等が提出された場合(従って、訂正発行登	
	録書は提出されていない)であっても、その後に当該有	
	価証券報告書等に訂正が生じた場合には、その訂正	
	発行登録書の提出が必要との理解でよいか。	
136	発行登録目論見書は、改正企業開示府令第14条の	発行登録目論見書の記載内容は、金商法第23
	13第1項第1号及び第2項に基づいて作成されるが、本	条の12第2項によって読み替えられる金商法第13
	改正自体ではその内容に変更がないことに鑑み、特段	条第2項により、「発行登録書、第23条の4の規定
Į		

- 25 -

に記れつ更 提登正書が	等の発行登 施行日より前に提出済みの発行登録書につい ないが、訂正 て、訂正発行登録で提出期限を追記することによ 相を受けるこ り、本改正の適用を受けることはできません。な お、施行日より前に提出済みの発行登録書を取り 下げ、新規に、有価証券報告書等の提出期限を 記載した発行登録書を提出することにより、本改 正の適用を受けることは可能です。	価証券報告 本改正は、有価証券報告書や四半期報告書な 発行登録書 ど法定の提出期限が明確な継続開示書類が提出 いう趣旨は された場合に、訂正発行登録書の提出義務を免 株主総会の 除するものであり、臨時報告書の提出こついては 株主総会の 除するものであり、臨時報告書の提出については 臨時報告書 正の対象ではありません。このため、株主総会の の提出は免 決議事項に係る臨時報告書が提出された場合に さいか。 は、訂正発行登録書の提出が必要になります。		有価証券報 発行登録書に有価証券報告書等の提出期限を 行登録書を 記載することで訂正発行登録書を提出しない場 告書)の第7 合、有価証券報告書の【その他の参考情報】欄 精報】には特 に、訂正発行登録書を提出しないことについて特 に記載する必要はありません。	一市区町村 貴見のとおり、大量保有報告書又は変更報告 書の担出考が個1であって その地塞を合かせ記
の手当は不要との理解でよいか。 発行予定期間の中で決算期変更等により予定の提 出期限が変わったケースでは、訂正発行登録書の提出 による提出期限の修正を行うことは可能か。あるいは、 発行登録書における提出期限の訂正発行登録書を提出す 証券報告書等提出の都度に訂正発行登録書を提出す る対応とすることは可能か。逆に、企業開示ガイドライ ン23の7-1に基づき、既存の発行登録書を取り下げ、 新規に発行登録書を提出することは可能か。	本改正施行前に提出された第11号様式等の発行登録書については提出期限が記載されていないが、訂正発行登録で提出期限を追記することで適用を受けることは可能か。	改正金商法の施行後、発行登録書に有価証券報告書等の提出予定日を記載することで、訂正発行登録書の提出を免除し、提出者負担を削減するという趣旨は理解できたが、有報提出の時期には、定時株主総会の決議事項に係る臨時報告書(企業開示府今第19条第2項第9号の2)を提出する必要がある。当該臨時報告書の提出があった場合は、訂正発行登録書の提出は免除にならず、提出が必要になるという理解でよいか。	株主総会の決議事項に係る臨時報告書(企業開示府令第19条第2項第9号の2)は総会決議後遅滞なく提出することになっており、投資家も有価証券報告書等と同様にあらかじめ承知している内容と考える。従って、改正金商法の趣旨からも当該臨時報告書も適用の対象としていただきたい。	改正金商法の施行後に、発行登録書に有価証券報告書等の提出期限を記載することで訂正発行登録書を提出しない場合、第3号様式(有価証券報告書)の第7 【提出会社の参考情報]2[その他の参考情報]には特に何も記載しないという理解でよいか。	大量体制制 は 大量 保存報告書等について、個人が同一市区町村中では はないままま は はるい いこむ このか
137	138	139	140	14	142

の2第2項第2号に規定する「第一号様式及び第三号様 の上、報告書本体においては地番の配式に記載する学園の変がなくなるともあるらから、 に手続きする必要がなくなるともあるらから、 定後の地番を把握する必要がなくとももあるらかる。 また、公衆に対し、特定の地番まで知せる必要が また、公衆に対し、特定の地番まで知せる必要が なくても、同一部医財内で住所が変更をかったは、ラースを表しているが、 事に、公衆に対し、特定の地番まで知せる必要が なくても、同一部医財内で住所が変更をかったいう。 また、公衆に対し、特定の地番まで知せる必要が なくても、同一部医財内で住所が変更をかったいう。 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 医町科名までを記載すれば任当るととか を設置もなるがけた上、同一市医町村内で住所が変更 毒本体の住所の記載側には変更が生び とかって、このような場合は、変更後の住所を記載 医町科名までを記載すれば日もことが とかって、このような場合は、変更後の住所を記載 医町科名までを記載すれば日もことが ないこととするべきだと思われる。 金融指標所令第9条第1項においては、業務規程 項(行動規範) 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範)で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいが確認し ないこととするできたと思われる。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範)で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいが確認し たい。金融指標所令第9条第1項目をおびいては、業務規程 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範)でものを第1項第1号目のおよびい、同 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範)でもの子の記載でよいが確認し なお、その場を第1項第1号目のおよびい、同 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 第18条単がという理解でよいか。 第18条単がという理解でよいか。 第18条単がという理解な生とがでする 第18条単がという理解な生とがの変更があった場のと をかっても、その場は、第19年のは単語のでは、各類を単語を 第18年のと対しては、費のとおびでする をかる利用する場合と含まれます。数 第18年のとの記載でよいが。 なお、その場合とのは可能がよる性を 第18年のとのはでの対しがのです。 とれる利用する場合と含まれます。 第18年のは関係でよいか。 なお、その場合とのは一がではを 第18年のはのはであるがのであるがでする 第18年のは、を対しては、第18年のとのはでかの対しです。 をかる例を第1項第1を発展するがではであるがでする 第18年のは、第18年のを 第18年のは、第18年のは、第18年のはでかのであるがでする をがるのはでいるとのであるがのであるがでする 第18年のは、第18年のはでかのであるがのであるがでする 第18年のは、第18年のはでがのであるがでする 第18年のは、第18年のはでかのではであるがでする 第18年のは、第18年のはでは、第18年のはでかのではであるでは、第18年のはではでする 第18年のは、第18年のはではでは、第18年のはではではでは、第18年のはではではではではではではではではではではではではではではではではではではで		の2第2項第2号に規定する「第一号様式及び第三号様	の上、報告書本体においては地番の記載を省略
○金融指標府令 全型性構成的 こかし、このような変更であっても、当局としては、変 しかし、このような変更であっても、当局としては、変 しかし、このような変更であっても、当局としては、変 変像の地番を把握する必要があると思われる。 また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要が なくても、同一市区町村内で住所が変更されたという事 実は、知らせるべきだと思われる。 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 はいったがって、回りれるが、同項第16号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいかは認し ないこととするべきだと思われる。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびい、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専 同家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務	_		
□手続をする必要がなくなるとも考えられる。 しかし、このような変更であっても、当局としては、変更後の地番を把握する必要があると思われる。 また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要がなできず、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要がなです。 また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要がなでは、事業をの住所を記載したがって、このような場合は、変更後の住所を記載したがで、一たがって、このような場合は、変更後の住所を記載した者面を添けした上、同一市区町村内で住所が変更された皆重を添けした上、同一市区町村内で住所が変更された皆重のを添けした上、同一市区町村内で住所が変更された皆重のを添けした上、同一市区町村内で住所が変更された皆重面を添けした上、同一市区町村内で住所が変更ないことが、同項第16号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびい、同項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家の判断」という理解でよいか。なお、その場合、算出方針において特定金融指標算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計となっている指標の場合には、各規定に対応する業務		式に記載すべき事項」の変更ではなくなることから、特	する方法を選択した場合においても、当該提出者
●金融指標府令 重後の地番を把握する必要があると思われる。 また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要がなると思われる。 また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要がなると思われる。 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更されたという事業は、知らせるべきだと思われる。 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更された自宅記載した。 された旨を記載した変更報告書を提出しなければならないこととするべきだと思われる。 をからの関係について、以下の認識でよいか確認したい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号のおよびハ、同 項第5号、第6号、第10号(第10号)が行使する専 可能)は、特定金融指標算出者自身が行使する専 同家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		に手続をする必要がなくなるとも考えられる。	が同一市区町村内で住所を変更したときには、当
更後の地番を把握する必要があると思われる。 また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要がなできたいう事実は、知らせるべきだと思われる。 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載した者面を認動した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更されたもの された旨を記載した変更報告書を提出しなければならないこととするべきだと思われる。 金融指標所令第9条第1項においては、業務規程に記載すべき事項が規定されているが、同項第16号の介が動規範して定める部分と、同号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同項第5号、第6号、第10号(業別の号(業別の一位)。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同項第5号、第6号、第10号(第10号)の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の		しかし、このような変更であっても、当局としては、変	該住所の変更に係る変更報告書を新たに提出す
また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要がなくても、同一市区町村内で住所が変更されたという事実は、知らせるべきだと思われる。 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載した書面を添けした上、同一市区町村内で住所が変更された皆面を添けした。同一市区町村内で住所が変更された旨面載した書面を添けした。同一市区町村内で住所が変更された旨面載した書面を添けした。同一市区町村内で住所が変更された旨を記載した書面を添けした。同年以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。第9条第1項第16号以外:特定金融指標第出者が選守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が遵守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が適時すべき事項(業務規程) なりな、き事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が高速守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が高速守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号以か:特定金融指標算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計となっている指標の場合には、各規定に対応する業務		更後の地番を把握する必要があると思われる。	る必要はあるものと考えられます。
なくても、同一市区町村内で住所が変更されたという事実は、知らせるべきだと思われる。 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更されたら高地にを直載した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更された旨を記載した変更報告書を提出しなければならないこととするべきだと思われる。 無點指標府令第9条第1項においては、業務規程に記載すべき事項が規定されているが、同項第16号のからあが分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が選りてき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が選りすべき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が直づすべき事項(業務規程) なりを事じまする。第10号へ(9)における「専門家の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専門家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計となっている指標の場合には、各規定に対応する業務		また、公衆に対し、特定の地番まで知らせる必要が	なお、新たに提出する変更報告書においても、
実は、知らせるべきだと思われる。 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 したがって、このような場合は、変更後の住所を記載 した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更 された旨を記載した変更報告書を提出しなければなら ないこととするべきだと思われる。 金融指標所令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定める部分と、同号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号ロおよびハ、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		なくても、同一市区町村内で住所が変更されたという事	変更後の住所を記載した書面を添付する方法を
したがって、このような場合は、変更後の住所を記載した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更された旨を記載した変更報告書を提出しなければならないことするべきだと思われる。 金融指標所令第9条第1項においては、業務規程に記載すべき事項が規定されているが、同項第16号の、領9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が選したい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号以外:特定金融指標算出者が適時でよいか確認したい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が適時をありますべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家の判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計となっている指標の場合には、各規定に対応する業務		実は、知らせるべきだと思われる。	選択する場合、当該変更報告書には、引き続き市
○全職指標府令第一十年。同一市区町村均で住所が変更された旨を記載した変更報告書を提出しなければならないことするべきだと思われる。金融指標府令第9条第1項においては、業務規程に記載すべき事項が規定されているが、同項第16号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が遵守すべき事項(業務規程)金融指標所令第9条第1項第1号以外:特定金融指標算出者が適時を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		したがって、このような場合は、変更後の住所を記載	区町村名までを記載すれば足りることから、報告
●金融指標府令 金融指標府令第9条第1項においては、業務規程 全配指標府令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき車項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号に開発 第10号が、同事別 第20号第1項第16号に対ける「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が 違行すべき事項(業務規程) 第20号第1項第16号に対ける「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が 違行すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびい、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者的 違いすべき事項(業務規程) 金融指標所合第9条第1項第1号口およびい、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		した書面を添付した上、同一市区町村内で住所が変更	書本体の住所の記載欄には変更が生じないことと
●全機指標府令 金融指標府令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき車項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) を認行する事項(業務規程) 全融指標府令第9条第1項第1号口およびハ、同 全部指標府令第9条第1項第1号口およびハ、同 なまり、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が 違守すべき事項(業務規程) 金融指標所合第9条第1項第1号のおよびい、同 なうた、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		された旨を記載した変更報告書を提出しなければなら	なります。
●金融指標府令 金融指標府令第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第1号口およびい、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が 違いすべき事項(業務規程) 金融指標所合第9条第1項第1号のおよびい、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断しは、特定金融指標算出者的 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		ないこととするべきだと思われる。	そもそも、大量保有報告書等の提出者は、大量
●金融指標府令 金融指標府令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第1号口およびい、同 の判断」は、特定金融指標算出者が 違守すべき事項(業務規程) 金融指標所合第9条第1項第1号口およびい、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断しは、特定金融指標算出者が 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			保有報告書等に記載すべき重要な事項に変更が
●金融指標府令 金融指標府今第 9 条第 1 項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第 16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第 9 条第 1 項第 16 号:情報提供者が遵守すべき事 項 (行動規範) 第 9 条第 1 項第 16 号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項 (業務規程) 金融指標府今第 9 条第 1 項第 1 号口およびい、同 の判断」は、特定金融指標算出者が 違守すべき事項 (業務規程) 金融指版所合第 9 条第 1 項第 1 号口およびい、同 項第 5 号、第 6 号、第 10 号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			あった場合、変更報告書を提出する必要がありま
●金融指標府令 金融指標府令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項 (業務規程) 金融指標府令第9条第1項第1号口およびい、同 の判断」は、特定金融指標算出者が 違いすべき事項 (業務規程) 金融指標所合第9条第1項第1号口およびい、同 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			すが、本改正は、住所を記載した書面の添付を条
●金融指標府令 金融指標府今第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 類9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第1号口およびハ、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が 違いすべき事項(業務規程) 金融指標所合第9条第1項第1号口およびハ、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断しは、特定金融指標算出者が 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			件に、提出者の住所のうち市区町村より後の部分
●金融指標所令 金融指標所令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号に外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項 (業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびい、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者的、専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			の記載の省略を認めるという新たな選択肢を提供
●金融指標府令 金融指標府令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項 (業務規程) 金融指標府令第9条第1項第16号以外: 企助断」は、特定金融指標算出者が 違守すべき事項 (業務規程) 金融指標所合第9条第1項第1号口およびい、同 の判断しは、特定金融指標算出者が なっすへも動合、算出方針における「専門家 の判断しいう理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			するものに過ぎず、本改正後も、当該部分を含め
●金融指標体令 金融指標体令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 類9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項 (業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびい、同 の判断」は、特定金融指標算出者が なお、その場合、算出方針における「専門家 の判断しいう理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者は「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			た住所全体が、大量保有報告書等に記載すべき
●金融指標府令 金融指標府今第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第1号口およびい、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			重要な事項に当たることには変更がありません。
●金融指標府令 金融指標府今第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第1号口およびい、同 の判断」は、特定金融指標算出者が なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			したがって、上記のとおり、たとえ同一市区町村内
●金融指標体令 金融指標体令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口および小、同 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者が なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			であっても、住所の変更があった場合には、変更
●金融指標府令 金融指標府今第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第1号口およびい、同 の判断」は、特定金融指標算出者が なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			報告書を提出する義務が生じるものと考えられま
●金融指標所令 金融指標所令第9条第1項においては、業務規程 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事 項 (行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項 (業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 全融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 全融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 全職指標所合第9条第1項第1号口およびハ、同 全部を副指に表したの第三者に判断 門家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務			4.
金融指標府令第9条第1項においては、業務規程 貴見のとおりです。 に記載すべき事項が規定されているが、同項第16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し たい。 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 で判断しは、特定金融指標算出者自身が行使する専 有が情報提供者以外の第三者に判断 同家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		●金融指標府令	
に記載すべき事項が規定されているが、同項第 16 号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。 第 9条第 1 項第 16 号、以下の認識でよいか確認したい。 第 9条第 1 項第 16 号以外:特定金融指標算出者が 違守すべき事項 (業務規程) (行動規範) 第 9条第 1 項第 1 号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、違守すべき事項 (業務規程) 1 号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、項第 5 号、第 1 0 号 4 (9) における「専門家 標算出者自身の判断のほか、特定金配指標をよいう理解でよいか。 されを利用する場合も含まれます。なお、その場合、算出方針において特定金融指標 ントについては、貴見のとおりです算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務	143	金融指標府令第9条第1項においては、業務規程	りです
号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。 第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事項(特別組織) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、 通常5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専者が情報提供者以外の第三者に判断 門家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		に記載すべき事項が規定されているが、同項第 16	
る部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。 1 年9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事項(行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 違守すべき事項(業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 標算出者自身の判断のほか、特定金の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専者が情報提供者以外の第三者に判断 同家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		号の「行動規範」で定める部分と、同号以外で定め	
第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事項 (行動規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 標算出者自身の判断のほか、特定金の判断」は、特定金融指標質出者自身が行使する専者が情報提供者以外の第三者に判断 門家判断という理解でよいか。 それを利用する場合も含まれます。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 ントについては、貴見のとおりです算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		る部分の関係について、以下の認識でよいか確認し	
第9条第1項第16号:情報提供者が遵守すべき事項 (行助規範) 第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 違守すべき事項 (業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 標質出者自身の判断のほか、特定金の判断」は、特定金融指標質出者自身が行使する専者が行使する専者が指報提供者以外の第三者に判断門家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 ントについては、貴見のとおりです算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		たい。	
項 (行動規範) 第 9 条第 1 項第 16 号以外:特定金融指標算出者が 違守すべき事項 (業務規程) 金融指標府令第 9 条第 1 項第 1 号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、 項第 5 号、第 10 号イ(9)における「専門家 標算出者自身の判断のほか、特定金 の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専 者が情報提供者以外の第三者に判断 門家判断という理解でよいか。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		卟	
第9条第1項第16号以外:特定金融指標算出者が 遵守すべき事項 (業務規程) 金融指標所令第9条第1項第1号口およびい、同 ご指摘の「専門家の判断」には、 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 標質出者自身の判断のほか、特定金 の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専 者が情報提供者以外の第三者に判断 門家判断という理解でよいか。 それを利用する場合も含まれます。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		項(行動規範)	
遠守すべき事項(業務規程) 金融指標府令第9条第1項第1号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 標質出者自身の判断のほか、特定金 の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専 者が情報提供者以外の第三者に判断 門家判断という理解でよいか。 それを利用する場合も含まれます。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		第 9 条第 1 項第 16 号以外:特定金融指標算出者が	
金融指標府令第9条第1項第1号口およびハ、同 ご指摘の「専門家の判断」には、 項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家 標算出者自身の判断のほか、特定金の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専 者が情報提供者以外の第三者に判断 門家判断という理解でよいか。 そかを利用する場合も含まれます。 なお、その場合、算出方針において特定金融指標 ントについては、貴見のとおりです 算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		守すべき事項	
	144		ご指摘の「専門家の判断」には、特定金融指
		項第5号、第6号、第10号イ(9)における「専門家	標算出者自身の判断のほか、特定金融指標算出
:おいて特定金融指標を行使しない設計と 発行使しない設計と -規定に対応する業務		の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専	者が情報提供者以外の第三者に判断を委託し、
なお、その場合、算出方針において特定金融指標 ントについては、貴見のとおりです 出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と っている指標の場合には、各規定に対応する業務		門家判断という理解でよいか。	それを利用する場合も含まれます。後段のコメ
算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		なお、その場合、算出方針において特定金融指標	ントについては、貴見のとおりです。
なっている指標の場合には、各規定に対応する業務		算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計と	
		なっている指標の場合には、各規定に対応する業務	

- 27 -

を想定しているのではなく、108200 原則 5 (にいたいるという 理解でよいか。 (参考) 108200 原則 5 (は、金融指標の算出者の機関 内部に設置すべき監督機能について、108200 原則 17 は、内部に設置するもを監査人による監査 (Audit) について、それぞれ規定するもの。 151 金融結構係介等第 9条第 1 項第 13 号における、不 服の理を行う「特定金融結構算用業務から独立した立場にある者」とは、一般的には日々の算出・公費のオペレーションに関与しない部署の職員は当該立場にある者」とは、一般的には日々の算出・公費のオペレーションに関与しない部署の職員は当該立場に表当するを配置機構等出者が情報提供者の脱退や合理的な経営判断による算出基礎情報の提供の休止又は廃止自体を禁止しなければならない趣管でないという理解でよいか。 152 金融指標第日者が情報提供者の脱退を合理的な経営制所は、2000 原則 14 になりることで足りることを確認したいでは、153 金融指標第一というのは、特定金融指標算出者が信報提供者に対して、4 特型を示す方針、4 等をの制度の判別を定してよいか確認したい。 する対し、4 に全融指標算出者が信報提供者に対してのことを定りることを確認したい。 が ずしも情報提供者に対してほどる義務を撰すことで足り、必ずしも情報提供者に対してなどる義務を撰すことで足り、必ずしも情報提供者に対していての主要指標算出者が情報提供者に対してなどる義務を付けることまでを求めるものではないと理解してよいが確認したい。 を配も機能の条準 9条第 1 項第 16 号 (4) 前における 「有動規範に係る契約の情報提供者との間の契約の締結とは、形式的に係る契約の情報提供者との間の契約の締結とは、形式的に係る契約の情報提供者との間の契約の締結とは、形式的に係る契約の情報提供者との間の契約の締結とは、形式的にでる基準ま、これに対してあることを確認したい。 6 会配も機能を強守したうえでレート呈示を行う目の 第書 1 を特定金融指標算出者のてに提出する方法で		
	なく、IOSCO 原則 5 (Internal	とするよう、規定を修正致します。
	<b>能能)を意図しているという</b>	
	よ、金融指標の算出者の機関	
	幾能について、10800 原則 17	
	査人による監査 (Audit) に	
	するもの。	
	第1項第13号における、不	貴見のとおりです。
	触指標算出業務から独立した	
	一般的には日々の算出・公表	
	与しない部署の職員は当該	
	してよいか。	
	第1項第16号イ(2)は、特定	貴見のとおりです。
	提供者の脱退や合理的な経	
	情報の提供の休止又は廃止	
	ならない趣旨でないという	
	青報提供者が自発的に特定金	
ては、情報提供者の りがあるが、特定金 の措置を記載するこ 金融指標所令第9 「促す措置」という ずしむ情報提供者に対して ずしむ情報提供者に する配跡を提出する 来めるのではない いて、行動規範で、 で深内し、詳細を宗 いて、行動規範で、 たまめること等が来 れに対応する事項に を記めること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること等が来 たであること の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式	<b>協力している金融指標におい</b>	
りがあるが、特定金の措置を記載するこの措置を記載するこの措置を記載するこです措置」というずしまりでするものをあるものではない、不会内し、詳細を決て不力して、計組を得いる。これが大力に対して、計組を行って、一つのがは、は、形式がある。こと等が大力に対応する事項にあるものであること。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>艮を防止するための措置に限</b>	
の指置を記載するこ 金融指標所令第9 「促す措置」という 報提供者に対して、 提供要請に対して応ずしも情報提供者に する証跡を提出する 来め必もではない。 いて、行動規範で、 に案内し、詳細を示 で素内し、詳細を示 たまめること等が状 れに対応する事項に かるものであること 金融指標所令第9 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 を、	旨標算出者として可能な限り	
金融指標府令第9「促す措置」という報提供者に対して、提供要請に対して応ずしも情報提供者に対して応ずした。全型指標のではない、で、行動規範で、て、不動規範で、て、不動規範で、て、不動規範で、なるものであること等が対れて対応する事項にあるものであること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	で足りることを確認したい。	
ではす措置」という もになって、 を大めるものではない。 ・ 大の名ものではない。 ・ 大の名ものではない。 ・ 大の名ものではない。 ・ 大変めるものではない。 ・ 大変り、詳細を決 で 大のること等が ・ 大いながする事項に ・ かるものであること ・ たっかること等が ・ たっかる。 ・ たっか。 ・ た	第1項第16号イ(3)における	貴見のとおりです。
報提供者に対してが 提供要請に対して応ずしも情報提供者に する配跡を提出する 来めるものではない 企業内し、詳細を引 を定めること様が状 たに対応する事項に かるものであること の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式	よ、特定金融指標算出者が情	
提供要請に対して応ずしも情報提供者にする記跡を提出する来めるものではない。 中間報編術令第9 る「専門務内し、詳細を介で来のること等が状たに対応する事項に めるものであること かるものであること がまから しが結 しは、形式 の締結」とは、形式 く、情報提供者が特 動規範を遵守したう 諸書」を特定金融指	<b>宇金融指標算出者からの情報</b>	
ずしも情報提供者にする配跡を提出する 来めるものではない 金融指標府令第9 る「専門家の判断のいて、不今人、財組範で、 て案内し、詳細を引 を定めること様が状 れに対応する事項に めるものであること の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 く、情報提供者が特 動規範を遵守したう 語書」を特定金融指	る義務を課すことで足り、必	
する証跡を提出する 来めるものではない 金融指標所令第9 る「専門家の判断の いて、行動規範で、 で案内し、詳細を示 を定めること様が来 れに対応する事項に かるものであること かるものであること の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式	して日次でレート呈示に関	
来めるものではない 金融指標布令第9 る「専門家の判断の いて、行動規範で、 て案内し、詳細を示 を定めること等が状 れに対応する事項に めるものであること の総指標府令案簿 「行動規範に係る身 の締結」とは、形式 く、情報提供者が特 動規範を違守したう 話書」を特定金融指	とを義務付けることまでを	
金融指標府令第9 る「専門家の判断の いて、行動規範で、 て案内し、詳細を示 を定めること等が状 れに対応する事項に めるものであること 金融指標府今案第 「行動規範に係る考 の締結」とは、形式 く、情報提供者が特 動規範を違守したう 賭書」を特定金融指	里解してよいか確認したい。	
る「専門家の判断の いて、行動規範で、 て案内し、詳細を示 を定めること等が来 れに対応する事項に めるものであること 金融指標府令案第 「行動規範に係る身 の締結」とは、形式 の締結」とは、形式 人、情報提供者が特 財網を違守したう 諸書」を特定金融指	第1項第16号イ(4) iii におけ	貴見のとおりです。
いて、行動規範で、 て案内し、詳細を示 を定めること等が来 れに対応する事項に めるものであること 金融指標府令案第 「行動規範に係る身 の締結」とは、形式 へ、情報提供者が特 動規範を違守したう 諸書」を特定金融指	里」とは、10800原則14にお	
	「専門家判断の利用方法につい	
をれめ 「のく動器	ち針 (文書化の要件を含む)」	
れめ 「のく動器	られていることを踏まえ、こ	
め「のく動器	ハて、行動規範への記載を求	
「のく動器	確認したい。	
「行動規範に係る契約の情報提の締結」とは、形式的に「契約書く、情報提供者が特定金融指標算動規範を遵守したうえでレート5諸書」を特定金融指標算出者宛て諸書」を特定金融指標算出者宛て	条第1項第16号ロにおける	貴見のとおりです。
とは、 提供者 遵守し 特定金	の情報提供者との間の契約	
く、情報提供者が特定金融指標算 動規範を遵守したうえでレート号 諸書」を特定金融指標算出者宛て	形式的に「契約書」である必要はな	
動規範を遵守したうえでレート号諸書」を特定金融指標算出者宛て	<b>金融指標算出者の策定する行</b>	
お手」ぞれた中殿指作昇江石がて	でレート呈示を行う旨の「承誓の事のをはません」	
	早田自犯 ここ旋田りの力法 こ	

6		11日(11年12年111) 日本 かいしょう	
<ul> <li>産品指統所等第2条第1項第2号71に約175 1站</li> <li>産品指統所等3度2号45</li> <li>本人人一ジに公表すして広へ一般に意見を募集する(後別結果も公表する)というパブリック・コメント方式が排除されないと理解してよいか。</li> <li>金融指標所令第9条第1項第2号4(2)における</li></ul>	1	別性の記載は必要がない。こので確認してい。	1
議」および「事前の通知」は、一般的なものとして、ホームページに公妻して広く一般に意見を募集する(後)はお妻も公妻する)というパブリック・コメントカ元が排除されないと理解してよいか。	Ω Ω	田融指標がでまり 発明   項票 2 与イに掲げる   版	<u>ڻ</u>
ホームページに公表して広く一般に意見を募集する(検討経集も公表する)というパブリック・コメント方式が排除されないと理解してよいか。 金融指標所令第9条第1項第2号イ(2)における 金融指標所令第9条第1項第2号イ(2)における 高事後的な確認が適切に行われることを確保する ことを求めているという理解でよいか。必ずしも手 続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認した い。 金融指標所令第9条第1項第2号小は、10800が 全配指標所令第9条第1項第2号小は、10800が 2013年7月に公表した「金融指標の算出であり」 下「10800原則」の 12 において、金融指標の算出を対してす。 本の主統をかないることを踏まえ、これに対応することが定められていることを踏まえ、これに対応することが定められていることを踏まえ、これに対応することが定められていることを踏まえ、これに対応するをとが主義を記載する必要はないと理解してよいか。 また、本号は、あくまで特定金融指標質単者の「領出基礎情報」について「十分なものであること」まで求めているを管理して表示し、通便しによってを融指標が事の算出をは、一般型の企業を記載するの要はないと理解してよいが確認した。 また、本号は、あくまで特定金融指標が重要が修正が、 前果の企表」および「ハー当核見にの概要の公表」は、1080の原則 10 において「十分なものであること」まで求めていると登まえ、これに対応する事項について「十分なものであること」まで求めていると確認を求めていると理解していて「十分なものであること」まで求めているとを踏まる、これに対応する事項について「十分なものであること」まで求めているとを踏まる、これに対応する事項について「半分なものである」までは、1080の原則 10 において、その概要を公表すべきこと等が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 加えられた場合に、その概要を公表すべきにおける「内 のかられていることを踏まえ、これに対応する事項 高型指標所令第9条第1項第10年81次の原則 17 するため、金融指標所令第9条第1項第10年81次を開始を表述を開始を指してある。(1980の原則 17 するため、金融指標所を第2条第1項第10年814次を単位を表示するのの原則である。(1980の原則 17 するため、金融指標所を第2条例 年 10年14月 を生がまる方のの原則 17 する生がのではではでは、10年14月 を生がまるがのでは、10年14月 を生がまるとのの原則 17 するを配する 10年14月 が14月 を生がはでき 10年14月 が15年14月 10年14月 が15年14月 10年14月 20年14月 11年14日 10年14月 20年14月 11年14日 11年1		議」および「事前の通知」は、一般的なものとして、	
る (検討結果も公表する) というパブリック・コメント方式が排除されないと理解してよいか。 金融指標所令第 9条第 1 項第 2 号 イ (2) における 「監査の方法」とは、指標の算出公表方針等の変更 が適切に行われたことについて内部監査部門によ る事後的な確認が適切に行われることを確保する ことを求めているという理解でよいか。必ずしも手 続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認した い。 金融指標所令第 9条第 1 項第 2 号 ハは、10850 が 2013 年 7 月に公表した「金融指標「関する原則」(以 下 10850 原則」) の 12 において、金融指標の算出 者は、金融指標所今第 9条第 1 項第 2 号 ハは、10850 が する事後のであるとして基準について開催に示すべきことが定められていることを踏まえ、これに対応 さことが定められていることを踏まえ、これに対応 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が 十分なものであるとしり理解してよい か。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が する本のであるとしり理解してよい が 金融指標所令第 9条第 1 項第 8 号の「ロ 検証の が 2 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報」といて「十分なものであること」 を融指標所令第 9条第 1 項第 8 号の「ロ 検証の を融指標所令第 9条第 1 項第 8 号の「ロ 核型の 立たれた場合に、その概要を公表すべきこと等が について、業務規程に記載を求めているとと響が について、業務規程に記載を求めていると登書え、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると登書え、これに対応する事項 について、業務規程に記載を変かていると登録が表す(10850 原則 17 するため、金融指標所令第 9条第 1 項第 10 号における「内 産められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を変かていると登書表、これに対応する事項 について、業務規程に記載を変かは 1 項第 10 号における「内 産品指標所令第 9条第 1 項第 10 号における「内 産品指標所令第 9条第 1 項第 10 号における「内 産品指標所令第 9条第 1 項第 10 号における「内 産品指標所の第 9条第 1 項第 10 号における「Mはが力の対形弦差(10850 原則 17 するため、金融指標所も第 9条第 1 項第 10 号における「Mは対力 5 生 生 も 14 × 11 × 11 × 11 × 11 × 11 × 11 × 11		ホームページに公表して広く一般に意見を募集す	
<ul> <li>シト方式が排除されないと理解してよいか。</li> <li>金融指標所令第9条第1項第2号イ(②における)</li> <li>金融指標所令第9条第1項第2号イ(②における)</li> <li>が準切に行われたことについて内部監査部門による事後的な確認が適切に行われることを確保することを確保することを求めているという理解でよいか。必ずしも手続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認した</li> <li>金融指標所令第9条第1項第2号ハは、10800が 貴見のとおりです。金融指標所今第9条第1項第2号ハは、10800が 貴見のとおりです。全の手続きや、変更の概要等について明確に示すべきことが定められていることを確まえ、これに対応する手は、金融指標所今第9条第1項第4号は価格等情報が 貴見のとおりです。本号に、金融指標所今第9条第1項第4号は価格等情報が 貴見のとおりです。また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が 古のなることの主をでよいが確認したい、 参加指標所今第9条第1項第4号は価格等情報が 貴見のとおりです。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が 全体について「十分なものであること」まで求かる趣旨でないと理解してよいが確認したい、か。</li> <li>また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報」全体について「十分なものであること」まで求から趣旨でないと理解してよいが確認したい。 会配指標所今第9条第1項第4号にの概要の公表」は、10500月側 101によって金融指標の算量を公表すべきこと等が 1項第8号のよりであるを当時 1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して、その概要を公表すべきこと等が 1項第10号における「内 貴別のよりを第1項第10号における「内 貴別のおりを第1項第10号における「内 貴別のおりを第1項第10号における「内</li></ul>		(検討結果も公表する) というパブリック・	
<ul> <li>金融指標所令第9条第1項第2号イ(2)における</li> <li>「監査の方法」とは、指標の算出公表方針等の変更が適切に行われたことについて内部監査部門による単後的な確認が適切に行われることを確保することを求めているという理解でよいか。必ずしも手続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認したいる。金融指標所令第9条第1項第2号小は、10800が</li> <li>1013年7月に公表した「金融指標の関リ」の12において、金融指標の原則」の12において、金融指標の原則でよいで、できたがことを踏まえ、これに対応することが定められていることを踏まえ、これに対応するとが定められていることを踏まえ、これに対応するという理解でよいか。金融指標所令第9条第1項第4号は価格等情報が当た、また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が当た、また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が当また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が当また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が当また。本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が当まなについて「十分なものであること」を求める趣旨でないと理解してよいか確認したい。金融指標所今第9条第1項第8号の「ロ核証の公表」は、1080の原則10において、金融指標の第出者は、金融指標所今第9条第1項第10号によって金融ま、これに対応する事項について、素務規程に記載を求めているとを確ま、これに対応する事項について、業務規程に記載を求めていると理解してよいが確認を必要はではいることを確まえ、これに対応する事項について、業務規程に記載を求めていると理解して、その概要を公表すべきこと等が定められていることを確まえ、これに対応する事項について、業務規程に記載を求めていると理解して、金融指標所今第9条第1項第10号における「1080の原則10年が対象」の「1080の原則110年が対象」の「1080の原則110年が対象」の「108000原則110年が対象」の「108000度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則110円は、10800度則10年が対象」の「10800度則10年が対象」の「10800度則10年が対象」の「10800度則10年が対象」の「10800度則110年が対象」の「10800度則10年が対象が対象」の「10800度別が対象」の「10800度別が対象」を第1080度別が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が</li></ul>		ント方式が排除されないと理解してよいか。	
「監査の方法」とは、指標の算出公表方針等の変更 が適切に行われたことについて内部監査部門によ る事後的な確認が適切に行われることを確保する ことを求めているという理解でよいか。必ずしも手 続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認した い。 2013年7月に公表した「金融指標の関リ」の 下 10820 原則」の 12 において、金融指標の算出 者は、金融指標所令第9条第1項第2号小は、10820が その手続きや、変更の概要等について明確に示すべ きことが定められていることを踏まえ、これに対応 する事項について、業務規程への記載を求める趣旨 であるという理解でよいか。 金融指標所令第9条第1項第4号は価格等情報が 十分なものであることの基準について、必ずしも定 金融指標所令第9条第1項第8号の「取出基 な等の表表」および「ハ当該見直しの概要の公表」 は、10820 原則 10において、金融指標の算出者は、 金融指標所合第9条第1項第8号の「自 検証の 結果の公表」および「ハ当該見直しの概要の公表」 は、10820 原則 10において、金融指標の算出者は、 金融指標所合第9条第1項第8号の「自 検証の 結果の公表」および「ハ当該見直しの概要の公表」 は、10820 原則 10において、金融指標の算出者は、 金融指標所合第9条第1項第10号によりて金融指標の第二十 2ともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が だめられていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して 金融指標所令第9条第1項第10号における「阿」 金融指標所今第9条第1項第10号に対ける「阿」 金融指標所今第9条第1項第10号に対ける「阿」 金融指標所令第9条第1項第10号に対ける「阿」 金融指標所の第9条第1項第10号に対ける「阿」 金融指標所の第9条第1項第10号に対ける「阿」 金融指標所の第9条第1項第10号に対ける「阿」 全部は表面の上によりの音10年が対象。 4とかり。 金融指標所ら第9条第1項第10号に対ける「阿」 全部は標所の第9条第1項第10号に対ける「阿」 本はか。	9	金融指標府令第9条第1項第2号イ(2)における	
が適切に行われたことについて内部監査部門による事後的な確認が適切に行われることを確保することを求めているという理解でよいか。必ずしも手続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認したい。金融指標所令第9条第1項第2号ハは、10800が 貴見のとおりです。金融指標所令第9条第1項第2号ハは、10800が 貴見のとおりです。2013年7月に公表した「金融指標「関する原則」(以 者 7月に公表した「金融指標「関する原則」(以 者 7月に公表した「金融指標「関する原則」(以 者 7月に公表した「金融指標「関する原則」(以 者 7月に公表した「金融指標」関する原則」(以 者 5事項について、業務規程への記載を求める趣旨であるとしたが定められていることを踏まえ、これに対応 貴目のとおりです。全融指標所令第9条第1項第4号は価格等情報が 貴見のとおりです。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報が また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「衛出基 体等情報」全体について「十分なものであること」まで求 かい。 また、本号は、あくまで特定金融指標原動の「算出基 機情報」について「十分なものであること」まで求 めている趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基 機情報」について「十分なものであること」まで求 めている趣目であり、個々の情報提供者の「算出基 は 10 において、金融指標所令第9条第1項第8号の「ロ 核距の 貴見のとおりです。 な 2 について「十分なものを必要できこと等が 1 は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		「監査の方法」とは、指標の算出公表方針等の変更	
る事後的な確認が適切に行われることを確保する ことを求めているという理解でよいか。必ずしも手 続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認した い。 金融指標府令第9条第1項第2号ハは、10800が 青見のとおりです。 2013年7月に公表した「金融指標の算出 者は、金融指標の算出力かの変更を行うに当たり、 その手続きや、変更の概要等について明確に示すべ きことが定められていることを踏まえ、これに対応 きるという理解でよいか。 金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が 十分なものであることの基準について、必ずしも定 量的な基準を記載する必要はないと理解してよい また、本号は、あくまで特定金融指標質出者の「価 格等情報」と体について「十分なものであること」まで求 かている趣旨でないと理解してよい。 また、本号は、あくまで特定金融指標質出者の「価 格等情報」について「十分なものであること」まで求 かている趣旨でないと理解してよい。 また、本号は、あくまで特定金配指標質重要な修正が は、10800原則10において、金融指標の算出者は、金融指標所令第9条第1項第8号の「ロ 検証の 結果の公表」および「ハ・当該月直しの概要の公表」」 は、10800原則10において、金融指標の第世者は、 全ともに、見直しによって金融指標「重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が について、業務規程に記載を求めていると理解して またが。金融指標所令第9条第1項第10号における「内 有見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 自見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所の第9条第1項第10号における「内 音見のをありです。なお、		が適切に行われたことについて内部監査部門によ	
ことを求めているという理解でよいか。必ずしも手 続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認した い。 金融指標府令第9条第1項第2号/vlは、10800 が 貴見のとおりです。 2013年7月に公表した「金融指標に関する原則」(以 下 110800 原則」) の 12 において、金融指標の算出 者は、金融指標の第出方針の変更を行うに当たり、 その手続きや、変更の概要等について明確に示すべ きことが定められていることを踏まえ、これに対応 する事項について、業務規程への記載を求める趣旨 であるという理解でよいか。 金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が 貴見のとおりです。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「衛 活験」について「十分なものであること」まで求 かている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所令第9条第1項第8号の「位 検証の 結果の公表」おより、一部発見にしの概要の公表」 は、10800 原則 10 において、金融指標の算単書な かこれ、るとれて、全融指標の第4号を直すす とともに、20世によって計測される対象の状況を真直す とともに、20世によって計測される対象の状況を真直す とともに、20世によると整まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 2000 まり、2000 所則 17 するため、金融指標府令第9 のとから、全部指標所令第9 のとがは、組織内の内部監査(10号における「内 古たわりです。なお、 金融指標所令第9を第1項第10号における「内 古たいの・金融指標所令第9 のとかに、2000 所別 17 するため、金融指標所令第9 のとかに、2000 所別 17 するため、金融指標所令第9 のとがよるには、2000 所別 17 するため、金融指標所令第9 のとがは、2000 所別 17 するため、金融指標所令第9 のとがよるには、2000 所別 17 するため、金融指標所令第9 における「hternal Multi)を全端する内部を参加等(10 2000 原則 17 するため、金融指標所令第6 における「hternal Multi)を生物する内部を参加す。(20 200 原則 17 するため、金融指標所令第9条第1項第10号にお前条位の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表		る事後的な確認が適切に行われることを確保する	
続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認した い。		ことを求めているという理解でよいか。必ずしも手	
い。     金融指標府令第9条第1項第2号小は、10800 が 貴見のとおりです。     金融指標府令第9条第1項第2号小は、10800 が 貴見のとおりです。     2013年7月に公表した「金融指標に関する原則」(以 下 10800 原則」) の 12 において、金融指標の算出    4 の    4 をの    5 を    5 を    5 を    5 を    6 を		続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認した	
金融指標府令第9条第1項第2号小は、10800 が 貴見のとおりです。 2013年7月に公表した「金融指標に関する原則」(以 下 110800 原則」) の12において、金融指標の算出 者は、金融指標の算出方針の変更を行うに当たり、 その手続きや、変更の概要等について明確に示すべきことが定められていることを踏まえ、これに対応する事項について、業務規程への記載を求める趣旨であるという理解でよいか。 金融指標所令第9条第1項第4号は価格等情報が 貴見のとおりです。 十分なものであることの基準について、必ずしも定量的な基準を記載する必要はないと理解してよい か。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報」を体について「十分なものであること」まで求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基礎情報」と体について「十分なものであること」まで求めて、一般を関係の表してよいか確認したい。 金融指標所令第9条第1項第8号の「ロ 検証の 貴見のとおりです。 本状のる趣管でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所合第9条第1項第8号の「ロ 検証の 貴見のとおりです。 本表のも趣旨でないと理解してよいが確認したい。 金融指標所合第9条第1項第8号の「ロ 検証の 貴見のとおりです。 本表のもれていることを踏まえ、これに対応する事項について、業務規程に記載を求めていると理解してよいが。 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、部監査部間」は、組織内の内部監査(10820原則17 するため、金融指標所令第98階であり、これが。  金融指標所合第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、部監査部間」は、組織内の内部監査(10820原則17 するため、金融指標所令第98年があるにおいた。		رب. در	
2013 年 7 月に公表した「金融指標に関する原則」(以 下 「10SCO 原則」) の 12 において、金融指標の算出 者は、金融指標の算出方針の変更を行うに当たり、 その手続きや、変更の概要等について明確に示すべ きことが定められていることを踏まえ、これに対応 する事項について、業務規程への記載を求める趣旨 であるという理解でよいか。 金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が 十分なものであることの基準について、必ずしも定 量的な基準を記載する必要はないと理解してよい か。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価 格等情報」と体について「十分なものであること」まで求 めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標府今第9条第1項第8号の「ロ 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10SCO 原則 10において、金融指標の算出者は、 たともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 自見のとおりです。なお、 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 高地音前門」は、組織内の内部監査(10SCO 原則 17 するため、金融指標所今第9 部監査部門」は、組織内の内部監査(10SCO 原則 17 するため、金融指標所 部監査部門」は、組織内の内部監査(10SCO 原則 17 するため、金融指標所 における「nternal Audit)を重能するため部を容が無生(のかが同項単 10における	7	金融指標府令第9条第1項第2号ハは、10800が	貴見のとおりです。
下「10800 原則」の12において、金融指標の算出 者は、金融指標の算出方針の変更を行うに当たり、 その手続きや、変更の概要等について明確に示すべ きことが定められていることを踏まえ、これに対応 する事項について、業務規程への記載を求める趣旨 であるという理解でよいか。 金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が 十分なものであることの基準について、必ずしも定 量的な基準を記載する必要はないと理解してよい か。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価 格等情報」全体について「十分なものであること」まで求 めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標府令第9条第1項第8号の「口 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、1080の原則 10において、金融指標の算出者は、 全をおっていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。 本融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10800原則 17 するため、金融指標所令第9 同監査部門」は、組織内の内部監査(10800原則 17 するため、金融指標所令第9 について、業務規程に記載を求めていると理解して まいか。		2013年7月に公表した「金融指標に関する原則」(以	
者は、金融指標の算出方針の変更を行うに当たり、 その手続きや、変更の概要等について明確に示すべ きことが定められていることを踏まえ、これに対応 する事項について、業務規程への記載を求める趣旨 であるという理解でよいか。 金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が 十分なものであることの基準について、必ずしも定 量的な基準を記載する必要はないと理解してよい か。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価 格等情報」全体について「十分なものであること」 を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基 を求める趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標府令第9条第1項第8号の「ロ 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10SCの原則 10において、金融指標の算出者は、 全をもに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が について、業務規程に記載を求めていると理解して まいか。			
その手続きや、変更の概要等について明確に示すべ きことが定められていることを踏まえ、これに対応 する事項について、業務規程への記載を求める趣旨 であるという理解でよいか。 金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が 力。 主た、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価 格等情報」全体について「十分なものであること」 を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基 を求める趣旨でないと理解してよい 金融指標府令第9条第1項第8号の「口 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10SOの原則10において、金融指標の算出者は、 かている起音でないと理解してよいか確認したい。 金融指標府今第9条第1項第8号の「口 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10SOの原則10において、金融指標の算出者は、 全ともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門1は、組織内の内部監査(10SOの原則17 するため、金融指標府今第9 部監査部門1は、組織内の内部監査(10SOの原則17 するため、金融指標所令第9 について、業務規程に記載を求めていると理解して まいか。		者は、金融指標の算出方針の変更を行うに当たり、	
きことが定められていることを踏まえ、これに対応 する事項について、業務規程への記載を求める趣旨 であるという理解でよいか。 金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が 力。 また、本号は、あくまで特定金融指標質出者の「価 格等情報」全体について「十分なものであること」 を表がる趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基 を求める趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標府今第9条第1項第8号の「口 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10SOの原則10において、金融指標の算出者は、 たともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。		その手続きや、変更の概要等について明確に示すべ	
する事項について、業務規程への記載を求める趣旨 であるという理解でよいか。 金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が 十分なものであることの基準について、必ずしも定 量的な基準を記載する必要はないと理解してよい か。 また、本号は、あくまで特定金融指標類出者の「価 格等情報」全体について「十分なものであること」 を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基 徒情報」について「十分なものであること」 金融指標府令第9条第1項第8号の「口 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10SOの原則 10において、金融指標の算出者は、 全起行、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 主いか。 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標府今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10SOの原則 17 するため、金融指標所今第9 部監査部門」は、組織内の内部監査(10SOの原則 17 するため、金融指標所令第9 における「nternal Audit)を重能する内型を容響等(20 かび同項第10号におけ系		ことが定められていることを踏まえ、	
であるという理解でよいか。     金融指標府令第 9条第 1項第 4 号は価格等情報が		する事項について、業務規程への記載を求める趣旨	
金融指標所令第9条第1項第4号は価格等情報が 貴見のとおりです。 十分なものであることの基準について、必ずしも定 量的な基準を記載する必要はないと理解してよい か。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価 格等情報」全体について「十分なものであること」 を求める趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所令第9条第1項第8号の「口 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10SOの原則10において、金融指標の算出者は、 とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標所今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 立められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標所今第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10SOの原則17 するため、金融指標所今第9 部監査部門」は、組織内の内部監査(10SOの原則17 するため、金融指標所令第9			
十分なものであることの基準について、必ずしも定 量的な基準を記載する必要はないと理解してよい か。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価 格等情報」全体について「十分なものであること」まで求 砂ている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所令第9条第1項第8号の「ロ 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、1080の原則10において、金融指標の算出者は、 とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 き風のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 音見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10850の原則17 するため、金融指標所令第9 部監査部門」は、組織内の内部監査(10850の原則17 「おける」 Internal Munit)を重能する内部密本部当金	8	金融指標府令第9条第1項第4号は価格等情報が	貴見のとおりです。
量的な基準を記載する必要はないと理解してよいか。  また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報」全体について「十分なものであること」まで求めていると置いて「十分なものであること」まで求めていると置いて「十分なものであること」まで求めていると置解してよいか確認したい。金融指標所令第9条第1項第8号の「口検証の 情見のとおりです。 体表の公表」および「ハ当該見直しの概要の公表」は、10800原則10において、金融指標に重要な修正が加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が定められていることを踏まえ、これに対応する事項について、業務規程に記載を求めていると理解してよいか。  金融指標所令第9条第1項第10号における「内貴Dのとおりです。なお、部監査部門」は、組織内の内部監査(10850原則17するため、金融指標所令第9部監査部門」は、組織内の内部監査(10850原則17するため、金融指標所令第9日における「Internal Munit)を実施する内部密を新編等(20か がの間に変		十分なものであることの基準について、必ずしも定	
か。 また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価 格等情報」全体について「十分なものであること」 を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基 礎情報」について「十分なものであること」まで求 めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所令第9条第1項第8号の「口 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10800原則10において、金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(108500原則17 するため、金融指標所令第9 部監査部門」は、組織内の内部監査(108500原則17 するため、金融指標所令第9 における「nternal Audit)を室跡する内部密を添加金 (つ) なが同値等10 における		٢	
また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報」全体について「十分なものであること」 を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基礎情報」全体について「十分なものであること」まで求 めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所も第9条第1項第8号の「回検証の 結果の公表」および「ハ当該見直しの概要の公表」 は、10820原則10において、金融指標の算出者は、 金融指標によって計測される対象の状況を見直す とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10820原則17 するため、金融指標所令第9 部監査部門」は、組織内の内部監査(10820原則17 するため、金融指標所令第10日における 10日における 10日		か。	
格等情報」全体について「十分なものであること」 を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基 礎情報」について「十分なものであること」まで求 めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所令第9条第1項第8号の「ロ 検証の 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10820原則10において、金融指標の算出者は、 金融指標によって計測される対象の状況を見直す とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10850原則17 するため、金融指標所令第9 部監査部門」は、組織内の内部監査(10850原則17 するため、金融指標所令第10日における。		また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価	
を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基 礎情報」について「十分なものであること」まで求 めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所令第9条第1項第8号の「ロ検証の 結果の公表」および「ハ当該見直しの概要の公表」 は、10820原則10において、金融指標の算出者は、 全ともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標所令第9条第1項第10号における「内 動監査部門」は、組織内の内部監査(10820原則17 するため、金融指標所令第9 における「nternal Audit)を実施する内部と者納率を新知金(2020年10号における における「nternal Audit)を実施する内部と者納率を新知金(2020年10号)を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を		格等情報」全体について「十分なものであること」	
<ul> <li></li></ul>		を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基	
めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。 金融指標所令第9条第1項第8号の「ロ 検証の		礎情報」について「十分なものであること」まで求	
金融指標府令第 9 条第 1 項第 8 号の「ロ 検証の 貴見のとおりです。 結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10500 原則 10 において、金融指標の算出者は、 金融指標によって計測される対象の状況を見直す とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府令第 9 条第 1 項第 10 号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10500 原則 17 するため、金融指標府令第 9		めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。	
結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」 は、10800 原則 10 において、金融指標の算出者は、 金融指標によって計測される対象の状況を見直す とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府令第 9 条第 1 項第 10 号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10800 原則 17 するため、金融指標所令第 9	6	金融指標府令第9条第1項第8号の「ロ検証の	貴見のとおりです。
は、10800 原則 10 において、金融指標の算出者は、 金融指標によって計測される対象の状況を見直す とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府令第 9 条第 1 項第 10 号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10800 原則 17 するため、金融指標所令第 9		結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」	
金融指標によって計測される対象の状況を見直す とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が 加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府令第9条第1項第10号における「内 部監査部門」は、組織内の内部監査(10500原則17 するため、金融指標所令第9 における「Internal Lidit)を皇施する内部密本部等(つかび同項第10号における		は、10860 原則 10 において、金融指標の算出者は、	
とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が定められていることを踏まえ、これに対応する事項について、業務規程に記載を求めていると理解してよいか。金融指標所令第9条第1項第10号における「内貴見のとおりです。なお、部監査部門」は、組織内の内部監査(10500原則17するため、金融指標所令第9における「Internal Audidit)を単施する内部密本部等を		金融指標によって計測される対象の状況を見直す	
加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が 定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府令第9条第1項第10号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10500原則17 するため、金融指標所令第9 における「nternal Ludit)を皇施する内部略本部等等(20か7に同2章10号における		とともに、見直しによって金融指標に重要な修正が	
定められていることを踏まえ、これに対応する事項 について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府令第 9 条第 1 項第 10 号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査(10520 原則 17 するため、金融指標府令第 9		加えられた場合に、その概要を公表すべきこと等が	
について、業務規程に記載を求めていると理解して よいか。 金融指標府令第 9 条第 1 項第 10 号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査 (10500 原則 17 するため、金融指標府令第 9		定められていることを踏まえ、これに対応する事項	
よいか。 金融指標府令第 9 条第 1 項第 10 号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門 1 は、組織内の内部監査(10500 原則 17 するため、金融指標府令第 9 における Internal (Middila) を実施する内部監査部等等(20 かれに回貨 10 号における		について、業務規程に記載を求めていると理解して	
金融指標府令第 9 条第 1 項第 10 号における「内 貴見のとおりです。なお、 部監査部門」は、組織内の内部監査 (10500 原則 17 するため、金融指標府令第 9 における Internal Auridit) を実施する内部監査部等 (20 あび同道筆 10 号における		よいか。	
	0	金融指標府令第9条第1項第10号における「内	貴見のとおりです。なお、その趣旨を明確に
を実施する内部監査部等		部監査部門」は、組織内の内部監査(10SC0 原則 17	するため、金融指標府令第9条第1項第2号イ
と大幅を受けると		における Internal Audit)を実施する内部監査部等	(2) 及び同項第 10 号における「監査」を「監督」

- 29 -

	١	
7	も回題ないして名無影しだい。	
156	金融指標府令第 11 条本文における「特定金融指	ご指摘のような場合においても、特定金融指
	標算出業務の休止」には、災害発生時等で事前予測	標算出業務を適正に継続できるよう、措置を講
	が困難な事情が生じ、突発的に特定指標算出業務を	じておく必要があります。なお、事前予測が困
	継続できなくなった場合には、事前の届出ができな	難な事情が生じ、特定金融指標算出業務の休止
	くとも本条の違反にならないという理解でよいか。	又は廃止について、事前の届出ができなかった
		場合に、金商法第 156 条の 88 の違反を問われ
		るかどうかについては、個別事例ごとに実態に
		即して実質的に判断されるべきものと考えら
		九ます。
22	金融指標府令第13条第1項第2号における「専	ご指摘の「専門家の判断」には、特定金融指
	門家の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使す	標算出者自身の判断のほか、特定金融指標算出
	る専門家判断という理解でよいか。	者が情報提供者以外の第三者に判断を委託し、
	また、特定金融指標算出者側で、個々の情報提供	それを利用する場合も含まれます。後段のコメ
	者が使用した専門家判断の記録を保存することを	ントについては、貴見のとおりです。
	求める趣旨でないと理解してよいか確認したい。	
	●監督指針	
158	改正監督指針 V-2-6(1)「主な着眼点」では、「協	広告その他これに類似する行為(金商法第37
	会未加入業者は、協会規則に準ずる内容の社内規則	条第1項、金商業等府令第72条)に該当するか
	を適切に整備しているか」という項目が新設されて	は個別具体的に判断する必要がありますが、当
	いる。この点につき、金融商品取引業協会が、広告	該行為に該当する行為を行っておらず、将来的
	等の表示及び景品類の提供に関する規則を定めて	にも行わないのであれば、金融商品取引業協会
	いる場合であっても、協会未加入業者が、現在広告	が定める広告に関する規則に準ずる社内規則
	その他金商法第37条第1項、金商業等府令第72条に	を定める必要はないものと考えられます。
	定める行為を行っておらず、今後も行う予定はない	なお、業務方法書において行うとしている業
	場合には、同規則に準ずる社内規則を定める必要は	務に関しては、適切な社内規則を定める必要が
	ないという理解でよいか。	あると考えます。
29	改正監督指針 Λ-3-1(1)体制審査の項目」におい	貴見のとおりです。
	て、電子募集取扱業務を行う第二種金融商品取引業	
	者(第二種少額電子募集取扱業者を含む。)の人的	
	構成の確認点については特に明示されていないが、	
	これは現行の第二種金融商品取引業者に係る確認	
	点と同じ基準で人的構成を有しない者であるか否	
	かの審査が行われるということか。	
160	改正監督指針の「有価証券の発行価額の総額等に	必ずしも発行者から顧客リストを取得する
	関する留意点」(IV-3-4-4-2(1))に記載している	必要はないと考えますが、有効な確認手段の一
	改正金商業等府令第16条の3第2項の規定に基づく	つと考えられます。ただし、そのような方法で
	算定方法の確認方法について、申込顧客へのヒアリ	少額要件を確認する場合には、あらかじめ匿名
	ングや申込フォームでの確認では足らず、発行者か	組合契約等に規定するとともに、顧客への説明
	ら顧客リストを取得するなどによって確認を行う	を行うなど、個人情報の適切な取扱いが必要と
	ことまで必要となるのか。	考えられます。
,		

		〈算定に関して、第二種少額電子募集取扱業者によ	件の算定方法として、発行者から顧客情報の提
		る確認に資するためには、あらかじめ、事業者は募	供を受けることは必ずしも必要ではないと考
		集・私募を行う際には、顧客との間の匿名組合契約	えますが、そのような方法で少額要件を確認す
		#6	
		集・私募の取扱いを行う(又は取扱いを行う可能性	するとともに、顧客への説明を行うなど、個人
		のある)第二種少額電子募集取扱業者)に提供する	情報の適切な取扱いが必要と考えられます。
		場合がある旨、あらかじめ規定する必要があるとい	
		う理解でよいか。	
-	162	改正監督指針の「電子申込型電子募集取扱業務等	発行者やその発行する有価証券により異な
		の適切性」の「業務管理体制」の「発行者の事業計	ることから、審査の具体的方法について一律に
		画等に係る適切な審査」(IV-3-4-3-1(1))につい	お示しすることは困難です。
		て、「実質的な審査が的確に行われているか。」と	
		あるが、どのような審査を実施した場合に当該要件	
		を満たすのか具体的な方法を例示してほしい。同様	
		に、「適切な審査」についても具体的な方法を例示	
		してほしい。	
_	163	申込者による申込の撤回等の方法は、電子メール	ご指摘の方法も認められるものと考えます
		又は書面などの方法に限ることとしてもよいか。	が、顧客の利便を踏まえた適切な対応(電話に
		(電話は認めないとする)	よる申込が認められている場合には、電話によ
_	164	申込の撤回等に際して、すでに払込が行われてい	契約の申込みの撤回や解除の際の返金の費
		る金銭を返還する際は、金融機関への振込手数料を	用(振込手数料を含む。)は、原則として、債
		控除した残額を返還することとしてよいか。	務者(金融商品取引業者)が負担すべきものと
			考えます。
		<ul><li>●企業開示ガイドライン</li></ul>	
		▼企業結合に係る暫定的な会計処理の確定	
	165	改正企業開示ガイドライン5-12-2では、遡及適	貴見のとおりです。
		用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しな	
		ければならないとある。	
		企業結合に関する会計基準(企業会計基準第21号	
		平成25年9月13日)を新たに適用した場合、非支配株	
		主との取引及び取得関連費用については、原則とし	
		て、同会計基準第58-2項(3))に定める経過措置に	
		従い、最近連結会計年度(当連結会計年度)の期首	
		において同時点での累積的影響額を反映させること	
		になる。	
		その結果、当該影響額は、最近連結会計年度の直	
		前連結会計年度に係る主要な経営指標等には反映さ	
		れないことになる。	
		この場合においては、会計上の変更及び誤謬の訂	
		正に関する会計基準(企業会計基準第24号平成21年	
		12月4日) 第6項(1)にいう「経過的な取扱い」に従っ	

- 121 -

	て会計処理を行っており、遡及適用を行ってはいな	
	いと考えられることから、改正企業開示ガイドライ	
	ン5-12-2に定める「その旨」の記載は不要であるこ	
	とを確認させていただきたい。	
166	改正企業開示ガイドライン5-12-2の文中に「財	「連結財務諸表規則第2条第23号」は、「企業
	務諸表等規則第8条第27項に規定する企業結合に係	結合」の定義として、「財務諸表等規則第8条第
	る暫定的な会計処理の確定」とあるが、改正企業開 27項」の「企業結合」の定義を直接参照するも	27項」の「企業結合」の定義を直接参照するも
	示ガイドライン5-21-2との整合性から、「連結財務	のであり、簡潔で分かりやすい規定とする観点
	諸表規則第2条第23号及び財務諸表等規則第8条第27 から、「連結財務諸表規則第2条第23号・・・に	から、「連結財務諸表規則第2条第23号・・・に
	項に規定する・・・」とする必要がないか確認いた 規定する・・・」とはせず、原案のとおりとし	規定する・・・」とはせず、原案のとおりとし
	だきたい。	ています。

(株)三井住友銀行投資銀行統括部部長(全銀協)

日本銀行企画局審議役 法務省民事局参事官

奼

オブザーバー

第二種金融商品取引業協会事務局長

昌征

モルガン・スタンレーMUFG 証券(株)取締役

野村證券(株)執行役員

前川 雅彦 幹夫 和雄 三島

上 計 坂本 野村 田舗 島村

東京ガス(株)取締役常務執行役員

### 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する ワーキング・グループ メンバー名簿

平成 25 年 12 月 25 日現在

リスクマネーの供給の	ング・グループ
見・成長企業への	に関するワーキン
金融審議会 新規・	あり方等に関

報告

東京大学大学院法学政治学研究科教授	日本ベンチャーキャピタル協会会長	(株) ユーグレナ代表取締役社長	弁護士(東京駿河台法律事務所)	(株)野村総合研究所主席研究員	(株)大和総研常務執行役員	東京大学大学院法学政治学研究科教授	早稲田大学大学院法務研究科教授	(株)東京証券取引所常務取締役	弁護士(西村あさひ法律事務所)	三菱商事(株)常務執行役員	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長	中央大学商学部教授	日本証券業協会常務執行役	東京大学大学院経済学研究科教授
秀樹	俊久	架	敏郎	貞和	刔	格さ	党郎	正韓	把	<b>₩</b>	裕美子	喜美枝	₩	<u>献</u>
世田	安達	躺圧	上柳	监	垂短	神作	黑沼	静	世	敷田	永沢	原田	田	神田
*				*		*	*			*	*	*		*
岷	ーベハメ													
逊	メソ													

平成 25 年 12 月 25 日

(※印は金融審議会委員)

(敬称略)

### #C&C

これまでも長く指摘されてきたとおり、我が国は、世界で通用する技術やアイデアがあると言われているにもかかわらず、起業や新規ビジネスの創出という側面から見ると、世界のトップレベルに伍する成功を遂げているとは言い難い状況にある。例えば、日米における開業率に着目してみると、平成22 年において、米国が 9.3%であるのに対して、我が国は 4.5%に留まっており、約2 倍の差が見られる!。

こうした起業や新規ビジネスの創出を巡る日米格差の要因の一つとして、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給不足という問題があるのではないか、との指摘がある。事実、ペンチャーキャピタルによる年間投資額は、平成 24年において、米国が約 267億ドル (1 ドル=100 円換算で約 2.7 兆円) であるのに対して、我が国は約 1,026億円に過ぎず、日米の経済規模の差を勘案しても、新規・成長企業の資金ニーズに対して、金融面から十分に応えているとは言い難い状況にある。

この背景には、日米の文化的差異による要因もあるものと考えられるが、我が国における起業や新規ビジネスの創出を活性化させていく観点からは、国際社会における起業や新規ビジネスの創出を活性化させていく観点からは、国際社会における我が国の経済的地位が相対的に低下し、持続的な経済成長をもたらす戦略的な構造改革が求められる今日の状況の下では、政策面において、アーリーステージの新規・成長企業に対するリスクマネーの供給を促進するための取組みを、これまで以上に幅広く展開していくことが重要である。また、その際には、新規・成長企業の出口戦略を多様化する等の観点から、新規上場時や上場後の資金調達の制度整備等にも引き続き努めていく必要がある。

こうした問題意識の下、本年6月、金融審議会に対して、①「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方」、②「事務負担の軽減など新規上場の推進策」、③「上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し」、及び④「その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備」について検討を行うよう、諮問がなされた。

この諮問を受けて、金融審議会は「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、本年6月から11回にわたり審議を行い、アーリーステージの企業から上場を目前に控えた企業、更には上場後の企業まで、幅広いフェーズの企業における資金調達を巡る問題等について検討を行った。本報告書は、本ワーキング・グループにおける検討結果を取りまとめたものである。

日本の開業率は厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国の開業率は17.5. Small Business dministration "Small Business Economy"による。

# 第1章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策(事業化段階等におけるリスクマネーの供給促進策)

現在、我が国においては、起業・新規ビジネスの創出が重要な課題とされており、このためには、事業者が技術やアイデアを事業化する段階において、必要とされるリスクマネーの供給を促進していくことが重要である。

こうした観点から、本ワーキング・グループでは、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策として、クラウドファンディング、非上場株式の取引・換金のための枠組み、保険子会社ペンチャーキャピタルによるペンチャー企業への投資促進等について検討を行った。

なお、リスクマネーが円滑に供給されるためには、その前提として、投資者の金融資本市場に対する信頼感が確保されている必要がある。このため、リスクマネーの供給促進策の検討に当たっては、規制緩和の観点のみならず、投資者保護の観点にも十分配慮しつつ、検討を進めていくことが重要である。

### 1. クラウドファンディング

クラウドファンディングとは、必ずしも定まった定義があるものではないが、一般には「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指すものとされている。クラウドファンディングは、資金提供者に対するリターンの形態により、「寄付型」、「購入型」又は「投資型」に大別される。このうち、金融商品取引法の規制対象となる投資型クラウドファンディングとしては、「ファンド形態」のものと「株式形態」のものとが想定される。

「ファンド形態」の投資型クラウドファンディングについては、現行の金融商品取引法の下において、第二種金融商品取引業者による募集又は私募の取扱いが可能であり、実際にもこの形態でのビジネスを担う業者が既に存在するところである。一方で、「株式形態」の投資型クラウドファンディングについては、非上場株式の募集又は私募の取扱いが日本証券業協会の自主規制規則により原則禁止されており、また、現行の金融商品取引法の下では、株式の募集又は私募の取扱いを行うことができる第一種金融商品取引業者の参入要件が第二種金融商品取引業者のそれに比してより厳格であることなどから、現在、基本的に取り扱われていない状況にある。

こうした中、米国においては、昨年 4 月に「Jumpstart Our Business Startups Act (JOBS 法)」が成立し、「登録届出書の効力が発生していない限り、証券の発行者は募集を行ってはならない」とする 1933 年証券法第 5 条の適用除外規定等が設けられ、事実上困難であった投資型クラウドファンディングによる資金調達の道が開かれることとなった。その後、本年 10 月には、JOBS 法を施行するための細則を定める規則案が米国 SECにより公表されたところである。

本ワーキング・グループでは、こうした米国での制度改正の動きも参考にしつつ、ファンド形態・株式形態の双方を含めた投資型クラウドファンディングに係る制度整備に向けた検討を行った。

なお、投資型クラウドファンディングに係る制度整備に当たっては、リスクマネーの供給促進という観点から、できるだけ仲介者にとって参入が容易であり、かつ、発行者にとって負担が少ない制度設計とすることが重要であると考えられる。一方で、投資型クラウドファンディングが許欺的な行為に悪用され、ひいては投資型クラウドファンディング全体に対する信頼感が失墜することのないよう、海外当局による規制の動向も踏まえつつ、投資者保護のための必要な措置を講じることも重要な課題である。

### (1) 仲介者の参入要件の緩和

前述のとおり、リスクマネーの供給促進を図るためには、できるだけ仲介者にとって参入が容易な制度とすることが重要であり、このような観点から、現行の第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業について、登録の特例を設けることが望ましい。

その際、投資者保護の観点から、一人当たり投資額や発行総額の上限を設けるとともに、仲介者が有価証券の売買や引受け等の業務を行わないことを条件とするなど、限定的な範囲で特例を設けることが適当である。具体的には、第一種金融商品取引業のうち、非上場株式の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額のもののみを行う者を「特例第一種金融商品取引業者」と、また、第二種金融商品取引業のうち、ファンド持分の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額<sup>2</sup>のもののみを行う者を「特例第二種金融商品取引業者」とそれぞれ位置付け、財産規制等を「特例第二種金融商品取引業者」とそれぞれ位置付け、財産規制等を

2 少額の範囲としては、「発行総額1億円未満から一人当たり投資額 50 万円以下」とすることが考えられる。

緩和することが考えられる。

なお、こうした措置を講じる際には、併せて、非上場株式の募集又は私募の取扱いを原則として禁止している日本証券業協会の現行の自主規制規則を緩和し、非上場株式の募集又は私募の取扱いのうち、インターネットを通じて行われる少額?のものについては、既存の第一種金融商品取引業者又は特例第一種金融商品取引業者が行えるように禁止措置を解除することが適当である。

### (2) 投資者保護のための必要な措置

クラウドファンディングがインターネットを通じて手軽に多数の者から資金を調達できる仕組みであることを踏まえると、一方で、詐欺的な行為に悪用されることのないよう、制度的な工夫が必要と考えられる。この点に関しては、現行の金融商品取引法の下では、株式やファンド特分の募集又は私募の取扱いに際し、インターネットを通じて行うことについて、その特質を踏まえた規制は特段設けられていない。

このため、インターネットを通じて非上場株式又はファンド持分の 募集又は私募の取扱いを行う仲介者(既存の金融商品取引業者及び前 記(1)で述べた特例業者)に対して、発行者に対するデューデリジェンス及びインターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や仲介者自身に関する情報の提供を義務付けるともに、当該情報の提供を怠った場合等における罰則を整備することが適当である。なお、仲介者に対してインターネットを通じた発行者情報等の提供を義務付けることとする場合、インターネットを通じた発行者情報等の提供を義務付けることとする場合、インターネットを通じて行われるファンド持分の募集又は私募の取扱いについては、仲介者から投資者に対して提供される情報の重複を排除し、仲介者の負担軽減を図る観点から、契約締結前交付書面の簡素化を図る等の措置を併せて講じることが適当であると考えられる。。

# (3) 自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮

投資型クラウドファンディングが詐欺的な行為に悪用されることや 反社会的勢力に利用されること等を防止し、投資者が安心して投資で 契約締結前交付書面のうち、株式の募集等に係るものについては、ファンド特分の募集等に係るものに比して既に相当程度簡素なものとなっており(金融商品取引契約の概要、手数料やリスク等の基本的な事項の記載のみが求められている)、仲介者から投資者に対して提供される情報との重複は基本的に生じないことから、更なる簡素化を図る必要はなく、また適当でもないものと考えられる。

က

きる環境を整備する上では、当局による規制・監督のみに依拠するのではなく、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要である。

こうした観点から、今後、自主規制機関(日本証券業協会及び第二種金融商品取引業協会)において、当局と連携しつつ、投資型クラウドファンディングの適切な普及に向けて自主規制規則の整備に関する検討が進められることが期待される。

こうした中、本年9月末時点において、第二種金融商品取引業者の自主規制機関への加入率は約2.6%に留まっており、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮のためには、第二種金融商品取引業者の自主規制機関への加入率を向上させることが必須である。

このため、第二種金融商品取引業の登録を受けようとする者が自主規制機関による自主規制機関による自主規制を著慮した社内規則を整備することや、当該社内規則の遵守を確保するための体制を整備することを義務付けるなど、自主規制機関への加入促進を図るための規制の整備を行うことが適当である<sup>4</sup>。また、第二種金融商品取引業協会の体制強化等についても併せて図っていくことが必要である。

### (4) その街

このほか、仲介者が投資者から金銭や有価証券の預託を受けられることとするかどうか、仮に預託を受けられないこととする場合において投資者保護基金への加入についてどのような取扱いとするかなどについて、検討の上、制度上必要な措置が講じられることが適当であると考えられる。

## 2. 非上場株式の取引・換金のための枠組み

第一種金融商品取引業者を通じて非上場株式の売買を行う制度として、日本証券業協会が運営するグリーンシート銘柄制度がある。グリーンシート銘柄制度においては、発行者である非上場企業が上場企業に準じた開示(有価証券報告書に準じた会社内容説明書の作成・公表等)を行うことを前提に、第一種金融商品取引業者による非上場株式の投資勧誘が

4なお、第二種金融商品取引業者に対してこのような義務を課すこととする場合には、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者に対しても同様の義務を課すことが適当である。

認めっれている

このグリーンシート銘柄制度については、近年、利用企業数が減少し、売買も大幅に低迷している状況にある。その要因としては、新興市場における上場基準の引下げにより、上場市場の補完的役割としての存在意義を見出しにくくなってきていることや、それにもかかわらず、発行者に対して上場企業と大差ない負担(インサイダー取引規制及びそれに伴う適時開示義務や、上場企業に準じた開示義務)が課されていることが指摘されている。

一方で、地域に根差した企業などの非上場株式については、一定の取引ニーズ・換金ニーズが存在しているものの、現状、日本証券業協会の自主規制規則において、非上場株式については、グリーンシート銘柄等でない場合には原則として第一種金融商品取引業者による投資勧誘が行えないこととされており、こうしたニーズに的確に応えられていない実情にある。

こうした点を踏まえると、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引ニーズ・換金ニーズに応える場としての、新たな取引制度を構築することが望まれる。その際、新たな非上場株式の取引制度においては、市場のような高度の流通性を持たせない仕組みを設けることにより、高度の流通性を付与することに伴って必要となる開示義務等の発行者に対する負担を、極力軽減することが適当である。

### (1) 新たな非上場株式の取引制度

新たな非上場株式の取引制度については、グリーンシート銘柄制度と同様、自主規制機関である日本証券業協会の自主規制規則に基づく制度として創設し、第一種金融商品取引業者が投資勧誘を行える範囲を、第一種金融商品取引業者が銘柄毎に組成・管理する「投資グループ」のメンバーに限定することで、一定の取引ニーズ・換金ニーズに応えられる程度の流通性に留めることが適当である。

「投資グループ」のメンバーとして想定される投資者層としては、 当該非上場企業の役員・従業員若しくはその親族、株主又は継続的な 取引先のほか、当該非上場企業から財・サービスの提供を受けている (又は受けようとする)者などが考えられる。その際、「投資グループ」 に加入できる者を特定の属性により限定することは困難であるため、 一定程度の流通性に留めることを担保する観点からは、この銘柄毎に 組成・管理される「投資グループ」への加入に当たって、当該銘柄に

対して投資意向を有する投資者から第一種金融商品取引業者への自己申告を基本とし、また、新たな非上場株式の取引制度の特性やリスクについて、第一種金融商品取引業者が投資者の納得・了承を得るといった仕組みを設けることが適当であると考えられる。

このほか、新たな非上場株式の取引制度の運営を担う第一種金融商品取引業者の役割など、制度設計の詳細については、引き続き、日本証券業協会において、必要な自主規制規則を整備する中で検討されることが期待される。

# (2) 新たな非上場株式の取引制度へのインサイダー取引規制の適用関係

現行の金融商品取引法の下では、非上場株式については、一般の投資者が広く取引に参加するものではなく、また、取引が頻繁に行われるものでもないことから、原則としてインサイダー取引規制の適用対象外とされている。一方で、グリーンシート銘柄制度は、形式的には非上場株式の取引制度ではあるものの、株式の流通性の程度を勘案し、例外的にインサイダー取引規制の適用対象とされている。こうした点を踏まえると、新たな非上場株式の取引制度をインサイダー取引規制の適用対象とすべきか否かについては、同制度においてどの程度の流通性を想定するのかに依るものと考えられる。

この点に関しては、前述のとおり、新たな非上場株式の取引制度は、 市場としてではなく、あくまでも非上場株式の一定の取引ニーズ・換 金ニーズに応える場として設計されるものであって、一般の投資者が 広く参加するものではなく、また、取引が頻繁に行われることも想定 されない。したがって、新たな非上場株式の取引制度については、非 上場株式の原則どおり、インサイダー取引規制の適用対象外とするこ とが適当であると考えられる。

# (3) 新たな非上場株式の取引制度における発行者の開示義務

現行の金融商品取引法の下では、上場企業に対しては、有価証券報告書(外部監査が必要)の作成・公表など公衆縦覧型の開示義務が課されているが、非上場企業に対しては、原則として<sup>6</sup>公衆縦覧型の開示

なお、当然のことながら、風説の流布や偽計の禁止といった、不公正取引の一般的禁止規定(現行の金融商品取引法等157条及び第158条)については、新たな非上場株式の取引制度に対しても満開きれることとなる。 の左右下が口に制造用されることとなる。 の右右下が口に出きの出しまます。こまなおすがかなるとなった。日本などを書か。

①有価証券届出書の提出を要するような株式等の発行を行った場合や、②株式等が多数の投資者(1,000人以上)に保有されることとなった場合には、非上場企業であっても、公衆

義務は課されていない。一方で、日本証券業協会が運営するグリーンシート銘柄制度は、形式的には非上場株式の取引制度ではあるものの、株式の流通性の程度を勘案し、発行者である非上場企業に対して、上場企業が作成・公表する有価証券報告書に準じた会社内容説明書(外部監査が必要)の作成・公表を義務付けるなど、上場企業に準じた開示義務を課している。

この点に関しては、前述のとおり、新たな非上場株式の取引制度が、 市場としてではなく、あくまでも非上場株式の一定の取引ニーズ・換 金ニーズに応える場として、流通性を限定した形で設計されるもので あることを勘案すると、発行者に対して、グリーンシート銘柄制度に おけるほどの開示義務を課す必要はないと考えられる。今後、こうし た点を踏まえつつ、新たな非上場株式の取引制度において発行者にど の程度の開示を求めるのかについて、日本証券業協会において更なる 検討が進められることが期待される。

# 保険子会社ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資促進

ო

保険会社の議決権保有制限(いわゆる 10%ルール)には、ベンチャーキャピタル子会社を通じて行うベンチャー企業への出資に係る特例が設けられているが、ベンチャー企業が成長し、中小企業の基準を超えると当該特例の対象外となり、そうした場合、新たに資金需要が生じても、追加出資に応じられないこととなる。とりわけ、そのベンチャーキャピタル子会社がリードベンチャーキャピタルプである場合には、自らが追加出資できないという点に留まらず、他の出資先からの追加出資にも悪影響が及び得ることとなる。このため、リードベンチャーキャピタルとして出資を行っている場合には、出資先が中小企業であるか否かにかかわらず、上場までの間に限り、追加出資に応じることができるよう、特例

縦覧型の開示が求められる。

œ

<sup>7</sup> 筆頭出資者 (創業者等を除く) であるペンチャーキャピタルは、リードペンチャーキャピタルと称される。リードペンチャーキャピタルは、通常、ペンチャー企業の成長段略に応じた増資機略や上場支援などの資金調達・資本政策に関するものを中心に各種のハンズオン支援を行う。リードペンチャーキャピタルは複数存在することもあり(この場合「コー・ソード」(co-lead) と呼ばれる)、また、当初はリードペンチャーキャピタルではなかった者が、出資先企業の成長等の状況の変化により、中途からリードペンチャーキャピタルとはあったなることもある等、実態は多様である。

<sup>8</sup> リードベンチャーキャピタル以外の他のベンチャーキャピタルは、一般的に、リードベンチャーキャピタルのように追加出資に主導的に関わるのではなく、出資先ベンチャー企業からの要請やリードベンチャーキャピタルの動向に応じて受動的に対応している。

の要件を緩和。することが適当である10。

## . その他ペンチャー企業支援を巡る諸謀題

本ワーキング・グループでは、ベンチャー企業支援を巡るその他の課題として、ベンチャーキャピタルが果たすべき役割、ベンチャー企業支援の出口の多様化、ベンチャー企業に対する人材面でのサポート等についても検討を行った。

## (1) ベンチャーキャピタルが果たすべき役割

ベンチャーキャピタルは、今後とも新規・成長企業に対するリスクマネーの供給の主要な担い手であり続けると考えられるが、小口分散型が中心となっている我が国のベンチャーキャピタルは、米国に比して、シードの段階、あるいはそれよりも若干進んだ段階に入ってきた企業に対しては、十分なサポートができていない状況にある。

こうした点に加え、ベンチャーキャピタルの評価基準が定まっていないことや、これまで成功事例がそれほど出ていないことなどから、十分な資金がベンチャーキャピタルに集まらず、結果として、ベンチャーキャピタリストもなかなか育成されないという悪循環に陥っているのではないか、との指摘もなされている。

ベンチャーキャピタルには、新規・成長企業を育てるという観点から、ベンチャーキャピタルには、私がする知識や目利き能力が必要でら、ベンチャー企業の有する技術に対する知識や目利き能力が必要であり、また、こうした技術が活かせる用途を探して駆けずり回るような泥臭い仕事が求められている。

こうした新規・成長企業を育てる機能を持ったベンチャーキャピタル、いわゆる「ハンズオン型」のベンチャーキャピタルが米国においては主流になっているのに対し、我が国においては、こうした「ハンズオン型」のベンチャーキャピタルは数が少ないのが実情である。

こうした中、まだ数は少ないものの、新興ベンチャーキャピタルの中で「ハンズオン型」を志向するものが徐々に増えつつあり、また、既存のベンチャーキャピタルの中にも、例えば製造業との連携等を行

身体的には、保険会社の子会社ペンチャーキャピタルがリードペンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合については、出資先が、中小企業であることを求める要件は撤廃(その他の要件は維持)することが考えられる。10なお、銀行にも同様の規制が存在するため、併せて見直しを行うことが適当である。

うことで技術に対する目利き能力を向上させるなどの工夫に取り組んでいるものが現れてきているところである。こうした動きがますます活発化し、我が国においても、ペンチャーキャピタルが新規・成長企業へのリスクマネー供給の「仲介者」としての役割を果たすため、その能力を高めていくことが期待される"。

なお、前述のとおり、ペンチャーキャピタルは、今後とも新規・成長企業に対するリスクマネーの供給の主要な担い手であり続けると考えられることから、その役割等に関する議論については、ペンチャーキャピタルの業務の実態等を踏まえつつ、今後とも継続的に行われていくことが望まれる。

## (2) ベンチャー企業支援の出口の多様化等

米国においては、ベンチャー企業支援の出口は、IPO(新規株式公開)だけでなく、大企業による M&A (企業の合併や買収)なども含む、多様なものとなっている。一方で、我が国における出口は IPO に偏重しているといわれており、ベンチャーキャピタルの評価も IPO につながった案件数でなされている、との指摘がある。また、こうしたベンチャーキャピタルに対する評価のあり方が、買戻条項『等の慣行を生んでいるのではないか、との指摘もなされている。

ベンチャー企業支援の出口については、M&Aも含め、多様な選択肢が確保されていることが望ましいものと考えられる。特に我が国においては、従来よりも M&A が促進されるよう、売り手であるベンチャー企業のビジネスモデルの設計がしっかりなされることにより買収価格に関する売り手と買い手との認識のズレをできるだけ小さいものとすることや、買い手である大企業側における「自前主義」、「Not Invented Here」といった M&A に消極的な企業文化の改革を図っていくことが必要である。また、買戻条項等に関しては、ベンチャーキャピタル協会

<sup>1</sup> この点に関し、我が国においては、ペンチャー企業への投資に対する理解やそれを支援する環境が整っていないことから、新興のペンチャーキャピタルは資金調達の入口の段階から大きな困難を抱えている実態にあり、ペンチャー企業への投資に対する意識が変わっていくことが重要なのではないか、との指摘があった。

<sup>12</sup> 買戻条項とは、ベンチャーキャピタルの投資先が一定の期限内に上場できない等の場合に、ベンチャーキャピタルが投資先の企業経営者に対し、株式を買い戻すことを請求できる権利を規定した契約条項のこと。買戻条項があることで、起業家が多大なリスクを背負わされており、建築の企理的な阻害要因となっている。との指摘がある一方で、もはやそうした情行は基本的に存在していない。また仮に存在しているとしても実質的にリスクァネーの供給の阻等要因となっていな、との指摘がある一方で、もはやそネーの供給の阻等要因となっていない。との指摘があるとしても実質的にリスクァネーの供給の阻等要因とはなっていない。との指摘もあった。

等の業界団体において、起業の阻害要因になっていないかどうかを精査し、その要否を含めた議論がなされることが望まれる。

# 3) ベンチャー企業に対する人材画でのサポート

我が国においては、技術やアイデアはあるものの、そうしたシーズの事業化をサポートできる人材が少ない、との指摘がある。こうした事業化をサポートする役割は、これまでベンチャーキャピタルの役割とされてきたが、事業化に当たっては、資金のみならず事業化に向けた各種のサポートが不足している、との指摘に鑑みると、必ずしもベンチャーキャピタルのみに期待するのではなく、他の主体も含めて、創業した早い段階から、トップクラスの専門家が支援する方式が採られることが望ましいものと考えられる<sup>13</sup>。

特に、新規・成長企業の中には、技術やアイデアを事業化・収益化する GPO (最高財務責任者) 的な人材が不足していることが多い、との指摘があり、公認会計士、弁護士、弁理士といった専門的能力を有する者からのサポートを受けられる仕組みが構築されるべき、との指摘があった。この点に関しては、大手監査法人において起業家を支援するための仕組みができつつあることは歓迎すべきことであり、こうした取組みの更なる進展が望まれる。

### 第2章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策(新規上場の推進 毎)

新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進を図る観点からは、新規 上場が視野に入った新規・成長企業の上場に係る障壁をできるだけ低くする 施策も重要と考えられる。本ワーキング・グルーブでは、新規上場を促進す る観点から、新規上場に伴う負担の軽減、及び新興市場の新規上場時における最低株主数基準の引下げについて検討を行った。

### 1. 新規上場に伴う負担の軽減

企業が金融商品取引所に株式を上場し、当該株式が同取引所において取引されるに当たっては、投資者が不測の損害を被らないようにするため、当該企業に関する十分な情報を投資者に対して開示し、当該企業のめ、当該企業に関する十分な情報を投資者に対して開示し、当該企業の

13 なお、この点に関しては、専門家からの支援もさることながら、若い起業家にとっては、起業して成功した者からのアドバイスが最も役立つのではないか、との指摘があった。

**状況を正しく理解してもらうことが重要である**。

一方で、新規・成長企業が新規上場を躊躇する要因として、当該情報 開示に要する負担が重いことがあげられる、との指摘がある。このため、 投資者保護に支障をきたさない範囲内で、新規上場に伴う企業の負担の 軽減を図ることが適当であると考えられる。

### (1) 新規上場時の負担の軽減

企業が新規上場を行う場合には、当該企業の募集有価証券に係る有価証券届出書を提出した上で、投資者に対して募集行為を行うことが一般的であり、新規上場時に提出する有価証券届出書には、過去5事業年度分の財務諸表の記載が必要とされている。

しかしながら、当該記載については、①投資者に交付される目論見書には過去2事業年度分の財務諸表のみが記載されていること、②新規上場企業に投資する投資者は、当該企業の将来性を重視する場合も多いと考えられるところ、有価証券届出書において、将来情報の開示の充実が図られてきたこと、③新規上場企業の開示をめぐる国際的な状況にも変化が生じていることなどを踏まえると、過去2事業年度分の財務諸表のみの記載とするよう見直すことが適当であると考えられる"。

### (2) 新規上場後の負担の軽減

現在、上場企業は、事業年度ごとに内部統制報告書の提出が求められており、当該内部統制報告書には、公認会計士の監査を受けることが必要とされている。当該内部統制報告書の提出義務は、上場企業の全てに課されるものであるため、新規上場企業であっても、上場後、最初の事業年度終了後から、公認会計士による監査証明を受けた内部統制報告書の提出が必要となる。

新規・成長企業が新規上場を躊躇する要因として、この内部統制報告書の提出に係る負担が重いことがあげられる、との指摘もあることから、新規上場後において、内部統制報告書の提出義務に係る負担の軽減が出来ないかどうかの検討を行った。

<sup>14</sup> なお、新規上場企業が自主的に過去5 事業年度分の財務結表を記載することを妨げる必要はないため、こうした場合には、有価証券届出書の添付書類として提出することを認めることが適当である。

上場企業の場合、企業が作成する財務報告に基づき広く一般に株式等が売買されることを踏まえれば、上場企業である以上、経営者が当該財務報告の適正性を担保するために内部統制の有効性を評価し、その結果を報告することは必要であり、新規上場企業であっても、内部統制報告書の提出自体を免除することは適当ではないと考えられる。

一方で、内部統制報告書の監査義務について検討したところ、新規 上場企業については、①上場審査において、金融商品取引所から、内 部管理体制も含めた厳格な上場審査を受けており、主幹事証券会社や 公認会計士も当該内部管理体制をチェックしていること、②新規上場 企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合 が多いと考えられること、③最も厳格な内部統制報告制度で知られる 米国においても、新規上場を促進する観点から、新興成長企業につい て、内部統制に係る監査を免除する措置が講じられたことなどの事情 が存在する。

また、新規上場後の企業内容の変化について確認したところ、多くの企業において、新規上場後 3 年間程度は、売上や従業員などの企業規模等に大きな変化は見られなかった。

これらを踏まえると、新規上場企業の内部統制報告書の提出義務に係る負担を軽減するため、新規上場後、例えば3年間について、内部統制報告書に係る監査義務を免除することが適当であると考えられる<sup>5</sup>

ただし、新規上場企業であっても、その規模等に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業については、内部統制が適切に機能していることを特に厳格にチェックする必要性が高いと考えられることから、こうした企業については、新規上場企業であっても、内部統制報告書に係る監査義務を免除することは適当ではないと考えられる。

# 2. 新興市場の新規上場時における最低株主数基準の引下げ

新興市場における新規上場を推進していく観点から、各金融商品取引 所においては、円滑な取引と市場の信頼が確保される範囲において、新 提上場時の審査基準について必要な見直しを行っていくことが期待され 16 なお、新規上場企業が自主的に内部が削報告書に係る公認会計士の監査を受けることを 妨げる必要はないと考えられることから、こうした場合には、内部統制報告書に係る監査 報告書を添付することを認めることが適当である。

13

特に、新興市場における最低株主数基準は、上場後の市場における円滑な取引を確保する観点から設けられているものであり、各金融商品取引所の状況に応じ、円滑な取引に支障が生じない範囲において、より低い水準に下げる余地があると考えられる。

### 第3章 上場企業の資金調達の円滑化

我が国経済の持続的な成長を実現していくためには、新規・成長企業に対してリスクマネーを供給することだけでなく、上場後の企業についても、資本市場から円滑に資金調達ができるようにすることが重要である。

この点に関し、近年、上場企業が公募増資を行う際、当初の想定以上に株価が下落したため、予定していた資金が集まらず、一部の事業計画を見直さなくてはならなくなるという事態が見受けられ、その背景として、我が国においては、上場企業の資金調達に要する期間が長いことや、増資を予定している企業と投資者との間の相互理解が深まっていないことが、増資公表企業の株価を不安定にしている要因の一つになっている可能性が考えられる。

# 1.上場企業の資金調達に係る期間の短縮(待機期間の撤廃)

現行の金融商品取引法の下では、上場企業が有価証券を発行し投資者に取得させるには、有価証券届出書を提出した後7日間の待機期間が必要とされている。この待機期間は、投資者が、開示されている情報に基づき、当該有価証券の取得・買付けの是非を判断するための熟慮期間とされており、その際、投資者は、投資判断に当たり、増資企業の経営状態等に関する「企業情報」と、募集・売出しに係る有価証券自体の情報である「証券情報」の二つの情報について検討するものと考えられる。

このうち、「企業情報」に関しては、特に近年、情報通信技術の発達や、 有価証券報告書の記載の充実、四半期報告書の導入など、より充実した 情報を容易かつ迅速に入手できる環境が整ってきている状況にある。中 でも、時価総額が大きい企業や、市場で頻繁に売買が行われている企業 など、市場において「特に周知性の高い企業」については、専門的な能 力を有する証券アナリストが企業情報を分析し、投資者向けに情報提供 を行っているほか、メディアの経済ニュース等においても頻繁に取り上 げられている。こうしたことを踏まえれば、企業情報の検討に要する時 間のみに注目した場合、「特に周知性の高い企業」については、現行の金 融商品取引法の待機期間を撤廃する特例措置を設けても、投資者保護上、

**大きな問題は生じないものと考えられる。** 

一方で、「証券情報」については、投資者は、有価証券届出書が提出された後でなければ、その検討を行うことができないことにも留意が必要である。

こうした点を勘案すれば、「特に周知性の高い企業」が行う募集・売出しのうち、対象有価証券の取得・買付けの判断を比較的容易に行うことができるといえるような場合に限定して、待機期間を撤廃する特例措置を設けることが適当であると考えられる。具体的には、募集・売出しの対象とされる有価証券が、普通株式や投資証券(REIT等)など、仕組みが単純かつ標準的であり、かつ、例えば増資による希薄化率が 20%以下である場合など、投資判断に与える影響が限定的な場合に限り、待機期間を撤廃することが適当であると考えられる。

## 2. 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

有価証券届出書の提出前に有価証券の勧誘を開始すること(いわゆる「届出前勧誘」」は禁止されているが、法令上、勧誘の範囲が明確でないために、増資を予定している企業が、一般的な企業情報を発信することまでも届出前勧誘に該当するおそれがあるとして躊躇してしまう、との指摘がある。また、上場企業の資金調達を円滑化するために、有価証券届出書の提出の行機機期間を撤廃する場合には、有価証券届出書の提出前に、投資者が増資企業に関する企業情報を受け取る機会をできるだけ確保しておくことの重要性はより高まるものと考えられる。

一般的に届出前勧誘の禁止措置が講じられている趣旨は、勧誘による 販売圧力によって、投資者が不確実・不十分な情報に基づく投資判断を 強いられる事態の防止にあるとされており、こうした趣旨に照らすと、 次に掲げるような行為については、届出前勧誘の禁止措置の対象とする 必要はないものと考えられる。このため、できるだけ速やかに、その旨 を明確化することが適当である<sup>16</sup>。  企業及び引受証券会社が、適格機関投資家、特定投資家又は大株主を 対象者とし、かつ、有価証券届出書の提出前に当該情報が対象者以外 に伝達されないための適切な措置を講じている場合において、有価証 券の募集・売出しの是非を判断するために、当該有価証券に対する市 場における需要見込みを届出前に調査すること (いわゆる「ブレ・ヒ

アリング」)。

- 有価証券届出書の提出の1ヶ月以上前までに、募集・売出しに言及せずに企業情報を発信すること(有価証券届出書の提出日以前1ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられる場合に限る。)
- 金融商品取引法令又は金融商品取引所規則に基づき開示すること
- 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、従前からその通常の業務の過程において行っている企業情報の定期的な発信を行うこと
- 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、新製品・新サービスの発表を行うこと
- 配者、アナリスト、投資者などによる自発的な問い合わせに対して、 その事業・財務の状況や製品・サービスについての回答を行うこと
- 引受証券会社内で適切なチャイニーズ・ウォールが設置されている場合において、従来から継続的に行われている上場企業に関するアナリスト・レポートの公表を、従来どおりに行うこと

### 3. 訂正発行登録書の提出に係る見直し

現行の金融商品取引法の下では、発行登録書の効力が生じている間に、当該発行登録書に記載された事項につきその内容を訂正する必要がある事情が生じた場合のほか、有価証券報告書や四半期報告書などの継続開示書類が提出された場合にも、訂正発行登録書を提出する必要があるとされている。これは、発行登録書において参照している企業情報が更新されたことを投資者に知らせることで、投資者が古い企業情報に基づき投資判断をすることを防止するための措置である。

一方で、近年の情報通信技術の発展や、開示書類の EDINET による提出 の義務化、更には投資者にとって有価証券報告書等の提出は予測可能で あることなどを踏まえると、有価証券報告書等の継続開示書類が提出さ れる度に、訂正発行登録書を提出する必要性はそれほど高くないものと 考えられる。このため、一定の条件<sup>17</sup>の下で、継続開示書類が提出された

<sup>17</sup> 投資者を保護する観点から、当該訂正報告書の提出義務を免除するに当たっては、定期的に提出されることが明らかな継続開示書類の提出時期を投資者が具体的に知ることができるよう、新たに、発行登録書に当該継続開示書類の提出時期を投資者が具体的に知ることとし、下の、当該期限を徒遇した場合には、訂正発行登録書を提出させる義務を課すことが適当。

<sup>16「</sup>企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)を改正。

ことに係る訂正発行登録書の提出義務を免除するよう制度を改正することが適当であると考えられる。

# 第4章 近年の金融資本市場の状況を踏まえたその他の制度整備

本ワーキング・グループでは、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進の観点から、企業のスタートアップ段階から、成長ステージ、成熟ステージまでの資金調達の円滑化を中心に議論を行ってきた。

その際、成熟ステージにおける課題として、上場企業や投資者が負う金融商品取引法上の義務が過大となっていないかについても検討を行うこととし、具体的には、大量保有報告制度、及び流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任に関し、見直すべき点がないかについて検討を行った。

### 1. 大量保有報告制度の見直し

大量保有報告制度は、株券等の保有状況が、経営に対する影響力や市場における需給の観点から投資者にとって重要な情報であることから、当該情報を投資者に提供することを目的として、平成 2 年に設けられた制度を名る。近年、同制度に関しては、制度導入以降の他の制度における開示の充実や個人のプライバシー保護に関する意識の高まり、EDINETの整備等の環境変化に必ずしも対処しきれていない部分もあるのではないか、との指摘がある。また、現行の大量保有報告制度には、必ずしも遵守することが容易でない事項も含まれており、本来の制度の趣旨に照らして、過大な事務負担が生じている、との指摘もなされている。

本ワーキング・グループでは、これらの状況を踏まえ、大量保有報告制度の趣旨には十分配意しつつ、大量保有報告書の提出者の負担軽減を図るための措置について検討を行った。

# (1) 大量保有報告制度における自己株式の取扱い

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告制度の対象となる株券等の中には、自己株式も含まれている。この点について、上場企業からは、5%超の自己株式を保有する都度、大量保有報告書や、その後の変更報告書の提出が必要とされ、自己株式の取得や処分を伴う資本政策の円滑な実施に支障をきたしている、との指摘がなされている。

自己株式については、当該企業は議決権を有さず、経営に対する影

17

響力を行使し得ないこと、また、市場における需給に影響を与えるような自己株式の取得や処分が行われる場合には、自己株券買付状況報告書等、他の制度により、別途主要な情報が開示されること等に鑑みれば、大量保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外することが適当であると考えられる。

# (2) 大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書の提出者や共同保有者(以下「提出者等」)が個人である場合には、その氏名・住所(番地まで)・生年月日等を当該報告書に記載しなければならないこととされている。

大量保有報告書は、数多くの主体から様々な銘柄について提出がなされるものであるため、その提出者等については、他の提出者等と混同することなく同一人と判別できることが不可欠ではあるものの、その一方で、個人のプライバン一保護やセキュリティ上の問題を犠牲にしてまで、詳細な個人情報を公衆総覧に供する必要性は乏しいものと考えられる。こうした点に鑑みると、大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項については、住所における「番地」の記載、生年月日」の記載を、公衆総覧の対象から除外することが適当であると考えられる<sup>18</sup>。

## (3) 短期大量譲渡報告の適用範囲・記載事項

現行の金融商品取引法の下では、株券等の保有割合が減少したことにより、変更報告書を提出する者は、「短期間に大量の株券等を譲渡したもの」として定められた一定の基準(「短期大量譲渡」)に該当する場合には、最近 60 日間の全ての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」を当該変更報告書に記載しなければならないこととされている (「短期大量譲渡報告」)。

この点について、短期大量譲渡に該当するか否かの判断基準が、保有割合の変動のみに着目したものとされているため、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず、形式的に当該基準に該当することによ

<sup>18</sup> 一方で、当局において、訂正報告書の提出命令等を通じたエンフォースメントを行う場合、当局は当該命令等の対象者を確定し得るだけの情報を把握する必要があることから、公衆確覧の対象から提出者等の任所における「番地」の記載、「生年月日」の記載を除外するとしても、当局に対しては、これらの情報についても提出を求めることが適当である。

り、提出義務が生じてしまうケースが発生している、との指摘がなされている。また、僅少な株券等を譲渡したに過ぎない場合であっても、全ての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」に至るまで詳細な情報を開示することは負担が過大である、との指摘もなされている。

短期大量譲渡報告の趣旨が、いわゆる「肩代わり」が行われたか否かを投資者が判断できるようにすることにあることに鑑みれば、短期大量譲渡の基準となる保有割合の減少は、「譲渡により減少した場合」に限定することが適当であると考えられる。また、「僅少な株券等の譲渡先の開示」については、日付ごとかつ譲渡の相手方ごとの記載を改め、通常の変更報告書と同様、日付ごとに「対価に関する事項」をまとかて記載すれば足りることとすることが適当であると考えられる」。

### (4) 変更報告書の同時提出義務

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書や変更報告書の提出日の前日までに、新たな提出事由が生じた場合(例えば、保有割合が更に1%以上増加した場合等)には、当該「新たな提出事由に係る変更報告書」の提出は、当初の提出事由に係る大量保有報告書や変更報告書」の提出と、同時に行わなければならないこととされている(「同時提出義務」)。

このため、株券等の大量保有者は、提出日の前日に、共同保有者の 分も含め株券等の保有状況を確認した上で、変更報告書を提出する必 要があるが、子会社等を多く抱え保有状況の確認に時間を要する投資 者においては、実務上の対応が事実上不可能なケースが生じている。 その結果、提出された変更報告書の内容が、同時提出義務を踏まえた 直近の情報に基づくものなのか、5 営業日前の情報に基づくものなのか が明確でなく、かえって投資者に誤解を生じさせかねない状況となっ ていることに鑑みると、変更報告書の同時提出義務については廃止す ることが適当であると考えられる。

## (5) 大量保有報告書の発行体企業への通知方法

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書や変更報告書を提

19 その際、僅少な譲渡先を判断するための基準については、大量保有報告制度では、1%未満の水準を変更報告書の提出の必要性が乏しい株券等の保有割合の変動基準として用いていることに鑑み、例えば、1%未満を基準とすることが考えられる。

出した者は、遅滞なく、これらの書類の写しを発行体企業に対して送付しなければならないこととされている。しかしながら、制度導入当時とは異なり、インターネットが普及しEDINETも整備された今日では、発行体企業が大量保有報告書等に容易にアクセスし得る環境が整備されている状況にあることに鑑みると、発行体企業に対する大量保有報告書等の写しの送付義務は不要とし、EDINETへの掲載をもって代替することが適当であると考えられる。

### (6) 訂正報告書の公衆縦覧期間

現行の金融商品取引法の下では、訂正報告書は、大量保有報告書や変更報告書と同様、当局がこれを受理した日から 5 年間の公衆縦覧に供しなければならないこととされている。しかしながら、訂正報告書は、あくまでも大量保有報告書や変更報告書の内容を訂正するものであり、それ自体単独では情報としての意味に乏しいことに鑑みると、訂正報告書の公衆縦覧期間の末日については、訂正の基礎である大量保有報告書や変更報告書の公衆縦覧期間の末日については、訂正の基礎である大量当であると考えられる。

## 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

ď

現行の金融商品取引法の下では、有価証券報告書等に虚偽記載等があった場合、当該有価証券報告書等の提出会社は、当該有価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に、流通市場において、当該虚偽記載等の事実があることを知らずに有価証券を取得した者に対して、虚偽記載等により生じた損害を賠償する責任を負うこととされている。

本ワーキング・グループでは、この流通市場における虚偽記載等に係る損害賠償責任に関するいくつかの論点について検討を行った。

### (1) 提出会社の損害賠償責任の見直し

現行の金融商品取引法の下では、上記の提出会社の損害賠償責任については、無過失責任とされているが、このことが適切かどうか検討すべきである、との指摘がなされている。

民法上の一般不法行為責任では、加害者の「故意又は過失」が要件の一つとされており、通常、不法行為による損害賠償責任については過失責任が原則とされている。こうした中、無過失責任は、特に政策上の必要性が認められる例外的なケースに限られており、金融商品取

引法において、提出会社の損害賠償責任を無過失責任としているのは、民事訴訟による責任追及を容易とすることで、違法行為の抑止を図り、証券市場の公正性・透明性を向上させることを目的としたものであると考えられている。

この点に関し、近年、課徴金制度の整備や内部統制体制構築の定着などによって違法行為の抑止効果が強化されていることを踏まえれば、 損害賠償責任の一般原則を超えて提出会社に無過失責任を課すことと している現行制度の意義は、当該制度の導入当時(平成16年改正)と 比べて、相対的に低下してきているものと考えられる。本ワーキング・ グループでは、当該無過失責任を過失責任に見直すことについては慎重な意見も出されたが、こうした点に鑑みれば、流通市場における提出会社の損害賠償責任については、現行制度の趣旨・目的を損なわない範囲において、一般原則どおり、過失責任とすることが適当であると考えられる。 その際、損害賠償責任については過失責任とするものの、提出会社の故意・過失の有無に係る立証責任については、投資者の訴訟負担が過大にならないよう、現行の制度における役員等の損害賠償責任に係る立証責任と同様に、立証責任を転換し、提出会社が自己の無過失の立証責任を負うこととすることが適当である。

なお、提出会社の無過失とは、当該提出会社の役員等に過失がない場合とすべきか、従業員を含めた提出会社の構成員全体に過失がない場合とすべきかについても議論がなされた。

この点については、過失の前提となる注意義務を負うべき者は、個々 の事案ごとに相当程度異なり得ることや、他の法令においても、法人 自身の不法行為責任における故意・過失の判断対象となるべき者を具 体的に例示している規定は見当たらないことに鑑みると、現時点にお いては、立法政策上、法令において特段の明記は行わず、個別の事情 に応じた妥当な解釈に委ねることとしておくことが適当であると考え なお、金融商品取引法上の損害賠償責任が発生するのは、そもそも、当該有価証券報告書等の「重要な」事項について虚偽の記載があった場合等に限定されており、そうしたケースは、通常、役員に何らかの注意義務違反がある場合が多いと考えられることから、両者いずれの立は高立っても、結果的には実際には大きな違いは生じないものと考えられる

21

(2) 損害賠償の請求権者の拡大

現行の金融商品取引法の下では、虚偽記載等のある有価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に、当該有価証券報告書等の提出会社が発行する有価証券を取得した投資者(「取得者」)のみが、虚偽記載等により生じた損害を請求することができることとされている。

しかしながら、例えば、有価証券報告書等の記載に当たって、経営成績が悪いように見せかける虚偽記載等が行われた場合には、当該有価証券報告書等が公衆継覧に供されている間に、当該虚偽記載等を知らずに売却した投資者(「処分者」)は、経営成績が良いように見せかける虚偽記載等が行われた場合の「取得者」と同様に、虚偽記載等による損害を被り得るものと考えられる。また、近時、M80(マネジメント・パイアウト。経営陣による企業買収)が増加しているが、M80のようなケースでは、自社の経営成績が悪化したように見せることによって、株価を不当に引き下げるインセンティブが働き得ることも考えられる。こうした点に鑑みれば、金融商品取引法上、虚偽記載等による損害賠償を請求できる者として、「取得者」に加え、「処分者」を追加することが適当であると考えられる。

(3) 損害額権定規定の拡大

現行の金融商品取引法の下では、「取得者」が、「提出会社」に対して損害賠償を請求する場合について、損害額の推定規定が設けられている。

このため、今般、損害賠償責任規定の見直しを行うに当たっては、 当該損害額の推定規定を利用できる範囲を、「処分者」が損害賠償を請 求する場合や、「提出会社以外の者」(役員等)に対して損害賠償を請 求する場合にまで拡大することについて検討すべき、との指摘があっ しかしながら、市場価格の平均額を基に損害額を推定できるとする 当該規定は、極めて強力な効果を有する例外的な規定であり、その対 象を拡大することによるメリットとデメリットとをなお慎重に見極め ること等が必要であると考えられる。したがって、この点については、 将来の課題として、引き続き検討を行うことが適当である。

### いけたい

本ワーキング・グループにおいては、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給等について検討を行ってきたが、そもそも、リスクマネーの供給先となる新規・成長企業が我が国において少ないという現実があることも、また事実である。この点について、起業家に対する人々の見方を変革することや、起業することに対するハードルを下げ、人々の起業しようという意識を削がない社会風土を醸成することが重要であると考えられる。

こうした中、起業を増やすためには、我が国においては、起業の種となる技術の多くが大企業の中に眠っていると考えられることから、これを切り出して行われる事業化(いわゆる「カーブアウト」)が重要な役割を果たすのではないか、との指摘がある。その際、こうした動きを促進するためには、企業文化的なものを改革する必要があると考えられる。最近では、「カーブアウト」を促進するための施策が日本再興戦略に盛り込まれるなど、我が国においても新たな動きが見られつつあるが、こうした動きが本格化し、多くの人が起業家を目指すような社会となることが望まれる。

諸外国の成功例を見ると、事業化が持続的に生まれる基盤には、「生態系」 とも呼べる研究・企業・人材の有機的な連携や集積がある(いわゆる「エコシステム」)。我が国においても、IT分野においては、こうした「エコシステム」が構築されつつあるが、IT以外の分野においても、「エコシステム」が構築されていくことが今後の課題である。本ワーキング・グループで議論を行った各種施策と関係省庁の取組みとが互いに連携し合い、エコシステムの構築が進展していくことが望まれる。 以上が、本ワーキング・グループにおける審議の結果である。今回審議を行った論点は、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長を実現していく等の観点から、いずれも早急に対応を行うことが必要なものばかりである。今後、関係者において、本報告書に示された考え方を踏まえ、適切な制度整備が早期に進められることを期待する。

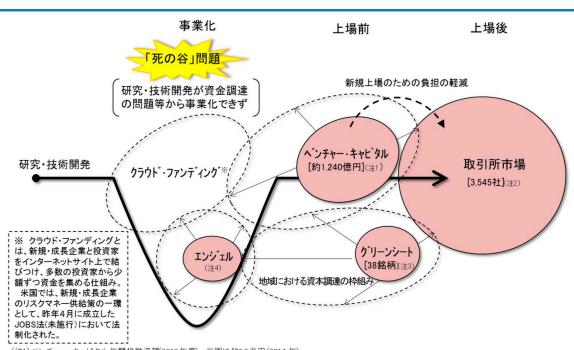
(五以)

資料3

### 事務局説明資料

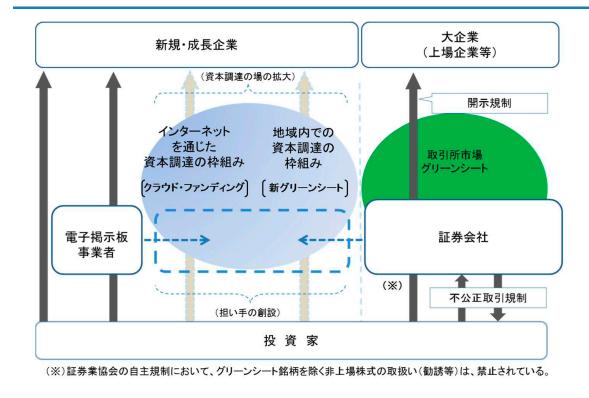
### 平成 25 年 6 月 26 日 金融庁総務企画局

新規・成長企業へのリスクマネーの供給について



----(注1)ベンチャー・キャピタル 年間投融資額(2012年度)。米国は約2.3兆円(2011年)。

(注2)全国上場会社数(2012年末)。米国はNYSE(US)2399社、NASOAQ2577社(2012年末)。 (注3)グリーンシート銘柄数(2012年末)。米国におけるピンクシート登録銘柄数は10,121銘柄(2011年10月末)。 (注4)エンジェル税制を利用した個人投資家の投資額は、約9.9億円(2011年度)。なお、米国におけるエンジェルの年間投資額は、1.5兆円程度といわれている。



### 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進策

### これまでの議論の状況

### 3月15日 産業競争力会議

● 麻生金融担当大臣より、「規制改革会議とも連携しながら、クラウド・ファンディングや地域における資本調達等を促す仕組み、新規上場のための負担の軽減等について、検討を進めていきたい」旨の表明

### 4月11日 規制改革会議 創業等WG

- 金融庁事務方より、具体的検討課題等について説明。
- 6月 5日 規制改革に関する答申
- 6月 5日 金融審議会総会における諮問 (詳細は4頁)
- 6月14日 規制改革実施計画閣議決定 (詳細は5、6頁)
- 6月14日 日本再興戦略閣議決定 (詳細は7頁)

### [参考] 日本証券業協会「新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会」

● 6月末までを目途に、市場関係者等による二一ズ等の把握、課題の洗出し。

### 金融審議会総会における諮問

平成25年6月5日

金融審議会 会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第7条第1項第1号により、下記のとおり諮問する。

記

経済の持続的な成長を実現していくためには、投資者保護に配意しつつ、 金融仲介機能を活用し、新規・成長企業等に対するリスクマネーの供給の促 進を図っていくことが不可欠である。

このような観点から、

- ー 新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方
- 二 事務負担の軽減など新規上場の推進策
- 三 上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し
- 四 その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について検討すること。

規制改革実施計画(6月14日閣議決定)(抄)①

### 5 創業等分野

### Ⅱ 分野別措置事項

(1) 規制改革の観点と重点事項

起業・新規ビジネスの創出、ビジネスチャンスの創出・拡大及び最適なビジネス環境の整備を通じて、我が国の経済活性化につなげるため、①リスクマネー供給、②インフラの整備・開発、③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化の観点から、以下に重点的に取り組む。

### ① リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

我が国の閉塞感を打ち破る起爆剤として、起業や新規ビジネスの創出を促すため、 事業者が技術やアイデアを事業化する段階において必要とされるリスクマネーの 供給を促進するとともに、総合取引所の創設を通じて市場における取引を活性化す るための環境整備を行う。

### 規制改革実施計画(6月14日閣議決定)(抄)②

### 5 創業等分野

### Ⅱ 分野別措置事項

- (2)個別措置事項
- ①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

事項名	規制改革の内容	実施時期
クラウド・ファンディ	新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態	平成 25 年度
ングの活用	を含め、インターネット等を通じた資本調達(クラウド・ファンディング)の枠組みについての検討を行い、 結論を得る。	検討・結論
新規上場時の企業情	新規上場のコストを低減させる観点から、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数限定や、	平成 25 年度
報開示の合理化	内部統制報告書の提出に係る負担を一定期間軽減するなど企業情報開示の合理化について検討を行い、結論を 得る。	検討・結論
グリーンシート制度	グリーンシート制度の在り方を見直し、地域に根ざした企業等について、企業の会社情報の定期的な開示義務	平成 25 年度
の見直し	や適時開示義務、インサイダー取引規制の面で上場企業等に比べてより簡易な手続きでの資本調達・換金を可能とする枠組みについて検討を行い、結論を得る。	検討・結論
プレ・マーケティング	諸外国における規制の状況を踏まえつつ、有価証券届出書の提出前の市場ニーズ調査等のための投資家への接	平成 25 年度
等の概念の整理	触に係る規制の在り方について検討を行い、結論を得る。	検討・結論
新規上場時における	新興市場における新規上場を容易にする観点から、上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準の見直し	平成 25 年度
最低株主数基準など の緩和	の方向性について、取引所において、一定の流動性の確保に留意しつつ検討を行い、結論を得るよう要請する。	検討・結論
有価証券発行までの	上場企業の資金調達を円滑化する観点から、発行登録書の記載事項を整理するなどの検討を行うとともに、周	平成 25 年度
期間の短縮等	知性の高い企業については、開示関係書類の効力発生期間を短縮する等の検討を行い、結論を得る。	検討・結論
虚偽記載等に係る賠	新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告	平成 25 年度
償責任の見直し	書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任と	検討・結論
	なっていることが適切か検討を行い、結論を得る。	
大量保有報告制度の	大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告書の	平成 25 年度
見直し	対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者	検討・結論
	の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。	

6

### 日本再興戦略 - JAPAN is BACK - (6月14日閣議決定)(抄)

### 第Ⅱ. 3つのアクションプラン

- 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~
  - 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)
    - ③ 内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進
    - 資金調達の多様化(クラウド・ファンディング等)
    - ・ 技術やアイディアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化するとともに 地域のリソースを活用するための方策の一つとして、クラウド・ファンディング(※) 等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。市場関係者等のニーズや投資者保 護に配意しつつ、制度改正が必要な事項について、金融審議会で検討を行い、本年 中に結論を得る。
    - ※ 新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結び付け、多数の投資家から少額ず つ資金を集める仕組み。

### 具体的検討課題のイメージ

### 1. 新規・成長企業へのリスクマネー供給策

- (1) クラウドファンディング
- (2) 地域等における資本調達の枠組み
- (3) その他の課題

### <u>2. 新規上場(IPO)の推進策</u>

- (1) 新興市場の新規上場時における最低株主数基準
- (2) 新規上場に伴う事務負担の軽減

### 3. 上場企業の資金調達の円滑化

- (1) 上場企業の資金調達に係る期間の短縮
- (2)募集・売出しに係る勧誘規制

### 4. その他

- (1) 大量保有報告制度の見直し
- (2) 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

8

### 1. 新規・成長企業へのリスクマネー供給策

### (1) クラウドファンディング

10

### 問題意識

○ 新規・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実の取組みとして、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達(クラウドファンディング)の枠組みが整備できないか。

### クラウドファンディングとは

- クラウドファンディングとは、一般に、「新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み」と言われている。
- 出資者に対するリターンの形態により、主に「寄付型」、「購入型」、「投資型」が存在
  - ◆ 「寄付型」: リターンなし

(例:ウェブサイト上で寄付を募り、寄付者向けにニュースレターを送付する 等)

◆ 「購入型」: 金銭以外のリターン

(例:購入者から前払いで集めた代金を元手に製品を開発し、購入者に完成した製品等を 提供する 等)

◆ <u>「投資型」: 金銭によるリターン</u>

(例: 運営業者を介して、投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う 等)

〇 現状、日本においては、金銭によるリターンを伴わない形態での取扱いが中心であり、 投資型は限定的。また、出資の形態としては、商法上の匿名組合契約によるものが中心 であり、株式形態での資本調達は取り扱われていない。

12

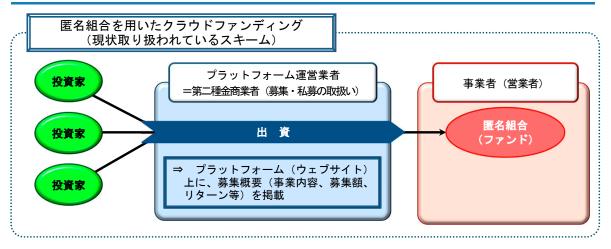
### 日本におけるクラウドファンディングの概況

<b>類型</b>	寄付型	購入型	投資型
概要	ウェブサイト上で寄付を募り、寄 付者向けにニュースレターを送 付する等	購入者から前払いで集めた代金 を元手に製品を開発し、購入者 に完成した製品等を提供する等	運営業者を介して、投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う等
対価	なし	商品・サービス	事業の収益
業登録の要否	-	-	第二種金商業
主な 資金提供先	被災地・途上国等の 個人・小規模事業 等	被災地支援事業、障碍者支援事業、音楽・ゲーム制作事業等を行 う事業者・個人 等	音楽関連事業、被災地支援事業、 食品、酒造、衣料品 等
資金調達 規模	数万円程度	数万円 ~ 数百万円程度	数百万円 ~ 数千万円程度
一人あたり 投資額	一口 1 円 ~ (任意)	ーロ 1,000 円程度 ~	一口 1 万円程度 ~

(出所) 各種ウェブサイト

※ 上記のほか、匿名組合契約に基づき投資家から出資を募り、集めた資金の貸付けを行うといった形態も存在。

# 投資型クラウドファンディングの金商法上の位置付け



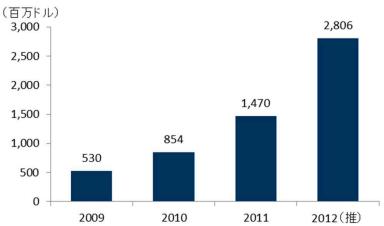
- ≪現行制度の下で、株式形態のクラウドファンディングを取り扱う場合(実例なし)≫
- 〇 プラットフォーム運営業者の行為は、1項有価証券の募集・私募の取扱いに該当し、<u>第一種金商業登録</u>が必要となる(金商法2条8項9号、28条1項)。なお、<u>非上場株式</u>については、グリーンシート銘柄を除き、原則として、一般投資家に対する投資勧誘は禁止されている(日本証券業協会・店頭有価証券に関する規則3条)。
  - ※ 株式募集の総額が1億円以上の場合には、事業者において、原則として有価証券届出書(公衆総覧)の提出が必要(金商法4条、5条)。 (募集総額が1億円未満の場合でも、1千万円を超える募集に際しては、財務局への有価証券通知書の提出が必要(金商法4条6項)。)

14

# 世界のクラウドファンディングの現状

- 〇 世界では、クラウドファンディングを用いた資金調達額は 2011 年で約 14.7 億ドル、 2012 年(推計)で約 28.1 億ドル。
  - ※ 調査対象の 452 のプラットフォームのうち、北米に 191、欧州に 182 (うち英国 44) が所在。

# クラウドファンディング世界市場



(出所) Crowdfunding industry report (Crowdsourcing.org)

# 米国 JOBS 法におけるクラウドファンディング規制の概要

# 〇 投資額規制

- ・ 募集総額要件 (年間 100 万ドルが上限)
- 各投資家の投資総額要件 (例: 年収10万ドル未満であれば、2,000ドル又は年収の5%のいずれか大きい方を超えないこと等)
- 購入後1年間、譲渡禁止

# 〇 ファンディング・ポータルに係る規制

- SEC への登録義務、SEC による調査・監督
- 自主規制機関への登録義務
- ・ 投資家への説明、リスク等の開示義務
- ・ 詐欺のリスクへの対応を講じる義務
- 投資アドバイス、推奨、ファンド・証券の保管・運用等の禁止

### 〇 発行者に係る規制

- ・ SEC、投資家、ファンディング・ポータルへの情報提供義務(財務状況、事業計画、資金使途等)
- 事業報告書及び会計書類の SEC への提出義務
- 重要な事実の虚偽表示等についての責任

※ JOBS 法は 2012 年 4 月に成立したが、クラウドファンディングに関係する SEC 規則は策定されておらず、未施行。

16

# (2)地域等における資本調達の枠組み (新たなグリーンシート制度のあり方)

### 問題意識

- 〇 グリーンシート制度は近年、制度利用企業が減少し、売買も低迷する等、その目的・ 役割を果たしていると言い難い状況。
- その要因としては、新興市場等における取引所の上場基準の引下げなどの環境変化などを背景に、グリーンシート制度の流通市場としての役割が低下し、制度利用のインセンティブが低下したことなどが指摘されている。
- 他方、地域等の新規・成長企業の資本調達ニーズには的確に応えていく必要がある。また、 上場市場ほどの高度な流通機能は必要としないまでも、引続き株式換金のニーズは存在。
- こうした現状やニーズ等を踏まえれば、現在のグリーンシート制度について抜本的に 見直しを行い、制度を再構築していく必要があるのではないか。
- その際の切り口として、例えば、地域に根ざした企業等について、その地域の株主や当該 企業を良く知る株主による保有を念頭とした資本調達や換金の場の提供ができないか。
  - 一 新たな枠組みにおいては、地域に根ざした企業等の株主は、当該企業等に馴染みがあること、また、上場企業の株式ほど高度な流通機能が求められないこと等に鑑み、信頼できる仲介業者の関与を前提に、現在のグリーンシート制度で求められている会社情報の定期的な開示や適時開示義務等については、より簡易な手続での資本調達を可能とすることができないか。

18

### グリーンシート銘柄制度とは

- 平成9年7月、日本証券業協会(以下、「日証協」)により創設された、非上場株式等の投資勧誘及び売買の制度
  - ▶ 証券会社による非上場株式等の投資勧誘を条件付で解禁。
- グリーンシート銘柄は、その発行会社等の特徴により区分。

銘柄・区分名		特徴	
グリーンシート銘柄		証券会社が審査し、適当性を判断したもの	
	エマージング	成長性を有する等の発行会社の株券等が対象	
分	■ オーディナリー		
<i>)</i>	投信・SPC	優先出資証券(特定目的会社法)、投資証券が対象	
(参考) フェニックス銘柄		取引所上場廃止銘柄が対象 (証券会社が流動性を確保する必要があると判断したもの)	

# グリーンシート銘柄数

平成 16 年をピークに銘柄数は減少(**96→37**)。取扱証券会社も平成 25 年 4 月時点で **9 社**のみ。

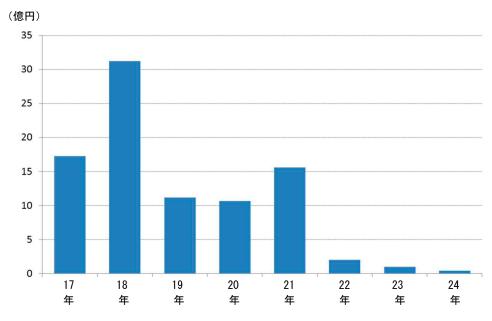


※ 米国におけるピンクシート登録銘柄数は 10, 121 銘柄 (2011 年 10 月末)

20

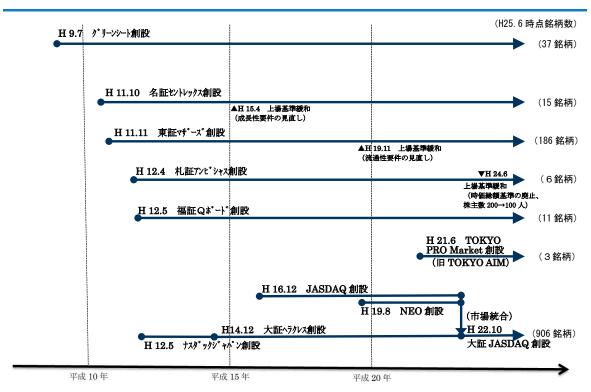
# グリーンシート銘柄の売買代金

年間売買代金は平成 18 年には約 31.2 億円であったが、平成 24 年には約 0.4 億円まで減少。



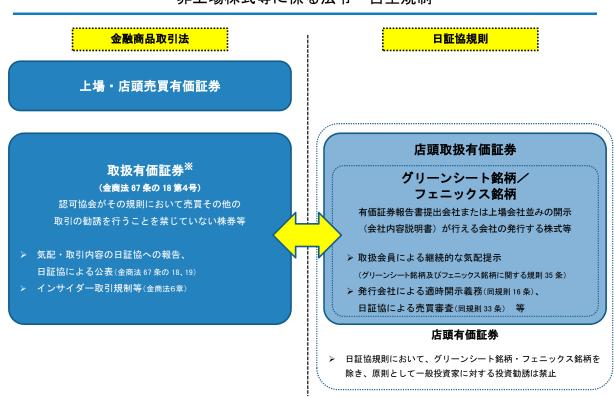
(出所) 日本証券業協会公表資料より金融庁作成

# 新興市場等の主な変遷



22

# 非上場株式等に係る法令・自主規制



# (3) その他の課題

24

# 問題意識

- 〇 日本においては、事業の初期・中期段階において、リスクを覚悟して中長期的にコミットしたリスクマネー供給が不十分であるとの指摘。
- 新規・成長企業においても、ベンチャー・キャピタル等からの支援が確保されるよう、 人材面も含めた経営基盤の確立が必要であるとの指摘。
- ベンチャー投資やエンジェル投資の拡大や、事業について経験の浅い起業者に対する 適切な助言・ノウハウ等の提供など、新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進に関 し、どのような取組みを行なっていくべきか。

# 日本再興戦略 - JAPAN is BACK - (6月14日閣議決定)(抄)

#### 第Ⅱ. 3つのアクションプラン

- 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~
- 1. 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)
  - ③ 内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進
  - 〇 ベンチャーや新事業創出の担い手及び目利き・支援人材の育成
  - ・ 一流のベンチャー経営者やキャピタリスト等のプロフェッショナルによるビジネスモデル形成支援により、新事業に挑み成長企業を生み出す人材の育成を進めるとともに、これを通じて得られたハンズオン支援のノウハウの共有などによる支援人材の育成やその連携を強化する取組を発展させ、事業化後の資金供給を担う投資家、政府系金融機関、民間企業等を含めた総合的な支援の枠組みへと拡大する。
  - 〇 個人によるベンチャー投資の促進 (エンジェル税制の運用改善等)
  - ・ エンジェル税制について、本年夏までに、ベンチャー企業やその支援者である税理士等にとっての分かりやすさを向上させ、手続負担を軽減する観点から運用改善を行うとともに、制度の利用促進に向け周知徹底を図る。
  - 〇 民間企業等によるベンチャー投資の促進
  - ・ 個人投資家のみならず民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促すための方策を早急に検討し、本 年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
  - 既存企業の経営資源の活用(スピンオフ・カーブアウト支援、オープンイノベーション推進)
  - スピンオフ・カーブアウト支援専門チーム(知財、労務、社会保障等の権利処理まで含めたビジネス形成支援)を直ちに本格稼働させる。
  - この支援専門チームや日本政策投資銀行等による、事業の目利きの協働を通じた既存の経営資源の活用・組合せから 新たなビジネスを形成する取組及び民間資金の呼び水となるリスクマネー供給を一体的に行うことにより、オープンイノベーションを推進する。これにより、「緊急構造改革期間」中に、民間において自立的にベンチャーや新事業が生み出される環境の整備を目指す。

26

# 2. 新規上場 (IPO) の推進策

# (1) 新興市場の新規上場時における最低株主数基準

28

### 問題意識

- 〇 株式市場では、一定の流動性を確保する観点から、取引所の定める上場審査基準において、株主数、流通株式数、流通株式時価総額等の基準を定めている。
- このうち、例えば、東証マザーズ市場等における株主数基準は、「上場の時までに 300 名以上となる見込みのあること」とされているが、新興市場における新規上場を容易にするため、これを引き下げるべきではないかとの指摘。
- 新興市場における新規上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準について、見直していくことが考えられないか。

# 国内外の新興市場における新規上場時の株主数基準

### 国内新興市場の株主数基準比較

市場	東証マザーズ	大証 JASDAQ	名証セントレックス	福証 Q-Board	札証アンピシャス
株主数	300 人以上	300 人以上	300 人以上	200 人以上	100 人以上

# (参考) 海外新興市場の株主数基準比較

市場	NASDAQ(capital)	NYSE (MKT)	香港 (GEM)	シンカ <sup>*</sup> ポ−ル (Catalist)
株主数	300 人以上	400 人以上	100 人以上	200 人以上

(出所)国内新興市場については各証券取引所の規則より、海外新興市場については東京証券取引所の調査に基づき、 金融庁作成。

30

# (2) 新規上場に伴う事務負担の軽減

#### 問題意識

- 〇 新規上場しようとする企業は、有価証券届出書において直近5年間分の財務諸表の記載(うち直近2年分は公認会計士等の監査証明が必要)が求められている。また、上場後は、事業年度ごとに内部統制報告書の提出が求められている。この内部統制報告書には、公認会計士等の監査証明を受けなければならない。
- 新規上場のコストを低減させる観点から、内部統制報告書の提出に係る負担を一定期 間軽減することや、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数を限定す るなど、企業内容等の開示を合理化することができないか。

32

#### 新規上場時に必要となる開示

- 新規上場に当たっては、市場における流動性を確保する観点から募集又は売出しを伴うのが一般的であり、新規上場しようとする企業は有価証券届出書の提出が必要となる。 (金商法4条)
- 〇 新規上場時に提出する有価証券届出書の記載内容は内閣府令で定められている。 (企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」) 第2号の4様式)
- 有価証券届出書(第2号の4様式)の主な記載内容は以下のとおり。
  - ◆ <u>第一部「証券情報」</u>

(募集(売出)の額、募集(売出)の方法・条件、引受人の名称、手取金の使途 等)

◆ <u>第二部「企</u>業情報」

(企業の概要、事業の状況、設備の状況、提出会社の状況、経理の状況 (※) 等) (※) 最近2事業年度の連結及び単体財務諸表(公認会計士等の監査証明が必要)

◆ 第三部「特別情報」

(最近5事業年度の財務諸表(単体)のうち、第二部に掲げたもの以外のもの(監査証明不要))

◆ 第四部「株式公開情報」

(特別利害関係者等の株式等の移動状況、第三者割当等の概況、株主の状況 等)

# 内部統制報告書制度について

- 〇 金融商品取引所に上場した会社には、有価証券報告書や四半期報告書、臨時報告書などのほか、内部統制報告書の提出義務が課されることとなる。(金商法 24 条・24 条の4の4・24 条の4の7・24 条の5)
- O 内部統制報告書は、会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類 その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について、経営者が評価した報告書 であり、事業年度ごとに有価証券報告書と併せて提出することを義務付けている。(金商 法 24 条の 4 の 4 )

#### (記載事項)

- ◆ 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- ◆ 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- ◆ 評価結果に関する事項
- ◆ 付記事項
- ◆ 特記事項
- 〇 内部統制報告書には、提出者と利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を 受けなければならない。(金商法 193 条の 2 第 2 項)

34

# (参考) 米国JOBS法による新興成長企業に対する規制緩和

項目	概 要
IPO 届出書の財務諸表記載年数の緩和	募集の際の届出書には、監査済財務諸表3年+財務データ2年が必要であるが、新興成長企業が新規上場時に募集を行う際は、監査済財務諸表2年のみの記載でよいこととされた。
内部統制報告に係る監査の免除	新興成長企業については、上場後、最長5年間は、内部統制 に関する監査法人等の証明を提出しないことができることと された。

- ※1 新興成長企業とは、直近の会計年度における年間総収益が10億ドル未満である発行者。
- ※2 新興成長企業は、下記のいずれかに該当するまでの間は新興成長企業とみなされ続ける。
  - ① 年間総収益が 10 億ドル以上となった会計年度の最終日
  - ② 届出書に基づく普通持分証券の最初の売付けの日から5年後の応当日の後に終了する会計年度の最終日
  - ③ 当該発行者が直前3年間において累計10億ドル以上の非転換社債を発行したこととなった日
  - ④ 当該発行者の浮動株である普通持分の時価総額が 7 億ドルを超えるなどの大規模早期提出者としての要件を備える者となった日

# 3. 上場企業の資金調達の円滑化

36

# (1) 上場企業の資金調達に係る期間の短縮

### 問題意識

- 上場企業が公募により有価証券を発行して資金調達を行う場合、有価証券届出書を提出した日から7日を経過する日までは、投資家に当該有価証券を取得させること(発行すること)ができない。また、予め発行内容を登録し、発行決定後に即時に有価証券を発行できる発行登録制度を利用する場合、今後発行する予定の有価証券の種類、発行予定額などの記載が必要となる。
- 周知性の高い企業については、
  - ・ 有価証券の発行決議(有価証券届出書の提出)から、実際の有価証券の発行までの 期間を短縮する余地はないか。
  - 有価証券の種類、発行予定金額等の記載を行うことなく、発行登録を行えるようにすることが考えられないか。

38

# 募集・売出しの際の効力発生について

- O 募集により資金調達をしようとする場合、まず有価証券届出書の提出が必要とされており、提出した有価証券届出書の効力が生じなければ、投資家に有価証券を取得させてはならないとされている(売出しの場合もほぼ同様)。(金商法 15 条 1 項)
- 〇 有価証券届出書は、原則として、提出した日から 15 日を経過した日に効力を生じることとされているが、届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認める場合等は 15 日に満たない期間を指定できるとされており、1年以上継続して適正に開示している上場会社等は、提出した日から7日を経過した日に効力を生じることとされている。(金商法8条1項・3項、企業内容等の開示に関する留意事項について)
- 発行者に係る企業情報が既に広範に提供されていると認められる場合には、発行予定期間、当該有価証券の種類及び発行予定額又は発行残高の上限、引受けを予定する金融商品取引業者等の名称その他の事項を記載した、発行登録書を提出して、当該有価証券の募集又は売出しの登録をすることができる(金商法 23 条の3)。
- 〇 発行登録書も1年以上継続して適正に開示している上場会社等が提出する有価証券届 出書と同様、原則として提出した日から7日を経過した日に効力を発生する。(金商法 23 条の5)

### 発行登録制度について

- 〇 発行登録書を提出した者は、当該発行登録書の効力が発生しており(最長2年間)、かつ、当該募集又は売出しごとにその発行価額、発行条件その他の事項を記載した発行登録追補書類を提出することで、直ちに投資者に有価証券を取得させることができる。(金商法23条の3・23条の6・23条の8)
- 〇 発行登録書を提出できる者は、以下のいずれをも満たす者とされている。(金商法 23 条の3・5条4項、開示府令9条の4第2項・5項)
  - ① 1年間継続して適正に開示をしている者
  - ② 次のいずれかの条件を満たす者
    - 年間平均売買金額が100億円以上で、平均時価総額が100億円以上
    - 平均時価総額が250億円以上
    - ・ 5年内の募集・売出しによる社債券の券面総額/振替社債の総額が100億円以上
    - 法令により優先弁債を受ける権利を保証されている社債券を発行
    - 指定外国金融商品取引市場における時価総額が1000億円以上
- 発行登録書の証券情報は、引受けを予定している金融商品取引業者のうち主たるものの名称を除き、一部又は全部の記載を省略して提出することが可能であるが、発行登録の対象とした有価証券の種類、募集又は売出しの別、発行予定額又は発行残高の上限等を記載することとされている。(開示府令 第11号様式)

40

# 機動的な資金調達のための発行開示制度(発行登録制度等)の各国比較

	日本	米国	欧州(目論見書指令)
制度	発行登録制度	一括登録制度 (Shelf Registration)	基本目論見書 (Base Prospectus)
対象有価証券	株券、新株予約権証券、 社債券等(外国の証券も可)	限定なし	募集プログラムに基づく 非エクイティ性証券
利用可能者	参照方式の利用適格者	参照方式の利用適格者	特に限定なし
効力発生期間 (待機期間)	発行登録書の提出から 15 日間 (実際の運用上は7日間)	登録届出書の提出から 20 日間 (ただし短縮可能) WKSI <sup>(※)</sup> は即時効力発生	原則、10 営業日以内
有効期間	1年又は2年(発行者の選択)	3年	12ヶ月 更新可能
当初提出時点の 対象有価証券の 特定の要否	各有価証券の種類毎、募集・売出 し毎に発行登録書の提出が必要 (事後的な変更は不可)	有価証券の種類の特定が必要 (WKSI は事後的追加が可能) 同一の登録届出書に複数の種 類の有価証券を登録できる	有価証券の種類の特定が必要 同一の基本目論見書に複数の 種類の有価証券を登録できる
発行枠の 記載の要否	確定金額額の発行枠の記載が必要 (発行予定額 or 発行残高の上限)	複数有価証券の共通枠の設定 WKSI <sup>(※)</sup> は発行枠の記載不要	明文の要求なし(実務上はプログラム・アマウントを記載)

(※) WKSI の要件・効果については次頁参照。

# 米国における WKSI (Well-Known Seasoned Issuer) 制度

# ○ WKSIの要件\*の概要

- ・ 参照方式の届出書 (Form S-3) の利用資格があること (12ヶ月以上の継続開示義務等)
- ・ 浮動株である普通株式の(全世界ベースの)時価総額が7億ドル以上であること (普通株式に転換できない社債その他の証券の場合、過去3年間内に総額10億ドル以上の募集実績)
- ・ 非適格発行者でないこと (直近 12 ヶ月内の継続開示義務に違反した者、直近 3 年内に詐欺防止条項に違反した者等は非適格発行者)
- ※ 投資会社、事業開発会社、資産担保発行者、外国民間発行者又は他の WKSI の子法人でないことを前提とする。

#### O WKSI の効果

- 届出前の勧誘規制の不適用 (ただし、勧誘に用いる自由書面目論見書 (Free Writing Prospectus) については一定の注意文言の記載と SEC への提出が必要。)
- 発行登録の即時効力発生(Automatic Shelf Registration)利用可能
- (当初の)発行登録の際に募集総額の記載が不要
- 発行登録により募集する有価証券の種類を事後的に追加した場合の効果も即時発生
- ・ (当初の)登録届出書の記載事項を簡素化可能(募集予定の有価証券の概要等の省略が可能)
- 〇 制度導入直前の 2004 年当時、WKSI に該当する発行者の割合は、会社数ベースで全上場企業の約 30%、時価総額ベースで約 95%を占める。

42

# (2)募集・売出しに係る勧誘規制

#### 問題意識

- 〇 有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘を行う場合、有価証券届出書の提出が必要。 当該届出書の提出前に募集又は売出しに係る取得勧誘を行うことは認められていない。
- 勧誘の範囲が不明確であり、市場のニーズの調査等を行いにくいとの指摘。
- 有価証券の募集又は売出しを検討している企業及び証券会社が、届出前に行うことができる行為を具体的に明らかにすることができないか。

44

# 募集又は売出しに係る勧誘規制について

- 金融商品取引法において「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」とはそれぞれ次のように定義されている。(金商法2条3項・4項)
  - ・募 集 … 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、多数の者(50名)以上)を相手方として行うもの等
  - ・売出し … 既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、多数の者(50名以上)を相手方として行うもの等
- 〇 有価証券の募集又は売出しは、発行者が有価証券届出書を提出しているものでなければすることができず(提出免除の場合を除く。)、無届で募集・売出しをした者に対しては罰則(5年以下の懲役又は500万円以下の罰金若しくはこれを併科)が適用される。(金商法4条1項・197条の2第1号)
- 日本証券業協会の自主規制において、増資の引受証券会社による国内におけるプレ・ ヒアリングは原則禁止されている。(協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに 関する規則)

## 米国連邦法(1933年証券法)における届出前勧誘規制の例外(概要)

〇 米国の 1933 年証券法は、日本と同様、届出書を提出することなく、投資家に対して有価証券の売付け勧誘又は買付けの勧誘を行ってはならないとしているが、発行者の区分ごとに届出前に許容される情報発信に関して複数のセーフハーバー等が規定されている。

米国連邦証券法上	.の届出前勧誘に係るセー:	フハーバー等の概要

	有価証券	事実的事	事業計画等 の将来指向	届出 30 日	公募	引受けに係			ー又はディーラー  サーチレポート
		業情報の 定期公表	が将来指向 情報の定期 公表	前までの情報発信	予定の 発表	る予備的な 交渉・合意	<b>勧誘</b>	発行者の 届出勧誘 に不参加	発行者の届出勧誘 に参加
非報告発行者									
JOBS 法 (新興成							〇 (需要調査		〇 (普通持分証券
長企業)							に限る)		に限る)
参照方式を	_						_	0	〇 (勧誘対象と全く別
利用できない 発行者	0	0	0	0	0	0		0	種類の証券又は業 界に係るレポート)
参照方式を			O						〇 (勧誘対象と全く別
利用できる 発行者									種類の証券、業界
WKSI							0		又は発行者に係る レポート)

- ※1 代表的と想定される場合を前提とするもの
- ※2 投資会社、事業開発会社、資産担保発行者又は外国民間会社の発行する証券の勧誘及び事業結合取引に係る勧誘を除く。

46

# EU法(目論見書指令)における公募に係る規制(概要)

- O EUの目論見書指令も目論見書の公表前の証券の公募は禁止すべきとしているが、証券 の公募は「投資者が当該証券を買い付け又は引き受けることを決定することが可能となる ような、当該募集の条件及び募集の対象である証券についての十分な情報を、方式及び手 段を問わず、人に対して提供するコミュニケーション」と日米より狭く定義している。
- 広告に係る規制として、以下の原則が規定されており、目論見書の公表前に投資家に対して一定の働きかけを行うことを許容している。
  - ◆ 広告は、目論見書が公表済みであること又は将来公表されることを記載し、かつ、投 資者が目論見書を現在又は将来入手しうる場所を表示しなければならない。
  - ◆ 広告は、そうであるものと明確に認識可能なものでなければならない。広告に掲載される情報は、不正確な又は誤解を招く内容であってはならない。またこの情報は、目論見書が公表済みの場合は当該目論見書に記載されている情報と、将来目論見書が公表される場合には当該目論見書に記載すべき情報と整合していなければならない。
  - ◆ いかなる場合であれ、口頭又は書面の方式において開示された証券の公募に関わる全 ての情報は、たとえ広告目的でなくとも、目論見書において記載される情報と整合し ていなければならない。

# 4. その他

48

# (1) 大量保有報告制度の見直し

### 問題意識

- O 大量保有報告制度に関しては、報告書において求められる記載内容などの点において 提出者の事務負担が重いといった指摘がされている。
- 〇 証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、提出者の負担軽減を図ることが考えられないか。

50

# 大量保有報告制度とは

# 〇 制度の趣旨

・ 経営に対する影響力等の観点から重要な投資情報である上場株券等に係る大量保 有の状況を、投資者に迅速に開示するための制度

### 〇 提出義務の概要(一般報告の場合)

- ・ 上場株券等の保有割合が<u>5%超</u>となった者は、その日から<u>5営業日以内</u>に大量保 有報告書を提出しなければならない(金商法 27条の 23第1項)
- ・ その後、保有割合が<u>1%以上増減</u>したなどの重要な変更があった場合には、<u>5営</u> **業日以内**に変更報告書を提出しなければならない<sub>(金商法 27 条の 25 第1項)</sub>

### 〇 報告書の記載内容

- 発行者に関する事項(発行者の名称、上場金融商品取引所など)
- ・ 提出者に関する事項 (氏名・名称、住所・本店所在地、保有目的、保有割合、最近 60 日間の取得・処分の状況、保有株券に関する重要な契約、取得資金など)
- 共同保有者に関する事項(氏名・名称、住所・本店所在地、保有割合など)

### 大量保有報告制度における特例報告とは

# 〇 特例報告の趣旨

日常業務において反復継続的に株券等を取得・処分する金商業者等の事務負担の軽減 を図る必要

このような考えの下、<u>大量保有報告書/変更報告書の提出頻度・期限等について一定の</u>軽減措置(金商法 27 条の 26)

# 〇 特例報告の概要

- 利用要件
  - ①保有割合が 10%を超えないこと
  - ②重要提案行為等(注)を行うことを保有の目的としないこと
- 軽減措置

<u>事前に届け出た月2回の基準日において大量保有報告書/変更報告書の提出義務の有無を判断</u>し、下記のいずれかの場合に該当するときは、<u>当該基準日から5日以内に報告</u>書を提出すれば足りる。

- (イ) 基準日における保有割合が初めて5%を超えた場合
- (ロ) 当該基準日における保有割合が直前の基準日における保有割合から1%以上 増減したなどの重要な変更があった場合
- (注) 株主総会等において、役員構成の重要な変更や、配当方針の重要な変更等を提案すること

52

### 大量保有報告制度に係る論点

#### 自己株式の取り扱い

- <u>自己株式は、大量保有報告制度の適用対象に含まれている</u>。このため、上場会社が 5%超の自己株式を保有することとなった場合には、大量保有報告書やその後の変更 報告書を提出することが求められる。
- 他方、上場会社が行う**自己株式の取得・処分については、他制度による情報開示の 対象**にもなっているため、大量保有報告書の提出まで求めることは過剰ではないかと の指摘がある。

#### 個人情報に関する記載事項

- 〇 現行法の下では、<u>提出者が個人である場合には、その「氏名」「住所(番地まで)」</u> 「生年月日」等を記載することが必要。また、<u>取得資金の借入先が個人である場合</u> についても、その「氏名及び住所(番地まで)」等を記載することが必要。
- 他方、有価証券報告書においては、「大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村(政令指定都市にあっては区)程度の記載で差し支えない」とされているため、大量保有報告書における記載は過剰ではないかとの指摘がある。

### 短期大量譲渡報告の適用範囲・記載事項

- 〇 現行法の下では、保有割合の大幅な減少に伴い変更報告書を提出する場合には、 <u>過去60日間の譲渡の相手方及び対価等についても変更報告書に記載</u>することが義務 付けられている(金商法 27条の 25 第2項)。この短期大量譲渡報告は、いわゆる「肩代わり」 が行われたかどうかを投資家が判断できるようにすることを企図したもの。
- 業務において日常的に株式売買を行う金融機関も本報告の適用対象となり得るため、金融機関からは、「(売却した株式が僅少である顧客も含め) <u>売却先の顧客全て</u> の名称・対価等を開示させる現行制度は過剰である」といった指摘がある。
- また、大規模な第三者割当増資に伴い既存株主の保有割合が大幅に減少し、その 直後に既存株主がごく少数の保有株式を売却した場合など、譲渡した株式数が少な いケースまで本報告の適用対象となってしまい過剰である、といった問題点も指摘 されている。

# その他

- 発行者に対して大量保有報告書・変更報告書の写しを送付する義務の適否(金商法 27 条の 27)
- 訂正報告書の公衆縦覧期間(受理した日から5年間)の適否(金商法27条の28第1項)など

54

# 一般報告に関する海外比較

	日本	米国	英国
大量保有報告書	<u>5%超</u> 保有することとなった 場合、その日から <u>5営業日以</u> 内に、当局に届出。	<u>5%超</u> 保有することとなった場合、その日から <u>10 日以内</u> に、当 局に届出。	3%を下限として、3%、4%、 5%、・・・と1%ごとに閾値が設定 されている。保有フロスは
変更報告書	重要な変更( <u>1%以上</u> の増減 を含む)があった場合、 <u>5営</u> <u>業日以内</u> に当局に届出。	重要な変更( <u>1%以上</u> の増減を 含む)があった場合、 <u>速やかに</u> 当局に届出。	<u>に到達し、超過し、又は下回る場合、その日から2営業日以内</u> に、発行者に通知(同時に、写しを当局に電子送付)。

(注)日本・米国では、大量保有報告書の提出後 1%以上の増減があった場合 に報告を求められるのに対し、英国では、1% ごとに設定された <u>閾値を跨ぐたびに</u>報告を求められるため、増減の幅が 1% に満たない場合であっても報告が必要になる場面が生じうる(例: 3.9% から 4.1% への買い増し)。

# 主な問題点に関する海外制度との比較

	日本	米国	英国
自己株式の取り扱い (大量保有報告制度 の適用の有無)	<u>適用あり</u>	<u>適用なし</u>	<ul> <li>適用あり</li> <li>ただし、以下の点が緩和される</li> <li>○ 閾値 (通常は3%以上1%ごと→自己株式の場合は5%と10%のみ)</li> <li>○ 提出期限 (通常は2営業日以内→自己株式の場合は4営業日以内)</li> </ul>
個人情報に関する 記載事項 (住所、生年月日の記 載の要否)	<ul> <li>○提出者</li> <li>・ 住所(番地まで)及び生年月日が必要</li> <li>○ 取得資金の借入先</li> <li>・ 住所(番地まで)のみ必要</li> </ul>	<ul><li>○提出者</li><li>・ 住所又は事務所等の所在 地(番地まで)は必要</li><li>・ 生年月日は不要</li><li>○取得資金の借入先</li><li>・ いずれも不要</li></ul>	<ul><li>○提出者</li><li>・ いずれも不要</li><li>○ 取得資金の借入先</li><li>・ いずれも不要</li></ul>
短期大量譲渡報告の 適用範囲・記載事項 (譲渡の相手方及び 対価等に関する記載 の要否)	保有割合の大幅な減少に 伴い変更報告書を提出する 場合には、 <u>過去 60 日間の譲</u> 渡の相手方及び対価等につ いても記載が必要	左記場合に限らず、過去 60 日間の譲渡の相手方及び対価 等についても記載が必要 ただし、支配目的等を有しない者は当該記載を不要とする 様式を使用することができる	<u>不要</u>

56

# (2) 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

### 問題意識

- 〇 有価証券報告書等の重要な事項について虚偽の記載があった場合等において、当該書類を提出した会社は、募集又は売出しによらずに有価証券を取得した者に対して、過失の有無に関係なく損害賠償責任を負う(無過失責任)。
- 上場会社は虚偽記載等を防止するため、コストをかけて内部統制を構築するなどしている。このため、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任については、無過失責任となっていることが適切か検討が必要ではないか。

58

#### 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

# ○ 虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任 (無過失責任)

公衆縦覧に供されている開示書類の重要な事項につき虚偽の記載があった場合等には、 当該書類の提出者は、当該書類が公衆縦覧に供されている間に当該書類の提出者等が発 行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、記載が虚偽であ ること等により生じた損害を賠償する責めに任ずる。(金商法 21 条の 2 第 1 項)

#### 〇 一年以内に有価証券を取得した者の損害額の推定

開示書類の虚偽記載等の事実が公表された日前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。(金商法 21 条の 2 第 2 項)

#### ○ 上記の者以外の者の損害額の上限

損害賠償額は、請求者が当該有価証券の取得について支払った額から、次のいずれかの額を控除した額を超えない額とする。(金商法 21 条の 2 第 1 項・19 条 1 項)

- ①損害賠償を請求する時における市場価額
- ②請求前に当該有価証券を処分した場合には、その処分価額

# 各国における虚偽記載の賠償責任

	日本	米国	EU
	有価証券報告書等の虚偽記載	年次報告書等の虚偽記載	年次報告書等の虚偽記載
継続開示	無過失責任  ✓ 発行会社は、募集または売出しによらないで証券を取得した者に対し、損害賠償責任を負う。	<b>欺罔の意図が必要</b> ✓ 取引所法規則 10b-5 に基づく 損害賠償請求では、発行会社 に「欺罔の意図」(scienter)が 存在することが必要。 なお、取引所法 18 条に基 づく損害賠償請が誠実に行動 し、かつ虚偽立証ずを知らな かったことを立い。投資家の 負担が大きいことなどから、 救済手段としてはほとんど利 用されていない。	過失責任  (例)  ✓ イギリス…発行会社の経営責任を 負う者が、虚偽記載について故意 もしくは無謀(reckless)である場 合、または不記載が不正の隠蔽で あることを知っていた場合に限られ る。  ✓ ドイツ…発行会社が虚偽であること を知らず、かつ、係る不知が重過 失に基づかないことを立証する場 合、責任を負わない。  ✓ フランス…民法等に基づく損害賠 償請求となり、無過失責任ではない。
【参考】	有価証券届出書と目論見書の 虚偽記載	登録届出書と目論見書の 虚偽記載	目論見書の虚偽記載
発行開示	無過失責任	無過失責任	過失責任

60

# 日本取引所グループ金融商品取引法研究会

# 平成26年金融商品取引法改正(3)

- 上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策に伴う開示ガイドライン等の 改正、内部統制報告書監査義務の免除、民事責任規定の見直しについて

> 2015 年 10 月 23 日 (金) 15:00~17:00 大阪取引所 5 階取締役会議室及び東京証券取引所 4 階 402 会議室

### 出席者 (五十音順)

飯田 秀総 神戸大学大学院法学研究科准教授

石田 真得 関西学院大学法学部教授

伊藤 靖史 同志社大学法学部教授

川口 恭弘 同志社大学法学部教授

岸田 雅雄 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授

久保 大作 大阪大学大学院高等司法研究科准教授

黒沼 悦郎 早稲田大学大学院法務研究科教授

志谷 匡史 神戸大学大学院法学研究科教授

龍田 節 京都大学名誉教授 (特別会員)

舩津 浩司 同志社大学法学部准教授

前田 雅弘 京都大学大学院法学研究科教授

松尾 健一 大阪大学大学院法学研究科准教授

森田 章 同志社大学大学院司法研究科教授

山下 友信 同志社大学大学院司法研究科教授

行澤 一人 神戸大学大学院法学研究科教授

## 【報告】

# 平成26年金融商品取引法改正(3)

- 上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策に伴う開示ガイドライン等の

改正、内部統制報告書監査義務の免除、民事責任規定の見直しについて

神戸大学大学院法学研究科教授 行 澤 一 人

# 目 次

- I. 上場企業の資金調達の円滑化に向けた 施策に伴う開示ガイドライン等の改正
  - 1. WKSI に対する待機期間の原則撤廃について
- ○黒沼 時間になりましたので、金融商品取引 法研究会を始めたいと思います。

本日は、神戸大学の行澤先生に、平成26年金融商品取引法改正の第3回として、表記のようなテーマのご報告をお願いしています。

それでは、行澤先生、よろしくお願いいたします。

○行澤 神戸大学の行澤でございます。本日は よろしくお願いします。

本日は、お手元の配付資料に沿ってお話をさせ ていただきます。

お手元の資料としましては、「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」(以下「WG報告」という)に加えまして、そのもとになりました事務局説明資料の「上場企業の資金調達に係る期間の短縮」と「新規上場に伴う負担の軽減」という2点をつけております。それに、「企業内

- 2. ガン・ジャンピング禁止規定の緩和に ついて
- Ⅱ. 新規上場企業の負担軽減
- Ⅲ. 民事責任規定の見直し 討論

容等の開示に関する留意事項について」(以下「開示ガイドライン」という)の改正に関するパブリックコメント(以下「パブコメ」という)とそれに対する回答も資料としてつけましたので、適宜ご参照いただけましたら幸いです。

以下では、平成 26 年金融商品取引法改正のうち、 上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策に伴う 開示ガイドライン等の改正、内部統制報告書監査 義務の免除、さらに民事責任規定の見直しという 3点について、主として今回の金融商品取引法(以 下「金商法」という)の改正の元となった WG 報告 及び立案担当者の解説に即して報告させていただ きます。

なお、引用文献の略称については、レジュメの 最初に示したとおりです。

I. 上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策に 伴う開示ガイドライン等の改正

WG 報告の 14 ページ以下では、以下のように指

摘して、(1)有価証券届出書を提出後、当該有価証券を発行し投資者に取得させるために必要な待機期間を、「特に周知性の高い企業(Well Known Seasoned Issuer)」(以下「WKSI」という)については原則として撤廃すること、(2)有価証券の募集または売出しにおける有価証券届出書を提出する以前の募集(取得勧誘)または売出し(売付け勧誘)(ガン・ジャンピング)の禁止(金商法(以下、条文参照時には「法」と記す)4条1項)を緩和することを提案していました。

# 【上場企業の資金調達に係る期間の短縮(待機期間の撤廃)】

「現行の金融商品取引法の下では、上場企業が有 価証券を発行し投資者に取得させるには、有価証 券届出書を提出した後7日間の待機期間が必要と されている。この待機期間は、投資者が、開示さ れている情報に基づき、当該有価証券の取得・買 付けの是非を判断するための熟慮期間とされてお り、その際、投資者は、投資判断に当たり、増資 企業の経営状態等に関する「企業情報」と、募集・ 売出しに係る有価証券自体の情報である「証券情 報」の二つの情報について検討するものと考えら れる。このうち、「企業情報」に関しては、特に 近年、情報通信技術の発達や、有価証券報告書の 記載の充実、四半期報告書の導入など、より充実 した情報を容易かつ迅速に入手できる環境が整っ てきている状況にある。中でも、時価総額が大き い企業や、市場で頻繁に売買が行われている企業 など、市場において WKSI については、専門的な能 力を有する証券アナリストが企業情報を分析し、 投資者向けに情報提供を行っているほか、メディ アの経済ニュース等においても頻繁に取り上げら れている。こうしたことを踏まえれば、企業情報 の検討に要する時間のみに注目した場合、WKSIに ついては、現行の金融商品取引法の待機期間を撤 廃する特例措置を設けても、投資者保護上、大き な問題は生じないものと考えられる。

一方で、「証券情報」については、投資者は、 有価証券届出書が提出された後でなければ、その 検討を行うことができないことにも留意が必要で ある。

こうした点を勘案すれば、WKSI が行う募集・売出しのうち、対象有価証券の取得・買付けの判断を比較的容易に行うことができるといえるような場合に限定して、待機期間を撤廃する特例措置を設けることが適当であると考えられる。具体的には、募集・売出しの対象とされる有価証券が、普通株式や投資証券(REIT等)など、仕組みが単純かつ標準的であり、かつ、例えば増資による希薄化率が20%以下である場合など、投資判断に与える影響が限定的な場合に限り、待機期間を撤廃することが適当であると考えられる。」

# 【「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化】

「有価証券届出書の提出前に有価証券の勧誘を開 始すること(いわゆる「届出前勧誘」)は禁止さ れているが、法令上、勧誘の範囲が明確でないた めに、増資を予定している企業が、一般的な企業 情報を発信することまでも届出前勧誘に該当する おそれがあるとして躊躇してしまう、との指摘が ある。また、上場企業の資金調達を円滑化するた めに、有価証券届出書の提出後の待機期間を撤廃 する場合には、有価証券届出書の提出前に、投資 者が増資企業に関する企業情報を受け取る機会を できるだけ確保しておくことの重要性はより高ま るものと考えられる。一般的に届出前勧誘の禁止 措置が講じられている趣旨は、勧誘による販売圧 力によって、投資者が不確実・不十分な情報に基 づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとさ れており、こうした趣旨に照らすと、次に掲げる ような行為については、届出前勧誘の禁止措置の 対象とする必要はないものと考えられる。このた め、できるだけ速やかに、その旨を明確化するこ とが適当である。(以下、省略)」

このように、WKSI に対する待機期間の撤廃といわゆるガン・ジャンピングの際の規制緩和は一体的なもの、連動したものとして理解されていることが注目されます。そこで、まず WKSI に対する待

機期間の原則撤廃についてやや詳細に見てみたい と思います。

1. WKSI に対する待機期間の原則撤廃について 法4条1項から3項の規定による届出は、管轄 財務局長が法5条1項に規定する有価証券届出書 を受理した日から原則として 15 日を経過した日 にその効力を生じるのですが(法8条1項)、当 該届出の効力発生までは当該有価証券を募集また は売出しによって取得させまたは売り付けてはな らず、従って申込みに対して割当を行うことや、 取得・売付けの約定を行うことが禁止される (法 15条1項)。もっとも、法8条3項は、「内閣総 理大臣は、……届出書類の内容が公衆に容易に理 解されると認める場合又は当該届出書類の届出者 に係る第5条第1項第2号に掲げる事項に関する 情報(企業情報・筆者注)が既に公衆に広範に提 供されていると認める場合においては、第1項に 規定する期間に満たない期間を指定し、又は第4 条第1項から第3項までの規定による届出が、直 ちに若しくは第1項に規定する届出書を受理した 日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知すること ができる」と定めており、これを受けて、法5条 3項(組込方式)もしくは同条4項(参照方式) が認められている発行者については、開示ガイド ラインB(基本ガイドライン)8-2③により、 「おおむね7日間」を経過した日に、その効力が 発生するように取り扱うことができると定めてい ます。それは、待機期間を設けるのは投資者のた めの熟慮期間を確保することであるところ、組込 方式や参照方式による有価証券届出書の届出が認 められている発行者については、その企業情報が 周知されていることに鑑みて、熟慮期間をある程 度短縮することも不当ではないと考えられたから です。

そこで、上記 WG 報告の趣旨に則り、平成 26 年 8月 27 日の開示ガイドライン改正により、下記の通り、参照方式の利用適格要件を満たす者のうち、特に周知性の高い者の場合には、直ちに届出の効力を生じさせることができると規定されたわけで

す(注:なお、これに併せて「特定有価証券開示ガイドライン」も改正され、同ガイドライン 8-5 において企業内容等開示ガイドライン 8-3 を準用する形で、投資法人債券を除く「投資証券」にも、同様の措置を講じている)。

(特に周知性の高い者による届出の効力発生日の 取扱い)

- 8-3 法第4条第1項の規定による届出に関し、 次に掲げる全ての要件を満たす場合における当該 届出の効力発生日については、法第8条第3項の 規定により、直ちにその届出の効力を生じさせる ことができるものとする。ただし、当該取扱いが 適当でないと認められる場合は、この限りではない。
- (1) 有価証券届出書の届出者が次に掲げる全ての要件を満たすこと。
- ① 当該有価証券届出書提出日前1年の応当日に おいて有価証券報告書を提出している者であって、 当該応当日以後当該有価証券届出書提出日までの 間において適正に継続開示義務を履行しているも のであること。
- ② 上場株券(開示府令第9条の4第5項第1号に 規定する上場株券をいう。(2)において同じ。)又 は店頭登録株券(開示府令第9条の4第5項第1 号に規定する店頭登録株券をいう。(2)において同 じ。)に該当する株券を発行していること。
- ③ 上場日等(開示府令第9条の4第5項第1号イに規定する上場日等をいう。)が当該有価証券届出書提出日の3年6月前の日以前の日であり、かつ、当該届出者の発行済株券について、算定基準日(同号イに規定する算定基準日をいう。)以前3年間の売買金額(同号イに規定する売買金額をいう。)の合計を3で除して得た額が1,000億円以上であり、かつ、3年平均時価総額(同号イに規定する3年平均時価総額をいう。)が1,000億円以上であること。
- (2) 次のいずれかに係る届出であること。
- ① 上場株券又は店頭登録株券に該当する株券の 募集

② 新株予約権無償割当て(外国会社がその設立に 当たって準拠した外国の法令に基づいて行うこれ に相当するものを含む。) に係る新株予約権証券 (本邦の取引所に上場され (特定上場有価証券と して上場される場合を除く。以下②において同 じ。)、若しくはその発行後、遅滞なく上場され ることが予定されている新株予約権証券又は認可 金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登 録され(特定店頭売買有価証券として登録される 場合を除く。以下②において同じ。)、若しくは その発行後、遅滞なく登録されることが予定され ている新株予約権証券に限る。) であって、上場 株券又は店頭登録株券に該当する株券に係る株式 を目的とする新株予約権を表示するものの募集 (3) 募集に係る届出にあっては、次の①又は②に 掲げる有価証券の区分に応じ当該①又は②に掲げ る割合が20%以下であること。

①(2)①に規定する株券当該届出に係る募集により発行し、又は移転する予定の株券の総数(当該募集と同時に、当該募集に係る株券と同一種類の株券に係る株式を目的とする新株予約権を表示する新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券が発行される場合には、当該発行される株券の総数又は当該新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権が全て行使された場合に当該行使により発行し、若しくは移転する予定の株券の総数を含む。)を、当該募集前の当該株券(発行者が所有するものを除く。)の総数で除して得た割合

② (2)②に規定する新株予約権証券当該届出に係る募集により発行し、又は移転する予定の新株予約権証券に係る新株予約権が全て行使された場合に当該行使により発行し、又は移転する予定の株券の総数を、当該募集前の当該株券(発行者が所有するものを除く。)の総数で除して得た割合

以下では、これらの要件を少し詳しく見たいと 思います。 ・要件(1) 「特に周知性の高い者」の該当要件いわゆる WKSI に当たる基準ですが、①の要件については、適切な「企業情報」を開示している企業であることが期待されての規定であるとされます。②については、「上場店頭登録株券の発行者であれば、投資者において、当該発行者に関する開示書類、ニュース、アナリスト・レポート等の情報を入手することは容易であると考えられるため、届出書の提出前に投資者が当該者に関する「企業情報」について検討することが可能であると考えられるため」と立案担当者は説明しています(立案担当者解説・商事法務 2046 号 37 頁)。

③の要件については、参照方式の利用適格要件 を満たすことを求めるとともに、企業内容等の開 示に関する内閣府令9条の4第5項1号イが「100 億円以上」と規定するところ、開示ガイドライン では「1,000 億円以上」としており、つまり参照 方式の利用適格要件の10倍であり、さらに上場日 が3年6月前の日以後のケースを除き、そこに絞 って WKSI を定義したわけです。これは、市場にお ける売買金額及び時価総額が大きいこと、上場し てから一定以上の期間が経過していることを「特 に周知性の高い」という要件に係らしめたという ことです。この金額の根拠は、米国における WKSI の基準である浮動株時価総額7億ドルが、米国に おける参照方式の基準である浮動株時価総額0.75 億ドルの約 10 倍であることに鑑みてのことと説 明されています(立案担当者解説・商事法務2046 号 37 頁)。この 1,000 億円という数字ですが、我 が国の上場会社約3,600社のうち500社程度をカ バーする基準であり、3社以上の証券会社のアナ リストが企業情報をカバーしている上場会社約 600 社とほぼ重なる数字であることも当該数値基 準の妥当性根拠とされています(立案担当者解 説・商事法務 2046 号 37 頁)。

これにつきましては、お手元の事務局説明資料「上場企業の資金調達に係る期間の短縮」の10ページに、「日本と米国における発行開示制度の違い」ということで表にまとめられています。今ご説明申し上げた以上のことは別に書いていないの

ですけれども、参照方式を利用できる発行体として、米国の場合にはアフィリエイツによって保有されているものを除いた時価総額が 0.75 億ドル以上であるということに対して、WKSIの定義については、これは SEC の規則ですが、発行体の浮動株の時価総額が7億ドル以上であることとなっていますので、ここから約10倍という数字を持ってきたということです。

#### ・要件(2) 対象となる有価証券

これについては、証券情報に係る基準として、 比較的容易に取得の判断ができる有価証券に限定 することとされ、そのようなものとして「仕組み が単純かつ標準的な有価証券」という判断基準が 採用されたことに対応しています。すなわち、ま ず①で上場株券または店頭登録株券に該当する株 券の募集であるとします。それから②については、 上場・店頭登録株券に係る、上場・店頭登録され、 もしくはこれを予定している新株予約権証券を対 象としています。これは特定投資家向けのものを 除き、新株予約権無償割当を行う場合に限るとい うことに絞っていまして、立案担当者の説明によ りますと、これはほぼライツ・オファリングを想 定しているのだと理解されているようです(立案 担当者解説・商事法務 2046 号 38 頁(注 53))。

# ・要件(3) 募集による希薄化率が一定割合以下であること

希薄化率 20%以内ということが要件とされているわけですが、この点が要件とされるのは、「きわめて多数の有価証券が発行される場合には、当該有価証券の発行価格等が適切かどうかについて慎重な検討を要するため、その取得の判断を容易に行うことができるとはいえないものと考えられる」からと説明されています(立案担当者解説・商事法務 2046 号 38 頁(注 53))。すなわち、希薄化率 20%を超えるような大量の増資が行われる場合には、やはりその取得の判断が容易にできるとは言いがたいという趣旨です。

この希薄化率20%という数字をどこから出して

きたかということについては、前述の事務局説明 資料の 16 ページに記載があります。すなわち、 10%という数字も考えられたということです。こ の10%というのは、既に撤廃されているのですが、 かつて米国において一括登録制度が導入された際 に上限とされていた基準です。また、15%の希薄 化率ということも可能性としてはあり得て、それ は平成4年まで日本証券業協会の「公正慣習規則」 により、証券会社が株式による公募増資の引受け を行う際、市場に悪影響を与えない上限として採 用されていた基準であり、現在は撤廃されていま す。さらに20%という基準ですが、「上記の「公 正慣習規則」において、証券会社が、新株引受権 の引受けを行う場合の上限として採用されていた 基準」であって、これも現在は撤廃されていると いうことです。

このうち 20%を採用したということでして、この点については、私自身、いいのかどうかを判断する能力がありません。なぜ既に撤廃されたルールをここに持ってきたのかということについては、よく分からないところがあるのですが、希薄化率という要件を問題にする以上は、何らかの数字を持ってこないといけないということで、従来の立法史の中から市場に重大な影響を与えるかどうかという考え方に係らしめられていた基準を参照したと言うほかないのかというふうに思われます。

この希薄化基準はライツ・オファリングにも適用されますので、例えば1株に対して1の新株予約権を割り当てて行うライツ・オファリングの場合は、希薄化率の点でアウトとなり待機期間が縮減されないことになる、という説明もされています。

なお、希薄化率の算式には、国内外にて株券の 募集が行われる場合の海外における募集分、株券 の募集と同時に新株予約権付社債の募集が実施さ れる場合の当該新株予約権の行使により移転する 株式、本改正の適用がある公募増資の届出書と、 第三者割当増資による有価証券届出書が同時に提 出される場合の第三者割当増資に係る発行予定数 も含められることが、パブコメ回答によって金融 庁から示されています (パブコメ回答 15 頁 (50 ~52 番)) (立案担当者解説・商事法務 2046 号 41 頁 (注 58))。

2. ガン・ジャンピング禁止規定の緩和について 有価証券届出書の届出前の当該有価証券の募集 に係る取得勧誘もしくは売出しに係る売付け勧誘 は禁止されています(法4条1項)。その趣旨は、 投資者が勧誘による販売圧力によって不確実・不 十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態を 防止する趣旨であると説明されます。

なお、「勧誘」概念は、金商法において定義規 定が設けられていません。一般には、特定の有価 証券についての投資者の関心を高め、その取得ま たは買付けを促進することとなる行為と説明され ており、勧誘であるためには、発行・売出しの条 件を表示するものである必要はなく、募集または 売出しであることに言及する必要もないと解され ています。そして、勧誘に該当するかどうかは、 当該行為の目的、内容、情報発信の主体、相手方、 方法、時期、従来の開示実務との関係等を綜合的 に勘案して判定されると説明されています(金商 法・開示編 131 頁)。

この点、開示ガイドラインB2-3及び4-1 は届出前勧誘に該当するケースを、同B2-4、 2-11 及び2-12 はこれに該当しないケースを それぞれ列挙していましたが、「必ずしも十分と はいえず、実務上さまざまな萎縮効果が生じてい るとの指摘がなされていた」ところです(立案担 当者解説・商事法務 2046 号 34 頁)。また、1. に示したとおり、WKSI に対して発行する有価証券 の募集について待機期間の撤廃を検討する以上、 有価証券届出書の届出前に投資者が企業情報を受 ける機会をできるだけ確保することが望ましい、 ともされていました(WG 報告)。

そこで、上記 WG 報告の趣旨に則り、平成 26 年8月27日の開示ガイドライン改正により、届出前勧誘に該当しない類型が明確化されました。これが改正後の開示ガイドラインB2-12②から⑧です。もっとも、これらの各類型は例示列挙であり

まして、これに当てはまらないからといって直ち に勧誘に該当するというものではないということ は、立案担当者も述べているところです(商事法 務 2046 号 34 頁)。

以下、開示ガイドラインB 2-12②から⑧までを少し詳しく検討して参ります(規定内容はレジュメ 6、 7ページに列挙していますので、適宜ご参照ください)。

#### ・②プレ・ヒアリング

従来から、①は、第三者割当増資が行われる場合に、一定の範囲における届出前の調査については、ガン・ジャピンングではないと規定していたのですが、そこに②項が新設されたということになります。それは、有価証券の募集(第三者割当増資を除く)又は売出しにおける「プレ・ヒアリング」(需要の見込みの調査)と言われるものでして、従来、届出前勧誘に該当するおそれがあるとして、国内においてはこれを差し控えるのが実務であったと説明されています(立案担当者解説・商事法務 2046 号 34 頁)。例えば、改正前の日本証券業協会「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」 9条は、国内でのプレ・ヒアリングを禁止していたということです。

#### (需要の見込みの調査)

解禁されたプレ・ヒアリングには、かかる調査を行う上で合理的に必要とされる発行会社の情報の提供も含まれると解されています(金商法・開示編137頁)。あるいはライツ・オファリングにつきましては、新株予約権の行使価額等に関する調査」として、勧誘には該当しないと解されているところでありまして(金商法・開示編140頁)、また大株主等に対する行使意向調査は、行使を積極的に促さない限り勧誘には該当しないと解すべきであるとされています(金商法・開示編140頁(注57))。

#### (調査対象)

これは特定投資家(法2条31項)、及び大量保有報告書制度(法27条の23第4項)による5%以上保有株主(大株主)がプレ・ヒアリングの対象として届出前勧誘の規制が除外されることになります。理由としては、このような者は、不当な販売圧力によって投資判断を強いられることのない交渉力を有していると解されるからです(立案担当者解説・商事法務2046号34頁)。

なお、調査対象者の株券保有割合については、 各調査実施時点における直近の大量保有報告書に より確認していれば足りると説明されています。 しかし、調査実施者について、調査時点において 5%未満であることに悪意であれば、開示ガイド ラインの同規定には該当しないと解されています (立案担当者解説・商事法務 2046 号 39 頁(注 26))。

#### (調査主体)

特に制限を設けていないため、発行者、売出人自身や、彼らから依頼を受けた引受証券会社において行う場合に限られないのですが、特定投資家のうち、国、日本銀行及び適格機関投資家以外の、すなわちアマ成り可能もしくはプロ成りによる特定投資家に対しては、金融商品取引業者等自らが募集または売出しを行おうとする当該顧客からの委託により、または自己のために調査を行う必要があるとされています。

#### (情報管理措置)

プレ・ヒアリングは、調査主体が金融商品取引業等に関する内閣府令117条1項15号に規定する措置、またはこれに準ずる措置を講じなければならないと定められています(金商法・開示編139頁)。すなわち、①法令遵守管理に関する業務を行う部門から当該調査を行うこと等について予め承認を得ること、②法人関係情報等の公表前等に特定有価証券等の売買等を行わないこと及び法人関係情報を調査対象者以外の者に提供しないことについて、予め調査対象者に約させていること、③当該調査に係る担当者及び調査対象者の氏名等、調査対象者に提供した法人関係情報内容を記載し

た書面の作成・保管(5年間)措置を講じていること、です。

法人関係情報以外の情報についても、以上に「準じる」情報管理措置を講じることが要求されるべきであると説明されています(金商法・開示編 139頁)。なお、IPO の場合には、その性質上、特に調査対象者等に取引制限を約束させるまでの必要はないとも解されています。

かかる条件の趣旨は、対象者以外の者に対する 勧誘を抑止すること、及びインサイダー取引を予 防するためであると説明されています(立案担当 者解説・商事法務 2046 号 35 頁)。インサイダー 取引規制との関係では、公募増資のプレ・ヒアリ ングを実施した時点で、決定事実として、同規制 上の重要事実に該当すると考えられます(法 166 条 2 項 1 号)。したがって調査対象者は、公募増 資という決定事実については、情報受領者として 同規制に服するものと解されます(法 166 条 1 項 4 号、3 項)(立案担当者解説・商事法務 2046 号 39 頁(注 27))。

なお、本規定に関しては、米国 1933 年証券法 5 条 (c) に対する WKSI に係る例外 (SEC 規則 163) 及び JOBS 法 (2012 年) を受けた 1933 年証券法 5 条 (d) による新興成長企業に係る例外が参照され ました。基本的にアメリカでは、WKSI というのは、 待機期間だけではなくて、ガン・ジャンピングの 規制緩和のための中心概念でもあるわけです。

#### ・③届出の1か月以上前に行われる情報発信

趣旨としては、「当該情報発信から届出書・発行登録書の提出までに一定の期間が経過する場合には当該情報発信により高められた投資者の当該企業への関心も沈静化するものと考えられるからである」と説明されています(立案担当者解説・商事法務 2046 号 35 頁)。

当然のことですが、「有価証券の募集または売出しに係る情報」は除かれており、例えば増資を前提とした中期経営計画の発表等がこれに当たる場合もあり得るとの説明がなされています(金商法・開示編142頁)。単に上場を準備している旨の

情報発信はこれに該当しないとされます (パブコメ回答7頁(22番))が、疑問視する見解もあります(金商法・開示編142頁(注61))。

情報の再発信が想定される場合というのは、一定程度具体的に想定される場合を言うとしています (パブコメ回答 5 頁 (18 番))。これを防止すべき合理的な措置に関して、例えばウェブサイトに掲載されたファイルであれば、募集または売出しの1か月前の応当日前に掲載されたことが分かる日付を付しておけば、当該応当日以後に当該ファイルを消去すること等までは求められていないと説明されています(パブコメ回答 5 頁 (18 番))。プレ IPO のロードショーなどの場合は、資料をスクリーンに表示するのみで配布しない、もしくは配布資料を後ほど回収する等すれば、情報再発信に対する合理的な措置をとったことになると考えられます (パブコメ回答 9 頁 (26 番))。

なお、本規定に関しては、米国においても同様にセーフハーバーとして機能する SEC 規則 163 A (いわゆる 30 日ルール) が参照されたということです。

### ・④法令または取引所規則に基づく開示

従来から原則として勧誘には該当しないと考えられてきたものを、開示ガイドラインにおいて明確に規定した類型であると理解されます。もっとも、法令による継続開示や取引所規則による適時開示もこのカテゴリーに含まれるのですが、ことさらに合理的な範囲を超えた開示を行うことは、なお勧誘に該当し得ると説明されています(立案担当者解説・商事法務 2046 号 35 頁)。

#### ・ ⑤定期的な発行者情報の発信

従来から原則として勧誘には該当しないと考えられてきたものを、開示ガイドラインにおいて明確に規定した類型です。「当該発行者より、従前から、その通常の業務の過程において発表されてきた情報の発信であって、かつ、当該情報が発表される時期、方法及び形成期が、類似する過去の発表と重要な点において整合することが必要」で

あると考えられています」(立案担当者解説・商事法務 2046 号 36 頁)。すなわち、今までやってきたような方法や形態、時期とそんなに変わらないことを、いつものようにやっているということが大切だということです。当該有価証券の募集または売出し自体の情報は、これに含まれない。当然のことであります。

なお、本規定に関しても、米国においても同様 にセーフハーバーとして機能する SEC 規則 168、 169 が参照されました。

#### ・⑥新製品または新サービスの発表

従来から原則として勧誘には該当しないと考えられてきたものを、開示ガイドラインにおいて明確に規定した類型です。もっとも、「従前行っていなかった内容又は方法で意図的にオファリングのローンチの直前において発表する場合や、企業イメージや成長戦略・成長性を過度に強調した発表は、通常の業務の過程において行われる発表ではない」と解される可能性があることが指摘されています(金商法・開示編 146 頁)。当該有価証券の募集または売出し自体の情報は、ここに含まれないのは当然であります。

#### ・ ⑦自発的な問い合わせに対する回答

これも従来から登録前勧誘には当たらないと言われていたものですが、当該問い合わせを行った者に対する回答として合理的な方法であることが必要であるということであり(金商法・開示編 146頁)、当該有価証券の募集または売出し自体の情報はここに含まれないのは当然であります。

#### ・⑧アナリスト・レポートの配布または公表

上場会社である発行者に係るアナリスト・レポートの配布または公表であって、カバレッジの開始または中断後の再開でない場合には、チャイニーズ・ウォールが整備された金融商品取引業者等により行われるものは勧誘に該当しないことが明確化されました。

従前は、有価証券届出書の提出の直前に増資予

定企業のアナリスト・レポートを公表することは 勧誘に該当し得るという懸念も指摘されていまし たが、今般、ローンチが近づいたことを理由にそ れまで継続的に公表していたアナリスト・レポー トの公表を打ち切る必要はないことが明らかにさ れたと言われています(金商法・開示編 147 頁)。 逆に言うと、突然の打ち切りがかえって近々の増 資を疑わせる兆表にもなり得たわけです。

非上場会社に関するアナリスト・レポートやインダストリー・レポートの配布または公表も、本規定が想定するのと実質的に同等の状況で行われている場合には、同様に勧誘には該当しないと解されるというのが立案担当者の説明です(商事法務 2046 号 40 頁(注 38))。

なお、日本証券業協会は、本改正を受けまして、 平成27年2月17日付で「アナリスト・レポートの 取扱い等に関する規則」を改正しています。

なお、本規定に関しても、米国においても同様 にセーフハーバーとして機能する 1933 年証券法 2条(a) (3)第9文及び SEC 規則 137、138、139 が参照されています。

### Ⅱ. 新規上場企業の負担軽減

上場会社に対して事業年度ごとの提出が求められる内部統制報告書に内部統制監査が義務付けられていることに関して(法 193 条の2第2項)、WG報告11ページ以下では(第2章の1.)、下記のように、新規上場企業の内部統制報告書に係る監査義務を上場後3年間は免除することが提案されていました。

#### 【(2)新規上場後の負担の軽減】

「……上場企業の場合、企業が作成する財務報告に基づき広く一般に株式等が売買されることを踏まえれば、上場企業である以上、経営者が当該財務報告の適正性を担保するために内部統制の有効性を評価し、その結果を報告することは必要であり、新規上場企業であっても、内部統制報告書の提出自体を免除することは適当ではないと考えられる。

一方で、内部統制報告書の監査義務について検討したところ、新規上場企業については、①上場審査において、金融商品取引所から、内部管理体制も含めた厳格な上場審査を受けており、主幹事証券会社や公認会計士も当該内部管理体制をチェックしていること、②新規上場企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合が多いと考えられること、③最も厳格な内部統制報告制度で知られる米国においても、新規上場を促進する観点から、新興成長企業について、内部統制に係る監査を免除する措置が講じられたことなどの事情が存在する。

また、新規上場後の企業内容の変化について確認したところ、多くの企業において、新規上場後3年間程度は、売上や従業員などの企業規模等に大きな変化は見られなかった。

これらを踏まえると、新規上場企業の内部統制報告書の提出義務に係る負担を軽減するため、新規上場後、例えば3年間について、内部統制報告書に係る監査義務を免除することが適当であると考えられる。

ただし、新規上場企業であっても、その規模等に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業については、内部統制が適切に機能していることを特に厳格にチェックする必要性が高いと考えられることから、こうした企業については、新規上場企業であっても、内部統制報告書に係る監査義務を免除することは適当ではないと考えられる。」

上場会社等は、事業年度ごとに内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出しなければならず(法24条の4の4第1項及び「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」)、さらに内部統制報告書について有価証券報告書に記載される財務諸表・連結財務諸表を監査する監査法人・公認会計士の監査を受けることが必要です(法193条の2第2項)が、本改正では、法193条の2第2項に列挙する例外事由に新たに4号「上場会社等(資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達し

ない上場会社等に限る)が、第24条第1項第1号 に掲げる有価証券の発行者に初めて該当すること になった日その他の政令で定める日以後三年を経 過する日までの間に内部統制報告書を提出する者」 が追加されました。

同号に規定する「資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等」における「基準」とは、上場日の「直前事業年度に係る連結貸借対照表若しくは貸借対照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上である」と規定されています(「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」10条の2)。この基準は、公認会計士法24条の2・同法施行令8条に定義する「大会社等」と同じです。その趣旨は、公認会計士または監査法人には、有価証券報告書提出会社でなくても、

「大会社等」に該当する会社に対しては、有価証券報告書提出会社と同程度の厳格な監査規律が求められており、この趣旨を「その規模等に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業」の判断基準として援用したものであると解されています(立案担当者解説・商事法務2040号69頁)。

なお、ここでも、アメリカにおける JOBS 法において、新興成長企業は上場後においてもサーベンス・オクスレー法 404 条(b) 項により上場会社一般に求められる監査人による内部統制報告認証が最大で5会計年度免除されることが参照されています。

#### Ⅲ. 民事責任規定の見直し

民事責任規定については、下記のように、WG報告17ページ以下(第4章の2.)で、法21条の2につき、①無過失責任を立証責任の転換された過失責任とし、②損害賠償請求権者を有価証券の「取得者」に限定されていたものを「処分者」も含めるべく、改正することを提案していました。

第4章「近年の金融資本市場の状況を踏まえたその他の制度整備」 2. 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

# 「(1)提出会社の損害賠償責任の見直し

無過失責任は、特に政策上の必要性が認められる例外的なケースに限られており、金融商品取引法において、提出会社の損害賠償責任を無過失責任としているのは、民事訴訟による責任追及を容易とすることで、違法行為の抑止を図り、証券市場の公正性・透明性を向上させることを目的としたものであると考えられている。

この点に関し、近年、課徴金制度の整備や内部統制体制構築の定着などによって違法行為の抑止効果が強化されていることを踏まえれば、損害賠償責任の一般原則を超えて提出会社に無過失責任を課すこととしている現行制度の意義は、当該制度の導入当時(平成 16 年改正)と比べて、相対的に低下してきているものと考えられる。本ワーキング・グループでは、当該無過失責任を過失責任に見直すことについては慎重な意見も出されたが、こうした点に鑑みれば、流通市場における提出会社の損害賠償責任については、現行制度の趣旨・目的を損なわない範囲において、一般原則どおり、過失責任とすることが適当であると考えられる。

その際、損害賠償責任については過失責任とするものの、提出会社の故意・過失の有無に係る立証責任については、投資者の訴訟負担が過大にならないよう、現行の制度における役員等の損害賠償責任に係る立証責任と同様に、立証責任を転換し、提出会社が自己の無過失の立証責任を負うこととすることが適当である。」

#### (2) 損害賠償の請求権者の拡大

従来は取得者のみが対象であったけれども、今般、処分者を追加することが適当であるとされています。MBO においてみられる、いわゆる逆粉飾のようなケースに対する意識が高まってきたからであるということが説明されています。

# (3) 損害額推定規定の拡大

この推定規定については、しかし、処分者に対してまで拡大することはしないということを提言していました。つまり、将来の課題として引き続き検討を行うことが適当であるとされて、今般の改正には反映されませんでした。

流通市場における虚偽の開示書類を提出した者に対する民事責任を、立証責任の転換された過失責任とすることについては、改正後の法21条の2第2項が「前項の場合において、賠償の責めに任ずべき者は、当該書類の虚偽記載等について故意又は過失がなかったことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない」と規定するとおりです。

その根拠は、当初同条が立法化された際に無過失責任原則によって期待された違法行為の抑止効果がある程度達成せられたと評価されることに求められているようです(立案担当者解説・商事法務2040号72頁)。その他、流通市場においては、発行市場における場合(有価証券届出書の虚偽記載による損害賠償責任は無過失責任・法18条1項)と違って発行者に利得が生じていないこと、株主間の財産移転を生じさせるだけであること、米英等主要国においては流通市場における虚偽開示書類の提出者に無過失責任を負わせていないこと、などが指摘されていますが、これらは皆、法21条の2が導入される過程において既に慎重論の論拠として指摘されていたことでありまして、今さら感がなきにしもあらずです。

無過失責任が新興・成長企業の新規上場を躊躇する原因になっているとの指摘は、既に平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」30ページにおいて「新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任となっていることが適切か検討を行い、結論を得る」と示されていたのであり、ちょっと不適切な言い方かもしれ

ませんが、出来レースのような気もします。

しかし、有価証券報告書の「重要な事項」に虚偽記載が認められる場合であって、提出者(発行会社)に過失がないことを立証できる場合というのは一般的にはあまり考えにくく、無過失責任を過失責任に転換したからといっても、立証責任が発行会社にある以上、どれほどの規制緩和効果があるのかは疑問なしとしません。抽象的なレベルにおけるアナウンスメント効果はあるのかもしれませんが、結局、今まで流通市場における民事責任に対してどちらかといえば積極的な態度を示していた判例の態度——これはあくまで私の感覚ですが——これが今後どのように変化するのか、あるいはしないのかを見極めていく必要があるのではないでしょうか。

なお、今般の改正によって発行者が無過失免責を得られる機会が広がったと見るべきなのか否かの評価に関連する議論としましては、発行会社の過失を役員等のレベルにおいて判断するのか、会社自体の過失ということを問題とすべきなのかという論点があり、この点は WG においても議論がなされたようです。

もし役員等の過失のみを問題とすべきであると 解すると、従業員等の不正が当該有価証券報告書 の虚偽記載の主たる与因であり、役員等に会社法 上の内部統制構築義務違反など監視義務違反が認 められない場合、例えば最判平成21年7月9日の 日本システム技術事件のような場合には、会社が 無過失免責を得ることも十分可能であると考えら れます。日本システム技術事件の最高裁判例は、 法21条の2適用以前の事案であることを前提に、 会社法 350 条との関係で、虚偽の有価証券報告書 を提出したこと自体についての過失の内容として、 代表取締役の内部統制構築義務違反の有無、特に 予見可能性の有無が審査されたのですが、もし同 事件が現在改めて法 21 条の2との関係で問題と なるなら、あるいは虚偽の有価証券報告書を提出 したことについて結果回避義務違反がないゆえに 役員等に過失がないという判断も十分なされ得る ように思われます。この点、松井秀征「本件判批」

(私法判例リマークス 41 号 86 頁) は「とりあえず無過失責任だから問題にはしないが、やがて過失責任に転換された場合に改めて問題となろう」と、まるで今日を予見したかのような指摘をしており炯眼の至りであります。

このような見解に対しては、もし法21条の2の 適用が認められないとしても、民法 715 条に基づ く使用者責任による場合には発行者の責任が認め られる蓋然性が高くなる(なぜなら、同条但書の 免責はほとんど認められないから)こととの権衡 上、そのような結論は回避すべきであるとして、 法 21 条の2の適用においては「会社自体の過失」 を問題とすべきである、という見解もあります(立 案担当者解説・商事法務 2040 号 73 頁)。そして、 立案担当者は、どうもこちらの見解に立とうとし ているのではないかとも思われます。もっとも、 実際には、有価証券報告書等の重要な事項につい て虚偽記載があった場合に、役員等に何らの注意 義務違反も認められないということは通常は考え にくいため、両説に実質的な相違はあまりないと いう指摘もあります(立案担当者解説・商事法務 2040 号 73 頁)。これはあくまでも立案担当者の 認識です。

以上の議論とは別に、MBO の普及とともに問題 意識が高まってきた「逆粉飾」ケースを法21条の 2のカテゴリーに含ませる趣旨で、本改正では、 損害賠償請求権者として、流通市場における虚偽 開示書類が公衆の縦覧に供されている間に有価証 券を「処分した者」を含めました。「処分」の意 義としては、有価証券を任意かつ有償で処分した ものをいい、贈与等無償での処分者はここに含ま れないと解されています(立案担当者解説・商事 法務 2040 号 75 頁 (注 16))。また、法 19 条 1 項2号により、当該有価証券を取得した価格から、 当該有価証券を処分した価格を差し引いた差額が 損害賠償額の上限となるという規定が維持されま した。それは、「虚偽記載がなかった場合の処分 価格を正確に算定することが困難であることから、 賠償責任額の上限を設ける政策的必要性が高い」 からだと説明されています(立案担当者解説・商

事法務 2040 号 75 頁 (注 16))。

この点について考えますに、処分者が被り得る 損害の内容として、まずは処分時差額が考えられ ると思います。すなわち、逆粉飾がなければ有し ていたであろう当該有価証券の価格を想定し、そ れと実際の処分価格との差額を損害とする考え方 です。しかし、この想定価格を算出することが、 実際、非常に困難であることは言うまでもありま せん。

さらに、通説・判例のように法21条の2の損害 の内容として「取得自体損害」を含めるのなら、 その反対のケースとして、そのような逆粉飾がな されていなかったらそもそも当該有価証券を処分 しなかったであろう、あるいは今も保有している であろうと主張して「処分自体損害」を考えるこ ともできます。その場合には、損害賠償請求に係 る事実審の口頭弁論終結時における当該有価証券 の市場価格(あるいは MBO 等によって上場廃止に なっていれば、当該有価証券の価値を合理的に算 定した価格)から処分価格を差し引くという作業 が求められることになります。もっとも、逆粉飾 がなかったら本当はずっと有価証券を保有しつづ けていただろうという想定は、しかし、当該処分 者は市場価格が相当高い値をつけたと思われるそ れ以前の任意の時点で有価証券を処分していたか もしれないから、損害賠償請求に係る事実審の口 頭弁論終結時における当該有価証券の市場価格を 損害額の算定基礎とすることはできないという理 屈を完全には排除できないと思われます。とはい え、処分者が、逆粉飾がなければ、実際に市場価 格が最高値を付けた当該時点において有価証券を 処分したということを立証することも相当に困難 なことであろうと推察しされます。結局、逆粉飾 の場合に、「処分自体損害」における損害の内容 を特定することは極めて困難なことであるという ことになります。立案担当者が処分者損害の賠償 請求に取得価格という上限を課したのは、以上の ような困難な問題を回避する狙いがあったといえ るのかもしれません。もっとも、このような損害 論上の難問は、処分者が民法上の不法行為に基づ く損害賠償請求を提起するときには顕在化するものと思われます。

なお、処分損害については、法 21条の 2 第 3 項 の推定規定は適用されません。それは、逆粉飾が 発覚すれば、企業のレピュテーションとともに株 価も低下するだろうこと、及び課徴金や重加算税 等の行政的制裁も加わり得ることからすると、「企業の真実の経営成績を反映して株価が上昇すると いう経験則が認められるかどうかは不明であり、これを検証するための実例も乏しい」からだとされています(立案担当者解説・商事法務 2040 号 75 頁(注 18))。この点は妥当な判断だと思われます。

以上、大変雑駁な報告で恐縮でございますが、 先生方のご教示、ご指摘をよろしくお願い申し上 げます。

#### 【討論】

○黒沼 行澤先生、ご報告いただきありがとう ございました。

本日のご報告は、大きく分けて3つのパートから成っていると思いますので、順番に質疑応答を していきたいと思います。

まず、第1点の開示ガイドライン等の改正の部分について、ご質問、ご意見をいただければと思います。

【開示ガイドライン改正は法8条3項の委任による範囲を超えているか】

○岸田 開示ガイドラインの改正ですけれども、 実質上は、法4条や法5条の改正に当たるのでは ないかと思いますが、法律の内容をかなり変えよ うとしているのに、政令でも、省令でも、府令で もなくて、ガイドラインでやるということはあま り適当ではないような気がするのですけれども、 その点についてどのように考えられていますか。 ○行澤 岸田先生のご質問の趣旨については、 十分了解しているつもりでございます。しかし、 普通の人はガイドラインなんか読まないだろうと いうご指摘について、非常に哲学的な問題になる かもしれませんけれども、今日において法律だけ で全て書き切るということはやはり不可能であり まして、それが法律の授権の範囲内であるかどう かという憲法問題を論じるのであれば別ですけれ ども、ここまで技術的な要件を整備して一定の法 的効果を与えるという場合、その情報の受け手は やはり専門的な人々であることがほとんどであり、 証券市場を構成している専門家コミュニティの中 でこれが運用されていくということだと思います。 ですので、例えばガイドラインまで読まないよう な一般投資家に対しても、専門家がそれについて しっかりと情報提供すること、そして市場運用に 関わる専門家コミュニティにおいて、その専門家 に対するディシプリンを通じて、何とかそういっ た点は担保できるのではないかと、私は考えてお ります。

○岸田 ただし、法4条とか法5条とか、そういう大きな規定に違反すると、罰則とか制裁もあり得るわけですね。業界の人たちしか読まないからいいという、それはそれで構わないのですけれども、やはり普通の人が見ても何のことかさっぱりわからない。一般の人は巻き込まれることはまずないと思うからいいのか、こういうやり方が望ましいのか、それについてはどうですか。罰則があっても、それは構わないわけですか。

○行澤 それは、罪刑法定主義の問題ということになるのだろうと思うのですけれども、先ほど申し上げましたように、これらの規定に罰則を設けた趣旨は、証券市場のような高度で複雑なシステムにおいては市場を運営していく専門家たちの責任を強化することによってこそ一般市場参加者らの利益を図ることができるという点にあるのでしょうから、彼らに対する関係において当該法律規定が実質的に罪刑法定主義の精神に反するかどうか(構成要件が曖昧で漠然としているかどうか)を見ていくべきなのだろうと思います。そうだとすれば、これらの法律規定が直ちに罪刑法定主義に反するということにはならないと私は考えます。

○黒沼 今の問題点について、私から発言させていただいてよろしいでしょうか。

WKSI に対する待機期間の撤廃について言いますと、法8条3項が内閣総理大臣の裁量に委ねており、それに基づいてガイドラインを定めているわけです。しかし、ガイドラインというのは、もともとは法律の解釈を行政機関内で示すもののはずなのです。法律の解釈として、例えば時価総額が1,000億円とか売買金額が1,000億円以上の場合にはこうなるというような解釈が果たして金商法の条文から出てくるかというと、出てくるはずはないわけです。これは本来はルールで定めるべきものだったと、私は思っております。

ただ、この議論をあまり長くしても生産的では ないと思いますけれど。

○岸田 私が言いたいのは、法律がなくても、 政令とか省令とか府令であれば公開されていて見 られるのですが、ガイドラインというのは、特別 な者でないとまず見ることがないということです。 証券会社の方はごらんになっていますけれども。

【WKSI に係る証券情報開示に資金調達目的等が含まれていないことの問題点】

待機期間の撤廃の基本的なポリシーを ○伊藤 確認させていただきたいのですけれども、レジュ メ2ページで紹介されている WG 報告によれば、投 資家というのは、企業情報と証券情報を検討する ものである。ところが、WKSIによる株券の発行を 考えると、企業情報は既に広く知られているし、 証券情報というのも、株券など証券の仕組みが単 純で標準的ならば、これもなくてもよい。このよ うな理屈だと思うのですが、金商法の有価証券届 出書の、特に証券情報として開示されているもの は、有価証券自体の情報とともに、その資金調達 の情報を含んでいます。手取り金の使途などはま さにそうなのですが、そのような資金調達の情報 についての熟慮期間は要らないのでしょうか。あ るいは、3ページ以下に具体的な要件を書かれて いますが、これらの要件を眺めていますと、WKSI による株券の発行というものは、もうこれはそれ ぞれ個性がある資金調達というよりは、画一化された投資商品を投資者に売るというイメージのようにも感じられます。そのような考慮から今回の改正がされたということなのでしょうか。

そもそも、証券情報といっても、私からすると、 これは証券自体の情報というよりは、資金調達の 情報だと思うのですが、なぜWGはそういうことは 言わないのでしょうか。

○行澤 この点に関する私のイメージは、まさに伊藤先生のご指摘のように、大量公募増資ということが予定されているのではないかと思いました。そのような場合、企業情報については周知されていることだし、証券情報等についても、20%の希薄化率という歯止めの中であれば、つまり発行数についての情報はここで縛りがかかっているので、これであれば、特に事前に15%の希薄化率なのか、5%の希薄化率なのかということを知らなくても、こういった株券であれば十分待機期間なく募集・売出しをさせてもいいのではないかというポリシーなのだと思いました。

○伊藤 いえいえ、私が確認したいのは、今回 の改正は、そもそも発行開示を見る投資家という のは、その資金調達についてはもう評価しなくて もよいというポリシーに基づくものなのですか、 ということです。もうこれは資金調達なのではなくて、株券を売ってくれるのだと、それだけを考えるという話なのですかね。

○行澤 立法担当者がそこまで考えていたかど うか、私はちょっと分かりません。

○森田 今伊藤先生が言われたような情報は、 事前にタイムリー・ディスクロージャーでどんど ん出ているから、アナリストも予想できるという ような状況を想定しているのではないか。仕組み はそうなっていると思います。

ただ、それはそうなのですけれども、私も気になる点がありまして、セリング・プレッシャーはやはりあるのではないかということです。皆が皆待ち望んで株券を待っているというふうにはなかなか考えにくくて、やはり新株を発行すると株価が下がったりもしますね。希薄化が例えば5%と

かだったらわかりますけれども、20%でしょう。 ですから、それほどまでに出していて、セリング・ プレッシャーがないというような言い方でいいの かという点が、私としてはむしろひっかかります ね。

○行澤 まず伊藤先生のご質問の趣旨は、金融 当局は、今回の規制改革については、資金調達の 個性がもうなくなっているような場合というイメージを前提としているのかどうかということです ね。私のイメージとしては、第三者割当増資と違って、これだけの大きな上場会社がこれだけ大量 の公募増資をするという場合には、それこそこれ から予定されている日本郵政もそうかもしれませんが、資金調達の個性とか資金調達の使途を見なければ判断できないというようなものではないと 判断されているのだろうと、そう考えるしかないのかなあ、と思います。

森田先生のセリング・プレッシャーはあるのではないかということに対しては、あると言えばあるのかもしれませんが、立案担当者はないと言っているわけではありません。むしろ周知された著名な銘柄の場合は、ある意味でみんなが欲しいと思う株は、売り圧力がなくても、直ちに完売ということもあるでしょうし……。

○森田 いやいや、昔のように引受基準でずっと増益基調であってみんなが欲しがっているというのが前提であればオーケーです。セリング・プレッシャーだけで言った場合、20%というのは、大きいですね……。

○行澤 先生のおっしゃるとおり、私も待機期間の撤廃というのは、やはりそれ以前の情報開示の充実ということとセットになっていると思うのですね。そういう意味で、登録前ガン・ジャンピングを緩めるというのは合理性があると思いますし、恐らく公募増資の場合には、やはりある程度その会社の長期とか中期の計画というのが発表されており、その企業の方向性とかポリシー、そういうものがある程度分かっているということを前提にしているので、売り圧力ということはあまり気にしなくていい、というようなことがあるので

はないかと思うのですけれども。

○志谷 伊藤先生のおっしゃったことは私も基本的に賛成で、やはり資金調達の使途というのを教えてもらわないことには、投資家としては適切な投資判断ができないし、そもそも魅力を感じないのではないかというように思いました。それと、もう一点は、先生がおっしゃったように、事前に資金調達の使途を明らかにするわけではないけれども、何かこういう資金の需要があってというようなことを具体的に情報提供することになると、先ほどのガン・ジャンピングとの関連で何か矛盾してこないのかなと、懸念いたしますが、どうでしょうか。

○行澤 確かに、ガン・ジャンピングでこういう増資を予定していますとか、そんな話は論外で、しかも増資を前提とすれば、長期計画等の発表も危険だよという話を実務家の方はされていて、そしたらどこまで言ったらいいのかということが確かにあります。情報開示は充実させなければいけないけれども、ガン・ジャンピングで手足は縛られますよという、非常に厳しいところではあると思いますけどね。

【日本の WKSI に係る規制緩和の真のねらい ― 増資後空売回避か、熟慮期間短縮か】

先ほどの話の繰り返しになるのですが、 〇石田 待機期間の位置付けというか捉え方をもう一度確 認したいのです。待機期間というのは、WG 報告に よると熟慮期間だというふうに書いてあります。 熟慮期間については、発行登録の導入の際に、追 補書類が出たらすぐに発行できるようになったか ら、その考え方は少し変わってきているのかもし れませんけれども、それと同時に、待機期間は行 政機関が提出書類の審査をする期間でもあると。 つまり、先ほど森田先生がおっしゃったように、 情報に基づいて投資家が冷静に判断するために届 出制度の行為規制がかかっているのだ、そしてそ の間に開示書類の行政審査も行われるのだという ような説明をしてきたと思うのですけれども、今 回の WKSI においては、そのあたりについて、例外

を設けているという見方でよろしいのですか。

例外という理解で良いのではないでし ょうか。特にこの点の規制改革はアメリカの JOBS 法のインパクトが非常に大きかったように拝察し ますので、とにかく増資期間を短縮させようとい うことですよね。それと、事務局説明資料の「上 場企業の資金調達に係る期間の短縮」の4ページ を見ていただきますと、「以上を踏まえれば、増 資を行おうとする企業が「届出書の提出」行うと (すなわち、増資が公表されると)、これをきっ かけとして投機的な空売りを含む「売り」が活発 化し、必要以上に当該企業の株価を下落させる場 合も少なくない、と考えられるのではないか」と あって、このことに対する問題意識がやはりあっ たのだろうと思います。だから、WKSIの場合には、 とにかく思ったとおりの資金調達が得られないと いうことを防ぐために迅速にやらせてやりたいと。 では、迅速にやらせてもいい発行者はどのような 発行者か、という基準で金融当局は考えたのかも しれません。

○黒沼 WGのときに反対しておかないで、研究会でこういうことを述べるのはどうかとも思うのですけれども、私は、伊藤先生、森田先生の懸念はそのとおりだと思います。

アメリカと比較するとわかるのですけれども、アメリカでは、WKSIについては届出前勧誘を解禁しているのですね。届出前勧誘を認めている。そのときに勧誘に用いた資料を全て SEC に提出させて、SEC はその資料と届出書の内容に齟齬がないかをチェックすることが予定されています。そうしますと、届出前から勧誘は行われていますので、そこでは資金使途も開示されているでしょうし、十分な熟慮期間も確保されているのです。

ところが日本では、全ての資料を提出させてそれをチェックするというのは人的にも不可能で、そこについては SEC と同じようにはできないので、届出前勧誘は、通常の情報発信とか企業情報についてはオーケーだけれども、募集・売出しに関しては情報発信は認めずに、それで待機期間を撤廃してしまったということなので、ご懸念はもっと

もだと思います。

なぜそうしたかという理由についても、これも 行澤先生がご説明されたとおりに、公募を公表す ると株価が下がる、だから株価が下がらないうち に資金調達をしたいという、いわば不純な動機か ら出ているわけでして(笑)、WGでは、同じこと が起こるのならば資金調達後に株価が下がるので はないかという発言はしたのですけれども、そう いう要請があるので一定の限度で認めることにな ったという次第で、理論的には批判される点が 多々あると思っています。

○行澤 貴重な情報を提供していただいて、あ りがとうございます。

準備していて、おっしゃるようにちょっと首を かしげたのが、アメリカでは WKSI を軸としたガ ン・ジャンピングの解禁と待機期間の撤廃とは一 連のものになっているのですね。それは、今黒沼 先生にご説明いただいてよりよく私も理解できた のですが、いわば発行登録前に増資情報を提供す るということを認めるシステムなのです。ところ が、なぜ日本で両者が別々の規定になってしまっ たのかということを私なりに考えますと、恐らく 待機期間のほうは、今ご説明があったように、早 く増資の効力を生じさせたいという問題意識があ り、ガン・ジャンピングのほうは、多分、例えば プレ・ヒアリングとかアナリストの問題、それか らライツ・オファリングのときにやはり事前にき ちんとヒアリングしておかないとうまくいかない という問題意識があると。つまり、別々の問題意 識にドリブンされた結果がこうなったのかという ふうな印象を持っています。もし間違っていれば ご訂正いただきたいのですが。

【取引量・時価総額基準・希薄化率が WKSI に係る 規制緩和において有する意義】

○前田 WKSI に当たるかどうかの判断基準として、一定期間は継続開示義務を履行しているとか、あるいは上場会社であるということはよくわかるのです。まさに企業情報が周知されていると。しかし判断基準の中で、取引量とか時価総額は、周

知性とどう結びつくのでしょうか。取引量とか時 価総額が大きければ、市場に厚みがあって、市場 価格の信頼性が高いということになるのか。ここ の要件は、形式的には参照方式を基準に決めたと いうことですけれども、実質的にどう結びついて いるのでしょうか。

○行澤 立案担当者が言っている以上のことは 私もよくわかりません。しかし、取引量が多いと いうことは、先生がおっしゃるように、比較的企 業情報に対する分析も進んでいるだろうという認 識なのではないかと思うのですけれども。

○森田 そうです。昔、効率的資本市場仮説が 当てはまるというようなことを言っていました。 おっしゃるように、それだけプライスに全部の情 報が反映されているという考え方でしたね。

○前田 発行価格の適正さについて投資者が判 断しやすくなっていると。

○森田 価格自体に全て反映されていると。

○北村 周知性が高い者の要件の3つ目にある 希薄化率についてお伺いします。20%の希薄化率 というのは、行澤先生もおっしゃっていたように、 参照されるべき実例がほかの国にはないというこ とでした。この制度が、有価証券届出書を出した 後、株価が下がらない間に資金調達をしたいとい う要望が強いことを配慮したのであれば、この 20%というのは、そういう要望というか、今まで の実績というものも考慮されたと考えていいので しょうか。

○行澤 そうだと思います。その点については、 事務局説明資料「上場企業の資金調達に係る期間の短縮」17ページに、希薄化率のデータが出ています。時価総額1,000億円以上の企業による公募増資の件数というのも出ていまして、これを見ますと、一番のピークが何と25~50%の希薄化率のところに来ているので、本当はもっと下げたかったのかなという気もするのですが、20%以下の中に1,000億円以上の企業の公募増資が25件入っており、それ以上の希薄化率のものが29件ですね。だから、このあたりがほぼ半分ですので、このあたりで待機期間をなくして迅速にさせてくれたら いいという感じが垣間見えたと思ったのですが。

○北村 そうすると、20%という基準を出した 理由は、それが発行価格が適切かどうかの分かれ 目だということでしょうかね。

○行澤 20%を超えるようなものだと、やはり 慎重な熟慮期間が要るのではないかという話です ね。

○北村 慎重な熟慮期間と20%はやはり関係があるのですか。

○行澤 価格の問題ももちろん問題になってくると思います。要するに、支配権にも影響を及ぼしかねないような大量の株券の発行に対しては、 やはりちょっと考えさせてあげたほうがいいという発想だと思うのです。

○飯田 希薄化率が高いと株価が下がりやすい という関係にあるということかしらと思ったので すが。

○行澤 なるほど、希薄化率が高いと株価が下がりやすい、そうですね。

【日本の WKSI に係る規制緩和の政策目的と WKSI 該当性要件との整合性】

○松尾 逆になりませんか。もし、今飯田先生がおっしゃったとおりだとすると、待機期間を撤廃した理由がそういう投機的な空売りを防ぎたいということであれば、希薄化率が高いときのほうが株価が下落する可能性が高いから、そういうときこそ、待機期間なしに直ちに価格決定を認めてあげないといけないと思います。さらにもう一つ言うと、先ほど前田先生が指摘された取引高ですとか時価総額、そういうものが小さいほど投機的な空売りの影響を受けやすいので、そういうところこそ待機期間なしに価格決定を認める必要があるように思います。ですので、やはり熟慮期間が必要ないという説明と真の目的とが違うので、規制がうまくマッチしていないように思いました。

○行澤 恐らくその辺の齟齬というのはあると 思うのですけれども、私の印象ですが、希薄化率 が25~50%のような公募増資において、待機期間 を撤廃するというのはやはり気が引けたのだと思 うのです。ちょっとそれはなかなか正面切って言 えないという遠慮のようなものが感じられるので すね。また、おっしゃるように、取引量が少なけ れば少ないほど価格の信頼性が落ちて投機的な対 象になりやすいということなのですけれども、し かし、そういう取引量の少ない上場株券について 待機期間を撤廃するというのは、やはりこれも気 が引けるという、そういうところが垣間見えるの ですけどね。

○松尾 投資家の熟慮期間の要否ということからすると説明はつくのですけれども、そうではなくて、真の目的、つまり投機的な売りの抑止ということからすると、やはりちょっとおかしいなという気はいたしますね。

○行澤 はい。そうすると、松尾先生は、やは り額面どおり熟慮期間の問題なのだとご理解され るわけですか。

○松尾 そうであれば、先ほど伊藤先生や森田 先生、黒沼先生が指摘されたような措置があった ほうがよかったのだろうというふうに思います。

○行澤 なるほど。

○森田 しかし、何か社会問題というか経済問題で、大量に発行しますと言った途端に空売りを沢山やられるとすると、これに対しては、どのような案があるのでしょうか。

○松尾 空売りのほうを……。

○森田 ああ、空売りを規制するのか。そのようなことでおさまりますか。

○松尾 わかりません。(笑)

○伊藤 そもそもそれは何とかしなければいけない問題なのかということを、やはり私は疑問に思っていまして。

○森田 しかし、すっと発行できたらいいわけですよ。アメリカでは、ブックビルディングをやるときにも、それが申込み自体になっているようですね。日本では別に買わなくてもよいので、それはもう情報が流れるばかりでたたき売られるわけでしょうね。

○伊藤 でも、現実に株価が下がっているのだ から、調達額が減るのは自然なことで、それを何 か下がらないようにしてやらなければいけないというのが、ただちには理解できない。

○森田 ただね、規制される期間が長過ぎるのではないかというのも確かにあると思います。

○伊藤 それならそれでいいのですよ。それは もう純粋に待機期間の問題として考えればいいだ けの話で、空売りが来るということをそこに含め ると、やはり途端におかしなことになると思いま すね。

○森田 そう思いますけどね。ただ、現実社会 としてはそういうことでもめているというか、あ まりいい現象ではないと思いますから。

○行澤 発行企業としては、予定の調達額に達しないということに非常に問題意識を持っていらっしゃるようで、それについてはどうなのでしょうか。

○森田 だから、なお一層の発行開示制度の検 討をしていただきたいということではないですか。 (笑)

○行澤 でも、空売りの問題に関しては、情報 開示を充実してもやはり起こってくるのですよね。

○森田 それはそうでしょうね。

○松尾 事務局資料では、よくない増資だということを反映した株価の下落以上に下落が起きているとされています。それは恐らく裁定的なものを狙った空売りのせいだろうというふうに分析されているようなので、その部分は……。

○森田 空売り規制ですか。

○松尾 いや、かけられないのでしょうね。難しいのでしょうね。

#### 【内部統制報告監査義務の免除のねらいと実益】

○黒沼 次の論点に移りたいと思います。Ⅱと Ⅲをあわせまして、内部統制監査義務の免除と民 事責任の見直しの両方を含めてご質問、ご意見を いただければと思います。

○伊藤 内部統制報告書の監査の免除ですが、 なぜこのような改正をしなければならないのかが、 私は疑問です。内部統制報告書の監査をやっても らったら、どれだけ余分にお金がかかるのか。そ れほど余分にお金がかからないのであれば、なぜこれを免除しなければならないのでしょうか。

財務負担能力が相対的に低い場合が多いといった根拠も挙がっていますが、これが何の根拠になるのかもわからないです。

○行澤 私も事務局資料以上のことはよくわからないのですが、JOBS 法では5年間免除されているということにひっかけたのかなと。だから、できることは何でもやるという、下手な鉄砲も数撃ちゃ当たるという発想をしたのかなという印象です。

実証的に、これを免除することがどれほど新規 上場を促進させるか、あるいは逆にどれほどこれ が新規上場の弊害になっているかということにつ いての研究データは見当たりませんでした。

○森田 哲学的に言うと、内部統制報告書というのはアメリカから来たのですね。ところが日本は、昭和56年改正で、自主的監視機構を厳しくしたのですよ。ということは、COSO報告書の目的としている財務諸表の信頼性、法令の遵守、効率性の監査というか効率性の問題で、そのうちの前者の2つは昭和56年改正でかなり厳しくガバナンスできていると思うのですよ。ですから、それができていないアメリカの内部統制報告書の問題を右から左にまねをして入れただけの規制であって、あまり実質がないような気がしています。日本は会社法規制で財務諸表の信頼性については厳しくやっているわけです。

○伊藤 実際に、新興企業の中には、おかしな ことをして投資家からお金を巻き上げて潰れると ころもありますよね。 (笑)

○森田 いやいや、おっしゃるとおりです。だ から、それをこれで止められるかという話ですよ ね。

○伊藤 ないよりは止められると思います。

○森田 まあ、そうですね。その程度には言えるかもしれません。

○川口 年間監査報酬額の20%前後を占めているというのが金融庁の意見のようですね。これをどう評価するかが問題なのですが。(笑)

○行澤 どう評価するかは全く……。

○久保 でも、何かちょっとしり馬に乗るような議論ですけど、理由付けの中で、証券会社や公認会計士も当該内部監査体制をチェックしていることというふうに言っていて、公認会計士が内部管理体制をチェックすること自体は予定しているのですよね。予定しつつ監査報告書は書かないことで、報酬額はどれぐらい下がるのですかね。

○森田 それは弁護士と同じで、書面に書いて もらったらどうしても高くなりますよ。 (笑)

○行澤 上場するための手数料と、上場後の事業年度ごとの手数料はやはり違うのではないでしょうか。

○ 久保 書類 1 枚でやはり相当変わるのでしょうか。

○行澤 専門家の先生、実務家の方にお聞きしたいのですけれども、どれぐらいのものなのか、 ちょっと想像できないのですが。

○伊藤 いや、いくら上場するときにやっていても、その後3年間何もしなくていいのかという話ですね。

○森田 日本は会社法でやっていると思うので すよ。

○行澤 その点は、3年間は売上げとか従業員 とかはそんなに変わっていないのだから、初期状態が維持されているのではないかというのが金融 当局の考え方です。

○志谷 売上げが変わっていないということは、 全然成長していないということではないですか。 (笑)

○行澤 いや、全然ということはないですけれど、事務局説明資料「新規上場に伴う負担の軽減」の12ページに、上場直前期からの売上高、従業員数、取締役の数の中央値のグラフがあって、取締役の数などがなぜ出ているのかよくわかりませんが、確かに大体3年目ぐらいから、売上高は少し上がっています。しかし、この統計数字が立法根拠になるかというのは、(笑)いかにもアバウトで論理性に欠けた議論だとは思いますけどね。

というのは、売上高や従業員数がそれほど変わ

っていないからといっても、それは内部統制報告 書が求めるクレデンシャルな情報とあまり関係が ないのではないかと思うのですね。

#### 【民事責任規定の見直しについて】

- ○黒沼 民事責任規定の見直しについて、何か ご質問、ご意見等はございませんか。
- ○森田 これは改正していても、今回の東芝の 事件のように、知っていて虚偽決算をしていたこ とになると、救いようがないですね。
- ○行澤 東芝事件は、役員等にも会社にも過失 はあると思います。
- ○森田 あと、因果関係か何かで救えるとか、 そのようなことは全然改正されていないですね。
- ○行澤 本当はもっと規制緩和したいのかもしれませんが、そうはなっていませんね。
- ○森田 救うと言うと変ですが、一応議論ができる余地というか、そういう規制緩和は……。
- ○行澤 東芝事件については、その点について の議論の余地はほぼないのではないかと思います。
- ○森田 無理ですね。そうすると、損害額のと ころで推定規定はあるわけでしょう。その辺の改 正はなかったのですね。
- ○行澤 今申し上げましたように、今回の改正 は、過失責任にすることと、逆粉飾事件における 処分者にも法 21 条の2を使えるようにしたとい うことですね。
- ○森田 だから、あの規定の特異性というか、 無過失責任もさることながら、因果関係のところ で推定規定が入っているというところですよね。○行澤 でも、処分者には推定規定を認めない としました。

【今般の改正のねらいは何か — 無過失責任とした従来の規制は実効性があったのか】

○川口 今回の改正で、発行者の責任を無過失 責任から過失責任に戻した理由は、課徴金が整備 されたり内部統制が定着したりしたので、違法行 為の抑止効果が強化されているからということで した。これは、今までの無過失責任はそれはそれ で違法行為を抑止するには効いていたけれども、 ほかの制度が充実したのでそれを改めても良いと いうように読めます。他方で、立案担当者は、過 失責任にしても実態は変わらないと言っているの ですね。規制の緩和をしておきながら、しかしそ の実質は変わらないということの関係がよく分か らないですね。

○行澤おっしゃるとおりです。

○川口 無過失責任としたのは、早まった判断 であったということでしょうかね。そのため、何 か理由を付けて、元に戻した。

○行澤 そうとしか読めないと言うと、言い過ぎでしょうか。

○森田 間違っていたとしたら、ほかにも間違いがあったので、直すのだったら全部直してもらいたいなと思うのです。

○行澤 おっしゃるように、真っ当な規制緩和 というよりも、異常事態を正常に戻そうという趣 旨だと思います。民事責任を導入したときの理由 付けとして、違法行為の抑止ということがあった と思います。それに対しては強い反対もありまし たけれども、一応通説は違法行為の抑止というこ とを言っていた。つまり無過失責任もいわば脅し だったのですが、民事責任という脅威がかなり浸 透してきたし、ほかの制度でもサンクションが整 ってきたようなので、本来の正常なあり方(過失 責任) に戻そうということであって、それによっ て何か規制が実質緩和されたということではない と思います。例えば内部統制構築・運用をしつか りとやっていれば代表取締役等役員の過失はない から、無過失立証に成功する余地があるというよ うになるのだったら、規制緩和だと思うのですが、 どうも立案担当者は、必ずしもそういうことを狙 っているのではないように思います。

○志谷 その点を教えていただきたいのですけれども、法 21 条の2の評価について、それほど異様でおかしな規定として導入されたのでしょうか。あのときの議論は、私も不勉強であまり覚えていないのですけれども、それほど悪い立法だという感じもしなかったように思うのですが。

○行澤 いや、やはり立法経過から非常に根強い批判がありました。一つは、発行市場と流通市場で構造が全然違うのに、不当利得的な構成ができる発行市場における無過失責任を、全然法律関係のない発行者と流通市場の取得者との間に類比するのはやはりおかしいという議論がありました。さらには、法 21 条の 2 自体が、結局、株主間に利益の移転をもたらすだけではないかという議論も根強くありました。

一部の見解では、取締役に求償すればいいのだ というように説いたけれども、現実に今見ている ような多額の損害賠償を取締役に求償できるわけ でもないので、結局、株主間の利益移転という批 判は十分に説得的であったのかもしれません。

【民法 715 条適用論 — 不正を行った従業員の投資家に対する不法行為責任は成立するか】

今の点に関連するのですけれども、確 ○松尾 かに立案担当者は、過失責任化しても、重要な虚 偽記載があるにもかかわらず過失がないとされる 場合はないというふうに考えているのですが、そ の際に、事務局資料なんかでは特にそうだったの ですが、民法 715 条の使用者責任との権衡という ことを言っています。それは例えば営業部門のあ る従業員が営業成績をよく見せかけるために架空 の売上げを計上する、日本システム技術みたいな 事件ですけれども、そういうことをやっていたと します。そうすると、その従業員に過失が認めら れる以上、会社は民法 715 条の責任を負うはずだ とされます。そのようにして会社が責任を負うル ートがあるのだから、法21条の2のほうもそう安 易に過失がないということを認めるべきでないと いうようなことを言っています。

別の研究会でも少し疑問に思って質問したのですが、今のような事例で本当に営業部門の従業員に投資家との関係で民法 709 条の故意過失があると言えるのかどうかというのは、必ずしも自明ではないように思うのですね。会社との関係では何か義務違反的なものがあるのは確かですけれども、架空の売上げを自分の成績をよく見せるために計

上した、改ざんしたことが直ちに投資家との間で 不法行為と評価されることはないのではないかと。 そうすると、当然民法 715 条も民法 709 条を前提 にするという理解に立てば、使用者としての会社 の責任は成立しないので、案外解釈の余地はまだ あって、会社に無過失の立証が認められる余地と いうのも出てくるのではないのかなというふうに 感じているのですけれども、いかがでしょうか。 ○行澤 そこは評価が分かれるところで、松尾 先生のおっしゃる見解も成り立つと思います。し かし、逆に、上場会社の従業員が自らの地位をよ くするために、あるいは成績を向上させるために 粉飾決算につながるような不正行為を行った場合 に、それが投資家の損害につながることについて 予見可能性もしくは結果回避可能性がなかったと 果たして言えるかというと、その点も難しくて、 損害との因果関係論になってくると思うのですけ れども、上場会社の従業員である以上は、少なく とも過失はあるだろうと思うのですね。そうだと すると、あとは因果関係がどこまで認められるか だと思うのです。そして、上場会社であれば、当 然有価証券報告書を提出しなければならず、そし てそれが投資家の重要な情報源であるということ を知っていれば、従業員の行為だからといって相 当因果関係を否定するとまでは言い切れないので はないでしょうか。結局、いずれの見解が妥当で あるかということついては私見を留保させていた だきます(注:この点につき、民法 715 条の対外 的責任を課す前提として、「被用者に高い注意義 務を課しその過失を認定することは社会的な反発 を引き起こす。」内田貴・大村敦志編「民法の争 点」(有斐閣、2007年)276頁【瀬川信久解説】 との指摘がある)。

【内部統制報告監査義務免除は論理的整合性を欠いているか】

○岸田 やや前後しますが、先ほどの内部統制報告書の監査は要らないというのがよくわからなかったのですけれども、内部統制報告書は作成しなければならないですね。

○行澤 はい、そうです。

○岸田 作成しなければならないけれども、監査は要らないという意味ですね。会社法上の内部統制と少し違いますけれども、会社法上の内部統制は、監査役が事業報告として監査するわけですね。しかし、金商法上は有価証券報告書と一緒にするから、しなくてもよいのですけれども、3年たって監査するときに、3年さかのぼって間違いがあればおかしいと言えるわけですね。すると、会社法との関係もおかしい。それから内部統制報告書を作成しなくていいというのならばわかるのですが、内部統制報告書は作成しないといけないけれども、監査は要らないというのは、ちょっと論理的におかしいのではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○行澤 論理的におかしいというのはどういう ことですか。

○岸田 内部統制報告書は作成しなければならないけれども、その監査は要らないというのですが、3年後に監査して事実に間違いがあれば、当然責任があるわけですね。会社法上は内部統制について事業報告を作成するわけですね。会社法上は事業報告できちんとつくらないといけない。金商法上は、内部統制報告書は作成しなければならないけれども監査は要らないというのは、ちょっと筋が通っていないのではないかと思います。報告書を作成するのならば監査しないとおかしいからです。そもそも内部統制報告書は要らないというのであればわかるのですけれども。

○行澤 事務局の説明では、上場のときに内部 統制については十分な審査を受けているから、3 年間ぐらいは審査の有効性を信頼してよいだろう という話なので、認識としてそれがおかしいということはよくわかるのですが、論理的におかしいということに必ずなるかどうかは、ちょっとよく 分からないのですけれども。

○岸田 内部統制報告書は作成する義務がある わけですね。

○行澤 作成する義務はあります。

○岸田でも、監査は要らないわけですね。監

査は要らないけれども、3年ぶりに監査して、さ かのぼって3年前の内部統制報告書はおかしいと いうことは言えるわけですね。

○行澤 必ずしもさかのぼらなくていいと思います。

○岸田 さかのぼって、3年前のおかしいこと は問題になるし、やはり指摘できるわけですから、 なぜ内部統制報告書の監査が要らないのかわかり ません。

○行澤 さかのぼらなければいけないという規 定はありません。

○岸田 いや、そうではなくて、それは当然続いているわけですから、監査しますよね。 4年後に問題があれば、さかのぼって、これもおかしかったということは当然言えますよね。

○行澤 はい。4年目に、3年間を通じて作成された内部統制報告書がずいぶん杜撰であったということが監査でわかれば、それは4年目に作成する内部統制報告書に係る監査の中で指摘しなければいけないことですけれども、それは別に常にさかのぼれということではないし、3年間は監査を受けないのだから内部統制報告書を作成することが無意味だということに必ずしもならないと思いますが。

○岸田 いや、内部統制報告書は作成しなければならないけれども、監査だけを免除するという意味がわからないのですよ。内部統制報告書を作成しなくてもいいというのなら、それはそれで筋は通っているのですけれども。

○行澤 先生のお考えはよくわかりました。

○森田 昔から、上場するときや会計監査人が 初めて入るときは、やはりとことん内部統制を確 認しますよね。それならばしばらくは大丈夫では ないか、といった意味合いだと思います。

○行澤 そうです。

○森田 内部統制報告書というのは後からできた制度で、念のためにというか、それをより厳しくしましょうということですから、最初にきちんと確認しているから大丈夫だろう、というところが非常に大きいと思いますね。

○行澤 そうですね、事務局はそう考えたとい うことです。

【民事責任を過失責任とすることの意義 — 発行 会社はどのような行為規範を負うのか】

○黒沼 民事責任規定について一言話をさせて ください。

WG 報告でも、また平成 16 年の改正の際の立法 理由でも、立証責任の負担ということから無過失 責任にしたり、あるいはそれを過失責任に戻した りしたのですが、理論的には、立証責任の負担の 問題ではなくて、無過失責任にした場合の効果、 過失責任にした場合の効果からどうあるべきかを 考えていくべきだろうと思います。そして、その 場合に過失責任にするということの意味は、過失 というのは何らかの注意義務の違反だと現在では 捉えられているわけですから、有価証券報告書等 を提出するときにどれだけのことをしなければな らないのかを確定しなければ、過失責任とか無過 失責任とか言っても意味がないわけですね。とこ ろが、それが法律学において非常に難しい問題で あることは承知していますけれども、そこを詰め ることができていないという点に問題が残ってい ると思います。

金融審議会でも、事務局のほうは、従業員の過失も過失に含まれるというようなことを金融審議会の報告書の中に盛り込みたかったようですが、それについては、裁判所による解釈に委ねればよいという反対論が強くて盛り込めなかったという事情があります。しかし、今言ったように、本当ならば、どれだけのことをすべきかということを議論しなければならないのが筋だろうと思います。

そしてその際には、情報の任意開示の場合の責任を考えるときには、責任を課すことの情報生産に対する影響を考慮する必要があるのですが、法定開示の場合は、開示すべき情報は基本的に決まっていますので、無過失責任にすると情報開示が抑制されるということは考える必要がないのです。上場して一般投資家に有価証券を販売する以上は、有価証券報告書に虚偽記載がないということは前

提でなければならないはずなので、そういう出発 点からその義務の内容を考えていくべきではない かと個人的には思っています。ただ、だから従業 員の過失も全て会社の過失と考えるべきだと単純 に言えるかどうかというのは難しい問題だと思い ます。

○行澤 ありがとうございました。

○森田 それで、最高裁まで争われた例の日本 技術システム事件のときは、例えば内部統制につ いては、営業部門と管理部門との2つに分けてい るということが会社のトップとしての責任である と。そこまでが会社の責任で、それ以外の考え抜 かれた偽装のようなものは会社としても防ぎよう がないということであれば、会社の過失ではない という考え方ですよね。ですから、さっきおっし ゃったように、従業員が悪いことをしたから、そ れで直接的に会社の過失になるかというと、ちょ っとまた違う考え方かなと思いますね。ですから、 最高裁判決も出たから、そういうことも解釈に反 映していかないと仕方がないとは思います。それ にしても、まだこれでは会社にとっては大変な状 況が続いているなと思います。

【「会社の過失」をどのように捉えるか — 代表 取締役や役員等の過失との関係】

日本システム技術事件の場合に問題と ○行澤 なった会社法 350 条は、基本的には代表取締役の 過失がそのまま会社の不法行為ですよという規定 なのですね。だけど、法21条の2はそのような規 定ではないではないかと、事務局資料にも指摘さ れているのですね。法 21条の2の過失というのは 会社の過失ではないかと。もとより会社の過失と いうのは代表者の過失と考えてよいというのが従 来の通説でありますから、両者の間に相違はない とも言えるのですが、しかし、黒沼先生がおっし ゃったように、システマチックに一定のルーチン を経て会社が特に法律上義務として出すようなも のについては、必ずしも代表取締役だけの個人の 過失ではなくて、会社全体の過失と考えないとい けないのではないかという議論もやはりあると思

うのです。それは民法で言う法人自体の過失ということだと思うのですね(注:この論点に関する 民法の議論状況を良く整理する論稿として、前田 太朗「法人の不法行為責任論に関する一考察~『新 たな不法行為上の義務』の確立を目指して」(早 稲田法学59巻1号)455 頁以下参照)。

法人自体の過失論も、結局、公害や製造物責任問題などを中心に展開されてきたのですが、果たしてこういう有価証券報告書の提出、法定開示書類の提出といった場合にも、法人自体の過失論を持ち出して、法 21 条の2の解釈としてやっていいのかというのは、やはりまだちょっと疑問があります。

○森田 例えば証券会社の従業員が違法販売を したというようなときに、責任を負わないという ことはないですけれどね。

○行澤 しかし、内部統制システムを稼動させ、 従業員教育をきちんとして、コンプライアンスを 遵守させる体制を整えて、それでも不可避の従業 員の不正行為にまで、会社自体の過失を認めるこ とができるのか、というとどうでしょうか。黒沼 先生がおっしゃったように、本来、虚偽がないこ とを前提に有価証券報告書を発行するということ はその通りなのですが、しかし、だからといって、 虚偽がないことを常にギャランティーせよという 結果責任を、発行会社は法的義務として負うのか ということはあると思うのですね。

○森田 そうですね。

【従業員の過失行為によって会社が民事責任を負うとすることの効果】

○舩津 民法を理解していないのでとんちんかんなことを言うかもしれないのですが、この規定の目的がそもそも抑止なのか、補償なのかという問題があると思うのです。

○行澤 そうですね。

○ 舩津 黒沼先生がおっしゃっていたのは、恐らく抑止の観点から誰が何をすべきかということを細かく見ていかなければ無過失というのはわからないという話だったと思うのですけれども、役

員や従業員も含むかという話に関して、最大の差異は、役員には過失がないけれども従業員には過失がある場合ということになると思います。その場合に、意図的に従業員がやったときはともかくとして、従業員の単なるミスだったというときに、役員には過失がないという前提だとして、抑止の立場でこの規定を読むと、要するに、損害賠償を会社にかけますと、その会社がかかった損害賠償を従業員に課さなければ抑止にはならないような気がするのです。しかし、果たしてそういうことが可能なルートがあるのか、という点がいま一つわからないなと。

虚偽記載自体に対する行政上のペナルティーなどに関しては、恐らく人事上の話ということでまた別途考えられるとは思うのですが、例えば会社に対して、言ってみれば純粋に過失で損害を与えたことに対して、社内規定等がなくても、民法上の理論として従業員に対して求償ができるのだという前提に立たないと、従業員に過失があって取締役に過失がない場合について、会社に損害賠償を課すということには意味がないような気がするのですけれども。

○行澤 よくわかるのですけれども、まず、民 法上、従業員に対する求償はそれほど簡単に認め られないというふうに私は理解しています(注: 最判昭和 51 年 7 月 8 日民集 30 巻 7 号 689 頁は、 次のように述べて、求償の制限を認めた。「使用 者が、その事業の執行につきなされた被用者の加 害行為により、直接損害を被り又は使用者として の損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被 つた場合には、使用者は、その事業の性格、規模、 施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤 務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しく は損失の分散についての使用者の配慮の程度その 他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という 見地から信義則上相当と認められる限度において、 被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をする ことができるものと解すべきである。」)。

それと、従業員に求償できないから抑止効果に ならないと言われるのですが、会社が損害賠償を 負ってしまうことになるから、いよいよ内部のコンプライアンスを強化するとか、いよいよ社員教育を強化するという形になれば、それはそれで予防的、抑止的な意味を持ってくるのではないでしょうか。つまり、従業員の過失だけでも会社に帰責されるのだから、従業員に対してコンプライアンス教育をもっとやろうという動機付けが形成されるわけです。

○ 舩津 その場合、取締役に過失はないと言えるのですか。

○行澤 内部統制構築義務・運用義務との関係で言えば取締役に過失はないと考えられるような場合であっても、従業員の過失により会社に損害賠償が課せられるかもしれないという脅威は、いよいよコンプライアンスを積極的に強化していこうという方向に働くのではないのでしょうか。つまり、法人自体の過失という考え方のもたらす脅威というのはまさにそこで、ほとんど無過失責任と同じような威嚇効果を発行会社の取締役らに与えるのではないでしょうか(注:前田太朗・前掲文献 481 頁はこのことを指摘する)。

○森田 それは脅迫の論理でしょう。

○行澤 だから、脅迫の論理としての無過失責任はやはり正常ではなかったから、本来の過失責任主義に戻そうという発想が良いのではないかと思うのです。そして、適切な帰責原理によって、企業としての責任範囲を合理的に限界付けることを考えるべきだと思います。

〇森田 だから、保護法益は何ですかと言わなければなりませんね。

○行澤 保護法益は、やはり開示書類の適正で すよ。

○森田 それ自体は抽象的で、その利益は誰に 帰属するのですか。

○行澤 それによって、多くの人が利益を得る ではないですか。

○森田 従来の株主もいるし、売った人も、買った人も皆影響を受けているわけですね。だから、 そのような中である特定の人だけが何か得するような気になっているというのでね。会社がおかし なことを言ったら、影響を受ける人はたくさんいます。いますけれども、ここの分だけなぜそんなに厳しくするのですかね。それは脅迫の論理で、内部統制をきちんとしなさいという規制ですかね。こんなおかしなことはありませんよ。

○行澤 ありがとうございます。

○黒沼 ほかによろしいでしょうか。 なければ、そろそろ時間ですので、本日の研究 会は終わりにいたします。

# 金融商品取引法研究会(平成 27 年 10 月 23 日)報告レジュメ

「平成 86 年金駿商品取引法设正:上縁企業の資金爾達の円滑化に向けた施策に伴う開示ガイドライン等の设正、内部統御報告書監査義務の免除、民事責任規定の見直したついて」

#### \*引用文献(略語)

・大谷澗・笠原基和・西澤恵理・佐藤光伸・谷口達哉「新規上場企業の負担軽減及び上場 企業の資金調達の円滑化に向けた施策」商事法務 2040 号(2014.8.5) →立案担当者解説・商事法務 2040 号・大谷潤・芝章浩・佐藤充伸・永瀬威志・高田洋輔・中野常道「上場企業の資金調達の円・大谷潤・芝章浩・佐藤充伸・永瀬威志・高田洋輔・中野常道「上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策に伴う開示ガイドライン等の改正―「勧誘」に該当しない行為の明確化及び周知性の高い者による届出の特機期間の撤廃─」商事法務 2046 号 (2014.10.25)

・中村聡・鈴木克昌・峯岸健太郎・根本敏光・齊藤尚雄「金商品取引法・資本市場と開示編(第三版)」(商事法務、平成 27 年 6 月)

→立案担当者解説·商事法務 2046 号

#### →金商法・開示編

# I 上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策に伴う開示ガイドライン等の改正

「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グルーブ報告」(以下、WG報告と記す)14 頁以下は、次のように指摘して、(1)有価証券租出書を提出後、当該有価証券を発行し投資者に取得させるために必要な待機期間を「特に周知性の高い企業 (Well Known Seasoned Issuer)」(以下、WKS1と記す)については原則として撤廃すること、(2)有価証券の募集または売り出しにおける有価証券届出書を提出する以前の募集(取得勧誘)または売出し(売り付け勧誘)の禁止(ガン・ジャンピング。金商法(以下、法と記す)4条1項)を緩和すること、を提案していた。

### 「第3章 上場企業の資金調達の円滑化

我が国経済の特続的な成長を実現していくためには、新規・成長企業に対してリスクマネーを供給することだけでなく、上場後の企業についても、資本市場から円滑に資金調達ができるようにすることが重要である。この点に関し、近年、上場企業が公募増資を行う際、当初の想定以上に株価が下落したため、予定していた資金が集まらず、一部の事業計画を見直さなくてはならなくなるという事態が見受けられ、その背景として、我が国にお町をは、上場企業の資金調達に要する期間が長いことや、増資を予定している企業と投資者との間の相互理解が深まっていないことが、増資公表企業の体価を不安定にしている要因の一つになっている可能性が考えられる。

# 1. 上場企業の資金調達に係る期間の短縮(待機期間の撤廃)

有価証券届出書を提出した後 7 日間の待機期間が必要とされている。この待機期間は、投 資者が、開示されている情報に基づき、当該有価証券の取得・買付けの是非を判断するた めの熟慮期間とされており、その際、投資者は、投資判断に当たり、増資企業の経営状態 の二つの情報について検討するものと考えられる。このうち、「企業情報」に関しては、特 時価総額が大きい企業や、市場で頻繁に売買が行われている企業など、市場において「特 に周知性の高い企業」については、専門的な能力を有する証券アナリストが企業情報を分 析し、投資者向けに情報提供を行っているほか、メディアの経済ニュース等においても頻 繁に取り上げられている。こうしたことを踏まえれば、企業情報の検討に要する時間のみ に注目した場合、「特に周知性の高い企業」については、現行の金融商品取引法の待機期間 より充実した情報を容易かつ迅速に入手できる環境が整ってきている状況にある。中でも、 現行の金融商品取引法の下では、上場企業が有価証券を発行し投資者に取得させるには、 等に関する「企業情報」と、募集・売出しに係る有価証券自体の情報である「証券情報」 に近年、情報通信技術の発達や、有価証券報告書の記載の充実、四半期報告書の導入など、 を撤廃する特例措置を設けても、投資者保護上、大きな問題は生じないものと考えられる。 一方で、「証券情報」については、投資者は、有価証券届出書が提出された後でなければ、 その検討を行うことができないことにも留意が必要である。

こうした点を勘案すれば、「棒に周知性の高い企業」が行う募集・売出しのうち、対象有価証券の取得・買付けの判断を比較的容易に行うことができるといえるような場合に限定して、待機期間を撤廃する特別措置を設けることが適当であると考えられる。具体的には、募集・売出しの対象とされる有価証券が、普通株式や投資配券(RBIT等)など、仕組みが単純かつ標準的であり、かつ、例えば増資による希達化率が 20%以下である場合など、投資判断に与える影響が限定的な場合に限り、待機期間を撤廃することが適当であると考えた。

## 2. 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

有価証券届出計の提出前に有価証券の勧誘を開始すること (いわゆる 「届出前勧誘) は 禁止されているが、法令上、勧誘の範囲が明確でないために、増資を予定している企業が、 一般的な企業情報を発信することまでも届出前勧誘に該当子るおそれがあるとして躊躇してしまう。との指摘がある。また、上場企業の資金調達を円滑化するために、有価証券 届出書の提出後の待機期間を撤廃する場合には、有価証券届出書の提出前に、投資者が増資企業に関する企業情報を受け取る機会をできるだけ確保しておくことの重要性はより高まるものと考えられる。一般的に届出前勧誘の禁止措置が講じられている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実・不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされており、こうした趣旨に照らすと、**次に掲げるような行為については、届出前勧誘の禁止措置の対象とする必要はないものと考えられる。このため、できるだけ速やかに、その旨を明確化するととが適当である。(以下、省略)」** 

1. MKSI に対する待機期間の原則複解についた

に提供されていると認める場合においては、第 1 項に規定する期間に満たない期間を指定 す)」B(基本ガイドライン)8-2③により、「おおむね7日間」を経過した日に、その効 **飛方式による有価証券届出書の届出が認められている発行者については、その企業情報が** 券届出書を受理した日から原則として15日を経過した日に、その効力を生じるのであるが (法8条1項)、当該届出の効力発生までは当該有価証券を募集または売出しによって取得 **きせまたは売り付けてはならず、従って申込みに対して割当を行うことや、取得・売り付け** の約定を行うことが禁止される (法 15 条 1 項)。もっとも、金商法 8 条 3 項は、「内閣総理 大臣は、・・・届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該届出書類の届 **出者に係る第 5 条 1 項 2 号に掲げる事項に関する情報(注・企業情報)が既に公衆に広範** し、又は4条1項から3項までの規定による届出が、直ちに若しくは第1項に規定する届 これを受けて、法5条3項(組込方式)もしくは同条4項(参照方式)が認められている 発行者については、「企業内容の開示に関する留意事項(以下、「開示ガイドライン」と記 力が発生するように取り扱うことができると定めている (待機期間の短縮)。それは、待機 朝間を設けるのは、投資者のための熟慮期間を確保することであるところ、組込方式や参 周知されていることに鑑みて、熟慮期間をある程度短縮することも不当ではないと考えら 法4条1項から3項の規定による届出は、管轄財務局長が法5条1項に規定する有価証 出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知することができる。」と定めており、 れたからである。

そこで、上記WG報告の趣旨に則り、平成26年8月27日の開示ガイドライン改正により、参照方式の利用適格要件を満たす者のうち、特に周知性の高い者の場合には、直ちに届出の効力を生じさせることができると規定されたのである。

(特に)周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱い)

8-3 法第4条第1項の規定による届出に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における当該届出の効力発生日については、法第8条第3項の規定により、直ちにその届出の効力を生じさせることができるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

(1) 有価証券届出書の届出者が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

① 当該有価証券届出書提出目前1年の応当日において有価証券報告書を提出している者であって、当該応当日以後当該有価証券届出書提出日までの間において適正に継続開示義務を履行しているものであること。

② 上場株券(開示府令第9条の4第5項第1号に規定する上場株券をいう。(2)において同じ。)又は店頭登録株券(開示府令第9条の4第5項第1号に規定する店頭登録株券をいう。(3)において同じ。)に該当する株券を発行していること。

③ 上場日等 (開示府令第9条の4第5項第1号イに規定する上場日等をいう。) が当該有価証券届出書提出日の3年6月前の日以前の日であり、かつ、当該届出者の発行済株券について、算定基準日 (同号イに規定する算定基準日をいう。) 以前3年間の売買金額 (同号イに規定する算で基準日をいう。) 以前3年間の売買金額 (同号イに規定する3で除して得た額が1,000億円以上であり、かつ、3年平均時価総額 (同号イに規定する3年平均時価総額をいう。) が1,000億円以上である。

(2) 次のいずれかに係る届出であること。

① 上場株券又は店頭登録株券に該当する株券の募集

② 新株予約権無償割当て(外国会社がその設立に当たって準拠した外国の法令に基づいて行うこれに相当するものを含む。)に係る新株予約権証券(本邦の取引所に上場され(特定上場有価証券として上場される場合を除く。以下②において同じ。)、若しくはその発行後、遅滞なく上場されることが予定されている新株予約権証券又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されることが予定されている新株予約権証券として登録される場合を除く。以下②において同じ。)、若しくはその発行後、遅滞なく登録されることが予定されている新株予約権証券に限る。)、むって、上場株券又は店頭登録株券に該当する株券に係る株式を目的とする新株予約権を表示するものの募集

(3) 鄭集に係る届出にあっては、次の①又は②に掲げる有価証券の区分に応じ当該①又は② に掲げる割合が 20%以下であること。 (2)①に規定する株券当該届出に係る募集により発行し、又は移転する予定の株券の総数(当該募集と同時に、当該募集に係る株券と同一種類の株券又は当該募集に係る株券と同一種類の株券に係る株式を目的とする新株予約権を表示する新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券が発行される場合には、当該発行される株券の総数又は当該新株予約権証券若しくは新株予約権配券者しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権が全て行使された場合に当該行使により発行し、若しくは移転する予定の株券の総数を含む。)を、当該募集前の当該株券(発行者が所有するものを除く。)の総数で除して得た割合

③(2)②に規定する新株予約権証券当該届出に係る募集により発行し、又は移転する予定の新株予約権証券に係る新株予約権が全て行使された場合に当該行使により発行し、又は移転する予定の株券の総数を、当該募集前の当該株券(発行者が所有するものを除く。)の総数で除して得た割合

・要件 (1) 「特に周知性の高い者」の該当要件

① について適切な「企業情報」を開示している企業であることが期待できる。

② について、「上場・店頭登録株券の発行者であれば、投資者において、当該発行者に関する開示書類、ニュース、アナリスト・レポート等の情報を入手することは容易である考えられるため、届出書の提出前に投資者が当該者に課する「企業情報」について検討することが可能であると考えられるため」(立案担当者解説・商事法務 2046 号 37 頁) ため。

,

ドラインでは「1000億円以上」としており、また上場日が3年6月前の日以後のケースを いうことである。金額の根拠は、米国におけるWKSIの基準である浮動株時価総額7億 わが国の上場企業約3600社のうち500社程度をカバーする基準であり、3社以上の証券会 ③ について、参照方式の利用適格要件を満たすことを求めると共に、企業内容等の開示に 定以上の期間が経過していることを「特に周知性の高い」ということ要件に係らしめたと **牡のアナリストが企業情報をカバーしている上場会社(約 600 社強)とほぼ重なる数字で** 関する内閣府令 9 条の 4 第 5 項 1 号イが「100 億円以上」と規定するところを、開示ガイ ドルが、米国における参照方式の基準である浮動株時価総額 0.75 億ドルの 10 倍であるこ とに鑑みてのことと説明されている(立案担当者解説・商事法務 2046 号 37 頁)。これは、 徐いている。これは、市場における取引金額及び時価総額が大きいこと、上場してから一 あることも当該基準の妥当性根拠とされている(立案担当者解説・商事法務 2046号 37頁)。

### 要件(2)対象となる有価証券

いう判断基準が採用されたことによる。②は、上場・店頭登録株券に係る、上場・店頭登録 され若しくはこれを予定している、新株予約権証券(特定投資家向けのものを除き、新株 予約権無償割当を行う場合に限る)を対象とすることを規定しており、これはライツ・オ ① については、証券情報に係る基準として、比較的容易に取得の判断ができる有価証券 に限定することとされ、そのようなものとして「仕組みが単純かつ標準的な有価証券」と 7ァリングを想定していると解される(立案担当者解説・商事法務 2046 号 38 頁(注 53))。

# ・要件(3)募集による希薄化率が一定割合以下であること

易に行うことができるとはいえないものと考えられる」からと説明される(立案担当者解 この点が要件とされるのは、「きわめて多数の有価証券が発行される場合には、当該有価 証券の発行価格等が適切かどうかについて慎重な検討を要するため、その取得の判断を容 説・商事法務 2046 号 38 頁 (注 53))。 希薄化率 20%という数字について、「上場企業の資金調達に係る期間の短縮【事務局説明 資料】平成 25 年 10 月 25 日」16 頁では、下記のような点が考慮されていた。 10% : 米国において一括登録制度が導入された際に上限とされていた基準 (現在は撤

15% : 平成4年まで証券業協会の「公正慣習規則」により、証券会社が、株式による 公募増資の引受けを行う際、市場に悪影響を与えない上限として採用されていた基準(現 20% : 上記の「公正慣習規則」において、証券会社が、新株引受権の引受けを行う場

合の上限として採用されていた基準 (現在は撤廃)

なお、希薄化率の算式には、国内外にて株券の募集が行われる場合の海外における募集 この希薄化基準は、ライツ・オファリングにも適用される。

使により移転する株式、本改正の適用がある公募増資の届出書と、第三者割当による有価 とが示されている (パブコメ回答 15 頁 (50 番) ~ (52 番)。立案担当者解説・商事法務 分、株券の募集と同時に新株予約権付社債の募集が実施される場合の当該新株予約権の行 証券届出書が同時に提出される場合の第三者割当増資に係る発行予定数も、含められるこ 2046号41頁(注58))。

## 2. ガン・ジャンピング禁止規定の緩和について

なる行為、と説明されており、勧誘であるためには、発行・売出しの条件を表示するもので 有価証券届出書の届出前の当該有価証券の募集に係る取得勧誘若しくは売出しに係る売 って不確実・不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態を防止する趣旨であると説 9付け勧誘を禁止している (法4条1項)。その趣旨は、投資者が勧誘による販売圧力によ 特定の有価証券についての投資者の関心を高め、その取得または買付けを促進することと ある必要はなく、募集又は売出しであることを言及する必要もないと解されている。そし 明される。なお、勧誘概念は、金商法において定義規定が設けられていない。一般には、 て、勧誘に該当するかどうかは、当該行為の目的、内容、情報発信の主体、相手方、方法、 次期、従来の開示実務との関係等を綜合的に勘案して判定される (金商法・開示編 131 頁)。

ずしも十分とはいえず、実務上さまざまな萎縮効果が生じているとの指摘がなされていた。」 この点、開示ガイドライン B2-3及び4-1は届出前勧誘に該当するケースを、同B 2-4、2-11及び2-12はこれに該当しないケースをそれぞれ列挙していたが、「必 (立案担当者解説・商事法務 2046 号 34 頁)。また、上記 1.に示したとおり、WKS I に対 こ対して発行する有価証券の募集について待機期間の撤廃を検討する以上、有価証券届出 書の届出前に投資者が企業情報を受ける機会をできるだけ確保することが望ましいとされ た (WG報告)。

もっとも、これらの各類型は例示列挙であって、これに当てはまらないからといって直ち そこで、上記WG報告の趣旨に則り、平成 26 年 8 月 27 日の開示ガイドライン改正によ り、届出前勧誘に該当しない類型が明確化された(開示ガイドラインB2-12 ②から⑧)。 に勧誘に該当するというものではない (立案担当者解説・商事法務 2046 号 34 頁)。

(取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為)

2-12 例えば次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しない ことに留意する。

又は当該割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査、 ① 第三者割当 (開示府令第19条第2項第1号ラに規定する第三者割当をいう。②におい て同じ。)を行う場合であって、割当予定先が限定され、当該割当予定先から当該第三者割 当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合(例えば、資本提携を行う場合、 親会社が子会社株式を引き受ける場合等) に該当するときにおける、割当予定先を選定し、

当該第三者割当の内容等に関する割当予定先との協議その他これに類する行為

国欧ポーコ町当の17年47に対プの1911年20元の施設との1点では来り、511元 ② 事集 (第三者割当に係るものを除く。)又は充出しを行おうとする有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査であって、特定投資家 (当該調査を行う金融商品取引業等に対いて、金融商品取引業等に関する内閣所令 (平成 19 年内閣所令第 52 号)第 53 条第 1号に掲げる契約の循環に属する金融商品取引契約に関して法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客として取り扱う者を除き、法第 34 条の 3 第 4 項 (法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家として取り扱う者を含む。)(国、日本銀行及び適格機関投資家以外の特定投資家により不は、金融商品取引業者等が当該募集又は売出しを行おうとする顧客からの委託により又は自己のために当該調査を行う場合に限る。)又は法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合が 5 %以上である者を当該調査の対象者とし、かつ、同令第 117条第 1 項第 15 号に規定する措置又はこれに準ずる措置を請じて行われるもの

3 有価証券届出書文は発行登録書の提出日の1月前の応当日以前において行われる当該有価証券届出書文は発行登録書に係る有価証券の発行者に関する情報(当該発行者の発行する有価証券の募集工は発行登録書に係る情報を除く。)の発信(当該発信に係る媒体が継続的に掲示される場合におっては当該情報の発信が行われる時点は当該掲示が開始される時点とする。以下③において同じ。)であって、他の者によって再び当該情報の発信が行われることが想定される場合にあっては、当該応当日の翌日から有価証券届出書文は発行登録書の提出までの間に当該発信が行われることを防止するための合理的な措置を講じて行われるちの

- ④ 法若しくは法に基づく命令又は取引所の定款その他の規則に基づく情報の開示
- ⑤ 発行者により通常の業務の過程において行われる定期的な当該発行者に関する情報
  - (当該発行者の発行する有価証券の募集又は売出しに係る情報を除く。) の発信
- ⑥ 発行者により通常の業務の過程において行われる新製品又は新サービスの発表② 発行者に対する自発的な問合せに対して当該発行者により行われる、その製品・サービスその他の事業・財務の状況に関する回答
- ③金融商品取引業者等により通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート(個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいう。以下③において同じ。)の配布又は公妻(当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は完出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公妻の精和の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合と以その配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。)

r

œ

・②プレ・ヒアリング

従来、届出前勧誘に該当するおそれがあるとして、国内においてはこれを差し控えるのが実務であった (立案担当者解説・商事法務 2046 号 34 頁)。例えば、改正前の日本証券業協会「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」9条は、国内でのプレ・リアリングを禁止していた。

(需要の見込みの調査)

かかる調査を行う上で合理的に必要とされる発行会社の情報の提供も含まれると解される (金商法・開示編 137 頁)。 ライツ・オファリングにおける新株予約権の行使価額等に関する調査については「需要の見込みに関する調査」として、勧誘には該当しないと解され(金商法・開示編 140 頁)、大株主等に対する行使意向調査は、行使を積極的に促さない限り、勧誘には該当しないと解すべきである (金商法・開示編 140 頁 (注 57))。

× ×

特定投資家(法2条31項)及び大量保有報告書制度(法27条の23第4項)による5%以上保有株主(大株主)。このような者は、不当な販売圧力によって投資判断を強いられることのない交渉力を有していると解されるからである(立案担当者解説・商事法務2046号34頁)。なお、調査対象者の株券保有割合については、各調査実施時点における直近の大量保有報告書により確認していれば足りるとされる。しかし、調査実施者について、5%未満であることに悪意であれば、開示ガイドラインの同規定には該当しないと解される(立案担当者解説・商事法務2046号39頁(注26))。

(重主体)

特に制限を設けていないため、発行者、売出人自身や、彼らから依頼を受けた引受証券会社において行う場合に限られないが、特定投資家のうち、国、日本銀行及び適格機関投資家以外のアマ成り可能若しくはプロ成りによる特定投資家に対しては、金商業者等自らが募集又は売出しを行おうとする当該顧客からの委託により、又は自己のために調査を行う必要がある。

(情報管理措置)

プレ・ヒアリングは、調査主体が業等符合117条1項15号に規定する措置又はこれに準ずる措置を講じなければならない。すなわち、①法令遵守管理に関する業務を行う部門から当該調査を行うこと等について予め承認を得ること、②法人関係情報等の公表前等に特定有価証券等の売買等を行わないこと及び法人関係情報を調査対象者以外の者に提供したがいことについて、予め調査対象者に約させていること、③当該調査に係る担当者及び調査対象者の氏名等、調査対象者に提供した法人関係情報や調査が象者に係び発化でいること、③当該調査に係る担当者及び調査対象者にたいても、のある(金商法・開示編 139 頁)。法人関係情報以外の情報についても、以上に「準じる」措置を講じることが要求されるべきである(金商法・開示編 139 頁)。なお、IPOの場合には、その性質上、特に調査対象者等に取引制限を約束させるまでの必要はないと解される。

かかる条件の趣旨は、対象者以外の者に対する勧誘を抑止すること、及びインサイダー取引を予防するためであると説明される(立案担当者解説・商事法務 2046 号 35 頁)。インサイダー取引規制との関係では、公募増資のプレ・ヒアリングを実施した時点で、決定事実として、同規制上の重要事実に該当すると考えられる(法166条 2項1号)。従って調査対象者は、公募増資という決定事実については、情報受領者として同規制に服するものと解される(法168条1項 4号、3項)(立案担当者解説・商事法務 2046 号 39 頁(注 27))。

なお、本規定に関しては、米国 33 年証券法 5条(6)に対する WKSI に対する例外 (SEC 規則 163) 及び JOBS 法(2012 年)を受けた 33 年証券法 5条(d) による新興成長企業 こ対する例外が参照された。

## ③届出の一ヶ月以上前に行われる情報発信

 「有価証券の募集又は売出しに係る情報」は除かれており、例えば増資を前提とした中明経営計画の発表等がこれに当たる場合もあり得る(金商法・開示編 142 頁)。単に上場を増備している旨の情報発信はこれに該当しないとされる(パブコメ解答7頁(22 番))が、疑問視する見解もある(金商法・開示編 142 頁(注 61))。

情報の再発信が想定される場合というのは、一定程度具体的に想定される場合を言う (バブコメ解答 5 頁 (18 番))。これを防止すべき合理的な措置に関して、ウェブサイトに掲載されたファイルであれば、募集又は売出しの 1 ヶ月前の広当日前に掲載されたことが分かる日付を付しておけば、当該応当日以後に当該ファイルを消去すること等までは求められていない (バブコメ回答 5 頁 (18 番))。ブレ I POのロードショーなどの場合は、資料をスクリーンに表示するのみで配布しない、若しくは配布資料を回収する等すれば、合理的な措置を取ったことになると考えられる (バブコメ回答 9 頁 (26 番))。

なお、本規定に関しては、米国においても同僚にセーフハーバーとして機能する SBC 規則 1634(いわゆる 30 日ルール)が参照された。

### ④法令又は取引所規則に基づく開示

従来から原則として勧誘には該当しないと考えられてきたものを開示ガイドラインにおいて明確に規定した類型である。法令による継続開示や取引所規則による適時開示もこのカテゴリーに含まれると解されるが、ことさらに合理的な範囲を超えた開示を行うことは、なお勧誘に該当し得るとされる(立案担当者解説・商事法務 2046 号 35 頁)。

### ・⑤定期的な発行者情報の発信

従来から原則として勧誘には該当しないと考えられてきたものを開示ガイドラインにお

いて明確に規定した類型である。「当該発行者より、従前から、その通常の業務の過程において発表されてきた情報の発信であって、かつ、当該情報が発表される時期、方法及び形成期が、類似する過去の発表と重要な点において整合することが必要と考えられる。」(立案担当者解説・商事法務 2046 号 36 頁)。当該有価証券の募集又は売出し自体の情報は、ここらまれない。

なお、本規定に関しては、米国においても同様にセーフハーバーとして機能する SBC 規則 168、169 が参照された。

### ・⑥新製品又は新サービスの発表

従来から原則として勧誘には該当しないと考えられてきたものを開示ガイドラインにおいて明確に規定した類型である。もっとも、「従前行っていなかった内容又は方法で意図的にオファリングのローンチの直前において発表する場合や、企業イメージや成長戦略・成長性を過度に強調した発表は、通常の業務の過程において行われる発表ではない」と解される可能性がある(金商法・開示編 146 頁)。当該有価証券の募集又は売出し自体の情報は、ここに含まれない。

### ⑦自発的な問い合わせに対する回答

当該間い合わせを行った者に対する回答として合理的な方法であることが必要である (金商法・開示編 146 頁)。当該有価証券の募集又は売出し自体の情報は、ここに含まれな

## 8アナリスト・レポートの配布又は公表

上場会社である発行者に係るアナリスト・レポートの配布または公表であって、カバレッジの開始又は中断後の再開でない場合には、チャイニーズ・ウォールが整備された金商業者等により行われるものは勧誘に該当しないことが明確化された。

従前は、有価証券届出書の提出の直前に増資予定企業のアナリスト・レポートを公表することは勧誘に該当し得るという懸念も指摘されていたが、今般、ローンチが近づいたことを理由にそれまで継続的に公表していたアナリスト・レポートの公表を打ち切る必要はないことが明らかにされた(金商法・開示編 147 頁)(突然の打ち切りがかえって近々の増資を疑わせる兆表になり得た)。

非上場会社に関するアナリスト・レポートやインダストリー・レポートの配布又は公麦も、本規定が想定するのと実質的に同等の状況で行われている場合には、同様に勧誘には該当しないと解される(立案担当者解説・商事法務 2046 号 40 頁 (注 38))。

なお、日本証券業協会は、本改正を受けて、平成 27 年 2月 17 日付で「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」を改正した。

なお、本規定に関しては、米国においても同様にセーフハーバーとして機能する 33 年証

券法2条(a) (3)第9文及びSEC規則137、138、139が参照された。

### Ⅱ 新規上場企業の負担軽減

上場企業に対して事業年度ごとの提出が求められる内部統制報告書に対して内部統制監査が義務付けられていることに関し (法 193 条の 2 第 2 項)、MG 報告書 11 頁以下は、次のように指摘して、新規上場企業の内部統制報告書に係る監査義務を、上場後 3 年間は免除することを提案していた。

第2章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策 (新規上場の推進策)

### 1. 新規上場に伴う負担の軽減

企業が金融商品取引所に株式を上場し、当該株式が同取引所において取引されるに当たっては、投資者が不測の損害を被らないようにするため、当該企業に関する十分な情報を 2資者に対して開示し、当該企業の状況を正しく理解してもらうことが重要である。

一方で、新規・成長企業が新規上場を躊躇する要因として、当該情報開示に要する負担が 重いことがあげられる、との指摘がある。このため、投資者保護に支障をきたさない。範囲々で、新規上場に伴う企業の負担の軽減を図ることが適当であると考えられる。

- (1) 新規上場時の負担の軽減 (略)
- (2) 新規上場後の負担の軽減

現在、上場企業は、事業年度ごとに内部統制報告書の提出が求められており、当該内部統制報告書には、公認会計士の監査を受けることが必要とされている。当該内部統制報告書の提出義務は、上場企業の全てに課されるものであるため、新規上場企業であっても、上場後、最初の事業年度終了後から、公認会計士による監査証明を受けた内部統制報告書の提出が必要となる。

新規・成長企業が新規上場を躊躇する要因として、この内部統制報告書の提出に係る負租が重いことがあげられる、との指摘もあることから、新規上場後において、内部統制報告書の提出義務に係る負担の軽減が出来ないかどうかの検討を行った。

上場企業の場合、企業が作成する財務報告に基づき広く一般に株式等が売買されることを踏まえれば、上場企業である以上、経営者が当該財務報告の適正性を担保するために内部統制の有効性を評価し、その結果を報告することは必要であり、新規上場企業であっても、内部統制報告書の提出自体を免除することは適当ではないと考えられる。

一方で、内部統制報告書の監査義務について検討したところ、新規上場企業については、 ①上場審査において、金融商品取引所から、内部管理体制も含めた厳格な上場審査を受け ており、主幹事証券会社や公認会計士も当該内部管理体制をチェックしていること、②新 規上場企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合が多いと考え られること、③最も厳格な内部統制報告制度で知られる米国においても、新規上場を促進

する観点から、新興成長企業について、内部統制に係る監査を免除する措置が講じられたことなどの事情が存在する。

また、新規上場後の企業内容の変化について確認したところ、多くの企業において、新規上場後34年間程度は、売上や従業員などの企業規模等に大きな変化は見られなかった。 これらを踏まえると、新規上場企業の内部統制報告書の提出義務に保る監査義務を免除するため、新規上場後、例えば3年間について、内部統制報告書に係る監査義務を免除することが適当であると考えられる。ただし、新規上場企業であっても、その規模等に限らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業については、内部統制が適切に機能していることを特に製格にチェックする必要性が高いと考えられることから、こうした企業については、新規上場企業であっても、内部統制報告書に係る監査義務を免除することは適当ではないと考えられる。 上場会社等は、事業年度ごとに内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出しなければならず(法24条の4の4第1項及び「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣符合」)、さらに内部統制報告書について有価証券報告書に配載される財務諸表・連結財務諸表を監査する監査法人・公認会計士の監査を受けることが必要である(法193条の2第2項)が、本改正では、法193条の2第2項に列挙する例外事由に新たに4号「上場会社等(資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限る)が、第24条1項1号に掲げる有価証券の発行者に初めて該当することになった日その他の政令で定める日以後三年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する者」が追加された。

同号に規定する「資本の額その他の経営の規模が内閣所令で定める基準に達しない上場会社等」とは、上場日の「直前事業年度に係る連結貸借が照表古しくは貸借が照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借が照表者しくは貸借が照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上である」と規定される(「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣所令」10条の2)。この基準は、公認会計士法24条の2・同法施行令8条に定義する「大会社等」と同じである。その趣旨は、公認会計士及24条の2・同法施行令8条に定義する「大会社等」と同じである。その趣旨は、公認会計士又は監査法人には、有価証券報告書提出会社と同程度の厳格な監査規律が求められており、この趣旨を「その規模等に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業」の判断基準に援用したものである(立案担当者解説・商事法務 2040 号69 目)。

なお、アメリカにおける JOBS 故において、新興成長企業は、上場後においても、サーベンス・オクスレー社 404 条(b)項により上場会社一般に求められている監査人による内部統制報告認証が最大で 5 会計年度免除されることが参照された。

### Ⅲ 民事責任規定の見直し

民事責任規定 MG 報告書 17 頁以下は、次のように指摘して、法 21 条の 2 につき、①無過失責任を立証責任の転換された過失責任とし、②損害賠償請求権者を有価証券の「取得者」に限定されていたものを「処分者」も含めるべく、改正することを提案していた。

# 第4章 近年の金融資本市場の状況を踏まえたその他の制度整備

本ワーキング・グループでは、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進の観点 いら、企業のスタートアップ段階から、成長ステージ、成熟ステージまでの資金調達の円骨化を中心に議論を行ってきた。その際、成熟ステージにおける課題として、上場企業や投資者が負う金融商品取引法上の義務が過大となっていないかについても検討を行うこととし、具体的には、大量保有報告制度、及び流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任に関し、見直すべき点がないかについて検討を行った。

- 1. 大量保有報告制度の見直し (略)
- 2. 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

現行の金融商品取引法の下では、有価証券報告書等に虚偽記載等があった場合、当該有価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に、流通市場において、当該虚偽記載等の事実があることを知らずに有価証券を取得した者に対して、虚偽記載等により生じた損害を賠償する責任を負うこととされている。本ワーキング・グループでは、この流通市場における虚偽記載等に係る損害賠償責任に関するいくつかの論点について検討を行った。

### (1) 提出会社の損害賠償責任の見直し

現行の金融商品取引法の下では、上記の提出会社の損害賠償責任については、無過失責任とされているが、このことが適切かどうか検討すべきである、との指摘がなされてい。

民法上の一般不法行為責任では、加害者の「故意又は過失」が要件の一つとされており、通常、不法行為による損害賠償責任については過失責任が原則とされている。こうした中、無過失責任は、棒に政策上の必要性が認められる例外的なケースに限られており、金融商品取引法において、提出会社の損害賠償責任を無過失責任としているのは、民事訴訟による責任追及を容易とすることで、違法行為の抑止を図り、配券市場の公正性・透明性を向上させることを目的としたものであると考えられている。

この点に関し、近年、課徴金制度の整備や内部統制体制構築の定着などによって違法行為の抑止効果が強化されていることを踏まえれば、損害賠償責任の一般原則を超えて提出会社に無過失責任を課すこととしている現行制度の意義は、当該制度の導入当時 (平成 16年改正)と比べて、相対的に低下してきているものと考えられる。本ワーキング・グループでは、当該無過失責任を過失責任に見直すことについては慎重な意見も出されたが、こ

うした点に鑑みれば、流通市場における提出会社の損害賠償責任については、現行制度の 趣旨・目的を損なわない範囲において、一般原則どおり、過失責任とすることが適当であると考えられる。

その際、損害賠償責任については過失責任とするものの、提出会社の故意・過失の有無に係る立証責任については、投資者の訴訟負担が過大にならないよう、現行の制度における役員等の損害賠償責任に係る立証責任と同様に、立証責任を転換し、提出会社が自己の無過失の立証責任を負うこととすることが適当である。

なお、提出会社の無過失とは、当該提出会社の役員等に過失がない場合とすべきか、従業員を含めた提出会社の構成員全体に過失がない場合とすべきかについても議論がなされ、

この点については、過失の前提となる注意義務を負うべき者は、個々の事案ごとに相当程度異なり得ることや、他の法令においても、法人自身の不法行為責任における故意・過失の判断対象となるべき者を具体的に例示している規定は見当たらないことに鑑みると、現時点においては、立法政策上、法令において特毀の明記は行わず、個別の事情に応じた妥当な解釈に委ねることとしておくことが適当であると考えられる。

なお、金融商品取引法上の損害賠償責任が発生するのは、そもそも、当該有価証券報告 書等の「重要な」事項について虚偽の記載があった場合等に限定されており、そうしたケ ースは、通常、役員に何らかの注意義務違反がある場合が多いと考えられることから、両 者いずれの立場に立っても、結果的には実際には大きな違いは生じないものと考えられる。

### (2) 損害賠償の請求権者の拡大

現行の金融商品取引法の下では、虚偽記載等のある有価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に、当該有価証券報告書等の提出会社が発行する有価証券を取得した投資者([取得者])のみが、虚偽記載等により生じた損害を請求することができることとされて

しかしながら、例えば、有価証券報告書等の記載に当たって、経営成績が悪いように見せかける虚偽記載等が行われた場合には、当該有価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に、当該虚偽記載等を知らずに売却した投資者(「処分者」)は、経営成績が良いように見せかける虚偽記載等が行われた場合の「取得者」と同様に、虚偽記載等による損害を被り得るものと考えられる。また、近時、MBO(マネジメント・バイブウト。経営陣による企業買収)が増加しているが、MBO のようなケースでは、自社の経営成績が悪化したように見せることによって、株価を不当に引き下げるインセンティブが働き得ることも考えられる。こうした点に鑑みれば、金融商品取引法上、虚偽記載等による損害賠償を請求できる者として、「取得者」に加え、「処分者」を追加することが適当であると考えられる。

### (3) 損害額権定規定の拡大

現行の金融商品取引法の下では、「取得者」が、「提出会社」に対して損害賠償を請求する場合について、損害額の推定規定が設けられている。

14

担当者解説・商事法務 2040 号 23 頁)。

このため、今般、損害賠償責任規定の見直しを行うに当たっては、当款損害額の推定規定を利用できる範囲を、「処分者」が損害賠償を請求する場合や、「提出会社以外の者」(役員等)に対して損害賠償を請求する場合にまで拡大することについて検討すべき、との指摘があった

しかしながら、市場価格の平均額を基に損害額を推定できるとする当該規定は、極めて強力な効果を有する例外的な規定であり、その対象を拡大することによるメリットとデメリットとをなお慎重に見極めること等が必要であると考えられる。したがって、この点については、将来の課題として、引き続き検討を行うことが適当である。

流通市場における虚偽の開示書類を提出した者に対する民事責任を、立証責任の転換された過失責任とすることについては、改正後の法21条の2第2項が「前項の場合において、賠償の責めに任ずべき者は、当該書類の虚偽記載等について故意又は過失がなかったことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない」と規定するとおりである。

説・商事法務 2040 号 72 頁)。その他、流通市場においては、発行市場における場合(有価 の論拠として指摘されていたことであり、今更感がなきにしもあらず、である。あるいは ご過失がないことを立証できる場合というのは一般的にはあまり考えにくく、無過失責任 を過失責任に転換したからといっても、立証責任が発行会社にあるとされる以上、どれほ その根拠は、当初同条が立法化された際に無過失責任原則によって期待された違法行為 の抑止効果がある程度達成せられたと評価されることに求められている(立案担当者解 利得が生じていないこと、株主間の財産移転を生じさせるだけであること、米英等主要国 などが指摘されているが、これらはみな法 21 条の 2 が導入される過程において既に慎重論 無過失責任が新興・成長企業の新規上場を躊躇する原因になっているとの指摘がある(平成 25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」30頁では、「新興・成長企業等が新規上場を 躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出 した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過 **夫責任となっていることが適切か検討を行い、結論を得る。」とされていた)。しかし、有** どの規制緩和効果があるのかは疑問なしとしない。抽象的なレベルにおけるアナウンスメ ント効果はあるのかもしれないが、結局、今まで流通市場における民事責任に対してどち らかといえば積極的な態度を示していた判例の態度(私見)が、今後どのように変化する 証券届出書の虚偽記載による損害賠償責任は無過失責任・法 18 条 1 項)と違って発行者に においては流通市場における虚偽開示書類の提出者に無過失責任を負わせていないこと、 ■証券報告書の「重要な事項」に虚偽記載が認められる場合であって、提出者(発行会社) のか(あるいはしないのか)を見極めていく必要があるのではないか。

なお、今般の改正によって発行者が無過失免責を得られる機会が広がったと見るべきなのか否かの評価に関連する議論として、発行会社の過失を、役員等のレベルにおいて判断するのか、会社自体の過失ということを問題とすべきなのかという論点があり、この点は

15

の最判は、法 21 条の2 適用以前の事案であることを前提に、会社法 350 条との関係で、虚 事項について虚偽記載があった場合に、役員等に何らの注意義務違反も認められないとい VG においても議論がなされたようである。もし、役員等の過失のみを問題とすべきであ ると解すると、従業員等の不正が当該有価証券報告書の虚偽記載に主たる与因であり、役 最判平成 21 年 7 月 9 日(日本システム技術事件)) が考えられる。日本システム技術事件 為の有価証券報告書を提出したこと自体についての過失の内容として、代表取締役の内部 統制構築義務違反の有無(特に予見可能性の有無)が審査されたのであるが、もし同事件 **が現在改めて法 21 条の 2 との関係で問題となるなら、あるいは虚偽の有価証券報告書を提** 出したことについて結果回避義務違反がないゆえに役員等に過失がないという判断も十分 なされ得るように思われる(この点を指摘するものとして、松井秀征・本件判批・私法判 例リマークス 41 号 86 頁)。しかし、もし法 21 条の 2 の適用が認められないとしても、民 法 715 条に基づく使用者責任による場合には発行者の責任が認められる蓋然性が高くなる ⇒ 21条の2の適用においては「会社自体の過失」を問題とすべきであるとの見解もある(立 案担当者解説・商事法務 2040 号 73 頁)。 もっとも、実際には、有価証券報告書等の重要な うことは通常は考えにくいため、両説に実質的な相違は余りないという指摘もある(立案 (同条但書の免責はほとんど認められない) こととの権衡上、そのような結論を回避し、 員等に会社法上の内部統制構築義務違反など監視義務違反が認められない場合(例えば、

他方、MBOの普及と共に問題意識が高まってきた「逆粉飾」ケースを法 21 条の 2 のカテゴリーに含ませる趣旨で、本改正では、損害賠償請求権者として、流通市場における虚偽開示書類が公衆の縦覧に供されている間に有価証券を「処分した者」を含めた。「処分」の意義としては、有価証券を任意かつ有償で処分したものをいい、贈与等無償での処分者はここに含まれないと解される(立案担当者解説・商事法務 2040 号 75 頁(注 16))。またはここに含まれないと解される(立案担当者解説・商事法務 2040 号 75 頁(注 16))。またはここに含まれないと解される(立案担当者解説・商事法務 2040 号 75 頁(注 16))。またはこれを報が損害賠償額の上限となる。それは、「虚偽記載がなかった場合の処分価格を正確に算定することが困難であることから、賠償責任額の上限を設ける政策的必要性が高い、からだと説明される(立案担当者解説・商事法務 2040 号 75 頁(注 16))。この点、処分者が被り得る損害の内容として、まずは処分時差額が考えられる。すなわこの点、処分者が被り得る損害の内容として、まずは処分時差額が考えられる。すなわ

には、1...のここにからない。 ユネニーロがある。 はずは処分時差額が考えられる。すなわこの点、処分者が被り得る損害の内容として、まずは処分時差額が考えられる。すなわち、逆粉飾がなければ有していたであろう当該有価証券の価格を想にし、それと実際の処分価格との差額を損害とするという考え方である。さらに、通説判例のように法21条の2分損者の内容として「取得自体損害」を含めるなら、その反対のケースとして、そのような逆粉飾がなされていなかったらそもそも当該有価証券を処分しなかったであろう(今も保有しているであろう)と主張して「処分自体損害」を考えることもできる。その場合には、損害賠償請求に係る事実審の口頭弁論終結時における当該有価証券の市場価格(あるいは土場廃止等になっていれば、当該有価証券の価値を合理的に算定した価格)から処分価格を差し引くという作業が求められることになろう。もっとも、逆粉飾がなかったら、価格を差し引くという作業が求められることになろう。もっとも、逆粉飾がなかったら、

実際に当該時点において有価証券を処分しなかっただろうという想定は、その後、当該有価証券の市場価格が相当高い値を付けたと思われる時点で処分していたはずであるから、その想定される処分利益から実際の処分価格を差し引いた額が損害賠償額であるという理屈を完全には排除できないであろう。もちろん実際にはそのようなことを立証することは困難であると思われるので、現実性には乏しい議論であり、立案担当者は、ここまで視野に含めて、処分者損害の賠償請求にも上限を課したのだというように読むことができるのではないか。

なお、処分損害については、法 21 条の2 第 3 項の推定規定は適用されない。それは、逆 粉飾が発覚すれば、企業のレビュテーションと共に株価も低下するだろうこと、及び課徴 金や重加算税等の行政的政策も加むり得ることからすると、企業の真実の経営成績を反映 して株価が上昇するという経験則が認められるかどうかは不明であり、これを検証するた めの実例も乏しい」からとされる(立案担当者解説・商事法務 2040 号 75 頁(注 18))。妥当な判断だと思われる。

## 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する ワーキング・グループ メンバー名簿

5 日現在
<b>月</b> 25
12 F
枡
25
平成

弁護士(東京駿河台法律事務所) 敏郎 真和 上档 雪

(株) ユーグレナ代表取締役社長

奼

(株) 野村総合研究所主席研究員

×

(株) 大和総研常務執行役員

超距

東京大学大学院法学政治学研究科教授 裕さ ※ 神作

早稲田大学大学院法務研究科教授 党郎 黒沼

\*

(株) 東京証券取引所常務取締役 弁護士(西村あさひ法律事務所) 田 其井 静

三菱商事(株)常務執行役員 **米** 熈田

Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長 裕美子 水

Ж Ж

中央大学商学部教授 喜美枝 原田 × 東京大学大学院経済学研究科教授 <u>闸</u> 福田

×

日本証券業協会常務執行役

**∀** 

田井

野村證券(株)執行役員 雅彦

モルガン・スタンレーMUFG 証券(株)取締役 幹夫 브

東京ガス(株)取締役常務執行役員 和雄 吉野

法務省民事局参事官 三馬 坂本

オブザーバー

(株) 三井住友銀行投資銀行統括部部長(全銀協) 日本銀行企画局審議役 奼 野村 田編

昌征

第二種金融商品取引業協会事務局長

(※印は金融審議会委員)

(敬称略)

Ш 平成 25 年 12 月 25

# 金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給の あり方等に関するワーキング・グループ

報告

#### まじめに

これまでも長く指摘されてきたとおり、我が国は、世界で通用する技術やアイデアがあると言われているにもかかわらず、起業や新規ビジネスの創出という側面から見ると、世界のトップレベルに伍する成功を遂げているとは言い難い状況にある。例えば、日米における開業率に着目してみると、平成22年において、米国が93%であるのに対して、我が国は4.5%に留まっており、約2倍の差が見られる。

こうした起業や新規ビジネスの創出を巡る日米格差の要因の一つとして、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給不足という問題があるのではないか、との指摘がある。事実、ベンチャーキャピタルによる年間投資額は、平成 24年において、米国が約 267億ドル (I ドル=100 円換算で約 2.7 兆円) であるのに対して、我が国は約 1,026億円に過ぎず、日米の経済規模の差を勘案しても、新規・成長企業の資金ニーズに対して、金融面から十分に応えているとは言い難い状況にある。

この背景には、日米の文化的差異による要因もあるものと考えられるが、我が国における起業や新規ビジネスの創出を活性化させていく観点からは、国際社会における起状国の経済的地位が相対的に低下し、持続的な経済成長をもたらす戦略的な構造改革が求められる今日の状況の下では、政策面において、アーリーステージの新規・成長企業に対するリスクマネーの供給を促進するための取組みを、これまで以上に幅広く展開していくことが重要である。また、その際には、新規・成長企業の出口戦略を多様化する等の観点から、新規上場時や上場後の資金調達の制度整備等にも引き続き努めていく必要がある。

こうした問題意識の下、本年6月、金融審議会に対して、①「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方」、②「事務負担の軽減など新規上場の推進策、③「上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見し」、及び④「その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備」について検討を行うよう、諮問がなされた。

この諮問を受けて、金融審議会は「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、本年6月から11回にわたり審議を行い、アーリーステージの企業から上場を目前に控えた企業、更には上場後の企業まで、幅広いフェーズの企業における資金調達を巡る問題等について検討を行った。本報告書は、本ワーキング・グループにおける検討結果を取りまとめたものである。

日本の開業率は厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国の開業率はU.S. Small Business toministration "Small Business Economy" による。

# 第1章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策(事業化段階等におけるリスクマネーの供給促進策)

現在、我が国においては、起業・新規ビジネスの創出が重要な課題とされており、このためには、事業者が技術やアイデアを事業化する段階において、必要とされるリスクマネーの供給を促進していくことが重要である。

こうした観点から、本ワーキング・グループでは、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策として、クラウドファンディング、非上場株式の取引・換金のための枠組み、保険子会社ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資促進等について検討を行った。

なお、リスクマネーが円滑に供給されるためには、その前提として、投資者の金融資本市場に対する信頼感が確保されている必要がある。このため、リスクマネーの供給促進策の検討に当たっては、規制緩和の観点のみならず、投資者保護の観点にも十分配慮しつつ、検討を進めていくことが重要である。

### 1. クラウドファンディング

クラウドファンディングとは、必ずしも定まった定義があるものではないが、一般には「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指すものとされている。クラウドファンディングは、資金提供者に対するリターンの形態により、「寄付型」、「購入型」又は「投資型」に大別される。このうち、金融商品取引法の規制対象となる投資型クラウドファンディングとしては、「ファンド形態」のものと「株式形態」のものとが想定される。

「ファンド形態」の投資型クラウドファンディングについては、現行 の金融商品取引法の下において、第二種金融商品取引業者による募集又 は私募の取扱いが可能であり、実際にもこの形態でのビジネスを担う業 者が既に存在するところである。一方で、「株式形態」の投資型クラウド ファンディングについては、非上場株式の募集又は私募の取扱いが日本 証券業協会の自主規制規則により原則禁止されており、また、現行の金 融商品取引法の下では、株式の募集又は私募の取扱いを行うことができ 多第一種金融商品取引業者の参入要件が第二種金融商品取引業者のそれ に比してより厳格であることなどから、現在、基本的に取り扱われてい ない状況にある。

こうした中、米国においては、昨年 4 月に「Jumpstart Our Business Startups Act (JOBS 法)」が成立し、「登録届出書の効力が発生していない限り、証券の発行者は募集を行ってはならない」とする 1933 年証券法第 5 条の適用除外規定等が設けられ、事実上困難であった投資型クラウドファンディングによる資金調達の道が開かれることとなった。その後、本年 10 月には、JOBS 法を施行するための細則を定める規則案が米国 SEC により公表されたところである。

本ワーキング・グループでは、こうした米国での制度改正の動きも参考にしつつ、ファンド形態・株式形態の双方を含めた投資型クラウドファンディングに係る制度整備に向けた検討を行った。

なお、投資型クラウドファンディングに係る制度整備に当たっては、 リスクマネーの供給促進という観点から、できるだけ仲介者にとって参 入が容易であり、かつ、発行者にとって負担が少ない制度設計とするこ とが重要であると考えられる。一方で、投資型クラウドファンディング が詐欺的な行為に悪用され、ひいては投資型クラウドファンディング全 体に対する信頼感が失墜することのないよう、海外当局による規制の動 向も踏まえつつ、投資者保護のための必要な措置を講じることも重要な 課題である。

### (1) 仲介者の参入要件の緩和

前述のとおり、リスクマネーの供給促進を図るためには、できるだけ仲介者にとって参入が容易な制度とすることが重要であり、このような観点から、現行の第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業といい、登録の特例を設けることが望ましい。

その際、投資者保護の観点から、一人当たり投資額や発行総額の上限を設けるとともに、仲介者が有価証券の売買や引受け等の業務を行わないことを条件とするなど、限定的な範囲で特例を設けることが適当である。具体的には、第一種金融商品取引業のうち、非上場株式の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額。のもののみを行う者を「特例第一種金融商品取引業者」と、また、第二種金融商品取引業のうち、ファンド持分の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額。のもののみを行う者を「特例第二種金融商品取引業者」とそれぞれ位置付け、財産規制等を「特例第二種金融商品取引業者」とそれぞれ位置付け、財産規制等を

2 少額の範囲としては、「発行総額1億円未満かつ一人当たり投資額 50 万円以下」とすることが考えられる。

က

緩和することが考えられる。

なお、こうした措置を講じる際には、併せて、非上場株式の募集又は私募の取扱いを原則として禁止している日本証券業協会の現行の自主規制規則を緩和し、非上場株式の募集又は私募の取扱いのうち、インターネットを通じて行われる少額?のものについては、既存の第一種金融商品取引業者又は特例第一種金融商品取引業者が行えるように禁止措置を解除することが適当である。

### (2) 投資者保護のための必要な措置

クラウドファンディングがインターネットを通じて手軽に多数の者から資金を調達できる仕組みであることを踏まえると、一方で、詐欺的な行為に悪用されることのないよう、制度的な工夫が必要と考えられる。この点に関しては、現行の金融商品取引法の下では、株式やファンド持分の募集又は私募の取扱いに際し、インターネットを通じて行うことについて、その特質を踏まえた規制は特段設けられていない。

このため、インターネットを通じて非上場株式又はファンド持分の 募集又は私募の取扱いを行う仲介者(既存の金融商品取引業者及び前 記(1)で述べた特例業者)に対して、発行者に対するデューデリジ ェンス及びインターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整 備、並びにインターネットを通じた発行者や仲介者自身に関する情報 の提供を義務付けるともに、当該情報の提供を怠った場合等におけ る罰則を整備することが適当である。なお、仲介者に対してインター ネットを通じた発行者情報等の提供を義務付けることする場合、イ ンターネットを通じて行われるファンド特分の募集又は私募の取扱い については、仲介者から投資者に対して提供される情報の重複を排除 し、仲介者の負担軽減を図る観点から、契約締結前交付書面の簡素化 を図る等の措置を併せて講じることが適当であると考えられる。

# (3) 自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮

投資型クラウドファンディングが詐欺的な行為に悪用されることや及社会的勢力に利用されること等を防止し、投資者が安心して投資で

3 契約締結前交付書面のうち、株式の募集等に係るものについては、ファンド持分の募集等に係るものに比して既に相当程度簡素なものとなっており(金融商品取引契約の概要、手数枠やリスク等の基本的公事項の記載のみが求められている)、仲介者から投資者に対して提供される情報との重複は基本的に生じないことから、更なる簡素化を図る必要はなく、また適当でもないものと考えられる。

,

きる環境を整備する上では、当局による規制・監督のみに依拠するのではなく、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要である。

こうした観点から、今後、自主規制機関(日本証券業協会及び第二種金融商品取引業協会)において、当局と連携しつつ、投資型クラウドファンディングの適切な普及に向けて自主規制規則の整備に関する検討が進められることが期待される。

こうした中、本年9月末時点において、第二種金融商品取引業者の自主規制機関への加入率は約2.6%に留まっており、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮のためには、第二種金融商品取引業者の自主規制機関への加入率を向上させることが必須である。

このため、第二種金融商品取引業の登録を受けようとする者が自主 規制機関に加入しない場合には、当該者に対して、自主規制機関によ る自主規制を考慮した社内規則を整備することや、当該社内規則の遵 守を確保するための体制を整備することを義務付けるなど、自主規制 機関への加入促進を図るための規制の整備を行うことが適当である<sup>4</sup>。 また、第二種金融商品取引業協会の体制強化等についても併せて図っていくことが必要である。

#### (4) かの勧

このほか、仲介者が投資者から金銭や有価証券の預託を受けられることとするかどうか、仮に預託を受けられないこととする場合において投資者保護基金への加入についてどのような取扱いとするかなどについて、検討の上、制度上必要な措置が講じられることが適当であると考えられる。

# 2. 非上場株式の取引・換金のための枠組み

第一種金融商品取引業者を通じて非上場株式の売買を行う制度として、 日本証券業協会が運営するグリーンシート銘柄制度がある。グリーンシート銘柄制度においては、発行者である非上場企業が上場企業に準じた開示 (有価証券報告書に準じた会社内容説明書の作成・公表等)を行うことを前提に、第一種金融商品取引業者による非上場株式の投資勧誘が 4 なお、第二種金融商品取引業者に対してこのような義務を課すこととする場合には、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者に対しても同様の義務を課すことが適当である。

認められている。

このグリーンシート銘柄制度については、近年、利用企業数が減少し、売買も大幅に低迷している状況にある。その要因としては、新興市場における上場基準の引下げにより、上場市場の補完的役割としての存在意義を見出しにくくなってきていることや、それにもかかわらず、発行者に対して上場企業と大差ない負担(インサイダー取引規制及びそれに伴う適時開示義務や、上場企業に準じた開示義務)が課されていることが指摘されている。

一方で、地域に根差した企業などの非上場株式については、一定の取引ニーズ・換金ニーズが存在しているものの、現状、日本証券業協会の自主規制規則において、非上場株式については、グリーンシート銘柄等でない場合には原則として第一種金融商品取引業者による投資勧誘が行えないこととされており、こうしたニーズに的確に応えられていない実情にある。

こうした点を踏まえると、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引ニーズ・換金ニーズに応える場としての、新たな取引制度を構築することが望まれる。その際、新たな非上場株式の取引制度においては、市場のような高度の流通性を持たせない仕組みを設けることにより、高度の流通性を付与することに伴って必要となる開示義務等の発行者に対する負担を、極力軽減することが適当である。

### (1) 新たな非上場株式の取引制度

新たな非上場株式の取引制度については、グリーンシート銘柄制度と同様、自主規制機関である日本証券業協会の自主規制規則に基づく制度として創設し、第一種金融商品取引業者が投資勧誘を行える範囲を、第一種金融商品取引業者が銘柄毎に組成・管理する「投資グループ」のメンバーに限定することで、一定の取引ニーズ・換金ニーズに応えられる程度の流通性に留めることが適当である。

「投資グルーブ」のメンバーとして想定される投資者層としては、 当該非上場企業の役員・従業員若しくはその親族、株主又は継続的な 取引先のほか、当該非上場企業から財・サービスの提供を受けている (又は受けようとする)者などが考えられる。その際、「投資グループ」 に加入できる者を特定の属性により限定することは困難であるため、 一定程度の流通性に留めることを担保する観点からは、この銘柄毎に 組成・管理される「投資グループ」への加入に当たって、当該銘柄に

対して投資意向を有する投資者から第一種金融商品取引業者への自己申告を基本とし、また、新たな非上場株式の取引制度の特性やリスクについて、第一種金融商品取引業者が投資者の納得・了承を得るといった仕組みを設けることが適当であると考えられる。

このほか、新たな非上場株式の取引制度の運営を担う第一種金融商品取引業者の役割など、制度設計の詳細については、引き続き、日本証券業協会において、必要な自主規制規則を整備する中で検討されることが期待される。

# 2) 新たな非上場株式の取引制度へのインサイダー取引規制の適用関係

現行の金融商品取引法の下では、非上場株式については、一般の投資者が広く取引に参加するものではなく、また、取引が頻繁に行われるものでもないことから、原則としてインサイダー取引規制の適用対象外とされている。一方で、グリーンシート銘柄制度は、形式的には非上場株式の取引制度ではあるものの、株式の流通性の程度を勘案し、例外的にインサイダー取引規制の適用対象とされている。こうした点を踏まえると、新たな非上場株式の取引制度をインサイダー取引規制の適用対象とすべている。こうした点を踏まえると、新たな非上場株式の取引制度をインサイダー取引規制の適用対象とすべきか否かについては、同制度においてどの程度の流通性を想定するのかに依るものと考えられる。

この点に関しては、前述のとおり、新たな非上場株式の取引制度は、市場としてではなく、あくまでも非上場株式の一定の取引ニーズ・換金ニーズに応える場として設計されるものであって、一般の投資者が広く参加するものではなく、また、取引が頻繁に行われることも想定されない。したがって、新たな非上場株式の取引制度については、非上場株式の原則どおり、インサイダー取引規制の適用対象外とすることが適当であると考えられる。

# 3)新たな非上場株式の取引制度における発行者の開示義務

現行の金融商品取引法の下では、上場企業に対しては、有価証券報告書(外部監査が必要)の作成・公表など公衆縦覧型の開示義務が課されているが、非上場企業に対しては、原則として6公衆縦覧型の開示

なお、当然のことながら、風説の流布や偽計の禁止といった、不公正取引の一般的禁止規定(現行の金融商品取引法第157条及び第158条)については、新たな非上場株式の取引制度に対しても適用されることとなる。①有価証券届出書の提出を要するような株式等の発行を行った場合や、②株式等が多数のの有価証券届出書の提出を要するような株式等の発行を行った場合や、②株式等が多数の

投資者 (1,000 人以上) に保有されることとなった場合には、非上場企業であっても、公衆

義務は課されていない。一方で、日本証券業協会が運営するグリーンシート銘柄制度は、形式的には非上場株式の取引制度ではあるものの、株式の流通性の程度を勘案し、発行者である非上場企業に対して、上場企業が作成・公表する有価証券報告書に準じた会社内容説明書(外部監査が必要)の作成・公表を義務付けるなど、上場企業に準じた開示義務を課している。

この点に関しては、前述のとおり、新たな非上場株式の取引制度が、 市場としてではなく、あくまでも非上場株式の一定の取引ニーズ・換 金ニーズに応える場として、流通性を限定した形で設計されるもので あることを勘案すると、発行者に対して、グリーンシート銘柄制度に おけるほどの開示義務を課す必要はないと考えられる。今後、こうし た点を踏まえつつ、新たな非上場株式の取引制度において発行者にど の程度の開示を求めるのかについて、日本証券業協会において更なる 検討が進められることが期待される。

# 保険子会社ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資促進

ო

保険会社の議決権保有制限(いわゆる 10%ルール)には、ベンチャーキャピタル子会社を通じて行うベンチャー企業への出資に係る特例が設けられているが、ベンチャー企業が成長し、中小企業の基準を超えると当該特例の対象外となり、そうした場合、新たに資金需要が生じても、追加出資に応じられないこととなる。とりわけ、そのベンチャーキャピタル子会社がリードベンチャーキャピタル『である場合には、自らが追加出資できないという点に留まらず、他の出資先からの追加出資にも悪影響が及び得ることとなる。このため、リードベンチャーキャピタルとして出資を行っている場合には、出資先が中小企業であるか否かにかかわらず、上場までの間に限り、追加出資に応じることができるよう、特例

縦覧型の開示が求められる。

7 筆頭出資者 (創業者等を除く) であるペンチャーキャピタルは、リードペンチャーキャピタルと称される。リードペンチャーキャピタルは、浦常、ペンチャー企業の成長段階に応じた増資戦略や上場支援などの資金調達・資本政策に関するものを中心に各種のハンズオン支援を行う。リードペンチャーキピタルは複数存在することもあり (この場合「リード」(coolead) と呼ばれる)、また、当初はリードペンチャーキャピタルでは充かった者が、出資生企業の成長等の状況の変化により、中途からリードペンチャーキャピタルでは充かった者が、出資生企業の成長等の状況の変化により、中途からリードペンチャーキャピタルとなるとしたものる等、実態は多様である。

8 リードベンチャーキャピタル以外の他のベンチャーキャピタルは、一般的に、リードベンチャーキャピタルのように追加出資に主導的に関わるのではなく、出資先ベンチャー企業からの要請やリードベンチャーキャピタルの動向に応じて受動的に対応している。

の要件を緩和⁵することが適当である¹º。

# 4. その他ペンチャー企業支援を巡る諸課題

本ワーキング・グループでは、ベンチャー企業支援を巡るその他の課題として、ベンチャーキャピタルが果たすべき役割、ベンチャー企業支援の出口の多様化、ベンチャー企業に対する人材面でのサポート等についても検討を行った。

# (1) ベンチャーキャピタルが果たすべき役割

ベンチャーキャピタルは、今後とも新規・成長企業に対するリスクマネーの供給の主要な担い手であり続けると考えられるが、小口分散型が中心となっている我が国のベンチャーキャピタルは、米国に比して、シードの段階、あるいはそれよりも若干進んだ段階に入ってきた企業に対しては、十分なサポートができていない状況にある。

こうした点に加え、ベンチャーキャピタルの評価基準が定まっていないことや、これまで成功事例がそれほど出ていないことなどから、十分な資金がベンチャーキャピタルに集まらず、結果として、ベンチャーキャピタリストもなかなか育成されないという悪循環に陥っているのではないか、との指摘もなされている。

ベンチャーキャピタルには、新規・成長企業を育てるという観点から、ベンチャーキャピタルには、おける知識や目利き能力が必要でら、ベンチャー企業の有する技術に対する知識や目利き能力が必要であり、また、こうした技術が活かせる用途を探して駆けずり回るような泥臭い仕事が求められている。

こうした新規・成長企業を育てる機能を持ったベンチャーキャピタル、いわゆる「ハンズオン型」のベンチャーキャピタルが米国においては主流になっているのに対し、我が国においては、こうした「ハンズオン型」のベンチャーキャピタルは数が少ないのが実情である。

こうした中、まだ数は少ないものの、新興ベンチャーキャピタルの中で「ハンズオン型」を志向するものが徐々に増えつつあり、また、既存のベンチャーキャピタルの中にも、例えば製造業との連携等を行

9 具体的には、保険会社の子会社ペンチャーキャピタルがリードペンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合については、出資先が、中小企業であることを求める要件は撤廃(その他の要件は維持)することが考えられる。
10 なお、銀行にも同様の規制が存在するため、併せて見直しを行うことが適当である。

うことで技術に対する目利き能力を向上させるなどの工夫に取り組んでいるものが現れてきているところである。こうした動きがますます活発化し、我が国においても、ペンチャーキャピタルが新規・成長企業へのリスクマネー供給の「仲介者」としての役割を果たすため、その能力を高めていくことが期待される"。

なお、前述のとおり、ベンチャーキャピタルは、今後とも新規・成長企業に対するリスクマネーの供給の主要な担い手であり続けると考えられることから、その役割等に関する議論については、ベンチャーキャピタルの業務の実態等を踏まえつつ、今後とも継続的に行われていくことが望まれる。

# (2) ペンチャー企業支援の出口の多様化等

米国においては、ペンチャー企業支援の出口は、IPO(新規株式公開)だけでなく、大企業によるM&A(企業の合併や買収)なども含む、多様なものとなっている。一方で、我が国における出口は IPO に偏重しているといわれており、ペンチャーキャピタルの評価も IPO につながった案件数でなされている、との指摘がある。また、こうしたベンチャーキャピタルに対する評価のあり方が、買戻条項『等の慣行を生んでいるのではないか、との指摘もなされている。

ベンチャー企業支援の出口については、M&A も含め、多様な選択肢が確保されていることが望ましいものと考えられる。特に我が国においては、従来よりも M&A が促進されるよう、売り手であるベンチャー企業のビジネスモデルの設計がしっかりなされることにより買収価格に関する売り手と買い手との認識のズレをできるだけ小さいものとすることや、買い手である大企業側における「自前主義」、「Not Invented here」といった M&A に消極的な企業文化の改革を図っていくことが必要である。また、買戻条項等に関しては、ベンテャーキャピタル協会

<sup>11</sup> この点に関し、我が国においては、ペンチャー企業への投資に対する理解やそれを支援する環境が整っていないことから、新興のペンチャーキャピタルは資金調達の入口の段階から大きな困難を抱えている実態にあり、ペンチャー企業への投資に対する意識が変わっていくことが重要なのではないか、との指摘があった。

等の業界団体において、起業の阻害要因になっていないかどうかを精査し、その要否を含めた議論がなされることが望まれる。

# (3) ベンチャー企業に対する人材画でのサポート

我が国においては、技術やアイデアはあるものの、そうしたシーズの事業化をサポートできる人材が少ない、との指摘がある。こうした事業化をサポートする役割は、これまでベンチャーキャピタルの役割とされてきたが、事業化に当たっては、資金のみならず事業化に向けた各種のサポートが不足している、との指摘に鑑みると、必ずしもベンチャーキャピタルのみに期待するのではなく、他の主体も含めて、創業した早い段階から、トップクラスの専門家が支援する方式が採られることが望ましいものと考えられる。。

特に、新規・成長企業の中には、技術やアイデアを事業化・収益化する CFO (最高財務責任者) 的な人材が不足していることが多い、との指摘があり、公認会計士、弁護士、弁理士といった専門的能力を有する者からのサポートを受けられる仕組みが構築されるべき、との指摘があった。この点に関しては、大手監査法人において起業家を支援するための仕組みができつつあることは歓迎すべきことであり、こうした取組みの更なる進展が望まれる。

## 第2章 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策(新規上場の推進 年)

新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進を図る観点からは、新規 上場が視野に入った新規・成長企業の上場に係る障壁をできるだけ低くする 施策も重要と考えられる。本ワーキング・グループでは、新規上場を促進す る観点から、新規上場に伴う負担の軽減、及び新興市場の新規上場時における最低株主数基準の引下げについて検討を行った。

### 1. 新規上場に伴う負担の軽減

企業が金融商品取引所に株式を上場し、当該株式が同取引所において取引されるに当たっては、投資者が不測の損害を被らないようにするため、当該企業に関する十分な情報を投資者に対して開示し、当該企業の

13 なお、この点に関しては、専門家からの支援もさることながら、若い起業家にとっては、 起業して成功した者からのアドバイスが最も役立つのではないか、との指摘があった。

状況を正しく理解してもらうことが重要である。

一方で、新規・成長企業が新規上場を躊躇する要因として、当該情報開示に要する負担が重いことがあげられる、との指摘がある。このため、投資者保護に支障をきたさない範囲内で、新規上場に伴う企業の負担の軽減を図ることが適当であると考えられる。

### (1) 新規上場時の負担の軽減

企業が新規上場を行う場合には、当該企業の募集有価証券に係る有価証券届出書を提出した上で、投資者に対して募集行為を行うことが一般的であり、新規上場時に提出する有価証券届出書には、過去5事業年度分の財務諸表の記載が必要とされている。

しかしながら、当該記載については、①投資者に交付される目論見書には過去2事業年度分の財務諸表のみが記載されていること、②新規上場企業に投資する投資者は、当該企業の将来性を重視する場合も多いと考えられるところ、有価証券届出書において、将来情報の開示の充実が図られてきたこと、③新規上場企業の開示をめぐる国際的な状況にも変化が生じていることなどを踏まえると、過去2事業年度分の財務諸表のみの記載とするよう見直すことが適当であると考えられ

### (2) 新規上場後の負担の軽減

現在、上場企業は、事業年度ごとに内部統制報告書の提出が求められており、当該内部統制報告書には、公認会計士の監査を受けることが必要とされている。当該内部統制報告書の提出義務は、上場企業の全てに課されるものであるため、新規上場企業であっても、上場後、最初の事業年度終了後から、公認会計士による監査証明を受けた内部統制報告書の提出が必要となる。

新規・成長企業が新規上場を躊躇する要因として、この内部統制報告書の提出に係る負担が重いことがあげられる、との指摘もあることから、新規上場後において、内部統制報告書の提出義務に係る負担の軽減が出来ないかどうかの検討を行った。

<sup>14</sup> なお、新規上場企業が自主的に過去5事業年度分の財務諸表を記載することを妨げる必要はないため、こうした場合には、有価証券届出書の添付書類として提出することを認めることが適当である。

上場企業の場合、企業が作成する財務報告に基づき広く一般に株式等が売買されることを踏まえれば、上場企業である以上、経営者が当該財務報告の適正性を担保するために内部統制の有効性を評価し、その結果を報告することは必要であり、新規上場企業であっても、内部統制報告書の提出自体を免除することは適当ではないと考えられる。

一方で、内部統制報告書の監查義務について検討したところ、新規 上場企業については、①上場審査において、金融商品取引所から、内 部管理体制も含めた厳格な上場審査を受けており、主幹事証券会社や 公認会計士も当該内部管理体制をチェックしていること、②新規上場 企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合 が多いと考えられること、③最も厳格な内部統制報告制度で知られる 米国においても、新規上場を促進する観点から、新興成長企業につい て、内部統制に係る監査を免除する措置が講じられたことなどの事情 が存在する。

また、新規上場後の企業内容の変化について確認したところ、多くの企業において、新規上場後 3 年間程度は、売上や従業員などの企業規模等に大きな変化は見られなかった。

これらを踏まえると、新規上場企業の内部統制報告書の提出義務に係る負担を軽減するため、新規上場後、例えば3年間について、内部統制報告書に係る監査義務を免除することが適当であると考えられる<sup>5</sup>

ただし、新規上場企業であっても、その規模等に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業については、内部統制が適切に機能していることを特に厳格にチェックする必要性が高いと考えられることから、こうした企業については、新規上場企業であっても、内部統制報告書に係る監査義務を免除することは適当ではないと考えられる。

# 2. 新興市場の新規上場時における最低株主数基準の引下げ

新興市場における新規上場を推進していく観点から、各金融商品取引 所においては、円滑な取引と市場の信頼が確保される範囲において、新 規上場時の審査基準について必要な見直しを行っていくことが期待され 2 16 なお、新規上場企業が自主的に内部統制報告書に係る公認会計士の監査を受けることを 妨げる必要はないと考えられることから、こうした場合には、内部統制報告書に係る監査 報告書を添付することを認めることが適当である。

特に、新興市場における最低株主数基準は、上場後の市場における円滑な取引を確保する観点から設けられているものであり、各金融商品取引所の状況に応じ、円滑な取引に支障が生じない範囲において、より低い水準に下げる余地があると考えられる。

## 第3章 上場企業の資金調達の円滑化

我が国経済の持続的な成長を実現していくためには、新規・成長企業に対してリスクマネーを供給することだけでなく、上場後の企業についても、資本市場から円滑に資金調達ができるようにすることが重要である。

この点に関し、近年、上場企業が公募増資を行う際、当初の想定以上に株価が下落したため、予定していた資金が集まらず、一部の事業計画を見直さなくてはならなくなるという事態が見受けられ、その背景として、我が国においては、上場企業の資金調達に要する期間が長いことや、増資を予定している企業と投資者との間の相互理解が深まっていないことが、増資公表企業の株価を不安定にしている要因の一つになっている可能性が考えられる。

# 1. 上場企業の資金調達に係る期間の短縮(待機期間の撤廃)

現行の金融商品取引法の下では、上場企業が有価証券を発行し投資者に取得させるには、有価証券届出書を提出した後7日間の待機期間が必要とれている。この待機期間は、投資者が、開示されている情報に基づき、当該有価証券の取得・買付けの是非を判断するための熟慮期間とされており、その際、投資者は、投資判断に当たり、増資企業の経営状態等に関する「企業情報」と、募集・売出しに係る有価証券自体の情報である「証券情報」の二つの情報について検討するものと考えられる。

このうち、「企業情報」に関しては、特に近年、情報通信技術の発達や、 有価証券報告書の記載の充実、四半期報告書の導入など、より充実した 情報を容易かつ迅速に入手できる環境が整ってきている状況にある。中 でも、時価総額が大きい企業や、市場で頻繁に売買が行かている企業 など、市場において「特に周知性の高い企業」については、専門的な能 力を有する証券アナリストが企業情報を分析し、投資者向けに情報提供 を行っているほか、メディアの経済ニュース等においても頻繁に取り上 げられている。こうしたことを踏まえれば、企業情報の検討に要する時 間のみに注目した場合、「特に周知性の高い企業」については、現行の金 融商品取引法の待機期間を撤廃する特例措置を設けても、投資者保護上、

大きな問題は生じないものと考えられる。

一方で、「証券情報」については、投資者は、有価証券届出書が提出された後でなければ、その検討を行うことができないことにも留意が必要である。

こうした点を勘案すれば、「特に周知性の高い企業」が行う募集・売出しのうち、対象有価証券の取得・買付けの判断を比較的容易に行うことができるといえるような場合に限定して、待機期間を撤廃する特例措置を設けることが適当であると考えられる。具体的には、募集・売出しの対象とされる有価証券が、普通株式や投資証券(REIT等)など、仕組みが単純かつ標準的であり、かつ、例えば増資による希薄化率が 20%以下である場合など、投資判断に与える影響が限定的な場合に限り、待機期間を撤廃することが適当であると考えられる。

# 2. 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

有価証券届出書の提出前に有価証券の勧誘を開始すること(いわゆる「届出前勧誘」」は禁止されているが、法令上、勧誘の範囲が明確でないために、増資を予定している企業が、一般的な企業情報を発信することまでも届出前勧誘に該当するおそれがあるとして躊躇してしまう、との指摘がある。また、上場企業の資金調達を円滑化するために、有価証券国出書の提出後の待機期間を撤廃する場合には、有価証券届出書の提出前に、投資者が増資企業に関する企業情報を受け取る機会をできるだけ確保しておくことの重要性はより高まるものと考えられる。

一般的に届出前勧誘の禁止措置が講じられている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実・不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされており、こうした趣旨に照らすと、次に掲げるような行為については、届出前勧誘の禁止措置の対象とする必要はないものと考えられる。このため、できるだけ速やかに、その旨を明確化することが適当である『。

 企業及び引受証券会社が、適格機関投資家、特定投資家又は大株主を 対象者とし、かつ、有価証券届出書の提出前に当該情報が対象者以外 に伝達されないための適切な措置を講じている場合において、有価証 券の募集・売出しの是非を判断するために、当該有価証券に対する市 場における需要見込みを届出前に調査すること (いわゆる「プレ・ヒ

アリング」)。

- 有価証券届出書の提出の1ヶ月以上前までに、募集・売出しに言及せずに企業情報を発信すること(有価証券届出書の提出日以前1ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられる場合に限る。)
- 金融商品取引法令又は金融商品取引所規則に基づき開示すること
- 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、従前からその通常の業務の過程において行っている企業情報の定期的な発信を行うこと
- 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、新製品・新サービスの発表を行うこと
- 記者、アナリスト、投資者などによる自発的な問い合わせに対して、 その事業・財務の状況や製品・サービスについての回答を行うこと
- 引受証券会社内で適切なチャイニーズ・ウォールが設置されている場合において、従来から継続的に行われている上場企業に関するアナリスト・レポートの公表を、従来どおりに行うこと

## 3. 訂正発行登録書の提出に係る見直し

現行の金融商品取引法の下では、発行登録書の効力が生じている間に、当該発行登録書に記載された事項につきその内容を訂正する必要がある事情が生じた場合のほか、有価証券報告書や四半期報告書などの継続開示書類が提出された場合にも、訂正発行登録書を提出する必要があるとされている。これは、発行登録書において参照している企業情報が更新されたことを投資者に知らせることで、投資者が古い企業情報に基づき投資判断をすることを防止するための措置である。

一方で、近年の情報通信技術の発展や、開示書類の ED INET による提出 の義務化、更には投資者にとって有価証券報告書等の提出は予測可能で あることなどを踏まえると、有価証券報告書等の継続開示書類が提出さ れる度に、訂正発行登録書を提出する必要性はそれほど高くないものと 考えられる。このため、一定の条件<sup>17</sup>の下で、継続開示書類が提出された

16

<sup>17</sup> 投資者を保護する観点から、当該訂正報告書の提出義務を免除するに当たっては、定期的に提出されることが明らかな継続開示書類の提出時期を投資者が具体的に知ることができるよう、新たに、発行登録書に当該継続開示書類の先定提出期限を記載させることとし、万一、当該期限を記載した場合には、訂正発行登録書を提出させる義務を課すことが適当でよく

<sup>16 「</sup>企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)を改正。

ことに係る訂正発行登録書の提出義務を免除するよう制度を改正することが適当であると考えられる。

# 第4章 近年の金融資本市場の状況を踏まえたその他の制度整備

本ワーキング・グループでは、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進の観点から、企業のスタートアップ段階から、成長ステージ、成熟ステージまでの資金調達の円滑化を中心に議論を行ってきた。

その際、成熟ステージにおける課題として、上場企業や投資者が負う金融商品取引法上の義務が過大となっていないかについても検討を行うこととし、具体的には、大量保有報告制度、及び流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任に関し、見直すべき点がないかについて検討を行った。

### 1. 大量保有報告制度の見直し

大量保有報告制度は、株券等の保有状況が、経営に対する影響力や市場における需給の観点から投資者にとって重要な情報であることから、当該情報を投資者に提供することを目的として、平成 2 年に設けられた制度を名る。近年、同制度に関しては、制度導入以降の他の制度における開示の充実や個人のプライバシー保護に関する意識の高まり、EDINETの整備等の環境変化に必ずしも対処しきれていない部分もあるのではないか、との指摘がある。また、現行の大量保有報告制度には、必ずしも違守することが容易でない事項も含まれており、本来の制度の趣旨に照らして、過大な事務負担が生じている、との指摘もなされている。

本ワーキング・グループでは、これらの状況を踏まえ、大量保有報告制度の趣旨には十分配意しつつ、大量保有報告書の提出者の負担軽減を図るための措置について検討を行った。

# (1) 大量保有報告制度における自己株式の取扱い

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告制度の対象となる株券等の中には、自己株式も含まれている。この点について、上場企業からは、5%超の自己株式を保有する都度、大量保有報告書や、その後の変更報告書の提出が必要とされ、自己株式の取得や処分を伴う資本政策の円滑な実施に支障をきたしている、との指摘がなされている。

自己株式については、当該企業は議決権を有さず、経営に対する影

17

響力を行使し得ないこと、また、市場における需給に影響を与えるような自己株式の取得や処分が行われる場合には、自己株券買付状況報告書等、他の制度により、別途主要な情報が開示されること等に鑑みれば、大量保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外することが適当であると考えられる。

# (2) 大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書の提出者や共同保有者(以下「提出者等」)が個人である場合には、その氏名・住所(番地まで)・生年月日等を当該報告書に記載しなければならないこととされている。

大量保有報告書は、数多くの主体から様々な銘柄について提出がなされるものであるため、その提出者等については、他の提出者等と混同することなく同一人と判別できることが不可欠ではあるものの、その一方で、個人のブライバシー保護やセキュリティ上の問題を犠牲にしてまで、詳細な個人情報を公衆縦覧に供する必要性は乏しいものと考えられる。こうした点に鑑みると、大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項については、住所における「番地」の記載、生年月日」の記載を、公衆縦覧の対象から除外することが適当であると考えられる<sup>18</sup>。

# (3) 短期大量譲渡報告の適用範囲・記載事項

現行の金融商品取引法の下では、株券等の保有割合が減少したことにより、変更報告書を提出する者は、「短期間に大量の株券等を譲渡したもの」として定められた一定の基準(「短期大量譲渡」)に該当する場合には、最近 60 日間の全ての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」を当該変更報告書に記載しなければならないこととされている(「短期大量譲渡報告」)。

この点について、短期大量譲渡に該当するか否かの判断基準が、保有割合の変動のみに着目したものとされているため、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず、形式的に当該基準に該当することによ

<sup>18</sup> 一方で、当局において、訂正報告書の提出命令等を通じたエンフォースメントを行う場合、当局は当該命令等の対象者を確定し得るだけの情報を把握する必要があることから、公衆縦覧の対象から提出者等の住所における「番地」の記載、「生年月日」の記載を除外するとしても、当局に対しては、これらの情報についても提出を求めることが適当である。

り、提出義務が生じてしまうケースが発生している、との指摘がなされている。また、僅少な株券等を譲渡したに過ぎない場合であっても、全ての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」に至るまで詳細な情報を開示することは負担が過大である、との指摘もなされて、

短期大量譲渡報告の趣旨が、いわゆる「肩代わり」が行われたか否かを投資者が判断できるようにすることにあることに鑑みれば、短期大量譲渡の基準となる保有割合の減少は、「譲渡により減少した場合」に限定することが適当であると考えられる。また、「僅少な株券等の譲渡先の開示」については、日付ごとかつ譲渡の相手方ごとの記載を改め、通常の変更報告書と同様、日付ごとに「対価に関する事項」をまとかて記載すれば足りることとすることが適当であると考えられる」。

### (4) 変更報告書の同時提出義務

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書や変更報告書の提出日の前日までに、新たな提出事由が生じた場合(例えば、保有割合が更に1%以上増加した場合等)には、当該「新たな提出事由に係る変更報告書」の提出は、「当初の提出事由に係る大量保有報告書や変更報告書」の提出と、同時に行わなければならないこととされている(「同時提出義務」)。

このため、株券等の大量保有者は、提出日の前日に、共同保有者の分も含め株券等の保有状況を確認した上で、変更報告書を提出する必要があるが、子会社等を多く抱え保有状況の確認に時間を要する投資者においては、実務上の対応が事実上不可能なケースが生じている。その結果、提出された変更報告書の内容が、同時提出義務を踏まえた直近の情報に基づくものなのか、5 営業目前の情報に基づくものなのかが明確でなく、かえって投資者に誤解を生じさせかねない状況となっていることに鑑みると、変更報告書の同時提出義務については廃止することが適当であると考えられる。

# (5) 大量保有報告書の発行体企業への通知方法

現行の金融商品取引法の下では、大量保有報告書や変更報告書を提

19 その際、僅少な譲渡先を判断するための基準については、大量保有報告制度では、1%未満の水準を変更報告書の提出の必要性が乏しい株券等の保有割合の変動基準として用いていることに鑑み、例えば、1%未満を基準とすることが考えられる。

出した者は、遅滞なく、これらの書類の写しを発行体企業に対して送付しなければならないこととされている。しかしながら、制度導入当時とは異なり、インターネットが普及しEDINETも整備された今日では、発行体企業が大量保有報告書等に容易にアクセスし得る環境が整備されている状況にあることに鑑みると、発行体企業に対する大量保有報告書等の写しの送付義務は不要とし、EDINETへの掲載をもって代替することが適当であると考えられる。

### (6) 訂正報告書の公衆縦覧期間

現行の金融商品取引法の下では、訂正報告書は、大量保有報告書や変更報告書と同様、当局がこれを受理した日から 5 年間の公衆縦覧に供しなければならないこととされている。しかしながら、訂正報告書は、あくまでも大量保有報告書や変更報告書の内容を訂正するものであり、それ自体単独では情報としての意味に乏しいことに鑑みると、訂正報告書の公衆縦覧期間の末日については、訂正の基礎である大量保有報告書や変更報告書の公衆縦覧期間の末日については、訂正の基礎である大量当であると考えられる。

# 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任

ر ان 現行の金融商品取引法の下では、有価証券報告書等に虚偽記載等があった場合、当該有価証券報告書等の提出会社は、当該有価証券報告書等が公衆維覧に供されている間に、流通市場において、当該虚偽記載等の事実があることを知らずに有価証券を取得した者に対して、虚偽記載等により生じた損害を賠償する責任を負うこととされている。

本ワーキング・グループでは、この流通市場における虚偽記載等に係る損害賠償責任に関するいくつかの論点について検討を行った。

## (1) 提出会社の損害賠償責任の見直し

現行の金融商品取引法の下では、上記の提出会社の損害賠償責任については、無過失責任とされているが、このことが適切かどうか検討すべきである、との指摘がなされている。

民法上の一般不法行為責任では、加害者の「故意又は過失」が要件の一つとされており、通常、不法行為による損害賠償責任については過失責任が原則とされている。こうした中、無過失責任は、特に政策上の必要性が認められる例外的なケースに限られており、金融商品取

証券市場の公正性・透明性を向上させることを目的としたものである 民事訴訟による責任追及を容易とすることで、違法行為の抑止を図り、 引法において、提出会社の損害賠償責任を無過失責任としているのは、 と考えられている。 この点に関し、近年、課徴金制度の整備や内部統制体制構築の定着 などによって違法行為の抑止効果が強化されていることを踏まえれば、 損害賠償責任の一般原則を超えて提出会社に無過失責任を課すことと している現行制度の意義は、当該制度の導入当時(平成16年改正)と 比べて、相対的に低下してきているものと考えられる。本ワーキング・ 重な意見も出されたが、こうした点に鑑みれば、流通市場における提 出会社の損害賠償責任については、現行制度の趣旨・目的を損なわな グループでは、当該無過失責任を過失責任に見直すことについては慎 い範囲において、一般原則どおり、過失責任とすることが適当である と考えられる。

の故意・過失の有無に係る立証責任については、投資者の訴訟負担が 過大にならないよう、現行の制度における役員等の損害賠償責任に係 る立証責任と同様に、立証責任を転換し、提出会社が自己の無過失の その際、損害賠償責任については過失責任とするものの、提出会社 立証責任を負うこととすることが適当である。 なお、提出会社の無過失とは、当該提出会社の役員等に過失がない 場合とすべきか、従業員を含めた提出会社の構成員全体に過失がない 場合とすべきかについても議論がなされた。 この点については、過失の前提となる注意義務を負うべき者は、個々 自身の不法行為責任における故意・過失の判断対象となるべき者を具 体的に例示している規定は見当たらないことに鑑みると、現時点にお に応じた妥当な解釈に委ねることとしておくことが適当であると考え いては、立法政策上、法令において特段の明記は行わず、個別の事情 の事案ごとに相当程度異なり得ることや、他の法令においても、法人

当該有価証券報告書等の「重要な」事項について虚偽の記載があった 場合等に限定されており、そうしたケースは、通常、役員に何らかの 注意義務違反がある場合が多いと考えられることから、両者いずれの 立場に立っても、結果的には実際には大きな違いは生じないものと考 なお、金融商品取引法上の損害賠償責任が発生するのは、そもそも、

(2) 損害賠償の請求権者の拡大

が発行する有価証券を取得した投資者(「取得者」)のみが、虚偽記載 現行の金融商品取引法の下では、虚偽記載等のある有価証券報告書 等が公衆縦覧に供されている間に、当該有価証券報告書等の提出会社 等により生じた損害を請求することができることとされている。

ける虚偽記載等が行われた場合の「取得者」と同様に、虚偽記載等に 損害賠償を請求できる者として、「取得者」に加え、「処分者」を追加 価証券報告書等が公衆縦覧に供されている間に、当該虚偽記載等を知 らずに売却した投資者(「処分者」)は、経営成績が良いように見せか よる損害を被り得るものと考えられる。また、近時、MBO(マネジメン ト・バイアウト。経営陣による企業買収)が増加しているが、MBO のよ うなケースでは、自社の経営成績が悪化したように見せることによっ て、株価を不当に引き下げるインセンティブが働き得ることも考えら れる。こうした点に鑑みれば、金融商品取引法上、虚偽記載等による しかしながら、例えば、有価証券報告書等の記載に当たって、経営 成績が悪いように見せかける虚偽記載等が行われた場合には、当該有 することが適当であると考えられる。

(3) 損害額権定規定の拡大

て損害賠償を請求する場合について、損害額の推定規定が設けられて 現行の金融商品取引法の下では、「取得者」が、「提出会社」に対し

求する場合や、「提出会社以外の者」(役員等)に対して損害賠償を請 求する場合にまで拡大することについて検討すべき、との指摘があっ 当該損害額の推定規定を利用できる範囲を、「処分者」が損害賠償を請 このため、今般、損害賠償責任規定の見直しを行うに当たっては、

象を拡大することによるメリットとデメリットとをなお慎重に見極め しかしながら、市場価格の平均額を基に損害額を推定できるとする 当該規定は、極めて強力な効果を有する例外的な規定であり、その対 ること等が必要であると考えられる。したがって、この点については、 将来の課題として、引き続き検討を行うことが適当である。

22

#### 3セシ!

本ワーキング・グループにおいては、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給等について検討を行ってきたが、そもそも、リスクマネーの供給先となる新規・成長企業が我が国において少ないという現実があることも、また事実である。この点について、起業家に対する人々の見方を変革することや、起業することに対するハードルを下げ、人々の起業しようという意識を削がない社会風土を醸成することが重要であると考えられる。

こうした中、起業を増やすためには、我が国においては、起業の種となる技術の多くが大企業の中に眠っていると考えられることから、これを切り出して行われる事業化(いわゆる「カーブアウト」)が重要な役割を果たすのではないか、との指摘がある。その際、こうした動きを促進するためには、企業文化的なものを改革する必要があると考えられる。最近では、「カーブァウト」を促進するための施策が日本再興戦略に盛り込まれるなど、我が国においても新たな動きが見られつつあるが、こうした動きが本格化し、多くの人が起業家を目指すような社会となることが望まれる。

諸外国の成功例を見ると、事業化が持続的に生まれる基盤には、「生態系」とも呼べる研究・企業・人材の有機的な連携や集積がある(いわゆる「エコシステム」)。我が国においても、II分野においては、こうした「エコシステム」が構築されつつあるが、II以外の分野においても、「エコシステム」が構築されていくことが今後の課題である。本ワーキング・グルーブで議論を行った各種施策と関係省庁の取組みとが互いに連携し合い、エコシステムの構築が進展していくことが望まれる。

以上が、本ワーキング・グループにおける審議の結果である。今回審議を行った論点は、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長を実現していく等の観点から、いずれも早急に対応を行うことが必要なものばかりである。今後、関係者において、本報告書に示された考え方を踏まえ、適切な制度整備が早期に進められることを期待する。

( 下 下)

資料1

# 【事務局説明資料】 上場企業の資金調達に係る期間の短縮

# 平成25年10月25日(金) 金融庁総務企画局

## 有価証券の募集・売出しの際の問題点

## 【問題意識】

- 〇 我が国では、有価証券の募集・売出しを行う場合、<u>有価証券届出書(以下「届出書」)の「提出」から</u> 「効力発生」まで、一定の「待機期間」(注)を義務付けている。
  - (注) 具体的な「待機期間」
    - ・ 金商法上の本則規定は「中15日間」。
    - ただし、同法により、既に「有価証券報告書」を提出している企業(すなわち、大半の上場企業)の場合、金融庁が「15日間より短い期間を指定できる」とされている。
      - ⇒ 財務局宛のガイドラインで「中7日間」と指定。
- 「待機期間」が義務付けられているのは、<u>投資者が、開示されている情報に基づき、取得・買付けの</u> <u>是非を検討する「熟慮期間」を確保</u>するため。
- 一方で、上場企業が、エクイティ性の証券(株式、新株予約権、新株予約権付社債等)を発行しようとする場合、「届出書の提出」(すなわち、公表)から「価格決定」までの間に、当該企業の株価が下落することにより、
  - 当該企業は、十分な額の資金を調達できず、
  - (不十分な資金調達と株価下落により)当該企業の既存株主も不利益を受ける、

という事例が少なくない、との指摘あり。

## (参考) 募集・売出しの標準的な手続

※ 下記の①から⑥までに中7日の「待機期間」が必要。

#### 《届出書の提出》

- ① 「届出書の提出」(この時点では、価格は「未定」と記入され、注記で仮条件[条件決定日の終値の 0.9倍~1倍等]を記載)。
  - ⇒ これにより、募集・売出しが「公表」され、また、法律上、勧誘が解禁。

## 《待機期間》

- ② 発行企業が、機関投資家を対象に「ロード・ショー」(※)を実施 (※)機関投資家の需要喚起を目的として行われる、発行企業の状況・経営方針等に関する説明会。
- ③ 引受証券会社が、「ブック・ビルディング」(※)を実施 (※)複数の価格案を投資家に提示して行われる、具体的な需要調査。

## 《効力発生日》

- ④ 当該「ブック・ビルディング」の結果を踏まえ、発行企業が、引受証券会社と相談のうえ、「価格決定」。
- ⑤ 当該価格の決定後、速やかに(同日中)、価格を記入した「訂正届出書」を提出。
- ⑥「待機期間」が終了しているため、当該「訂正届出書」の提出により、当該「訂正届出書」が、ただちに 「**効力発生**」。
  - ⇒ これにより、法律上、投資者に有価証券を取得させる行為(取得契約の締結)が解禁。

2

## 上場企業の増資に伴う株価下落①

- 上場企業の増資に伴う株価の推移を調査(サンプル調査)したところ、下記のとおり、<u>全ての銘柄に</u>ついて株価が下落。
  - 上場企業が本年中に増資(新株発行又は自社株売出し)を行った事例40銘柄から無作為に15銘 柄を選択し、TOPIXを用いて市場全体の変動要因を除去した上で、当該15銘柄の株価の変動を 調査。
  - 15銘柄全てにおいて、「届出書の提出」から「価格決定」までの間に株価が下落(平均▲12.1%)。
- 一方で、増資企業の株価に一定の下落圧力がかかることは、必ずしも不合理ではなく、上記の事例 のみをもって、何らかの問題があるとまでは言い切れないと考えられる。
  - 現実の増資においては、「追加で獲得した資本が、本当に利益を生み出すことができるのか、当 該資本が毀損するおそれはないのか」について、誰にも断言できない。

## 上場企業の増資に伴う株価下落②

○ 当該15銘柄について、それぞれの銘柄の希薄化率([新たに発行される株式数]/[当該企業の発行済株式総数])をもとに、「仮に、追加資本が全く利益を生みださないまま全て毀損すると仮定して、株式数の増加だけを織り込んだ試算株価」(増資分全額毀損シナリオ株価)を算出し、実際の株価(価格決定日の終値)と比較したところ、

多くのケース(15銘柄中11銘柄)で、「増資分全額毀損シナリオ株価」よりも更に株価が下落しているとの結果。

- 当該11銘柄の平均で、「増資分全額毀損シナリオ株価」より▲5.9%下落(市場全体の変動要因除去後)。
- ・ 15銘柄全体の平均で見ても、「増資分全額毀損シナリオ株価」より▲2.6%下落(同上)。
- 証券業協会の調査においても、「届出書の提出」後に「空売りが急増」との結果。
  - (注)「株券貸借取引」が、「届出書の提出」前に比べ、14.7倍(総額50億円以上の増資を行った5銘柄の平均値) に増加。
- ⇒ 以上を踏まえれば、増資を行おうとする企業が「届出書の提出」を行うと(すなわち、増資が公表されると)、これをきっかけとして投機的な空売りを含む「売り」が活発化し、必要以上に当該企業の株価を下落させている場合も少なくない、と考えられるのではないか。
- ◎ この問題に対応するため、「待機期間」を短縮又は撤廃することが考えられないか。

4

## (参考) 公募における株価の推移の例(平成25年)

銘柄欄の()内は希薄化率

										名柄欄の( )内	は布牌化学
	決調			条件決定日			決詞	義日		条件決定日	
銘柄	(A) 終値	(B) 毀損シナリオ 株価	(C) 終値	(D) (A)⇒(C)の 騰落率	(E) (B)⇒(C)の 騰落率	銘柄	(A) 終値	(B) 毀損シナリオ 株価	(C) 終値	(D) (A)⇒(C)の 騰落率	(E) (B)⇒(C)の 騰落率
A社	1/15		1/23			I社	6/4		6/12		
(9.82%)	2,377	2,164	2,070	-12.92%	-4.36%	(15.81%)	610	527	490	-19.67%	-6.97%
TOPIX	906		888	-2.03%		TOPIX	1,125		1,097	-2.57%	
TOPIX調整後	2,329	2,120		-11.11%	-2.38%	TOPIX調整後	594	513		-17.55%	-4.52%
B社	2/14		2/25			J社	7/3		7/22		
(21.69%)	1,893	1,556	1,786	-5.65%	14.81%	(2.16%)	3,475	3,402	3,290	-5.32%	-3.28%
TOPIX	955		981	2.70%		TOPIX	1,174		1,217	3.64%	
TOPIX調整後	1,944	1,598		-8.14%	11.79%	TOPIX調整後	3,601	3,525		-8.65%	-6.68%
C社	2/19		3/5			K社	7/5		7/23		
(4.33%)	406	389	380	-6.40%	-2.36%	(4.83%)	1,965	1,874	1,847	-6.01%	-1.46%
TOPIX	964		989	2.60%		TOPIX	1,189		1,223	2.87%	
TOPIX調整後	417	399		-8.77%	-4.83%	TOPIX調整後		1,928		-8.63%	-4.21%
D社	2/26		3/6			L社	7/5		7/16		
(14.46%)	938	820	886	-5.54%	8.11%	(14.41%)	279	244	259	-7.17%	6.21%
TOPIX	967		1,003	3.77%		TOPIX	1,189		1,211	1.85%	
TOPIX調整後	973	850		-8.98%	4.18%	TOPIX調整後	284	248		-8.85%	4.28%
E社	3/1		3/11			M社	7/30		8/7		
(13.19%)	114,600	101,248	112,700	-1.66%	11.31%	(5.73%)	1,175	1,111	1,088	-7.40%	-2.10%
TOPIX	984		1,040	5.65%		TOPIX	1,149		1,155	0.59%	
TOPIX調整後	121,079	106,972		-6.92%	5.35%	TOPIX調整後	1,182	1,118		-7.94%	-2.67%
F社	5/31		6/10			N社	8/6		8/14		
(21.73%)	732	601	565	-22.81%	-6.05%	(9.85%)	779	709	669	-14.12%	-5.67%
TOPIX	1,136		1,112	-2.10%		TOPIX	1,194		1,171	-1.87%	
TOPIX調整後	717	589		-21.16%	-4.03%	TOPIX調整後	764	696		-12.48%	-3.87%
G社	6/3		6/11			O社	8/19		8/28		
(7.17%)	1,046	976	838	-19.89%	-14.14%	(10.35%)	1,116	1,011	889	-20.34%	-12.09%
TOPIX	1,097		1,101	0.38%		TOPIX	1,149		1,114	-3.05%	
TOPIX調整後	1,050	980	2 (1 2	-20.19%	-14.47%	TOPIX調整後	1,082	980		-17.83%	-9.32%
H社	6/3		6/12			平均値(TO	PIX調整後)				
(7.27%)	630	587	536	-14.92%	-8.73%	全15鈴	(柄(10.85%)			-12.149	-2.679
TOPIX	1,097		1,097	-0.04%				TD - + 1140	+= (0,000/)	-13.569	
TOPIX調整後	630	587		-14.89%	-8.70%		ノソイ 休価を	・下回った11銘	My (9.00%)	13.507	-5.97%

(注)本年中に増資(新株発行又は自社株売出し)を行った事例40銘柄から15銘柄を無作為抽出。

## 「待機期間」の短縮又は撤廃①

○ <u>増資銘柄の株価が必要以上に下落する可能性を小さくするために、「届出書の提出」から「価格決定」までの期間(待機期間)を短縮又は撤廃する</u>、ことについてどのように考えるか。

## 【募集・売出し規制の概要】

- 前述のとおり、「待機期間」が義務付けられているのは、投資者が、「開示されている情報」に基づき、 取得・買付けの是非を検討する「熟慮期間」を確保するため。
- この場合、当該情報としては、次の2種類があると考えられる。
  - 増資企業の経営状態等に関する「企業情報」
  - 募集・売出しに係る有価証券自体の情報である「証券情報」
    - (注)具体的な「証券情報」としては、発行される有価証券の種類・発行数・発行価格等が考えられる。

6

## 「待機期間」の短縮又は撤廃②一「企業情報」についての検討(1)

## 【検討(企業情報)】

- 「企業情報」については、一般的に、以下の点に鑑みると、特に近年、より充実した情報を容易かつ 迅速に入手できる環境が整ってきていると考えられるのではないか。
  - インターネットの普及や、これを背景としたEDINET及びTDnetの稼動により、「企業情報」の入手自体が容易となってきていること
  - 「有価証券報告書」記載事項の充実や、「四半期報告書」の導入などにより、入手できる「企業情報」の質・量が改善されてきていること
  - 「臨時報告書」の提出事由の拡大や、取引所による「適時開示制度」の整備などにより、「企業情報」の変化についても、迅速な情報入手が可能となってきていること

## 「待機期間」の短縮又は撤廃③一「企業情報」についての検討(2)

- 特に、時価総額が大きい企業や、市場で頻繁に売買が行われている企業等については、一般に市場において周知性が高いと認められるため、以下の点に鑑みると、投資者が、その「企業情報」を検討するための時間は、それほど必要ないと考えられるのではないか。
  - 一 市場において特に周知性の高い企業(以下「特に周知性の高い企業」)に関する「企業情報」については、
    - 専門的な能力を有する証券アナリストが、膨大かつ頻繁に更新される定量的・定性的な情報を総合的に分析したうえで、判り易く簡潔な形で、投資者向けに情報提供(アナリスト・レポート等)を行っていること
    - メディアの経済ニュース等においても頻繁に取り上げられていること
- ⇒ 以上を踏まえれば、「企業情報」だけを念頭において考えた場合、「特に周知性の高い企業」については、届出書提出後の「待機期間」を短縮又は撤廃することが考えられるのではないか。

8

## 「待機期間」の短縮又は撤廃④-「企業情報」についての検討(3)

○ その場合、「特に周知性の高い企業」の要件としては、どのようなものが考えられるか。

## 【検討】

- 米国では、以下の要件を満たす<u>「著名適格発行者(Well-Known Seasoned Issuer:WKSI)」</u>に限り、 有価証券発行のための届出を行った後の「待機期間」が撤廃されている。
  - 発行体が継続開示義務を負い、12ヵ月以上の継続開示を行っていること
  - 浮動株の時価総額が7億ドル以上であること
    - (注)その他、「発行者が取引所法13条(a)又は15条(d)に基づく報告書を提出すること」、「非適格発行者でないこと(直近12ヶ月内の継続開示義務に違反した者等)」等がある。
- なお、米国では、WKSIの要件とは異なるものの、企業の周知性に着目した特例として、発行開示書類において継続開示書類を参照させるだけで足りる特例(参照方式)が設けられている。
  - 米国の「参照方式」の対象企業の要件は、以下のとおり。
    - 発行体が継続開示義務を負い、12ヵ月以上の継続開示を行っていること
    - 浮動株の時価総額が0.75億ドル以上であること
- 〇 我が国においては、
  - 「参照方式」の特例については、米国同様の制度が設けられている一方で、
    - 我が国の「参照方式」の対象企業の要件は、以下のとおり。
      - 1年間継続して有価証券報告書を提出していること
      - 「売買代金の年間合計額」と「時価総額」とが、ともに100億円以上であること
  - 「米国WKSIに相当する制度」は設けられていない。

## (参考)日本と米国における発行開示制度の違い

	参照方式を利用	用できる発行体	Wł	<b>KSI</b>
	要件	効果	要件	効果
	・発行体が継続開示義務を負い、12ヵ月以上の継続開示を行っていること	・届出書の企業情報について、有価証券報告書を 参照する旨の記載が可能	・発行体が継続開示義務を負い、12ヵ月以上の継続開示を行っていること	・即日効力発生が生じる 自動一括登録が利用可 能
<b>米</b> 国	・浮動株の <u>時価総額が</u> <u>0.75億ドル以上</u> であること 等	・一括登録制度が利用可能(複数種類の有価証券の一括登録が可能)	・浮動株の <u>時価総額が</u> <u>7億ドル以上</u> であること 等	・届出前の勧誘規制の不 適用
日本	・1年間継続して有価証券報告書を提出していること・上場株券について、「売買代金の年間合計額」と「時価総額」が100億円以上であること・外国市場に上場している企業については、「時価総額」が1,000億円以上であること	・届出書の企業情報について、有価証券報告書を参照する旨の記載が可能 ・発行登録制度が利用可能(有価証券の種類ごとに登録)	制度	なし

「待機期間」の短縮又は撤廃⑤-「企業情報」についての検討(4)

○ 以上を総合的に勘案すると、「待機期間」の短縮又は撤廃の対象となり得る「特に周知性の高い企業」 の具体的な要件としては、以下のようなものが考えられるのではないか。

## ① 1年間継続して有価証券報告書を提出していること

ー 継続的に「有価証券報告書」等の開示書類を提出している企業であれば、適切な「企業情報」を開示している企業であると期待することができ、投資者保護が図られるのではないか。

## ② <u>上場企業であること</u>

ー 我が国金融商品取引市場に上場している企業であれば、投資者が、関連する開示書類、ニュース、アナリスト・レポート等の理解・入手を容易に行うことができると考えられるのではないか。

## ③ 「売買代金の年間合計額」と「時価総額」とが、ともに1,000億円以上であること

- 「周知性の高い企業」のみに利用が認められる「参照方式」の要件については、我が国の場合、「売買代金の年間合計額」と「時価総額」との双方を基準としていることから、

「<u>特に</u>周知性の高い企業」の要件についても、「売買代金の年間合計額」と「時価総額」との双方を基準とすることが考えられるのではないか。

10

## 「待機期間」の短縮又は撤廃⑥-「企業情報」についての検討(5)

- その際の具体的な金額水準については、明確な決め手はないものの、
  - 米国「WKSI」の金額水準(浮動株時価総額7億ドル)が、米国の「参照方式」の金額水準(浮動株時価総額 0.75億ドル)の約10倍とされていることに鑑みると、
  - 日本においても、「参照方式」の金額水準(「売買代金の年間合計額」と「時価総額」が、ともに100億円以上) の10倍とすることが一つの目安と考えられるのではないか。
  - (参考) 仮に上記の基準を使用した場合、我が国の上場企業約3,600社のうち、約500社程度が該当する見込み (時価総額ベースでは90%強)。

なお、我が国では、複数の証券会社のアナリストがカバーしている上場企業数は900社弱、3社以上の証券会社のアナリストがカバーしている上場企業数は600社強とされる。

12

## 「待機期間」の短縮又は撤廃⑦ー「証券情報」についての検討(1)

## 【検討(証券情報)】

- 「証券情報」(発行される有価証券の種類、発行数、価格等)については、予め入手することが可能な「企業情報」とは異なり、「特に周知性の高い企業」であったとしても、必ずしも短期間での判断が可能となる訳ではないと考えられるのではないか。
- こうした点を勘案すると、仮に「待機期間」を短縮又は撤廃する場合においても、 <u>そもそも「証券情報」の検討に時間を要しないような「取得・買付けの是非の判断が比較的容易と考えら</u> **れるケース」**だけに限定することが適当ではないか。
  - (注1) 米国では、WKSIに限り、「届出前勧誘の禁止」が特例的に解除され、「届出書の提出」より前であっても、あらかじめ投資者に対して、未確定段階の「証券情報」を提供することが可能。
  - (注2) この米国の制度と同様に、我が国でも、「特に周知性の高い企業」に限り、あらかじめ投資者に対して未確定段階の「証券情報」を提供することを認め、「届出書の提出」がなされた後には、「証券情報」についても、投資者が迅速に取得の判断ができる(「待機期間」が不要となる)よう、措置することも考えられるが、以下の点を考慮すると適切ではないのではないか。
    - ・募集に応じる投資者層を比較すると、米国では公募増資の70%以上を機関投資家が取得しているのに対して、我が国では70%以上を個人投資家が取得していること
    - ・制度上は禁止が特例的に解除されている米国においても、インサイダー取引につながるリスク等を勘案し、 実際には、具体的な「証券情報」の提供はほとんど行われていないこと

## (参考)日米の大型増資案件における投資者層の違いについて

#### ① 国内公募增資案件

投資家属性	配分割合
個人投資家	70~80%
非個人投資家	20~30%

外国証券会社及びホールセール専業業者 分を除く。

## ② グローバル・オファリング案件

投資家属性	配分割合
国内個人投資家	30~50%
国内機関投資家	5~10%
海外機関投資家	45~60%
うち北米	10~30%
欧州	10~20%
アジア	10~30%

#### ③ 米国公募增資案件

投資家属性	配分割合
個人投資家	0~30%
機関投資家	70~100%
うち北米	60~90%
その他	10-20%

出所:「株券等の配分状況」日本証券業協会、その他開示資料等より作成

14

## 「待機期間」の短縮又は撤廃⑧一「証券情報」についての検討(2)

- 〇 「取得・買付けの是非の判断が比較的容易と考えられるケース」としては、
  - 対象とする有価証券については、仕組みが簡単で標準的なものに限定することとしてはどうか。
    - 我が国では公募増資の70%以上を個人投資家が取得していることも踏まえると、具体的には、個人投資家にとっても判断が容易な「普通株式」だけを対象とすることとしてはどうか。
      - (注)「新株予約権」、「新株予約権付社債」等については、取得の是非の判断が容易であるとは必ずしも 言えないと考えられるため、「待機期間」の短縮又は撤廃の対象外としてはどうか。
  - ・ 更に、対象とする増資の規模については、「一定の希薄化率」以下の増資を行う場合に限定することとしてはどうか。
    - 増資を行う場合、希薄化率が小さければ、株価に与える影響も限定的であるため、当該直近の株価を基準として、当該株式を取得するかどうかの判断を比較的容易に行うことができると考えられるのではないか。
    - 逆に、希薄化率が大きければ、株価に与える影響が大きいため、「熟慮期間」がより必要になると考えられるのではないか。

## 「待機期間」の短縮又は撤廃⑨ー「証券情報」についての検討(3)

○ その場合の「一定の希薄化率」の基準としては、以下のような水準が考えられるが、どう考えるか。

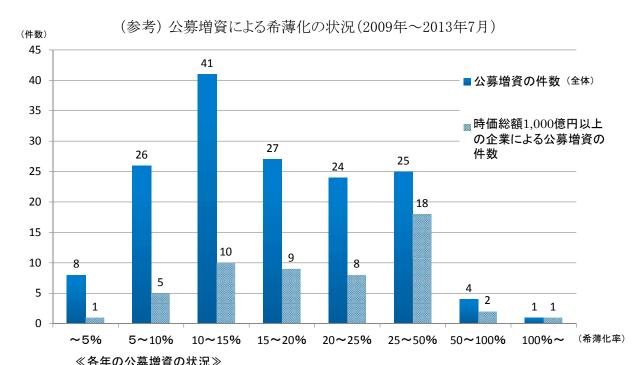
• 10% : 米国において一括登録制度が導入された際に上限とされていた基準(現在は撤廃)

 15%: 平成4年まで証券業協会の「公正慣習規則」により、証券会社が、 株式による公募増資の引受けを行う際、市場に悪影響を与えない上限 として採用されていた基準(現在は撤廃)

• 20% : 上記の「公正慣習規則」において、証券会社が、新株引受権の引受けを 行う場合の上限として採用されていた基準(現在は撤廃)

- ⇒ 以上を総合的に勘案すると、大枠としては、以下のような要件を満たす場合に限り、「待機期間」を短縮 又は撤廃することが考えられるのではないか。
  - ① 「特に周知性の高い企業」である場合
  - ② 普通株式の発行である場合
  - ③ 希薄化率が低い増資である場合

16



" I I " I I I						
	2009年	2010年	2011年	2012年	<b>2013年</b> (7月まで)	合計
全体	43件	39件	25件	24件	25件	156件
時価総額1,000億円 以上の企業	24件	15件	5件	4件	6件	54件

## 「待機期間」の短縮又は撤廃⑩

- 「待機期間」を「短縮」するのか「撤廃」するのかについては、以下の点を勘案すると、「撤廃」すること としてはどうか。
  - 仮に前述のような見直し措置を前提とすると、当該特例措置については、①「特に周知性の高い企業」が、②普通株式の発行により、③希薄化率が低い増資を行う場合、という、相当限定された場合にのみ認められるものであること
  - 仮に「待機期間」を設ける場合には、たとえ短期間であっても、投機的な空売りを含む「売り」が発生することは避け難いと考えられること
  - 「待機期間」を撤廃する場合には、増資に対する市場の反応を見ずに「発行価格」が決められることとなるが、仮に発行価格が高すぎれば、引受証券会社は「募集残」を抱え込むこととなるため、適切な引受審査を行う一定のインセンティブが働くことが期待できると考えられること
  - 米国のWKSIにおいても、「待機期間」については、「短縮」ではなく、「撤廃」されていること
  - (注) 仮に法令上「待機期間」の設置義務を撤廃したとしても、増資企業と引受証券会社との判断により、増資企業の状況や市場環境等を踏まえつつ、個々の増資に最も相応しい期間を選んで「待機期間」を任意に設置することは可能。

18

## 「待機期間」の短縮又は撤廃⑪

○ 仮にこうした措置を講じる場合には、

禁止されている「届出前勧誘」に該当しない行為、すなわち許容される企業情報の発信に係る行為 を明確化する措置を併せて講じることにより、

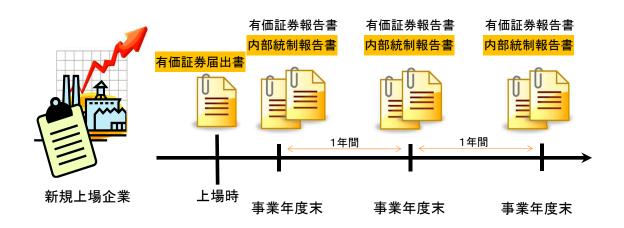
投資者が、「届出書の提出」前においても、増資予定企業の「企業情報」を受け取ることができる機会を拡大することが適当なのではないか(別途「事務局説明資料3」参照)。

資料2-1

# 【事務局説明資料】 新規上場に伴う負担の軽減

# 平成25年10月15日(火) 金融庁総務企画局

# 新規上場に伴う開示義務



1

# 新規上場時の負担の軽減(有価証券届出書)①

## 問題意識

- 新規上場しようとする企業は、上場時に行う募集・売出しのために必要となる「有価証券届出書」において、過去5年間分∞の財務諸表の記載が求められている。
  - (※)過去5年間のうち、過去2年間分は公認会計士の監査が必要。
  - (注)昭和46年の証券取引法改正で導入。
- <u>新規上場のコストを低減させる観点から、「有価証券届出書」において記載が求</u>められている財務諸表の年数を限定することができないか。

2

## (参考) 有価証券届出書

- 〇新規上場時に提出する「有価証券届出書」の記載内容等は内閣府令で定められている。 (企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号の4様式)
  - 有価証券届出書(第2号の4様式)の主な記載内容は以下のとおり。

## 第一部「証券情報」

(募集(売出)の額、募集(売出)の方法・条件、引受人の名称、手取金の使途等) 第二部「企業情報」

(企業の概要、事業の状況、設備の状況、提出会社の状況、経理の状況(※)等)

(※) 過去2事業年度の連結及び単体財務諸表(公認会計士の監査証明が必要)

## 第三部「特別情報」

過去5事業年度の単体財務諸表のうち、第二部に掲げたもの以外のもの(監査証明不要)

## <u>第四部「株式公開情報」</u>

(特別利害関係者等の株式等の移動状況、第三者割当等の概況、株主の状況等)

● 「有価証券届出書」には、「添付書類」として、定款や、発行決議を行った取締役 会の議事録の写し等を添付することとされている。

3

# 新規上場時の負担の軽減(有価証券届出書)②

## 検 討

- 新規上場時に提出される「有価証券届出書」に記載する財務諸表については、以下の状況がみられる。
  - ① 新規上場以外の上場企業が募集・売出しに当たり「有価証券<u>届出書</u>」を提出する場合には、直近の「有価証券<u>報告書</u>」を活用することが認められているところ、当該直近の「有価証券<u>報告書</u>」では、<u>過去2年間分</u>の監査済み財務諸表の記載で足りることとされている。
    - (注) このほか、設立後5年未満の企業が上場する場合にも、過去の財務諸表が5年間分に満たない 形で有価証券届出書を提出することを認めている。
  - ② 新規上場に伴う募集の際に、投資者に交付される「目論見書」には<u>過去2年</u>間分の財務諸表のみが記載されている。
  - ③ 新規上場企業に投資する投資者は、当該企業の過去の業績(上場前の業績)ばかりではなく、特に将来性を重視する場合も多いと考えられるが、この点については、平成15年以降、いわゆる「リスク情報」や「経営者による財政状態及び経営成績の分析(MD&A)」の開示の充実が図られ、広く定着していると考えられる。
  - ④ 主要国で過去5年間分の財務諸表の記載を求めている例はない(6頁参照)。
  - ⑤ 今般、米国において、新興成長企業に限定した措置として、<u>過去2年間分</u>の財務諸表の記載で足りるとする開示簡素化が図られ、国際的な状況にも変化が生じている。

# 新規上場時の負担の軽減(有価証券届出書)③

- 〇 以上を勘案し、<u>「有価証券届出書」に記載する財務諸表については、過去2年間</u> 分の財務諸表の記載のみ(監査証明が必要)を求めることとしてはどうか。
- もっとも、新規上場企業が<u>自主的に</u>過去5年間分の財務諸表を記載することまで妨げる必要はないことから、こうした場合には、「有価証券届出書」の「添付資料」として提出することを認めることが適当ではないか。

# (参考)新規上場時に求められる財務情報の主要国との比較

国∙地域	記載事項	特例等
米国	・過去2事業年度分の監査済み連結貸借対照表 ・過去3事業年度分の監査済み連結損益計算書、 連結キャッシュフロー計算書	<ul><li>・(JOBS法)新興成長企業に ついては、過去2事業年度分の 監査済み連結財務諸表を記載</li></ul>
EU	<ul><li>・(株式)過去3事業年度分の監査済み連結財務諸表</li><li>・(債券)過去2事業年度分の監査済み連結財務諸表</li></ul>	
香港	・過去3事業年度分の監査済み連結財務諸表	
シンカ゛ホ゜ール	・過去3事業年度分の監査済み連結財務諸表	
日本	<ul><li>過去2事業年度分の監査済み連結財務諸表及び 財務諸表</li><li>過去5事業年度分の財務諸表(上記2事業年度 分は記載不要)</li></ul>	・外国会社については、過去3事 業年度分の監査済み連結財務諸 表のみの記載も可能

6

# 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)①

## 問題意識

- 上場企業は、各事業年度ごとに「内部統制報告書」の提出が求められており、当該「内部統制報告書」には、公認会計士による監査を受けることが必要となっている。
- 当該義務は、上場企業全てに課されるものであるため、新規上場企業も、上場後 各事業年度ごとに、公認会計士による監査を受けた「内部統制報告書」の提出が 必要となる。
- <u>新規上場のコストを低減させる観点から、「内部統制報告書」の提出に係る負担を一定期間軽減することができないか</u>。

## (参考) 内部統制報告書

- 〇「内部統制報告書」は、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算 に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について、<u>経営</u> 者が評価し、その結果を記載した報告書。
  - (注1) 投資者等に適正な財務情報が開示されることを確保することを目的とし、平成20年4月1日以降開始される事業年度より導入された制度。
  - (注2) 事業年度ごとに提出することが求められ、投資者等に対して開示されている。

### 〇具体的には、

- 内部統制を整備・運用する責任を負う経営者が、
  - ① 財務報告に係る内部統制について、期末時点において全社/業務プロセスレベルで内部統制の有効性に関する評価を行い、
  - ② 当該有効性の評価結果を記載した報告書(「内部統制報告書」)を作成・開 示することが求められている。
- ・加えて、当該「内部統制報告書」については、公認会計士が
  - ③ 内部統制の有効性の評価結果を適正に表示しているかどうかについて、<u>監査</u>を行う
- こととされている。

8

# 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)②

## 検 討

- 〇 経営者による内部統制の有効性の評価と「内部統制報告書」の作成・開示については、
  - ① 上場会社の場合、企業が作成する財務報告に基づき広く一般に株式等が売買されることを踏まえれば、上場会社である以上、経営者が当該財務報告の適正性を担保するために内部統制の有効性を評価し、その結果を報告することは必要と考えられること
  - ② 米国において新興成長企業に対して講じられた緩和策も、内部統制に係る 監査の免除のみであり、「内部統制報告書」の提出義務自体は維持されて いること

を踏まえると、<u>経営者による内部統制の有効性の評価や「内部統制報告書」の</u> 作成・開示を免除することは、必ずしも適当ではないのではないか。

# 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)③

- 一方で、「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査については、
  - ① 新規上場企業については、上場時に金融商品取引所から内部管理体制も含めた厳格な上場審査を受けていること、
  - ② 内部統制に係る監査報酬は、一般的に、年間監査報酬額の20%前後を占めていると言われているが、新規上場企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合が多いと考えられること、
  - ③ 今般、最も厳格な内部統制報告制度で知られる米国においても、上場促進の ため、新興成長企業を対象に、内部統制に係る監査を免除する措置が講じら れたこと、

を勘案すると、<u>新規上場後一定期間に限り「内部統制報告書」に係る公認会計士</u> の監査を免除することが考えられるのではないか。

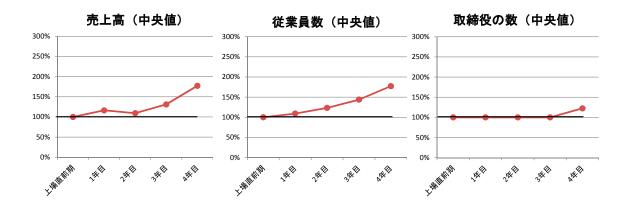
- (注) 当該監査を免除しても、企業は財務諸表監査の前提条件の確認のため、公認会計 士から内部統制の整備・運用状況の確認を受けることから、一定のチェックはかか るものと考えられる。
- ー もっとも、新規上場企業が<u>自主的に</u>「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査を受けることまで妨げる必要はないのではないか。

10

# 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)④

- 〇 仮に以上のような負担軽減措置を講じる場合、<u>当該「一定期間」をどの程度とすることが適当か</u>。
- 新規上場を行った企業について、内部統制環境と関わりが深い売上高、従業員数、役員数を確認したところ(中央値ベース)、上場後3年間は、いずれの指標も上場時からの変化率が50%を下回っており(12頁参照)、この間は、多くの新規上場企業において、企業状態にそれほど大きな変化はないと考えられることから、「3年間」(3回免除)としてはどうか。
  - (注)米国では「5年間」免除とされているが、一方で、免除対象企業が成長し、免除 基準(売上高10億ドル未満等)を満たさなくなった場合には、監査義務を復活させ る仕組みとなっている。

# (参考) 平成20年東証上場企業の売上高等の変化



12

# 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)⑤

- ただし、新規上場企業であっても、その<u>規模に照らし、市場への影響や社会・経済的影響が大きいと考えられる企業</u>については、内部統制が適切に機能していることを特に厳格にチェックする必要性が高いと考えられることから、こうした企業は対象外とすることが適当ではないか。
- その場合の基準としては、
  - 公認会計士法においては、大規模な会社(大会社等)については、監査人の独立性等を強化し監査人としての責務を厳格に果たす必要があるとの観点から、有価証券報告書提出会社でない会社の監査(会社法監査)であっても、有価証券報告書提出会社の監査(金商法監査)と同様の厳しい紀律が求められていること

を勘案すれば、例えば、この「大会社等」の基準(<u>資本金100億円以上又は負債総額</u> 1,000億円以上)を適用することが考えられるのではないか。

# 新規上場後の負担の軽減(内部統制報告書関連)⑥

- なお、免除期間内に上記の基準を超えることとなった企業については、その翌期から、「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査を義務付けることも考えられるが、
  - ① 基準値到達が視野に入った新規上場企業が、監査負担を避けるため資本金・ 負債を抑制するおそれがあり、企業の経済活動を歪める懸念があること(新 規・成長企業へのリスクマネー供給のための施策でありながら、<u>こうした企</u> 業の増資や資金調達を抑制するインセンティブとなりかねないこと)、
  - ② 軽減措置は一定期間(3年間)に限った措置であること(いずれにせよ4年目からは「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査が必要となること)、を勘案すれば、<u>あえてこうした措置まで講じる必要性は乏しいのではないか</u>。 (新規上場後3年間は、仮に途中で「大会社等」の基準に該当することになったとしても、「内部統制報告書」に係る公認会計士の監査を免除することとしてはどうか)

14

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

# 鱼

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	路称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	企業開示ガイドライン

<u>.</u>	コメントの概形	金融庁の考え方
	●企業開示ガイドライン2−12 (取得勧誘又は引	(取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為)
-	有価証券届出書の提出を要しない募集又は売	ご理解のとおりです。
	出しについては、今回の2-12の改正によって取	
	得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為につ	
	いて新たな義務が課されるものではないという理	
	解で差し支えないか。	
7	2-12は「例えば次に掲げる行為は有価証券の	2-12④から⑧までの規定については、有価
	取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないこと	証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売
	に留意する」としている。本改正案は、元々「届出	付け勧誘等に対象を限定するものではないた
	前勧誘に該当しない行為の明確化」を主眼として	め、2-12④から⑧までのいずれかに該当する
	おり、募集や売出しの場面を想定されていること	行為であれば、有価証券の私募やいわゆる私
	は承知しているが、金商法第2条第3項で「取得勧	売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等にも該
	誘」は「新たに発行される有価証券の取得の申込	当しないこととなります。
	みの勧誘」、金商法第2条第4項で「売付け勧誘	他方、2-12①及び②は有価証券の募集又
	等」は、「既に発行された有価証券の売付けの申	は売出しを行う場合の行為を対象としており、ま
	込み又はその買付けの申込みの勧誘」をいうと定	た2-12③は有価証券届出書又は発行登録書
	義されており、特に募集や売出しに限定されてい	の提出日を基準に該当性を判断するものである
	ないことから、上記「例えば次に掲げる行為は有	ため、有価証券の私募やいわゆる私売出しを行
	価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当し	う場合の行為については、2-12①から③まで
	ないことに留意する」という文言は私募及び私売	の規定に該当しないものと考えられます。もっと
	出しの場合にも妥当し、2-12で列挙されている	も、2-12は、取得勧誘又は売付け勧誘等に該
	行為については、募集又は売出しの場合と同様、	当しない行為の典型例を示すものであるため、
	私募及び私売出しの場合にも取得勧誘又は売付	有価証券の私募やいわゆる私売出しを行う場合
	け勧誘等に該当しない行為と考えられるようにも	の行為が取得勧誘又は売付け勧誘等に該当す
	思われる。2-12冒頭で「例えば」とわざわざ明記	るかの判断は、2-12の各規定を参考にして行
	していることからも、このような解釈の余地がある	われることになると考えられます。
	と思うが、このような理解で正しいか。	
3	そもそも、2-12の改正は発行登録後の情報発	発行登録後においては、当該発行登録に係る
	信とは無関係であり、発行登録後において行われ	有価証券について勧誘を行うことが可能である
	る当該登録者に関する情報の発信について、本	当該登録者に関する情報の発信について、本 ため、本改正により新たな義務が課されることは

l		
	改正案により新たな義務が課されることはないと	ないという点については、ご理解のとおりです。
	の理解でよいか。	
4	2-12の勧誘に該当しない例として、第三者割	4-1では有価証券の募集又は売出しに係る
	当に加え、プレ・ヒアリングや一定期間前の発行	情報を不特定多数の者に発信するような行為が
	会社の情報発信、通常の製品の広告、アナリス	対象とされているところ、そのような行為は2一
	ト・レポート等が盛り込まれたのは、実務を良く踏	12①の第三者割当を行う場合の調査や2-12②
	まえた適正な改正案であり、当該案文作成に関わ	の需要の見込みに関する調査、及び2-12③か
	った方々の実務センスを評価する。	ら⑧までに掲げる行為には該当しないこととなり
	しかし、同じく勧誘の該当性の解釈に影響があ	ます。
	る点で共通性のある4-1では、大株主やアナリ	
	スト向けの発行会社の説明会での口頭の説明や	
	インターネット等で広告をする行為が届出前募集	
	等に該当し得る旨の定めがあり、これと2-12と	
	の関係を判りやすく示していただけるとありがた	
	い。例えば2-12の類型で勧誘に該当しなければ	
	4-1の問題にはならない旨を明示する、4-1は	
	そもそも勧誘の媒体に制限がない旨を定めたに	
	過ぎず、勧誘の有無は2-12で決まることを明示	
	する等はいかがか。	
2	4-1がそもそも立看板、ラジオといった表現	貴重なご意見として承ります。
	等、携帯メールやネット社会の時代に適合的でな	
	くなっており、この機会又は近いうちに4-1の趣	
	旨の再確認、2-12との関係や規制の表現等に	
	ついて再考することも考えられる。	
9	2-12の技術面について、③、⑤、⑥、⑦は類	貴重なご意見として承ります。
	型的に重複感があり、もう少し整理できないか。	
7	2-12②により、有価証券の募集又は売出しを	2-12②で規定している事項は、あくまで「募集
	行おうとする者が、当該募集又は売出しに先立	又は売出しを行おうとする有価証券に対する投
	ち、株券等保有割合が5%以上である大株主と当	資者の需要見込みに関する調査」であり、大株
	該募集又は売出しについて協議するような場合	主に対して、募集又は売出しの実施の可否を相
	が、直ちに有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘	談するような行為は、「勧誘」に該当するものと
	等に該当するとされることがなくなったものと理解	考えられます。
	しているが、この場合、金商業等府令第117条第1	また、金商業等府令第117条第1項第15号で
	項第15号に規定する措置又はこれに準ずる措置	は、①調査の実施方法の適正性についてダブル
	を講ずることが必要とされている。金融商品取引	チェックすること、②公表前に上場株券等の売買
	業者等に該当しない募集又は売出しを行おうとす	等を行わないこと及び情報を他の者に漏らさな
	る者が、当該行為を行おうとする場合、金商業等	い義務を負うことについて、調査対象者に約させ
	府令第117条第1項第15号に規定する措置の全て	ること、③調査の実施者及び調査対象者の氏名
	を講ずることは実務上困難であることから、通常、	等並びに調査実施日及びその方法を記載した
	「これに準ずる措置」を講ずることになるものと思	書面を5年間保存することなどが規定されてお
	われるが、この「準ずる措置」の内容が不明確で	り、これらについて、それぞれ規定に「準ずる措
	ある。これを明らかにするため、「準ずる措置  の	雷   を構ずる心要があると考えられますので、 修

- 2 -

		十四年分十四十
<u>8</u>	コメントの数割	金棚1707考え万
	直後に、「(例えば、当該調査の対象者との間で、	正案としてご提示いただいた措置のみでは足り
	秘密保持及び募集又は売出しを行うことが公表さ	ないと考えております。なお、例えば、調査主体
	れ若しくは当該募集又は売出しを行わないことを	において法令遵守管理に関する業務を行う部門
	通知されるまで当該募集又は売出しを行う者が発	が存しない場合には、その他の適切な部門や外
	行者である上場株券等の売買等を行わないことを	部の専門家の承認を受けることで、上記①に係
	内容とする契約を締結する措置等)」等の文言を	る「準ずる措置」を講じたということができるもの
	追加すべきである。	と考えられます。
8	2-12②について、法人関係情報に該当する、	ご理解のとおりです。
	(a)証券会社が売出人と引受契約を締結して行う	なお、(b)については、売付け勧誘等により金
	有価証券通知書の提出義務(同時に目論見書の	商法上の開示義務等が生じない場合であれば、
	作成義務)を伴う国内上場会社の株式売出し、又	いわゆるプレ・ヒアリングの可否が問題となる場
	(よ(b)証券会社が売出人と引受契約を締結して行	面ではないように思われます。
	う有価証券通知書の提出義務のない(同時に目	
	論見書の作成義務のない)国内上場会社の株式	
	売出し(いわゆるプロスなし売出し、発行会社の適	
	時開示のみが行われる。)に際し、金商業等府令	
	第117条第1項第15号に定める手続きに準ずる措	
	置を講じて行うプレ・ヒアリングは、売付け勧誘等	
	に該当しないため、可能と理解してよいか。	
6	2-12②について、証券会社が売出人と引受契	ご理解のとおりです。
	約を締結して行う有価証券通知書の提出義務(同	
	時に目論見書の作成義務)を伴う国内上場会社	
	の株式売出しのうち、主要株主が売出人となり、	
	かつ、売出しの売却により、主要株主の異動が生	
	じる見込みである売出しは、売出しと主要株主の	
	異動が生じる見込みであるという2つの法人関係	
	情報が生じた状態となる。かかる状態で行うプレ・	
	ヒアリングは、売付け勧誘等に該当せず、かつ、	
	金商業等府令第117条第1項第14号に定める法人	
	関係情報を提供した勧誘行為の禁止にも該当しな	
	いという理解でよいか。	
10	2-12②は、「募集又は売出しを行おうとする有	2-12②は、有価証券の募集又は売出しを行
	価証券に対する投資者の需要の見込みに関する	おうとする際に実施される需要の見込みに関す
	調査であって、特定投資家…(国、日本銀行及び	る調査を対象としているため、原則として、発行
	適格機関投資家以外の特定投資家については、	会社、売出人及び引受証券会社が調査主体に
	金商品取引業者等が当該募集又は売出しを行お	なることが想定されています。
	うとする顧客からの委託により又は自己のために	もっとも、適格機関投資家のみを調査対象と
	当該調査を行う場合に限る)…を当該調査の対象	するものであれば、アセット・マネージャー等の
	者とし、かつ、金商業等府令第117条策1項第15号	第三者による需要の見込みに関する調査であっ
	に規定する措置又はこれに準ずる措置を講じて行	ても、有価証券の募集又は売出しを行おうとする
	われるもの」と規定している。特定有価証券に当	に際し、発行会社等から依頼を受けて実施され
	たるファンドの楊合、ファンドを運用するアセット・	るものである限り、2-12②に該当するものと考

1		
<u>.</u>	コメントの概要	金融庁の考え方
	マネージャーは、発行者でも引受証券会社でもないが、発行者と同様、当該有価証券の需要の見込みにつき、強い利害関係を有する者といえる。上記の「国、日本銀行及び適格機関投資家以外で一に限る」の記載によれば、適格機関投資家のみを対象顧客として需要の見込み記載を行えるように思うが、このような理解で正しいか。また、投資者の需要の見込みに関する調査に、第一種金融商品取引業にも当たらないため、適格機関投資家のみを対象顧客として需要の見込みに関する調査は、接一種金融商品取引業にもにもない。直格機関投資家のみを対象顧客として需要の見込みた調査する場合、投資助言・代理業者として登録している金融商品取引業者も、投資者の需要の見込みに関する調査を行うことができると考えられるが、このような理解でよいか。	えられます。 また、2-12②に該当する調査は、金商法第2 条第8項に掲げる行為が行われず、かつ発行会 社等から依頼を受けて実施されるものであれ ば、投資助言・代理業の登録をしている金融商 品取引業者でもこれを行うことができるものと考 えられます。
=	2ー1なにしいて、需要の元なかに関する調理 の実施時点において、開示されていた大量保有報 告書により株券等保有割合が5%であることが確 認された株主(特定投資家ではない想定)に需要 の見込みに関する調査を実施した場合に、(1)後 日当該株主が提出した大量保有報告書の変更報 台書で実施時点より前になされた株主の変更報 台書で実施時点ない。また(2)複数日にわたり複数回の需要の見込みに関する調査が実施されては、30分に 要の見込みに関する調査が実施されている期間 中に、例えば、新株予約権の第三者による行使等 により調査対象者の株券等保有割合が5%未満であっ 上の保有の判定は当該調査対象者の技能が高が 上の保有の判定は当該調査対象者の提出した毎 回の調査の実施時点における直近の大量保有報 音書(又は変更報告書)で行うと理解するが、それでよいか。	調量の対象者のが称等体料自治したいた に、原則として各調査実施時点における直近の 大量保有報告書なば変更報告書などにより59% 以上であることを確認すれば足り、調査実施後 に当該調査実施時点において5%未満であった ことが判明したとしても、そのことにより当該調査 が取得勧誘又は赤付け勧誘等に該当することに はならないと考えられます。 ただし、調査の実施者が、当該調査実施の時 点で当該対象者の株券等保有割合が5%未満 であることを知っているような場合には、当該調 重は2-122の調査に該当せず、取得勧誘又は 売付け勧誘等に該当し得るものと考えられます。
12	2-12②について、金商業等府令第117条第1 項第15号の規定は募集のみを対象としているが、 開示ガイドラインでは「募集又は売出しを行おうと する有価証券」とあることから、有価証券届出書の 提出を要する売出しについても対象となるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。 なお、有価証券の売出しに係る需要の見込み に関する調査の場合でも、原則として金商業等 府令第117条第1項第15号に規定する措置を講 じることが必要であり、それが困難な場合等に限 り、「これに準ずる措置」で対応することが許容されることになると考えられます。

- 3 -

ġ.	コメノトリの教	金融庁の考え方
13	ライツ・オファリングにおける新株予約権の行使 価額等に関する調査についても、2-12②の調査 に該当すると理解してよいか。	行使価額等に関する調査が、想定される行使 価額における行使数量の調査といった需要の見 込みを確認するための調査ということであれば、
		2-12②の調査に該当します。
14	売出しにおける2-12②に従い行われる需要調料について、済林福町が姿命カロは推発を原す部	ご理解のとおりです。
	国にしい、「国的俄国女真多人は休かず不自当のこと、「大井十一社才ストア」、ガー、教子	
	no スタタメエエントントネーエードス゚ダ ロエン ノ プイダメテニリー 会社又は売出人が行うことも想定していると理解	
	してよいか。	
15	国内新規上場会社(IPO案件)による募集又は	ご理解のとおりです。
	売出し、又は国内上場しない海外上場外国株式	
	等の国内募集又は売出し(いわゆるPOWL案件)	
	のうち法人関係情報に該当しない案件について	
	は、金商業等府令第117条第1項第15号に定める	
	手続きに準ずる措置を講じて行うことにより、2ー	
	12②で規定する行為に該当すると理解してよい	
	ى ئ	
16	売出しの場合においては、売出しの実施に向け	発行会社が売出しに係る引受契約の当事者と
	た準備に係る協議を発行会社と行うことが多く、売	なっている場合であれば、ご理解のとおりです。
	出しを行おうとする有価証券に対する投資者の需	
	要の見込みに関する調査の実施について、売出	
	人からではなく発行会社から希望が寄せられるこ	
	とも想定される。	
	また、売出しに係る引受契約は、売出人と引受	
	証券会社のみが当事者となる2者契約ではなく、	
	発行会社を含む3社契約とすることが一般的であ	
	9%	
	このような場合には、発行会社からの希望に基	
	づいて需要の見込みの調査を行うことが2-12②	
	の「金融商品取引業者等が売出しを行おうとする	
	顧客からの委託により当該調査を行う場合」に該	
	当すると理解してよいか。	
17	法人関係情報に該当しない募集又は売出しに	最終的には事案に応じて個別具体的に判断
	関する需要の見込みの調査を行う場合において、	することとなりますが、通常は左記のような事項
	2-12②の金商業等府令第117条第1項第15号に	を約させることで足りるものと考えられます。
	規定する措置に準ずる措置を講じるためには、同	
	第15号イ(2)の調査対象者に約させる事項は、	
	「当該募集又は売出しが公表されるまでの間、当	
	該募集又は売出しに係る情報を調査対象者以外	
	の者に提供しないこと」とすることでよいと理解し	
	てよいか。	
18	2―12③ ナ 「当該発信に係ろ堪休が継続的	「他の者によって再び当該情報の発信が行わ

<b>ું</b>	ロメントの表験	金融庁の考え方
	掲示される場合にあっては当該情報の発信が行	れることが想定される場合」とは、典型的には、
	われる時点は当該掲示が開始される時点とす	情報の発信者が他の者に当該情報の再発信を
	る。」としている。	依頼するような場合を指し、他の者による再発信
	しかし、当該発信をウェブサイトで行う場合、掲	が一定程度具体的に想定される場合をいうもの
	示開始後においても、利用者は、何ら不自由なく	と考えられます。
	当該発信情報にアクセスできる状態が継続するこ	ウェブサイトにおける情報の発信について「他
	ととなる。それにもかかわらず、当該応当日後もウ	の者によって再び当該情報の発信が行われるこ
	ェブサイトでの掲示を継続することを認めたので	とが想定される場合」には、通常、募集又は売出
	は、当該応当日後も当該発信を新たに行っている	しの1月前の応当日以前にウェブサイトにアップ
	場合と実質的に同様となり、妥当でないと思われ	ロードされたファイルであることが明確となって
	8°	いれば、当該応当日後に当該ファイルを消去す
	したがって、当該発信をウェブサイトで行う場合	ることや、情報の発信者が意図しない転載等が
	は、「当該応当日から有価証券届出書の提出まで	行われた場合に消去を依頼することまでは不要
	の間に当該発信が行われることを防止するため	と考えます。
	の合理的な措置」として、当該応当日から有価証	
	券届出書の提出までの間は、当該発信をウェブサ	
	イトから削除しなければならないこととするべきで	
	<b>න</b> රිං	
	また、当該発信をウェブサイトで行う場合におけ	
	る「当該応当日から有価証券届出書の提出までの	
	間に当該発信が行われることを防止するための	
	合理的な措置1の具体的内容としては、前記のよ	
	うな当該応当日から有価証券届出書の提出まで	
	の間の削除に加え、当該発信において当該応当	
	日から有価証券届出書提出までの間の転載等を	
	禁止する旨付記することとし、これに反して転載等	
	が行われてしまった場合における削除依頼等につ	
	いては、過度の負担となることを避けるため、不要	
	とするべきである。	
19	有価証券届出書の提出日の1月前の応当日以	「他の者によって再び当該情報の発信が行わ
	前に会社に関する一定の資料(オファリングに言	れることが想定される場合」とは、典型的には、
	及するものではない)を会社のウェブサイトに掲載	情報の発信者が他の者に当該情報の再発信を
	し、1月前の応当日より後もかかる資料をウェブサ	依頼するような場合を指し、他の者による再発信
	イト上に掲載し続ける場合、当該資料に日付を付	が一定程度具体的に想定される場合をいうもの
	すなどして過去の資料であることを明らかにすれ	と考えられます。
	ば2-12③の「当該応当日から有価証券届出書	ウェブサイトにおける情報の発信について「他
	の提出までの間に当該発信が行われることを防	の者によって再び当該情報の発信が行われるこ
	止するための合理的な措置」として足りるという理	とが想定される場合」には、通常、募集又は売出
	解でよいか。なお、米国SECルール163Aにおいて	しの1月前の応当日以前にウェブサイドにアップ
	は、当該資料が適切に日付が付されるなど過去	ロードされたファイルであることが明確となって
	の資料であることが特定でき、オファリングにおい	いれば、当該応当日後に当該ファイルを消去す
	て当該資料に言及しない限りにおいて、ウェブサ	ることや、情報の発信者が意図しない転載等が
	イトに資料を掲載し続けることは可能とされてい	行われた場合に消去を依頼することまでは不要

20 02	2000年の100日の100日の100日の100日の100日の100日の100日の	本元ます。
	22	一
	1100110011111111111111111111111111111	
	スーロスのはインダーネジトキの、電子型祭体によ	
	る情報の発信も含まれるものと理解している。そ	
<u> </u>		
	のように、インターネット上に情報を掲載する場の	
_	には、閲覧者が当該情報又はそのリンクを別のウ	
_	- ブサイトチの他の媒体に再掲載することは一部	
	1、7、1、7、10分別には、	
	的に引 能ぐめり、 発信有もそのような冉衒戦の 引	
	能性を予測可能ではある。一方、そのような自己	
- 5	と無関係の他者による再掲載を防ぐことは不可能	
1-	であるし、既発信の情報を取り下げさせることは	
	なって かんだい はい はい はい カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	いろうの拳米人は出してしている。のしてい	
	なりかねず やほり問題がある。これらに鑑みると、	
_	一般的・抽象的な再掲載の可能性を単に認識又	
	は予測しているのみでは、2-123の「再び当該	
- 1	9. ※O C - 6. 6. 7. 19. 1 - 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	
_	育戦の発信が行われることが、想定される場合」 こ	
-luri	該当するものではなく、取下げその他の特別な措	
4=	<b>置をとる必要はないという理解でよいか。</b>	
. 16	0-10-31-41-41-41-62	0-10-31-11-11-12-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-
	2~12の12の12の13の13の13の12の12の12の12の12の12の12の12の12の12の12の12の12の	2-12-21-21-21-21-12 - 21-12 -
.\	有価証券の発行者に関する情報(当該発行者の	発行者の発行する有価証券の募集又は売出し
٠٦٠١	発行する有価証券の募集又は売出しに係る情報	に係る情報を除く。) 」と2-12⑤における「企業情
i N	を除く。) レ・2 – 12(5)における「企業情報」の属	報 1の内容及び属性に差異はないため、2-125)
	は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	147577 3日次079717 7日776.65 75271 15億11-1714 2 7 4 1 日 1 7 4 1 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4
_	ユエートイイイトートのドードになって こんこう こくしょう こうしゅん はっぱん しょうしょく しょうしょく しょう	ころ  7の  12米       東
_	は、有価証券届出書中の証券情報以外の発行者	報(当該発行者の発行する有価証券の募集又は
_	情報(財務諸表等の数値情報、事業等のリスク等	売出しに係る情報を除く。)」に修正します。
	の定性情報等)を指し、2-12⑤における情報は	なお、2-12③に該当する情報の発信が、同
	右価証券 屈田 単に 中令キャだ ハー 船的たぐ 業権	時に2-12年から8手でのいずれかの行為に該
. "	五百百分/田田山(19日97997・「次479月末三日十七十十十十十十十十一十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	はして こくじょうのの ていて・9 45分・211 値 1分字 十2 抽 クー・チーク 日本七 井田 ・ナ 罪 5 4 7 1 1 1
nT	戦を指すということか。または、単に2-123川4个	当する場合には、「台埋的な指直」を講じなくとも
-	定期又は単発の情報を指し、2-12⑤は定期的な	取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないことと
_	情報を指すということか。あるいは、2-12③は有	なります。
_	価証券届出書提出の具体的な予定がある場合の ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
_	情報発信であり、2-12⑤は有価証券届出書提出	
	の予定がない場合の情報発信ということか。合理	
-44	的措置を講じるべき情報の属性・内容を明確にし	
	たし,	
22	2-123について、有価証券の発行者に関する	単に上場準備をしている旨や上場申請を行っ
		ナー・ニース・ミュ・ショ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・コ・
		に目ならり手大に示る11年で2光1百〜の34514〜
•	<b>人は兄田しに徐の情報は孫がれているが、光行</b>	有値記券の参耒入14元日しに徐の肩報」には
-11	者が上場準備をしていること、証券取引所に上場	該当しないと考えられます。
_	申請したこと等は直接的に有価証券の募集又は	
Int. /	売出しに係る情報ではないため、有価証券届出書	
	の提出日の1月前の応当日以前であれば発信可	
40	ポインル曲路ドナンセ	
1	agua, chita casasas	

	金融庁の考え方	ご理解のとおりです。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																															2-12②に該当する調査における情報提供で	:   あれば、ご理解のとおりです。								
	コメントの概要	2-12③は新規上場(IPO)に係る有価証券届出書にも適用されると理解してよいか。	2-12③の改正事項は日本のキャピタルマーケ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	シアがより商力的によるように行われるものである。	98 秦阳古家仆 多个块户或凹陷人社会书匠工	機関校員家、発行有及の引受寄在の息見は、	リテール募集と海外募集を組み合わせることが日	本では難しいということである。	本改正案は限られた問題しか扱っていないよう	に思う。リテール募集と海外募集の制度を抜本改	革する必要がある。	また、目論見書において想定価格が公表される	前の勧誘は大きな問題点である。	しかしながら本改正案は上場企業のPOとIPOの	場合の違いについて定義していない。この2つの	ケースは全く異なる。上場企業のPOの場合は、重	要な非公開情報が常に問題となる。しかし、IPOの	場合は、ほとんど問題とならない。	しかし、この改訂においても、また金商法、日本	証券業協会ルール、証券会社のコンプライアンス	ルールにおいても、この2つのケースの区別があ	まりされていない。海外の慣習では、上場会社の	場合において、届出前に勧誘できる人数に厳しい	制限があり、機関投資家に対するIPOの場合はこ	のような制限はない。	また、IPOにおいて、現在、日本では、届出前勧	誘はほとんどできない。日本の上場承認日におい	ては、勧誘なしに想定価格が公表される。香港、	シンガポール、ロンドン、ニューヨーク等では、目	論見書に想定価格が記載されており、勧誘ができ	る市場である。法律とルールが明確にならない限	り、東京は魅力的な市場にならない。	例えば、発行者による届出の一定期間前の情	報発信が行われた後に、金融商品取引業者によ	って当該発行者が発行する有価証券の募集に係	る需要の見込みの調査が行われ、当該需要の見	込みの調査に際して発行者によって発信された情	報と同じ情報(例えば社名や会社概要等)が金融	商品取引業者から調査対象者に提供されることを	もって、2-12③の「他の者によって~防止するた	めの合理的な措置を講じて行われるもの」に抵触	するものではないと理解してよいか。
	No.	23	24	i																														25									
_																															-												

8

- 2 -

例えば、以下のような事例は、2~12③の「他の者によって再び当該情報の発信が行われることが 想定される場合」に該当しないという理解でよい か。 - 機関投資家を対象としたミーティングを開催 し、日付を付した資料を配布した場合 - 機関投資家を対象としたミーティングを開催 し、資料を配布した当の一手の大き開催 し、資料を配布した。フィングを開催 し、資料を配布した。フィングを開催 し、資料を配布した。フィングを開催 で、上記の事例が「他の者によって再び当該 傾我の発信が行われることが想定される場合」に 該当する場合、参加者に対し、ミーナングに参加	最終的には事業に応じて個別具体的に判断 することとなりますが、一般的には、左記のよう な事例であれば、当該情報の再発信を依頼する 等の特段の事情がない限り「他の者によって再 び当該情報の発信が行われることが想定される 場合」には該当しないものと考えられます。 なお、仮に「他の者によって再び当該情報の 発信が行われることが想定される場合」に該当 するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよ、、左記のような措置が「合理的な措 置」に該当する場合もあるものと考えられます。
自によって再び当該情報の発信が行われることが 思定される場合」に該当しないという理解でよい り。 - 機関投資家を対象としたミーティングを開催 し、日付を付した資料を配布した場合 - 機関投資家を対象としたミーティングを開催 し、資料を配布したい又は配布した資料をミー ティング終了後に回収する場合 仮に、上記の事例が「他の者によって再び当該 精戦の発信が行われることが想定される場合」に 該当する場合、参加者に対し、これが「一本」	することとなりますが、一般的には、左記のような事例であれば、当該情報の再発信を依頼する 等の特段の事情がない限り「他の者によって再 び当該情報の発信が行われることが想定される 場合」には該当しないものと考えられます。 なお、仮に「他の者によって再び当該情報の 発信が行われることが想定される場合」に該当 するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよく、左記のような措置が「合理的な措置
間になっている。 は定される場合」に該当しないという理解でよい。 ・機関投資家を対象としたミーティングを開催 し、日付を付した資料を配布した場合 ・機関投資家を対象としたミーティングを開催 し、資料を配布したい又は配布した資料をミー ティング終了後に回収する場合 仮に、上記の事例が「他の者によって再び当該 精戦の発信が行われることが想定される場合」に 該当する場合、参加者に対し、これが「一等加	な事例であれば、当該情報の再発信を依頼する 等の特別であれば、当該情報の再発信を依頼する 等の特別の事情がない限り「他の者によって再 び当該情報の発信が行われることが想定される 場合」には該当しないものと考えられます。 なお、仮に「他の者によって再び当該情報の 発信が行われることが想定される場合」に該当 するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよく、左記のような措置が「合理的な措置 置」に該当する場合もあるものと考えられます。
びたされる場合」に設当しないという理解でよい ・機関投資家を対象としたミーティングを開催 ・機関投資家を対象としたミーティングを開催 ・機関投資家を対象としたミーティングを開催 し、資料を配布しない又は配布した資料をニー ティング終了後に回収する場合 仮に、上記の事例が「他の者によって再び当該 精戦の発信が行われることが想定される場合」に 落当する場合、参加者に対し、ミーナイングに参加	な事例であれば、当終情報の月発信を依頼する 等の特段の事情がない限り「他の者によって再 び当該情報の発信が行われることが想定される 場合」には該当しないものと考えられます。 なお、仮に「他の者によって再び当該情報の 発信が行われることが想定される場合」に該当 するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよく、左記のような措置が「合理的な措 置」に該当する場合もあるものと考えられます。
<ul> <li>・機関投資家を対象としたミーティングを開催 ・ は日本付した資料を配布した場合</li> <li>・機関投資家を対象としたミーティングを開催</li> <li>し、資料を配布しない又は配布した資料をミーティングを開催 がし、上記の事例が「他の者によって再び当該 原に、上記の事例が「他の者によって再び当該 青戦の発信が行われることが想定される場合」に</li></ul>	等の特段の事情がない限り」他の者によって再び当該情報の発信が行われることが想定される 場合」には該当しないものと考えられます。 なお、仮じ「他の者によって再び当該情報の 発信が行われることが想定される場合」に該当 するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよ、、左記のような措置が「合理的な措置」に該当する場合もあるものと考えられます。
- 機関投資家を対象としたミーティングを開催し、日付を付した資料を配布した場合 - 機関投資家を対象としたミーティングを開催し、資料を配布しない又は配布した資料をミーティング終了後に回収する場合 仮に、上記の事例が「他の者によって再び当該 万様の発信が行われることが想定される場合」に	び当該情報の発信が行われることが想定される 場合」には該当しないものと考えられます。 なお、仮に「他の者によって再び当該情報の 発信が行われることが想定される場合」に該当 するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよ、、左記のような措置が「合理的な措置」に該当する場合もあるものと考えられます。
<ul> <li>L、日付を付した資料を配布した場合</li> <li>一様関投資家を対象としたミーティングを開催</li> <li>L、資料を配布しない又は配布した資料をミーティング終了後に回収する場合</li> <li>板に、上記の事例が「他の者によって再び当該有報の発信が行われることが想定される場合」に、該当する場合、参加者におし、ミーナングに参加</li> <li>エ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	場合」には該当しないものと考えられます。なお、仮に「他の者によって再び当該情報のなお、仮に「他の者によって再び当該情報の発信が行われることが想定される場合」に該当するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想定可能な再発信を防止するための措置がとられていればよく、左記のような措置が「合理的な措置」に該当する場合もあるものと考えられます。
<ul> <li>機関投資家を対象としたミーティングを開催し、資料を配布しない又は配布した資料をミーティング終了後に回収する場合 仮に、上記の事例が「他の者によって再び当該預数に指が行われることが想定される場合」に 数当する場合、参加者にあし、まって、 がった でん いっち かいきいき いっち かいきいき いっち かいきいき いまい ここと いっち かいきいき いまいき かいきいき いきいき かいきいき いきいき かいきいき いきいき</li></ul>	なお、仮に「他の者によって再び当該情報の 発信が行われることが想定される場合」に該当 するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよく、左記のような措置が「合理的な措置」に該当する場合もあるものと考えられます。
し、資料を配布しない又は配布した資料をミーティング終了後に回収する場合 仮に、上記の事例が「他の者によって再び当該 精靱の発信が行われることが想定される場合」に 該当する場合、参加者に対し、モーイングに参加	発信が行われることが想定される場合」に該当 するときは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよく、左記のような措置が「合理的な措置」に該当する場合もあるものと考えられます。
ティング終了後に回収する場合 仮に、上記の事例が「他の者によって再び当該 情報の発信が行われることが想定される場合」に 該当する場合、参加者に対し、モーティングに参加	するとさは、実務上合理的に可能な範囲で、想 定可能な再発信を防止するための措置がとられ ていればよ、、左記のような措置が「合理的な措置」に該当する場合もあるものと考えられます。
仮に、上記の事例が「他の者によって再び当該 情報の発信が行われることが想定される場合」に 该当する場合、参加者に対し、ニーイングに参加	定可能な再発信を防止するための措置がとられていればよく、左記のような措置が「合理的な措置を「産」に該当する場合もあるものと考えられます。
情報の発信が行われることが想定される場合」に 核当する場合、参加者に対し、ミーティングに参加 オーエー・エロックルが、エイエーを	ていればよく、左記のような措置が「合理的な指置」「該当する場合もあるものと考えられます。
数当する場合、参加者に対し、Rーティングに参加 +	置」「「該当する場合もあるものと考えられます。
コー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
することによりその内容(及ひ配布資料)を他に照	
示しない旨に同意したとみなす旨を通知すれば、	
2-12③の「当該応当日から有価証券届出書の	
提出までの間に当該発信が行われることを防止	
するための合理的な措置」に該当するか。	
証券会社が、有価証券届出書の提出日の1月	
前の応当日以前に、プレ・ディール・リサーチ・レポ	
ート(会社の分析であり、オファリングには言及し	
ない、を国内の投資家に配布する場合、配布方法	
を限定すれば、2-12③の「他の者によって再び	
当該情報の発信が行われることが想定される場	
合」に該当しないという理解でよいか。	
仮に該当する場合、転送禁止の旨を明記する	
などの措置を講じれば、2-12③の「当該応当日	
から有価証券届出書の提出までの間に当該発信	
が行われることを防止するための合理的な措置」	
に該当するという理解でよいか。	
有価証券届出書の提出日の1月前の応当日以	ご理解のとおりです。
前に発行者に関する情報(当該発行者の発行す	なお、発行者又は売出人が他の者に当該情
る有価証券の募集又は売出しに係る情報は含ま	報の再発信を依頼した場合などにおいて、有価
ない)を発信し、2-12③の「当該応当日から有価	証券届出書の提出日の1月前の応当日の翌日
証券届出書の提出までの間に当該発信が行われ	から、有価証券届出書の提出日までの間に、当
ることを防止するための合理的な措置」が実態と	該他の者により当該情報の再発信が行われたこ
しても講じられているという前提の下であれば、他	とを当該発行者又は当該売出人が知った場合に
の者によって再び当該情報の発信が行われたと	は、有価証券届出書の提出日を当該再発信の
いう結果のみをもって有価証券の取得勧誘又は	日から1月後にするなどの対応を行うことが考え
売付け勧誘等に該当するものではないとの理解	られます。
でよいか。	
2-12③の「他の者によって」とは、主幹事証券	「他の者」には、有価証券届出書提出の予定
会社等の募集に関与する証券会社等、「有価証券	を知らない者も含まれるものと考えられます。
	証券届出書の提出までの間に当該発信が行われることを防止するための合理的な措置」が実態としても講じみれているという前提の下であれば、他の者によって再び当該情報の発信が行われたという結果のみをもって有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当するものではないとの理解でよいか。  2-12③の「他の者によって」とは、主幹事証券会社等、「有価証券会社等の

	川 メントの資料	金融庁の考え方
	届出書提出の予定を知る」他の者との理解でよい	もっとも、上記のとおり、「他の者によって再び
	か。例えばマスコミが含まれる場合、合理的措置	当該情報の発信が行われることが想定される場
	を講じることは困難である。また、有価証券届出書	合」とは、情報の発信者が他の者へ当該情報の
	提出の予定を知らない証券会社の場合、当該証	再発信を依頼した場合など、他の者による再発
	券会社によるアナリスト・レポートの発行を差し止	信が一定程度具体的に想定される場合に限ら
	めることはできないと思料する。	れるものと考えられます。
		そのため、報道機関が独自の取材により、企
		業の募集等の予定を報道した場合など、情報の
		発信者が他の者へ当該情報の再発信を依頼し
		たとは言えないような場合には、「他の者によっ
		て再び当該情報の発信が行われることが想定さ
		れる場合」には該当しないものと考えられます。
		また、「合理的な措置」としては、実務上合理
		的に可能な範囲で、想定可能な再発信を防止す
		るための措置がとられていればよいものと考え
		られます。
30	2-12③で「有価証券届出書の提出日の1月前	ご指摘を踏まえ、発行登録書の提出も加える
	の応当日以前において・・・」とあるが、発行登録	こととします。
	書の提出の場合も加えていただきたい。	
31	2-12③について、プレ・ディール・リサーチ等	ご理解のとおりです。
	の届出の一定期間前の情報発信において、発行	
	者のプレ・ディール・リサーチ時点の企業価値(時	
	価総額)について言及されている場合であっても、	
	当該発行者の発行する有価証券の募集又は売出	
	しに言及するものでなければ、当該情報発信が有	
	価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当する	
	ものではないという理解でよいか。	
32	103について、有価証券届出書提出前の1	ご指摘を踏まえ、「有価証券届出書の提出日
	月前の応当日以前において行われる情報発信に	の1月前の応当日以前」に「応当日」当日が含ま
	ついて、当該情報の再度の発信が応当日に行わ	れることを明確にすべく、「当該応当日の翌日か
	れた場合であっても、取得勧誘又は売付け勧誘に	ら有価証券届出書の提出までの間に当該発信
	該当しないという理解でよいか。	が行われることを防止するための合理的な措置
		を講じて行われるもの」に修正します。
33	2-12③から⑦までの規定は、有価証券の募	ご理解のとおりです。
	集又は売出しに言及しない情報発信であることを	
	前提としており、その限りにおいて2-12③から⑦	
	までに該当する場合には、取得勧誘又は売付け	
	勧誘等に該当しないとの理解でよいか。	
34	有価証券の募集又は売出しに言及しない情報	ご理解のとおりです。
	発信で、かつ届出書提出日の1ヶ月以内に行われ	なお、2-12①、②及び④から⑧までの行為
	ても勧誘に該当しないものの典型例が、2-12⑤	は、届出書の提出日に係わりなく勧誘に該当し
	又は⑦であるとの理解でよいか。	ない行為とされています。

- 10 -

2		全軸庁の差え方
5	KANAL ANT	### 1 00-9 K/J
35	2-12(7)の1 回答 1の方法は、電話、電子メール、 西黙等 タの方法は関わないとの理解が下い	回答の方法は問いませんが、当該問合せを行った。 考しなまる 回答り アルボス 回答と アクロギ
	が、西欧本、このジュを同じている。「この、中華にあり、	こった自己が、の回日につく日本的などは、このることが必要と考えられます。
36	2-12⑧の「執筆を担当する者をアナリスト・レ	貴重なご意見として承ります。
	ポートの対象となる企業の発行する有価証券の取	
	得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の「きょい」をディン・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・	
	の1年3万の過剰するにあり週割を指しては、タニアは、その割布では、多にとは、その割布では今表が有価罪券の10番	
	勧誘又は売付け勧誘等に該当しないための前提	
	条件であるが、「金融商品取引業者等(当該金融	
	商品取引業者等において、執筆を担当する者をア	
	ナリスト・フボート(個別の企業の分析及び評価に開土を終過しました) なまん サーゴート はおらば	
	異9の具件にあつこ、多数の合こと) 9の11部の法律を目的アするものをいった 以下(8)にだいて同	
	じ。)の対象となる企業の発行する有価証券の取	
	得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報	
	の伝達から遮断するための適切な措置を講じてい	
	る場合に限る。)により通常の業務の過程におい	
	て行われる上場企業である発行者に係るアナリス	
	ト・レポートの配布又は公表(当該発行者に係るア	
	ナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する	
	場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再	
	び開始する場合を除く。)」とした方が読みやすい	
	のではないか。	
37	2-12⑧について、アナリスト・レポートの配布	企業開示ガイドライン改正の趣旨は、有価証
	又は公表のうち、(1)アナリスト・レポートの配布若	券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない
	しくは公表を開始する場合、及び(2)中断後再開	行為を明確化することにあります。
	する場合が、有価証券の取得勧誘又は売付け勧	したがって、有価証券届出書等の提出前の行
	誘等に該当しないものから除かれている。これ	為が2-12のいずれにも該当しないことをもって
	は、(1)及び(2)はいずれも開始・再開がいつの時	勧誘に該当するという意味ではなく、そのような
	点であるかにかかわらず、常に取得勧誘又は売	場合であっても、有価証券の取得勧誘又は売付
	付け勧誘等に該当すると読めるが、(1)又は(2)	け勧誘等に該当しない場合があり得ることを否
	の場合であっても取得勧誘又は売付け勧誘等に	定するものではありません。
	該当しない枠組みを設けるべきではないか。	
38	2-128は、アナリスト・レポートの対象を「上場	左記のような上場企業である発行者以外のア
	企業である発行者」としているが、日本証券業協	ナリスト・レポートやインダストリー・レポートの配
	会「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」	布又は公表は、2-12®には該当しないものと
	では、上場企業に限定せず、「個別企業の分析、	考えられます。
	評価等が記載された資料」としており、過去に社債	もっとも、2-12⑧は勧誘に該当しない典型的
	の募集に係る有価証券届出書を提出し継続開示	なケースを例示として記載したものであり、上記
	企業となっている発行者、又は同様に継続開示を	のとおり、2-12のいずれにも該当しない行為で
	行っているいわゆる財投機関債の発行者である	あっても、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘

ટ	コメントの教制	金融庁の考え方
	非上場企業に係るレポートもアナリスト・レポートと	等に該当しない場合があり得ることを否定するも
	している。これらのアナリスト・レポートの配布又は	のではありません。左記のような上場企業であ
	公表についても、 通常の業務の過程において行	る発行者以外のアナリスト・レポートやインダスト
	カれる限り、有価証券の取得勧誘又は売付け勧	リー・レポートの配布又は公表は、2-1287実
	誘等に該当しないとの理解でよいか。	質的に同等の状況で行われている限り、有価証
39	2-12®は、アナリスト・レポートについて「発行	券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないも
	者に係るアナリスト・レポート」であり「個別の企業	のと考えられます。
	の分析及び評価に関する資料」としているが、い	
	わゆるインダストリー・レポート(同一業界の複数	
	の企業の分析、評価等が記載されたもの)につい	
	ても、2-12®のアナリスト・レポートに含まれると	
	いう理解でよいか。	
40	2-12®においては、「当該金融商品取引業者	ご指摘を踏まえ、「当該金融商品取引業者等
	等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポ	において、執筆を担当する者をアナリスト・レポ
	ートの対象となる企業の発行する有価証券の取	ートの対象となる企業の発行する有価証券の募
	得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報	集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘
	の伝達から遮断するための適切な措置を講じてい	等に関する未公表の情報の伝達から遮断する
	る場合に限」る旨が定められている。ここでの情報	ための適切な措置を講じている場合に限り」」に修
	遮断措置は、投資銀行部門とリサーチ部門との間	正します。
	における情報遮断措置を求めていると思われる	
	が、「売付け勧誘等」は、有価証券の募集又は売	
	出しに限らず、いわゆるセカンダリービジネスにお	
	ける有価証券の勧誘行為をも広く含む概念でもあ	
	り、文言上、情報遮断措置が必要となる範囲が投	
	資銀行部門との間のみならず、セールス&トレー	
	ディング部門との間にも要求されるようにも読める	
	おそれがある。そこで、当該文言を、「当該金融商	
	品取引業者等において、執筆を担当する者をアナ	
	リスト・レポートの対象となる企業の発行する有価	
	証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付	
	け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断	
	するための適切な措置を講じている場合に限」る	
	と変更していただきたい。	
	また、かかる変更が行われない場合であって	
	も、上記の「有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘	
	等に関する未公表の情報」とは、有価証券の募集	
	又は売出しに係る勧誘行為に関する未公表の情	
	報を意味しているという理解でよいか。	
	●企業開示ガイドライン8−3 (特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱い)	<b>高い者による届出の効力発生日の取扱い</b> )
4	第三者割当に係る有価証券届出書が、C個別ガイ	8-3は、第三者割当の場合にも適用されま
	ドライン皿「株券等発行に係る第三者割当」の記載に	す。ただし、8-2④に該当する第三者割当につ
	関する取扱いガイドラインの審査対象に該当しない	いては、8-3柱書のただし書における「当該取

- 12 -

- 11

į		
<u>.</u>		金融庁の考え方
	場合は、8-3の適用対象であるという理解でよい	扱いが適当でないと認められる場合」に該当す
	か。	ると考えられるため、当該第三者割当に係る届
42	特に周知性の高い者による届出の効力発生日	出につき直ちに効力を発生させることはできない
	の 野地 パー関する 単化を存 兄 する丼 巻の草 年 マ	<b>イ帯レいと 井中</b>
		0 7 62 7 7 7 7
	ほ売出しに除して美施される、5 受証券会在によ	
	るグリーンシューオブションのための株券の第三	
	者割当の効力発生日についても、8-3の適用要	
	件を充足する株券の募集又は売出しと同様に直	
	たに対力が発生するといい理解でよいた。	
43		
2		
	の取扱いに関する8-3の要件を充足する株券の	
	募集又は売出しに際して、同時に行われる	
	・引受証券会社によるグリーンシューオプション	
	のための株券の第三者割当	
	・日証協の「募集等の引受け等に係る顧客への	
	配分に関する規則1第2条第3項の適用を受け	
	実施される。引受訴券会社による引受けが行	
	たるななななのは なるなななななななななな。 なるなななななななななななな。 なるなななななななななな	
	こうがよくによって シャイン・ラン・コー・ファン・コー・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン	
	たの体がの 第二年記当	
	・日証協の「暴集等の引受け等に徐る顧客への	
	配分に関する規則」第2条第3項の準用(同規	
	則第14条にて準用を規定)を受け実施される、	
	海外における引受証券会社による引受けが行	
	われ臨時報告書が提出される株券の募集又	
	は売出しと並行して行われる株券の国内にお	
	ける第三者割当	
	の効力発生日についても、8-3の適用要件を充	
	足する株券の募集又は売出しと同様に直ちに効	
	力が発生するという理解でよいか。	
44	特に周知性の高い者による届出の効力発生日	ご理解のとおりです。
	の取扱いに関する8-3の要件を充足する株券の	
	募集又は売出しに際して、日証協の「募集等の引	
	受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条	
	第3項の適用又は準用を受け、国内外にて実施さ	
	れる引受証券会社による引受けが行われる株券	
	の募集又は売出しと並行して国内にて行われる新	
	株予約権あるいは新株予約権付社債の第三者割	
	当の効力発生日については、無償割当以外の新	
	株予約権あるいは新株予約権付社債には特に周	
	知性の高い者による届出の効力発生日の取扱い	
	が適用されないため、原則通り7日あるいは15日	
	な 協等の 整十 になる だい は の が に に が に が に が に が に が に が に が に に に に に に に に に に に に に	

2	脚撃のインメロ	会融庁の考え方
	その場合、適用要件を充足する株券の募集又	
	は売出しについては、①直ちに効力が発生するこ	
	とも可能であり、かつ、②特に周知性の高い者に	
	よる届出の効力発生日の取扱いを受けず原則通	
	リ7日あるいは15日経過後の効力発生とすること	
	も可能である、という理解でよいか。	
45	特に周知性の高い者による届出の効力発生日	ご理解のとおりです。8-3の要件を満たして
	の取扱いに関する8-3の要件を充足する募集又	いても、届出書記載事項の一部が記載されてい
	は売出しに際して、ブックビルディングを経て条件	ない場合には、届出書の効力は発生しません。
	決定するプロセスを踏むことも想定される。その場	その場合、金商法第8条第2項が適用されると
	合、当初届出書提出日をX日とすると、X日から実	考えられます。
	施したブックビルディングを経てX+1日に条件決	
	定に係る訂正届出書の受理が行われると、最短	
	でX+1日即日に効力が発生し、X+1日より届出	
	の効力発生により投資者に有価証券を取得させ	
	又は売り付けることが可能(すなわち募集期間に	
	入ることができる)という理解でよいか。	
46	現行の23の5-1の改正が予定されておらず、	貴重なご意見として承ります。
	23の5-1が8-3を準用していないことから、発	
	行登録の効力発生には8-3が準用されないもの	
	と理解している。	
	しかしながら、発行登録を利用する場合であっ	
	ても、「特に周知性の高い企業」に関する十分な情	
	報提供が行われているという状況は有価証券届	
	出書による届出を行った場合と変わらないもので	
	あり、また、近時発行登録を利用した株式の公募	
	案件も出てきていることから、発行登録を利用す	
	る「特に周知性の高い企業」が8−3(1)~(3)の要	
	件を満たす場合にも待機期間を撤廃することに合	
	理性があると考える。従って、現行の23の5ー11こ	
	ついて、8-3も準用する内容に改めるべきであ	
	\$6°	
47	8-3(2)①では、株券の募集・売出しの場合に	貴重なご意見として承ります。
	限って要件を満たすものとされており、振替債や	
	金融商品取引所に上場される新株予約権付社債	
	(CB)については、8-3の対象とはされていな	
	۲۷°	
	この点、8-3の対象は「普通株式や投資証券	
	(REIT等)など、仕組みが単純かつ標準的」な有価	
	証券に限ることが想定されていると理解している	
	が、振替債や(上場株券を目的とする)金融商品	
	取引所に上場される新株予約権付社債について	

- 14 -

2	相集らユニュー	今間中の井ヶ中
48	も仕組みが単純かつ標準的であることについては 株券や(8-3(2)②に記載されている)ライツ・オフ アリングにおける新株予約権と大きく異ならないと 考える。従って、振替債(投資法人債券を含む。) や金融商品取引所に上場される新株予約権付社 債についても8-3(2)①の要件を満たすことが可 能となるよう規定を見直すべきである。 8-3(2)は「次のいずれかに係る届出であるこ と(中略)①上場株券又は店頭登録株券に該当す 各株券の募集又は売頭登録株場に該当す 各株券の募集又は売頭登録株場に該当す る株券の募集又は売頭登録株場に設当 の継続開示義務を果たしている上場会社が売出 において提出する書類は「届出」ではな(通知書 であるので、上記8-3(2)①文言から「売出し」 を削除すべきではないか	ご指摘を踏まえ、原案を修正します。
49	8-3(3)(1)及び(2)では、算定式の分母として 「当該募集前の当該株券(発行者が所有するもの を除、)の総数」が基準とされているが、この「総 数」にいわゆる潜在株式が含まれるか否かが明 確ではなく、規定の趣旨が明らかになるよう文言 を見直すべきである。	8-3(3)①及び(2)の「当該募集前の当該株券 (発行者が所有するものを除ぐ。)の総数」には潜在株式は台まれません。 なお、文言の明確性に係るご指摘について は、原案の記載でも上記の趣旨は理解が可能で あると考えます。
50	国内外にて株券の募集又は売出しが行われる場合には、海外における株券の募集又は売出しも含めて8-3(3)の算式を適用するという理解でよいか。	ご理解のとおりです。ご指摘の点が明確になるよう、原案を修正します。
12	特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱いに関する8-3の要件を充足する株券の事業又は売出しと同時に新株予約権付社債を募集する場合において、新株予約権付社債には特に別知性の高い者による届出の効力発生日の取扱いが適用されないため原則通リ7日あるいは15日経過後の効力発生となる場合には、新株券については直ちに効力発生となる場合には、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により移転する予定の株券の総数については算式に含める必要はないという理解でよいか。	8-3(3)において希薄化に関する要件を規定したのは、希薄化による影響の少ない募集又は売出しであれば、待機期間を設けずとも投資家において直前株価等を参考に容易に投資資制が可能であると考えたためです。この点、ご指摘の場合においては、8-3の要件を充足する募集又は売出しと同時に新株予約件付社債が発行されることから、前者の募集又は売出しが単独で実施される場合に比べて、新株予約権の行使状況によっては希薄化の影響が大きくなる可能性があると考えられるため、一般的に投資家において投資判断をすることが困難になると考えられます。したがって、新株予約権付社債に係る新株予約権の行便により移転する株券についても、8-3(3(3)①の算式に含める必要があると考えられます。この点が明確になるよう、原案を修正します。

ļ			
	%.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	52	同日に一般募集に係る有価証券届出書とその他の者に対する割当に係る有価証券届出書が提出される場合、8-3(3)①の計算は個々の届出に基づいて算出するのか、合算して算出するのか、確認したい。	ご指摘の場合においては、それぞれの有価証券の発行が条件決定の場面等において相互に影響することが考えられるため、8-3の要件を充足する募集又は売出しが単独で実施される場合と比べて、一般的に投資家において投資判断をすることが困難になると考えられます。したがって、8-3(3)①の計算においては、想定されている2つの募集における発行予定数を合算して算出すべきと考えられます。
1	23	8-3(3)①の「移転」する予定の株券には募集される自己株券が含まれ、売出しを実施する株券(は含まれないという理解でよいか。例えば、	ご理解のとおりです。
	54	8~3(3)②の「移転」する予定の株券には新株予約権の行使に際して自己株券の交付が予定されている場合には、自己株券も含むという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
l L	55	8-3(3)について、待機期間の撤廃の対象となる一定の希薄化率以下の増資について、権利行使後の株式の流通性等を考慮し、ライツ・オファリングの場合は割当比率を1:0、2以下とするのではなく、1:1以下としていただきたい。株主割当であるライツ・オファリングについては、必ずしも公募増資等と同じ基準とする必要はな、また、1:0、2以下という基準を設けることにより、権利行使により端数や単元未満が生じる割当比率でのライツ・オファリングが一般化されることにつながり、好ましいものではないと考える。	本改正の適用があるのは時価総額が1,000億 円以上の会社であるところ、そのような規模の会社において、割当比率が1:1のライツ・オファリングを実施した場合、相当多額の資金調達となることから、一般的に、投資者は慎重な投資判断を要するものと考えられます。したがって、原案を維持させていただきます。
	56	有価証券届出書の記載事項は、企業情報と証券情報からなるが、本改正案において、「特に周知性の高い者」の要件の1つを、有価証券報告書提出会社としていることから、企業情報(参照情	貴重なご意見として承ります。

- 16 -

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	報)は既知・既公開であり、待機期間が撤廃されて	
	も分析や投資判断に重大な影響は出ないと整理	
	できる。一方、証券情報、中でも重要性の高い資	
	金使途は届出書の中で初めて明らかになるため、	
	希薄化20%以下という要件が課されていたとして	
	も、その分析や投資判断には相応の時間を要す	
	るケースもあり得る。こうした点を踏まえ、今後、	
	「特に周知性の高い者」以外の発行体も含め、資	
	金使途や資金調達の効果等をより詳細に開示さ	
	せるような制度面での手当てをご検討していただ	
	きたい。	

17 -

## 日本取引所金融商品取引法研究 第5号 2016年10月

ISSN 2188-2150



# 株式会社日本取引所グループ

http://www.jpx.co.jp/

〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号

本冊子の内容につきましては、ホームページ

(http://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-group/01.html)でもご覧になれます。

本出版物は著作権法によって保護されており、株式会社日本取引所グループに無断で転用、複製又は販売を行うことは固く禁じます。

※ 本冊子における報告者及び出席者の肩書は、特に断りのない限り、各研究会当時のものです。